

加西市地域防災計画

(震災対策計画編)

(風水害対策計画編)

(資 料 編)

加西市水防計画

令和7年度

加西市防災会議

加西市水防協議会

震災対策計画編

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 防災ビジョン	1
第1 基本理念	1
第2 基本目標	2
第3節 防災計画の種別と内容	2
第4節 防災に関する事務又は業務の大綱	2
第5節 防災計画の修正	3
第6節 兵庫県地域防災計画との関係	3
第7節 防災計画の周知徹底	3
第8節 防災関係機関の業務の大綱	3
第9節 加西市の地理的条件と地震災害履歴	5
第1 加西市の地理的条件	5
第2 地震災害の履歴	6
第10節 被害想定	7
第1 想定地震	7
第2 地震被害想定	8
第2章 災害予防計画	9
第1節 都市防災構造化計画	9
第1 道路整備の推進	9
第2 公園・緑地等の整備	9
第3 市街地整備の推進	9
第4 建築物等の耐震性の確保	10
第5 災害対策拠点、防災拠点の指定・整備	13
第6 地域住民の協力	15
第2節 地盤災害防止計画	15
第1 活断層の状況	15
第2 宅地災害予防計画	15
第3 災害危険区域防災計画	16
第4 急傾斜地崩壊対策事業計画	16
第5 地すべり防止計画	17
第6 砂防防災計画	17
第7 土砂災害特別警戒区域等の災害防止	17
第3節 河川予防計画	18
第4節 道路防災計画	18
第5節 林地等荒廃防止計画	19
第6節 ため池防災計画	19

第7節	防災営農計画	20
第8節	危険物等保安計画	21
第9節	消防予防計画	23
第10節	教育・保育等災害予防計画	25
第11節	文化財・歴史文化遺産の災害予防措置に関する計画	26
第12節	防災資材等点検整備計画	26
第13節	観測装置・情報システム点検整備計画	27
第14節	地震に関する調査研究の推進	28
第15節	防災用無線局整備計画	29
第16節	上・下水道防災計画	30
第1	上水道施設	30
第2	下水道施設	30
第17節	電力施設防災計画	31
第18節	ガス施設防災計画	32
第19節	鉄道施設防災計画	34
第20節	公衆電気通信施設防災計画	35
第21節	安全避難整備計画	36
第1	避難計画区域	36
第2	避難誘導体制の整備	37
第22節	訓練計画	38
第23節	防災知識普及計画	42
第1	住民に対する防災知識の普及	42
第2	自主防災組織・自治会等	43
第3	園児・児童・生徒	43
第4	事業所等	43
第5	職員に対する防災教育	43
第6	専門的人材の育成	44
第24節	自主防災組織等整備計画	44
第25節	要配慮者予防計画	48
第1	基本的事項	48
第2	保健・医療・福祉対策	49
第3	社会福祉施設・病院等における対策	50
第4	市外からの来訪者及び外国人への対策	51
第26節	3つの建物被害調査計画	52
第27節	防災に関する調査研究計画	55
第28節	地震防災緊急事業五箇年計画	55
第3章	災害応急対策計画	55
第1節	応急活動体制計画	55
第1	夜間・休日の初動体制	56
第2	平常勤務時の初動体制	59

第2節	災害警戒本部	6 1
第3節	災害対策本部	6 1
第1	動員計画	7 0
第2	情報計画	7 2
第3	災害通信計画	8 1
第4	応急活動計画	8 3
第4節	災害放送要請計画	8 4
第5節	災害広報計画	8 5
第6節	災害相談の実施計画	8 9
第7節	相互応援協力計画	9 0
第8節	消防計画	9 4
第9節	救急救助計画	1 0 2
第10節	避難計画	1 0 3
第1	市の公共施設及び防災上重要な施設等の避難	1 0 3
第2	避難指示等	1 0 4
第3	避難誘導	1 0 7
第4	避難所の開設・運営	1 1 0
第11節	災害救助法	1 1 6
第12節	食料供給計画	1 1 8
第13節	給水計画	1 2 1
第14節	物資供給計画	1 2 4
第15節	住宅対策計画	1 2 6
第16節	医療助産計画	1 2 9
第17節	救急医療対策計画	1 3 1
第18節	被災者救出・行方不明者捜索・収容・埋葬計画	1 3 6
第1	被災者救出計画	1 3 6
第2	行方不明者捜索・収容・埋葬計画	1 3 7
第19節	市民生活安定のための緊急措置計画	1 3 9
第1	災害弔慰金等の支給並びに災害援護資金 及び生業資金等貸付計画	1 3 9
第2	被災者生活再建支援制度	1 3 9
第3	農林漁業関係対策	1 4 0
第4	中小企業関係対策	1 4 0
第5	災害義援金品募集配布計画	1 4 0
第6	被災者の生活確保計画	1 4 1
第7	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）	1 4 2
第20節	感染症対策・保健衛生計画	1 4 3
第21節	障害物の除去計画	1 4 5
第22節	廃棄物処理計画	1 4 6
第23節	公共土木施設応急対策計画	1 4 9
第24節	公共施設応急対策計画	1 5 0

第25節	応急教育・保育計画	153
第1	応急教育計画	153
第2	応急保育計画	157
第26節	警備計画	158
第27節	交通輸送計画	158
第1	交通応急対策計画	158
第2	緊急輸送計画	161
第3	輸送移送計画	161
第28節	災害対策要員の動員計画	162
第29節	自衛隊災害派遣要請計画	163
第30節	県消防防災ヘリコプター支援要請計画	166
第31節	危険物等災害応急対策計画	167
第1	危険物災害応急対策計画	167
第2	火薬類、高圧ガス災害応急対策計画	168
第3	毒物劇物災害応急対策計画	169
第32節	急傾斜地の崩壊による災害応急対策計画	170
第33節	水道施設応急対策計画	170
第34節	下水道施設応急対策計画	171
第35節	電気事業災害応急対策計画	171
第36節	電気通信事業災害応急対策計画	173
第37節	ガス施設応急対策計画	175
第38節	放送事業災害応急対策計画	176
第39節	鉄道輸送事業災害応急対策計画	176
第40節	農林産業施設応急対策計画	177
第41節	航空機事故による災害応急対策計画	178
第42節	突発重大事故災害対策計画	178
第43節	民間団体活用計画	179
第44節	被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付	181
第45節	激甚災害の指定	181
第46節	二次災害防止計画	182
第47節	要配慮者支援対策	183
第48節	被災者支援のための情報の収集・活用計画	184
第4章	災害復旧計画	185
第5章	災害復興計画	186
第1節	組織の設置	186
第1	趣旨	186
第2	内容	186
第2節	復興計画の策定	186
第1	趣旨	186
第2	内容	186
付 編	南海トラフ地震防災対策推進計画	187
付 録	加西市防災会議条例	201
	加西市防災会議委員名簿	203

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、加西市防災会議が加西市の地域に係る災害対策全般に関し次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備と推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

また、行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局と庁内調整を行うとともに、男女共同参画センター等と連携し、地域防災計画修正や避難所や避難場所の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。

あわせて、災害対策基本法第8条に規定する障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等の「要配慮者」の参画を促進することとする。また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

第2節 防災ビジョン

第1 基本理念

市の地域特性や今後の都市として開発動向をふまえた地域防災計画策定及び運用の指針として、以下の3点を計画の理念とする。

- 1 「災害に強い加西市」となるようまちづくりを進める。
- 2 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛える。
- 3 「災害発生時に適切な対応をするためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

第2 基本目標

以上のような計画の理念により、この計画で達成すべき基本目標は、次の9項目とする。これらの基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まなければならない。

- 1 災害予防行政の推進
- 2 都市構造等の防災性の向上
- 3 要配慮者の安全確保のための環境整備
- 4 防災拠点施設の整備及び強化
- 5 市民・職員の災害時行動力の強化
- 6 地域・事業所における防災体制の強化
- 7 役割分担と連携方法の明確化
- 8 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- 9 実践的な防災訓練の実施

第3節 防災計画の種別と内容

本計画は、災害予防計画、対策計画及び災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その内容は概ね次のとおりである。

- 1 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、平時において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
- 2 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合においてそれを防御し、又は応急救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。
- 3 災害復旧計画は、災害により被害を受けた各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備えるための対策についての計画とする。
- 4 「付編 南海トラフ地震防災対応推進計画」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震の発生に備え、その対応のための計画とする。

第4節 防災に関する事務又は業務の大綱

- 1 市長は、市の執行機関及び他の地方公共団体並びにその他の関係機関の協力を得て、次に掲げる事務又は業務を処理する。
 - (1) 災害対策の組織の整備及び訓練に関すること。
 - (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
 - (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること。
 - (4) 避難指示等に関すること。
 - (5) 水防、消防その他の応急措置に関すること。
 - (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。
 - (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
 - (8) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策並びに社会秩序の維持に関すること。
 - (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
 - (10) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。

2 公共的団体（関西電力・N T T西日本等）及び消防法に基づく防災上重要な施設の管理者は、次の業務を処理する。

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めること。
- (3) 防災訓練を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材を備蓄又は整備し、その管理・保管に属する防災施設の整備、点検に関すること。
- (5) 市長の所轄のもとに災害復旧対策を実施し、及び市長の実施する応急処置が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。

第5節 防災計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により、必要があると認めるときは速やかに修正する。

第6節 兵庫県地域防災計画との関係

本計画は、兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）を基準とするとともに、加西市のみでは対応できないような大災害・広域災害が発生した場合は、加西市地域防災計画のみならず兵庫県地域防災計画・兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定・東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定・播磨広域防災連携協定に基づき、兵庫県及び播磨地域の市町等の防災関係機関との密接な連携のもと、災害応援要請又は支援を行う。

第7節 防災計画の周知徹底

関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究、教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災計画を円滑に推進するよう努める。

第8節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧
近畿農政局	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの備蓄	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの供給(売却)	
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 小野出張所	公共土木施設(直轄)の整備と防災管理	1 水防警報の発表伝達(指定河川、湖沼、海岸について)水防応急対策の技術指導 2 公共土木施設(直轄)の応急対策	被災公共土木施設(直轄)の復旧
陸上自衛隊 第8高射特科群		1 人命救助及び避難 2 応急対策の支援	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧
北播磨県民局 加東土木事務所	1 公共土木施設（所管）の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定 4 市街地再開発の推進（旧防災建築街区の造成を含む） 5 宅地造成等工事規制区域内における宅地と土石の堆積保全	1 公共土木施設（所管）の応急対策 2 水防警報の発表、伝達及び水防応急対策	1 被災公共土木施設(所管)の復旧 2 被災住宅に対する災害特別融資 3 災害公営住宅の建設等住宅災害の復旧
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所 加東農林振興事務所	1 農林水産関係施設（所管）の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害予防対策についての推進指導	1 農林水産関係施設の応急対策 2 応急救助用食糧の調達あっせん 3 災害対策用木材の調達あっせん 4 災害時における病虫害の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	1 被災農林水産関係施設(所管)の復旧 2 被災農林、漁業者に対する災害融資
北播磨県民局 加東健康福祉事務所		1 医療救護 2 感染症、給水等応急保健衛生対策 3 被災地の廃棄物処理対策 4 毒物劇物対策	1 保健衛生関係施設の復旧 2 廃棄物処理施設復旧
加西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難 3 交通応急対策	
N T T 西 日 本 株 式 会 社 （以下「N T T 西日本」という） 兵庫支店	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
北条鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応 急対策	被災鉄道施設の復旧
関西電力送配電株式会社 社配電営業所	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策	被災電力供給施設の復旧
兵庫県エルピーガス協会 加西地区	ガス供給施設の点検と防災管理	ガス供給施設の応急対策	被災ガス供給施設の復旧
加西市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害（PTSD）等の被災者への精神的、身体的支援
兵庫県トラック協会 北播支部		1 災害時における緊急陸上運送 2 緊急時の無線通信支援	
神姫バス株式会社 北条営業所 兵庫県タクシー協会 東播支部		1 災害時における緊急陸上輸送 2 緊急時の無線通信支援（兵庫県タクシー協会東播支部のみ）	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧
西日本高速道路株式会社 関西支社 福崎高速道路事務所	有料道路（所管）の整備と 防災管理	有料道路（所管）の応急対策	
加西市消防団	消防力の整備強化	防災活動及び被災者の応急救助	
加西市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の啓 発 2 ボランティアの登録	1 ボランティアへの応援要請 2 ボランティア活動のコーディネート	
加西市教育委員会		1 教育施設（所管）の応急対策 2 被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設（所管）の 災害復旧
市立加西病院	1 自衛消防組織の強化 2 入院・通院者の安全 対策及び入院者の緊急 連絡体制の確立 3 医療機器・施設の防災 管理		
加西市	1 市の地域に係る災害 予防事業の推進 2 備蓄資機材の整備等	1 災害応急対策の総合連絡調整 及び実施 2 県に対する要望事項のとりま とめ、災害広報、被害者の陳情 に対する調整 3 市の地域に係る応急対策	市の所管に 属する施設 等の復旧
北はりま消防組合 加西消防署	消防・予防活動	1 消防、水防活動等 2 被災者救出・救助活動	

第 9 節 加西市の地理的条件と地震災害履歴

第 1 加西市の地理的条件

加西市は、兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、東経 134 度 51 分、北緯 34 度 56 分の地点にある。市域面積は 150.22km²で、東西 12.4km、南北 19.8km の広がりを持ち、東は小野市及び加東市に、西は姫路市及び福崎町に、南は加古川市に、北は、西脇市、多可町及び市川町にそれぞれ隣接している。

市の北部には、古生層の山地（海拔 300～500m）が連なり、中国山地の裾野を形成している。そこに源を発する万願寺川、普光寺川、そして下里川の 3 河川は、丘陵・段丘面を刻み沖積低地を形成しながら、万願寺川に合流し、さらに加古川に合流している。

また、市の中央部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地が、西側には鶉野台地が広がり、播磨内陸地域最大の平坦部を形成している。特に、この一帯はため池が数多く点在し、県下でも有数の密集地帯となっている。一方、市の南部は、中世代の火山活動で形成された凝灰岩類、流紋岩類を母岩とする山地（海拔 200～250m）を形成している。

第2 地震災害の履歴

有史以来、兵庫県のごくどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。

このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,402人、負傷者40,092人）の被害が大きい。

兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発生年月日	(推定) 規模 (M)	備 考
1	599. 5. 28	7. 0	
2	701. 5. 12	7. 0	
3	745. 6. 15	7. 9	
4	827. 8. 11	6. 5～7. 0	
○5	868. 8. 3	7. 0 以上	播磨国地震
○6	887. 8. 26	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22	7. 0	
8	1096. 12. 17	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3	8 ¹ / ₄ ～8. 5	
10	1449. 5. 13	5 ³ / ₄ ～6. 5	
11	1498. 9. 20	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5	7 ¹ / ₂ ±1/4	
15	1662. 6. 16	7 ¹ / ₄ ～7. 6	
16	1707. 10. 28	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6	6 ¹ / ₄	
21	1891. 10. 28	8. 0	濃尾地震
○22	1916. 11. 26	6. 1	
○23	1925. 5. 23	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12	5. 2	京都府沖を震源とする地震
26	1946. 12. 21	8. 0	南海地震
27	1963. 3. 27	6. 9	越前岬沖地震
◎28	1995. 1. 17	7. 3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6	7. 3	鳥取県西部地震
○30	2013. 4. 13	6. 3	淡路島付近を震源とする地震
31	2018. 6. 18	6. 1	大阪府北部を震源とする地震

○は震度6以上の推定、◎は震度7の推定

なお、「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

第 10 節 被害想定

第 1 想定地震

兵庫県では、平成 21 年～22 年度にかけて県内に震度 5 強以上の揺れを生じさせる地震及び伏在断層を各市町役場直下に設定した断層地震を対象として、地震ごとの被害想定調査を実施し、地震被害想定の見直しを行っている。

各地震が発生した場合の加西市における震度 5 強以上の揺れを生じさせる地震の最大震度予測は次のとおりである。

	断 層 名	地震規模	震度の最大値
内陸型地震 (活断層 (主要))	有馬－高槻断層帯	M7. 7	震度 6 弱
	六甲・淡路島断層帯 (六甲山地南縁－淡路島東岸)	M7. 9	震度 6 弱
	六甲・淡路島断層帯 (淡路島西岸)	M7. 1	震度 5 強
	山崎断層帯 (主部南東部)	M7. 3	震度 7
	山崎断層帯 (主部北西部)	M7. 7	震度 6 弱
	山崎断層帯 (主部南東部・草谷断層)	M7. 5	震度 7
	山崎断層帯 (大原・土万・安富・主部南東部)	M8. 0	震度 7
	上町断層帯	M7. 5	震度 5 強
	大阪湾断層帯	M7. 5	震度 5 強
活断層 (主要以外)	御所谷断層帯	M7. 2	震度 5 強
各市町直下地震	明石市	M6. 9	震度 5 強
	加古川市	M6. 9	震度 6 弱
	高砂市	M6. 9	震度 6 弱
	稲美町	M6. 9	震度 6 弱
	播磨町	M6. 9	震度 6 弱
	姫路市	M6. 9	震度 6 弱
	神河町	M6. 9	震度 6 弱
	市川町	M6. 9	震度 6 強
	福崎町	M6. 9	震度 6 強
	たつの市	M6. 9	震度 5 強
	宍粟市	M6. 9	震度 5 強
	太子町	M6. 9	震度 5 強
	西脇市	M6. 9	震度 6 弱
	三木市	M6. 9	震度 6 弱
	小野市	M6. 9	震度 6 弱
	加西市	M6. 9	震度 6 強
	加東市	M6. 9	震度 6 弱
	多可町	M6. 9	震度 6 弱
	丹波市	M6. 9	震度 5 強

第2 地震被害想定

- 1 兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）では、兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、次の地震を想定し、詳細な地震被害想定を実施している。

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部）	M8.0
上町断層帯地震	上町断層帯	M7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層帯（紀淡海峡－鳴門海峡）	M7.7
養父断層帯地震	養父断層	M7.0

- 2 加西市に影響を及ぼす地震の中で人的被害が最も大きい山崎断層帯主部南東部・草谷断層の被害想定は次のとおりである。

建物被害	揺れ	全壊棟数	4,864棟
		半壊棟数	7,528棟
	液状化	全壊棟数	93棟
	火災	焼失棟数	5棟
死傷者数	建物倒壊 (冬早朝5時)	死者数	302人
		負傷者数	937人
		重傷者数	137人
	火災 (冬夕方18時)	焼死者数	1人
避難者数			12,032人

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災構造化計画

この計画は、地震・火災等による建造物の災害を未然に防止するとともに、被害を最小限に食い止めるため各種都市施設の整備とともに地域住民の協力のもと、災害に強い都市構造をもったまちづくりを推進するためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部都市計画課・土木課・建築課〕

第1 道路整備の推進

1 広域避難経路・輸送路の整備

大規模な災害時の広域的な輸送路及び避難経路の確保のため、都市間を結ぶ広域道路網の整備を推進する。

2 防災区画の整備

市内の中心市街地を都市計画道路に囲まれた「防災区画」に区分することで、広域火災の発生を未然防止する観点から都市計画道路の整備を積極的に推進する。

（現決定の中心市街地の都市計画道路網で防災区画の計画は概ね整っている。）

3 狭あい道路等の拡巾

防災区画内の生活道路のうち狭あい道路、行き止まり道路を積極的に改良し、緊急車両の通行改善、避難経路の確保に努める。

4 道路後退線の遵守等

建築物更新時においては建築基準法の道路後退線の遵守・啓発により、幅員4m以上の道路空間の確保に努める。

第2 公園・緑地等の整備

火災の延焼防止、避難者の安全確保を図るため、公園、緑地の整備を積極的に推進する。特に、旧市街地は、整備が遅れているため、都市計画マスタープラン等の基本計画に基づき、地区ごとの計画的な配置に努める。

第3 市街地整備の推進

1 道路整備事業等の推進

総合計画における市街地整備施策の基本方向に基づき道路整備事業等を積極的に推進し、良好な市街地の形成を進めることにより、市街地の不燃化、耐震化、緊急輸送路・避難経路の整備等「災害に強いまちづくり」を推進する。

2 公共空間の確保

その他、既成旧市街地の低層密集地区は、北条市街地住環境整備等による道路・公園の公共空間の確保を図り、地域特性を生かした住環境の向上と安全なまちづくりを推進する。

第4 建築物等の耐震性の確保

昭和 56 年建築基準法施行令改正前の既存の建築物の耐震化を、耐震改修促進計画に沿って推進することとする。

1 公共施設の耐震化

- (1) 市有施設について大地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。
- (2) 新たに建築する市有施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
- (3) 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。
 - ① 耐震性に優れた機器類の採用と耐震性を考慮した取付け（躯体との緊結）
 - ② バックアップ機能の充実
 - ③ 早期復旧ができる設備の構築
 - ④ エネルギー源の多重化と量の確保
 - ⑤ 自己電源の確保
 - ⑥ 自己水源の確保
 - ⑦ 消火・避難経路の確保
 - ⑧ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備（電気、水道、燃料）の確保
 - ⑨ 排水処理施設（汚泥処理を含む）の確保

2 一般建築物耐震化の促進

(1) 簡易耐震診断推進事業

市は、住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易耐震診断を実施する。

〔対象住宅〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅

〔事業主体〕 市

(2) 耐震化促進事業

① 住宅耐震改修計画策定費補助

安全性を確保するための耐震改修計画策定(工事費用の見積もりを含む)とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。

〔対象住宅〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅

〔対象者〕 市内に対象住宅を所有する者

〔補助対象〕 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

〔補助金額〕 補助対象となる費用の 3 分の 2 (補助限度額：戸建住宅＝20 万円)

〔事業主体〕 市

② 住宅耐震改修工事費補助

耐震改修工事費に応じて一定額の補助を行う。

〔対象住宅〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅

〔対象者〕 所得が 1,200 万円以下の市内に対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が 13,950,000 円以下）

〔補助対象〕 安全性を確保するための耐震改修工事（付帯工事含む）に要する費用で、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、且つ、補助実施の公表に同意した事業者との契約による工事に限る。

〔補助金額〕 補助率 5分の4 補助限度額 130万円

〔事業主体〕 市

③ 部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する場合に工事に要する費用の一部を補助する。

ア 簡易耐震改修工事費補助

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された木造住宅

〔対象者〕 所得が1,200万円以下の市内に対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が13,950,000円以下）

〔補助対象〕 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上（木造）となる耐震工事に必要な耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事（付帯工事を含む）に要する経費で、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、且つ、補助実施の公表に同意した事業者との契約による工事に限る。

〔補助金額〕 補助率 5分の4 補助限度額 50万円

〔事業主体〕 市

イ シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、評点が0.7以上1.0未満（シェルター型は1.0未満）と診断された木造住宅

〔対象者〕 所得が1,200万円以下の市内に対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が13,950,000円以下）

〔補助対象〕 市が認める耐震シェルターの設置に要する費用（シェルター型）
屋根を軽量化する工事に要する費用（屋根軽量化）で、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、且つ、補助実施の公表に同意した事業者との契約による工事に限る。

〔補助金額〕 10万円（定額）※補助対象経費の総額が10万円以上50万円未満のものに限る。

〔事業主体〕 市

④ 住宅建替補助

所有する住宅の安全性を改修工事ではなく、建替えにより確保しようとする場合に、建替工事に要する費用の一部を補助する。

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された木造住宅

〔対象者〕 除却する住宅の所有者又は補助対象者の2親等以内の親族かつ新たに建築する住宅の所有者で、所得が1,200万円以下の方（給与収入のみの場合は給与収入が13,950,000円以下）

〔補助対象〕 建替え及び除却に要する費用
〔補助金額〕 補助率 5分の4 補助限度額 100万円
〔事業主体〕 市

⑤ 防災ベッド等設置助成事業

大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する場合に、設置に要する費用の一部を補助する。

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された木造住宅
〔対象者〕 所得が1,200万円以下の市民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が13,950,000円以下）
〔補助対象〕 防災ベッド等の設置に要する費用
〔補助金額〕 10万円/台（定額）※補助対象経費の総額が10万円以上のものに限る。
〔事業主体〕 市

⑥ 除却工事費補助

耐震性のない住宅を除却する場合に、除却工事に要する経費の一部を補助する。

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅
〔対象者〕 除却する住宅の所有者又はその所有者の2親等以内の親族と認める者で、所得が1,200万円以下の者（給与収入のみの場合は給与収入が13,950,000円以下）
〔補助対象〕 除却に要する経費
〔補助金額〕 補助対象となる費用の23%（補助限度額：戸建住宅＝50万円）
〔事業主体〕 市

(3) 住宅耐震改修工事利子補給

金融機関から融資を受けて耐震改修工事を実施する場合に利子補給を行う。

〔要件〕 次の①～④の要件全てを満たす耐震改修工事を実施する場合

- ① 対象工事：「市が実施する耐震化促進事業」による工事費補助を受けていること。
- ② 施工業者：住宅改修業者登録制度の登録を受けた事業者であること。

〔利子補給対象融資限度額〕

耐震改修工事と住宅リフォーム工事に要する費用（上限：1000万円）

〔利子補給率〕 1%

〔利子補給期間〕 5年間（最大約50万円）

〔事業主体〕 県

3 建築物等の耐震性強化の啓発

建物所有者及び市民への普及啓発

市は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について草の根意識啓発活動に努める。

4 社会基盤施設の老朽化対策の推進

市は、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

5 落下物等の対策

(1) 落下物

① 公共施設

市及び防災機関は、諸施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により、窓ガラス飛散防止対策を実施する。

② 一般建築物

特定行政庁（北播磨県民局加東土木事務所）は、広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対し、次の対策を実施する。

ア 外壁タイル等の耐震診断の指導

イ 落下物防止対策の普及、啓発

(2) その他

市は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

6 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等、ブロック塀の倒壊防止対策の普及啓発に努める。また、ブロック塀の撤去や造り替え、生け垣化の奨励に努める。

7 家具の転倒防止

市は、地震発生時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動を通じて、適正な対処方法について普及啓発を図る。

第5 災害対策拠点、防災拠点の指定・整備

1 災害対策拠点の設備整備の考え方

市は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食糧等の常備などの対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段や重要なデータの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。

また、能登半島地震において上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続したことに鑑み、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等を検討し、代替水源の確保に努める。

2 災害対策拠点の整備・運用

市は、災害対策本部機能や通信機能を維持するために、災害対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。

3 地域防災拠点の指定

鵜野防災倉庫、加西市防災センターを地域防災拠点に指定し、自主防災組織の普及・育成拠点、防災活動についての訓練・教育拠点、広域避難場所、物資・復旧資機材の備蓄施設等として位置づける。

4 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

各地区の小・中学校等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定し、周辺住民の避難場所として位置づける。

5 広域避難場所の指定

加西市防災センター、丸山総合公園（市民グラウンド含む。）、アラジンスタジアム（加西球場）、いこいの村はりま、玉丘史跡公園、鶉野飛行場跡地、青野運動公苑及びイオン加西北条店の駐車場を広域避難場所に指定し、物資備蓄基地、仮設住宅建設用地等として位置づける。

また、災害発生直後は、自治会等が管理するコミュニティ供用施設や公会堂等を一時避難先として位置付け、その運営、設置管理等は区長に協力を依頼する。

6 避難場所の整備、充実、PR

各避難場所においては、避難場所周囲の植樹、飲料水兼用貯水槽の設置、避難場所内建築物の不燃化・耐震化、ヘリポートの設置等、各避難場所の位置づけに応じた施設の整備、充実に努めるとともに、障がい者や高齢者等要配慮者にもやさしい工法の採用に努める。また、避難場所であることの看板の設置等PRに努める。

市は、感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携を図るとともに、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用の検討に努めるものとする。また、地域の実情を踏まえ、車中泊避難を受入れる地域にあっては、適切な受け入れ体制を整備するものとする。

【指定緊急避難場所】

名 称	所 在 地	TEL	名 称	所 在 地	TEL
北条小学校	北条町北条 1274	42-0062	泉小学校	殿原町 54	44-0029
北条東小学校	北条町西高室 595-2	42-5052	北条中学校	北条町北条 618	42-6300
富田小学校	窪田町 22	42-0262	善防中学校	両月町 484-2	48-2188
賀茂小学校	福住町 840	46-0010	加西中学校	上宮木町 524	49-0200
下里小学校	西笠原町 172-1	48-2009	泉中学校	満久町 685-11	45-0151
九会小学校	中野町 5	49-0009	北条高等学校	段下町 847-5	48-2311
富合小学校	別府町 2664-2	47-0006	播磨農業高等学校	北条町東高室 1236-1	42-1050
宇仁小学校	田谷町 784	45-0017	北部公民館	満久町 233-10	45-0103
日吉小学校	和泉町 56	45-0019	南部公民館	上宮木町 524-2	49-0041
西在田小学校	上道山町 47-1	44-0049	善防公民館	戸田井町 388-10	48-2643

○ 整備内容

年次計画をたてながら、計画的に整備を進めるとともに、県立高等学校については、防災拠点としての施設整備について要望する。

- ・ 周囲の植樹
- ・ 飲料水兼用貯水槽の設置
- ・ 建築物の不燃化、耐震化
- ・ 案内看板の設置
- ・ その他

【広域避難場所】

○ 加西市防災センター	○ 丸山総合公園（市民グラウンド含む）		
○ アラジンスタジアム（加西球場）	○ いこいの村はりま	○ 玉丘史跡公園	
○ 鶉野飛行場跡地	○ 青野運動公苑	○ イオン加西北条店駐車場	
○ 整備内容			
年次計画をたてながら、計画的に整備を進める。			
・ ヘリポートの設置	・ 物資備蓄基地	・ 仮設住宅建設用地	・ その他

第6 地域住民の協力

一般市民に対し、建物等災害予防意識の普及徹底を図り「自らの手で、まちと生命を守る」ものとなるよう努める。

1 ブロック塀等対策

ブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するとともに避難、消防、救援活動の妨げとならないよう、正しい施工方法や補強方法についての指導、PRに努める。

2 一般宅地の緑化推進

塀の生け垣化や宅地内の緑化推進により、住環境向上とともに、地震、火災等の災害時の事故防止、延焼等被害拡大防止に努め、「災害に強い宅地づくり」を推進する。

第2節 地盤災害防止計画

地震に伴う地滑り・急傾斜地の崩壊等地盤に係る災害を未然に防止するため、危険地域の実態把握、災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

第1 活断層の状況

地震と活断層の関係についての考え方が確立したのは1970年前後のことであって非常に新しい。その上地震の記録は古文書等に記録されているものも含めて過去約1000年程度であり、活断層における「ずれ」の量と、実際に発生した地震とがはっきり結びつけられているものは、ごく一部にすぎない。すなわち、現状では、ほとんどの活断層について、何時・どれぐらいの大きさの地震か・どれぐらいの繰り返し周期で発生して現在に至っているのかわかっていない。また、さしあたってどの活断層が危険かという点についても明らかでない。

加西市での活断層の状況は次のとおりである。

断 層 の 名 称	活 動 度
山 崎 断 層 系	B級 (0.1～1mm/年)

第2 宅地災害予防計画

この計画は、宅地造成工事等及び危険な既成住宅地の崖崩れ又は土砂の流出による宅地の災害を未然に防止するために必要な規制その他の措置に関する計画である。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部建築課〕

1 宅地造成等工事規制区域の指定

災害が生ずるおそれのある地域について規制が必要と認められる区域については、宅地造成等工

事規制区域の指定を受けている。

なお、加西市における宅地造成等工事規制区域の指定状況は「加西市の宅地造成等工事規制区域の指定状況（資料編 表－7 P10）」のとおり。

2 宅地造成等工事規制区域に対する措置

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域の指定を受け、許可により、宅地造成等工事に対する指導を行うものである。適宜、巡視点検を実施し、無許可宅地造成等工事が行われることのないようにするとともに、危険な宅地、土石の堆積の発見及びそれらに対する勧告、改善命令等の必要な措置を講ずる。また、許可を受け、造成中の宅地及び土石の堆積については、工事の進捗状況に応じた適切な防災措置が実施されるように指導する。

3 既成宅地に対する措置

既成宅地については、宅地の所有者、管理者又は占有者に安全義務が課せられている。最も危険な梅雨期及び台風期に対処するため、平時より防災パトロールを実施し、市内の危険宅地警戒箇所の状況を把握するとともに、必要な防災措置を指導する。

第3 災害危険区域防災計画

この計画は、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険が特に著しい区域を災害危険区域に指定し、住民に対して警戒を促し、建築の制限を行い、災害の未然防止に努めるためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部建築課〕

災害危険区域の追加指定

加西市においては、災害危険区域の指定はされていないが、今後とも災害の危険の著しいと認められる地域については適宜指定を検討する。

第4 急傾斜地崩壊対策事業計画

この計画は、地震等により崖崩れの危険性が高い、急峻な地形をなし不安定な地殻構造・地質条件の箇所付近の人的・物的被害を未然に防止し、あるいは最小限に食い止めるためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部土木課〕

1 防止計画

(1) 危険箇所のパトロール

平時から急傾斜地崩壊危険箇所を巡視し、地域住民に対する崖崩れの危険についての周知徹底と防災意識の普及を図る。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進

危険度の高い急傾斜地の指定の促進を図る。

(3) 危険箇所崩壊防止工事

特に危険度が高く、保全人家戸数の多い箇所から計画的に急傾斜地崩壊防止工事を行い、災害の未然防止に努める。

2 急傾斜地崩壊危険箇所 （資料編 表－3 P4）

第5 地すべり防止計画

この計画は、地震等による地すべりを未然に防止するためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部土木課〕

1 防止計画

平時から危険箇所を巡視するとともに、危険箇所の発見、不法作業等の取締りを行う。

2 防止事業計画

地震等により危険なときは、次の措置を講ずる。

- (1) 気象情報等に注意し、山崎断層周辺及び管内危険箇所のパトロールを行う。
- (2) 応急資材を準備する。
- (3) 地すべりの危険が予想されるときは、付近住民をあらかじめ定められた場所に避難誘導する。

3 地すべり危険箇所 (資料編 表-4 P7)

第6 砂防防災計画

この計画は、山地の谷合いの集落を、土石流の発生から人的、物的被害を防止するため、改良整備を図るものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部土木課〕

1 耐震性に考慮しながら、土石流対策としてダム工、流路工を重点的に実施する。

2 土石流危険溪流箇所 (資料編 表-2 P1)

第7 土砂災害特別警戒区域等の災害防止

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域(以下「土砂災害特別警戒区域等」という。)ごとに次の項目について本計画に定める。

また、警戒避難体制の充実を図るため、市広報、ホームページ、防災ハザードマップ等を通じて住民への周知を図るとともに、区域内で新たな住宅建築が計画された場合、建築主にその危険性を十分に説明する。

〔実務担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市政策部防災課、加西市建設部土木課〕

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに警報等の発令及び伝達に関する事項

2 避難、救助その他警戒区域内における土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項

3 指定緊急避難場所等土砂災害に対する安全性が確保された避難場所等の指定に関する事項

4 防災ハザードマップを活用するとともに、土砂災害の危険区域等から避難するなどの実践的な訓練の実施に関する事項

5 社会福祉施設、学校など主に災害時に配慮を要する者が利用する施設のうち、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地とその利用者への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

6 土砂災害特別警戒区域等一覧表 (資料編 表-8 P10)

第3節 河川予防計画

この計画は、地震等による水害を予防するため必要な河川の改良整備を図るものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部土木課〕

1 点検

河川堤防の決壊等により大被害を受けるおそれがあると予想される河川管理施設について点検を行い施設の安全を図る。

2 河川管理施設の耐震対策

河川管理施設について適切な耐震性を有するよう、その設計において地震の影響を考慮する。

3 各担当機関における事業

(1) 一級河川改修事業（北播磨県民局加東土木事務所）

河川流域を水害等から防御するため、必要な築堤、護岸工事等を早急に完了するものとする。

(2) 河川改良事業（加西市）

本市の支弁河川の大半は、原始的蛇行河川であり、そのため緊急を要する河川より順次、改良維持改修を実施する。

(3) 水路整備事業（加西市）

排水路の整備は、下水道雨水排水計画等に基づき災害時の排水対策も配慮して順次実施する。

4 河川改良状況（資料編 表－1 P1）

第4節 道路防災計画

この計画は、日常の運送・輸送の円滑化及び安全性の向上を図るとともに、災害時における避難・救助作業を安全かつ迅速に行うため、道路、橋梁の改良整備を図るためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部土木課、
西日本高速道路㈱福崎高速道路事務所〕

1 県・市道の整備計画

(1) 道路の新設・改良

① 日常の運送・輸送の円滑化及び安全性の向上を図るとともに、避難及び救助作業を支障なく安全に遂行できるよう道路の新設・改良、舗装改良を行う。

② 主要幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路及び生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、避難場所となる小・中学校等の公共施設、市役所・防災関係機関、その他公共施設等とのネットワーク化、避難経路確保、輸送路確保を総合的かつ計画的に考え、道路網の順次整備を促進する。

③ 道路の整備や橋梁の架替えに当たっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化等、健全者だけでなく、障がい者、高齢者等いわゆる要配慮者の歩行・避難に配慮した道路環境の整備に努める。

(2) 道路の舗装等

降雨時の道路の排水に努めるとともに、河川沿いの道路については浸食を防止するため、舗装・擁壁工等により安全の確保を図る。

(3) 道路環境の整備

① 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により難燃性の樹種を選定するよう配慮する。

② 道路案内板の設置に当たっては、わかりやすく、デザイン感覚にあふれたものとなるよう配慮する。

(4) 崩土及び落石防止

降雨による崩壊を防止するため土留、擁壁、防止網、モルタル吹付等を行う。

(5) 橋梁の架替え

防災対策上、十分な安全性を確保するため、老朽化の著しい橋梁の架替え整備を推進する。

2 予防計画

(1) 平時から計画的・効率的に道路の点検、市民・郵便局等からの情報提供により、異常の早期発見に努める。

(2) 警察と連携のもと違法駐車・障害物の除去を図り災害時の緊急・救急車両の交通を確保する。

3 落石等危険箇所 (資料編 表-5 P7)

4 中国自動車道

平時から計画的・効率的に道路の点検を行い、異常の早期発見・早期補修に努める。

第5節 林地等荒廃防止計画

この計画は、山腹崩壊・崩壊土砂流出及び山火事を未然に防止するためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東農林振興事務所、加西市産業部農林整備課〕

1 予防計画

(1) 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、管理者の指導を行う。

(2) 森林の過伐、乱伐を防止し、肥料木を混植して林地の肥培管理を図り、林材の育成を助長し、地すべり山地崩壊による災害の発生を防止する。

(3) 消防本部と連携のもと、山火事の防止に努めるとともに、山火事防止について広く市民に対し周知徹底を図る。

(4) 地震等による地盤のゆるみが予想されるときは、次の措置を講ずる。

① 地震発生に際し、管内危険箇所のパトロールを行う。

② 応急資材を準備する。

③ 山地崩壊等が予想されるときは、あらかじめ定められた場所に避難誘導する。

2 山地に関する防災事業は、年次計画を立て計画的に実施する。

(1) 治山・治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図る。

(2) 地表の安定を図るため、無立木地には肥料木を植栽する。

(3) 崩壊防止のため、山脚の安定・溪流勾配の緩和を図り得るような工法に努める。

3 山地災害危険地区 (資料編 表-6 P8)

第6節 ため池防災計画

この計画は、地震等によるため池に関する災害を予防するためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加古川流域土地改良事務所、加西市産業部農林整備課〕

1 体制整備

農家・ため池管理者とともにため池管理上必要な知識及び応急措置方法等の習得に努め、防災体制の整備を図る。

2 ため池管理

地震等により危険なときは、次の措置を講ずる。

- (1) 応急資材（土のう、防水シート、杭、ロープ等）を準備する。
- (2) 余水吐の小さな池で危険が予想されるときは、取水施設等を利用し、水位の低下を図る。
- (3) 堤防が決壊した場合、土のう等を積み被害の拡大を防止する。
- (4) 市は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、防災ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。
- (5) ため池管理者は、事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第7節 防災営農計画

この計画は、地震等の災害を防御し、もって防災・営農体制の確立を図るためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東農林振興事務所、加西市産業部農政課・農林整備課〕

1 農業対策

(1) 農業用施設整備

本市の農業用施設は全般的に老朽化したものが多く、また畦畔、護岸等が崩壊・陥没しやすい状態にあることから、町及び営農組合等との連絡を密にし、通水排水能力を確保できるように維持管理に努めるとともに、従来の用水・配水系等を整理統合し、水路・井堰・樋門等を恒久化するように年次計画に基づき推進する。

(2) 農作物体系の改善

水稻栽培における早生、中生、晩生種の均等導入普及と栽培技術の指導徹底を図り、異常気象による被害を最小限に食い止める。野菜・果樹・園芸作物の防災処置として災害後の代作について栽培技術の普及指導を行う。

(3) 種苗の確保

各農家・営農組合ごとに災害に備えて「予備苗の準備、種子の1割備蓄」を徹底するよう啓発・普及に努める。

(4) 農業用資材の確保

農業用資材の農業協同組合・系統機関及び市内各販売店における在庫調査と搬送方法の計画を立て、災害に備えて確保を図る。

(5) 病虫害の防除

① 病虫害異常発生の蔓延を防止するため、農薬土壌消毒剤の散布の徹底を図るよう普及指導を行う。

② 管内農業協同組合及び各農家・営農組合所有の防除器具の状況を掌握し、その配備計画を立てる。

(6) 被害の軽減

平時から次の事項について、周知に努める。

① 水稻

ア できる限り深水とし、倒伏防止を図る。

- イ 倒伏したものは、排水後速やかに刈り取り、乾燥処理を行う。
- ウ 穂発芽したものは、排水後速やかに脱穀し、十分に乾燥を行う。

② 畑作

- ア 播種直後のものは、豪雨により種子が流されないよう措置する。
- イ ビニールハウス・ガラス温室は、ハウス内に風が入り込まないように防風措置する。
- ウ 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。
- エ つる性のものは、つり下げを行い自這方式とする。
- オ 事後処理として速やかに薬剤散布を行い、損傷の回復を図る。
- カ 輪作体系を確立し、万一損傷が甚だしいときは、後作対策を確立する。
- キ 市は、これらに必要な種苗、農薬、資材の確保に努める。

③ 果樹類

- ア 柵付設園は、柵、枝等の補強措置をとる。
- イ 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。
- ウ 柵付設園以外の果樹等については、幹や枝の折れないように支柱の処理をする。
- エ 事後処理として、病虫害発生予防等のため、薬剤散布を行う。

2 林業対策

災害劣弱林を事前に調査し、森林の伐採、植林、病虫害の予防駆除等について山林管理者に指導する。

3 畜産業対策

- (1) 被災に伴う家畜感染症の蔓延防止と感染症対策作業に努める。
- (2) 各畜産経営農家に防災知識の啓発・普及を図る。

第8節 危険物等保安計画

この計画は、災害発生時において深刻な被害の発生が予想される危険物等について、危険物施設関係者等との緊密な連絡協力のもと、危険物の規制、保安体制の強化を図り、災害の発生を防止するためのものである。

〔実施担当機関：北はりま消防組合加西消防署〕

1 危険物の規制・指導計画

(1) 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）の維持管理計画

危険物施設への立入検査を実施し、位置・構造・設備に関する基準に適合するよう指導する。
また、これを早期改善のため消防法に基づく維持管理命令を発し、危険物に起因する火災の一掃を期するよう規制の徹底に努める。

(2) 危険物の安全管理の徹底

危険物の貯蔵、取扱い上において、過失等に起因する火災危険を除去するため、危険物取扱者の資質向上を図るとともに、併せて立入検査を実施し、貯蔵、取扱いの基準に適合するよう指導する。また、法律及び命令に違反する危険物取扱者に対しては、免状返納等による積極行政を行い、安全管理の徹底に努める。

さらに、関係者の自主保安管理が適正に行われるよう、震災対策計画の確立や同計画に基づく管理の徹底を図る。

(3) 無許可危険物施設及び無資格取扱いの強制禁止

法令等による承認・命令に違反したとき並びに危険物を無資格者のみで貯蔵又は取扱い等の行為を行った場合は、使用停止命令を発するほか予防措置命令等の強制禁止措置を行う。

(4) 危険物等の運搬上の安全管理

石油類、高圧ガスの大量輸送及び放射性物質の輸送に関して、走行車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識、消火器等の携行義務等種々の規制が行われている。

県及び関係官庁で毎年定期的に路上取締りを実施するとともに、危険物積載車については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

(5) 危険物取扱者等の資質向上

① 危険物災害の予防は位置、構造及び設備等の物的設備の安全管理及び危険物保安監督者等を主体とした人的組織の整備充実を図るとともに、資質の向上・自主保安体制の確立を促進する。

② 危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につきの確な教育を行うとともに、各事業所等が安全管理の重要性を認識して、積極的に従業員教育を行うよう指導する。また、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者については、保安講習の受講（3年に1度）を指導する。

(6) 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物については取扱者の資格の制限がないが、消防法による規制に適合するよう指導する。

(7) L P G ・高圧ガス・アセチレン等の貯蔵・取扱い

L P G ・高圧ガス・アセチレン等は災害が生じた場合、他の火災にはみられない特殊かつ重大な被害の危険性があることから、これらの所在の届出、査察指導を行い災害発生の未然防止に努めるとともに、災害予防措置の確立について指導する。

(8) 指定可燃物の貯蔵・取扱い

指定可燃物の貯蔵・取扱いについては、火災の拡大が速やかであるとともに、消火活動が著しく困難となることから基準に適合するよう安全管理の指導を行い、災害の未然防止に努める。

(9) 危険物施設間の協力体制の確立

危険物を取扱っている危険物施設が一定地域に集中している地域にあつては、事業所等が相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助・避難等自主的な組織活動を行うよう指導する。

(10) 消防体制の強化

加西消防署においては、各事業所ごとに予防規程を作成するよう指導するとともに、広域的な市町の相互応援協定の締結を推進する。

(11) 住民安全対策

大規模な危険物施設を有する事業所にあつては、地域住民に対する安全を図るため、防火壁・防風林・防火地帯等の設置を検討する。

(12) 火薬類・高圧ガス保安計画

① 対象事業所に対し保安検査、立入検査を行い、施設等の法令に定める基準維持又は周囲の状況変化に対応し措置できるよう指導、措置命令を行う。

② 関係機関と連絡会議を開催し、取締り及び指導方針の統一、情報の交換、相互協力等により防災の万全を期する。

- ③ 対象事業所の自主保安のための定期自主検査の実施、従事者の保安教育を強化推進、防災訓練等により自主防災体制の確立を図る。
- ④ その他については、危険物の規制・指導計画に準じ、計画的かつ効率的に災害の防止に努める。

(13) 毒物劇物等保安計画

毒物又は劇物及び有毒ガスにより住民の保健衛生上に危害の生じることを防止するため防災対策の確立を図る。

- ① 毒物劇物取扱事業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- ② 毒物劇物取扱事業者に対し、毒物、劇物及び有毒ガスによって住民の健康衛生上に危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに健康福祉事務所、警察署に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じる。
- ③ 毒物劇物を業務上取扱う者のうち、事業所ごとに届け出を要する者（電気メッキ事業者、金属鉄処理事業者、運送事業者等）及び毒物劇物を大量に取り扱う者に対して重点的に危害防止について指導する。

(14) 放射線等使用施設

現在、国（科学技術政策担当）においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオアイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平時はもとより、震災時においても監視体制をとるなど各種の安全予防を実施している。

加西消防署においては、これらの施設について、R Iの所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取扱っている場所などについて調査し、実態の把握に努めるとともに、健康福祉事務所、警察署等の関係機関と連携して、関係法令に基づく災害予防規定による防災計画の効率的な運用を図る。

第9節 消防予防計画

この計画は、火災の発生を未然に防止し、消防体制の充実を図るとともに予防行政を推進し、火災等を未然に防止するためのものである。

〔実施担当機関：北はりま消防組合加西消防署、加西市政策部防災課〕

1 事業計画

安全で住みよいまちづくり及び災害に強い環境づくりを推進するため、大規模地震や同時多発火災など多様な災害へ対応できるよう、防災基盤整備事業により次の事業を計画的に実施する。

(1) 消防防災施設

- ① 小型動力ポンプ
- ② 小型動力ポンプ積載車
- ③ 小型動力ポンプ付積載車
- ④ 防火水槽
- ⑤ 防災無線
- ⑥ コミュニティ消防センター
- ⑦ 防災資機材地域備蓄施設

(2) 防災基盤整備

- ① 避難地
- ② 避難経路

2 火災予防対策

平時から広報活動により、防火の徹底並びに市民の防火意識の高揚及び防火思想の普及を図るとともに、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の消火・防火機器や非常持出品等の普及に努め、火災による人的・物的被害の軽減を期する。特に火災予防運動期間中は別途実施計画を立て、兵庫県、市町相互間の連携を密にし、これを強力に推進する。

3 消防団の充実強化

消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

4 自主防災組織の育成

地域や事業所における防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

5 危険物施設の予防対策

危険物製造所等の施設における危険物の貯蔵取扱い及び消防用設備等について、技術上の基準に適合維持させ安全管理の徹底を図るために指導・取締を強化し、法令違反の是正については、予防査察によりの確な指導を行う等危険物災害の防止に努める。

6 特殊建築物の防火対策

特殊建築物の防火対策としては、各対象物の消防計画に基づく消防訓練の実施並びに通報、消火、避難及び誘導設備の完備とが相まって、はじめて予防体制が完璧となるものであり、これら消防用設備の維持管理については、指導を強力に行い不備箇所の指摘、早急是正等適切な措置をとって不測の事態に対処できるよう定期的に予防査察及び消防訓練を適宜実施する。

7 消防訓練の指導

消防訓練の実施に当たっては、事前に訓練の実施要領及び各任務の重要性等を強調し、訓練時における相互の連携の重要度及び避難時における留意事項等を訓練により徹底させ、円滑に通報、消火避難が実施されるよう訓練指導を行う。

8 講習会の開催

消防法第8条の規定による防火管理者の未選任対象物を対象とした資格取得講習会を北はりま消防本部で年1回以上実施して、防火管理者の未選任対象物を解消し防火管理の徹底を図る。

9 防火管理体制の強化

防火管理者は建物の規模、構造及び業態による火災の危険性を的確に判断してこそ、その重要性が認識され管理業務が誠実に遂行されるものであるが、防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認めた場合は是正促進を行い、かつ、命令、告発、使用停止命令（公表）等の違反処理により防火管理体制を強化し、防火対象物及び人身の安全性を確保する。

10 防火基準点検済証の交付

収容人員が300人以上で、不特定多数の者が出入りする集会場・百貨店・宿泊施設等の特に人命危険を有する施設で、防火上一定の基準に適合するものには、防火基準点検済証を交付し利用者の安全を図る。

11 消防用施設等の点検及び報告の徹底

消防用施設等の設置が義務づけられている防火対象物の関係者は、いかなる場合に火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう消防用設備等を定期的に点検させ、消防機関に報告させることを強力に指導する。

12 防火管理者の育成と活用

学校、病院、工場等の政令で定める防火管理者の配置が義務づけられている防火対象物について、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練等の実施を徹底する。既に資格を取得している者については、現任教育を実施して、さらに高度な技術と知識を習得させ、防火対象物において防火管理者を中心とする防火管理体制を強化させる。

13 林野火災予防対策

(1) 消防組織の育成強化

林野火災に対処するため、消防団員を確保するとともに、林野火災に対処する組織及び林野の所有者等による自衛消防隊等の防災組織の育成強化に努める。

(2) 出火防止対策

林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、出火防止に関する啓発に努め、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。

第10節 教育・保育等災害予防計画

この計画は、学校及び幼保施設（保育所、認定こども園）について、安全の確保を図るとともに、緊急時の連絡体制の確立を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市教育委員会〕

1 市教育施設

(1) 消防署

教育施設等において大規模な災害に備え、必要な危険防止措置の実施、消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検を指導する。

(2) 教育委員会

災害時の応急教育、指導の方法等につき明確な計画を立てるよう、校長に対して指導助言する。

(3) 学校

- ① 学校の立地条件等を考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所を整備し、消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。
- ② 災害時の応急教育、指導の方法等について明確な計画を立てておく。
- ③ 児童等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を検討するとともに、その周知を図る。
- ④ 緊急時に備え、防災関係機関、勤務時間外での教職員の非常召集、及び保護者等の連絡体制の確立を図る。

2 幼保施設

(1) 災害の発生に備えて、次のような措置を講じておく。

- ① 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図る。
- ② 消防署（消防団）、警察署等との連絡網を確立する。

- ③ 保育時間内に災害が発生し、保護者の引き取りが困難な場合は、残留園児の保護について対策を講じる。
- ④ 勤務時間外においては、園長は、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知する。

第 1 1 節 文化財・歴史文化遺産の災害予防措置に関する計画

この計画は、文化財及び歴史文化遺産（以下「文化財等」という。）を火災等による被害から保護するため、所有者又は管理者等の協力を得て火災の予防と保護を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市教育委員会〕

1 防災意識・技能の習得

文化財等の所有者・管理者等に対し防災意識の高揚を図るとともに、初期消火等について知識・技能の習得に努める。

2 観光客に対する防災意識の高揚

観光客・参拝客等に対し看板の設置等により、防災意識の高揚を図り、火災の発生を未然に防止する。

3 加西市の文化財一覧 （資料編 表－9 P21）

第 1 2 節 防災資材等点検整備計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう点検整備の推進を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市政策部防災課、北はりま消防組合加西消防署〕

1 防災資機材等の管理・点検

- (1) 管理責任者は毎年、資機材の整備点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるように努める。
- (2) 災害に際し使用した資機材等は、速やかに補充し、次の災害に備える。
- (3) 保管倉庫等の管理は特に留意するとともに、破損箇所等は早期に修繕するものとする。

2 防災資機材等整備計画

(1) 防災資機材

防災資機材、緊急用医薬品、生活必需品及びその他の備蓄について、計画的に一層の増数・強化に努める。なお、耐用年数のあるものについては、適宜入れ替え又は点検整備を実施するなど、品質管理及び機能の維持に努めるよう計画的な整備を進める。

(2) 備蓄倉庫

- ① 市の防災拠点となる鶴野防災倉庫のほか、市役所、消防署（分署）及びその近くへの防災倉庫の設置に努め、生活必需品、その他の災害対策用資機材を備蓄し、災害時の円滑な救援活動に備える。
- ② 災害時の指定緊急避難場所となる小・中学校、公民館等を対象に防災倉庫の設置又は備蓄場所の確保に努める。これにより、避難所における被災者の一時的な生活のために必要な毛布・寝具等の生活必需品、初期消火活動その他の応急復旧対策に必要な資機材等の備蓄に努める。

(3) 緊急調達体制の整備

市内各事業所等との協定締結を進めているが、今後一層の推進に努め、物資の確保を図る。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平時からのコミュニケーションの強化に努める。

- ① 主食となる米穀、その他資機材等について、J A兵庫みらい等との間で協定を締結しており、流通在庫備蓄に努める。
- ② 副食、調味料、生活必需品、その他については、加西商工会議所、イオンリテール株式会社、株式会社フジ（旧 マックスバリュ西日本株式会社）、株式会社ハローズ等との間で、協定を締結しており、流通在庫備蓄に努める。
- ③ 生鮮食品その他の食品の供給に関しては、J A兵庫みらい、市内農産物集出荷場、イオンリテール株式会社、株式会社フジ、株式会社ハローズ等との間で協定を締結しており、今後も提供協定を推進するとともに、自主防災組織、自治会等との連携のもと調達体制の確立に努める。
- ④ 災害時における燃料の供給に関して、市内燃料供給業者（協会）との間で提供協定の締結を推進する。
- ⑤ 粉ミルクについて、市内薬局等との提供協定の締結を推進する。
- ⑥ 要配慮者や女性、子育て家庭のニーズにも配慮するよう努める。

3 災害救助物資備蓄等数量 （資料編 表－10 P24）

第 1 3 節 観測装置・情報システム点検整備計画

この計画は、各種観測装置及び情報システム装置等を整備充実し、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう点検整備の推進を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市政策部防災課〕

1 観測施設

(1) 地震動の観測施設

気象庁及び京都大学が、主として地震発生時の震源・規模・各地の震度及びマグニチュード3程度以上の地震に関する調査研究を行うことを目的とし、次のとおり本市に地震観測施設を設置している。

観 測 場 所	測器の種類	備 考
下 万 願 寺 町	津波地震観測装置	テレメータにより大阪管区気象台に接続
河 内 町	津波地震観測装置	テレメータにより京都大学に接続
市 役 所	計測震度計	テレメータにより兵庫県に接続

(2) 雨量計等

雨量計は、加西（横尾）、北条（黒駒）、中野の3箇所に設置されているが、超高密度気象観測システム（POTEKA）を善防中学校、泉中学校、加西中学校、加西市役所、糝屋ダム畑分水工（畑町）に設置し、局地的な豪雨に対応するなど、危険の予知等への今後一層の活用に努める。

2 災害対応総合情報ネットワーク（フェニックス防災システム）

- (1) 兵庫県が中心となり、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県下市町・消防機関、関係公共機関、新たに市町に設置される地震計等からの情報収集とその解析により、迅速・的確な応急対応を実現するとともに、市町災害対策本部や公共施設等の避難所との情報交換を円滑化するため、救急救援活動等を支援する防災システムを運用しており、本市においても、このシステムの効果的な運用方法の検討、平時から使用方法の習得に努める。

(2) システム概要

① 情報収集

ア 観測網の整備

県下各市町に地震計を設置し、観測体制の整備

イ 情報入手ルートの確立

県地方機関、市町・消防機関等に防災端末を配置し、的確な災害情報を収集するとともに気象庁からの気象情報のオンライン化、ライフライン各社等からの情報入手ルートが整備される。

② 災害情報データベース

災害情報データベースによる総合的な防災情報を入手し、迅速・的確な災害対策の実施を図る。また、観測した地震情報から自動的に被害規模の推計を得ることが可能となる。

③ 市災害対策への活用

県下各市町・消防機関に防災端末が配置され、災害情報の入力、気象情報の配信が行われるとともに、県の災害情報データベースの各種情報を入手することにより災害対策活動の円滑化を図る。

④ 一般向け災害関連情報の提供

インターネット、Ｌアラート（災害情報共有システム）、かさい防災ネット等によって、広報資料、生活情報や災害関連情報を広く提供する。

⑤ 既存システムとの融合

有線が被災した場合を想定し、兵庫県衛星通信ネットワークを利用したシステム化が推進される。

3 かさい防災ネット

緊急時の情報を広く提供するため携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用したシステムであるが、その利用者（登録者）の増加に努める。

第 1 4 節 地震に関する調査研究の推進

1 国の推進体制

地震防災対策特別措置法に基づき、地震調査研究推進本部が設置されている。

(1) 地震調査研究推進本部（本部長 文部科学大臣）

総合的な施策立案や計画の作成、予算、広報、総合的な評価など

(2) 関係省庁における地震調査研究等の推進（文科省、気象庁、国土地理院、地質調査所等）

観測及び基礎研究の推進、気象庁への観測データ等の集中、データ分析・評価、広報等

(3) 地震調査委員会による調査

基盤的調査観測の対象活断層について検討を進め、評価結果を公表している。また、海域に発生する大地震についても発生の可能性等を取りまとめ公表している。

(4) 国土地理院による都市圏活断層図の公表

人口、社会資本集中地域を対象に活断層を詳細に表示した「都市圏活断層図」を作成

2 県における調査研究

平成 7～8 年度及び平成 10～12 年度にかけて、文部科学省の地震調査研究交付金等を活用して山崎断層帯等の活断層の活動状況について調査研究を実施している。その中で、山崎断層南東部を構成する琵琶甲断層、三木断層も活断層であり、約 2000 年前の前後数百年の間に

活動した可能性があるとの調査結果が報告されている。

第 15 節 防災用無線局整備計画

この計画は、災害時等の情報受発信、通信に不可欠となる無線設備の技術習得及び整備に関するものである。

〔実施担当機関：加西市政策部防災課〕

1 兵庫衛星通信ネットワーク

このネットワークは、衛星回線を通じて、電話・FAX・映像伝達等が可能であり、兵庫県庁、県地方機関、市町、各消防等を接続し、防災情報の迅速で確実な伝達を行うものである。

(1) 気象情報、地震情報の受信

気象情報（注意報・警報等）、地震情報は、順次神戸地方気象台から兵庫県危機管理部災害対策課を経由して発信されており、気象変化・災害危険予想に今後一層活用する。

(2) 操作技術の向上

災害時、特に電気通信が不通となった場合に即時に対応できるよう、定期的に研修・訓練を行うとともに、平素から県・他市町との連絡等においては極力活用し、通話・通信技術の向上を図る。

(3) 点検・整備計画

災害時に即使用できるよう点検を行い、異常発見時には兵庫県危機管理部災害対策課に依頼し、整備を行い非常時に備える。

2 防災無線

(1) 防災無線整備状況（資料編 表－11 P26）

(2) 防災無線整備計画 過去の災害の経験等に基づき、陸上移動局等の増設を検討し、一層の防災・救助体制の強化に努める。

3 加西市情報伝達システム

防災アプリ（かさいライフナビ等）（以下、「かさいライフナビ等」という）を活用し、スマートフォンやタブレット端末を主体とした情報伝達システムの普及を促進し、市民への防災情報及び行政情報を迅速かつ効率的に伝達する。

4 災害時非常通信体制の充実強化

通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用した機器の整備、活用に努める。

5 市民・企業等の協力

アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送企業（協会）等との協定による無線通信の確保を進めているところであるが、今後一層の協定締結を推進し、無線通信の確保に努める。

また、協定を締結したアマチュア無線家（クラブ）等の協力のもと、連絡協議会を開催し、非常通信の協力要請の方法、運用方法等について綿密な協議を行うとともに、無線訓練を行い、災害時に円滑かつ迅速に対応できるよう努める。

第 16 節 上・下水道防災計画

この計画は、上・下水道施設の点検・整備・改良を推進し、災害発生に伴う被害を最小限にとどめるための計画である。

〔実施担当機関：加西市環境部上下水道管理課・上下水道課〕

第 1 上水道施設

上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

1 送水加圧施設

送水加圧施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強に努める。

2 配水池施設

配水池施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震等整備補強を行い、二次災害の防止を図る。特に、下流側の配水管の破損による貯留水流出を防止し、応急用給水源を確保するため、配水池の新設・改修計画に合わせて緊急遮断弁等の流出防止装置を整備する。

3 配水管施設

軟弱地盤地区を重点として、非耐震管及び経年管の取り替えを進めるとともに継手の整備等を行い、管路の耐震性強化を図る。また、市区域内はもとより、他市町との連携により市域を超えたループ化について検討・推進する。

4 図面等の整備

災害時における復旧、給水活動を迅速かつ円滑に行うために図面等台帳の整備を図る。

5 災害時用の資材の整備

災害時に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定める。

6 教育訓練及び平時の広報

(1) 職員に対する教育及び訓練

① 教育

防災体制・災害救助措置等に関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

② 訓練

動員計画に基づいた訓練

(2) 市民に対する平時の広報

① 飲料水の確保について

② 給水方法の周知徹底

③ 水質についての注意

第 2 下水道施設

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については、清掃、しゅんせつ、補修及び改良に努め、地震や風水害等による機能低下を最小限にとどめる。

1 目的

下水道は、雨水を排除して浸水を防除し、汚水を排除して快適で健康的な生活環境をつくる都市基盤施設であるが、震災により都市機能の混乱、衛生面での汚染に伴う二次的被害の発生が予想される。このため、地震発生時においても下水道システムが全体として機能を有効に働かせることが

できるよう整備を促進する。

2 処理場・ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

3 管路施設

定期的にパトロールを実施する等、常時保守点検に努め、機能保全を図る。

4 図面等の整備

災害時における復旧活動を迅速かつ円滑に行うために図面等台帳の整備を図る。

第 17 節 電力施設防災計画

この計画は、安定した電気供給の確保に努めるため、災害の根絶を究極の目標として思考しつつ、災害未然防止、被害の軽減及び早期復旧のための諸施策について、電力関係防災体制の基本を確立するためのものである。

〔実施担当機関：加西市政策部防災課、関西電力送配電株式会社 社配電営業所〕

1 防災上必要な教育に関する事項

災害に対する認識を深め、防災意識を高揚するため、次の教育を継続かつ積極的に実施する。

- (1) 災害に関する予備知識の涵養
- (2) 災害に関する資料の分析研究
- (3) 災害復旧に関する標準工法（作業手順）の確立指導
- (4) 設備要所の的確な掌握及びその指導

2 防災上必要な訓練に関する事項

防災意識を喚起し、災害対策を円滑に推進するため、次の各種訓練について、後段の方法により、時宜に応じて効果的に実施する。

(1) 訓練項目

- ① 情報連絡訓練
- ② 災害対策復旧計画訓練
- ③ 災害対策実施作業訓練

(2) 訓練の方法

- ① 会社規模における一斉訓練
- ② 各部門系列における全社訓練
- ③ 各級機関における総合又は、部門別訓練

3 電力施設の予防に関する事項

防災対策組織の整備については、非常災害対策支達に基づき非常災害時の体制をとる。

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る予防又は復旧対策を推進するため情報連絡会議、非常災害対策本部を設置する。

4 地震情報について气象台等との連携を密にし、的確な情報の入手に努める。

5 災害発生の予防・応急対策について恒久的設備計画及び応急対策計画に関し、次の対策を推進する。

(1) 地震対策

① 送配電設備

ア 不等沈下発生箇所の調査と補強の推進

イ 橋梁並びに建物取付け部における耐震性管材料及び構造の採用

② 停電時の対応

停電時に電力供給を受けられなくなった場合に備え、発電機の整備を推進するとともに、か
さいスマートエネルギーによる電力を活用する等、電源の確保に努める。

(2) 通信設備の確保

- ① 重要回線の回線構成、切替えによる応急連絡の確保
- ② 予備電源の強化整備
- ③ 市との連絡回線の確保

6 災害備蓄制度の運用に関する事項

災害対策資材の確保及び輸送配置に関し、次の諸事項についての的確な運用を行う。

(1) 対策資材計画

- ① 所要資材の把握
- ② 対策資材需給計画の策定
- ③ 輸送計画の策定

(2) 保管施設等の整備

- ① 保管施設の点検
- ② 車両防護策の策定

(3) 調達 適切な在庫流用を含む調達

(4) 調査 運搬業者及び道路状況の把握

(5) 確認

- ① 購入及び在庫流用の確認
- ② 未納、未着品の督促
- ③ 業者持資材の確認

7 漏電による出火の防止に関する事項

電気工作物の適正管理を推進して、漏電による出火事故を未然に防止するため、次の具体的事項
について災害発生時における特別強化措置を含む積極的対策を実施する。

(1) 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置

(2) 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施

(3) 家電機器の正しい使い方 P R 及び不良電気設備の改修促進

8 公衆災害、二次災害の予防に関する事項

(1) 各種 P R ・ 機関講習会を通じての予防啓発の実施

(2) 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立

第 18 節 ガス施設防災計画

この計画は、災害発生 of 未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に
くい止め、また、地下埋設物の工事によるガス災害を防止するため、平時から防災施設及び
工作物の設置及び維持管理の基準を定めるためのものである。

〔 実施担当機関：加西市建設部土木課、北はりま消防組合加西消防署、J A 兵庫みらい
(社) 兵庫県エルピーガス協会加西地区 〕

1 ガス施設災害予防対策

(1) 防災体制

製造所・供給所・各地区供給部等においては、保安規定に基づき、災害時等の対策・地震時の

対策・ガス漏えい及び導管事故等の処理についての計画を策定するとともに、警備体制及び非常体制の具体的措置の確立について指導する。

(2) 設備の設置及び維持管理等

① 供給所等設備

ガス発生・精製設備、石油類貯蔵槽等については、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防災設備の整備を指導する。また、災害予防対策として、点検検査の徹底を図る。

② 導管・付属設備

導管等の付属設備については、法令等に定められた方法で設置するとともに、溶接鋼管、ダクタイル管等の耐震性のある導管を使用し、継手についても、耐震性を考慮したものを開発・使用することを指導する。また、定期的に点検、検査等の維持管理の実施の徹底を図る。

③ 地下室等の設備

ガス事業法に基づき、緊急ガス遮断装置の設置推進、ガス漏れ警報機の設置推進、接続管の強化推進ガス設備、安全点検の強化を行うとともに、安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。

④ 地震発生時のガスの一時停止

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって二次災害発生のおそれがある地域については、ガスの供給を一時的に停止するよう指導する。

⑤ 緊急用資材の整備

緊急事故が発生した場合、早急に復旧又は応急できるよう緊急車及び緊急用資材を整備する。

(3) 教育訓練及び防災知識の普及

① 教育

ガス関係従業員に対し、防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急時措置を重点に教育を行い資質向上に努めるよう指導する。

② 緊急時措置訓練

情報の収集・伝達、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、広報、消火等を含む個別及び総合訓練を実施する。

③ 地震訓練

地域防災訓練への積極的参加を呼びかけるとともに、会社内等の地震訓練を指導する。

④ 非常召集訓練

非常召集名簿を作成し、随時訓練を実施するよう指導する。

⑤ 使用者に対するガス安全使用のための広報活動

あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、台風、火災等のために避難するときは必ずガス栓を閉じるよう徹底を図る。

2 地下埋設物に対する安全対策

地下埋設物の新設、改築、廃止及び修繕等による、既設ガス導管等地下埋設物の破損による災害発生を予防するため、路面の掘削工事に対する規制を強化するとともに、次の措置により安全対策を実施する。

(1) 道路管理者の措置

① 地下埋設物の掘削工事を施工する場合における埋設ガス管等の事故を防止するため必要な事項を定め、これを遵守するよう工事発注者・請負業者に対し指導する。

② ガス管等地下埋設物の埋設状況を正確かつ確実に掌握しておくため、ガス事業者等の地下埋設物管理者の作成する地下埋設物に関する図面等をもとに、総合的な地下埋設物に関する台帳

及び図面を整備する。

- ③ 同一道路敷地内で道路の掘削工事が重複する場合は、共同で掘削することを占用許可の条件とする。
- ④ 土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するために、ガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止について協議を行い、保安措置の徹底を図る。

(2) 工事発注者等の措置

- ① 道路の掘削工事の施工に伴うガス導管の保安確立対策について事業者と事前に協議する。
- ② 道路掘削工事による振動等により破損することがないように工法の検討を行う。
- ③ ガス事業者と協力して工事現場におけるガス導管の保安監視のため巡回、点検を定期的に行い、保安確保体制の確立強化について指導する。
- ④ その他、道路管理者と十分に打ち合わせを行い指示に従うとともに、経済産業省等行政官庁の事故防止に関する指示事項の遵守を行う。

(3) ガス事業者の措置

- ① 事発注者等から道路の掘削工事の施工に当たってガス導管の保安確保対策に関して協議があった場合は、これに積極的に協力するとともに、ガス導管の保安について必要な助言を行うよう指導する。
- ② ガス導管の保安監視のため、工事現場の巡回点検を独自に、あるいは工事発注者と協力して定期的を実施する。

第 19 節 鉄道施設防災計画

この計画は、鉄道施設の災害防止について、路線諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものである。

〔実施担当機関：北条鉄道株式会社〕

1 災害を予防するため概ね次の各号の事項について計画実施する。

- (1) 橋梁の維持補修及び改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面及び土留の維持補修及び改良強化
- (4) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (5) その他防災上必要な設備改良

2 運転規制

会社は、異常気象・地震発生時に、災害の発生を未然に防止するため、次により運転規制を行う。

(1) 鉄道部長

鉄道部長は、強い地震を感知した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 震度 4 以上の場合
列車の運転を中止し、レール等の点検により安全を確認後、逐次規制を解除する。
- ② 震度 3 以下の場合
列車に対し時速 25 km 以下の速度で運転することを指令し、必要に応じレール等の点検により安全確認を行い、逐次規制を解除する。
- ③ 強い地震を感知し列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させるよう、無線に

より乗務員に連絡する。

(2) 乗務員

- ① 乗務員は、運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- ② 列車の停止位置が橋梁上等の場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- ③ 地震により列車が停止した場合、乗務員は所定の制動処理を行った後、速やかに無線機により鉄道部長に通告し、その指示を受ける。

第20節 公衆電気通信施設防災計画

公衆電気通信についての防災対策の基本方針は、次のとおりである。

〔実施担当機関：NTT西日本兵庫支店〕

1 施設の保全及び耐震性の強化

(1) 建物及び鉄塔

NTT西日本独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するよう設計し、診断及び補強を実施する。

(2) 所内設備

① 機械設備

建物に設備している交換機、伝送装置などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を実施するとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やズレが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

② 電力設備

発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家用発電装置の耐震強化を実施する。

(3) 所外設備

都市部の需要の多いところから計画的に地中化を実施する。

2 電気通信システムの信頼性向上

地震が発生した場合、電気通信が途絶しないようシステムの信頼性を図る。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- (2) 主要な中継交換機及びIP網設備を分散設置とする。
- (3) 通信ケーブルの地中化を推進する。

3 災害対策用機材

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

(2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

① 応急復旧ケーブル

② 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用型多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 移動電源車、可搬型発動発電機

④ 排水ポンプ

4 広域災害時における応援計画

広範囲にわたる災害が発生したときに備えて、全国規模による動員、応急復旧用資機材の確保を図り、応急復旧及び災害復旧を素早く効率的にできる体制を整える。

5 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(1) 演習の種類

① 災害対策情報伝達演習

② 災害復旧演習

③ 大規模地震を想定した復旧対策演習

(2) 演習方法

① 広域規模における復旧シミュレーション

② 事業所単位でのかけつけ・情報伝達演習

③ 防災機関における防災総合訓練への参加

第2章 安全避難整備計画

市、関係機関及び地域における市民・事業所等の3者それぞれの果たすべき役割分担を示し、緊急時に安全な避難活動を行えるよう、日頃から備えるべきことを定める。

〔実施担当機関：市関係部局〕

第1節 避難計画区域

県地域防災計画において、火災に対する危険性が特に高く、あらかじめ組織的な避難計画の作成が必要な地域を避難計画区域として指定している。このことから、次の点を考慮しながら広域避難場所・避難経路の整備等の避難計画の作成に努める。

1 避難を要する人員の算定

避難計画区域内の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定する。

2 広域避難場所の選定要件

広域避難場所においては消防力に頼ることなく、大火から住民の安全を確保できることを目標とするが、その選定に当たっては次の事項を考慮する。

(1) 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難地内で人体の安全を確保するためには、ある程度以上の広さが必要である。そのため10ha以上の空き地を有することを目標とし、周囲建物の不燃化及び消防水利等消火設備の設置に努める。

(2) 公共性

地震の発生はあらかじめ予測することが困難であるため、緊急時にも容易に避難地として活用できること及び付近住民によく認知されていることが必要である。そのため、公的施設等であることが望ましい。

(3) 収容人員の算定

避難地の収容可能な人員の算定は、スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に

基づき 3.5 m²につき 1 名とすることが望ましいが、想定される避難者数や避難状況の推移に応じて柔軟に対応する。

(4) 生活必需品等の供給

避難地には長時間滞在することが予想されるので、食糧・給水・医療等最低限の生活必需品の供給ができることが必要である。

3 避難圏域の設定

避難距離を短縮するため避難地から半径 2 km 程度の範囲を目安とする。

4 避難経路の選定と避難誘導計画

(1) 避難経路の選定

避難経路の選定については、自主防災組織・自治会等による地域に即した避難経路の選定を原則とし、地域住民の関心を高めるよう努める。

(2) 避難誘導計画

避難計画区域は、火災による危険性が極めて高く、また人口密集地域であるため、避難誘導に当たっては極めて困難な事態が予想される。そのため、あらかじめ幅員 15m 以上の道路を目標に避難誘導計画の整備に努める。

第 2 避難誘導体制の整備

1 標識等の整備

(1) 避難場所周辺の安全性確保

避難場所周辺について、安全な避難の確保の観点から、現況調査及び安全性の検討を行い、見直し整備を進める。

(2) 誘導標識等の整備

避難標識等は、要配慮者への配慮を含めたデザイン等の再検討を行い、整備を進める。

(3) 避難場所案内地図の整備

避難場所案内地図は、「避難場所」の配置を地図上に示し、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても「避難場所」としての周知を図る役割を果たすとともに、避難経路の統一化を図るため、要配慮者への配慮等を含めた内容の再検討を行い、整備を進める。

2 避難誘導体制の確立

(1) 現況判断基準等の確立

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また関係機関・隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、避難指示等を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。

(2) 避難道路の安全化

避難道路の安全を確保するため、定期的なパトロール及び安全性の検討を行い、整備を図るとともに、道路に面する建物等の所有者・管理者に協力を求め、危険性の排除に努める。

(3) 避難先の安全確保

① 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

② 避難場所の安全化

避難場所を火災等から防御し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域住民の協力体制の確立、消防水利の充実、消防力の強化に努める。

③ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難場所に災害時の情報通信手段の配備を進める。

(4) 避難誘導体制の整備

① 避難場所への誘導体制

市民・来訪者の避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導体制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備える。また、大地震等の大規模災害が発生した場合における職員の動員方法等について、あらかじめ周知徹底する。

② 公共施設・防災上重要な施設の避難誘導体制

市の公共施設及び災害対策基本法（第7条）に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来所者・入所者等の安全避難のため避難計画を策定する。特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来所者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。また、その他多数の従業員・来所者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来所者の安全な避難対策を講じるように努める。

(5) 自動車による避難制限の周知徹底

災害発生時の中で、自動車で避難することは、徒歩による避難よりも一層の困難をもたらすだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、消火・救護活動等の支障となる。また、放置された自動車が火災延焼の原因になることも危惧される。そのため、大規模災害発生時の自動車による避難を制限し、避難者の避難行動の円滑な実施と救急車等の緊急車両の通行の確保を図れるよう、平時から広報活動を通じて、市民への周知徹底を図る。

(6) 「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ることとする。

第2章 訓練計画

この計画は、関係機関の協力を得て防災業務に従事する職員に必要な訓練を実施し、各種災害に対応した被災者の救援、救護等を中心に防災知識・技能の習得及び防災機関等の応援体制の確立並びに市民への防災に関する協力と理解を求め、もって防災思想の普及向上を図るためのものである。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

〔実施担当機関：加西市政策部防災課、北はりま消防組合加西消防署、加西市教育委員会〕

1 総合訓練

(1) 実施時期

大地震に備えて、最も訓練効果のある時期を選び、防災関係機関と協議して決定する。

(2) 実施場所

総合訓練に適した場所を防災関係機関と協議して決定する。

(3) 実施要領

① 参加機関

兵庫県、加西市、防災関係機関、住民、自治会、自主防災組織、小・中学校、幼保施設、消防署・消防団、市医師会、民間協力団体・企業、アマチュア無線家（クラブ）、社会福祉協議会、運送・輸送会社等

② 訓練想定

参加機関相互の連携及び参加者の即応能力の向上が図れるよう、実践的な想定内容を防災関係機関と協議して決定する。

③ 訓練項目

- ア 非常召集訓練
- イ 災害対策本部設置訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 情報収集訓練
- オ 情報伝達・通信訓練
- カ 初期消火訓練
- キ 広報訓練
- ク 避難誘導訓練
- ケ 応急救護訓練
- コ 救出救護訓練
- サ 道路障害物除去訓練
- シ 救援物資輸送訓練
- ス 応急給水訓練
- セ 仮設住宅建設訓練
- ソ 各種復旧訓練
- タ 炊き出し訓練

2 地区防災訓練

消防署、消防団等の協力のもと、自治会、自主防災組織等を単位とする訓練を実施する。

(1) 実施時期

原則として要請により随時実施する。

(2) 訓練項目

- ① 出火防止訓練
- ② 初期消火訓練
- ③ 避難誘導訓練
- ④ 応急救護訓練
- ⑤ 情報伝達訓練
- ⑥ 応急給水訓練
- ⑦ 応急炊き出し訓練
- ⑧ 防災資機材の操作訓練
- ⑨ その他の訓練

3 職員の参集訓練

職員の本部、地区連絡所、避難場所の開設等の非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を

実施する。訓練の実施に当たっては、災害の想定を道路網の寸断、勤務時間内外等の様々な条件を加味したものとするように設定し、参集時間の短縮、ノウハウの蓄積に努める。

(1) 訓練時期

別途連絡

(2) 訓練項目

- ① 非常連絡訓練
- ② 非常参集訓練
- ③ 指令伝達訓練
- ④ 本部・地区連絡所・避難所開設及び運営訓練

4 通信連絡訓練

有線通信の不通・困難な場合において、関係機関の通信連絡の円滑と迅速、確実を期するため防災関係者、アマチュア無線家（クラブ）、運送・輸送業者（協会）の協力を得て実施する。

(1) 訓練項目

- ① 通信連絡訓練
- ② 非常無線通信訓練
- ③ 衛星通信、無線交信訓練

(2) 実施事項

- ① 災害に関する予・警報の通知伝達
- ② 被害状況報告
- ③ 災害応急措置についての報告

5 消防訓練

(1) 参加機関

- ① 消防署
- ② 消防団
- ③ 事業所
- ④ 自主防災組織

(2) 訓練項目

- ① 消防団訓練
 - ア 参集訓練及び初動措置訓練
 - イ 情報収集及び通信運用訓練
 - ウ 部隊編成訓練
 - エ 火災現場活動及び救急救護訓練
- ② 事業所及び自主防災組織訓練
 - ア 出火防止訓練
 - イ 初期消火訓練
 - ウ 応急・救護訓練
 - エ 通報連絡訓練
 - オ 身体防護訓練

6 災害救急・救助訓練

救助活動の円滑な遂行及び迅速、確実を期するため、水防・消防等の訓練と併せて災害救助訓練を実施する。なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童、生徒、入所者等の人命を保護するための避難訓練に重点を置くように指導する。

- (1) 参加機関
 - ① 消防署
 - ② 住民・事業所
 - ③ 医師会・日本赤十字社

- (2) 訓練項目
 - ① 救出訓練
 - ② 負傷者の救急措置及び搬送訓練
 - ③ 救護所の設置訓練
 - ④ 救急・救護資機材の活用訓練

7 災害警備訓練

災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施し、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、警察署に協力を要請し、県、市、防災関係機関等が実施する訓練に合わせて実施する。

- (1) 訓練時期
別途連絡
- (2) 訓練項目
 - ① 部隊の召集、編成訓練
 - ② 部隊の集結訓練
 - ③ 交通規制訓練
 - ④ 情報収集伝達訓練
 - ⑤ 避難誘導訓練
 - ⑥ 救出救護訓練
 - ⑦ 通信訓練

8 自衛隊応援要請訓練

災害時に自衛隊への応援要請が円滑かつ迅速に行えるように、自衛隊の協力を得て実施する。

- (1) 訓練時期
自衛隊と協議して決定する。
- (2) 訓練項目
 - ア 応援要請訓練
 - イ ヘリポートの開設訓練
 - ウ 自衛隊受入訓練

9 避難訓練

(1) 市

災害時における避難の勧告及び避難のための立退き等の円滑、迅速確実を期するため、市が中心となり関係機関が参加し、適当と認める地域の居住者・滞在者及びその他の者の協力を得て実施する。

その際、女性の参加を推進し、女性の視点からも課題を抽出できるよう、実施方法について検討する。

(2) 防火管理者

学校、病院、工場、事業所、店舗等の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。なお、防火管理者を置く義務のない施設の管理者においても前記に準じて実施する

よう指導する。

(3) 児童・生徒の避難訓練等

市教育委員会の指導のもと、児童・生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施する。

- ① 大規模地震・火災に際して、冷静かつ速やかに行動できるよう、その意味、必要性を理解させた上で、身の安全を守るための正しい動作と方法を習得させる。

その際、確実な行動ができるよう児童・生徒の年齢、身体特性等に応じた指導に着意する。

- ② 避難訓練を通じて、災害予防の意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのためのノウハウの蓄積に努める。

- ③ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

第 2 3 節 防災知識普及計画

この計画は、地域住民に対する防災知識の普及を図るとともに、災害対策関係職員の災害時における適正な判断力を養成し、防災体制の確立を図るためのものである。

実施担当機関：加西市政策部防災課、加西市総務部総務課、北はりま消防組合加西消防署、
加西市教育委員会

第 1 住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、下記の方法等により防災広報に努める。

1 防災の心得

(1) 平時の心得

- ① 地域における災害危険性の把握
- ② 家屋等の点検、屋内の整理点検
- ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
- ④ 火災の予防方法
- ⑤ 避難方法の習得
- ⑥ 応急救護の方法
- ⑦ 備蓄品の把握及び非常持出品の準備
- ⑧ 地域ぐるみでの防災体制の確立

(2) 災害発生時の心得

- ① 防災関係機関及び地域住民への情報の伝達系統の明確化・周知
- ② 出火防止と初期消火
- ③ 周辺地域の被災状況の把握
- ④ 地域ぐるみでの救出・避難活動の実施
- ⑤ テレビ・ラジオ等による情報の収集

2 防災知識の普及

(1) 各種行事による防災知識の普及

火災予防運動、防災の日、国民安全の日、ひょうご安全の日等に講演・映画・講習等の行事を通じて一般住民に広く普及する。

(2) 広報誌による防災知識の普及

市発行誌、広報かさい等に防災関係事項を随時掲載して地域内の住民に防災意識の高揚を図る

とともに、防災対策マニュアル等により知識の普及に努める。なお、防災対策マニュアルの作成に当たっては、日本語に不慣れな外国人や目の不自由な市民など、いわゆる要配慮者に十分配慮したものとなるよう努める。

(3) 広報車の巡回による防災知識の普及

火災多発時期、台風発生時期等において、広報設備を有する車両等によって地域内を巡回し、広く一般住民に災害予防についての啓発を行う。

(4) 標語、図画、作文等の募集による普及

児童、生徒及び一般住民から広く募集し、防災意識の高揚を図る。

第2 自主防災組織・自治会等

市防災部局は、消防署及び防災関係機関と協力して、次のとおり自主防災組織に対する防災知識の普及に努める。

- 1 各町区長等に対して自主防災対策を記したマニュアルを作成・配布し、防災知識の普及に努める。
- 2 災害危険箇所等の把握、避難経路の選定等を自主防災組織・自治会等と共同で実施し、地域特性に応じた防災ハザードマップの作成及び要配慮者の把握に努めるとともに、この作業を通じ防災意識の高揚、防災知識の普及を図る。
- 3 防災関係機関の協力を得て、研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織の交流強化を図る。
- 4 警察、関西電力、N T T 西日本等の防災関係機関が、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、防災知識の普及に努めるよう要請する。

第3 園児・児童・生徒

教育委員会及び各施設の管理者は、園児・児童・生徒に対して次のとおり防災知識の普及に努める。

- 1 園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、理解容易で効果的な防災教育を段階的かつ計画的に進める。
- 2 幼保施設、小・中学校を単位とする実践的な訓練を定期的実施する。

第4 事業所等

消防署は、防災対策上特に注意を要する施設や病院、福祉施設並びに大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する市内施設等市内事業者の防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊に対する講習を実施し、事業所内防災担当従業員の防災行動力の向上に努める。また、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及に努める。

第5 職員に対する防災教育

災害応急対策の成否は、職員の心構え及び防災知識が重要な要素となるので、研修・講演会・現地調査等の手段をもって職員の防災知識の周知徹底を図る。

1 新任研修

防災課は、新たに市職員として採用された者に対して、防災に関する新任研修を実施する。研修は通常の新規採用職員研修の一項目として行う。

2 その他の研修、講習会

その他、必要に応じて研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う

研修会、講習会、講演会に職員を派遣する

第6 専門的人材の育成

1 応急危険度判定士

災害により被災した建物の危険度の判定を実施し、当該建物の住民等の安全を確保するとともに、迅速かつ円滑な仮設住宅等の住宅対策を講ずるため、応急危険度判定士の計画的な養成・登録に努める。また、適切な危険度の判定を行うため、県と連携し、「地震被災建築物の被災度調査・判定シート」をあらかじめ作成する。

2 家屋被害認定士

災害時に十分な知識と技術を持って即時に住家の被害調査が実施できるよう、県の家屋被害認定調査士制度等を活用し、人材の育成に努める。

3 防災士

「自助・共助・協働を原則として、かつ、公助との連携充実に努めて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、更に、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」として、特定非営利活動法人日本防災士機構による「防災士」の民間資格制度がある。

大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の練磨、防災・救助計画の立案等への参画、避難や救助・救命、避難所の運営など、地域防災の担い手である自主防災組織等のリーダーの育成を目的とした県のひょうご防災リーダー養成講座を活用し、防災士の資格取得のための支援を行う。

4 その他の専門的人材の育成

被災した公共土木施設や土砂災害等の被災情報の迅速な収集、点検、円滑な災害応急対策の実施等に資するため、専門的人材の育成に努める。

第24節 自主防災組織等整備計画

住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図る上で重要であることから、自主的かつ組織的な防災活動の育成に努め、また、事業所等自らの防災組織を編成し、大規模な災害・事故等に備えるための計画である。

〔実施担当機関：加西市政策部防災課、北はりま消防組合加西消防署〕

1 地区防災計画の策定等

自治会及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

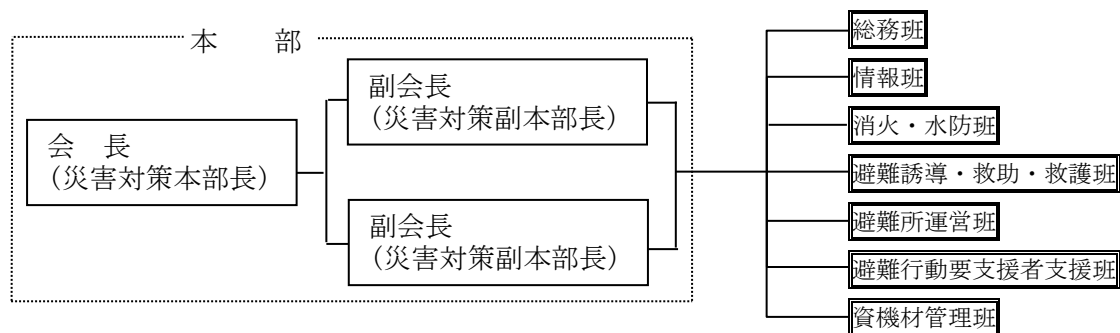
市は、加西市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、加西市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

2 住民による自主防災組織

(1) 組織

地域住民は、地域自治会の活動の一環として防災部等を設ける等、日頃から防災知識の普及、防災訓練等を行い、自主防災組織の充実に努める。なお、組織づくりは地域の特性に対応したものであることが原則であるが、概ね次を基本とする。

① 組織構成



② 本部・各班の任務

本 部	【平時】 ・ 全般統制 【災害発生時】 ・ 各班の指揮統制
総務班	【平時】 ・ 防災研修、訓練の計画立案（消防署・消防団等との調整） ・ 防災関係機関との事前調整 ・ 広報活動（住民へのチラシの発行、講演会等の開催） ・ タイムラインの作成 【災害発生時】 ・ 全体調整 ・ 防災関係機関との調整及び情報提供 ・ 被害状況の迅速かつ的確な掌握及び対応
情報班	【平時】 ・ 被害状況の把握要領の確立 ・ 防災関係機関への情報伝達要領の確立 【災害発生時】 ・ 消火活動への協力の呼びかけ ・ 市、住民等からの被害状況の把握と集約 ・ 避難指示など防災関係機関からの重要な情報の住民への伝達
消火・水防班	【平時】 ・ 消火機材の操作方法の習熟 ・ 用具、資機材等の点検整備 ・ 消火訓練、土のうづくり訓練の計画立案（消防署・消防団との調整） 【災害発生時】 ・ 消火栓、消火器等による初期消火（消防署、消防団の指示に従った行動） ・ 浸水箇所の土のうによる応急処置 ・ 防犯見回りの実施

避難誘導・救助・救護班	【平時】 ・避難経路、地域内の危険箇所、集合場所の把握及び安全点検 ・地域の要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）の支援要領の確立 ・負傷者の救出や搬送要領の確立 ・要配慮者の避難誘導要領の確立 ・救出用具や救急用品の整備 【災害発生時】 ・避難開始決定のための情報収集と防災関係機関及び住民への提供 ・要配慮者の安全確認及び避難誘導 ・地域の負傷者の発生状況の把握 ・負傷者の救出、医療機関等への搬送等の救護活動
避難所運営班	【平時】 ・一時避難所の運営要領及び地域で行う給食給水、救援物資の配布要領の確立 ・炊き出し及び給水用資機材の点検・整備 【災害発生時】 ・一時避難所の運営 ・炊き出し、給水活動、救援物資の配布 ・災害ボランティアニーズの把握 ・高齢者、障がい者、外国人等へのケア ・状況により指定避難所の支援
避難行動要支援者班	【平時】 ・避難行動要支援者の把握 ・個別避難計画の作成 【災害発生時】 ・避難誘導・救出・救護班と連携し、避難行動要支援者の避難誘導
資機材管理班	【平時】 ・資機材の調達・点検・管理 ・資機材の使用方法的確認 【災害発生時】 ・資機材の配分及び不足分の調達

(2) 育成・強化の促進

① 組織の育成

地域住民に対し組織の必要性、防災知識・防災思想について、広報活動、映画・ビデオ等を活用し、積極的かつ計画的に普及するとともに、女性や若者の地域防災活動への参画を促進し地域防災リーダーの育成を行う。また、防災関係機関の協力を得て、活動・訓練についての助言、あるいは援助を行うことにより、自主防災組織の持続的な運営、資機材の整備・強化を支援する。

② 自主防災組織への助成

自主防災組織の運営を円滑にするため、「加西市自主防災組織補助金等交付要綱」及び「加西市消防防災施設等整備事業補助金交付要綱」に基づき、各種訓練及び資機材の整備に必要な費用を補助する。

③ 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするために、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。また、地域内に社会福祉施設等の要配

慮者の通所・入所施設を有する自主防災組織については、災害時の介護・避難の援助、所有食料・備蓄物資の提供等を骨格とする相互応援協定を締結するよう推進する。

④ 市民救命士の育成

市民に対し、救命に対する知識の習得の重要性について啓発に努めるとともに、講習により市民救命士の育成を図る。

(3) 婦人防火クラブ等との協調

民間の防火組織としては、女性層を対象とした婦人防火クラブ、少年層を対象とした少年消防クラブ等があり、それぞれの立場において火災予防に努め、広く火災予防思想の普及に貢献している。自主防災組織は、これらの民間防火組織と一体となって地域の防災に取り組む必要がある。

① 婦人防火クラブ

婦人防火クラブでは各家庭の防災診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱い方法・消火器具取扱い方法の習得等の予防活動を行っている。従って、婦人防火クラブを自主防災組織の中に位置づけ、いざというときに一体となった活動ができる体制づくりに努める。

② 少年消防クラブ

少年消防クラブは防火ポスターの制作・配布、火災予防運動行事への参加・協力等の活動を行っている。自主防災組織としては、少年消防クラブが家庭に対する火災予防思想の普及に大きな効果があること及び将来における自主防災組織の核となる人材を育成する場となること等から、その育成・強化に努める。

3 施設の自衛消防組織

(1) 自衛消防組織

大地震やその他大規模な災害や事故が発生した場合、大災害が予想される施設等について、これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づく事業所等自ら防災組織を編成し、あらかじめ消防・防災計画を策定するよう指導する。

(2) 自衛消防組織設置対象施設

① 大型量販店、宿泊施設、学校、病院等多数の人が利用し、又は使用する施設

② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設

④ 同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛防災組織を設置することが必要な施設

(3) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実情に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において適切な規約及び防災計画を策定する。

(4) 自衛消防計画

① 予防計画

ア 予防管理組織の編成

イ 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理

ウ 消防用施設等の点検整備

② 教育訓練計画

ア 防災教育

イ 防災訓練

③ 応急対策訓練

ア 応急活動組織の編成

- イ 情報の収集伝達
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難誘導
- オ 救出救護

(5) 自衛消防組織の活動

① 平時

- ア 防災訓練
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

② 災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救出救護

4 自主防災組織の啓発と指導

(1) 指導・助言

住民が自主防災組織をつくり実際に活動していくために、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言を行う。

(2) 啓発普及の方法

映画・ビデオ等を活用し地域住民に組織の必要性について、積極的かつ計画的に広報活動を行い防災知識と防災思想の普及啓発を図る。

第25節 要配慮者予防計画

この計画は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で避難の際に何らかの介助支援を必要とする者は、火災、地震等の災害発生時において被害を受ける可能性が高いため、「福祉のまちづくり」を基本的かつ恒久的な施策として位置づけ、可能な限り自力避難が可能な環境条件を整備するとともに、必要な措置、指導等を行い、地域ぐるみでの支援体制の確立を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市福祉部地域福祉課・長寿介護課・健康課、政策部防災課〕

第1 基本的事項

「要配慮者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るため、安全な場所に避難するために支援を必要とする者をいう。このような観点から、高齢者、障がい者、乳幼児のほか、妊産婦・児童や日本語に不慣れな外国人、加西市の地理に不案内な市外からの来訪者等が想定される。また、その中で自力避難が困難で、避難に当たって特に支援を要する人を「避難行動要支援者」として想定し、以下のような基本的な考え方にに基づき、災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

- 1 地域住民は、避難行動要支援者の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- 2 地域住民は、避難行動要支援者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から配慮する。
- 3 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保に努める。
- 4 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な資機材の確保に留意する。

- 5 市は、「加西市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、障がい者や要介護高齢者等の避難行動要支援者の実態を把握するとともに、平時から地域住民との連携が図れるよう配慮する。
- 6 市は、介助を必要とする避難行動に対して、避難行動要支援者と健常者との共生に配慮しながら、総合的な立場からの指導を推進する。

第2 保健・医療・福祉対策

1 福祉のまちづくり

支援体制作り実現のため、市民相互の連携はもとより、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。また、高齢者、障がい者等が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等を安全で快適に利用できるよう、施設の改善、整備に当たっては、関係方面の協力を求め、住みよく行動しやすいまちづくりを進める。

2 災害時の保健医療福祉対策

(1) 策定の趣旨

災害発生時において、保健・医療・福祉の諸対策が関係機関・団体等の連携のもとで、迅速かつ効果的に展開できるよう、住民一人ひとりが自分の命・健康を守るセルフケアを基本に据えた地域保健のシステムを構築することを目標とする。

(2) 行政の取り組み

行政は、災害発生時において、要配慮者（避難行動要支援者）の避難が確実に達成されるとともに、適切な支援が図れるよう、関係機関・団体等の連携の構築を図る。

また、「加西市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平時から自力での避難が困難で、避難に当たって特に支援を要する避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿情報の適切な管理に努める。

災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を関係部局で共有するとともに、本人の同意を得て、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、消防、警察、社会福祉協議会等に提供し、情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。また、自主防災組織、自治会等は地域における支援体制の整備に努め、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなど避難に係る個別避難計画の策定に取り組むこととする。

さらに、避難行動要支援者の身体状況等によって通常の避難所では対応できない場合に備えて福祉避難所等の確保に努める。

避難行動要支援者名簿に掲載する者は介護保険制度の要介護3以上、重度身体障がい者（1、2級）、重度精神障がい者（1級）、重度知的障がい者（療育手帳A）、その他（支援が必要と市長が認める者）とする。

名簿記載内容は、住所、氏名、性別、生年月日、要支援の理由、電話番号、緊急連絡先、避難場所とする。

(3) コミュニティを基盤とした住民主体の取り組みの推進

① 防災に関する学習等の充実

市民の防災意識の普及・高揚や指導者の育成を図るため、県や教育機関等とも連携を密にし、

防災学習や各種啓発活動を推進する。

② 自主防災組織等の育成

自分の命・自分のまちは自分が守るということを基本に、平時から地域・家庭・職場等での防災への積極的な取り組みを促進するとともに、自主防災組織などの自主的・実践的な活動を支援し、ネットワークづくりや消防団との連携強化を図るなど、地域の防災コミュニティ意識を高める。また、あったか班長と自主防災組織・自治会等との連携を強化し、平素からの見守り活動と支援体制の整備に努める。

(4) 見守り活動と支援体制の整備

① 友愛訪問活動

ア あったか班長・隣保長

月一回、各隣保の見守り活動を行い、日頃から障がい者・虚弱者等を把握し、保健福祉サービスの提供や相談が必要な人を民生委員に連絡する。

イ 民生委員

あったか班長・隣保長の連絡により、個別訪問を実施する。必要な場合は地域包括支援センター又は一時相談窓口へ連絡する。

ウ 地域包括支援センター

情報提供、及び必要に応じて要配慮者（避難行動要支援者）に対し市内訪問介護事業所に対し、訪問介護員の派遣を要請する。

② いきいき委員会

緊急時に備え、あったか班長が自分の受け持ちの隣保の状況を自主防災組織の役員への情報提供に努めるとともに、避難誘導・搬送の訓練を実施するなど、自主防災組織とともに防災意識の高揚に努める。

③ はつらつ委員会

保健師等の参加を得て、地域の保健福祉問題の検討を行うとともに、助け合いのまちづくり、かかりつけ医師の普及について啓発に努める。

3 防災知識の普及・啓発

災害関係機関は、要配慮者（避難行動要支援者）も参加した訓練の実施や、研修会等を通じた防災知識の普及啓発や支援に必要な人材の育成に努めるものとする。

4 緊急通報システムの活用

在宅の要配慮者（避難行動要支援者）のため、緊急通報システムの活用を図るとともに、正しい使い方について指導を行う。

5 市民へのPRの徹底

「広報かさい」、かさいライフナビ、市のホームページ等により、介助支援を必要とする者をはじめ、家族、地域住民に対して防災について指導・PRの徹底を図る。

6 障がい者への情報伝達体制の整備

通常の音声、言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

第3 社会福祉施設・病院等における対策

1 防災計画の策定

各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、

動員体制、保護者への緊急連絡、自主防災組織等との連携等について検討し、防災計画を策定する。

2 防災訓練の実施

各施設の管理者は策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災避難訓練を実施する。また、市及び消防署は、必要な指導助言を行う。

3 地域住民との連携

各施設の管理者は、平時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。消防署は、自主防災組織及び事業所自衛消防隊との相互協力協定の締結を促進するなど必要な指導助言を行う。

4 施設・設備の整備・充実

各施設の管理者は、災害発生時に施設倒壊、火災発生などにより、避難を困難にすることのないよう、施設や設備の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について検討し、その整備・充実に努める。消防署は、施設・設備の整備・充実について指導を徹底する。

5 要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

市は、要配慮者が利用する施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うこととする。

第4 市外からの来訪者及び外国人への対策

1 誘導標識、避難場所案内板等

地理不案内な市外からの来訪者及び外国人の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等については、地図及び英語等併記とするよう推進する。

2 広報活動・防災訓練等

広報活動、広報誌の発行、防災訓練等について、市内在住の外国人の国籍を常に把握し、需要に応じた英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語等での実施を推進する。

その際、市が保有する通訳機を活用し、円滑な意思の疎通に努める。

また、「やさしい日本語」の看板や案内の作成・活用や「子どもと親の防災ガイドブック」をはじめ、外国人向けの防災マニュアルの作成を検討する。

3 市内の観光・レクリエーション・宿泊施設・飲食店等への対策

市内の観光・レクリエーション・宿泊施設及び飲食店へ、市外からの来訪者等が安全に避難できるように避難場所・避難経路を示した地図を配布するとともに、常備することを指導する。

また、非常時での自主防災組織、自治会等による当該施設への配慮、及び施設責任者・自衛消防隊等への避難誘導體制の整備について指導する。

第26節 3つの建物被害調査計画

地震により住家被害が発生した場合、住家の被害認定の他にも被災建築物応急危険度判定と被災度区分判定がある。

これらの判定業務は、被害認定とは異なる目的を有している。被災住民側から見ると、これら3つの建物被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすく、特に住家の被害認定と応急危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もあることから、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となる。

	応急危険度判定	住家の被害認定	被災度区分判定
実施目的	余震等による二次災害の防止	住家に係る罹災証明書の発行	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市（県協議会が支援）	市	建物所有者
判定調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	主に行政職員（罹災証明書発行は行政職員のみ）	民間建築士等
判定内容	当面の使用の可否	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	継続使用のための復旧の要否
判定結果	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊・半壊等	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載	判定結果を依頼主に通知

〔実施担当機関：加西市政策部防災課、加西市建設部建築課〕

1 調査実施時期

(1) 応急危険度判定

人命に関わる二次災害の防止を目的に、被災後概ね一週間から10日後までの完了を目途として被災直後から実施する。

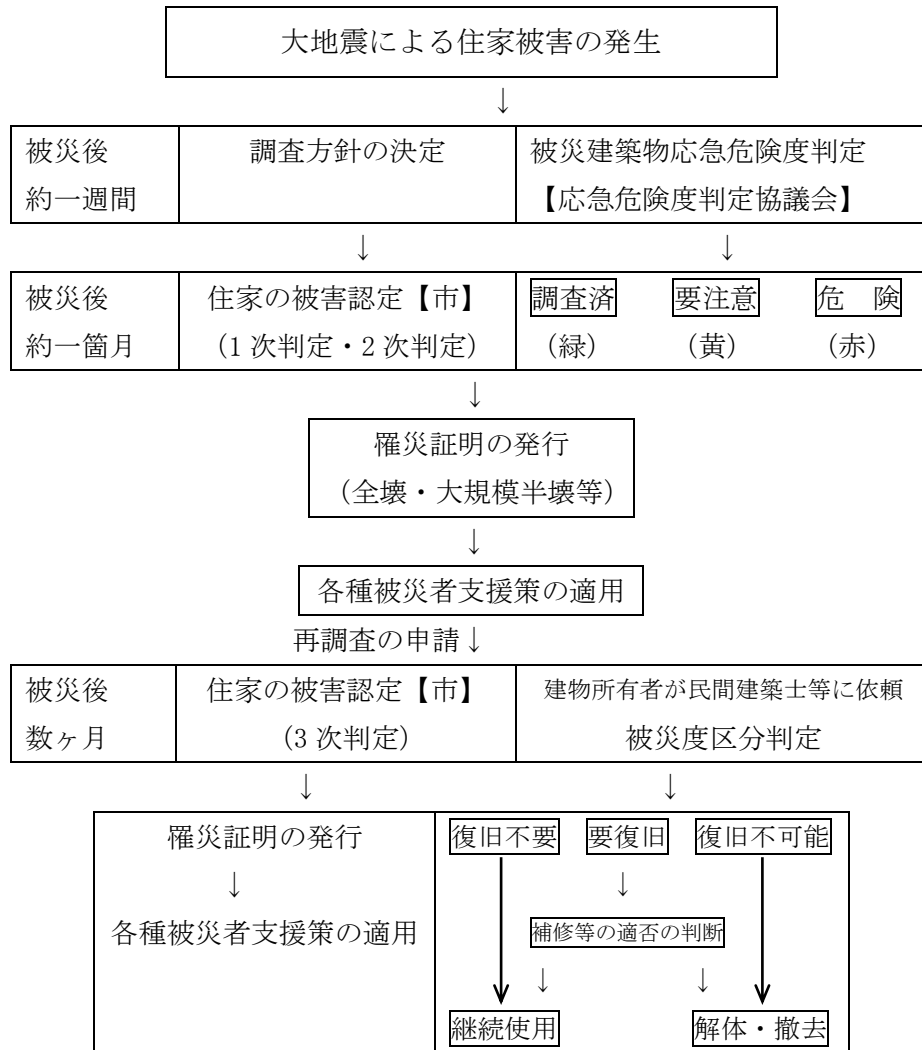
(2) 住家被害認定

罹災証明書の発行を目的に、財産的価値の被害を証明するもので、被災規模の把握や調査体制、罹災証明書の発行時期等を踏まえて調査方針を決定した後、応急危険度判定の終了時期と前後して実施する。

(3) 被災度区分判定

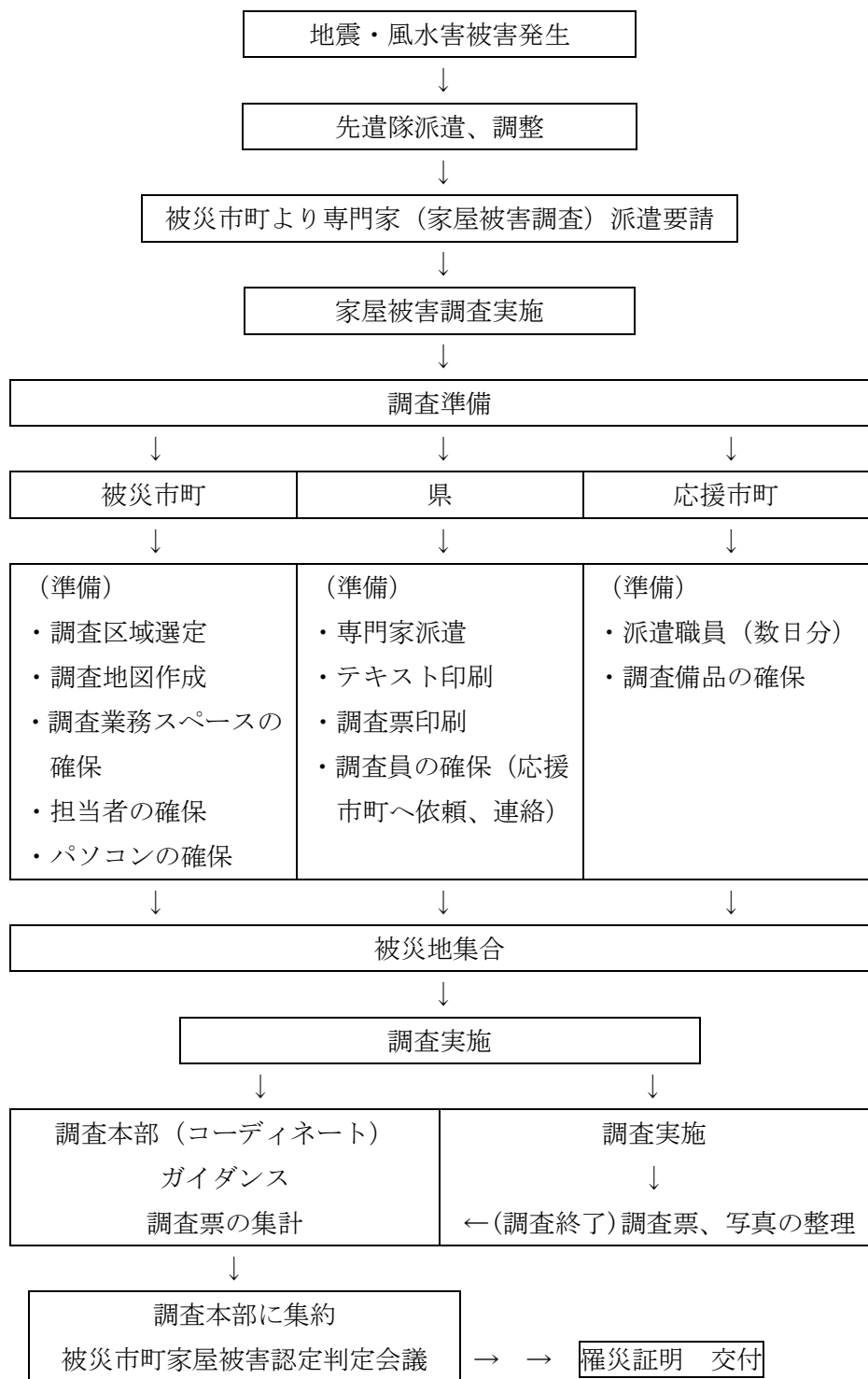
建物所有者が民間建築士等に依頼して行うもので、応急危険度判定及び住家被害認定の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施される。

<大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ>



※ 期間は概略の目安を示したものであり、実際は災害の規模等により変動あり

2 家屋被害調査（住家被害認定）業務実施フロー



第27節 防災に関する調査研究計画

この計画は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、防災行政が効率的、効果的に実現されるような可能な範囲で防災に関する調査研究体制の整備を推進するための計画である。

〔実施担当機関：市関係部局〕

1 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集し、これらを十分検討・分析し、必要に応じ利用できるシステムの確立に努める。

2 関係機関との情報交換

国、県、他市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び大学等が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

3 調査研究事項

(1) 災害想定

(2) 災害の特質と最近の傾向

(3) サイズミックマイクロゾーニング（地震危険度予測） 災害が発生した場合には、被害の状況等を市民アンケートにより調査し、被害状況・危険区域の把握に努める。

4 地域防災計画への反映

以上による研究成果等を十分活用し、今後の防災計画の中に組み入れ、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第28節 地震防災緊急事業五箇年計画

第6次地震防災緊急事業五箇年計画

事業名	事業主体	施設等の位置	事業の概要	経費の概算 (百万円)	整備予定年度
13-5 ため池	兵庫県	加西市	ため池等整備事業 10 箇所	650	R3～R7
15 防災行政無線	加西市	加西市	施設整備事業	921	R4～R7

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

市は、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。

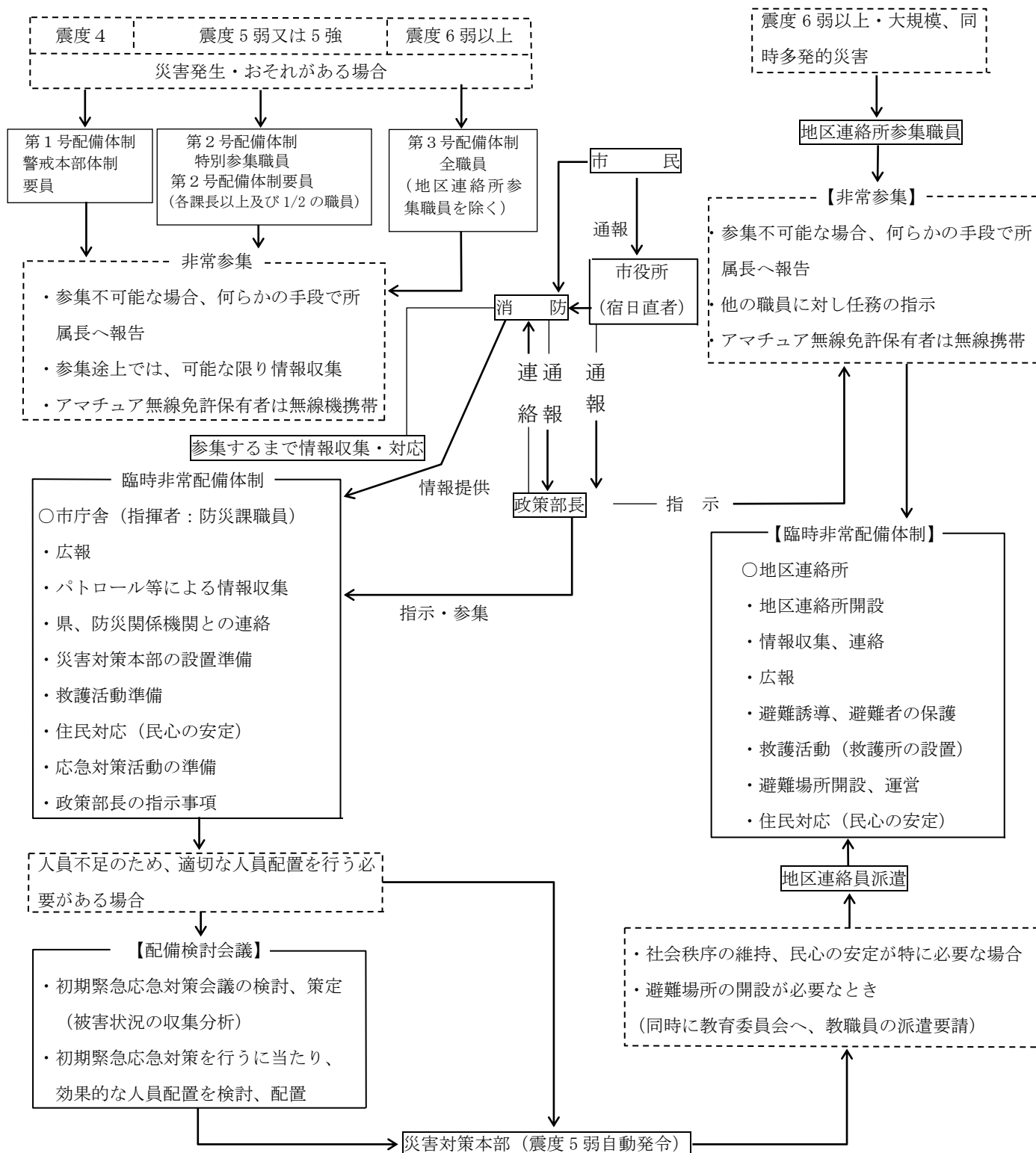
災害応急対策等の円滑な実施を図るため、初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとし、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、「初動体制」の迅速な立ち上げ、「職員の動員・配備」、関係機関・団体及び市民への「応援の要請」に至るまでの指揮命令系統の確立を最優先として行う。

また、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。

「首長不在時の代行順位」に関しては、副市長、教育長、総務部長の順でその職務を代理することとし、「職員参集体制」に関しては、震度4の場合は災害警戒本部を、震度5弱以上の場合は災害対策本部を自動的に設置し、大規模で同時多発的被害の発生した事態に際しても迅速な対応を行い二次・三次的被害の未然防止を図る。

第1 夜間・休日の初動体制

初動体制フロー(夜間・休日)



1 非常参集

あらかじめ指名した「特別参集職員」「地区連絡所参集職員」はもちろんのこと、全職員は、テレビ・ラジオ等の地震情報・気象情報・災害情報等に注意するとともに、気象庁震度階級関連解説表により自主判断し、非常参集する。なお、職員の参集が円滑に行われないことが予想されるため、参集順に任務分担を行う等、臨機応変に対応する。

(1) 【震度4】災害警戒本部職員非常参集体制

- ① 災害警戒本部職員及び第1号配備体制要員は、直ちに市庁舎に非常参集する。
- ② その他の職員は、自宅で待機する。

災害警戒本部職員				
・市長	・副市長	・教育長	・政策部長	・地域部長
・総務部長	・市民部長	・福祉部長	・産業部長	・建設部長
・環境部長	・教育部長	・秘書課長	・防災課長	・防災課員

(2) 【震度5弱又は強】特別参集職員非常参集体制、第2号配備体制

- ① 特別参集職員(本部)及び第2号配備体制要員(各課長以上及び1/2の職員)は直ちに市庁舎に非常参集する。
- ② その他の職員は、自宅で待機する。

特別参集職員				
・市長	・副市長	・教育長	・政策部長	・地域部長
・総務部長	・市民部長	・福祉部長	・産業部長	・建設部長
・環境部長	・教育部長	・病院事務局長	・議会事務局長	・秘書課長
・教育総務課長(学校給食センター)		・防災課長	・防災課員	

(3) 【震度6弱以上】全職員非常参集体制

- ① 全職員は、直ちに市庁舎に非常参集する。ただし、地区連絡所参集職員は、あらかじめ指定されている地区連絡所(指定緊急避難場所:各小・中学校、北部・南部・善防公民館・各高等学校)に参集する。
- ② 地区連絡所参集職員及び指定緊急避難場所の施設管理者は、直ちに開錠を行う。

地区連絡所参集職員(60名)	
1	住居地に応じて参集場所を指定し、あらかじめ指名する。
2	震度6弱以上の場合に自主参集し、避難場所の開錠等を行う。

参集に係る注意事項	
1	震度が参集要件に該当したとき、又は該当すると予想されるときは、直ちに参集する。
2	上記に関わらず、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、また災害を察知したときは、自主参集する。この場合は、所属長に連絡をとる。
3	参集途上においては、被害状況を観察し、所属長に報告する。
4	参集が不可能な場合(病気、出張、旅行等及び下記事項)は、何らかの手段をもって所属長に報告する。
5	職員が消防団員の場合 災害対策本部活動を優先する。ただし、水防・消火活動は、消防団活動を優先する。
6	職員の実家又は付近住家が被災した場合、人命に関わらない被害の場合は、災害対策本部活動を優先する。 ただし、救命・救助活動等急を要する場合は、当該活動を優先する。

2 職員が参集するまでの間の対応

(1) 市役所（宿日直者）

市民からの通報又は災害発生的事实を知った場合は、速やかに政策部長（防災課長）・消防署に通報する。

(2) 政策部長

政策部長は、通報又は災害発生的事实を知った場合は、緊急連絡網により、速やかに各所属長及び特別参集職員に参集及び対策の指示を行う。

(3) 消防署員

職員の登庁又は指揮系統が確立するまでの間、消防署員は、情報収集・対応策を講ずる。

3 臨時非常配備体制

(1) 本庁舎

① 特別参集職員は、政策部長の指示に基づき「臨時非常配備体制」を敷き、本部開設までの初期応急対策活動を行う。

② 「臨時非常配備体制」は、災害対策本部の設置により、必要な引継を行った後、それぞれの非常配備体制へ移行する。

(2) 地区連絡所（避難場所）

① 震度6弱以上の地震の発生を知ったとき及びその他本部長が必要と認めたときに、地区連絡所を設置する。

② あらかじめ指名した職員は、指定された地区連絡所に参集し、地区連絡所・避難場所の開錠・開設、その他所定の応急対策業務に当たる。

③ 地区連絡所参集職員は、本部長の指示があるまでその任務を継続する。

(3) 配備検討会議

職員の参集が円滑に行われないことが予想されるため、限られた人員で初期応急対策計画が有効かつ円滑に実施できるよう配備検討会議を開催する。

① 開催の時期

政策部長が必要と認めたとき、又は関係所属長から要請があったときに開催する。

② 協議事項

ア 被害情報の収集及び分析

イ 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析

ウ 初期緊急応急対策計画の検討

エ 上記の状況及び計画体制により適当な配備体制の検討

オ その他

(4) 臨時非常配備体制の任務

臨時非常配備体制の任務は、概ね次のとおり。

【本庁舎】

- 1 かさいライフナビ、かさい防災ネット、広報車等の拡声装置の利用、サイレン、電話で区長への連絡等により一般市民に広報を行う。
- 2 パトロール等による情報収集
- 3 県及び防災関係機関との連絡
- 4 災害対策本部設置の準備
- 5 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備
- 6 住民対応
- 7 参集した職員の指揮
- 8 その他、政策部長の指示した事項

【地区連絡所】

- 1 地区拠点としての地区連絡所の開設
- 2 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動
- 3 地区内の市民の避難誘導、避難者の保護
- 4 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力
- 5 住民対応（民心の安定措置）
- 6 その他、政策部長、教育部（教育委員会）の指示した事項

第2 平常勤務時の初動体制

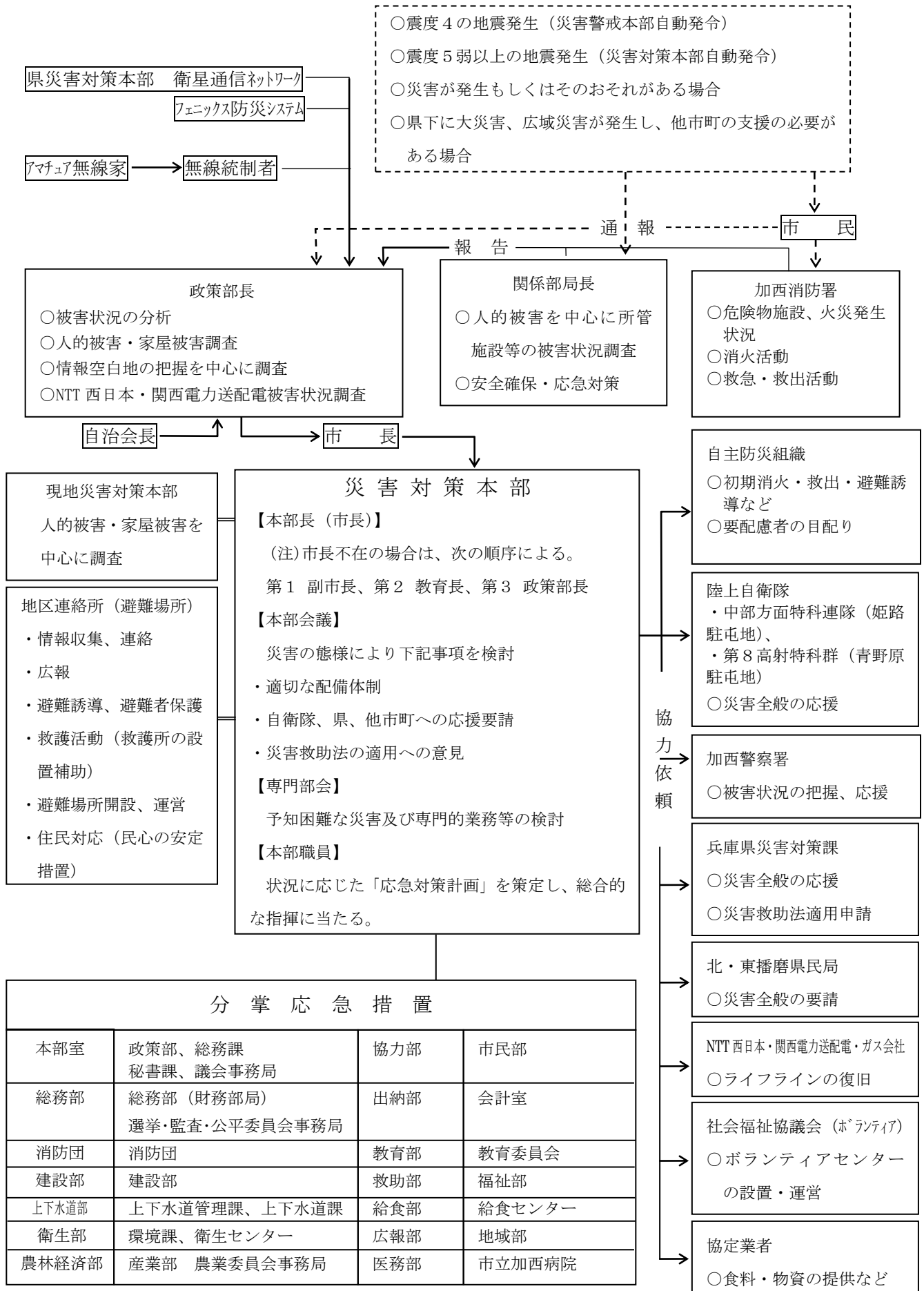
1 震度5弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部の設置）

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合には、市域に災害が生ずるものと想定し、自動的に災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。
- (2) 震度4以下の地震発生時に災害対策本部を設置することを妨げる趣旨ではなく、物的被害が比較的軽微であっても、その社会的影響が大きく、本部長が特に必要と認める場合には、災害対策本部を設置する。

2 震度4以下の地震が発生した場合（災害警戒本部の設置等）

- (1) 震度4の地震が発生した場合には、自動的に災害警戒本部を設置し、警戒活動を実施するとともに、災害応急活動を実施する。
- (2) 震度3以下の地震が発生した場合には、各所属長は、被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、必要な職員を配備し、警戒活動の実施、災害応急活動を行う。

初動体制フロー(通常勤務時)



第2節 災害警戒本部

災害対策本部が設置される以前、又は災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報の発生状況、地域の特殊事情等警戒体制を強化する必要がある場合に災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部設置基準

- (1) 気象庁発表による「震度4」の地震を加西市で観測したとき。
- (2) 気象警報の発令状況、地域の特殊事情等警戒体制を強化する必要があるとき。
- (3) その他本部長が特に必要と認めるとき。

2 組織構成

本部長	副本部長	本 部 員
市 長	副市長 教育長	政策部長、地域部長、総務部長、市民部長、福祉部長、産業部長、建設部長、環境部長、教育部長、秘書課長、防災課長、防災課員

3 事務分掌

組 織	事 務 分 掌
政 策 部	①本部長等との連絡調整 ②県及び関係機関との連絡調整
地 域 部	①市民への広報
総 務 部	①報道機関との連絡調整 ②気象情報及び災害情報の収集 ③職員の動員
総務部(財務部局)	①車両の調達・確保 ②災害調査
市 民 部	①被害家屋及び土地等の被害調査準備
福 祉 部	①所管施設の避難所開設準備 ②要配慮者支援調整 ③感染症対策
産 業 部 建 設 部	①警戒活動の実施 ②災害調査 ③応急対策の実施
環 境 部	①水道施設の被害調査 ②下水道施設の被害調査 ③応急対策の実施
教育委員会	①所管施設の被害状況調査 ②園児・児童・生徒・教職員の負傷者状況調査 ③所管施設の避難所開設準備 ④教職員の応援体制確立

第3節 災害対策本部

大規模な災害発生時等には、市の全組織をあげて災害対策活動に従事するため、市長は、自らを本部長として市に災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、教育長、政策部長の順で、その職務を代理することとする。

1 本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- ① 市域に震度5弱以上又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。
- ② 大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令されたとき。
- ③ 南海トラフ巨大地震等の危険が発表されたとき。
- ④ その他総合的応急対策を必要とするとき。

震度4以下の地震発生時に災害対策本部を設置することを妨げる趣旨ではなく、人的・物的な被害が大きい場合又は社会的影響が大きい場合においても設置する。

(2) 本部の設置場所

- ① 本部の設置場所は原則として、本庁3階庁議室とする。ただし、当該庁議室の被害等により設置することが困難な場合は、多目的ホール等に設置する。

なお、本部の設置に当たっては、次の準備を行う。

主 体	内 容（基準）
本 部 室	・災害情報資料（フェニックス防災システム、川の防災情報、河川情報センター・衛星通信で得られた情報等） ・被害状況の記入用地図、ホワイトボード ・住宅地図、その他地図類 ・携帯ラジオ、テレビ ・各町区長名簿、自主防災組織代表者、消防団役員名簿 ・被害状況連絡票、その他書式類 ・情報記録表（ノート） ・「加西市災害対策本部」の標識板の作成・設置（市庁舎正面玄関） ・机・椅子の配置、その他必要資機材準備
総 務 部	・通信手段の確保（電話の設置等） ・「地区連絡所」「災害相談所」等の看板の作成・設置 ・自家発電設置の再点検・燃料確保及び使用機器の制限（エレベーター・水道ポンプ類・非常照明・非常コンセント・庁内放送）

- ② 庁舎が甚大な被害を受け、本部の設置が困難な場合は、次により災害対策本部の移転を行う。

ア 比較的被害の少ない公共施設（加西市防災センター、アスティアかさい）

イ 仮設テントの設置（来庁者用駐車場・職員駐車場等）

ウ 長期間、庁舎の対応復旧が不可能な場合は、仮設建築物の建設を行い、本部の設置を行う。

(3) 本部の閉鎖

本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、本部を閉鎖する。

2 本部の設置又は閉鎖の通知

本部を設置又は閉鎖した場合は、本部室長は、直ちに以下の防災関係機関等に衛星通信、電話、メール、FAX等で通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

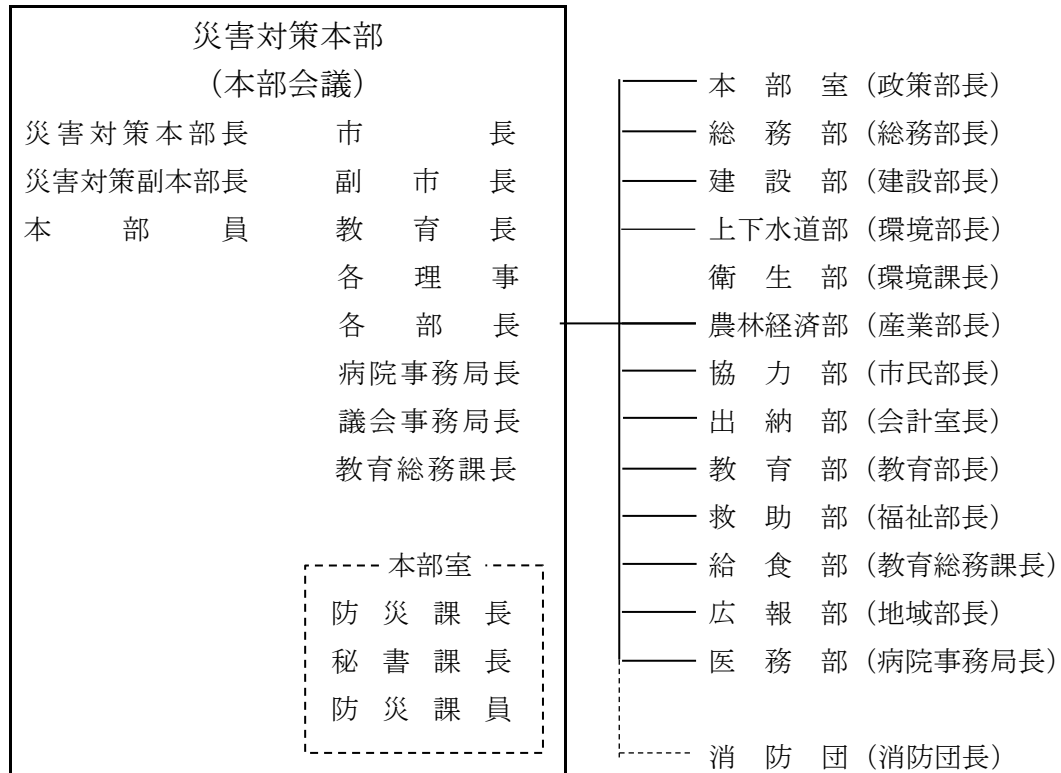
報告・通知・公表先	担当部局	方 法・手 段
市役所各部局	総 務 部	庁内放送・内線・電話・メール・FAX・口頭等
市 民	広 報 部	広報計画による
県 知 事	本 部 室	フェニックス防災システム・衛星通信・電話・メール・FAX等
警 察 署		電話・メール・FAX・伝令等
その他防災会議委員		電話・メール・FAX・伝令等
近 隣 市 町		衛星通信・電話・メール・FAX等
報 道 機 関		電話・メール・FAX・口頭又は文書等
小・中 学 校	教 育 部	電話・メール・FAX・伝令等
その他関係機関	各主管部局	電話・メール・FAX・伝令等

(2) その他

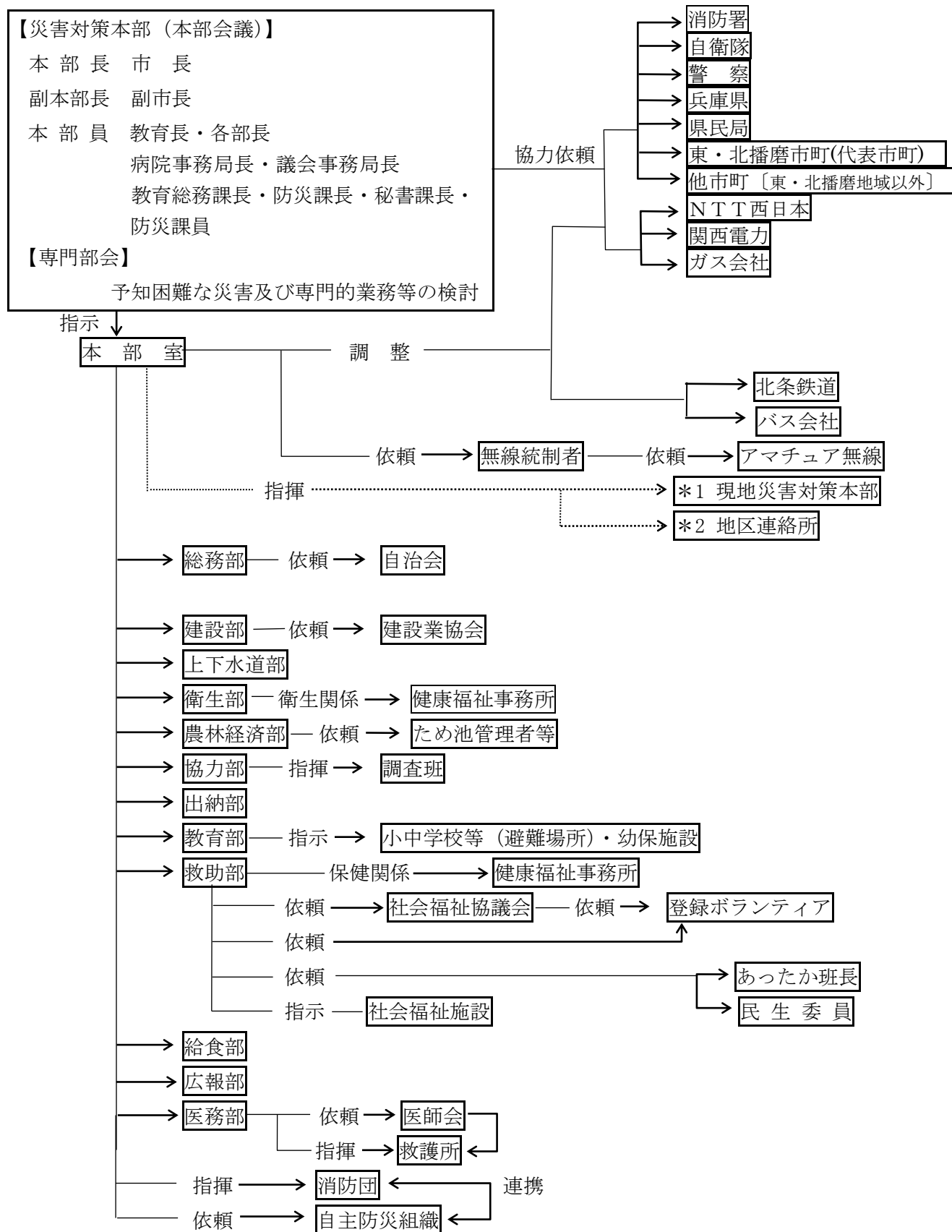
災害対策本部が設置されたときは、市庁舎正面玄関に標識板等を掲げる。

あわせて、災害対策本部室・地区連絡所・災害相談所・避難場所等を明示するなどして市民等の問い合わせの便宜を図るよう努める。

(3) 組織



(4) 指揮系統



*1 現地災害対策本部…………… 本部長が必要と認めたとき、現地に設置する。

*2 地区連絡所…………… 本部長が必要と認めたとき、避難場所に設置する。

3 本部会議

- (1) 災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部に本部会議を置く。
本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部員が必要と認めた職員で構成する。
なお、本部員に事故が発生した場合は、当該部の責任担当者が代理として出席する。

- (2) 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

- ① 報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

- ② 協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害状況に応じて、本部長若しくは本部員の提案によるが、概ね次のとおりとする。

ア 本部の配備体制の切り替え及び閉鎖に関すること。

イ 自衛隊、県及び他の市町への応援派遣要請に関すること。

ウ 災害対策経費の処理に関すること。

エ 災害救助法の適用の意見に関すること。

オ その他災害対策の重要事項に関すること。

4 現地災害対策本部

本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を置く。

なお、現地災害対策本部長は副本部長、又は本部員の内から、本部長がその都度指名する。

また、現地本部員は、本部員、本部職員をもって充てる。

5 専門部会の設置

市長は、加西市の自然的、物理的条件を調査研究し、予知困難な災害及び専門的業務等を検討するため、必要に応じ専門部会を設けることができる。

6 地区連絡体制

- (1) 位置づけ

市内全域の情報収集活動及び広報活動を行うための拠点とする。あわせて、副次的な効果として、その設置により市機関の健在を市民に知らせ、ひいては社会秩序の一時的混乱が迅速な収束に向けて着実に活動していることに事実をもって示そうとするものである。

- (2) 設置期間

大規模で同時多発的な地震災害が発生した場合、災害発生直後から1～3日目までの災害初期を目処として、避難場所に地区連絡所を置く。4日目以降については、市役所にて行う。

- (3) 地区連絡所を設置するとき。

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令)

- ② その他、本部長(市長)が必要と認めたとき。

- (4) 地区連絡所の要員

- ① 市内及び隣接市町に居住する職員の内から、特に避難所に近いところに居住している職員を、地区連絡所参集職員として、あらかじめ市長が指名し、地区連絡所の要員とする。

- ② 地区連絡所参集職員への指示連絡は、本部長(市長)が所属長に指示の上、所属長が出動指示連絡を発する。

- ③ 地区連絡所参集職員は、所属長からの出動指示連絡により、あらかじめ決められた担当場所に参集するが、市域に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったときは、自発的に参集する。

7 本部室・各部等の事務分掌

防 災 部 局	責任担当者	事 務 分 掌
本 部 室	政策部長 政策部 総務課 秘書課 議会事務局長 議会事務局	・本部の設置及び閉鎖に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・一般職員の安否確認及び参集に関すること。 ・配備体制その他本部命令伝達に関すること。 ・被害状況及び被害応急対策実施状況の全体把握に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること。 ・市所有の情報システムの機能確保に関すること。 ・災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助に関すること。 ・被害情報の収集及び応急対策の指示に関すること。 ・気象情報の収集及び伝達に関すること。 ・自衛隊その他機関への連絡並びに要請に関すること。 ・各部の動員状況及び職員の健康管理等後方支援業務に関すること ・災害派遣職員、自衛隊等受入れに伴う後方支援業務に関すること ・災害用電話の確保に関すること。 ・県及びその他機関への要望事項に関すること。 ・防災会議に関すること。 ・市議会への報告、連絡調整並びに提出資料のとりまとめに関すること。 ・災害に関する予算措置に関すること。 ・その他災害応急対策全般の物資調達に関すること。
総 務 部	総務部長 財政課 管財課 選挙・監査・公平 委員会事務局	・災害時における資材の調達、公用車の配車に関すること。 ・市有財産の被害状況調査に関すること。 ・応急対策に要する資金の調達に関すること。 ・義援金品の受付及び配分計画の立案に関すること。 ・災害見舞金、死亡弔慰金に関すること。 ・庁舎の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・災害応急工事の契約等に関すること。 ・本部との連絡に関すること。 ・庁舎内外の警備に関すること。
建 設 部	建設部長 建設部	・道路、橋梁及び河川の被害状況調査並びに応急対策に関すること。 ・災害区域内における仮設建物及び応急修理に関すること。 ・災害公営住宅の応急修理に関すること。 ・市有建物の応急対策に関すること。 ・仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等、応急交通、緊急輸送対策等に関すること。 ・建設業者等への協力要請に関すること。 ・被災建物の応急危険度判定に関すること。 ・被災住宅の支援に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・本部との連絡に関すること。

防 災 部 局	責任担当者	事 務 分 掌
上下水道部	環境部長 上下水道管理課 上下水道課	・ 上下水道に関する被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 施設の安全確保に関すること。 ・ 給水に関すること。 ・ 水洗化家屋の汚水処理に関すること。 ・ 仮設トイレの設置に関すること。 ・ 上下水道事業者及び関係団体等との連絡に関すること。 ・ 資機材等の調達に関すること。 ・ 本部との連絡に関すること。
衛 生 部	環境課長 環境課 衛生センター	・ 衛生材料の調査及び斡旋に関すること ・ 遺体の埋火葬に関すること ・ し尿処理に関すること ・ 仮設トイレの管理に関すること ・ 廃棄物処理に関すること ・ 環境衛生施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 本部及び北播磨県民局環境課との連絡に関すること
農林経済部	産業部長 産業部 農業委員会 事務局	・ 農林畜産物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 農地及び農業施設の被害状況調査並びに応急対策に関すること。 ・ ため池の応急対策に関すること。 ・ 商工業の被害状況調査に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除、家畜の衛生管理及び飼料の確保等の応急対策に関すること。 ・ 山腹崩壊、崩壊土砂流出に関する被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 災害対策用木材等の応急資材の調達及び斡旋に関すること。 ・ 主食配給の特別措置に関すること。 ・ 主要食料の確保の調達及び斡旋に関すること。 ・ 被災農家等に関する共済金の支払い、資金融資に関すること。 ・ 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること。 ・ 被災者の雇用の促進要請に関すること。 ・ 本部及び関係団体との連絡に関すること。
協 力 部	市民部長 市民部	・ 災害救助事務全般の協力に関すること。 ・ 被害家屋及び土地等の被害調査に関すること。 ・ 罹災証明書の発行に関すること。 ・ 市税に関する窓口設置及び減免等相談に関すること。 ・ 災害地調査の実施のための調査班の編成に関すること。 ・ 避難者名簿のデータ作成・管理に関すること。 ・ 本部との連絡に関すること。 ・ その他本部長の特命事項に関すること。
出 納 部	会計管理者 会計室	・ 災害関係費支出に関すること ・ 見舞金、義援金の収入に関すること ・ 本部との連絡に関すること

防災部局	責任担当者	事 務 分 掌
教 育 部	教育長 教育部長 教育委員会 (学校給食センターを除く)	・所管に係る幼保・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・被災の程度等を県教育委員会に報告すること。 ・児童生徒の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・被災教職員の応急対策に関すること。 ・社会教育施設の被害状況調査に関すること。 ・文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・園児の被災状況調査に関すること。 ・応急保育に関すること。 ・学校、PTAとの連絡調整及び協力要請に関すること。 ・避難場所(学校)の準備等に関すること。 ・避難所開設に係る地域への協力要請に関すること。 ・被災者に対する救援物資等の配布に関すること。 ・避難者の誘導、収容に関すること。 ・本部との連絡に関すること。
救 助 部	福祉部長 福祉部	・災害救助物資の調達及び配布に関すること。 ・被災者の心のケア、健康対策に関すること。 ・医療品、衛生材料等の調査及び斡旋に関すること。 ・災害救助全般の調達に関すること。 ・社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 ・医療機関等の被害状況調査に関すること。 ・要配慮者等の救援に関すること。 ・行方不明者に関すること。 ・社会福祉協議会との連携及び協力要請に関すること。 ・社会福祉協議会との連携による災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関すること。 ・被災者の生活相談及び生活支援に関すること。 ・各種申請窓口の設置に関すること。 ・生活福祉資金等の融資に関すること。 ・感染症対策本部の設置に関すること。 ・感染症対策及び清掃に関すること。 ・応急救護所の設置支援に関すること。 ・広域的な救急搬送受入れ先として後方支援病院の確保に関すること。 ・遺体の収容及び処置に関すること。 ・本部及び健康福祉事務所との連絡に関すること。 ・保健医療福祉に関すること。 ・DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)及び応援保健師に関すること
給 食 部	教育総務課長 学校給食センター	・給食施設の災害応急対策に関すること ・炊き出し等に関すること ・本部との連絡に関すること

防災部局	責任担当者	事 務 分 掌
広 報 部	地域部長 地域部	・ 災害状況等の広報活動に関すること。 ・ 被害状況の写真記録及び災害応急対策状況の記録に関すること。 ・ 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 婦人会等公共団体との連絡に関すること。 ・ 外国人被災者の対応に関すること。 ・ 本部との連絡に関すること。
医 務 部	病院事業管理者 兼病院長 病院事務局長 市立加西病院	・ 災害による負傷者の応急手当、治療の対策に関すること。 ・ 応急救護所の設営等に関すること。 ・ 災害救助法が適用された場合に救護班が到着するまでの間の災害医療応急措置に関すること。到着後は救護班の指示に従う。 ・ 医療機械器具の被害状況調査に関すること。 ・ 遺体の検案に関すること。 ・ 医師会との連絡、調整に関すること。 ・ その他災害医療全般の調達に関すること。
消 防 署 消 防 団	消防署長 消防署 消防団長 消防団	・ 消防部隊の配備及び指揮統制に関すること。 ・ 通信運用及び通信統制に関すること。 ・ 火災防衛活動に関すること。 ・ 水防活動に関すること。 ・ 救急、救助及び応急処置に関すること。 ・ 被害の初動調査に関すること。 ・ 警戒区域の設定と避難誘導に関すること。 ・ 災害状況報告に関すること。 ・ 行方不明者の捜索に関すること。 ・ 本部との連絡に関すること。

防 災 部 局	責任担当者	設 置 場 所	事 務 分 掌
地区連絡所	「災害時の職員の初動体制と行動マニュアル」に定める者	各小・中学校 各高等学校 北部・南部・善防 公民館	・ 地域及び避難場所の情報収集、伝達 ・ 地域への広報活動 ・ 避難誘導、避難者保護 ・ 救護活動（救護所の補助） ・ 避難場所の開設、運営補助 ・ 住民対応、苦情処理(民心の安定措置) ・ 炊き出し、救援物資配給補助 ・ 本部室、教育部の指示事項
指定緊急避難場所	小・中学校校長 高等学校 北部・南部・善防 公民館の場合は、 地区連絡所員	各小・中学校 各高等学校 北部・南部・善防 公民館	・ 避難場所の開錠、開設、運営全般 ・ 地域への広報活動 ・ 避難誘導、避難者保護 ・ 救護活動（救護所の補助） ・ 住民対応、苦情処理、心のケア（民心の安定措置） ・ 物資等の配給、本部室、教育部の指示事項
救 護 所	救護所構成員に 指名された医師	各中学校 加西市防災センター 健康福祉会館 その他災害現地	・ 応急医療、救護

第1 動員計画

1 配備体制

災害に対処するため本部長は、災害の状況により、次に示す配備体制の内、必要な体制をとる。
 なお、本部長は、災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる非常配備体制を指令することができる。

(1) 配備体制の時期及び内容

種 別	非 常 配 備 体 制		
	第 1 号 配 備 体 制	第 2 号 配 備 体 制	第 3 号 配 備 体 制
配 備 時 期	- 警戒宣言発令又は南海トラフ地震の危機が発表されたとき。 - 震度4の地震が発生したとき。(自動発令) - その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	- 震度5弱又は強の地震が発生したとき。(自動発令) - 市内数地域に災害が発生したとき。 - その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	- 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) - 市域に大規模災害が発生し、第2号配備体制では対処できない場合 - その他の状況により本部長が必要と認めた場合
配 備 体 制	- 突発的災害等に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 - 事態の推移に伴い速やかに第2号配備体制に移行しうる体制とする。	- 数地域についての救助、救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 - 事態の推移に伴い速やかに第3号配備体制に移行しうる体制とする。	本部の全力を持って対処する体制とする。

(2) 災害対策本部配備体制

① 第1号配備体制

- ア 政策部 5～6 名
- イ 総務部及び市民部 8～9 名
- ウ 福祉部 6～7 名
- エ 産業部 5～6 名
- オ 建設部 6～7 名
- カ 環境部 4～5 名
- キ 教育委員会 5～6 名
- ク 地域部及びその他の部局 7～8 名

② 第2号配備体制

各所属長・各課長及び1／2の職員

③ 第3号配備体制

全職員

2 各部局の配備・動員計画

(1) 計画の作成・職員への周知

各所属長は、非常配備体制動員計画を作成し、平時から職員に周知徹底を図るよう努めなければ

ばならない。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員にその旨の周知を図る。

(2) 計画の内容

各部局の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により、政策部へ報告する。

- ① 勤務時間外動員職員名簿
- ② 非常配備体制別配備人員名簿
- ③ 職員参集予定（時間）表
- ④ 職員動員伝達系統表

- (3) 各所属長は、作成又は修正した計画を随時政策部長に報告する。なお、各所属長は、配備・動員計画の写しをその都度動員連絡に当たる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期する。また、所属長は、休日や夜間等の勤務時間外に配備体制の指示を受けたときも、所属職員に直ちに必要な指示が行えるよう、住所・連絡方法について、常に把握しておく。

3 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各所属長は、職員の参集状況に応じ順次災害応急対策体制をとるとともに、次の措置を講ずる。

- ① 災害に対処できるよう職員を配置
- ② 職員の非常参集方法及び交替方法の措置
- ③ 高次の非常配備体制に移行できる措置

(2) 職員動員の報告

- ① 各所属長は、職員の参集状況及びその累計を本部室長に報告する。
- ② 本部室長は、職員の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

(3) 職員の服務

全ての職員は非常配備体制がとられた場合又は「配備の時期」に該当する地震が発生したときには、次の事項を遵守する。なお、職員の自家、又は自家周辺の家屋の崩壊等により救援・救護活動により参集が不可能な職員については、一時的に動員から除外することができる。

① 主に勤務時間内における遵守事項

ア 自らの言動によって市民に不安を与え、若しくは市民の誤解を招き、又は市の活動に反感を抱かせるようなことのないよう、発言には細心の注意をすること。

イ 自らの所属する部班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、部課・（班）長の指示により他の部班への協力を求められたときは積極的に遂行すること。

② 主に勤務時間外における遵守事項

ア 地震が発生し、その地震が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく自主的に所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。

イ 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合、また病気その他止むを得ない状態により参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長に連絡する。

ウ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

4 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各部において防災活動を行うため、人員に不足の生じる場合は、本部を通じて余裕のある部から応援を求める。

(2) 本部の職員全員をもってなお不足する場合は次のいずれかの方法による。

方 法	内 容	備 考
1 民間団体の協力を求める	民間団体協力計画による	区長、赤十字奉仕団
2 労務者の雇用を行う	労務供給計画による	
3 自衛隊の派遣を要請する	自衛隊の派遣計画による	陸上自衛隊第8高射特科群
4 他の市町等の応援を求める	相互応援計画による	北・東播磨地域市町
5 民間業者に委託する	土木・建築・応急措置等	建設業協会等

第2 情報計画

1 地震情報収集伝達計画

(1) 地震情報

- ① 地震情報の発表は、気象業務法第11条により気象庁本庁を主体とするもので、大阪管区気象台の連絡法に基づき、神戸地方気象台が一般公衆の利便を増進すると認める場合、収集した資料を付加し発表する。

なお、県内気象官署で震度4以上の地震を観測した場合は地震情報と発表する前に「地震のお知らせ」として、気象官署及び関係機関からの通報がある。

② 地震情報の発表内容

- ア 発震時分
- イ 震央の位置
- ウ 震源の深さ
- エ 地震の規模
- オ 各地の震度
- カ その他の観測成果等

③ 気象庁震度階級関連解説表等

ア 人の体感・行動、屋内外の状況

平成 21 年 3 月 31 日運用開始

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などの吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などの吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがある。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

イ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	・壁などのひび割れ、亀裂が増える。 ・壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 ・瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 ・倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	・壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 ・傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が増える。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。

ウ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	・壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 ・1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	・壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 ・1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

エ 地盤・傾斜等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

オ ライフライン・インフラ等への影響

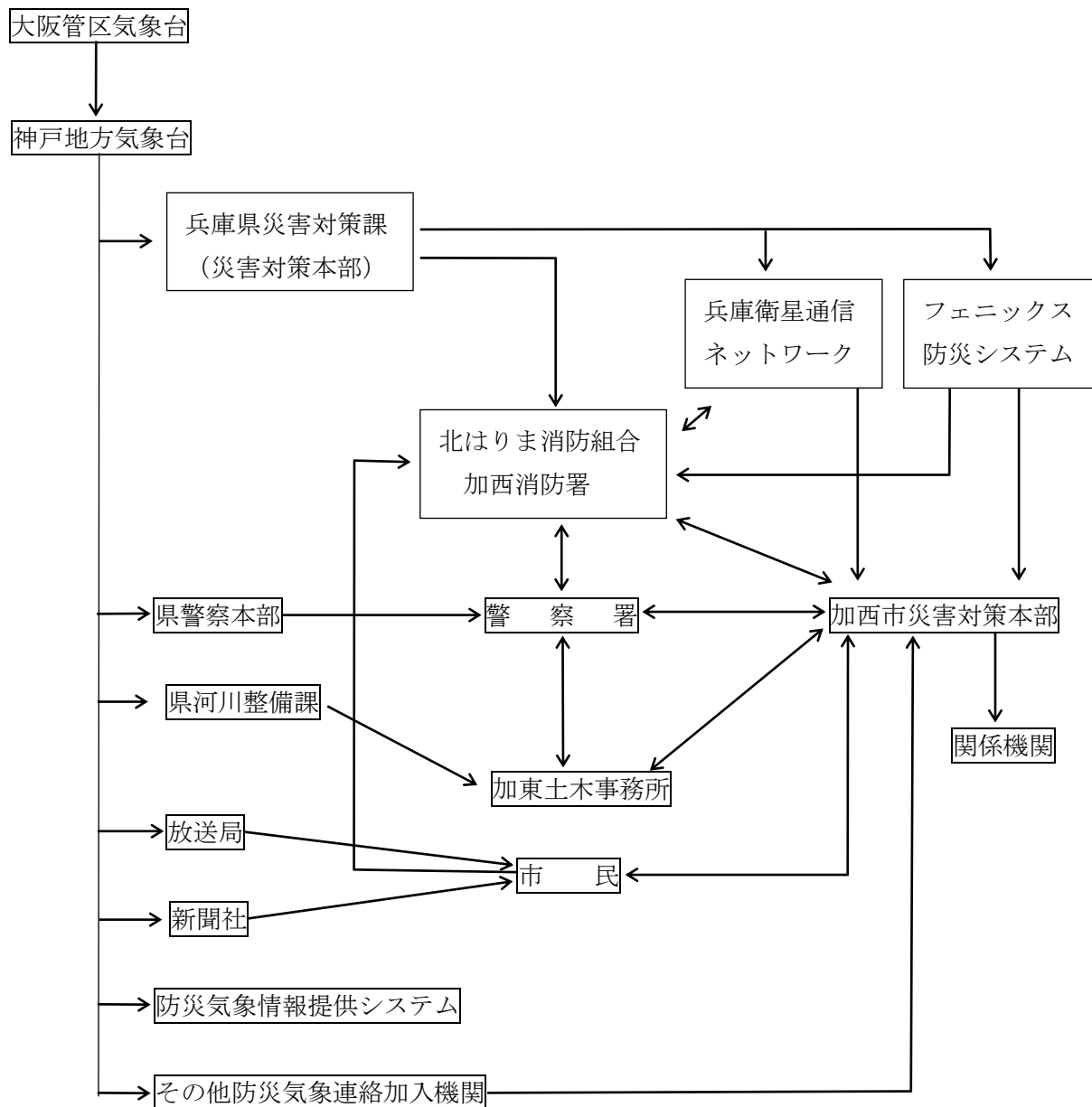
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転を見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況が起こることがある。そのための対策として、震度6弱以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付のエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

カ 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうような状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

(2) 地震情報等伝達系統

地震情報等の伝達及び周知徹底は、概ね次により行う。なお、各関係部局・関係機関は、伝達された地震情報をそれぞれ速やかに下部機関に通知するとともに、通信途絶時に備えラジオ等を配備し、地震情報等の収集に努めるものとする。



2 災害情報収集伝達計画

被害状況及び災害応急対策実施状況等災害情報の収集並びに応急対策の指示伝達するための計画である。

(1) 加西市災害対策本部が収集伝達を行う被害状況等の種類

① 災害発生直後の報告

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するため、被害状況を的確かつ迅速に把握する必要があることから、人的被害及び住家被害を最優先として次の項目を直ちに収集する。

【本部室】

- ☐ 気象・災害情報の収集・伝達（フェニックス防災システム、兵庫県衛星通信ネットワーク、テレビ及びラジオ等による。）
- ☐ ライフライン（電話・電力・ガス水道等）の被害状況入手
- ☐ 防災関係機関（警察・NTT 西日本・関電・消防署等）の被害状況
- ☐ 交通機関被害状況（北条鉄道・バス等）
- ☐ 被害の状況、情報空白地、重点応急対策地域の把握・分析（人的・家屋被害を重点的に）
- ☐ 火災発生状況
- ☐ 救急救助発生状況
- ☐ 消防施設・機器の被害状況

【総務部】

- ☐ 人的被害・住家被害状況の情報収集（各町区長・自主防災組織への依頼による。）
- ☐ 市庁舎の被害状況
- ☐ 市民会館の被害状況
- ☐ 市職員の負傷者の有無

【衛生部】

- ☐ クリーンセンターの被害状況
- ☐ 衛生センターの被害状況
- ☐ 斎場の被害状況

【救助部】

- ☐ 来庁者の負傷者の有無
- ☐ 所管施設の被害状況

【農林経済部】

- ☐ 商工業の被害状況
- ☐ 林野の被害状況
- ☐ 農地、ため池及び農業施設の被害状況

【建設部】

- ☐ 道路、橋梁の被害状況
- ☐ 河川の被害状況
- ☐ 所管以外の施設は、所管機関へ連絡

【上下水道部】

- ☐ 下水施設の被害状況
- ☐ 水道施設の被害状況
- ☐ 配水池の被害状況

【医務部】

- ☐ 医療施設の被害状況
- ☐ 入院・通院者の負傷者の状況
- ☐ 病院職員の負傷者の状況

【教育部】

- ☐ 小・中学校・特別支援学校・幼保施設の被害状況
- ☐ 園児・児童・生徒及び教職員の負傷者の状況
- ☐ 北部・南部・善防公民館の被害状況
- ☐ その他の所管施設の被害状況

留意事項

現状を把握次第直ちに報告することとし、部分情報、未確認情報も可とする。
また、確認され次第報告する。

② 経過報告

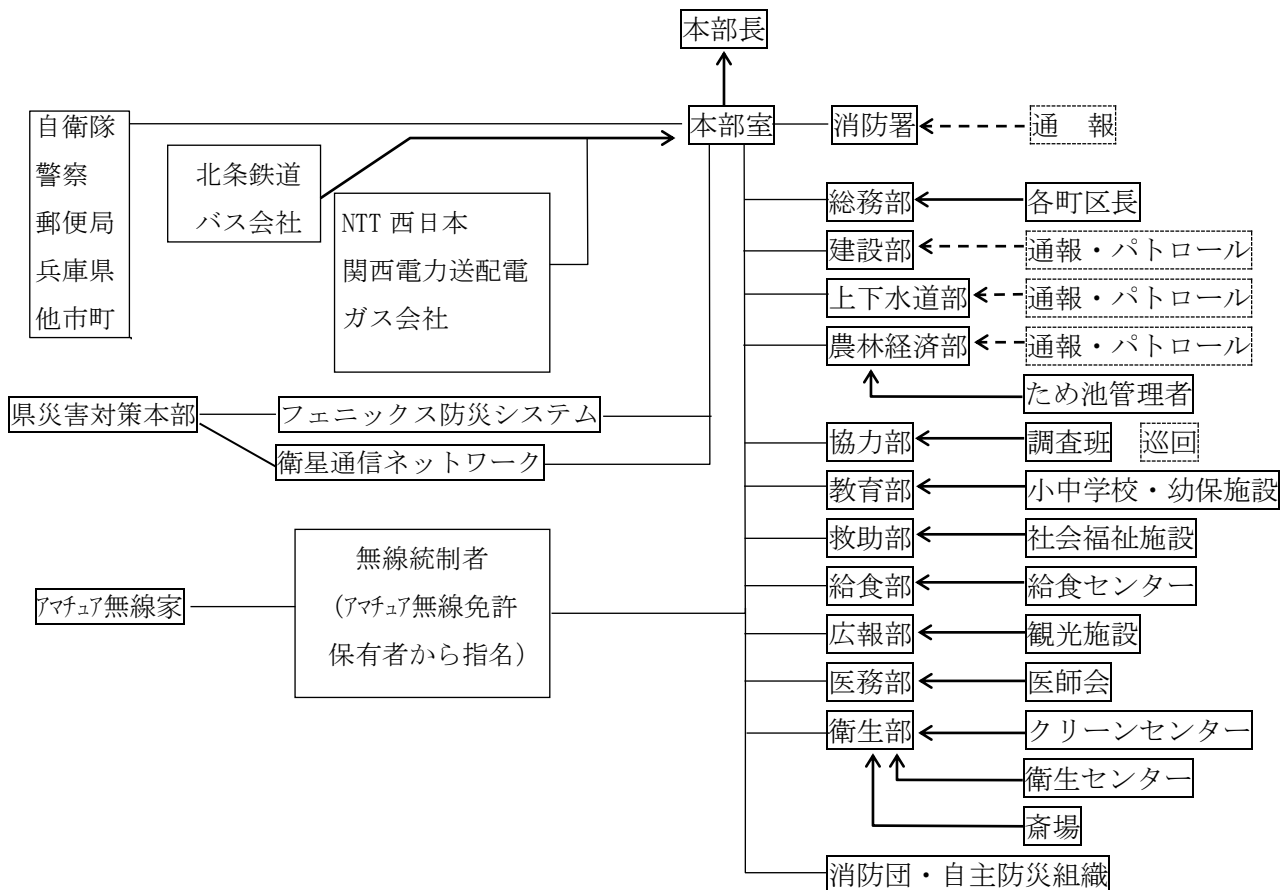
災害発生直後に報告した事項を含め、確認された事項を報告するとともに、施した応急対策の状況について報告する。その他災害に関する各種の情報資料等について報告する。

③ 確定報告

被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、その状況について報告する。

(2) 被害状況の収集

被害状況の収集については、各部等においてそれぞれ収集したものを、各部長を通じて本部室においてとりまとめる。なお、市が甚大な被害を受け、自ら行うことが困難なときにおいて、本部長は、県、その他の市町、関係機関及び自主防災組織等の地元団体並びに兵庫県災害救援専門ボランティア等に応援を求めて行う。



(3) 被害状況のとりまとめ

本部室は、各部からの情報のとりまとめに当たっては、次の点に留意する。

- ① 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- ② 至急確認すべき未確認情報の把握
- ③ 情報空白地の把握
- ④ 被害軽微又は無被害である地区の把握

(4) 調査班による災害地調査

① 災害地調査の実施

本部長は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ災害対策本部協力部に対して、災害地調査の実施を命ずる。

② 調査の実施要領

ア 調査班の編成

災害対策本部協力部は、本部等の指示に基づき災害地調査実施のため、調査班を編成する。

イ 調査事項

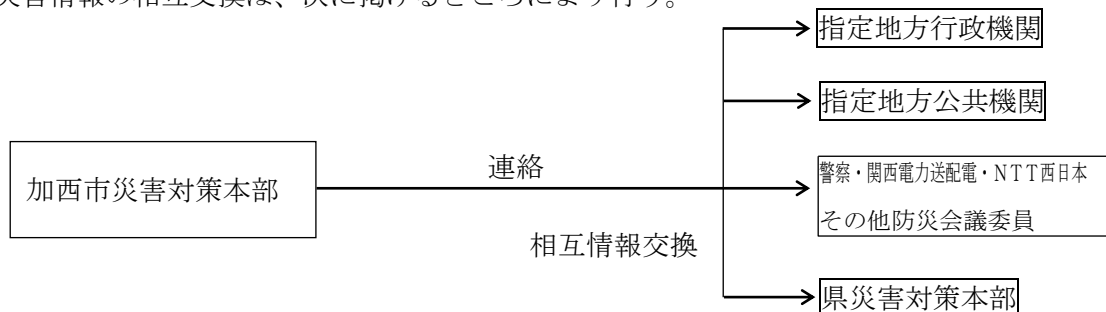
- (ア) 災害の原因（二次的原因）
- (イ) 被害状況
- (ウ) 応急措置状況
- (エ) 被災地市民の動向及び要望事項
- (オ) 現地活動実施上の支障要因等の状況
- (カ) その他災害対策上必要な事項

ウ 調査要領

- (ア) 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、自治会長、自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- (イ) 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに本部室に連絡する。

(5) 災害情報の相互交換

災害情報の相互交換は、次に掲げるところにより行う。



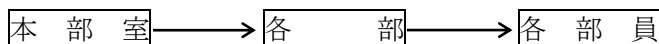
(6) 収集報告の方法及び注意事項

- ① 被害状況等の収集報告は、迅速に行い災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- ② 市民から災害に関する情報を受けた行政部局は、直ちに本部へ連絡しなければならない。

(7) 加西市災害対策本部の伝達方法

① 市における伝達計画

ア 災害対策本部（庁内放送、電話により伝達を行う。）



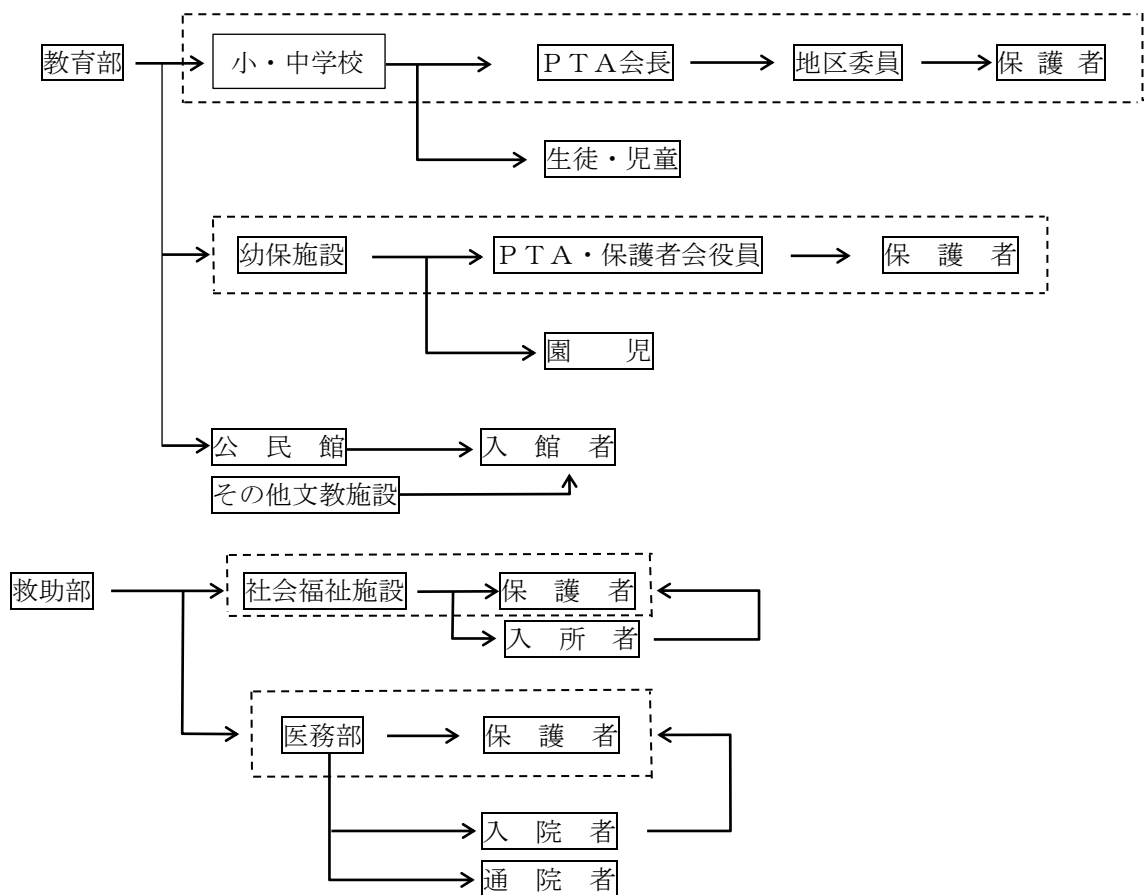
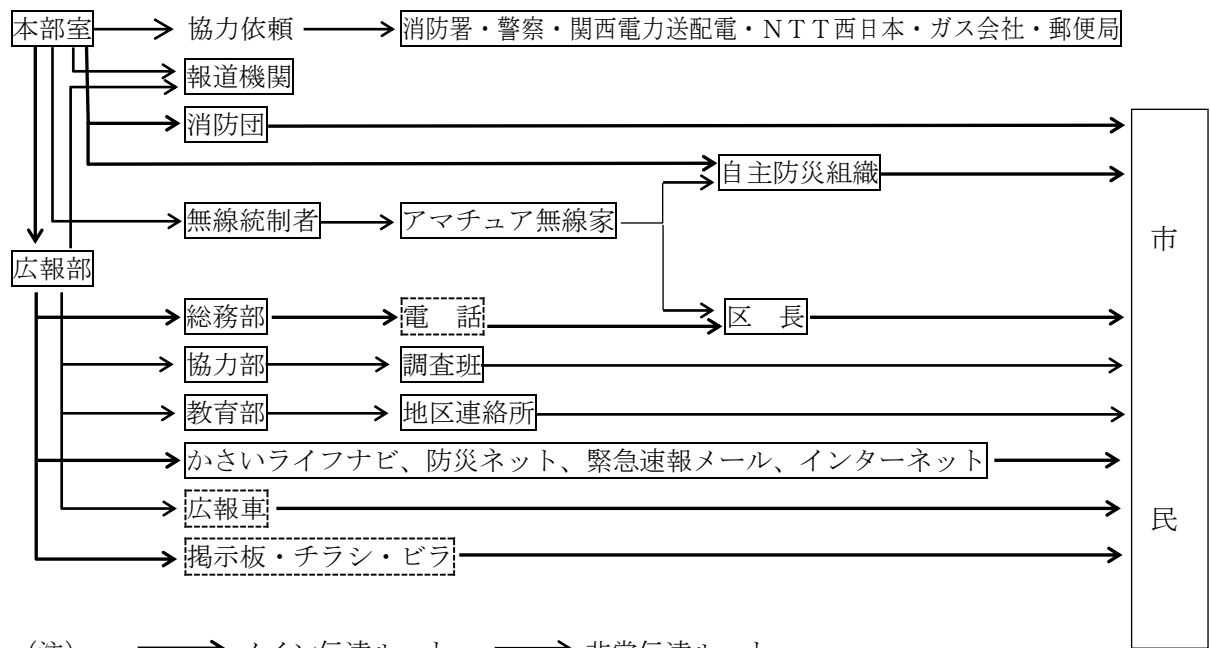
イ 気象予警報等の伝達は、注意報、警報及び重要なものについて行う。

② 市民への伝達方法

ア 加西市災害対策本部は必要と認める気象予警報だけでなく予想される事態及びこれに対してとるべき措置を合わせて周知する。

イ 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等はかさいライフナビ等、広報車等の拡声装置の利用、サイレンの使用（水防信号）、区長への電話連絡等のいずれかの方法により市民へ周知する。

ウ 伝達系統図



(注) [Dashed Box] は、平素から緊急伝達体制を確立しておくこと。

③ 関係機関への伝達方法

加西市災害対策本部の収集した被害状況等のうち必要なものは、それぞれ次の機関等へ連絡する。

- ア 県関係機関をはじめとする報告を必要とする災害関係機関
- イ 情報を必要とする市の各課
- ウ 報道機関
- エ 市民

(8) 県知事への災害報告方法

① 災害情報の報告

以下の種類の災害が発生した場合、県に災害情報を報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
 - イ 災害対策本部を設置した災害
 - ウ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
 - エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- エに定める災害は、市内で震度4以上を記録した地震又は市内に被害を生じた地震を指す。

② 報告系統

災害情報の報告は、県民局を通して県に報告する。通信等の不通により県に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。また、火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防署への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

③ 伝達手段

災害情報の報告は、電話、FAX、衛星通信、フェニックス防災システム等を利用し、それらが使用不能となったときはNTT災害対策用無線、警察無線等の施設を利用する。

④ 報告内容

ア 緊急報告

庁舎内及び周辺の状況を県（県民局経由）にフェニックス防災システム、FAX等で通報する。なお、震度5強以上を記録した場合は、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内に可能な限り分かる範囲で報告する。

イ 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したときは、直ちに第一報を県（県民局経由）に報告する。（災害発生当初に被害状況が十分把握できない場合は、把握できた内容から逐次報告する。）

ウ 被害状況即報

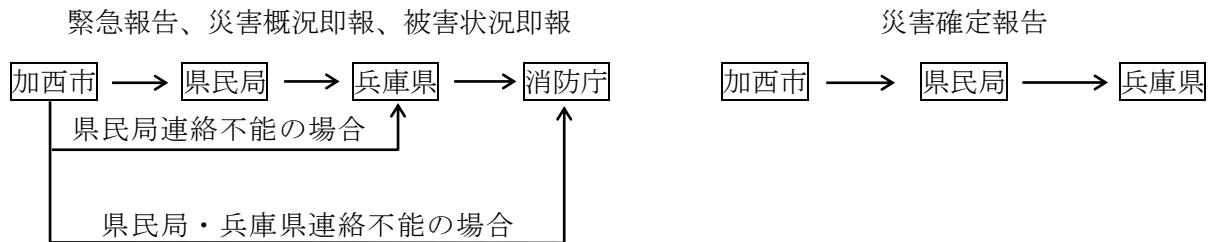
市内の被害状況を収集し、県（県民局経由）に報告する。

エ 災害確定報告

(ア) 応急措置完了後速やかに県（県民局経由）に文書で災害確定報告を行う。

(イ) 報告事項及び例示 （資料編 表－12 P26）

(ウ) 報告系統



第3 災害通信計画

災害に伴う気象予警報等の収集伝達及び防災指令応急対策に必要な指示命令等の伝達を迅速かつ確実に実施するための通信方法に関する計画である。

1 衛星通信の優先使用

災害時における災害通信連絡は、一般加入電話回線の確保のため県関係機関、兵庫県下の市町等災害関係機関への通信は、極力衛星通信を利用する。

2 優先通信網の利用方法

(1) F A X等の優先利用

災害対策本部・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害対策基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等、災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、災害対策基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用し、通信連絡を確保する。

① 災害時優先電話の利用

災害の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめN T T西日本兵庫支店で承認した電話番号で、災害時に発信規制のかからない加入電話を利用できる。

② 災害時優先電話を利用できる機関

ア 気象、水防、消防、災害救援機関及びその他の国又は地方公共団体の機関

イ 秩序の維持、防衛、輸送の確保、電力の供給、水道の供給、ガスの供給に直接関係のある機関

ウ 新聞社、通信社、放送業界の機関

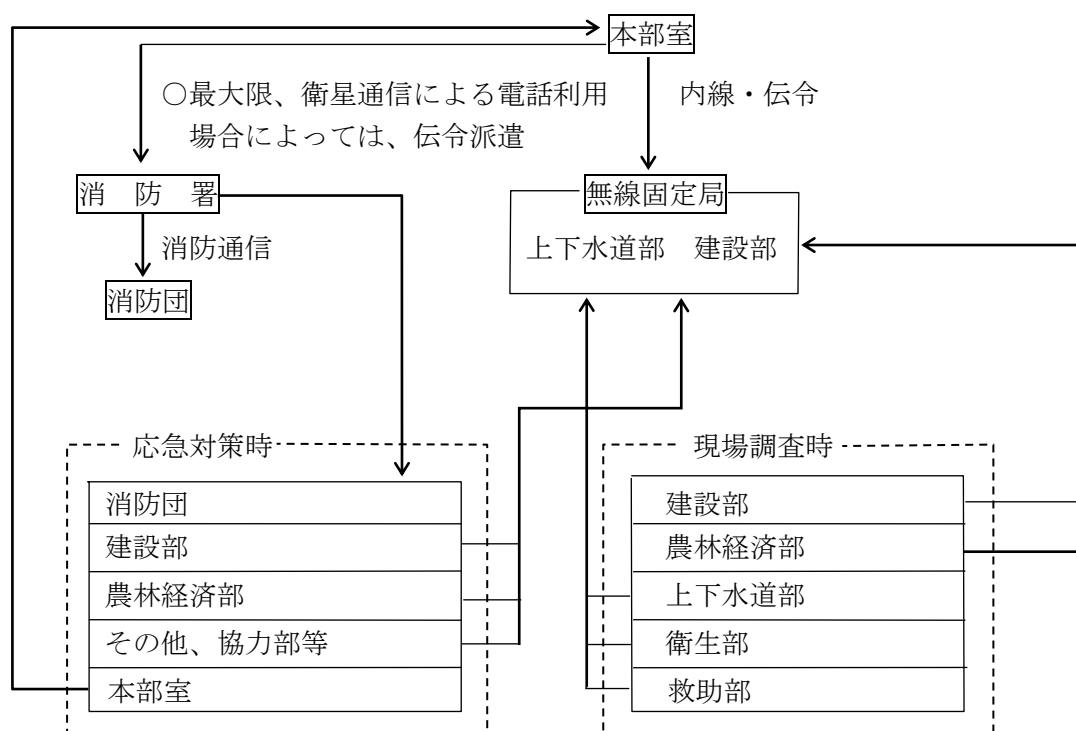
(3) 消防通信の利用

消防署、消防分署間に消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網が整備されている。

3 防災行政無線の運用

災害発生時での、防災行政無線の運用は、概ね次のとおりである。

適切な無線の配分及び通信の統制を実施し、円滑な通信の確保に努める。



防災行政無線等整備状況（資料編 表－11 P26）

4 有線通信が途絶した場合の措置

アマチュア無線の利用

(1) 協力要請

災害により有線通信が被害を受け使用不能となった場合は、登録アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送会社（協会）（「非常時における無線通信の協力に関する協定」を締結済み）の協力を得て、「非常通信」を行う。なお、要請に当たっては、適宜の用紙を使用し、また通信文の記載は、カタカナにより、1通200字以内に簡潔にまとめるものとする。

(2) 非常通信

地震、台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。災害の状況により、適宜協力を要請し「非常通信」を行う。

(3) 無線統制者の指名

本部室長は、アマチュア無線家（クラブ）に協力を要請すると同時に、アマチュア無線免許保有職員の内から無線統制者を指名し、無線統制を行う。

5 非常通信の経路（資料編 表－13 P27）

6 兵庫地区非常無線通信経路計画の活用

地震・台風・雪害・火災・暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか、又は著しく困難な場合には、兵庫県に依頼のもと、「兵庫県地区非常無線通信経路計画」を活用し、県庁までの通信経路を確保する。

第4 応急活動計画

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は加西市地域防災計画の定めるところにより、次の事前措置及び応急措置をとる。

1 出動命令等

- (1) 消防機関等に対して、出動準備させ、又は出動を命じること。
- (2) 指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対して、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求めること。

2 事前措置等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる行為又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要最小限において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

3 避難の指示 第10節避難計画による。

4 その他応急措置等

- (1) 市長の応急措置に関する責任（災害対策基本法第62条第1項）
- (2) 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第28条、水防法第21条）
- (3) 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、水害予防組合法第50条）
- (4) 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条、施行令第25条～第27条）
- (5) 従事命令（災害対策基本法第65条・第63条第2項、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第7条）
- (6) 災害対策基本法第63条第2項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の吏員については、あらかじめ定めておき関係機関に連絡する。
- (7) 損失補償

市長は、(4)により市長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれの当該処分により通常生ずべき損失を補償する。（災害対策基本法第82条第1項）

(8) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市は、市長が、業務従事命令及び警戒区域設定のため市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

第4節 災害放送要請計画

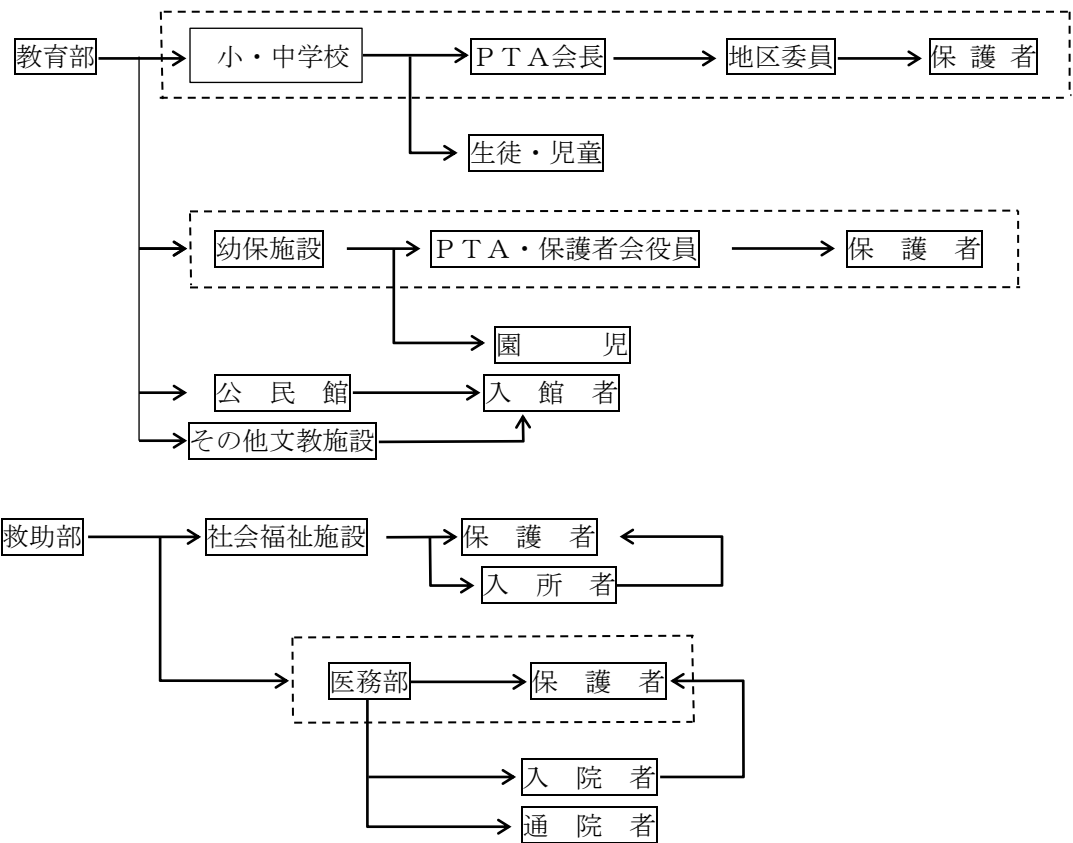
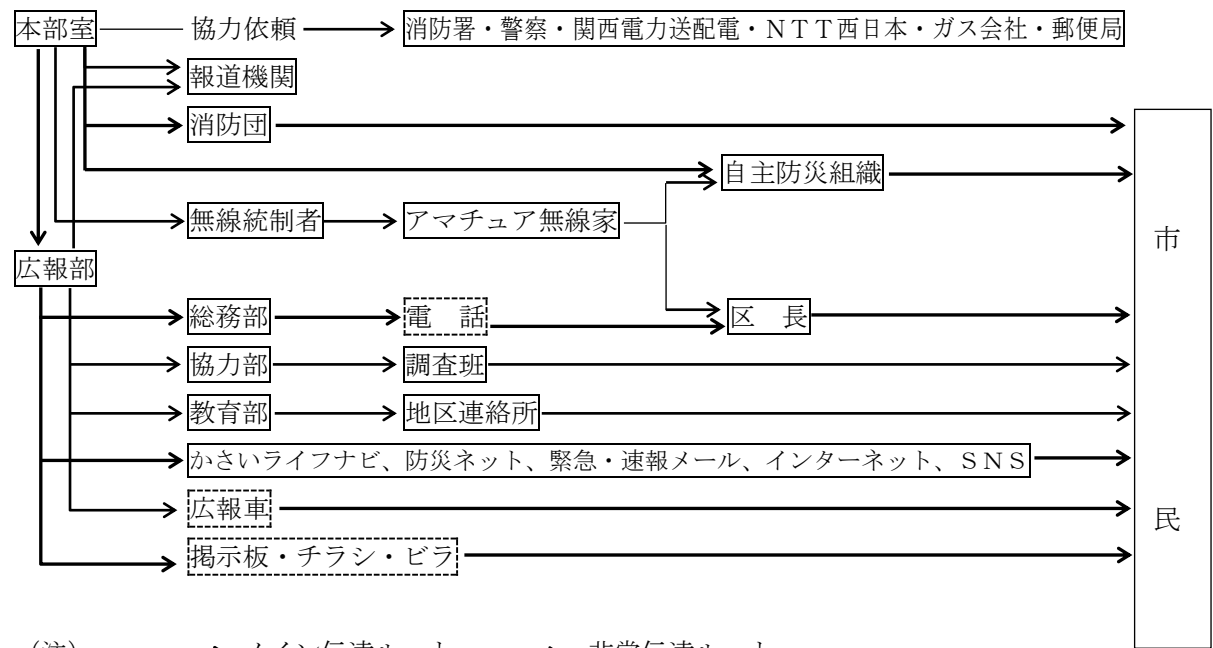
災害時における放送要請等は、本計画の定めにより行う。

1 災害時における放送要請

- (1) 市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認められるときは、止むを得ない場合を除き、県を通じて行う。
- (2) 災害対策基本法に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。
 - ② 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。
 - ア 住民への警報、通知等
 - イ 災害時における混乱を防止するための指示等
 - ウ 前各号のほか、県知事が特に必要と認めたもの
- (3) 兵庫県への放送要請の手続き（日本放送協会）
 - ① 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次に掲げる事項を明らかにして、県知事に要請する。
 - ア 放送要請の理由
 - イ 放送事項
 - ウ 放送希望日時
 - エ その他必要な事項
 - ② 要請は原則として文書によるものとし、緊急止むを得ない場合は、電話又は口頭による。
 - ③ 兵庫県は、サンテレビジョン、ラジオ関西及び兵庫エフエム放送とも協定を結んでおり、必要と認められるときは、上記に準じ県知事に放送要請を行う。

第5節 災害広報計画

市及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに一般市民及び報道機関に対し、公共施設の被害の有無や復旧見込み、当面の応急的な措置等に関する広報活動を展開する。



(注) [Dashed Box] は、平素から緊急伝達体制を確立しておくこと。

主な広報内容

【災害発生直後】

- ・ 災害情報
- ・ 出火防止、初動消火への呼びかけ
- ・ パニック防止、デマへの注意呼びかけ
- ・ 避難指示等
- ・ 要配慮者の保護及び人命救助の呼びかけ
- ・ 市内の被害の状況
- ・ 市の活動体制、応急対策状況（本部、地区連絡所、避難所、救護所の設置）
- ・ その他

【被害が沈静化した段階】

- ・ 災害情報
- ・ 被災地の状況
- ・ 応急対策状況（救護所、避難所の開設状況、応急給水、応急給食の実施等）
- ・ 安心情報
- ・ ライフラインの情報
- ・ 医療機関の活動状況

1 意義

- (1) 迅速かつ的確な情報の提供それ自体により、市民に対して現実的な状況判断を行うよう促す。
- (2) 市域内を巡回し、「機関名」を伝えることを通じて、間接的に市や防災関係機関が健在であることを市民に対してアピールする。
- (3) 憶測による人心不安やデマ情報の流布による社会秩序の混乱を最小限にとどめるとともに、市民が一刻も早く生活再建のための活動に取り組むよう促す。

2 実施機関とその分担

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、各防災関係機関と密接な連絡のもと次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

① 地震発生直後の広報

地震に関する情報

- ア 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- イ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- ウ 避難指示等
- エ 要配慮者の保護及び人命救助の協力呼びかけ
- オ 市内の被害状況の概要
 - (ア) 延焼火災の発生状況
 - (イ) 建物破壊の発生状況
 - (ウ) 道路破損、崖崩れその他地盤災害の発生状況
- カ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること
 - (ア) 本部の設置
 - (イ) 地区連絡所の設置
 - (ウ) 避難所、救護所の設置
 - (エ) その他必要な事項

② 被害の状況が静穏化した段階の広報

ア 地震に関する情報

イ 被害情報、応急対策実施状況及び復旧の見通しに関すること

(ア) 被災地の状況

(イ) 救護所、避難所の開設状況

(ロ) 応急給水、応急給食等の実施状況

(エ) その他必要な事項

③ 安心情報

ア 「・・・・・・地区は被害なし」

イ 「・・・・・・小学校児童は全員無事に・・・・・・へ避難」

ウ その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報

④ 生活関連情報

ア 電気、ガス、上下水道の復旧状況

イ 食料品、生活必需品の供給状況

⑤ 通信施設の復旧状況

⑥ 道路交通（規制）状況

⑦ バス、鉄道等交通機関の復旧、運行状況

⑧ 医療機関の活動状況

⑨ その他必要な事項

(2) 上下水道部

① 水道施設の被害状況及び復旧見込み

② 給水拠点の位置及び応急給水状況

③ 水質についての注意

④ その他震災発生時に必要な事項

(3) NTT西日本兵庫支店

NTT西日本兵庫支店は、災害のため通信が途絶したとき、又は利用の制限を行ったときはトーカー装置（自動音声ガイダンス）による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。なお、地震の震動で受話器がはずれた場合、通話中と同じ状態にあり、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、地震のおさまった後には必ず受話器の確認を行うよう周知する。

主な広報事項は以下のとおりである。

① 通信途絶、利用制限の理由

② 通信途絶、利用制限の内容

③ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込み時期

④ 通信利用者に協力を要請する事項

⑤ その他の事項

(4) 関西電力送配電(株)社配電営業所

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。また、停電の状況、復旧予定時間等については、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

① 第1段階（安全、危険防止）

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触をさけるとともに、最寄りの営業所に通報すること。

ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。

エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。

オ その他の事故防止のため留意すべき事項

② 第2段階（被害状況）

ア 停電区域

イ 停電事故復旧状況

ウ 停電事故復旧見込み

(5) ガス関係営業所（JA兵庫みらい、LPガス協会）

① 地震発生時（供給を継続している場合）

ア ガス栓を全部閉めること。

イ ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。

ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。また、ガス栓、メーターコックを閉め、すぐ営業所等に連絡すること。

② 地震発生時（供給停止をした場合）

ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、営業所等から連絡があるまで待つこと。

イ ガスの供給が再開されるときは、必ずあらかじめ営業所等が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

③ ガス供給を再開する場合

ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。

ウ 内管検査及び点火試験等の当日不在の場合は、必ず最寄りの営業所等に連絡すること。

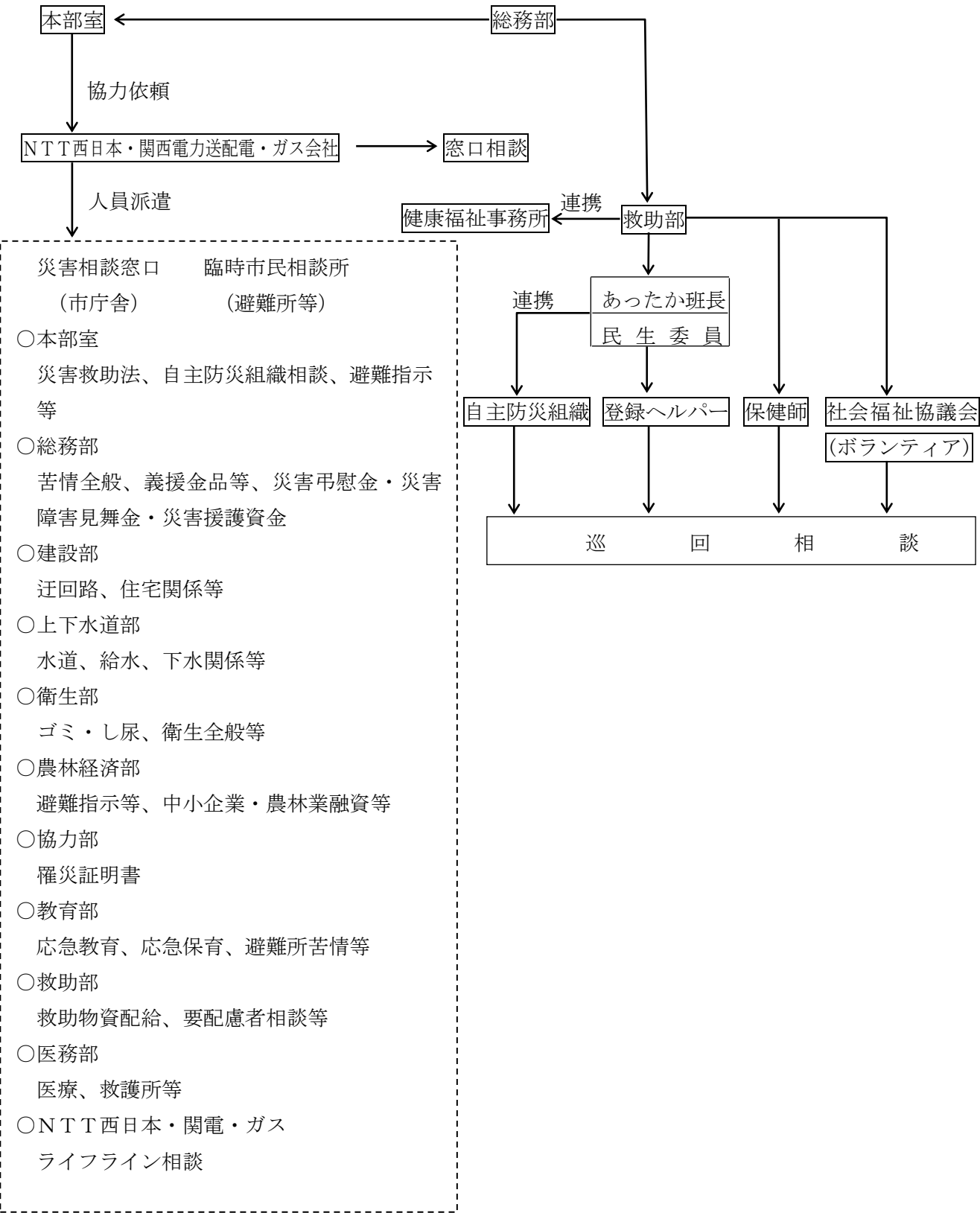
エ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの営業所に連絡すること。

3 広報の実施手順

市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一をさける点から、本部室を経由し本部長の決定に基づき行うよう広報ルートの一歩化を図る。また、その果たすべき意義をふまえ、緊急性や対象地域の限定等を考慮し適切な方法をもって実施する。

第 6 節 災害相談の実施計画

災害による精神的・物質的打撃から立ち直るための支援の窓口を広く開放することにより、迅速な応急対策の実施のための情報の流れを円滑にするとともに、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すため、災害相談を実施する。



1 災害相談窓口の開設

政策部長は、大規模な災害・地震（震度6弱を目処とする）が発生したとき、又は本部長の指示があったときは、直ちに市役所に被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する問合わせの相談に応ずるための災害相談窓口を開設し、相談・問合わせ受付業務を実施する。

2 臨時市民相談所の開設

政策部長は、災害発生による避難が終了したときは、本部長の指示に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

開設の実施に当たっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各部及び関係機関の協力を得る。

3 巡回相談

救助部は、高齢者・障がい者などの要配慮者をはじめ、震災による精神的ショックや避難所生活によるストレス、今後の生活に対しての不安を抱いている市民の心のケア・健康対策のため、健康福祉事務所、保健師、栄養士、あったか班長、民生委員及び登録ヘルパー等との連携のもとに巡回相談を実施する。

状況により、県と協力して保健師等チーム、栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害福祉支援チーム（DWAT）等関係団体の派遣を要請し、連携を図りながら避難所等の巡回相談を実施し、被災者等の健康状態及び栄養状態を把握し、早期に課題を改善できるように努める。

4 防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第7節 相互応援協力計画

加西市において大災害が発生し、本市のみでは対応できない等の事態が発生した場合、他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員救援・物資の相互融通等の協力を依頼するとともに、他市町において災害が発生した場合、相互に協力して災害応援・支援対策を行うための計画である。

（資料編 表-44 P64）

1 応援協力を求める地方公共団体

【兵庫県】

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

（平成18年11月1日締結、効力発行）

県民局・市町名等		電 話	衛 星 通 信		備 考
			電 話	F A X	
兵庫県 危機管理部災害対策課		昼 078-362-9988 夜 078-362-9898	7-151-3140	7-151-6380	
神戸県民センター管内	神 戸 市	078-322-6456	7-100-52	7-100-61	
阪神南 県民センター管内	尼 崎 市	06-6489-6165	7-202-52	7-202-61	
	西 宮 市	0798-35-3151	7-204-52	7-204-61	
	芦 屋 市	0797-31-2121	7-206-52	7-206-61	

阪神南 県民センター管内	伊 丹 市	072-783-1234	7-207-52	7-207-61	
	宝 塚 市	0797-71-1141	7-214-52	7-214-61	
	川 西 市	072-740-1111	7-217-52	7-217-61	
	三 田 市	079-563-1111	7-219-52	7-219-61	
	猪 名 川 町	072-766-0001	7-301-52	7-301-61	
東播磨県民局管内	明 石 市	078-912-1111	7-203-52	7-203-61	
	加 古 川 市	079-421-2000	7-210-52	7-210-61	
	高 砂 市	079-442-2101	7-216-52	7-216-61	
	稲 美 町	079-492-1212	7-381-52	7-381-61	
	播 磨 町	079-435-0355	7-382-52	7-382-61	
北播磨県民局管内	西 脇 市	0795-22-3111	7-213-52	7-213-61	
	三 木 市	0794-82-2000	7-215-52	7-215-61	
	小 野 市	0794-63-1000	7-218-52	7-218-61	
	加 東 市	0795-42-3301	7-341-52	7-341-61	
	多 可 町	0795-32-2380	7-361-52	7-361-61	
中播磨 県民センター管内	姫 路 市	079-221-2200	7-201-52	7-201-61	
	市 川 町	0790-26-1010	7-442-52	7-442-61	
	福 崎 町	0790-22-0560	7-443-52	7-443-61	
	神 河 町	0790-34-0001	7-445-52	7-445-61	
西播磨県民局管内	相 生 市	0791-23-7111	7-208-52	7-208-61	
	た つ の 市	0791-64-3131	7-221-52	7-221-61	
	赤 穂 市	0791-43-3201	7-212-52	7-212-61	
	宍 粟 市	0790-63-3000	7-521-52	7-521-61	
	太 子 町	079-277-1010	7-464-52	7-464-61	
	上 郡 町	0791-52-1111	7-481-52	7-481-61	
	佐 用 町	0790-82-2521	7-501-52	7-501-61	
但馬県民局管内	豊 岡 市	0796-23-1111	7-209-52	7-209-61	
	養 父 市	079-662-3161	7-601-52	7-601-61	
	朝 来 市	079-672-3301	7-622-52	7-622-61	
	香 美 町	0796-36-1111	7-543-52	7-543-61	
	新 温 泉 町	0796-82-3111	7-582-52	7-582-61	
丹波県民局	丹波篠山市	079-552-1111	7-661-52	7-661-61	
	丹 波 市	0795-82-1001	7-642-52	7-642-61	
淡路県民局管内	洲 本 市	0799-22-3321	7-205-52	7-205-61	
	淡 路 市	0799-64-2152	7-681-52	7-681-65	
	南あわじ市	0799-43-5203	7-703-52	7-703-65	

【全 国】

義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定

(平成25年4月1日締結、効力発効)

	区市町名	電 話	衛 星 通 信		備 考
			電 話	F A X	
北海道	砂 川 市	0125-54-2121	7-001-467-99	7-001-467-10	
岩手県	一 関 市	0191-25-0119	7-003-531-1	7-003-531-9	
茨城県	笠 間 市	0296-78-0612	7-008-212-8400	7-008-212-8450	
	桜 川 市	0296-58-5111	7-008-226-8400	7-008-226-8450	
栃木県	大田原市	0287-23-1111	7-009-610-392	7-009-610-390	
群馬県	藤 岡 市	0274-22-1211	7-010-408-6300	7-010-408-6800	
東京都	千代田区	03-3264-2111	—	—	
	港 区	03-3578-2111	—	—	
	新 宿 区	03-3209-1111	7-013-304	—	
	墨 田 区	03-5608-1111	—	—	
新潟県	新発田市	0254-22-3030	7-015-431-10	7-015-431-10	
長野県	諏 訪 市	0266-52-4141	7-020-391-8 -258	7-020-391-76	
愛知県	西 尾 市	0563-56-2111	7-023-713-2 -2502	7-023-713-1150	
滋賀県	大 津 市	077-523-1234			
	野 洲 市	077-587-1121	7-025-100-3210-0	7-025-100-3210-1	
兵庫県	相 生 市	0791-23-7111	7-208-52	7-208-61	
	豊 岡 市	0796-23-1111	7-209-52	7-209-61	
	赤 穂 市	0791-43-3201	7-212-52	7-212-61	
	加 東 市	0795-42-3301	7-341-52	7-341-61	
	丹波篠山市	079-552-1111	7-661-52	7-661-61	
広島県	三 次 市	0824-62-6111	7-034-209-596	7-034-209-597	
熊本県	山 鹿 市	0968-43-1113	—	—	

2 応援・職員派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請する。ただし、緊急を要するときは電話、FAXにて行い、後日速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 7 その他必要な事項
市町への応援要請	1 災害の状況及び応援を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容 7 その他必要な事項

3 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、県及び他の市町からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法令、協定書及び覚書に基づき行う。なお、他の規定により定めのある場合は、この限りではない。

4 相互応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請する。

- (1) 被災者の応急救助に係る職員の派遣及び所用の施設の利用
- (2) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (3) 診療・疫学・感染症患者の収容その他治療及び感染症対策作業のための職員の派遣並びに所要の設備の利用及び医療品の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の派遣並びに資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理の作業のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両等の提供
- (6) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両等の提供
- (7) 上下水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要器具及び車両の提供
- (8) 消防水防作業隊の派遣及び資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 他市町からの応援要請

(1) 応援要請

他市町からの応援を求められた場合には、特別の理由のない限り所要の職員を派遣する。

(2) 応急応援

市の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無に関わらず消防、水防救助等について応援する。

6 応援・受援体制の整備

市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、市は県等が実施する受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。

なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。

また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、必要に応じて 宿泊場所（被災状況等によりホテル・旅館等が確保できない場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎会議室、避難所の空きスペース等も含む）の確保に配慮するものとする。

<受援業務の例>

- ・ 他府県等応援要員受入、広域避難
- ・ 救命救助・消火部隊受入
- ・ 重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入
- ・ 救援物資受入、ボランティアの受入 等

第8節 消防計画

大規模地震や大規模な市街地火災が発生したときには、災害活動のための常備組織である加西消防署が、関係機関と連携しながら、その全機能をあげて、消防・救急救助活動及び危険地域における市民等の避難の安全確保に当たる。

1 初期活動

地震予知情報の警戒宣言が発令された場合及び市域に震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに震災非常配備体制をとる。自動的な非常配備体制の発令により、勤務中の消防職員をもって、まず以下の措置をとる。また、勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は別命を待たずに召集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。参集職員をもって常備の部隊に合流し、部隊の増強を図る。

(1) 初期活動

- ① 車両・機材等の安全確保
- ② 有線電話の通話統制
- ③ 全無線局の開局及び点検
- ④ 被害状況の把握
- ⑤ 重要防御地域の状況把握
- ⑥ 消防車・救急車・広報車等の出動準備

(2) 消火活動

消火活動は、次により全消防力をもって行う。

- ① 避難地・避難経路優先確保

延焼火災が拡大した場合は、人命を優先とした避難地・避難経路確保の消防活動を行う。

- ② 重要地域優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要で危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先

同位出動区に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

⑤ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑥ 災害現場活動

ア 出動指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急、救助活動の成否等を総合的に判断し行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川耐火造建物、空き地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 消防団の活動

① 出火の防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止及び飛火の警戒を呼びかける。出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。

② 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動を行う。また、主要避難経路の確保のため消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。

なお、消防署直近の団員は、可能な限り、消防署に参集し初動時編成に加わる。

③ 情報の収集

分団ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を災害対策本部及び消防署に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに消防署あるいは分団からの司令命令の伝達を行う。

④ 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

⑤ 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

2 消防隊の出動

(1) 召集計画

この計画は、火災又は地震等の災害に際し、消防職員及び消防団員を召集し、災害の予防及び被害の軽減に努める。

① 召集の種別

ア 非常召集

非常召集は、災害の発生又は発生のおそれのあるとき、災害警防上の所要の職員又は要員を招集する。

イ 演習召集

演習召集は、警防演習その他必要と認める場合に、所要の職員又は団員を招集する。

(2) 消防隊の出動区分は次のとおりである。

区 分	火 災 の 状 況	出勤部隊	出 動	備 考
第 1 出動	延焼のおそれのない場合	消 防 署 地元消防部	火災の発生を覚知すると同時に 出動する	
第 2 出動	延焼のおそれのある場合	消 防 署 地元消防部 隣接消防部	火災等の覚知時の状況により第 1 出動を超える消防隊が必要と認 められるとき出動する。	
第 3 出動	拡大のおそれのある場合	消 防 署 地元消防部 管轄分団全部	第 2 出動を超える消防隊が必要 であると認められ現場最高指揮者 から要請があったとき出動する。	状況により他の分 団も応援出動する。
第 4 出動	大火のおそれのある場合	消 防 署 全 団 員	①非番者召集 消防署長は大規模火災等に発展 するおそれがあるときは、消防法施 行規則に定める消防信号を行い、第 3 出動に加え非番者及び消防団全 団を招集する。 ②その他、消防署長が必要と認めた とき。	

3 応援の要請

火勢の拡大により本市の消防力のみでは到底防御、鎮圧することが困難と判断したとき、兵庫県広域消防相互応援協定の円滑な活用を図るとともに、加西消防署長は、北はりま消防本部及び隣接消防本部に対し、応援出動を要請し、災害の拡大を防止するよう措置する。

【相互応援協定消防本部】北はりま消防本部（0795-48-0119 衛星（TEL7-342-42 FAX7-342-62））

消防本部等名	電 話	衛星通信		備 考
		電 話	F A X	
姫路市消防局	079-223-0003	7-201-42	7-201-62	
加古川市消防本部	079-424-0119	7-210-44	7-210-62	
小野市消防本部	0794-63-0119	7-218-42	7-218-62	
丹波篠山市消防本部	079-594-1119	7-871-41	7-871-62	
丹波市消防本部	0795-72-2255	7-911-42	7-911-62	
南但消防本部	079-672-0119	7-914-44	7-914-62	
三木市消防本部	0794-82-0119	7-763-43	7-763-62	
三田市消防本部	079-564-0119	7-767-43	7-767-62	

4 防御計画

(1) 危険区域防御計画

危険区域は、建物が密集し、道路が狭く火災が発生すると延焼が早く、また、消防車両の進入に支障をきたし、ホース延長に時間を要する等延焼拡大の危険がきわめて高い地域である。

この計画は、それらの地域の消防活動について、より効果的に部隊運用を行い、現有消防力を最大限に活用するよう、事前に対策を確立しておく。

○ 危険区域 北条町北条（市街地又は家屋・人口密集地域）

(2) 特殊建築物警防計画

特殊建物は、不特定多数のものを収容する建物であり、その構造及び規模から火災が発生すると延焼拡大のおそれがあり、人命に対する危険が極めて高い建築物である。

この種の火災の特異性を考慮し、救出活動を最優先とする消防活動を行わなければならない、連携した部隊運用及び各隊の任務の指定等、統制ある組織活動をするとともに、建築物の構造及び消防用設備等の把握をしておくため、各防火対象建物ごとの計画を事前に策定しておく。

○ 特殊建築物の状況 （資料編 表-14 P27）

(3) 危険物火災防御計画

爆発、引火、発火等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建物及び場所に対しては、これに対処する火災防御を行い、延焼の防止を図る。これに対する出動体制は消防活動に準じて出動する。

① 延焼拡大火災

火災が延焼拡大し大火となった場合は、現場最高指揮者の命令のもとに統一された消防活動を行うとともに、各消防隊は伝令員を配置して現場本部と連絡を密にし、次により防御線等の延焼阻止線を選定して、火災の拡大と被害の軽減を図る。

ア 指揮者は、これらの防御線を選定に当たっては、気象条件及び消防力並びに延焼速度等を考慮し、有効なる延焼阻止線の設定に努める。

イ 防御線は、出動部隊の消防力の範囲内において防御可能な火災に対して、広い道路、空き地、河川及び耐火建物を盾として延焼阻止を図る。

② 危険物火災

ア 先着隊は、火災現場に到着次第、燃焼物とその貯蔵量を確認することに努め、危険物火災の防御に当たる。

イ 消防活動に必要な水利及び消火剤の必要量を把握し、火災防御に支障ないように努める。

ウ 後着隊は、近接建物への延焼阻止を主眼として防御に従事する。ただし、先着隊のみで危険物の消火が困難なときは先着隊に協力する。

エ 油脂類の延焼に対しては、泡沫剤を使用し他の注水は規制すること。

オ 到着と同時に対象物の責任者から状況を聴取すること。

カ 未燃焼の油槽罐に対しては、冷却し移動分離すること。

キ 大タンクの場合は、底部より油を抜き取り減量してから制圧すること。

ク 燃焼油脂類の流出防止に配慮すること。

ケ 爆発飛散に伴う飛火火災に留意し警戒隊を配備すること。

コ 消火に当たり多量の泡沫剤を準備すること。

サ 各消防隊の指揮者は、危険物種別ごとに適応した消火方法により、その万全を期すること。

(4) ガス爆発等災害防御計画

① 対象

- ア 地下埋設ガス管等の漏えい事故
- イ ガス爆発による災害

② 事前対策

業者等と連携のもと、平時から下記の事項について把握し、ガス爆発等による災害発生時に速やかに対応できるよう努める。

- ア 施設等の把握
- イ ガス供給地域の把握
- ウ ガス導管に関する工事箇所の把握

③ 災害発生時における措置

業者等と連携し、災害発生時には下記事項の措置を速やかに行い、災害の拡大をくい止める。

- ア 防御力の確保
- イ 情報の収集
- ウ 現場警備員の配置
- エ 警戒区域の設定
- オ 救出救急活動

(5) 飛火防御計画

飛火によって、第2次、第3次火災が発生し大火となるのを防止するため、警戒場所及び警戒方法並びに地元自衛団体との協力体制を定め、火災が発生し飛火のおそれがある場合における配備体制の確立を図り、火災の防止に努める。

- ① 飛火火災の範囲は一定することはできないが、風向き、風速に応じて警戒部隊を配置し巡回警備を行い、飛火火災の発生を防止する。

② 飛火の発生の主な原因

- ア 強風時火災
- イ 木造大規模建築物火災
- ウ 木造建物密集地域の延焼火災
- エ 高地又は低地建物延焼火災
- オ 延焼拡大火災

(6) 水道断減水時の火災防御計画

消火栓の設置区域に長時間かつ広域にわたる断水、又は減水の事態が発生した場合において、消火栓に依存することなく、災害に対応する消防活動を円滑に展開するため、次の事項に留意して防御に万全を期する。

- ① 防火水槽、プール、河川、貯水池、ため池、受水槽及びその他消防水利として使用できるものを活用する。
- ② 各消防隊は、積載ホースを平素より増強し、中継送水等を適切に行い、水利を有効に使用するとともに、先着消防隊が使用した水利が水量不足による火災防御不能とならないようにする。

(7) 火災拡大後の防御計画

- ① 延焼進展の速度と消防団員集結の所要時間及び道路、空き地、河川等の地物関係を考慮し、延焼阻止を定めて応援部隊及び各隊の移動集結並びに防御場所を指定して転進防御に当たる。

② 飛火警戒隊員は、さらに風下に転じ、飛火警戒の重点措置を取るとともに、避難民の誘導についても注意を払う。

③ 消防機材又は水利の不足等で大火災を阻止するために他の手段がなくかつ有効と認めたときは、風下方面に防御線を設定して消防団員を集結するほか破壊消防を行う。

(8) 特別警戒計画

特別警戒は次のとおり実施する。

① 年末特別警戒は、12月28日から12月30日までの期間実施する。

② 特命特別警戒は、消防長が人命安全及び火災発生に対処するため、特別警戒の必要があると認める場合に実施する。

(9) 応援部隊誘導計画

火災の延焼拡大により大火になるおそれがあり、市内の消防力では延焼阻止が困難と思われる場合、近隣市町に対して特別の応援を要請したとき、応援部隊の消防活動が有効に行われるよう、次の要領により誘導配置を行う。

① 応援部隊集結場所の指定

ア 応援を要請した場合は、応援部隊の集結場所を直ちに指定し、現場本部員を配置する。

イ 消防団本部は、現場本部に伝令員を配置し、指揮者の指示のもとに応援部隊の誘導先及び水利に配置する。

② 応援部隊の水利誘導

応援部隊が到着した場合は、待機中の消防団本部員をもって、指揮者の指示する延焼阻止線直近の安全な道路より、自然水利又はプール等の水量豊富な場所へ誘導配置する。

③ 現場本部は、安全で災害現場を把握するに容易な場所又は高所に配置し、火災の状況を検討しつつ、自己部隊及び応援部隊を有効に運用することに努めるとともに、応援部隊の集結場所及び延焼阻止線にある部隊に適宜伝令員を派遣し、指揮命令の伝達に努める。

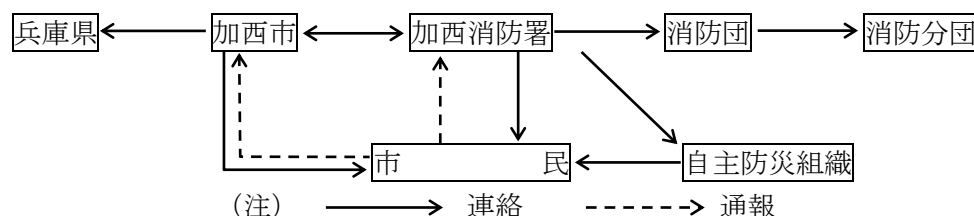
(10) 資機材整備計画

消防署における出動車の整備は、常に火災発生に出動できる体制を整えているが、特に災害時に際して必要資機材を適切に使用できるように、資材、器具の手入れ、保存、補充等により必要数を確保しておく。

(11) 通信情報計画

① 通信情報計画

ア 消防署が行う警報、災害の状況及び住民の処置等に必要な通信連絡は、次により行う。



イ 災害に関する予警報の連絡は、的確に行うように努める。

ウ 災害が発生するおそれがある通報又は警報を受け、若しくは自ら知ったときは、直ちに関係機関に通報する。

② 災害広報計画

災害情報の発表及び市民の取るべき処置等の広報活動を行い、人心の安定を図るため、消防署と協力して広報車等により周知を図る。

5 緊急消防援助隊

(1) 消防応援の要請

① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

ア 市長は、災害の状況及び市の消防力を考慮して広域の消防の応援が必要であると判断したときは、北はりま消防組合消防長（以下、「消防長」という。）に、東播地域内応援又は県内応援を要請するよう通知する。

イ 消防長は、市長の通知又は自らの判断により、明石市消防本部を通じて応援を要請する。

② 緊急消防援助隊の応援要請

ア 市長は、災害の状況並びに市及び兵庫県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、県知事に対して、応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡し、以下に掲げる事項が明らかになり次第、電話により報告する。詳細な災害状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で速やかにFAXにより要請要綱別記様式1－2（応援要請のための連絡事項）を送付する。

(ア) 災害の概況

(イ) 出動を希望する区域及び活動内容

(ウ) その他参考となるべき事項等

イ 市長は、アの連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害状況を、消防長に対して直ちに電話により連絡する。

ウ 市長は、県知事に対してアの連絡ができない場合には、その旨を消防庁長官に対し、直ちに電話により連絡し、アのⅠからⅢまでに掲げる事項が明らかになり次第、直ちに電話により連絡する。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で速やかにFAXにより様式1－2「応援要請のための連絡事項」を送付する。

エ 市長は、アからウまでの連絡（以下「要請連絡」という。）を消防長に指示することができ、自らが要請連絡したときは、消防長に通知する。

オ 消防長は、管内の被災状況により兵庫県内の消防力で対応が困難と判断したときは、市長に連絡して要請連絡をするよう進言するとともに、市長の指示に基づき要請連絡を代行する。

ただし、消防長は、市長に連絡ができない場合には、県知事又は長官に対して要請連絡の事前連絡をし、その後速やかに市長に事前連絡をした旨を報告する。

(2) 消防応援の受援

① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく受援

ア 市長は、県下広域応援部隊の運用について、北はりま消防組合消防長と調整するとともに、県下広域応援部隊の指揮者に関する職務について、自ら指揮する必要がある場合を除き、北はりま消防組合消防長に委任する。

イ 北はりま消防組合消防長は、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、消防本部に応援隊調整本部を設置する。

② 緊急消防援助隊の受援

ア 市長は、緊急消防援助隊の運用について、北はりま消防組合消防長と調整するとともに、緊急消防援助隊の指揮者に関する職務について、自ら指揮する必要がある場合を除き、北はりま消防組合消防長に委任する。

- イ 北はりま消防組合消防長は、緊急消防援助隊の応援を受けることが決定した場合、指揮本部を設置し、受援体制を整える。
- ウ 指揮本部は、災害対策本部及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動の調整を図るとともに、災害対策本部と緊密に連携を図るため、災害対策本部に消防署から消防司令補以上の職にある職員を派遣する。
- エ 緊急消防援助隊指揮支援本部及び緊急消防援助隊都道府県大隊本部の設置場所
- (ア) 緊急消防援助隊指揮支援本部及び緊急消防援助隊都道府県大隊長が設置する都道府県大隊本部を設置する場所に、北はりま消防本部庁舎の一部を提供するものとするとともに、北はりま消防本部の事務資機材を共用させる。
- (イ) 被災等により指揮支援本部及び都道府県大隊本部を北はりま消防本部に設置することができない場合又は本市の庁舎等に設置することが適切と考えられる場合は、指揮本部と調整し、本市の庁舎等に設置するものとし、本市庁舎等に整備の事務資機材を共用させる。
- オ 現地合同調整所の設置
- 緊急消防援助隊の指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、可能な限り災害現場付近に現地合同調整所を設置し、現地合同調整所の参画者は、所属する活動隊に調整内容が即時に伝達できるよう努める。現地合同調整所の参画者は次のとおりとする。
- (ア) 指揮者が派遣した指揮隊員
- (イ) 明石市消防本部又は加古川市消防本部の派遣隊員
- (ウ) 神戸市消防局、姫路市消防局又は西宮市消防局の派遣隊員
- (エ) 指揮支援本部長が参画させた隊長（都道府県大隊長、統合機動部隊長等、応援都道府県の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長等）
- (オ) 自衛隊、警察及び海上保安庁の派遣隊員
- (カ) DMAT等関係機関の派遣隊員
- (キ) 災害対策本部が派遣した本市の職員
- (ク) 地元消防団の代表
- (ケ) 地元自治会の代表
- (コ) その他現地合同指揮所が必要と認める者
- カ 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所
- (ア) 緊急消防援助隊を要請した場合は進出拠点及び宿営場所を直ちに準備する。
- (イ) 進出拠点又は宿営場所が被災等で使用できない場合は、近隣市町の進出拠点の使用について、緊急消防援助隊指揮本部又は県知事が設置する緊急消防援助隊調整本部等と調整するものとする。
- キ 救助活動拠点への資機材等の整備
- (ア) 市が保有する資機材を救助活動拠点に配置し緊急消防援助隊に使用させることができる。
- (イ) 緊急消防援助隊が要求する資機材を調達するよう努める。
- (ウ) 兵庫県広域防災拠点の備蓄資材等が必要と判断した場合は、緊急消防援助隊調整本部等と調整し、緊急消防援助隊に使用させる。
- (エ) 重機が必要と判断した場合、緊急消防援助隊調整本部に要請し、兵庫県を通じて重機の派遣を得るものとする。
- ク 燃料補給、食料等補給の後方支援体制
- (ア) 燃料及び食料等の補給体制は兵庫県緊急消防援助隊受援計画によるものとする。

- (イ) 災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、加西地区建設業協会に重機等の派遣を要請する。

ケ ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入

緊急消防援助隊航空部隊のヘリコプター離着陸場は、兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場適地のとおり。なお、ヘリコプター離着陸場が住民の避難場所に使用されている場合は、避難場所としての機能を優先させる。

コ 緊急消防援助隊の部隊移動及び応援等の引揚げの決定

- (ア) 市長は、消防庁長官から県知事を経由して、緊急消防援助隊の部隊移動に関する意見の照会があったときは、被害状況、消防応援隊の活動状況を考慮し、意見を付して、回答するものとする。様式6-2「部隊移動に関する意見（回答）」
- (イ) 市長は、緊急消防援助隊指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案して緊急消防援助隊の活動終了を判断した場合は、直ちに電話によりその旨を県知事へ連絡するものとする。

サ その他

緊急消防援助隊の要請及び運用の詳細は、兵庫県緊急消防援助隊受援計画及び北はりま消防組合緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

第9節 救急救助計画

大規模地震や大規模な市街地火災が発生したときには、多種多様な災害による救急救助事象が市内の各地域で発生することが予想される。

これらの集団的救急事故に適切に対処するため、市は特殊救助救急指揮本部を設置し、その他の防災関係機関と協力して、市民の生命・身体の保護に万全を期する。

1 消防部の救急救助活動

(1) 活動方針

大規模地震等の広域災害又は局地的な大規模災害により集団的に多数の死傷者が発生した場合には、特殊救助救急指揮本部の指示のもと消防部（現場作戦指揮担当）を組織し、また、市は必要に応じて現地災害対策本部を現場に設置し、関係機関と連携して、迅速かつ効果的な救急対策を実施する。

(2) 活動及び出動の原則

- ① 救助は救命処置を必要とする者を優先救助し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う、ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できる者を優先して実施する。
- ② 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- ③ 救急・救助事象が伴わない火災現場への出動は、一時留保し、消防署又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行う。
- ④ 傷病者の応急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全な医療機関若しくは医療施設に搬送する。
- ⑤ 傷病者に対する救急処置を必要とする者を優先とし、その他の傷病者は、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て自主的な応急手当を行わせる。
- ⑥ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行う。

- ⑦ 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。なお、このような兆候がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
- ⑧ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (3) 医療関係者の出動並びに現場及び搬送中の救急処置
 - ① 事故発生責任機関は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の傷病者に対する救急措置の万全を期する。
 - ② 市長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請のあったとき必要があると認めるときは医療機関者等を現場に出動させる。
- (4) 応援協力計画

大規模特殊災害に対応することが困難な場合、被害を最小限度に止めるため、兵庫県広域消防相互応援協定等に基づき、他の消防本部に応援を求める。

陸上自衛隊については、「自衛隊派遣要請計画」に基づき、事故等の態様により本部長が特に必要と認める場合、負傷者の救出・医療機関への搬送を要請するものとする。

第 10 節 避難計画

災害による避難のための立退きの指示等、及び避難所の開設、並びに避難所への収容・保護は、県、市、警察その他関係機関の協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。また、市公共施設や大型量販店・観光・レクリエーション施設等不特定多数の人が利用する施設における避難対策については、市長の指示等を受けた各施設の管理者が所定の計画に基づき行う。また、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、感染症に対応した適切な避難所運営を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材の確保、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、感染症への対応を適宜反映する。

第 1 市の公共施設及び防災上重要な施設等の避難

1 実施責任者

大規模な災害が発生し、避難指示等が発令されたとき、又は災害の発生若しくは発生するおそれがある場合は、各施設の管理者は、自主的にあらかじめ施設ごとに定めた避難計画に基づき、来所者・入所者・職員・従業員等の安全避難を行う。特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動において、万全を期するよう努める。

2 避難の完了報告

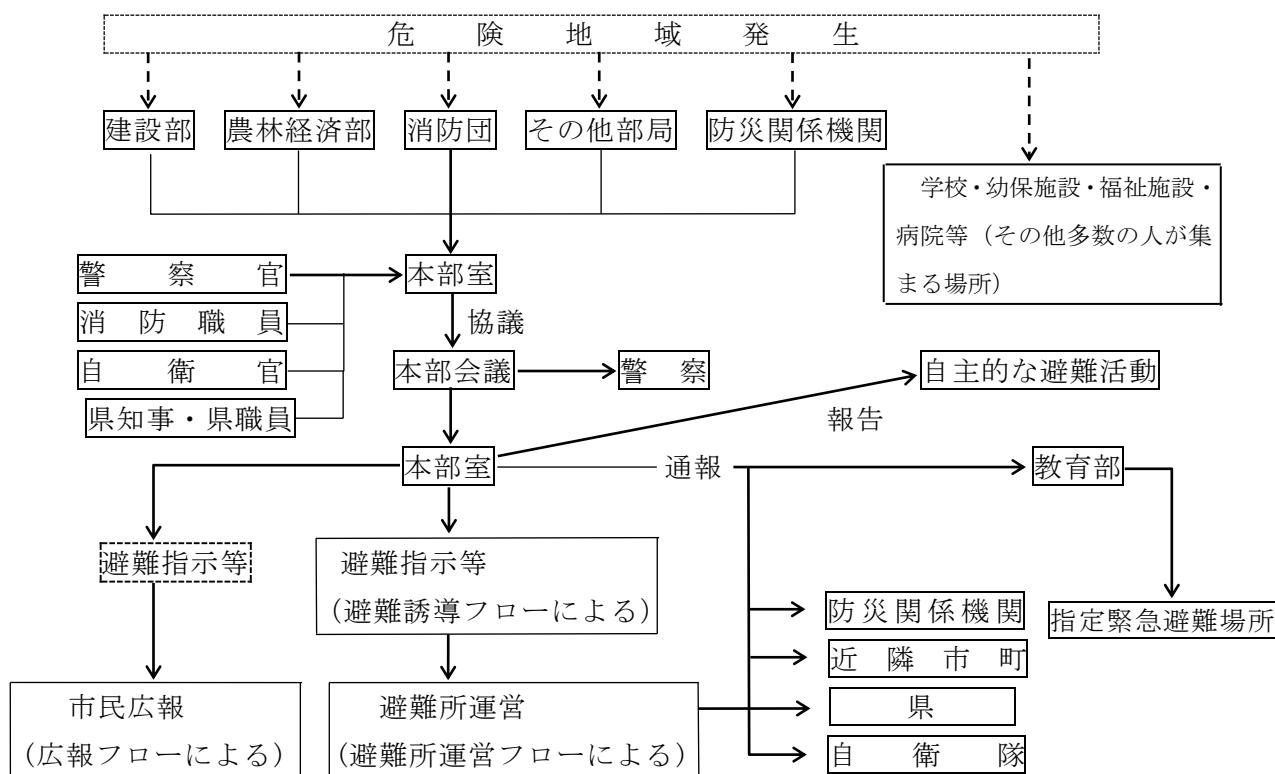
(1) 市の施設の場合

各施設の管理者は、所管部局を通じて避難の完了を報告する。なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX又は伝令による。

(2) 市以外の施設、事業所等の場合

- ① 市以外の施設、事業所等の管理者は、市の所管部局に報告する。
- ② 教育部は、市立施設と合わせて県立の教育施設分を集約し、本部室へ報告する。
- ③ 救助部は、市立施設と合わせて県立の福祉施設分を集約し、本部室へ報告する。
- ④ 農林経済部は、市内の事業所、工場その他の施設の状況を集約し、本部室に報告する。

第2 避難指示等



1 実施責任機関

避難のための立退き指示等及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、次により行う。

(1) 避難指示等の実施責任者

区分	災害の種類	実施責任者	要件	根拠法
指示等	災害全般	市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条
		警察官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
		消防職員	・消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認めるとき。	消防法第23条の2
		自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条

(2) 市の避難指示等実施計画

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き指示等をする者は、市長又は市長から委任を受けた消防吏員とする。

(3) 避難所の開設・収容

避難指示等から避難の誘導までは、それぞれの発令者が行い、避難所開設、収容保護は市長が行う。なお、市長は関係機関と緊密な連絡を保って実施する。

2 避難指示等の実施要領

避難指示等は、市長又はその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。なお、避難の指示等は、原則としてあらかじめ所轄警察署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、これを行う。

(1) 対象地域別実施要領

① 局地的な災害の場合の避難指示等発令

- ア 河川上流が被害を受け、下流地域に浸水の危険があるとき。
- イ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ウ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- エ 爆発のおそれがあるとき。
- オ 地滑り、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- カ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- キ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

② 広域的な災害による場合

- ア 延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- ウ 県本部長から避難指示等の要請があったとき。
- エ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(2) 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

(3) 指示の内容

避難指示等

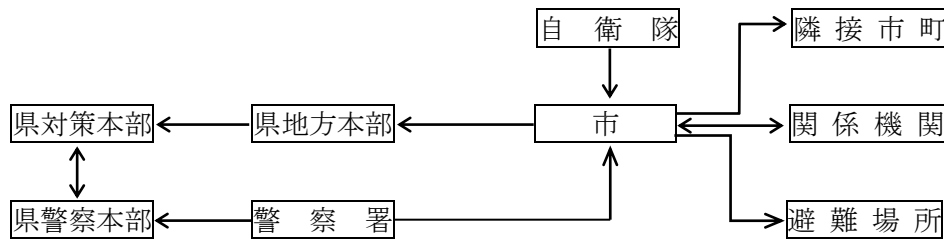
条 件	・ 当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 ・ 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し現場に残留者がある場合
伝達内容	1 指示者 2 避難対象地域（町名、施設名等） 3 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地等） 4 避難先 5 避難すべき経路（安全な方向等） 6 避難後の当局の指示連絡 7 その他（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）
伝達方法	かさいライフナビ、広報車、サイレン（水防第4号信号）、防災ネット。 ただし、必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。

3 関係地域内住民等への伝達

避難指示等を発令した場合は、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、広報車、かさいライフナビ、防災ネット、サイレン等により伝達するとともに、報道機関の協力を得る等関係地域内の全ての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行う。その他については、第5節「災害広報計画」による。避難措置解除の連絡は、報道機関への協力要請、職員による看板・ポスター等の掲示等により行う。

4 関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官・自衛官等から指示等を行った旨の通報を受けたときは、次により必要に応じて関係機関等に連絡する。



(1) 県への報告

本部長は、避難措置及び解除について、次の事項を記録し、速やかにその旨を県に報告する。

- ① 発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難の対象区域
- ④ 避難地
- ⑤ その他必要な事項

(2) 隣接市町等の関係機関への通報

市長が避難の指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、本部室長は次の要領により、関係機関等へ通報する。

① 隣接市町

地域住民の避難のため隣接市町内の施設を利用する場合は想定される。また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町に対して通報しておく。

② 学校施設等の管理者

避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し、協力を要請する。

③ 関係機関

健康福祉事務所、県の出先機関等関係機関に連絡し、協力を要請する。

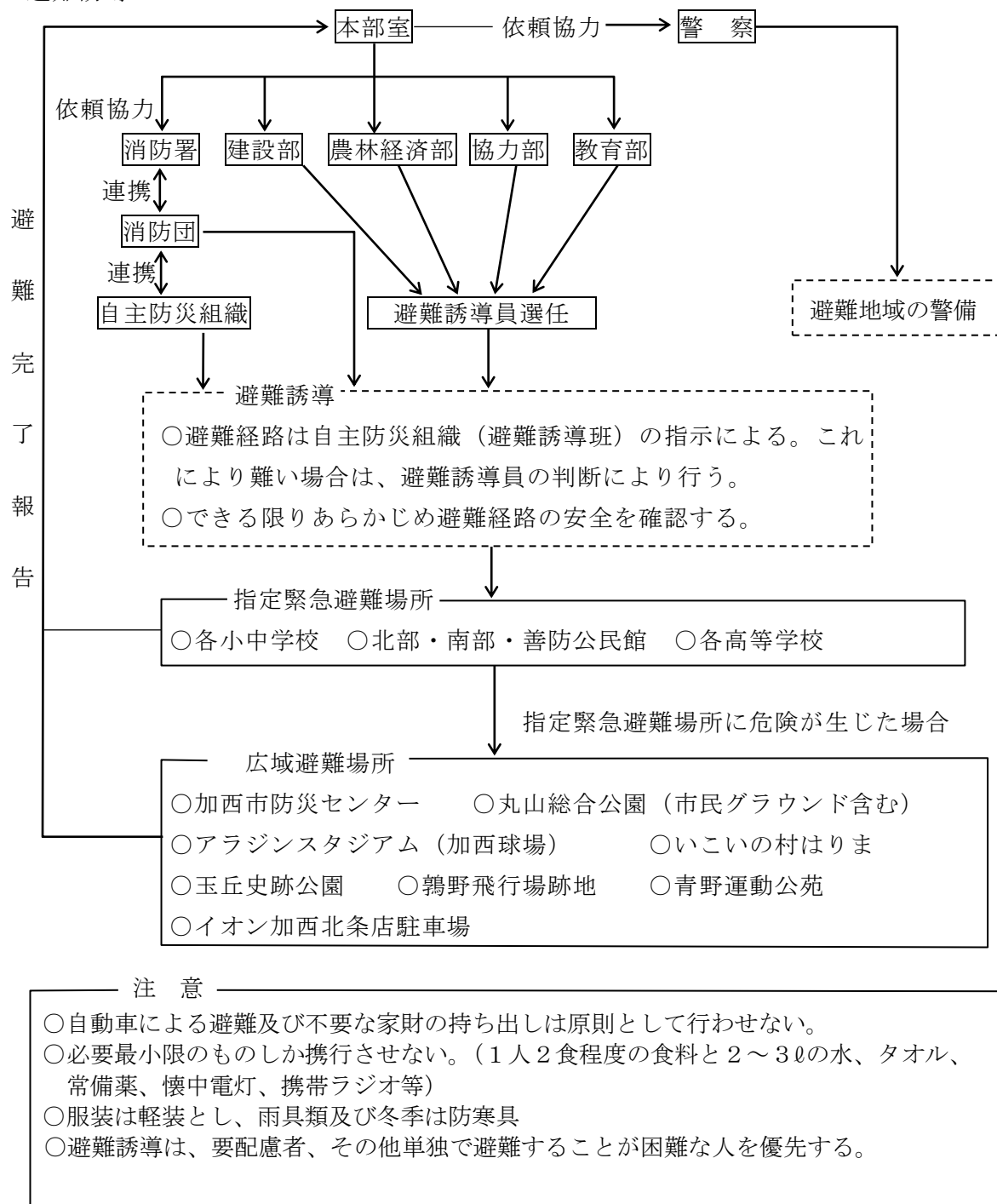
④ 警察署

避難に際しての警備等について協力を要請する。

⑤ 自衛隊

非常事態に備え連絡し、状況により連絡員の派遣を要請する。

第3 避難誘導



1 避難誘導を行う者

(1) 危険区域が発生した場合

本部長は、必要と認める避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収集にあたらせる。危険地域内から避難場所までの避難誘導は、自主防災組織及び現場警察官等の協力を要請し、建設部、農林経済部、協力部及び教育部の職員から選任した避難誘導員と消防団員が行う。

(2) 学校、事業所、観光・レクリエーション施設等の場合

学校、幼保施設、事業所、大型量販店、観光・レクリエーション施設等、その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼保施設、福祉施設及び夜間に多人数が集まっている場所等については、災害の規模・態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

2 避難の誘導

(1) 避難に対する留意点

避難する際、自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染者患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

避難するに当たり、避難者に対し次の点について周知を図る。

- ① 避難に際して必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- ② 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失を防止し発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- ③ 2食程度の食料、水、タオル、トイレットペーパー、常備薬、お薬手帳、最小限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等必要な物品を携行すること。
- ④ 必要に応じて防寒具・雨具を携行すること。
- ⑤ できれば氏名票を身に着けること。(住所、氏名、年齢、血液型、アレルギーの有無を記入したもので水に濡れてもよいもの)
- ⑥ 病院、福祉施設等の収容施設にあっては、平時において避難計画をたて、市、消防等との連絡を密接に行うこと。
- ⑦ 安全に避難を行うことを第1の目的とし、過重な携行品及び避難後に調達できるものは除外するよう、携行品の制限の指導を行う。

(2) 避難者の誘導方法

- ① 避難誘導は、緊急に避難の必要がある地域（施設等）から行うものとし、乳幼児、高齢者、病人、障がい者、妊産婦、外国人、観光客、その他単独で避難することが困難な人を優先する。
また、できる限り早めに事前避難させるよう努める。

- ② 避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が指定するように努める。

なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実状を確認の上、最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。

- ③ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合は、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での退避等の安全確保措置を指示することができることとする。

3 避難経路及び避難場所の安全確保

(1) 災害対策本部（消防部を除く）

- ① 避難経路途中に危険な箇所があるときは明確な標示を行い、避難に際しあらかじめ伝達する。
- ② 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ③ 夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用し避難方向を照射する。
- ④ 夜間においては、照明具携行の誘導を確保する。
- ⑤ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- ⑥ 誘導員は出発、到着の際の人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- ⑦ 避難開始とともに、消防団員等の協力のもと現場警戒区域を設置し危害防止その他必要な警戒連絡を行う。
- ⑧ 避難所が遠い場合等には、適宜車両による輸送を行う。
- ⑨ 活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を実施する。
- ⑩ 避難場所には、所要の人員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努める

(2) 消防部

- ① 消防部は、避難指示等が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報する。
- ② 市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導、避難指示等の伝達の徹底に当たるよう要請する。
- ③ 避難指示等の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの避難場所・避難道路の安全確保に努めるとともに、避難場所周辺からの延焼防止及び飛火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

避難所開設

```

graph TD
    subgraph "避難所開設"
        MS[本部室] --> ED[教育部]
        MS --> FD[消防団]
        ED -- 協力依頼 --> TE[教職員]
        TE --> OSO[避難所開設]
        OSO --> TE2[教職員]
        OSO --> PTA[PTA]
        OSO --> CL[区長]
        OSO --> ASO[自主防災組織]
        MS -- 協力依頼 --> DL[地区連絡所<br/>(地区連絡所参集職員)]
        DL --> ST[○事務所の設置・備品の準備<br/>・避難者名簿<br/>・避難所運営記録簿<br/>・その他事務用品]
        TE2 --> ST2[○区画の指定(地域ごとのスペースを確保)<br/>○避難者を区画へ誘導]
        PTA --> ST2
        CL --> ST2
        ASO --> ST2
        ST --> MS
        ST2 -- 開設報告 --> MS
    end

    subgraph "避難所運営"
        MS <--> ED
        ED --> TE3[教職員]
        TE3 --> OSO2[避難所運営状況<br/>・物資の必要数の報告<br/>・要望、苦情等の報告]
        OSO2 --> DL2[地区連絡所<br/>(地区連絡所参集職員)]
        DL2 --> TE3
        DL2 --> ASO2[避難所運営主体<br/>自主防災組織 | 教職員 | PTA | 区長]
        ASO2 --> TE3
        ASO2 -- 補助 --> RD[避難者]
        RD --> ASO2
        RD --> AR[救援・救助活動]
        AR --> RD
        subgraph AR [救援・救助活動]
            H[衛生部] = 北播磨県民局環境課 --> GH[○ごみ処理等]
            K[協力部] --> KGH[○救援物資配布等]
            J[救助部] = 健康福祉事務所 --> JGH[○心のケア、高齢者等の目配り、感染症対策]
            S[給食部] --> SGH[○炊き出し・食料配布等]
            U[上下水道部] --> UGH[○給水活動等]
            I[医務部] = 医師会 --> IGH[○医療活動、救護所設置等]
        end
    end
  
```

避難所開設

本部室 → 教育部 → 教職員 → 避難所開設

消防団 (協力依頼)

地区連絡所 (地区連絡所参集職員)

教職員

P T A

区 長

自主防災組織

○事務所の設置・備品の準備

・避難者名簿

・避難所運営記録簿

・その他事務用品

○区画の指定(地域ごとのスペースを確保)

○避難者を区画へ誘導

開設報告

避難所運営

本部室 ↔ 教育部

教育部 → 教職員

教職員 → 避難所運営状況

避難所運営状況

- ・物資の必要数の報告
- ・要望、苦情等の報告

指示事項

- ・災害情報等伝達

地区連絡所 (地区連絡所参集職員)

避難所運営主体

- 自主防災組織
- 教職員
- P T A
- 区 長

補助

避難者

救援・救助活動

- 衛生部 = 北播磨県民局環境課 ○ごみ処理等
- 協力部 ○救援物資配布等
- 救助部 = 健康福祉事務所 ○心のケア、高齢者等の目配り、感染症対策
- 給食部 ○炊き出し・食料配布等
- 上下水道部 ○給水活動等
- 医務部 = 医師会 ○医療活動、救護所設置等

1 避難対策の充実

市は、避難に関する体制整備に当たり、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等によるため池の堤防決壊と河川洪水との同時発生等、複合的な災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生することを考慮するよう努めることとする。

その際、地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の整備の推進に配慮する。

2 避難所等の指定

市は、都市公園、都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災ハザードマップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図るものとする。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

- ① 災害発生、発生のおそれがある場合に、迅速に避難場所を開設できる管理体制を有すること（管理条件）
- ② 居住者等の受入れに供する部分について、物品の設置、又は地震による落下、転倒、移動等により避難上の支障を生じさせないこと（管理条件）
- ③ 異常な現象による災害発生において生命や身体に危険がおよぶおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ④ 安全区域外に立地する場合は、当該異常な現象に対して安全な構造であること、洪水等については、その水位より上に避難スペースがあり、かつ避難上有効な経路があること（構造条件）

(2) 指定避難所

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定最大の規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設当たり概ね数百名程度までとする（規模条件）
- ② 速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ④ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること（交通条件）
- ⑤ 要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等の支援体制に十分配慮するものとする。

- ⑥ 避難所を指定する場合の順位は原則として次のとおりとし、施設管理者の同意を得て指定する。

- ア 公立小・中学校
- イ その他公立学校
- ウ 公民館
- エ その他の公共施設
- オ その他の民間施設

3 開設

(1) 実施責任機関

① 平常勤務時

避難所の設置は、災害救助法に基づく開設基準等により本部長が決定し、あらかじめ指定する避難所に設置するが、開設の実務は、施設管理者・勤務者、教職員、町区長、自主防災組織及びP T A等の協力を得て、教育部が施設に地区連絡所参集職員及び複数の職員を派遣し担当させる。

② 夜間・休日

夜間・休日又は災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、地区連絡所参集職員は本部長の指示により、避難所の開錠を行い、施設管理者・勤務者、教職員、町区長、自主防災組織及びP T A等の協力を要請し、開設を行う。

(2) 開設時の留意事項

① 開設手順

原則として、避難所の開設のための施設、場所及び設備等の使用は、すべて関係者の承諾を得るものとし、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生する等突発的な災害の場合には、本部長からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、非常参集職員等が避難所開設の準備を行う。特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館等の広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に行う健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症に留意した避難所運営を行うこととする。

② 区画の指定

避難した市民の受入スペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会長及び自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとのスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるように配慮する。

その際、アレルギー、要配慮者のスペース設定に留意するとともに、ペットのためのスペース及び資材の確保に努める。

③ 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに本部室に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）、電話（F A X又は口頭）又は無線によりその旨を報告する。

本部室は、避難場所の開設を確認後、広報部に対して市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請するとともに、消防署・県知事・防災関係機関（関西電力送配電・N T T西日本等）に対して、次に示す開設の状況を連絡する。

ア 避難所の開設の日時、場所、施設名

イ 収容状況及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

④ 避難所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）、避難者名簿、避難所運営記録簿、その他事務用品）を準備する。

(3) 対象者

① 避難指示等による避難

② 住家が被害を受け居住の場所を失った者

(4) 福祉避難所への入所

身体等の状況が施設等に入所するに至らない程度の要配慮者で、避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者については、福祉避難所への入所について配慮する。

(5) 避難所の名称、収容可能人員（資料編 表－19 P37）

4 避難所の運営

(1) 運営主体

避難所内のコミュニティの早期確立を図るため、自主防災組織・教職員・PTA・区長が主体となり、運営を行う。なお、派遣職員及び地区連絡所等は、本部との連絡調整及び各部が行う救援・救助活動の窓口となるとともに、運営の補助を行う。

(2) 居住区域の割り振り

① 居住区域の割り振りは、可能な限り地域地区ごとにまとまりをもてるように行う。また、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示し、情報連絡等の窓口役となるよう要請する。

② 障がい者、乳幼児、高齢者等環境の変化に対して敏感な避難者については、その変化が最小となるよう配慮する。

(3) 居住区域の代表者（班長）の役割

① 市（本部）からの指示、伝達事項の周知

② 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告

③ 物資の配布活動等の補助

④ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ

⑤ 衛生班が行う消毒活動等への協力

⑥ 施設の保全管理

(4) 食料、生活必需品の請求、受取、配給

責任者である職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、本部室長を通じて農林経済部に調達を要請する。また、配給は居住区域の代表者（班長）を通じて居住区域ごとに行う。

(5) 避難所の保健医療福祉対策

衛生部・救助部は、健康福祉事務所、医務部・医師会、登録ヘルパー等と連携のもと、次のとおり、避難者の保健医療福祉対策を実施する。

① 心身の健康管理指導

保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設

当初からパーティションを設置する等)するほか、文化的・福祉的(段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等)な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

ア 感染症、食中毒防止のため、保健衛生面の指導を行うとともに、チラシ・ポスター等による周知の徹底を図る。また、有症状者に対して、速やかに受診勧奨を行い、受診結果を把握する。

状況により、避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム(DICT)の県への派遣要請を検討する。

イ ギ歯を紛失・破損、う歯や歯周疾患を有する等、治療が必要な被災者に受診勧奨を行う。

ウ 保健師は、あらゆる機会を利用して、被災体験を語れる場づくりに努めるなど、被災者の精神安定に努めるとともに、被災者同士のコミュニケーションを図るため、健康体操やレクリエーションを取り入れた健康教育を行う。

エ 保健師は、巡回相談を行うとともに、保健・医療・福祉ニーズの把握及びサービスの調整・提供を行う。

オ 管理栄養士は、専門的な知識により食生活支援、栄養管理、要配慮者の栄養相談、衛生指導等を行う。

カ 健康福祉事務所は、医療機関の被災や交通途絶により、通院や継続的服薬が困難な障がい者に対応するとともに、被災による精神的ショックや避難所生活によるストレス、今後の生活に対しての不安に対応するために相談及び診療を行う。

② 情報提供

衛生部・救助部及び健康福祉事務所は、被災者・避難所運営者・自主防災組織の避難誘導・救助・救護班等に対して、保健・福祉・医療・生活等の情報提供を行う。

③ 生活環境の整備

ア 衛生部・救助部は、避難所ごとに、換気、清掃、保温、冷房、寝具類の日光消毒、ゴミ、トイレ、プライバシーの保護、風呂、洗濯機等の生活環境の状況を把握し、可能な限り環境改善を図る。また、共同生活で必要な人間関係づくりを推進する。

イ 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等より快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

④ 支援者の健康管理

支援者の健康状態の把握、健康支援を行う。

(6) 避難所の運営状況の報告

責任者である職員は、避難所の運営状況について、1日1回報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときはその都度必要に応じて報告する。

(7) 被災者の移送

① 被災者の他地区への移送

本部長は、被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、県知事に対して、非災害地又は小被害地である他市町等への移送を要請する。

② 他地区からの被災者の受入協力

本部長は、県知事から他市町からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

(8) 要配慮者に対する避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク・やわらかい食品・アレルギー対応食品、おむつ・ポータブルトイレ等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の提供に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配慮や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣、点字ブロックの設置等、きめ細やかな対応に努める。その際に、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意すること。

④ 快適な空間の確保

高齢者や妊産婦、障がい者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(9) 避難所における動物の受け入れ体制の整備

動物の飼養者が動物と同行避難できるよう、避難所における受け入れ体制を整えとともに、避難所等において、飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める。

(10) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。

5 大災害発生時の避難所開設の応援要請

大災害が発生し、予定していた避難所が使用できなくなり、加西市において避難所を開設することができず、又は適当でない場合においては、市長は、隣接市町の施設の使用について、県知事に要請報告をする。なお、事態が急進し、県知事に要請報告をする時間のないときは、市長は、隣接市町長に対し直接要請し、その応援を得て避難所を開設する。

6 広域一時滞在

(1) 避難所を指定する際に併せて、広域一時滞在用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

また、指定避難所が広域一時避難の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

(2) 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在用が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、近隣市町に避難所を設けることとする。

第 1 1 節 災害救助法

1 概要

(1) 県知事からの委任を受け、又は補佐して行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たるとされている。なお、県より県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知を受けたときは、その事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、県知事による救助の補助として救助を実施することとする。

(2) 市長の行う救助

上記の(1)により県知事の事務の一部の委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施されるものである。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市区町の人口に応じて被害世帯が一定の基準に達したとき等に適用される。

本市における適用基準は次のとおりである。

(1) 住家が滅失した世帯が 60 世帯以上

(2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、兵庫県の災害世帯数が 2,500 世帯以上に達し、本市の被害世帯が 30 世帯以上

(3) 被害世帯が(1)(2)の基準に達しないが、兵庫県下で被害世帯が 12,000 世帯以上に達した場合又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊技術を要する場合

(4) 被害世帯が(1)(2)(3)に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合

① 災害が発生又は発生のおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等について、特殊な補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とすること。

直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に適用される。

加西市で考えられる事例は次のようなものが挙げられる。

ア 交通事故により多数の者が死傷した場合

イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ その他被災者が現に救助を要する状態にある場合

【備考】

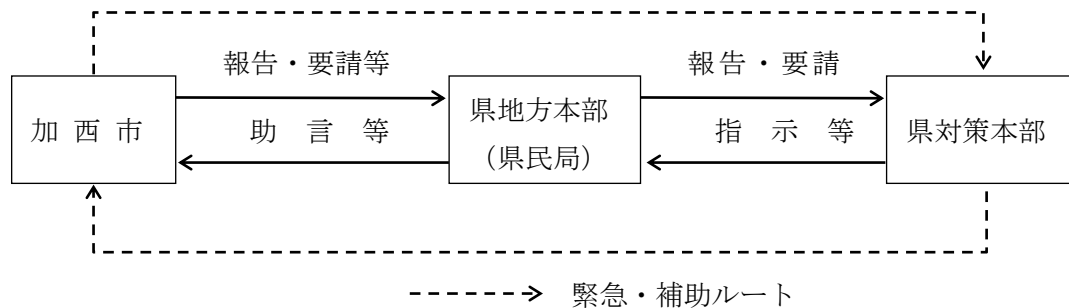
被害世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を 1 世帯とし、半壊（焼）のときは 2 世帯、床上浸水のときは 3 世帯をもって住家の滅失した 1 世帯とみなす。

なお、床下浸水・一部破損は換算しない。

3 被害認定基準（資料編 表－16 P34）

4 災害救助法の適用手続き

- (1) 市内の被害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により、直ちに被害状況調（資料編 表－17 P35）及び世帯構成員別被害状況調（資料編 表－18 P36）とともに災害発生の日時、場所並びに災害の原因及び概況を県知事に報告する。



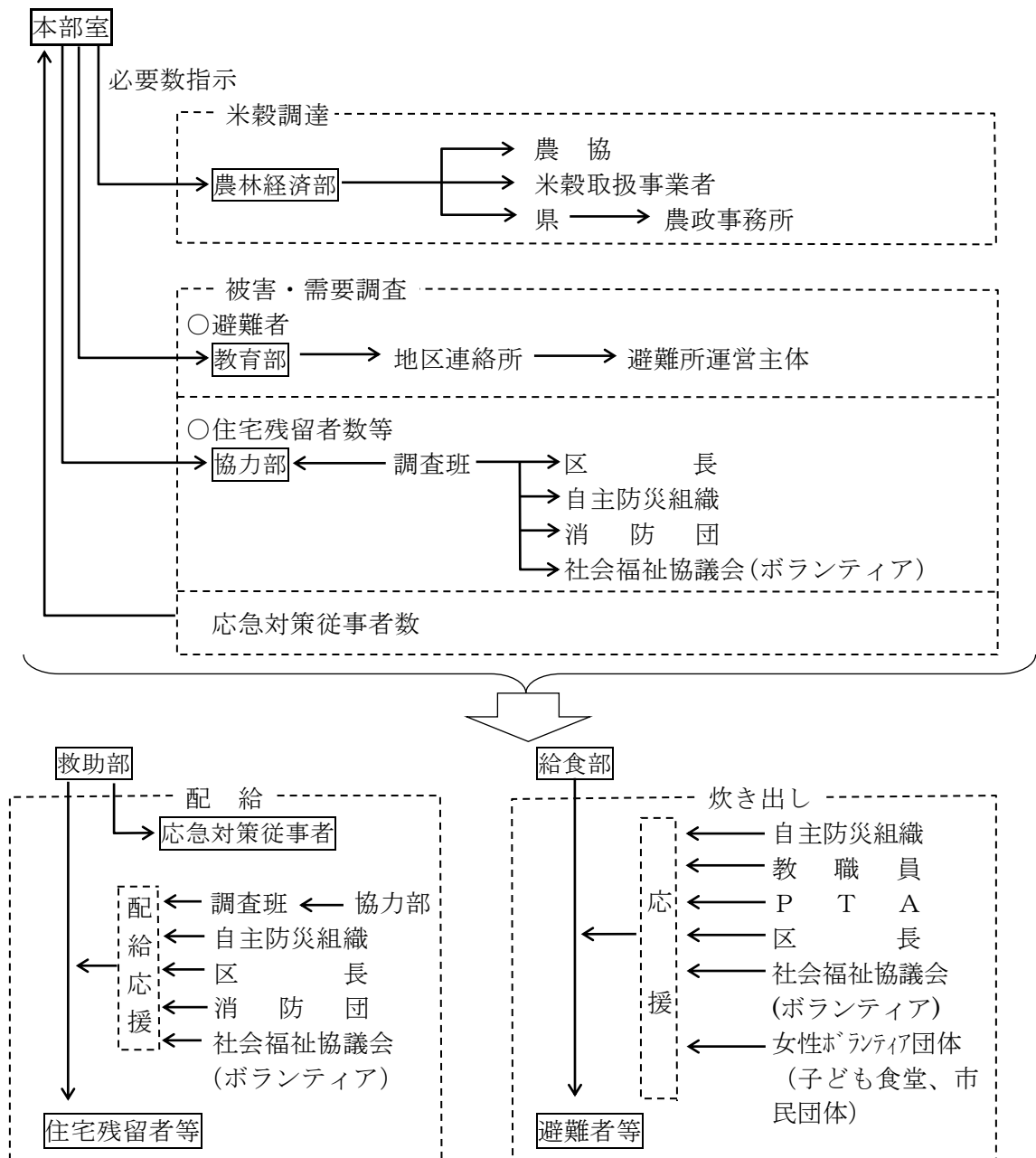
(2) 適用申請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。また、災害救助期間の延長等が必要と市長が認める場合においては、県知事に申請する。

(3) 救助の内容 （資料編 表－15 P28）

第 1 2 節 食料供給計画

災害時に避難者、罹災者及び応急対策要員等に対する応急的な炊き出し、その他食料の供給について必要な食料の確保とその供給の確実を期するための計画である。



(参 考)

「災害時における応急食料等の確保に関する協定」

- 兵庫みらい農業協同組合（協定日：H27.4.14 提供内容：食料、日用品、資機材など）
- 加西商工会議所（協定日：H7.12.27 提供内容：食料・物資など）
- イオンリテール株式会社 近畿カンパニー（協定日：H18.9.13 提供内容：生活物資）
- 株式会社フジ（協定日：H22.1.13 提供内容：生活物資）
- 株式会社ハローズ（協定日：R4.7.1 提供内容：生活物資）

1 実施責任機関

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し、その他による食料の供与の実施責任機関は原則として次のとおりとする。なお、大災害が発生し、市内のみでは対応が不可能と判断される場合、市長は県知事に対し食糧の供給・斡旋の要請を行う。

実施責任機関	対 象 者	備 考
市 長	被災者（被災者になるおそれのある者を含む）	災害救助法が発動された場合は、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは市長が実施する。
作業実施機関 災害発生機関 市 長	災害救助従事者	

2 本部長の供給実施の決定

本部長は、災害により相当程度の期間、下記の各号の状態が継続すると判断された場合、食品の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の供与」の実施機関は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。また、市のみでは対応不可能と判断される場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

- (1) 避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失った場合
- (2) 近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生した場合

3 調達方法（米穀の供給）

(1) 米穀の調達方法

① 原則として、市長は、農林水産大臣届出米穀販売事業者より所要量を購入する。

② 災害救助法が発動された場合

ア 前項による米穀供給が不可能・困難となった場合若しくはなるおそれがある場合は、市長は、米穀の割当指定数量の供給又は斡旋を県知事に要請する。

イ 県知事は農林水産省に政府備蓄米の引渡を要請する。（平成22年10月1日政府米販売等業務の包括的民間委託実施により、県知事と農政事務所長との協定が廃止された。）

③ 災害救助法が発動されていない場合

市長は、災害の状況により必要と認める場合には、米穀取扱事業者から直接購入が受けられるよう県知事に要請する。

(2) 乾パンの調達方法

① 原則として、市長は、指定米穀取扱事業者より所要量を購入する。

② 前項によりがたい場合又はそのおそれがある場合は、市長は、米穀の方法に準じ、県知事に対し食糧の供給・斡旋の要請を行う。

(3) 副食・調味料の調達方法

市長は、指定米穀取扱事業者より所要量を購入する。

(4) 備蓄食糧

市長は、被災者の2日分（うち1日は現物備蓄）の備蓄に努めるとともに、市内の米穀取り扱い事業者に協力の要請を行い、操作用米穀（手持ち在庫米穀）を災害に際して炊き出しに必要な米穀に充当できるよう体制を整えておくとともに、「災害時における応急食料等の確保に関する協定」に基づき、JA兵庫みらい等に対し、米穀の提供を求める。（目標保管確保数量は30,000kg（精米キロ）以上）

4 各戸備蓄の奨励

災害時に備え、各家庭に3日分の食料を備蓄するよう奨励する。

5 市内米穀取扱事業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者（資料編 表-20 P39）

6 需要の把握（被害状況の把握）

応急食糧の必要数の把握は、関係各部がそれぞれ次により実施したものを農林経済部が総括して行う。なお、農林経済部は、把握した食品の必要数（食数）を、直ちに本部室を通じて、本部長に

報告し、本部長の供給数の決定により、必要数の調達・輸送を要請する。

- (1) 避難所については、担当職員が必要数について集計の上報告する。
- (2) 住宅残留者への必要数については、調査班が消防部その他の関係各部、関係機関、自治会長及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て実施する。
- (3) 災害応急対策活動従事者への必要数については、関係各部の協力を得て、本部が実施する。

7 供給方法

(1) 供給基準

1人当りの供給数量は次のとおりとする。(乾パン及び麦製品の精米換算率 100%とする。
ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。)

① 炊き出し用として給食する場合	1人当り 200 g
② 通常の供給機関を通じないで供給される場合	1人当り 400 g
③ 救助作業用として給食する場合	1人当り 300 g
④ 特定職場の復旧作業用として給食する場合	1人当り 300 g

(2) 供給対象者

応急食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者(一時縁故先等へ避難する者は3日分を支給)
- ④ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者(災害救助法では、実費弁償の対象外)
- ⑥ 高齢者等、避難所への避難や外出が困難で、在宅において他に食品を得る手段のない者
- ⑦ 米穀の供給機関が混乱し、通常の供給が不可能となった場合には、県知事の指定を受けて、被害を受けていない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。

(3) 方法

① 避難所に収容された者に対するもの

本部長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された組又は班等の責任者を通じて供給する。

② 罹災者に対するもの

本部長は、調達した食糧を直接に供給するか、あるいは米穀取扱事業者等を指定して行う。

③ その他、災害対策要員等に対するもの

①に準じて行う。

(4) 通常の供給機関を通じないで配給できる場合

本部長は、米穀を通常の供給機関を通じないで、応急供給する必要があるときは、県知事の指示に基づき本部長自らが、あるいは、米穀取扱事業者等を指定して供給する。

なお、通常の供給機関を通じないで配給できるのは、概ね次のとおりである。

- ① 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- ② 罹災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- ③ 災害地における救助作業、緊迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合
- ④ 特定職場に属する鉄道、通信機関の罹災施設の緊急復旧作業(事故による応急復旧作業を含む。)に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

8 炊き出し

(1) 実施方法

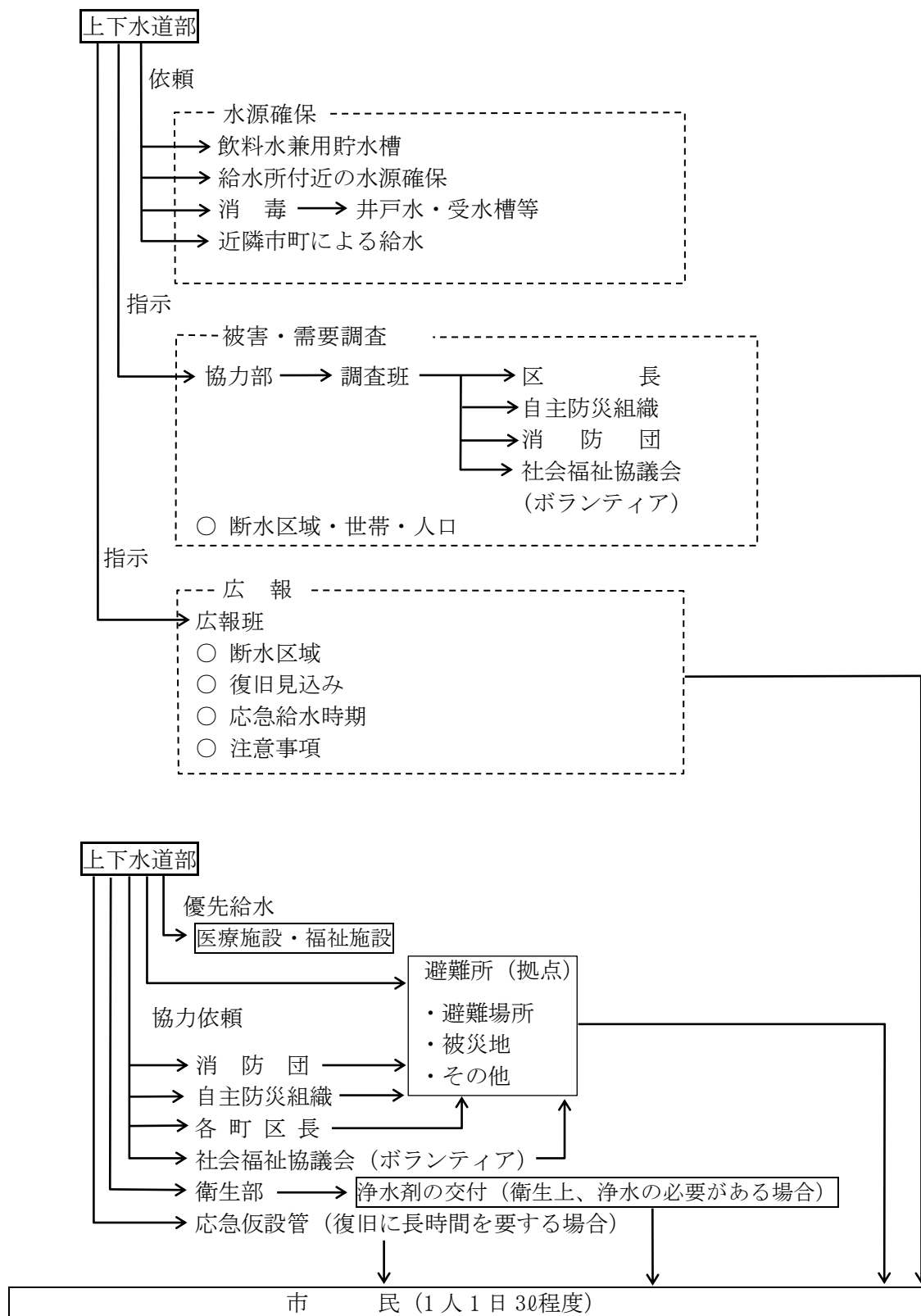
炊き出しによる給食を行う必要がある場合の米穀等の確保については、前述によるもののほか、地域住民及び地元団体等の協力のもと調達する。

本部長は、災害を受けない地域の婦人会、赤十字奉仕団、自治会、社会福祉協議会(ボランティア)等に対し、炊き出しについて協力を要請し、避難所内若しくは下表の場所において炊き出しを実施するほか、民間給食業者の協力を得る。

(2) 炊き出し実施場所 (資料編 表-21 P40)

第 1 3 節 給水計画

災害により飲料に適する水を得ることができない地域の市民に対し、被害の状況に応じ、最小限度必要な量の飲料水を供給するための計画である。



1 補給給水源の確保

(1) 市有飲料水兼用貯水槽

災害時においては、市有飲料水兼用貯水槽を活用する。

① 場所

屋内ゲートボール場（すぱーく加西）駐車場（北条町北条）

② 容量

100t

(2) 受水槽・井戸水等

その他の状況により、受水槽、井戸水等を補給給水源として使用する。この場合、薬剤投入、煮沸消毒を施す等安全性に特に留意する。

(3) その他

災害時に備え、各家庭に20ℓ～60ℓ程度の水を常備するよう奨励する。

2 需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合は、上下水道部は消防本部の協力を得て、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、市内の全域の状況を把握した際には、次の事項を本部長へ報告する。

(1) 給水機能停止区域、世帯、人口

(2) 復旧見込み

(3) 給水班編成状況

(4) 応急給水開始時期

(5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所

3 給水所（拠点）の設定

(1) 設定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。

給水所（拠点）の設定は、避難所及び指定給水場を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

(2) 周知・広報

給水所を設定したときは、広報班に対して、被災地市民に対する広報を要請するとともに、設定した場所及びその周辺に、「給水所」と大書きした掲示物を表示する。

4 応急給水の実施

(1) 対象者

災害による飲料水の枯渇、汚染、給水施設の被害等により現に飲料水に適する水を得ることができない者

(2) 給水基準

災害救助法適用、不適用にかかわらず、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までは3～20ℓ、20日目までは20～100ℓ供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復することとする。なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが最小基本水量の飲料水である旨を十分説明し、協力を求める。

(3) 給水方法

① 飲料水の確保

ア 飲料水が感染症対策その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

イ 市有飲料水兼用貯水槽及び被災地内の水源から給水する。

ウ 被災地内において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、市が所有する給水車で応急給水を行う。

② 車両輸送による給水

ア 給水所（拠点）への搬送

給水所（拠点）への搬送は、上下水道部が行う。必要な車両・機材は、市が所有する給水車・ポリタンク等を使用して行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、上下水道部が、給水所となった施設の職員、地区の消防団、自治会長及び自主防災組織等の協力を得て行う。また、給水に際して、被災者は各家庭において、自ら容器を持参するよう、あらかじめ広報活動により要請する。なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請する。極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク・給水袋等を貸与する。

ウ 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設及び入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児（者）施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

③ 応急仮配管による応急給水

復旧に長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、本部長と関係機関が協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

5 応急給水用機器 （資料編 表-22 P40）

6 配水場被災の場合

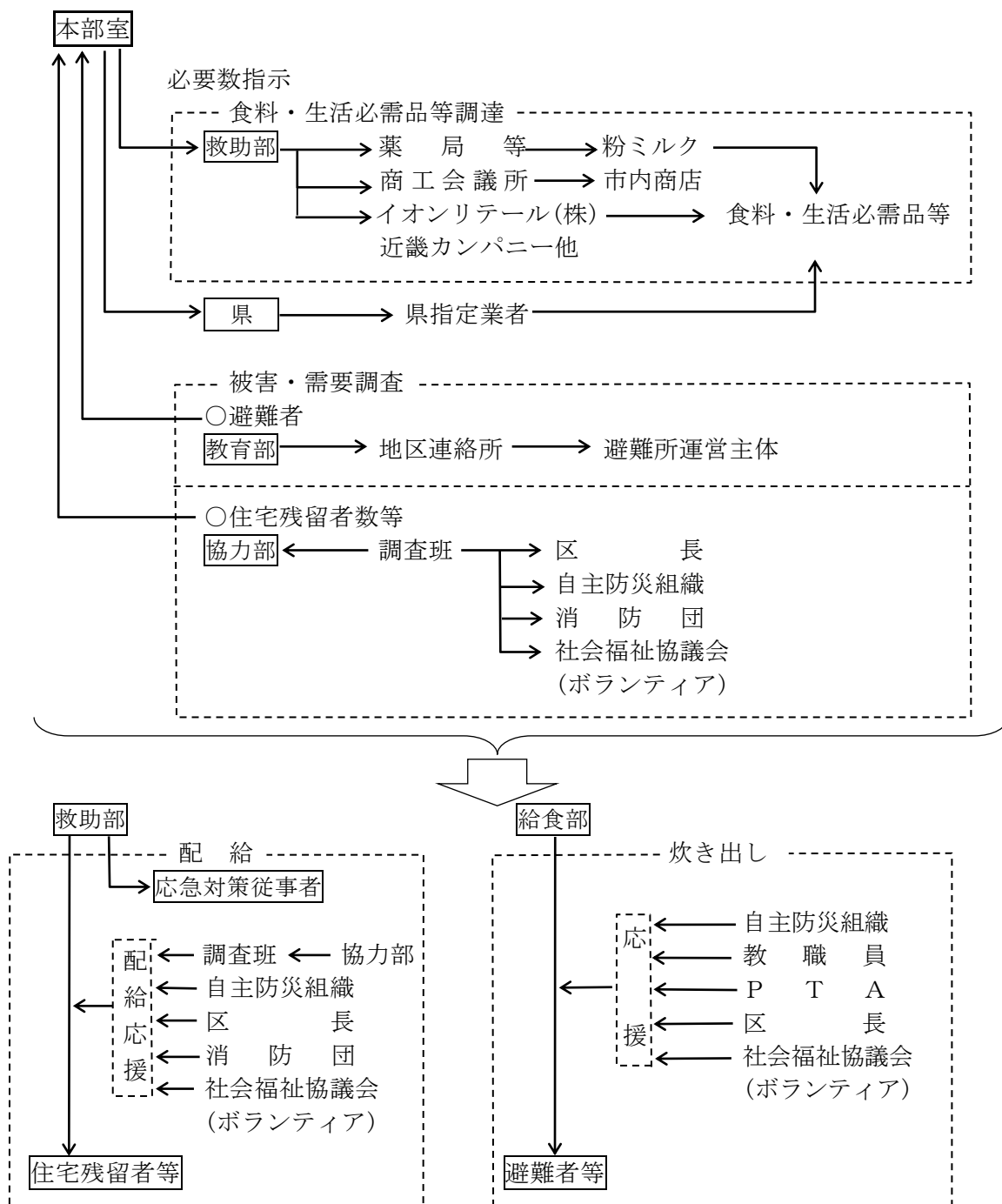
小野市、西脇市、姫路市、市川町、福崎町等の隣接市町より給水を受ける。

7 県、他市町及び関係機関からの給水応援計画

大災害時において、市の能力をもって給水の万全を期し得ないときは、県、自衛隊、他市町への応急要請を行う。

第 1 4 節 物資供給計画

災害時に、罹災者に配給する衣料、生活必需品、その他物資についてこれらの確保と配給の確実を期するための計画である。



(参 考)

「災害時における応急食料等の確保に関する協定」

- 兵庫みらい農業協同組合（協定日：H27. 4. 14 提供内容：食料、日用品、資機材など）
- 加西商工会議所（協定日：H7. 12. 27 提供内容：食料・物資など）
- イオンリテール株式会社 近畿カンパニー（協定日：H18. 9. 13 提供内容：生活物資）
- 株式会社フジ（協定日：H22. 1. 13 提供内容：生活物資）
- 株式会社ハローズ（協定日：R4. 7. 1 提供内容：生活物資）

1 備蓄物資

毛布、ロウソク、タオル、食器、洗面器、なべ、バケツ、おむつなどの乳幼児用品等の応急救助備蓄物資を確保するとともに、食糧については被災者の2日分を備蓄するよう努める。

2 供給実施の決定者

災害救助法が適用された場合については、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは市長が実施する。また、災害救助法が適用されない場合は市長が実施する。なお、市のみでは対応が不可能と本部長が認める場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 供給対象者

災害対策活動従事者を除き「食料供給計画」を準用する。

4 需要の把握

災害対策活動従事者を除き「食料供給計画」を準用する。

5 災害救助物資調達計画

- (1) 市内の業者で、即時調達可能な物資は、できるだけ市内で調達し、不足の場合は県災害対策本部を通じ「兵庫県地域防災計画」の物資供給計画に記載業者から調達する。
- (2) 被災者等生活必需物資・応急復旧用物資 (資料編 表-23 P41)

6 物資の配給

(1) 配分計画等の策定

救助部は、救助物資の輸送及び配分計画を立て、これにより迅速な被災地等への輸送及び供給を行うが、高齢者、障がい者等の要配慮者については、自力での対応を要求することは非常に困難なことが予想されるため、社会的弱者への配付を優先的に行う。

(2) 生活必需品の供給

① 供給（貸与）基準

生活必需品の供給（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。

② 配給経路

本部長は、即時調達物資の所要数量を業者より購入し、関係区長を通じ、罹災者へ配給する。

③ 物資及び救出品等の配給方法

災害状況等を考慮し、その都度決定する。

7 各戸備蓄の奨励

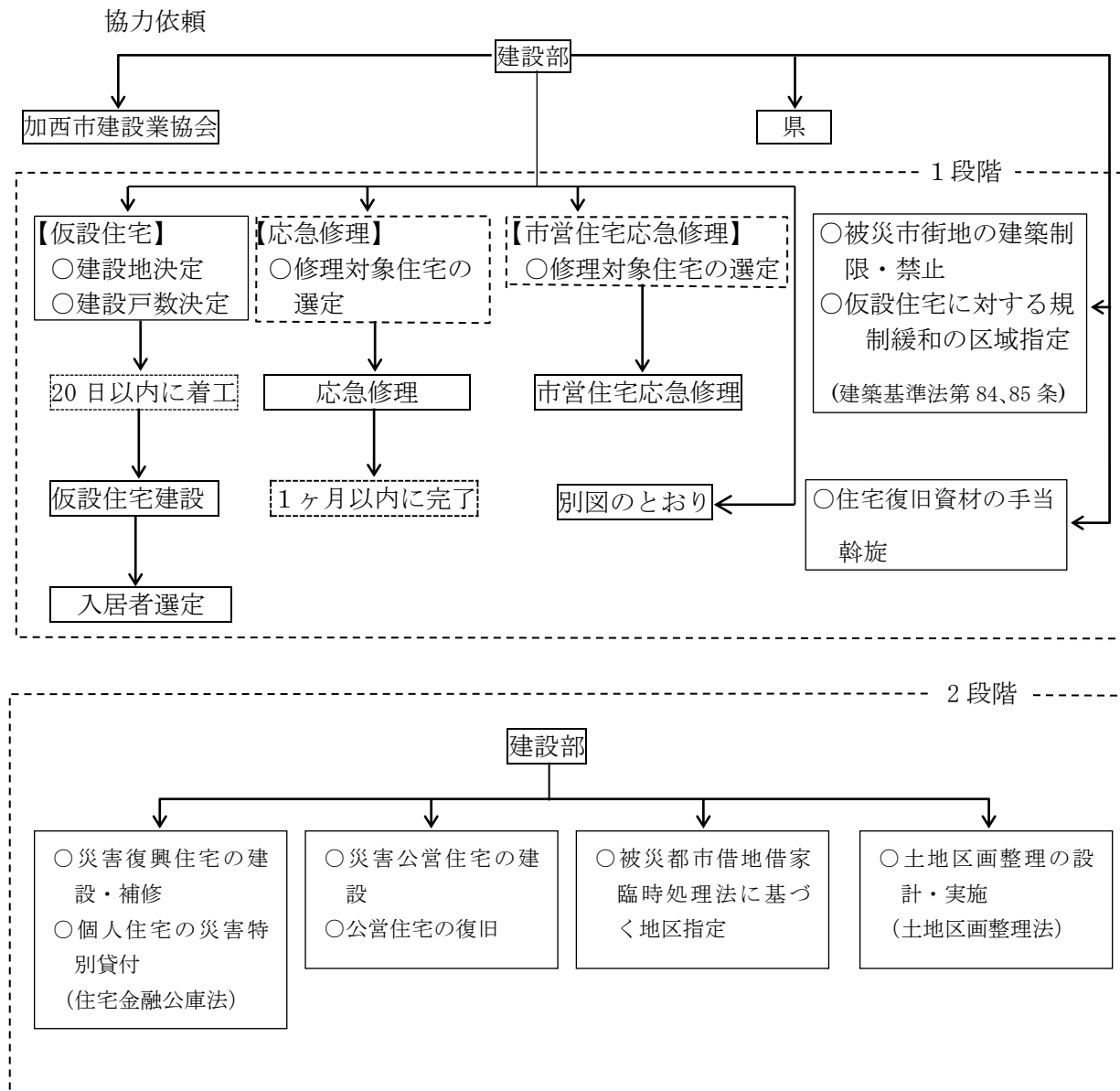
災害時に備え、各家庭に最低3日分（推奨1週間）の生活必需品を備蓄するよう奨励する。

8 被災者への物資支援体制の強化

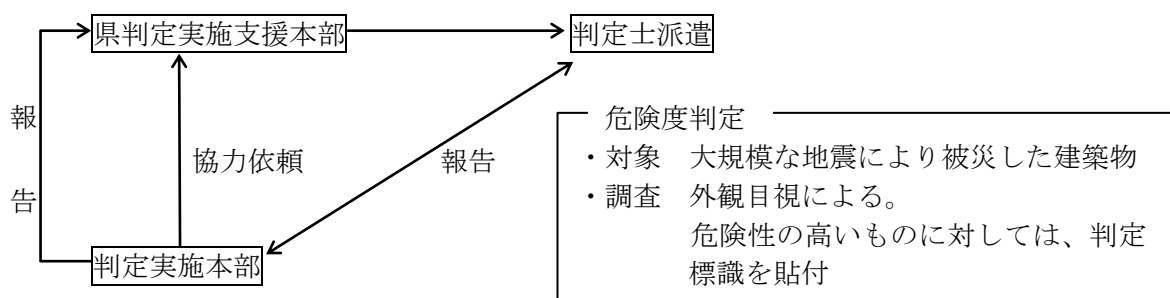
- (1) 県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図るよう努めることとする。
- (2) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第 1 5 節 住宅対策計画

災害のため住宅が全壊又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び災害のため住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画である。ただし、災害発生直後において避難所の設置による被災者の応急収容については、「避難計画」に定めるところによる。



別 図



1 住宅対策の順序

- (1) 災害直後直ちに行う必要のあるもの
 - ① 避難所の設置による被災者の応急収容
 - ② 応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理、障害物の除去
 - ③ 建築基準法第84条、第85条による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定
 - ④ 住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当、斡旋
- (2) 前号の対策に引続き、できるだけ早く実施すべきもの
 - ① 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
 - ② 公営住宅法による災害公営住宅の建設
 - ③ 公営住宅法による施設公営住宅の復旧（再建設、補修、宅地の復旧）
 - ④ 罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
 - ⑤ 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施

2 被災建物応急危険度判定実施計画

- (1) 実施主体
建設部は、応急危険判定の実施を要する場合、判定実施本部を設置し、県に対し応急危険判定士の派遣を要請することができる。
- (2) 対象
大規模な地震により被災した建物等
- (3) 方法
 - ① 外観目視による調査を原則とし、「地震被災建築物の被災度調査・判定シート」をあらかじめ作成し活用する。
 - ② 建設部は、判定標識をあらかじめ作成し、判定結果に基づいて調査建物に貼付する。
 - ③ 結果については、判定実施本部及び判定実施支援本部へ報告する。

3 応急仮設住宅

- (1) 入居基準
被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力、その他を勘案の上本部会議において決定する。
基準を例示すれば次のとおりである。
 - ① 生活保護法による被保護者及び要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない未亡人、母子家庭
 - ④ 特定の資産のない老人、病弱者・障がい者
 - ⑤ 特定の資産のない勤労者
 - ⑥ 特定の資産のない小企業者
 - ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者及び外国人
- (2) 設置場所
下表の場所に設置する。なお、被災により設置が不可能と判断される場合においては、罹災者が相当間居住することを考慮する。
 - ① 浸水、崖崩れ等の危険がないこと。
 - ② 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
 - ③ 児童、生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り罹災者の生活圏内にあること。
 - ④ 交通の便がよいこと。
 - ⑤ 敷地が広大であること。

場 所	面 積	仮設住宅戸数
市民グラウンド	8, 4 1 0 m ²	1 4 0 戸
アラジンスタジアム（加西球場）	1 2, 6 7 0 m ²	2 1 0 戸
鵜野飛行場跡地	別途関係機関と協議の上、住宅戸数、期間等を定める。	

(3) 供与期間

応急仮設住宅として供与する期間は工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、市有地以外については関係者と協議のうえ期間を定める。

(4) 建築規模及び費用

① 建築戸数

全焼、全壊、流失戸数の3割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事由により、対象戸数の引き上げを要するときは、県知事に対してその要請を行う。

② 規模及び費用は、兵庫県の定める基準による。

(5) 応急仮設住宅の着工期間

特段の理由がない限り、建設関係業者等に協力を求め、速やかに着工し20日以内の完成に努め、罹災者に応急仮設住宅を与える。

4 災害公営住宅

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に低所得被災者世帯等のため、災害公営住宅を建設し入居させる。

(1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による災害の場合

① 被災地全域の消失戸数が、500戸以上のとき。

② 市の区域内の消失戸数が200戸以上のとき。

③ 消失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

(2) 火災による場合

① 被災地域の消失戸数が、200戸以上のとき。

② 消失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

5 既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、速やかに復旧又は移転し、早急な措置を講ずる。

6 住宅応急修理

(1) 実施者

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めたときに行う。なお、市のみでは対応できないと判断される場合は、近接市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者（例示については応急仮設住宅の場合と同じ）

(3) 応急修理の戸数

半壊戸数の3割以内とする。ただし、対象戸数の引上げを要するときは県知事に対してその申請を行う。

(4) 修理の内容

居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に必要最小限度の部分について、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。

(5) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

(6) 費用

兵庫県が定める基準による。

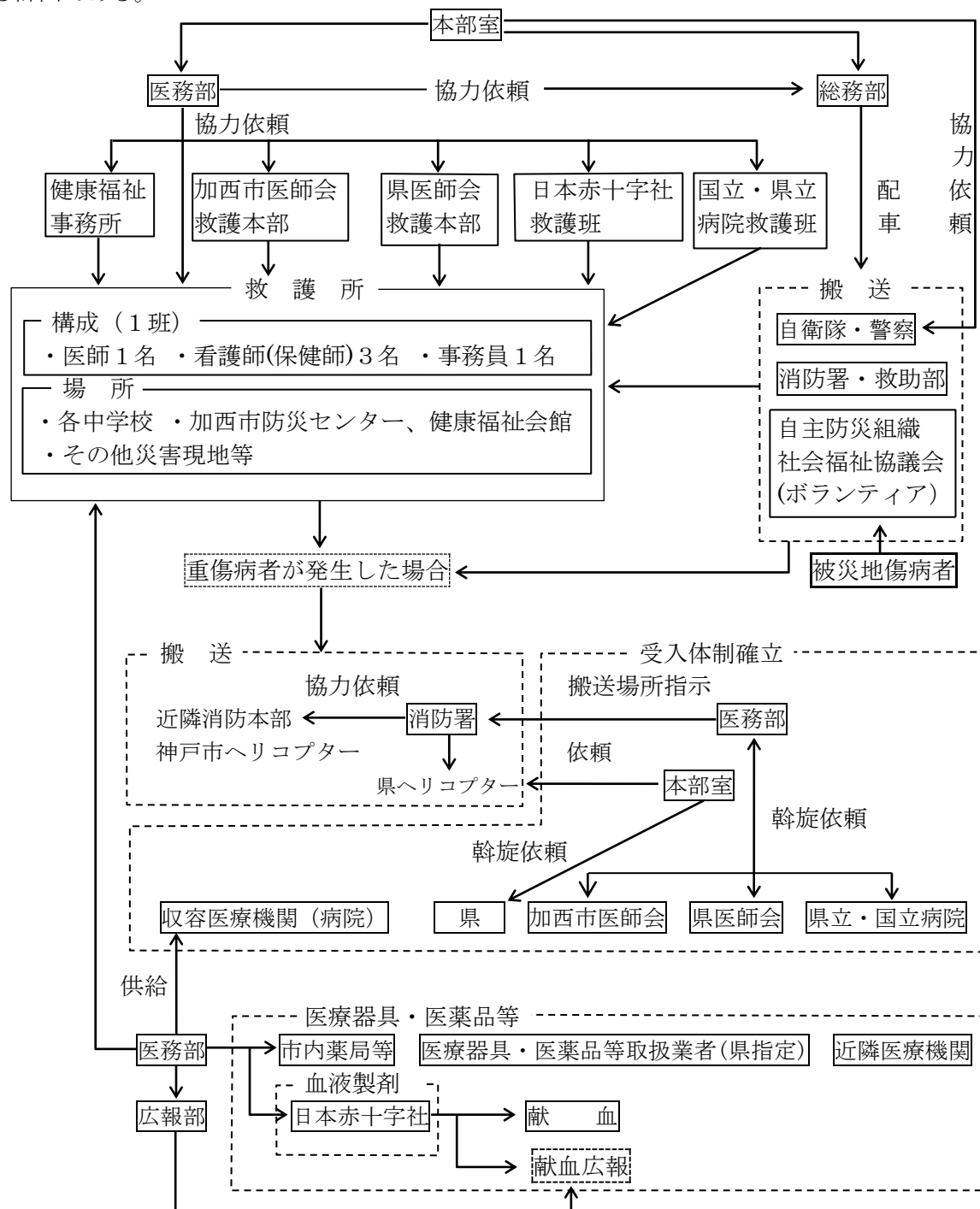
7 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融公庫の行う融資制度を積極的に活用して、早急に罹災地の民生の安定を図る。

8 主な建設業者の名簿 （資料編 表-24 P43）

第 1 6 節 医療助産計画

災害のため罹災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を行う等、罹災者を保護する計画である。



1 救助班の編成

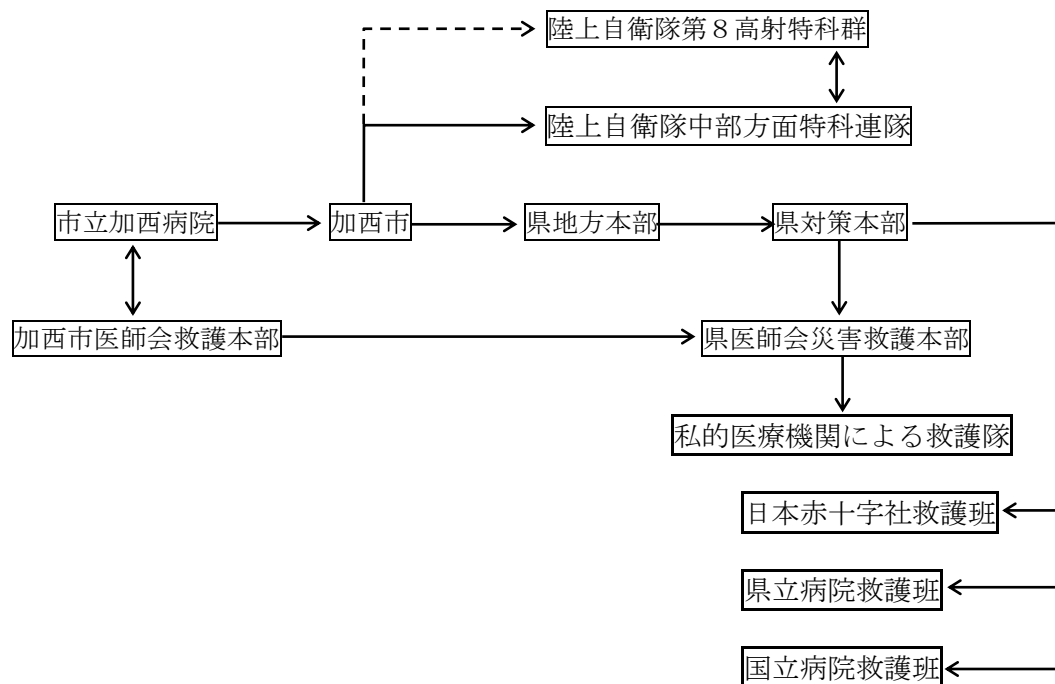
市立加西病院、医師会等の協力を得て、医師 1、保健師又は看護師 3、事務員 1、計 5 名をもって 1 班とし、数個班を編成する。ただし、災害の状況、現在員の都合により適宜増減することができる。

2 救護所の設置予定場所 (資料編 表-25 P43)

救護所は災害地の状況により本部長、市立加西病院長、医師会長、健康福祉事務所長と協議のうえ、次の場所に設ける。

- (1) 被災者の避難場所等の一部 (各中学校体育館・加西市防災センター・健康福祉会館)
- (2) 被害者の多いところ
- (3) その他

- 3 医療収容施設 (資料編 表-26 P43)
- 4 医療及び助産に必要な携行資材の補給方法
救護班の携行資材は、市立加西病院長と協議のうえ市立加西病院在庫の資材を携行し、携行不能又は不足の場合のみ調達補給する。
- 5 医療の対象者
医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 6 医療の範囲
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤、その他衛生材料の支給
 - (3) 処置手術、その他の治療
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- 7 医師会の救護隊編成表は次のとおりである。
 - (1) 加西市医師会救護隊編成表 (資料編 表-27 P44)
 - (2) 医療機関 (資料編 表-28 P45)
- 8 大災害時において、前記救護によって医療救護の万全が期し得られないときは、「北播磨地域災害救急医療マニュアル(平成19年3月北播磨県民局策定)」を活用するとともに、県知事及びその他関係機関に、次の方法により応援要請を行う。



要 請 先	電 話 番 号
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 (災害対策本部事務局)	(078) 341-7711 (代表) (078) 362-9900 FAX (078) 362-9911
日本赤十字社兵庫県支部	(078) 241-9889
陸上自衛隊中部方面特科連隊	(079) 222-4001 内線 650、238(勤務時間内) 内線 302(勤務時間外)
陸上自衛隊第8高射特科群	(0794) 66-7301 内線 243(第343高射中隊)
兵庫県医師会	(078) 231-4114
北播磨県民局総務企画室総務防災課	(0795) 42-9309 FAX (0795) 42-4704

9 助産

(1) 助産の対象者

災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者

(2) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(3) 助産の方法

助産の方法は、救護班、市立加西病院又は一般の医療機関において行う。

(4) 助産の応援要請等

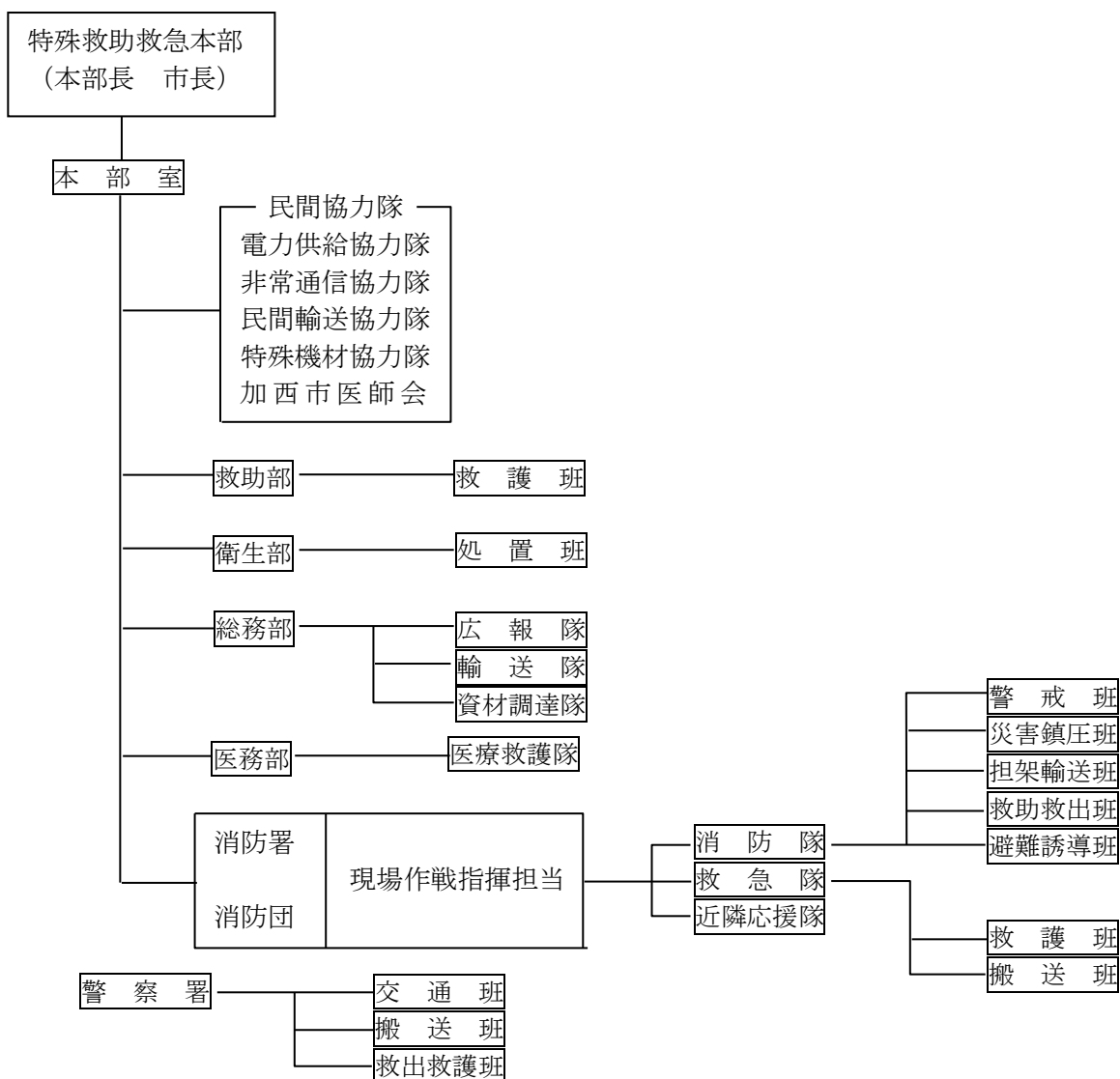
医療救護の応援要請等に準ずる。

10 医薬品販売業者名簿 (資料編 表-29 P46)

第 17 節 救急医療対策計画

地震、交通災害、産業災害等により、短時間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療対策については、本計画による。

1 特殊救助救急活動組織総括表



2 特殊救助救急活動事務分掌

区 分	責 任 担 当	事 務 分 掌
本 部 室	政策部長 政策部 総務課 秘書課 議会事務局 議会事務局	・特殊救助救急指揮本部の設置及び閉鎖に関すること。 ・現場指揮及び本部命令伝達に関すること。 ・被害状況及び災害応急対策実施状況の把握に関すること。 ・医療救護所の設置及び要請に関すること。 ・関係機関出動要請に関すること。
医 務 部	病院事業管理者 兼病院長 病院事務局長 市立加西病院	・災害時における医務の総合計画に関すること。 ・医療救護所運用に関すること。 ・医療応急処置及び医事に関すること。 ・救急患者搬送指令に関すること。 ・薬剤の調達に関すること。 ・本部との連絡に関すること。
総 務 部	総務部長 財政課 管財課 選監公委事務局	・資材の調達、公用車の配車に関すること。 ・災害広報と広報活動に関すること。 ・災害輸送に関すること。 ・本部との連絡に関すること。
救 助 部	福祉部長 福祉部	・救急応急処置及び救護に関すること。 ・遺体収容所の開設及び収容安置に関すること。 ・本部及び健康福祉事務所との連絡に関すること。
衛 生 部	環境課長 環境課 衛生センター	・遺体の埋火葬に関すること。 ・本部及び北播磨県民局環境課との連絡に関すること。
消 防 署 消 防 団	消防署長 消防署 消防団長 消防団	・本部設置要請及び本部との連絡に関すること。 ・消防部隊（消防団含む）配備増強等統制運用に関すること。 ・消防部隊（消防団含む）指揮統制に関すること。 ・災害現場の警戒、防御、鎮圧に関すること。 ・救助救出及び救護に関すること。 ・救急隊運用に関すること。 ・医療機関との連携及び通信統制に関すること。 ・近隣消防応援隊要請に関すること。
民間協力隊	加西市医師会 神姫バス株式会社 北条営業所 日本通運株式会社 N T T 西日本兵庫支店 関西電力送配電株式会社 社配電営業所	・医療応急処置及び維持に関すること。 ・現場活動に伴う特殊機材の輸送に関すること。 ・民間事業所の所有車両の輸送に関すること。 ・災害時における非常通信施設の設置に関すること。 ・電力、供給施設の応急対策に関すること。 ・本部との連絡に関すること。

3 救急医療実施要領

(1) 各業務の実施要領

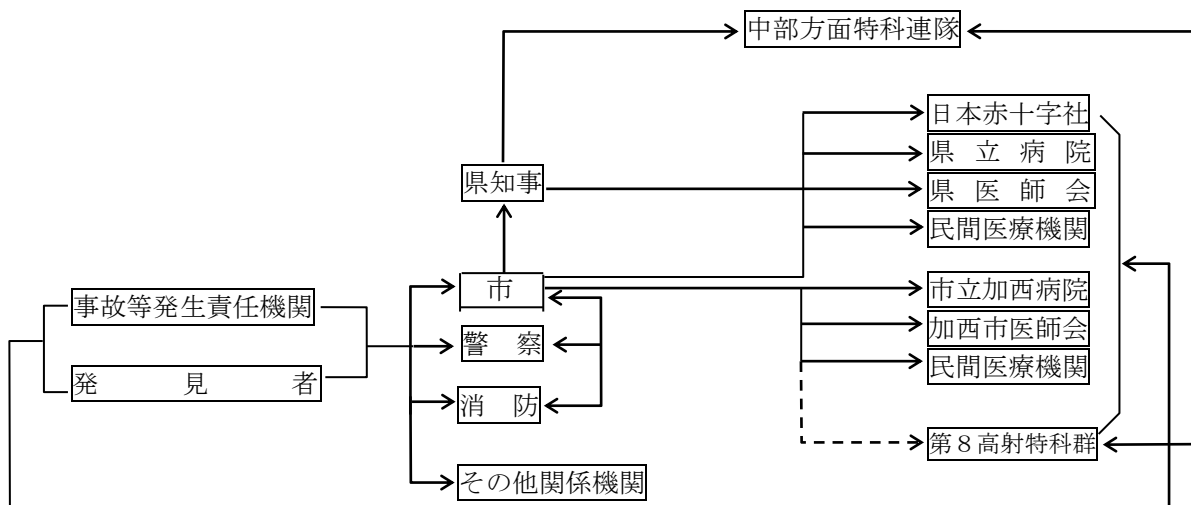
① 事故等の通報及び関係機関への連絡

事故等発見者又は事故等発生責任機関から第1報を受けた機関は、事故等の状況（日時、場所、原因、死傷者の数等）を必要に応じ警察、消防署、市役所等に直ちに連絡する。

② 事故等の現場における救出

特殊救助救急指揮本部は、県・警察・日本赤十字社等関係機関の協力を求めるとともに、災害の態様により、本部長が必要と認めた場合においては、「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき派遣要請を行い、次により関係機関と連携した負傷者の救出に万全を期する。

- ア 事故等の通報を受けた消防部は、事故等の規模・内容等を考慮した上、直ちに必要な人員・機材等を現場に出動させ、救出に当たる。
- イ 救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。
- ウ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- エ 救急・救助事象が伴わない火災現場への出動は一時保留し、消防署又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行う。
- ③ 事故等の現場から医療施設等への傷病者の搬送
- ア 事故等により通報を受けた救急担当機関は、事故等発生責任機関の要請又は自らの判断により、直ちに救急自動車、救急隊員を現場に出動させ搬送に当たる。なお、救急自動車不足するときは、次の応急措置を講ずる。
- (ア) 他の車両を応急的に調達し活用を図る。
- (イ) 隣接市町に応援を要請する。
- イ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全な医療機関又は医療施設に搬送する。
- ウ 傷病者に対する救護は、救命を必要とする者を優先とし、その他の傷病者は、消防隊員、自治会、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。
- エ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行う。
- オ 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないようにするとともに、このような兆候がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
- カ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命率の高い事象を優先する。
- ④ 医療関係者の出動並びに現場及び搬送中の救急処置
- ア 事故発生責任機関は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の傷病者に対する救急措置の万全を期する。
- イ 本部長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請のあったときは、医療機関等を現場に出動させる。
- ウ 医療機関等出動要請系統
- 医療機関への出動の要請は、概ね次により行う。なお、陸上自衛隊については、「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、事故等の態様により本部長が特に必要と認める場合、負傷者の救出・医療機関への搬送を要請する。



⑤ 傷病者の収容

傷病者の収容は、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、病院・診療所等を活用するが、特に必要があると認められる場合は、次により医療救護所の開設を行う。

ア 医療救護所開設基準及び業務分担

(ア) 位置の選定：現場で一般の目につきやすく道路に恵まれ、水を得やすい場所

(イ) 設置数：開設する救護所の数は、概ね負傷者 100 人に対し 1 の割合

(ウ) 編成人員：状況によるが一般に数名の医師と数名の看護師及び救急隊員で編成する。

名 係	人 員	業 務
受付分類係	外 科 医 1～2 名 救急隊員 4～6 名 (内 1 名前後 3 機関連絡)	負傷者の受付記録傷票の作成分類を行う。 (最優先編成)
重傷処理係	医 師 2 名 看 護 師 4～6 名 救急隊員 2～4 名	分類された中等症以上の負傷者を扱い応急処置とともに輸送 病院の指示をする。 (初期で体制が整わない場合は受付分類係で行き先の指示)
軽傷処理係	医師又は歯科医師 2～3 名 救急隊員 4 名	軽傷者は重傷者と分類して応急処置を行う。
救命処置係	外 科 医 1 名 一 般 医 2 名 看 護 師 6 名 救助隊員 若干名	重傷者の救命処置を行う。 (このチームは事前に公立病院で編成してもらっておく必要 がある搬送の時期、収容病院、搬送間の傷者の管理責任)
救 急 隊	救急隊幹部を含めて 3 名程度	救急車民間車両(代用救急車)を統合して運用する収容病院 の受け入れ状況を十分把握し救急車の運行を統制指示 (代用救急車含)

イ 開設資器材

先行する救急隊によって位置の選定、天幕、折たたみベッド、担架、椅子、照明器材等を用意する。

(2) 応援協力計画

大規模特殊災害に対応することが困難な場合、被害を最小限度に止めるため、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき相互応援協定組織に応援を求める。

① 相互応援協定消防本部等

消 防 本 部 等 名	電 話	衛 星 通 信		対 象 災 害
		電 話	F A X	
姫 路 市 消 防 局	0792-23-0003	7-201-42	7-201-62	火災・救急
加古川市消防本部	079-424-0119	7-210-44	7-210-62	火災・救急
小 野 市 消 防 本 部	0794-63-0119	7-218-42	7-218-62	火災・救急
丹波篠山市消防本部	079-594-1119	7-871-41	7-871-62	火災・救急
丹 波 市 消 防 本 部	0795-72-2255	7-911-42	7-911-62	火災・救急
南但消防本部	079-672-0119	7-914-44	7-914-62	火災・救急
三 木 市 消 防 本 部	0794-82-0119	7-763-43	7-763-62	火災・救急
三 田 市 消 防 本 部	079-564-0119	7-767-43	7-767-62	火災・救急
陸上自衛隊第 8 高射特科群	0794-66-7301			火災

② その他の市町等に対する応援

兵庫県広域消防相互応援要請についての連絡先は、次のとおりとする。

連絡・要請窓口の名称	電 話 番 号	F A X
明石市消防本部情報指令課通信係	078-918-5945	078-927-0119

(3) 広域航空消防応援計画

大規模特殊災害の発生により、ヘリコプターを使用することが消防活動上極めて有効な場合は、ヘリコプターの出動要請を行うことができる。

① 対象大規模特殊災害

- ア 大規模な地震・風水害等の自然災害
- イ 山林等で陸上からの接近が著しく困難な地域での大火災・大災害・大事故等
- ウ 高層建築物の火災
- エ 航空機事故・列車事故等集団救急事故
- オ その他上記に掲げる災害に準ずる事故

② 応援の種別

- ア 情報収集活動：現場把握・情報収集・指揮支援等
- イ 火災防御活動：消火活動
- ウ 救助活動：人命救助のための特別な活動を要する場合（これに付随する救急搬送活動含む）
- エ 救急活動：救急搬送のための出動
- オ 災害対策応急活動：救援物資・資機材・人員等の輸送

③ 広域航空消防応援の要請

広域航空消防応援要請は、市長又は消防署長が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書によりFAX等で県防災監に要請し、その手続きは神戸市消防局に対して行うものとする。

(緊急要請連絡先)

[昼間 (8:45～17:30)] 電話会議システムを使用

[夜間 (17:30～翌 8:45)、休日]

神戸市消防局警防部司令課 Tel 078-331-0986 FAX 078-325-8529

[災害対策(警戒)本部設置時]

災害対策本部事務局 Tel 078-362-9900 FAX 078-362-9911

④ ヘリコプター離着陸場

名 称	所 在 地
加西市民グラウンド	加西市北条町西高室 592-1
アラジンスタジアム (加西球場)	加西市玉野町 1126-1
アクアスカさい	加西市西上野町 17

4 事故等の現場における諸活動の調整

(1) 「特殊救助救急指揮本部」の設置の場合

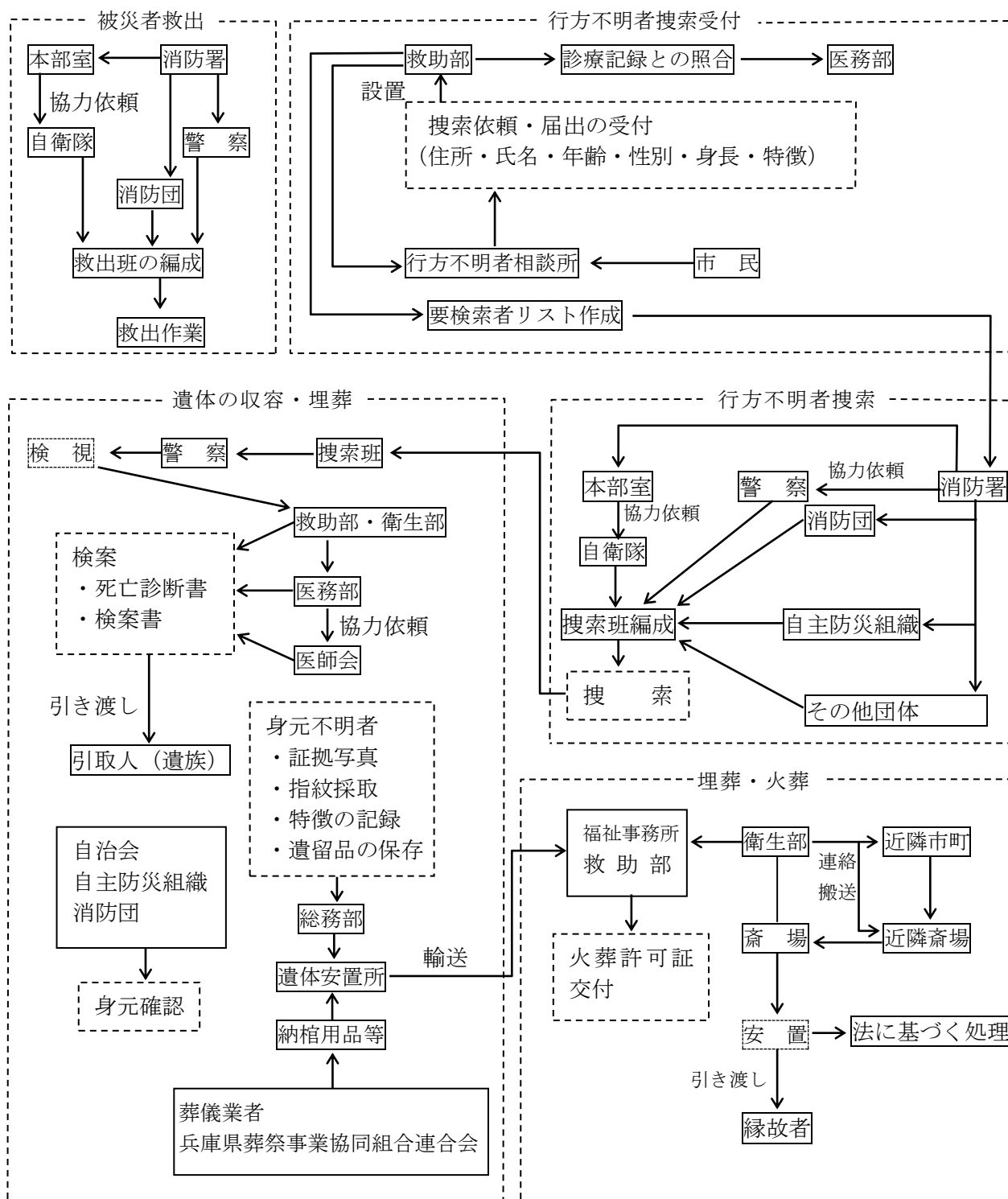
事故等の規模・内容により必要があるときは、関係機関による「特殊救助救急対策連絡本部」を現地に設置し、諸活動の調整・指揮に当たる。

(2) 「特殊救助救急指揮本部」が未設置の場合

「特殊救助救急指揮本部」が未設置の事故等にあつては、概ね次の機関が現場調整・指揮に当たる。

一般道路上の場合	高速道路の場合	鉄 道 の 場 合	航空機墜落の場合
警察又は市の現場指揮者	同 左	事故等発生責任機関の現場指揮者	航空事務所の現場指揮者 但し、航空事務所が到着するまでは、警察又は消防の現場指揮者

第18節 被災者救出・行方不明者捜索・収容・埋葬計画



第1 被災者救出計画

災害による被災者（災害にかかった者又は死者）等の救出（捜索）は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における被災者等の救出（捜索）は、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出（捜索）は市長が行う。

2 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法を適用するものについては同法により、同法によらないものについては、同法に準じて行う。

3 救出班の編成及び組織

救出班の編成は、警察の協力のもと、消防署及び消防団の機構をもってあて、市長の指令を受けた消防署長の指示で活動する。

4 所要人員

被災者の数及び被災の軽重によって必要人員の判断を行い、消防署長の指示により出動する。

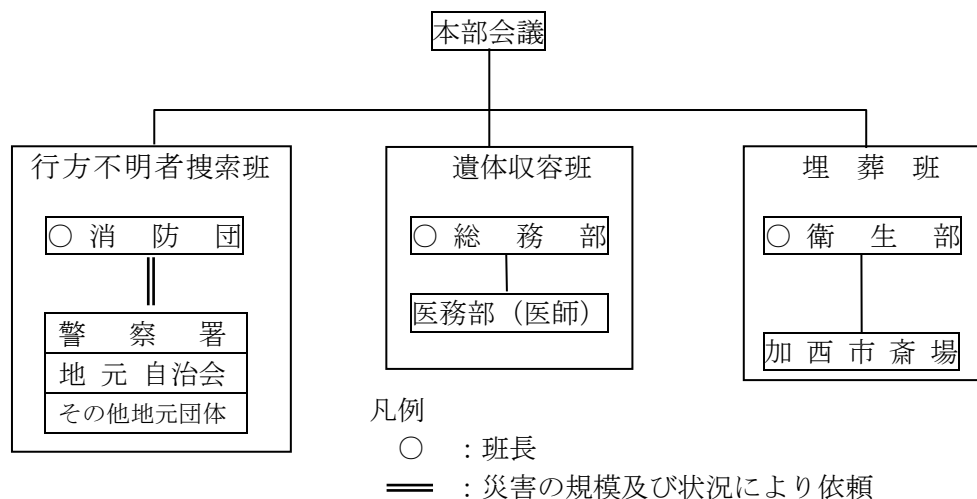
5 必要資器材

被災者の数及び被災の種別並びに被災の軽重に応じて資材若しくは器材の購入、備蓄、調度又は借上げを行う。

第2 行方不明者捜索・収容・埋葬計画

この計画は、災害により現に行方不明状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、その収容及び埋葬するものである。

1 組織



2 事務分担

(1) 行方不明者捜索班

行方不明者の捜索に関すること。原則として消防団において捜索するが、災害の規模・状況及び捜索人数を勘案の上、警察署及び地元関係団体に協力を依頼する。

(2) 遺体収容班

- ① 遺体収容所の開設に関すること。
- ② 遺体収容安置に関すること。(洗浄・縫合・消毒等を含む。)
- ③ 遺体の検案に関すること。

(3) 埋葬班

遺体の埋火葬に関すること。

3 捜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、総務部が以下により行う。

- (1) 広報部は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 届出については、医務部の診療記録で確認する。
- (4) 避難所収容記録簿その他本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡していると推定される者の名簿（要捜索者リスト）を作成する。

4 搜索の実施

(1) 搜索

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防部が、警察署、自衛隊その他の関係機関の協力を得て実施する。

- ① 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。
- ② 支出できる費用は、搜索のための機械、器具等の借上料、修繕費、燃料費、輸送費及び人夫賃とする。
- ③ 期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間によりがたい場合は、必要な期間を延長する。

(2) 遺体を発見した場合の措置

- ① 消防職員、消防団、町内会等災害業務関係者が、救出作業又は遺体搜索中において遺体を発見したときは、速やかに警察官に連絡するとともに検視を受ける。
- ② 医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成する。

5 遺体の検案

原則として、現地において警察署が検視（見分）した後の遺体は、遺体収容班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり遺体の検案を実施する。

- (1) 遺体の検案は、救助部・衛生部が医務部、医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等の証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、身元が判明し引取人があるときは、遺族等引取人に引き渡す。身元が判明しない遺体については、衛生部が、遺体収容所に連絡して総務部、各関係機関の協力を得て、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ輸送する。

6 遺体の収容

総務部は、検案を終えた遺体について、地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

(1) 遺体収容方法

- ① 遺体収容班は、遺体を到着順に収容すること。
- ② 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品等必要な機材を確保する。
- ③ 遺体収容班は、遺体の洗浄、消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に保管する。
- ④ 身元が判明しなく、一定期間経過後においても引取人のいないときは行旅人として取扱うこととし、福祉事務所に連絡するとともに、火葬許可書の交付をうけ、埋葬班に引き継ぐ。

(2) 収容期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

7 遺体収容所の所在、名称、収容能力（資料編 表－30 P47）

8 遺体の埋葬・火葬

(1) 埋葬実施基準

- ① 市長は、災害時における死亡者の火葬について必要がある場合は、近隣市町の応援を求める。
- ② 遺体埋葬は、遺体収容班から引継いだ遺体及び火葬許可証を火葬場に移送し、火葬台帳に記入のうえ火葬に付する。

(2) 火葬場の所在、名称、処理能力

名 称	所 在 地	処 理 能 力	備 考
加西市斎場	加西市鴨谷町 307 番地の 6	1 日 9 体	火葬所要時間 3 時間/1 体 1 日 3 炉 9 体火葬可能

(3) 遺骨の安置場所

火葬に付した遺骨は、当面、斎場に安置し、縁故者が判明次第引き渡す。縁故者の判明しない遺骨は、法に基づいて処理する。

(4) 埋葬場

埋葬は、市の指定する寺院（墓地）とする。

9 必要資材車両の調達

(1) 必要資材車両の調達は概ね次のとおりである。

資 材 等 名	調 達 方 法
遺体運搬用担架	業者より購入等適宜の方法により調達する。
遺体安置用毛布	
遺体消毒用品	
骨箱	
棺	
遺体搜索収容車両	臨時配車等適宜の措置による。

(2) 大規模災害の場合において、市内での必要資機材の調達が困難な場合は、下記に斡旋依頼する。

兵庫県葬祭事業協同組合連合会

〒661-0026 尼崎市水堂町 3-1-23 TEL (06)6434-3327 FAX (06)6434-3350

第 19 節 市民生活安定のための緊急措置計画

第 1 災害弔慰金等の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進するための計画である。

市長は、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」及び「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年加西市条例第 8 号）」に基づき支給又は貸付を行う。

1 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象

2 対象者

災害により被害を受けた当時、加西市の区域内に住所を有していた者

3 概要 （資料編 表-31 P47）

第 2 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

1 対象世帯

自然災害によりその居住する住家が全壊した世帯（その他これと同等の被害を受けたと認められるもの）又は大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯）

2 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）に係る自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害

- (6) (1)もしくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)に係る自然災害

3 概要 (資料編 表-32 P51)

第3 農林漁業関係対策

1 融資の種類

県・市は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、日本政策金融公庫資金については日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ申し込むこととなっている。

- (1) 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林業者に必要な資金融資
- (2) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設・共同利用施設)復旧資金融資(日本政策金融公庫)
- (3) 県単独資金による資金融資

2 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業保険法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができるよう措置する。

第4 中小企業関係対策

県・市は、災害により被害を受けた中小企業に対し、復旧を促進し、経営力の早期回復・安定を図るため、政府系金融機関等に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- 1 日本政策金融公庫による資金融資(一般貸付)
- 2 商工組合中央金庫による資金融資

第5 災害義援金品募集配布計画

被災者、被災施設その他に対する義援金品の募集、配分は関係機関と協力のもとに行う。

1 加西市の募集について

(1) 募集

災害発生に際し、被災者等に対する義援金品の募集を必要とするときは、次の関係機関が共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

〔加西市、加西商工会議所、加西市区長会、加西市シニアクラブ連合会、加西市連合婦人会、加西市記者クラブ(日刊・地方紙)、社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部加西市地区〕

(2) 義援金品の保管

- ① 義援金については、被災者に配分するまでの間、総務部が市指定金融機関への一時預託により保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成しなければならない。
- ② 義援品については、総務部が市役所内を一時保管場所として保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成しなければならない。

(3) 配分について

義援金品の配分については、次により実施する。

① 配分方法

ア 義援金品の配分計画は、被害状況の確定後、上記関係機関と協議の上、本部長が決定する。

イ 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、世帯及び人員を単位として、総務部が立案する。

ウ 応急対策上現に不足している物資で、義援品の内、直ちに利用できる物資は、本部長の指示により有効に活用する。

エ 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ、自治会若しくは自主防災組織、赤十字奉仕団、婦人会等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

- ② 被災者に対する伝達方法
上記関係機関に協力を要請し、災害広報計画に準じて実施する。
- (4) 自主的に送付された義援金品について
 - ① 自主的に送付された義援金品の配分についても前項に準じて処理する。
 - ② 寄託者が配分先を指定した義援金品については、取り扱ったそれぞれの機関で処理する。
- (5) 災害義援金品の募集、配分に関する庶務事務は、市において行う。
- (6) 義援金品の募集、配分に要する事務費負担については、その都度関係機関で協議する。
- 2 地域の募集について
災害発生に際し、被災者等に対する義援金品の募集を必要とするときは、兵庫県に依頼のもと、次の機関に協力し募集を行う。

日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県、神戸市、兵庫県市長会、兵庫県町村会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、神戸新聞厚生事業団、NHK神戸放送局、株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社

第6 被災者の生活確保計画

1 職業の斡旋

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、市は、離職者の把握に努め、被災状況を勘案の上、被災地域を所管する公共職業安定所を通じ、次の措置を講ずる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
市は、臨時市民相談所等において、離職者の状況を把握し迅速に県に報告する。
また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

2 税等の徴収猶予及び減免

- (1) 市税等
 - ① 納税期限の延長
災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により納税期限を延長する。
ア 災害が広範囲に発生し、市長が特に必要と認める場合においては、適用地域及び期限の延長日を指定する。
イ その他の場合は、災害が収まった後、被災納税義務者等の申請があったときは、市長が納税期限を延長する。
 - ② 徴収猶予
災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。
 - ③ 減免
市長が特に必要と認める場合、被災した納税（納付）義務者に対して、次の各税目等の減免を行う。
ア 個人及び法人の市民税 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
イ 固定資産税・都市計画税 災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
ウ 軽自動車税 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
エ 国民健康保険税 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
オ 保育料等 被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。
- (2) 介護保険
被災した納付義務者の状況に応じて特例措置を講じる。
 - ① 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1か月）の周知（介護保険法第28条）
 - ② 給付割合の増額給付差し止めに関する措置（介護保険法第50条、60条）
 - ③ 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第12条、13条）

(3) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いとなっている。

(4) 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、「広報計画」により行う。また、本部廃止後においては、「広報かさい」若しくはチラシの配布等により行う。

3 郵便物の特別取扱い等

天災その他非常の災害があった場合において、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、災害の態様、公衆の被災の実情に応じて、次の(1)に掲げるほか、「災害時における加西市と加西市内郵便局との相互協力に関する覚書」に基づき、加西市内郵便局と次の(2)～(5)に掲げることについて、必要が生じた場合には相互に協力を要請し、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

① 救助用の郵便物等の料金の免除

会社は、天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認められるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。（郵便法第 19 条）

② 郵便葉書等の無償交付

会社は、天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認められるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者（法人を除く。）に対し料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。（郵便法第 19 条の 2）

③ 利用の制限又は業務の停止

会社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。（郵便法第 6 条）

(2) 被災市民の情報等についての相互提供等

被災市民の避難先及び被災状況の情報について相互提供するとともに、高齢者及び障がい者など要配慮者についての情報及び対応に関する相互協力を行う。

(3) 所管施設及び用地の相互提供

(4) 災害情報に係る広報等の提出

(5) その他(1)～(4)に掲げるもののほか必要な事項 （資料編 表－44 P64）

4 NHK

(1) 災害救助法に基づき被災者の受信料免除

(2) 状況により避難所へ受信機を貸与

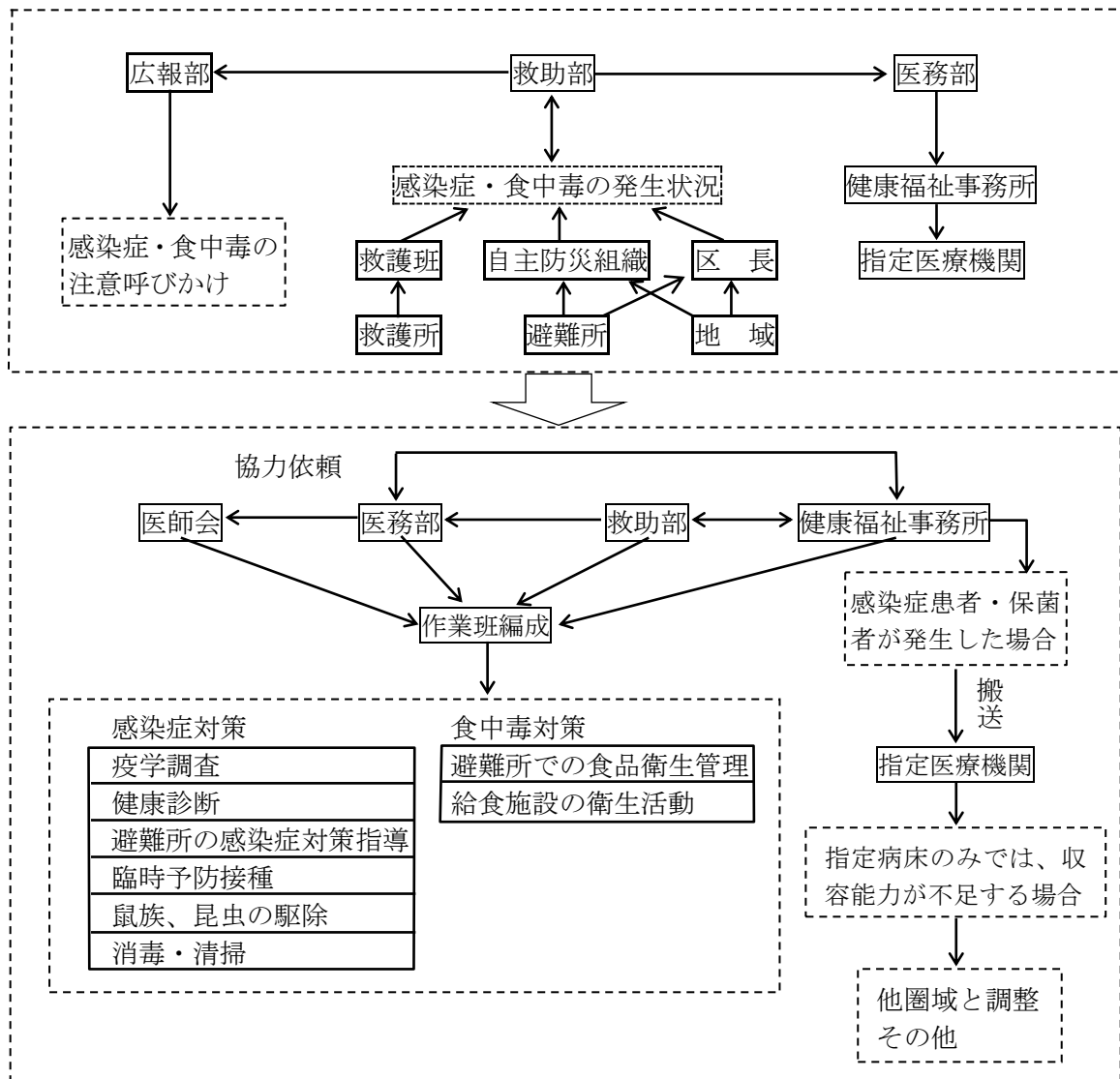
第 7 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）

被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅共済制度の趣旨をふまえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

概要 （資料編 表－33 P52）

第20節 感染症対策・保健衛生計画

この計画は、被災地に発生する感染症・食中毒等の予防及び対策を図るため作成する計画である。



1 実施担当機関

加東健康福祉事務所及び災害対策本部救助部が担当する。

2 感染症対策・保健衛生活動の実施

(1) 全体統轄

- ① 救助部長は、医務部からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。
- ② 災害発生時は、速やかに被害状況報告書により加東健康福祉事務所長に報告する。ただし、事前にその概要については電話をもって報告する。
- ③ 感染症・食中毒等が発生したときは、医務部より加東健康福祉事務所長へ報告するとともに、速やかに本部長へ報告する。
- ④ 救助部は、作業班を編成して、感染症対策・保健衛生活動を実施するとともに、避難者等に自主衛生組織の結成を指導し、協力を要請する。なお、自主衛生班の活動は食品・飲料水の衛生管理及びトイレの消毒・清掃、避難所の清掃等とする。
- ⑤ 各作業班の要請により広報班に市民への広報を依頼する。

(2) 感染症対策・保健衛生業務の実施方法

① 感染症対策

ア 感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ疫学調査を行い、必要に応じて健康診断を実施する。

イ 避難所の感染症対策指導

避難所の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生観念の普及を図る。

ウ 臨時予防接種の実施

災害状況被災地の感染症発生状況により予防接種を実施する。

エ 消毒方法及び清潔方法

以下の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施する。

(ア) 感染症が発生したとき。

(イ) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。

(ウ) 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸があるとき。

(エ) 家屋の倒壊等により消毒を必要とするとき。

(オ) 鼠族、昆虫が大量に発生したとき。

(カ) 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

オ 鼠族及び昆虫等の駆除

エの消毒及び清潔実施の際、併せて行う。

カ 患者に対する措置

被災地で感染症患者又は保菌者が発生したときは、直ちに加東健康福祉事務所に通報する。

② 食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは実施する。

③ 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により、災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させるとともに、あらゆる機会をとらえて罹災者に対し衛生指導を行う。

④ 消毒用の薬剤・器具の配布

ア 避難所収容被災者及び被災地域住民に対して、消毒用の薬剤・器具を配布し、定期的に点検補充をするとともに、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗い励行等を指導する。

また、消毒薬を使用する手洗い方法等を例示したポスター等をトイレ付近に掲示するとともに、適宜指導する。

イ 冬季は、風邪等の呼吸器系疾患の防止のため、うがい薬、マスク、保温用具等を配布し、感染予防を指導する。

3 災害感染症対策完了後の措置

(1) 災害感染症対策完了報告

市長は、消防等の諸機関並びに各町区長、その他関係団体との緊密な協力のもとに被災状況を把握し、速やかに次に掲げる書類及び状況の報告を加東健康福祉事務所に提出する。

① 被災状況

② 感染症対策活動状況

③ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

④ 鼠族昆虫等の駆除に関する書類

⑤ 家庭用水の供給に関する書類

⑥ 感染症対策作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載すること。）

⑦ 感染症対策経費所要額及び関係書類

(2) 災害感染症対策経費の精算

災害感染症対策に要した経費は、その他の感染症対策活動に要した経費と明確に区分し、感染症対策活動終了後直ちに精算しなければならない。

4 感染症対策・保健衛生業務に必要な資器材

災害対策本部衛生部において対応する。

- (1) 備蓄資材 (資料編 表-34 P52)
- (2) 調達資材 (資料編 表-35 P52)

第21節 障害物の除去計画

生活上・救出・運送輸送を円滑にするため、被災地の建物等の倒壊・破損・消失等に加え、窓ガラス・屋根瓦等の落下物や倒木・自動販売機等の倒壊物等の除去に関する計画である。

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施者

災害救助法が適用された場合については、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは市長が実施する。また、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

(2) 除去すべき対象

除去すべき障害物とは、住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物、又は建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当する。

- ① 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ② 自らの資力で障害物の除去ができないもの。
- ③ 半壊又は床上浸水した住家
- ④ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(3) 除去の実施

① 災害救助法適用前

本部長（市長）が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設部に命じて、関係部局、建設業協会の協力を得て作業班を編成して実施する。

② 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

ア 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。

なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。

イ 除去作業は、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。

ウ 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し、自衛隊及び近接市町からの派遣を求め、さらに不足する場合は、市内の土木業者等から資機材・労力等の提供を求める。

エ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、1世帯あたりに要する限度額は災害救助法の定めるところによる。

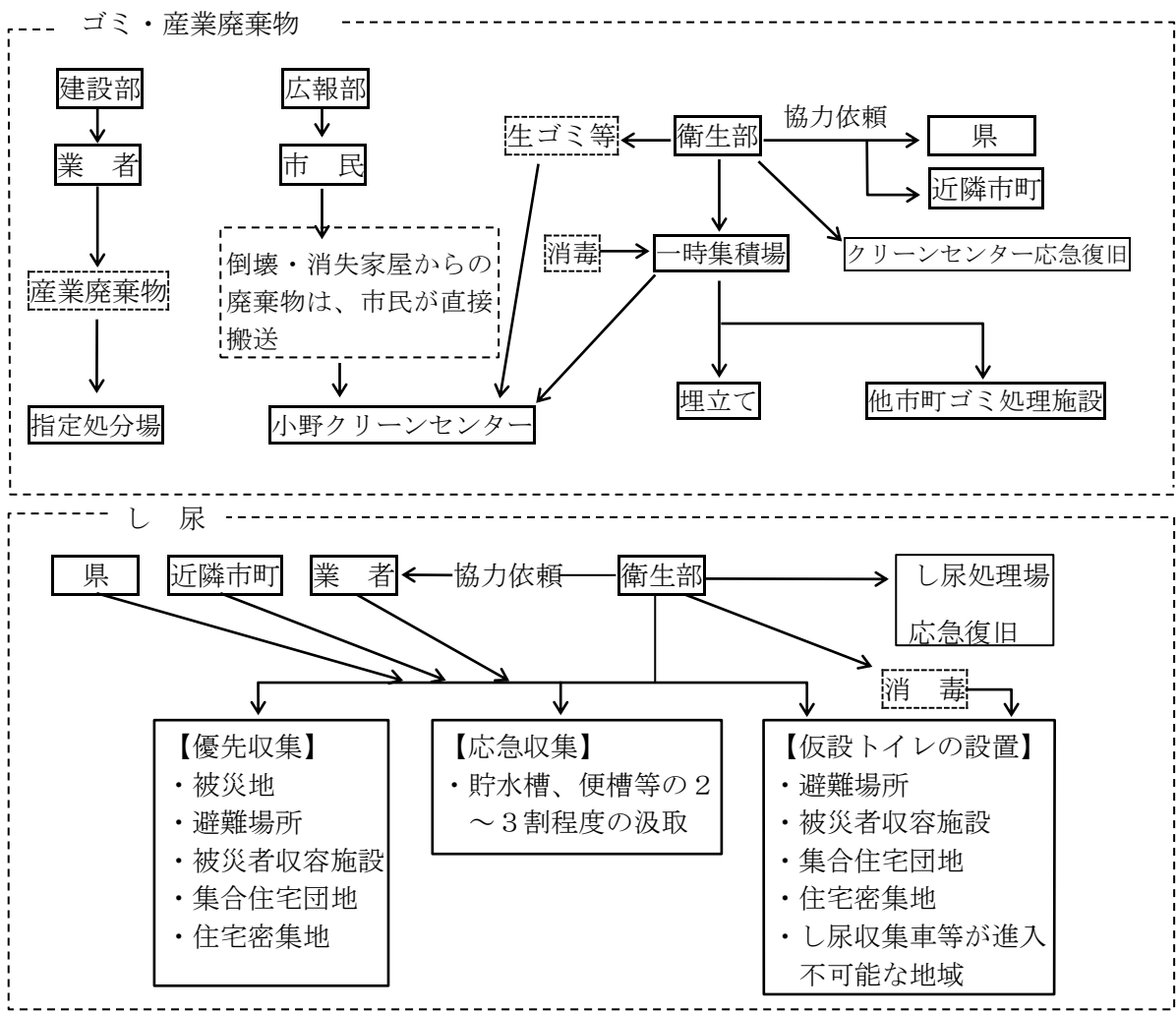
オ 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

2 河川関係障害物の除去

建設部は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係部局、関係機関及び建設業協会等と協力して実施する。

第 2 2 節 廃棄物処理計画

この計画は、災害により発生した廃棄物を加西市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速確実に収集処理し、もって環境衛生の万全を期するための計画である。



1 実施責任者

被災地域の廃棄物処理計画及びその実施は、市長が行う。

2 処理能力

種 類	1 日最大処理能力
塵芥（燃えるゴミ）	1 6 5 t
し尿（生し尿）	1 2 kℓ（受入 39kℓ）

3 ガレキの処理

(1) ガレキ処理体制の確立

- ① 損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性について把握するとともに、ガレキ処理に長時間を要すると思われる場合は、十分な仮置場を確保する。
- ② 加西市において特に甚大な被害を受け、収集運搬に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町及び業者の応援を求め、緊急の事態の収集処理に当たる。
- ③ 近隣市町等の応援のみでは最終処分場までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

(2) 処理体制の確立

① ガレキの仮置場

災害の発生により短期間でのガレキ処理が困難な場合は、ガレキの仮置場を指定し被災地域からの搬出を行う。

② 全体処理量の把握

市は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体量を把握する。

③ 撤去作業

市は、地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

4 ゴミの処理

(1) ゴミ処理体制の確立

① ゴミ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

② 作業が効果的に行われるよう現有人員機材を投入する。

③ 加西市において特に甚大な被害を受け、収集運搬に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町及び業者の応援を求め、緊急の事態の収集処理に当たる。

④ 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用又は県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

(2) 第1次処理体制の確立

① ゴミの一時集積

災害の発生により短期間でのゴミの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ゴミの一時集積場を指定し被災地域からの搬出を行う。

② 一時集積場の選定

一時集積場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意し、各所管と協議した上で定める。なお、一時集積場については定期的な消毒を行う。

ア 他の応急対策に支障にならない場所

イ 環境衛生に支障がない場所

ウ 搬入に便利な場所

エ 後に行う焼却、埋立て等の処理に便利な所

(3) ゴミの搬送方法

ゴミの搬送方法は、衛生部が作業計画を策定し決定するが、原則として以下のとおり行う。

① 生ゴミ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における感染症対策上、特に早急に収集されることが望ましいことから、衛生部は業者・近接市町等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、ゴミ焼却場へ搬送し焼却処理する。

② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、衛生部が直営及び業者・近隣市町の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。

③ 倒壊家屋からの廃物、消失家屋の焼け残り等については、市民に対し直接搬送の協力を要請する。市民への依頼は、広報班に要請し市の広報により行う。

④ 収集できずに道路、空き地に置かれたゴミについては、定期的に消毒する。

(4) 第二次処理対策の実施

ゴミの処分は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境衛生上支障のない方法で行う。建築物等解体廃棄物については、資源の再利用を積極的に図る。

(5) 災害時における石綿飛散防止

撤去・解体に伴い有害物質である石綿が空气中に飛散する可能性が大きいと予測される場合、その取扱いについては、環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル (<http://www.env.go.jp/press/files/jp/107156.pdf>)」に準ずるものとする。

- (6) 文化財の取り扱いについて
近隣に被災した文化財等がある場合、ゴミの一時集積場等に文化財等の集積場を設ける。

5 し尿の処理

- (1) し尿処理体制の確立
「ゴミ処理体制の確立」に準じて実施する。
- (2) 収集方法
- ① し尿収集については、被災地域、避難場所・被災者収容施設、集合住宅団地、住宅密集地を優先して行う。
 - ② 被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便槽等の内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能とする方法をとる。
- (3) 処理方法
- ① し尿処理は、能力以内でし尿処理施設により処理する。特に、甚大な被害を受け、処分に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町からの応援を求め、緊急事態の処分に当たる。
 - ② 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請する。
- (4) 仮設トイレ等の設置
- ① 公衆トイレの補修・復旧はもとより、大規模な災害が発生し速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長の指示に基づき、調達により貯留式仮設トイレを設置し対応する。
 - ② 設置の箇所は、汲取処理地域及び浄化槽と下水道の使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。
 - ア 避難場所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
 - イ その他被災者を収容する施設
 - ウ 集合住宅団地
 - エ 住宅密集地
 - ③ 期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧する等、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。
 - ④ し尿運搬車等の進入不可能な地域については、仮設トイレを設置するとともに、十分な消毒を実施する。

6 応急清掃の実施

災害の実情に応じ、必要と認められる場合においては、廃棄物処理業者に依頼する。

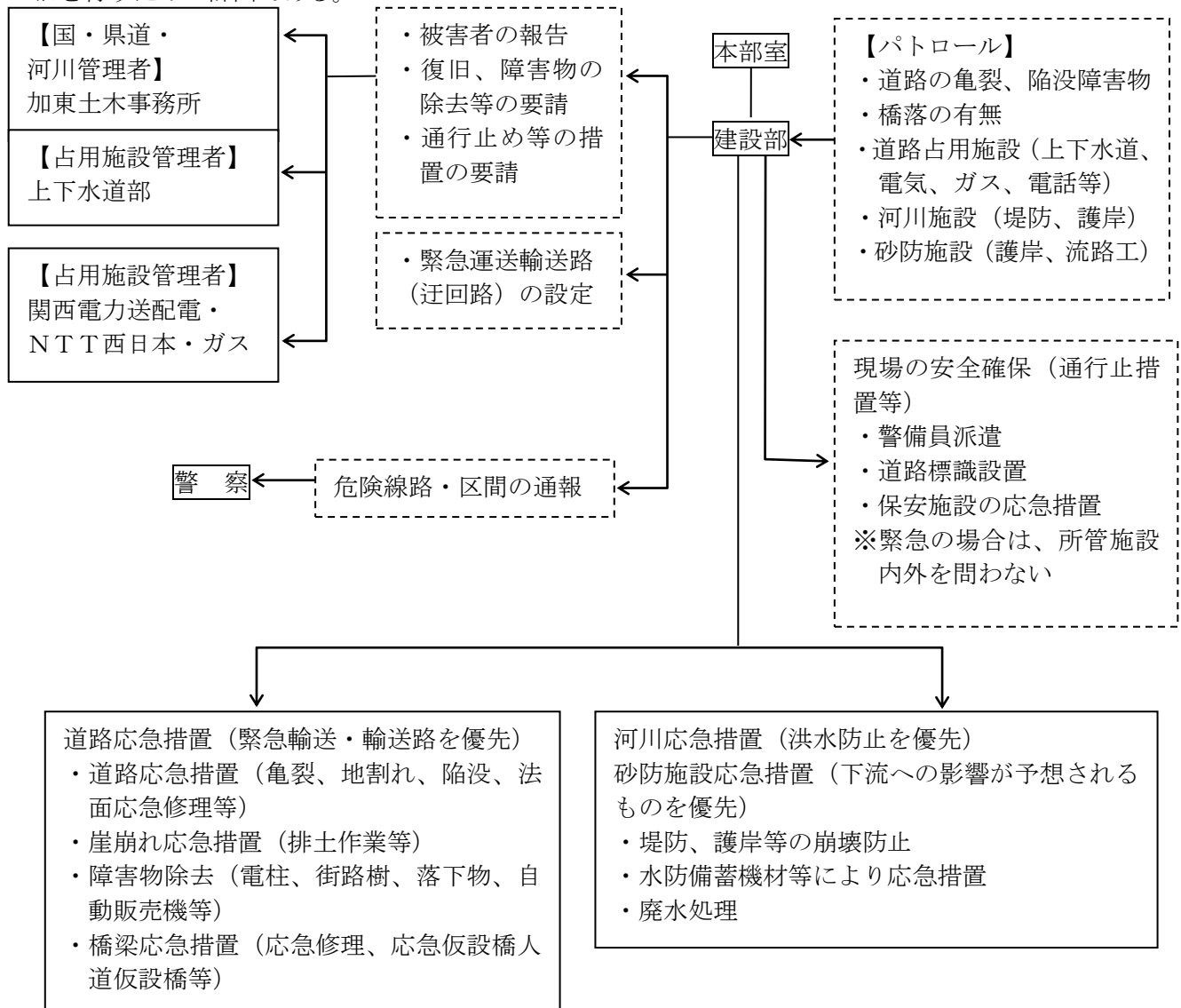
7 運搬車両台数（市保有車両）

(1) ダンプカー	7台
(2) ゴミ収集車	3台
(3) し尿収集車	1台
(4) 油圧ショベル	1台
(5) フォークリフト	1台
(6) ホイルローダー	1台

8 し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者（資料編 表－36 P53）

第 2 3 節 公共土木施設応急対策計画

災害時における各施設の防護と被災地におけるこれらの施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行うための計画である。



1 道路応急対策計画

(1) 応急措置

① 市道

ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について調査し、本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

② 加東土木事務所所管の道路

ア 本部長は、必要に応じて、県道及び所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を市道と併せて調査するとともに、道路、橋梁の被害の報告を加東土木事務所に対して行い、また緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の総合対策及び作業実施を要請する。

イ 本部長は、通行が危険な路線、区間については警察署に通報するとともに、状況によっては加東土木事務所に対し、職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の応急措置について要請する。

③ 中国自動車道

ア 大災害が発生又は発生するおそれのある場合は、速やかに西日本高速道路(株)関西支社の防災業務要領の定めるところにより、防災体制を確立し、直ちに災害応急活動にはいる。

なお、災害発生後、速やかに警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公団のパトロールカー等により情報を提供する等して、通行者の安全確保に努める。

イ 防災体制の発令基準は、資料編（表－37 P54）のとおりである。

(2) 応急復旧対策

① 市道

ア 被害を受けた道路は特に救助活動のため、物資輸送及び避難者のための通路等を重点的に応急復旧する。

イ 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。

ウ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。

エ 路面や法面の崩壊については、水防工法により行う。

オ 崖崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。

カ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積する。

キ 落下若しくはその危険があると認められた橋梁については、関係機関との連携の上、通行止め若しくは通行規制の表示等必要な措置を講じる。また、交通の要路にあたるものの損壊を重点的に補修し、木材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を行う。少なくとも人道仮橋程度のものを早急に架橋し連結避難者の移動、物資の流通について最小限のものを確保する。

② 加東土木事務所所管の道路

加東土木事務所に対して被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通を確保するよう要請する。特に、緊急輸送道路に被害が生じている場合は、最優先に復旧作業について要請する。

③ 西日本高速道路(株)関西支社

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

2 河川応急対策計画

実施方法

洪水を防ぐため、堤防、護岸等の破壊、崩壊を防止するとともに水防備蓄資材等により損壊箇所への応急修理を行い、洪水による災害の発生の場合は、まず水防計画に基づいて洪水阻止及び排水に全力をつくし、次に被害箇所を応急に処理し被害拡大を防止する。

3 砂防施設災害

護岸及び流路工の決壊に係るもので、放置すれば下流へ影響するおそれの大きいものについて行う。その内容については、河川に準ずる。

第24節 公共施設応急対策計画

災害時に医療施設となる市立加西病院等及び不特定多数の利用者が想定される市民会館等に関し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため各施設管理者がとるべき応急措置についての計画である。

1 市立加西病院等

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

① 入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と単独歩行可能な者の分別を常に把握し、災害時において適切な避難措置を講じる。

② 外来患者等の避難対策については、所定の避難計画に基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて本部へ速やかに報告する。

③ 場内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。特に、ラジオ・テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への放送の提供により不安の解消に努める。

(2) 施設建物の保全

① 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、緊急等に必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合又は電力が不足する場合は、関西電力送配電 社配電営業所に連絡し、電力の確保に努める。

② 給水不能時の措置

水道施設が被災した場合は、本部に連絡し緊急給水を要請する。

③ ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者の給食は、電気、LPGボンベ又は固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。

④ 重要器材等の保管措置

ア 手術用器材、簡易ベッドその他緊急必要機材については、常に安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

イ RI（放射線同位元素）施設については、災害の状況に応じて、立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

2 市庁舎及びその他社会公共施設（市民会館等）

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

① 避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を策定しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、本部へ速やかに報告する。

② 場内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。特に、ラジオ・テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

③ けが人等の発生時には応急措置をとるとともに、本部、関係機関へ通報し、臨機の措置を講ずる。

④ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

⑤ 災害が発生した場合の各種事業の続行・中止については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一として決定する。

(2) 施設建物の保全

① 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査の上、次の措置をとる。

ア 応急措置が可能な程度の被害の場合

(ア) 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。

(イ) 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。

(ウ) 電気・ガス・水道・通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、本部・関係機関等に連絡をとり応援を得て実施する。

イ 応急措置が不可能な被害の場合

(ア) 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。

(イ) 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のための必要がある場合は、本部を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

② その他の留意事項

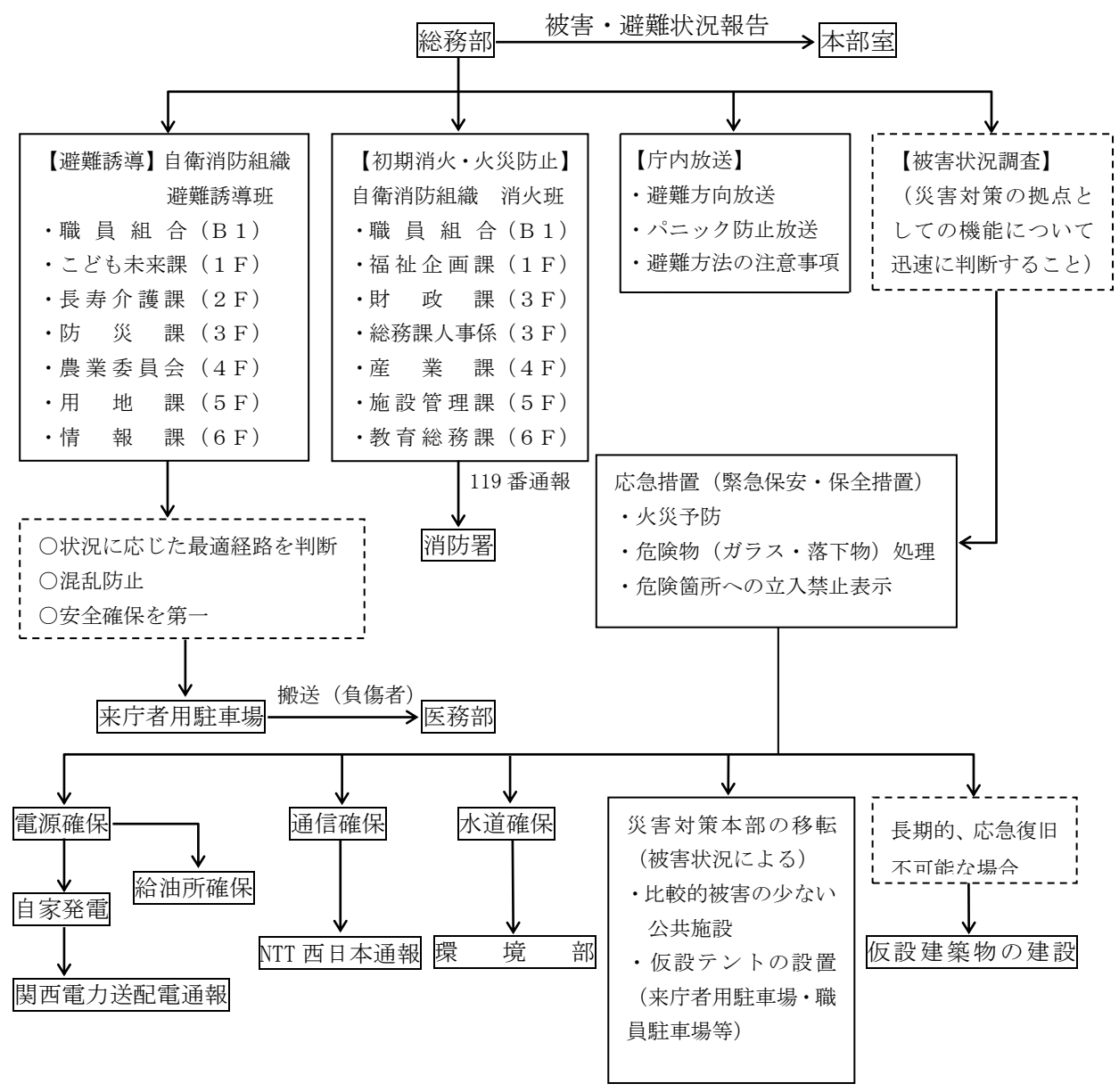
ア 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査

特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。

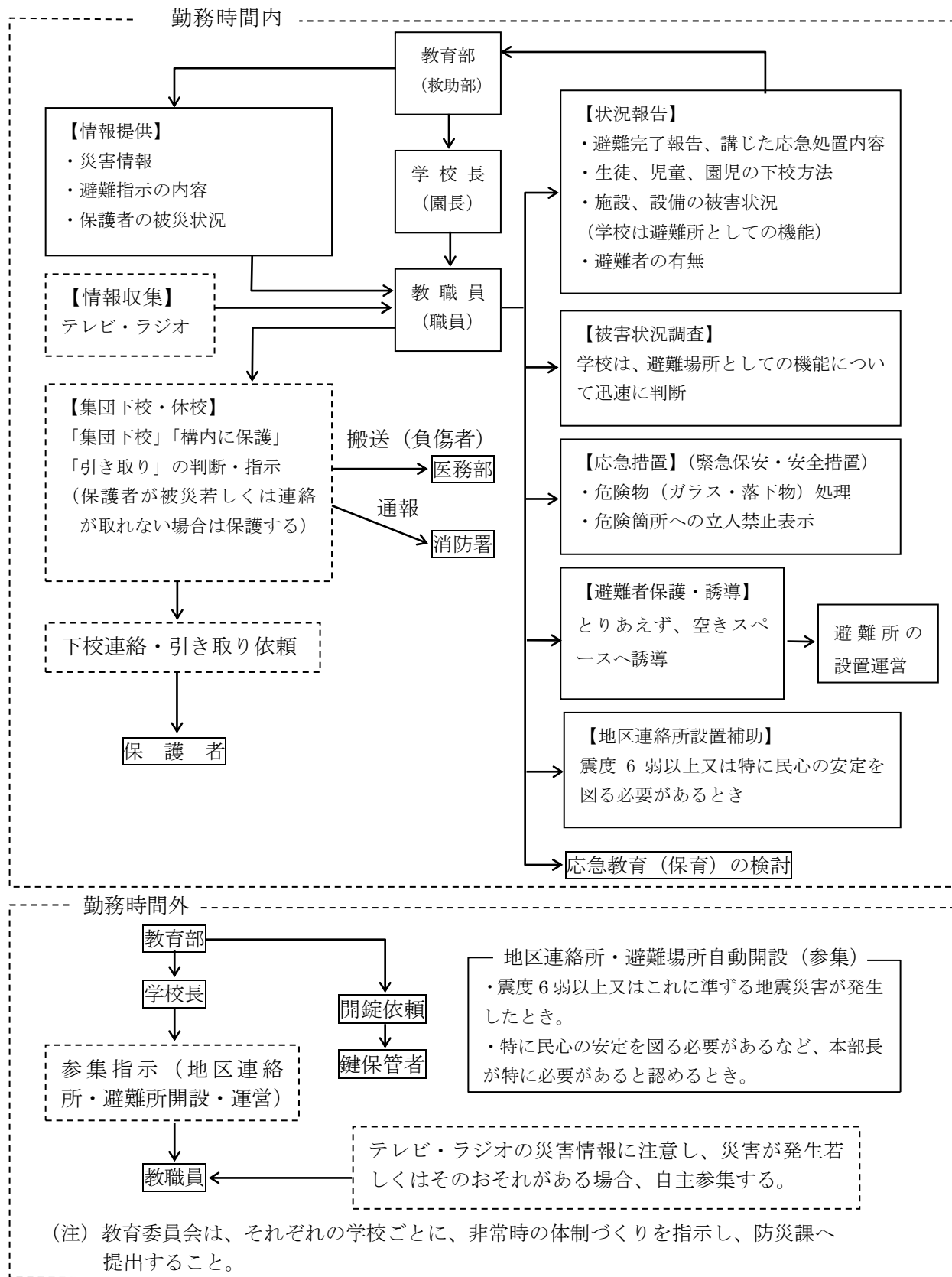
イ ガラス類の危険物の処理

ウ 危険箇所への立入禁止の表示

市庁舎の対策



第 2 5 節 応急教育・保育計画



第 1 応急教育計画

児童・生徒を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、児童・生徒の精神的安定を確保するとともに、教育施設の被害又は児童・生徒の罹災により、通常の実施を行えない場合及び災害救助法に基づく学用品の給与に関する応急復旧・応急教育等についての計画である。

1 実施責任者

応急復旧の実施は、教育委員会と緊密な連絡のもとに市長が行う。

2 事前措置

(1) 災害のおそれがあるときには、次の事項について留意する。

- ① 児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討する。
- ② 市の教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
- ③ 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

(2) 役割

① 市教育委員会

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の集団下校、休校等の必要な措置を指示する。

この際、特に支援が必要な児童・生徒を事前に把握し、必要な事項を学校や保護者との間で共有する。

② 学校長

ア 関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。

イ 自らラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

ウ 児童・生徒への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

エ 状況に応じて児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

③ 教職員

教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

3 災害発生直後の対応

(1) 災害発生直後にとるべきことは、次のとおりとする。

- ① 状況に応じて緊急避難の指示及び誘導を行う。
- ② 児童、生徒、職員、施設設備の被害状況を速やかに把握する。
- ③ 被災した地域等からの避難者があった場合は、教育委員会を通じて本部長に対して人数、状況等を報告する。
- ④ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を召集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2) 役割

① 市教育委員会

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、所轄の学校ごとに分担を定めて情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、併せて学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括に当たる。

② 学校長

ア 状況に応じ適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。避難完了後速やかに市教育委員会にその旨報告する。

イ 災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、構内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、市教育委員会にその旨報告する。

ウ 災害の規模、児童・生徒・職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。

エ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な職員を召集する。

オ 被災した地域からの避難者があった場合は、市教育委員会を通じて本部長に人数、状況等を報告する。また、教育委員会から避難所設置への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者収容業務その他について万全を期する。

③ 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

4 被災校の応急復旧

被災校が発生した場合は、被害の多少を問わず次の措置を取る。

- (1) 災害直後の施設被害の範囲、程度、被害部分の位置等を確認するとともに、教育事務所を通じて県教育委員会に提出する。
- (2) 被害を受けた部分について、本工事を実施する前に一時的な応急復旧を行う。
- (3) 軽易な校舎の被害については、即刻応急修理を行い、教室に不足をきたしたときは、特別教室を転用する等の処置をとり、通学の危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できるように処置する。また、被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理人を置く。
- (4) 被害箇所そのものの復旧とは別に校舎が全壊（半壊）したときは、応急教育計画に基づき、仮設校舎を設置する。
- (5) 運動場の被害は、とりあえずその後の危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧する。
- (6) 冠水、破損等により使用不能の児童等用の机、椅子の補充は、近隣の学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。
- (7) 避難者の収容、災害対策連絡所の設置等で体育館、その他を使用するときは、校舎の被害の程度を考え、関係機関と連絡の上処置する。
- (8) その他特別の事態が生じたときは、関係者協議の上速やかに処置する。

5 社会教育施設の応急復旧

- (1) 施設管理者は、被害の程度、範囲等を調査の上、市教育委員会に電話連絡を行う。
- (2) 被害を受けた部分について、それ以上損傷の進まないように本工事を実施する前に一時的な復旧工事を行う。
- (3) 被害箇所以外を十分に活用し、利用者の不便を出来るだけ軽減するように努める。

6 文化財等の取り扱いについて

(1) 初動対応

- ① 所有者・管理者等は、被害の程度、範囲等を調査の上、市教育委員会に電話で報告する。
- ② 市教育委員会は、被災状況について速やかに県教育委員会に報告する。

(2) 個別対応

① 建造物等不動産及び移動が困難な石造物等

対象：指定・登録文化財、社寺等歴史的建造物（ア、イは初期対応、ウは復興期の対応）

ア 可能な限り現状保存する。

イ 対策上撤去が必要な場合は、可能な範囲で部材を移動保存する。

ウ 関係者と市教育委員会で取り扱いの協議を行う。

② 美術工芸品・古文書等

対象：指定・登録文化財、古文書等（ア～エは初期対応、オは復興期の対応）

ア 保管施設が被災した場合は、可能な範囲で持ち出し所有者・管理者等が保管する

イ 保管施設が撤去対象となった場合で、持ち出しが困難な場合は、撤去執行者に対し、文化財等が残存している旨を伝えとともに、市教育委員会へ連絡する。

ウ ゴミ等と共に持ち出される場合は、可能な範囲で分別し、設定された集積地に持ち込む。

エ 持ち込んだ文化財等には、所蔵情報等を分かる範囲で明示する。

オ 関係者と市教育委員会で取り扱いの協議を行う。

7 応急教育方法

(1) 施設・教職員の確保

- ① 学校長は、施設の被害状況を調査し、市教育委員会と連絡のもと、関係施設管理者と協議の上決定するが、応急教育実施のための場所は概ね次のとおり確保する。

ア 特別教室
イ 休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
ウ 公民館等の公共施設
エ 近隣学校の校舎
オ 応急仮設校舎の設置

- ② 学校長は、応急教育計画を策定するとともに、臨時の学級編成を行う等災害状況に対応して、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努めるとともに、決まり次第、速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(2) 教職員の確保措置

被害により通常の教育を行えない場合には、応急措置として、次の計画で教職員を確保する。

- ① 複式授業の実施
- ② 二部授業の実施
- ③ 非常勤講師又は臨時講師の発令
- ④ 学校間における教職員の応援

(3) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長が市教育委員会の指示に基づき決定するが、初期においては、概ね次のとおり行う。

① 健康・衛生・通学に関する指導

ア 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導
イ 衣類、寝具の衛生指導
ウ 住居、トイレ等の衛生指導
エ 入浴その他身体の衛生指導
オ 児童生徒の通学の安全を期するための適切な措置と指導

② その他の生活指導等

ア 児童・生徒それぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。
イ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て集団生活の積極的な指導の場とする。

③ 学習に関する教育内容

ア 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接・間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。

8 教科書及び学用品の調達及び支給

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、修学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害救助法に準じ、支給期間は災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

災害救助法が適用された場合については、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは、本部長が教育長に命じて、各学校長の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。

(4) 調達方法

教育長は、各学校長からの報告により、教科書・学用品等の補給を県教育委員会に速やかに要請する。なお、市教育委員会及び学校長は、災害により補給を要する教科書、教材、学用品等の実数及び補給状況を逐次、教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

9 学校給食の応急措置及び報告事項

- (1) 学校給食については、原則、一時中止するものとし、可能な限り被災者の炊き出しを優先する。
- (2) 市教育委員会は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定の上、本部長へ報告する。
- (3) 学校給食が必要と教育長又は各学校長が認めた場合は、災害の規模及び状況により県教育委員会に要請する。
- (4) 災害救助法による救助を受ける地域での学校の児童又は生徒に対し、臨時的に応急の学校給食を実施するときは、県教育委員会と協議し決定する。
- (5) 学校給食を実施する場合は、その実施校数、人員、給食種別（災害発生時における完全給食、補食給食又は未実施の別）及び実施期間について県教育委員会に報告すること。
- (6) 応急給食の実施に当たっては、衛生管理に万全を期し、食中毒等の事故が発生しないよう十分注意するとともに、アレルギー対応食品の給食について留意すること。
- (7) 台風等の災害に伴う学校給食関係被害状況報告、風水害、地震等の災害の発生によって学校給食の運営がきわめて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合等は、その都度被害状況を県教育委員会に報告する。

10 児童生徒の健康管理

- (1) 必要な場合、学校長は、市教育委員会と協議の上、健康診断又は検便等を実施し、健康管理に努める。
- (2) 施設内における児童・生徒の救護は原則として、養護教諭等がこれに当たるものとする。
なお、不足する場合は、市内学校・医務部・近隣市町へ協力の要請を行うものとする。

第2 応急保育計画

市は、災害発生後に市民が一刻も早く災害による被害から立ち直り、生活再建に着手できるよう支援する必要がある。乳幼児を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の精神安定を確保する観点から応急保育を実施する。

1 事前措置

- (1) 教育部（教育委員会）は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、園長に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、園児の保護者への引き渡し等の適切な措置を指示する。
- (2) 園長は、園の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急保育計画を策定する。

2 災害発生直後の対応

- (1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずる。
- (2) 園長は、災害の規模、園児、職員、施設設備等の被害状況を把握し、速やかに教育部（教育委員会）を通じて本部長に報告する。
- (3) 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の職員は、所属の園に参集し、応急保育の実施及び園の管理等のために必要な体制を確立する。
- (4) 園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、災害の状況に対応して、速やかに調整を図り応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児及び保護者に周知する。
- (5) 教育部（教育委員会）は、園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。あわせて、園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括に当たる。

3 応急保育の実施

- (1) 園長は、職員を掌握して保護者の罹災状況を把握し、園の整理を行い、教育部（教育委員会）と連携し、復旧体制の確立に努める。
- (2) 教育部（教育委員会）は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、その指示事項の徹底を図る。
- (3) 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、園において保育する。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するように努める。

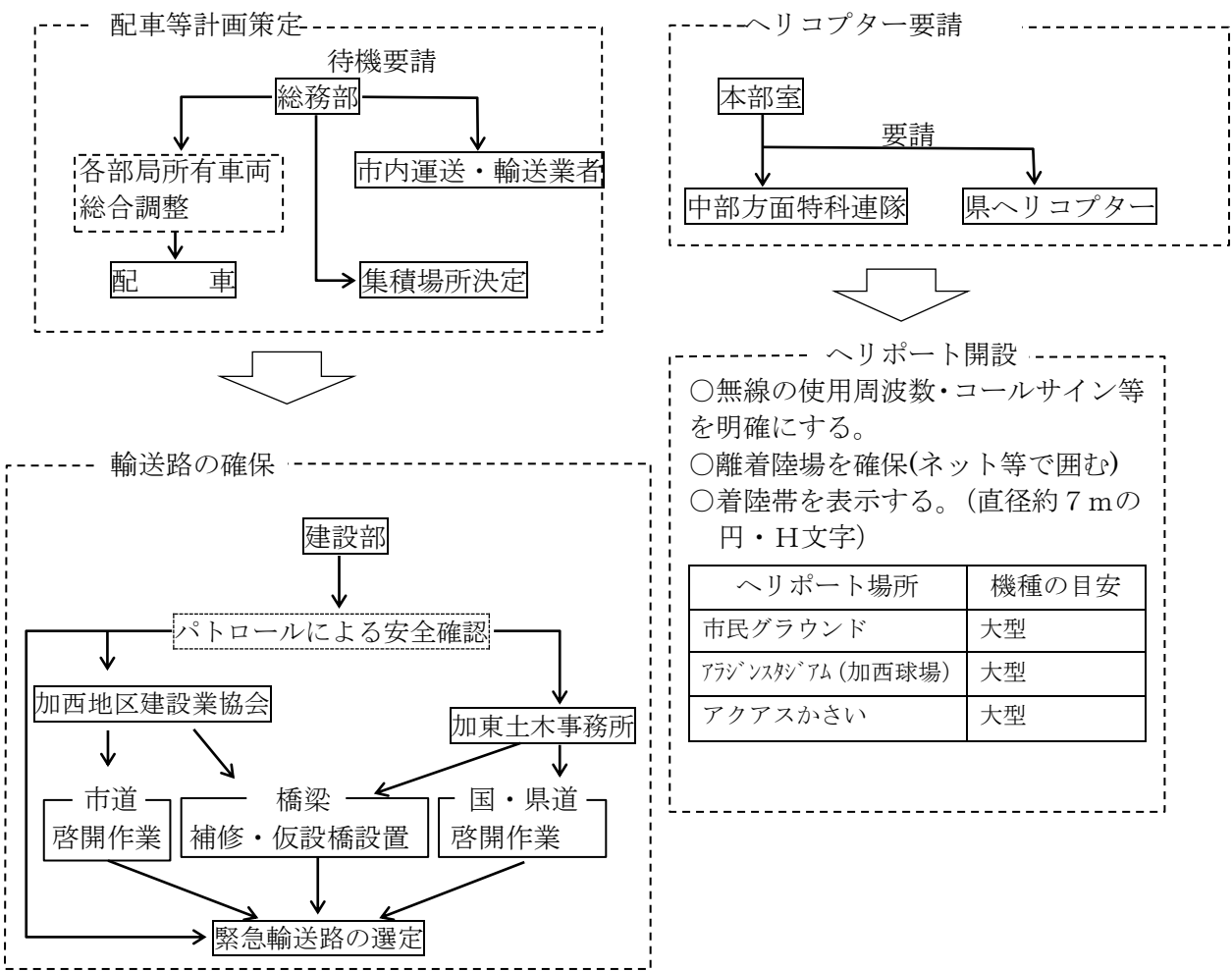
第 2 6 節 警備計画

加西市域における災害警備については、「加西警察署災害警備計画」に定めるところによるが、警察は警察法及び災害対策基本法に基づき市民の生命、身体及び財産を保護し、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防に任じ、関係機関と緊密な協力、連絡のもとに、概ね次の活動を行う。

- 1 被害状況、気象状況、危険箇所等についての情報収集活動
- 2 危険防止及び人心安定のための広報活動
- 3 各種予報、警報等の伝達
- 4 危険区域居住者に対する避難の指示、警告、誘導
- 5 被災者の救出、救護、行方不明者の搜索、遺体の検視
- 6 交通の安全と円滑の確保
- 7 災害地における犯罪の予防検挙
- 8 他機関の行う活動に対する協力、援助

第 2 7 節 交通輸送計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時における交通を確保し、市民の輸送の便を図るための計画である。



第 1 交通応急対策計画

- 1 被災により交通施設、道路等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により判明したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。ただし、市及び道路管理者は、道路施設の保全について適切な処置をとる。
- 2 交通規制
 - (1) 災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路施設巡回調査に努め、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により判明したときは、交通の安全と円滑を図るため関係機関に通知し、交通規制の実施に協力する。

(2) 本部長は、必要があると認める場合は、警察等に協力を依頼し、次の措置をとる。

① 第1次交通規制

ア 交通規制が必要と認められる道路において、一般車両の通行禁止、制限を行う。

イ 交通規制対象道路及び緊急車両の通行を確保するため、走行中の車両は道路の左側又は適当な空き地に停車するよう広報を行う。

ウ 管内の交通混乱を防止するため、交通規制対象道路以外の道路に対し、必要に応じて一般車両の通行禁止、制限等の交通規制を行う。

② 第2次交通規制

第1次交通規制終了後、本部長は被害状況に応じ、次の規制措置をとる。

ア 被害状況に応じ、被災地域に通ずる交通規制対象道路に対し、一般車両の通行を禁止、制限し、緊急輸送等に使用しない交通規制対象道路については一般車両の通行禁止、制限を解除する。

イ 交通規制対象道路以外の道路で、避難誘導、災害応急対策等に必要と認められる道路では、一般車両の通行を禁止、制限する。

3 交通情報の収集

(1) 交通情報の収集は、警察の協力のもと交通規制対象道路を重点にして、情報の収集を行う。

市災害対策本部建設部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣する等して、次の事項について交通情報の収集を行う。

① 鉄道、バス等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し

② 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し

③ 交通規制の実施状況

④ 特に危険と認められる道路及び橋梁

⑤ その他必要な事項

(2) 交通規制の標識等

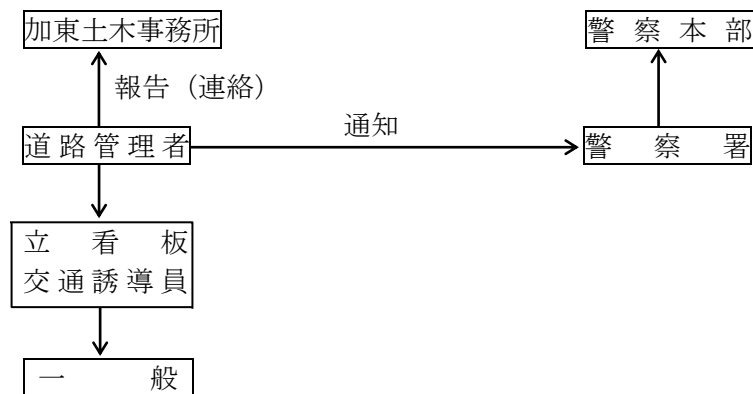
市道について道路法による交通規制を行った場合は、警察署長に連絡の上規定の規制標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず交通を禁止又は制限したことを明示し、職員及び消防団員等をもって現場において指導する。その際、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等、一般の交通に出来る限り支障のないよう努める。

(3) 実施責任者

区 分	実施責任者	状 態	備 考
道路管理者	国土交通大臣 兵庫県知事 加西市長	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	① 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するために必要があると認められるとき。 ② 道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 ③ 道路の破壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	災害対策基本法 道路交通法

(4) 交通規制の通知

道路管理者は、その内容を次による通知をするとともに、一般に周知する。



(5) 他の機関の交通規制について

市道管理者は、公安委員会、警察署長、警察官等が交通規制を行う旨の通知を受けたときは、一般への周知等につき最大限協力する。

4 道路交通の確保対策

- (1) 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見につとめ、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察に連絡のうえ交通規制を行うと同時に、これにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- (3) 災害箇所については、早期に仮復旧等の応急措置を行う。
- (4) 道路上に障害物等があつて通行に支障を来すときは、市有及び市内業者のブルドーザー及び牽引車を調達し、速やかに障害物を排除し、通行確保につとめる。

5 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行確保に緊急の必要がある場合は、管理する道路について、区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することができる。

(1) 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて、一定の区域内を包括的に指定する。

(2) 県公安委員会との連携

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所管警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは事後に通知する。

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

(3) 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

(4) 国土交通大臣及び県知事の指示

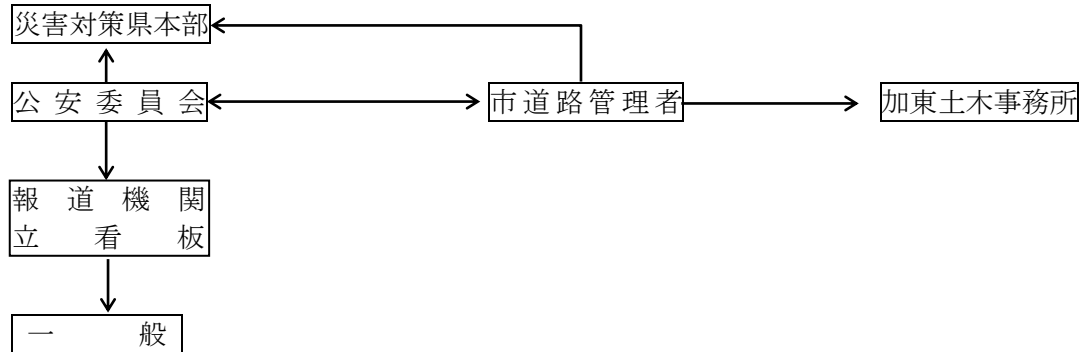
国土交通大臣及び県知事は、緊急車両の通行を確保し、災害応急対策を行うため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、道路管理者に対し災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

第2 緊急輸送計画

1 公安委員会への情報提供

災害が発生した場合、緊急車両以外の車両の通行禁止・制限は公安委員会が行うこととなっている。市災害対策本部及び道路管理者は、最大限、災害の実態、道路及び交通の状況を把握し、公安委員会に情報提供するとともに、公安委員会と情報交換を通し正確な情報を一般への周知に努める。

2 規制の通知



3 緊急輸送車両の事前届出、確認等

(1) 緊急輸送車両の事前届出

市が保有する車両で緊急輸送を行うため使用する必要がある車両については、事前に公安委員会に対し、緊急輸送車両であることの確認申請を行う必要がある。

(2) 緊急輸送車両の確認

- ① 緊急輸送車両であることが確認された場合は、災害発生前においても、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができる。
- ② 通行が禁止又は制限されている道路を通行するときは、この標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。

4 兵庫県指定緊急輸送路

- (1) 中国自動車道、一般国道372号
- (2) 県道【三木穴栗線、多可北条線、高砂北条線、高岡北条線、玉野倉谷線】
- (3) 市道【古坂高室線、中野家塚線、上宮木鷄野線】

第3 輸送移送計画

この計画は、車両を確保して被災者、災害応急対策及び救助活動に従事する移送あるいは、災害対策物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）を行う計画である。

1 輸送手段の確保

(1) 災害輸送の種別

- ① 貨物自動車、乗合自動車等の車両によるもの
- ② 航空機によるもの
- ③ 労務者によるもの

(2) 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は概ね次の方法による。

① 確保順位

自動車等の確保、借上げは概ね次の順序による。

- ア 市所有車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 民間所有の車両等
- エ その他自家用車両等

② 自動車の調達方法

原則として市所有によるものとする。不足するときは外部より調達する。

- (3) 市所有車両一覧表 (資料編 表-38 P54)
- (4) 調達燃料（市内給油所） (資料編 表-39 P55)
- (5) 空中輸送

一般交通の途絶に伴って地域が孤立した際、被災者の移送や食料・飲料水・医薬品等の救援物

資の緊急輸送のために空中輸送が必要なときは、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるとともに、離着陸が可能であれば自衛隊災害派遣要請計画に基づき要請を行う。

(6) 労務者等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等により輸送する。輸送のための労力の確保は労務供給計画の定めるところによる。

2 配車計画

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、概ね以下の順とする。

- ① 罹災者の避難のための対策要員及び罹災者の輸送
- ② 医療・助産における対策要員、資機材の輸送
- ③ 罹災者の救出のための対策要員、資機材の輸送
- ④ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- ⑤ 飲料水の供給のための輸送
- ⑥ 救助物資の輸送
- ⑦ 遺体の搜索及び処理のための輸送
- ⑧ 埋葬のための輸送
- ⑨ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

(2) 配車手続き等

- ① 災害対策本部総務部が、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- ② 災害対策本部総務部は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ③ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- ④ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

第28節 災害対策要員の動員計画

1 労務供給計画

この計画は、災害発生時に災害対策本部の各部等が、災害応急対策実施のため必要な労務者を雇用する計画である。

(1) 供給可能労務者推定数 100名

(2) 従事する作業の種類

労務者の労務作業は土木作業、清掃作業等とする。

(3) 供給方法

ハローワーク西脇へ労務者の供給を依頼する。

(4) 労務者は輸送車両によって輸送する。

(5) その他の必要な事項

- ① 供給した労務者で、なお不足するときは、他のハローワークからの労務者供給を依頼する。
- ② 出面表兼賃金台帳を備える。

2 隣保互助、民間団体活動計画

災害発生時に応急対策を実施するに当たり、災害対策本部員では、人手が不足する場合民間の組織の応援を求め、民間人の協力によってその万全を期するための計画である。

(1) 組織

災害救助活動の円滑適正を期するため、市内各町区長を中心とした組織とする。

(2) 協力要請

民間人の動員を必要とするときは、各町区長・自治会長及び婦人会長を通じて協力を求める。

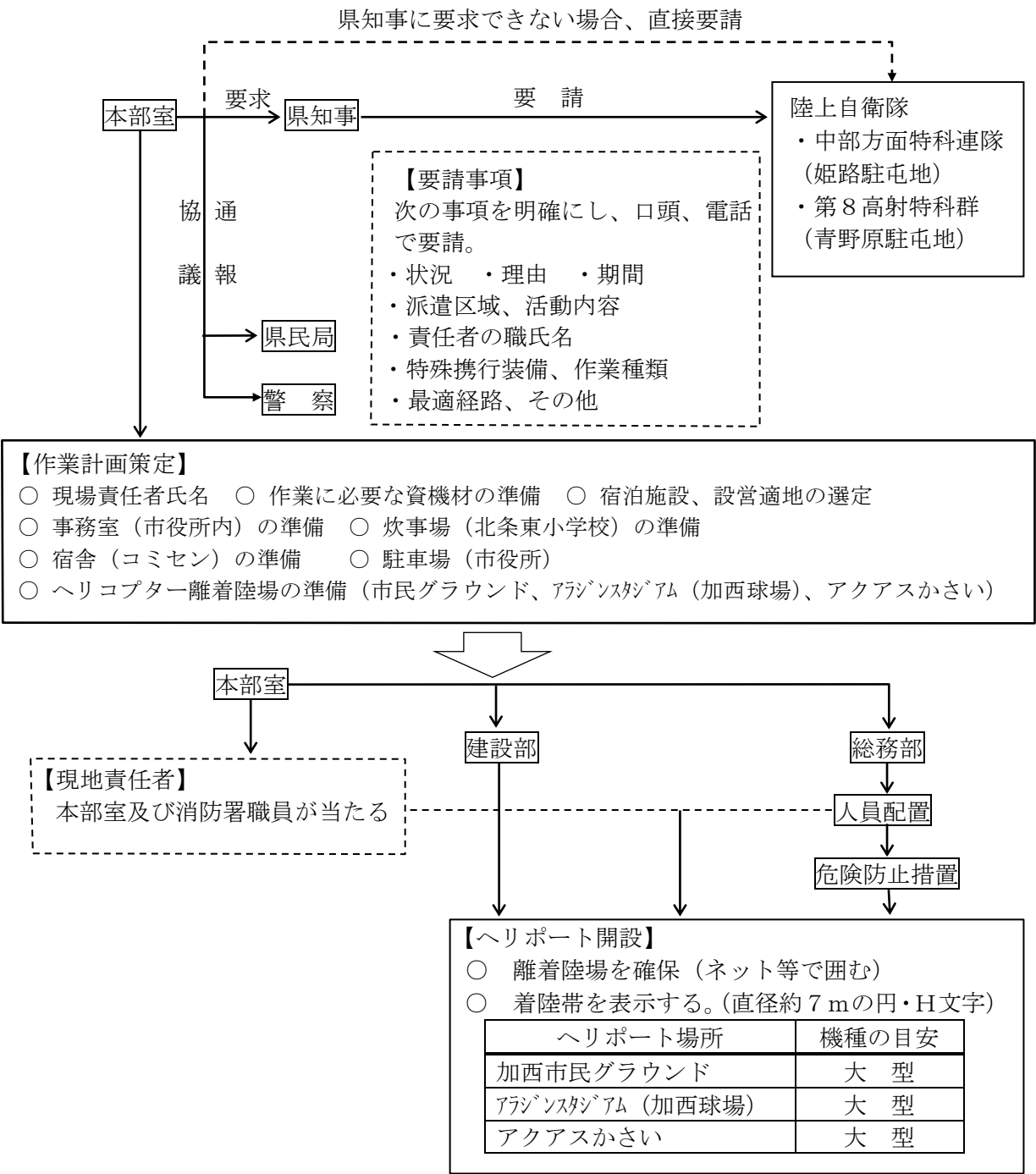
(3) 活動の内容

- ① 被災世帯調査に対する協力
- ② 救助物資等の配布に対する協力
- ③ その他応急救助実施に対する協力

- 3 赤十字奉仕団員
災害救護に関する奉仕、その他社会福祉施設及び救護を要する者への奉仕等を目的として設置されているものである。赤十字奉仕団の動員を必要とするときは、代表者に対し要請する。
- 4 その他の団体
その他の団体については、災害の規模に応じ適宜出動の要請を行う。
- 5 隣接市町への応援要請について
市内の人員のみでは、不足する場合又は不足すると見込まれる場合においては、兵庫県災害対策本部又は隣接市町に依頼し、労務の確保を図る。また、必要に応じ「放送要請計画」の手順により民間ボランティアの募集を行う。

第 2 9 節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際し、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が加西市災害対策本部の職員だけでは不可能又は困難で、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に自衛隊災害派遣の要請をするための計画である。

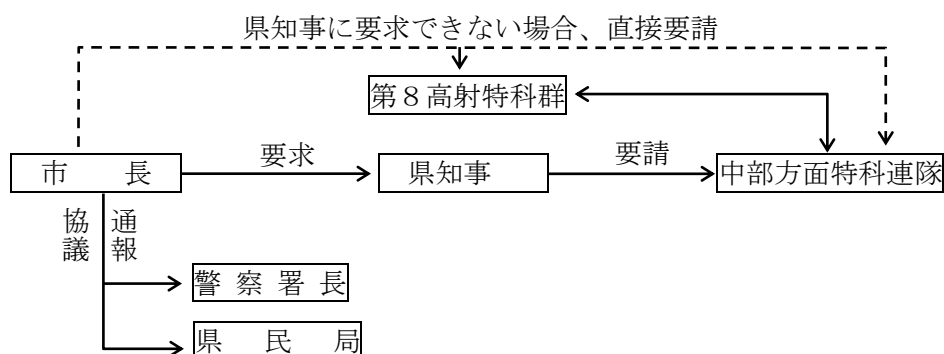


1 自衛隊災害派遣の活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等、状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常の他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
- (6) 道路又は水路の啓開
道路又は水路が破損し、又は障害物がある場合は、それらの啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、市が準備する。）
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その救援活動に必要な人員及び他救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (9) 給食、給水及び入浴支援
給食、給水及び入浴支援
※ 入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 災害派遣要請の方法

- (1) 自衛隊の応援を必要とするときは、県民局及び警察等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして県知事に要求する。ただし、通信の途絶等により県知事に対して要求できないときは、直接、口頭又は一般加入電話等により陸上自衛隊中部方面特科連隊又は第8 高射特科群へ直接要請し、事後速やかに所定の手続きを行う。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 希望する派遣区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示
- (2) 派遣要請系統図



3 県・警察・市の任務分担

(1) 県（県災害対策本部）

現場責任者を現場に派遣し、市（現場）と自衛隊間の折衝及び調整を行う。

(2) 警察

① 交通統制及び交通指導

警察署は、派遣部隊が管内を通過するときは、無線自動車、その他の車両で先導し、通行が迅速、円滑に行われるよう便宜を図る。

② 道路標示

既設の標示のみでは判断を誤るおそれのある箇所又は災害による危険箇所には臨時に掲示板、標柱を設けて便宜を図る。

(3) 市

① 作業計画の策定（応援を求める作業内容、所要人員その他について派遣部隊の到着と同時に作業できるよう策定する。）

② 作業実施期間中、現場責任者の設定

③ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

④ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4 自衛隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに次の受入体制を整備するが、その時の状況に応じ、派遣部隊の長と協議の上決定する。

(1) 本部事務室 市役所内に設置

(2) 炊事場 北条東小学校

(3) 宿舎 コミュニティセンター

(4) 駐車場 市役所駐車場

(5) ヘリコプター離着陸場

名 称	所 在 地
加西市民グラウンド	加西市北条町西高室 592
アラジンスタジアム（加西球場）	加西市玉野町字西ノ谷 1126-1
アクアスカさい	加西市西上野町 17

5 県への報告

本部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて所定の事項について、県へ報告する。

6 撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、県知事が市長及び派遣部隊の長と協議を行い決定する。市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、県知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

7 経費の負担区分

自衛隊の活動に要した次の経費を、原則として市が負担する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

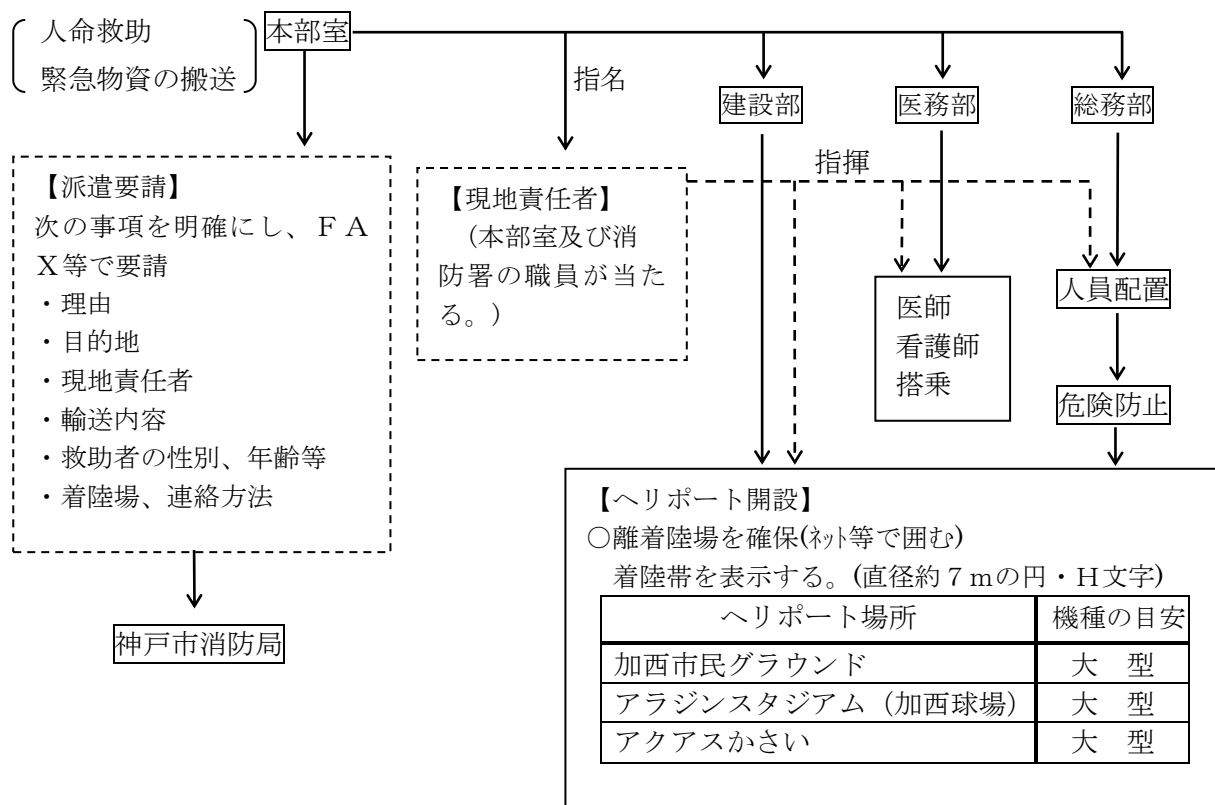
(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く）

8 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に県知事等に連絡し、所要の手続きを取ることとする。

第 3 0 節 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

大規模災害が発生し、陸上運送、輸送機能が麻痺した場合において、県ヘリコプターの要請を行い、迅速な救命救助・緊急物資輸送を行う。



1 ヘリコプター要請の内容

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請手続

(1) 要請方法

県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防署長が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書によりFAX等で防災監に要請するものとし、その手続きは神戸市消防局に対して行うものとする。

(2) 緊急要請連絡先

〔昼間 (8:45～17:30)〕 電話会議システムを使用

〔夜間 (17:30～翌 8:45)、休日〕

神戸市消防局警防部司令課 TEL 078-331-0986 FAX 078-325-8529

〔災害対策(警戒)本部設置時〕

災害対策本部事務局 TEL 078-362-9900 FAX 078-362-9911

3 要請での連絡事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現場の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他の必要事項

- (1) 離着陸場の選定
- (2) 離着陸場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

第1 危険物災害応急対策計画

1 実施機関

2 災害応急対策（事業所等）

(1) 連絡通報

- ## (2) 初期防除

(3) 医療救護

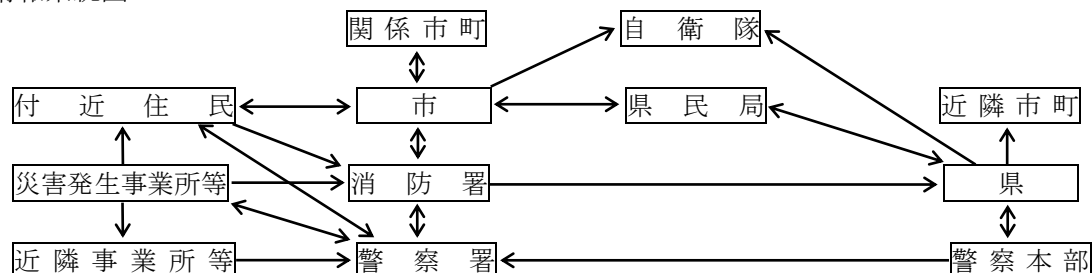
(4) 避難

(5) 住民救済対策

3 市の対応

(1) 災害情報の収集・報告

情報系統図



- (2) 災害広報

167

(3) 救急医療

被災地の傷病者等の救出は、当該事業所、消防署、医療機関、その他の関係機関の協力のもと救急医療業務を実施する。

(4) 避難

市長は、避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

(5) 自衛隊の出動要請

市長は、災害出動の円滑を図るため「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、県知事と調整を図り、出動要請を行う。

(6) 給水

市長は、「給水計画」の定めるところにより、飲料水の供給を行う。

(7) 社会秩序の維持

市長は、警察に協力依頼を行うとともに、関係機関の協力のもとに被災地における社会秩序の維持に万全を期する。

(8) 交通対策

市長は、交通の安全、緊急輸送確保のため、道路管理者、警察等と連携のもと被災地域の交通対策の万全を期する。

(9) 住民救済対策

市長は、事業所及び、消防署、その他関係機関と合同して、住民の救済対策を行う。

なお、被災地区の拡大により被害が多大となった場合においては、市長は災害救助法の適用を県知事に申請する。

4 消防署

(1) 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。

(2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策をとる。

(3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。

5 公共機関

関西電力送配電、NTT西日本等その他の関係機関は、それぞれの応急対策計画に基づきそれぞれ応急対策を実施する。

6 その他

災害の発生に当たっては、消防署はもとより、県関係部署及び関係機関、労働基準局、学識経験者等により原因の究明に当たる。

第2 火薬類、高圧ガス災害応急対策計画

災害時における火薬類及び高圧ガスに対する応急対策は本計画により、その他に関しては「第1 危険物等災害応急対策計画」に準じて事業所及び各関係機関の連携のもと、それぞれの計画の定めるところによる。

1 火薬類保管施設等応急対策計画

(1) 施設の管理者

① 火薬類保管施設等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設等の責任者は、消防署との連携を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者を近づけないようにする。

② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

③ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

(2) 消防署

① 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。

② 施設の責任者及び現場の警備責任者と連携して、応急対策の実施に当たる。

- ③ 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者と連絡を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ④ 搬出の余裕がない場合には、爆発により危害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置を取り、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

2 高圧ガス保管施設応急対策計画

(1) 施設の責任者

- ① 保管貯蔵する高圧ガス等の特性に基づいた適切な初期防災と、地域住民の避難誘導に特に留意して応急活動に当たる。
- ② 高圧ガス保管施設等の付近に火災が発生し、貯蔵中の高圧ガスに引火爆発のおそれがある場合は、消防等関係機関と密接な連絡を保ちつつ、施設責任者に対し、速やかに高圧ガスの移動、安全放出を図るか、又は高圧設備、容器等への散水冷却を行うよう指示する。
- ③ 高圧ガスの異常漏えいに関しては、緊急遮断装置、緊急防災工具、除外防毒資材等を活用して、迅速な漏えいの防止処置をし、火気の使用禁止及び立入禁止を行い、危険区域内の住民を退避させる等の措置を行う。
- ④ 初期防災が成功せず高圧ガス施設が異常事態となったときは、消防関係機関等と協調し、付近住民に通報、緊急退避を要請するとともに、防壁等を利用した散水冷却を続け、緊急放出弁を開栓する等高圧設備の破裂を阻止するための措置を行う。この際、避難、救急医療、交通整理、災害警備等についても、消防、関係機関と密接な連携のもと地域防災の万全を図る。

(2) 消防署

- ① 必要に応じて保安措置等について、指導を実施する。
- ② 保安施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業所の相互応援組織）及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。
- ③ ガスの漏出に際しては、施設管理者に対して、緊急遮断措置を講じさせる。
- ④ ガスの種類、性質及び気象条件等を考慮して広報活動を実施する。
- ⑤ ガスの爆発の危険性がある場合その他必要と認める場合には、第二次関係機関等（市、医療機関、道路管理者、交通機関等）に通報する。

第3 毒物劇物災害応急対策計画

災害により毒物又は劇物保管施設等が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、市、消防署、健康福祉事務所、その他関係機関の協力のもと本計画の定めるところによる。また、その他に関しては「第1危険物等災害応急対策計画」に準じて事業所及び各関係機関が、それぞれの計画の定めるところにより対処する。

1 施設の責任者

- (1) 発火源の除去、毒物劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講ずることができないとき又は必要と認めたときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。

2 市

- (1) 毒物劇物保管施設等が災害による被害を受け、毒物又は劇物が飛散、漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、その保管施設の責任者に、迅速かつ的確な情報を健康福祉事務所、警察署又は消防署に連絡させるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指示し、その毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定して、消防署等と協力し、交通遮断、緊急避難、広報活動等必要な措置をとる。
- (2) 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立ち入りを禁止して被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて早急に復旧するよう努める。
- (3) 危険区域への立入禁止解除に当たっては、関係官署と連絡を取り混乱のないよう措置する。

3 消防署

- (1) 火災に際しては、施設防火管理者との連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。

- (2) 大量放出に際しては、関係機関との連携を保持し、被災者の救出、避難誘導を実施する。
- (3) 中毒防止方法の広報活動を実施する。

4 健康福祉事務所

- (1) 保管施設等の責任者に対して、危険防止のための応急措置を講じるよう指示し、その毒物劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、消防機関等と協力し、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。
- (2) 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立ち入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて、早急に復旧するように努める。
- (3) 危険区域の立入禁止の解除に当たっては、消防署等と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。

第32節 急傾斜地の崩壊による災害応急対策計画

急傾斜地の崩壊による被害の発生に対する応急対策は、本計画による。

1 事故発生情報等の伝達

- (1) 事故発見者から通報を受けた災害関係機関は、市に連絡する。
- (2) 市は、災害の発生を最小限に押さえるため適切な処置に努めるとともに、警察、消防署に連絡し、市民の避難等適切な処置をする。
- (3) 市は、災害に関して、発生した日時、場所及び状況の写真等の情報を入手するとともに、加東土木事務所に連絡する。

2 復旧措置

本地域防災計画（復旧計画）により、再度災害が発生しないよう処置するとともに、早急な復旧に努める。

第33節 水道施設応急対策計画

水道の送配水管の破裂、排水施設の破損、停電、その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑化を図るため復旧班の編成、連絡等の事項を定める。

1 体制整備

- (1) 上下水道部に復旧班を置く。
- (2) 災害発生時には、有線による通信連絡が不可能になることが予想されることから、無線設備を活用して、応急連絡体制の確立を図る。
- (3) 把握した被害状況をもとに、所要資機材、復旧行程等を策定した復旧計画を確立する。
- (4) 災害が発生したとき、迅速な復旧処置をとるとともに本部に報告する。
- (5) 環境部長は復旧班の活動の連絡調整を行う。
- (6) 災害発生に際して、すばやく出動できるよう常に準備しておかなければならない。

2 応急対策

- (1) 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。
- (2) 応急復旧は、原則として復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行うものとし、施工業者に出動要請を行う。ただし、宅内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等が直接、指定給水装置工事業者へ修繕依頼し行う。
- (3) 応急復旧作業は昼夜兼行で行う。
- (4) 応急復旧は、概ね次により行う。
 - ① 応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮配管等による仮復旧とする。
 - ② 施工に当たっては、作業の難易度、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
 - ③ 断水区域の早期解消を図るため、給水場の応急復旧、送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧を並行して行う。
 - ④ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽

微な被害は、二次的に扱う。

⑤ 応急復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

3 災害時の広報

- (1) 広範囲にわたって給水不能となる場合は、広報車による復旧見込み等を市民に周知するとともに、応急修理を行い、断水時間をできる限り短縮するように努める。
- (2) 長期間にわたり断水が続く場合においては、「給水計画」により応急給水の措置をとる。

第34節 下水道施設応急対策計画

この計画は、管渠・下水処理場・ポンプ場等の下水道施設に被害が発生した場合に、関係機関と連携して、被災した施設の迅速な応急復旧を図り、衛生面の保全と、汚水、雨水の排水に万全を期するための計画である。

1 管渠の応急措置

- (1) 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講ずる。
- (2) 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針を立てる。
- (3) 枝線の被害については、直接本復旧を行う。
- (4) 多量の塵芥等により管渠の閉そく又は流下が阻害されないよう応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (5) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせる。

2 下水処理場・ポンプ場等の応急措置

- (1) 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- (2) 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

3 資機材、車両の確保

- (1) 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。
- (2) 応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。
- (3) 災害の規模により多くの資機材若しくは車両を必要とする場合には、指定業者等所有の資機材等の緊急調達を行う。なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供又は関係会社等からの調達への協力を要請する。

4 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、広報部に要請し行う。また、広報の時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第35節 電気事業災害応急対策計画

災害のため電力施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合においては、本計画により処置する。

1 対策の概要

非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。災害により電気の供給が停止、又はそのおそれのあるときは、関西電力送配電(株)社配電営業所(以下、関西電力送配電という。)に非常災害対策本部が設置され、応急対策及び復旧措置を講ずる。なお、市及び消防署は災害発生に際し、関西電力送配電と協力して市内にある電力施設の防御に当たり被災地の電力確保に努める。

2 通知

災害のため電力施設の被害が発生又は発生するおそれのある場合は、市長は関西電力送配電に通知する。その際には、関西電力送配電は、市民に対し適切な手法により周知する。

3 災害時の応急措置

(1) 要員の確保

非常災害対策組織構成員は、非常災害が発生若しくは発生するおそれがあるときは、速やかに関西電力送配電に参集する。また、必要に応じて復旧要員の動員、業務機関相互間の応援及び営業所外からの応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

非常災害が発生した場合は、営業所は工具、車両、電源車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 災害時の危険予防措置

災害時においても需要家サービス及び治安維持上、原則として送電を継続するが、浸水、建物倒壊等により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は送電不能が予測される場合若しくは水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(4) 市民、報道機関等社外に対する情報の提供及び注意事項、要望等に関し、広報を行う。

4 応急復旧対策

(1) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、復旧活動の円滑化を図るため、復旧計画の策定を行う。

(2) 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

① 送電設備

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 全回線送電不能のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 一部回線送電不能のその他の線路

② 変電設備

- ア 市中心部に送配電する送電系統の配電用変電所
- イ 重要施設に送電する配電用変電所

③ 配電設備

- ア 病院、水道、配水設備、市役所、警察、消防、N T T西日本、避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する等、具体的な復旧順位を定めておく。
- イ 長期浸水地区等における重要施設に対しては、負荷切替えや仮送電用ケーブルの布設等により仮送電する。

④ 通信設備

- ア 給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

第 3 6 節 電気通信事業災害応急対策計画

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、NTT西日本が次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

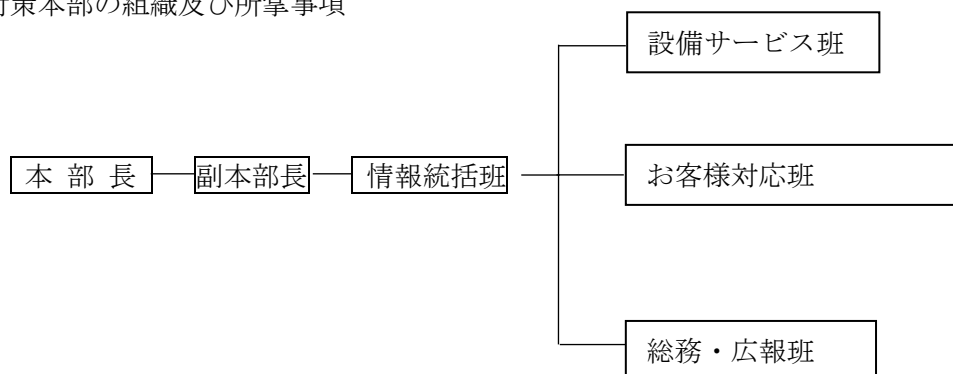
1 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

(1) 名称及び所在地

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
NTT 西日本 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16 階	災害対策室 TEL：078-393-9440 FAX：078-326-7363

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事項



① 情報統括班

災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

② 設備サービス班

被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

③ お客様対応班

ユーザへの対応

④ 総務・広報班

社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

2 応急対策の実施

設備被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置をとる。

3 通信途絶の解消

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

(1) 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

(2) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

(3) 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施

(4) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

(5) 非常用可搬形デジタル交換装置の運用

(6) 臨時・特設公衆電話の設置

(7) 停電時における公衆電話の無料化

(8) 「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を確立する。

① 提供の開始

- ア 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合に開始する。
- イ 被災者の方は、「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」に登録し、被災者の家族、親せき、知人の方等はその内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

② 伝言の条件等

ア 「災害用伝言ダイヤル（171）」

- (ア) 登録できる電話番号（被災地電話番号）：
加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号
- (イ) 伝言録音時間：1 伝言あたり 30 秒間
- (ロ) 伝言保存期間：提供終了まで（ただし最大で 6 か月）
- (ハ) 伝言蓄積数：1 電話番号あたりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時知らせる。

イ 「災害用伝言板（web171）」

- (ア) 接続条件
インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- (イ) アクセスURL
<https://www.web171.jp>
- (ロ) 伝言登録数
伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存されます）
- (ハ) 伝言版（伝言メッセージボックス）数
 - a 利用者情報なしの場合：1 件
 - b 利用者情報有の場合：最大 20 件 ※利用者情報は事前に登録が必要
- (ニ) 伝言保存期間
最大で 6 か月
- (ホ) 登録可能な伝言
定型文及びテキスト情報（伝言 1 件あたり 100 文字）
- (ヘ) 伝言のセキュリティ
伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により設定が可能。
- (ロ) 伝言通知機能
利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

③ 伝言通知容量

約 800 万伝言

④ 提供時の通知方法

- ア テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。
- イ 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内を流す。
- ウ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- エ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

4 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

5 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- (1) 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

- (2) 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取扱う。
- (3) 被害状況に応じた案内トーキを挿入する。
- (4) 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- (5) N T T 西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

第 3 7 節 ガス施設応急対策計画

地下埋設工事又は災害によるガスパイプライン等の破損等の対策についての計画である。

1 大地震発生時における初動措置

ガス営業所は、非常体制をとりパトロール等を重点的に行い次の措置をとる。

- (1) ガス供給箇所のパトロールを重点的に実施する。
- (2) パトロール中又は異常箇所が発生していないと正確にわかるまでは、遮断弁を閉鎖し、ガス供給を停止する。
- (3) 導管損傷箇所からのガス流出防止を迅速に行い、必要に応じ地域住民の避難誘導を行う。

2 防御保全対策

平素から、現場の状況について災害防御、修理取替等により保全業務を行っているが、非常の際には次のとおり、重点パトロールを行う。

- (1) パトロールの重点実施
- (2) 情報・連絡による状況の調査
- (3) 水害、冠水地域の制圧器の機能監視
- (4) 工事現場の特別見廻りと防御強化打ち合わせ
- (5) 防御及び応急機材の点検整備

3 危険防止対策

危険防止については、防御保全対策において対策を立て、災害情報・特異危険現場状況の把握に努め、次のとおり担当巡視員により応急対策実施に当たる。

- (1) ガス供給施設（バルブ・ガバナー等）周囲の危険物除去
- (2) ガス導管の折損等危険の予想される箇所の供給遮断
- (3) ガス導管内への流水防止のためのガス供給遮断
- (4) その他工事関係の危険箇所の防御及びガス遮断
- (5) 事前の打合わせにより、ガスの遮断について特に必要と認める場合には、消防職員がガスの供給を停止することができる。
- (6) 災害による事故発生の場合は、中毒、火災等を考慮し、警察、消防と連携の上、付近住民の避難の要請を行う。

4 応急対策

供給施設の災害復旧は、ガス供給上長時間停止できない場合には、災害現場の状況により主に次の応急作業に当たる。

- (1) 供給上最低可能な範囲で、バルブ操作又は圧送操作によって行う。
- (2) ガス導管内の排水作業の早急実施
- (3) ガス導管内の折損、あるいは漏えい箇所の復旧修理
- (4) その他現場の状況により適切な処置を行う。

5 災害時の需要家への協力・要請事項

- (1) 室内でガス漏えいを発見した場合は、元栓を閉め、窓を開け放し、火気に注意し速やかにガス営業所に連絡する。
- (2) 道路又は屋外でガスの漏えいを発見した場合は、火気を厳禁しガス営業所に連絡し、漏えいの程度に応じ避難する。
- (3) 地盤沈下、冠水等、ガス施設に損傷を与えるおそれがあれば、すぐにガス営業所に連絡する。
- (4) 不点火、その他ガス施設の異常を生じた場合は、ガス営業所に連絡すること。なお、修理が完了してからも、点火試験が終わるまで使用しない。

第 3 8 節 放送事業災害応急対策計画

災害時の放送確保のための応急対策は、概ね次のとおり実施することとなっている。

1 日本放送協会

(1) 放送施設障害時の措置

応急対策

災害時において放送施設の障害等のため長時間平常の運用が困難なときは、原則として、次の優先順位により放送を実施することとなっている。

- ① 第 1 順位 FM放送
- ② 第 2 順位 総合テレビ
- ③ 第 3 順位 第 1 放送
- ④ 第 4 順位 第 2 放送
- ⑤ 第 5 順位 教育テレビ

(2) 受信者対策

- ① 状況に応じ避難場所あるいは学校等人目につきやすいところに臨時速報板を設置し、情報を提供するほか、拡声装置を取り付け、またサービスカーを派遣し最新の情報を提供する。
- ② 災害時避難場所への受信機を貸与する。
- ③ 被災地に職員を派遣し、受信機の被災状況を把握し、被災受信機の取扱いについて注意及び修理実施について受信者に周知するとともに相談に応じる。

2 サンテレビジョン

受信者対策

- (1) 可能な限り要員を動員して、取材活動に当たり定時ニュースの枠にとらわれず刻々と災害情報を報道する。
- (2) 住民の安全に重要な関連を持つ情報については、きめ細かく報道し緊急に避難を必要とする種類の情報については、番組を中止しても報道する。
- (3) 緊急事態時の報道については報道要綱により実施する。

3 ラジオ関西

受信者対策

「緊急事態時における番組取扱基準」及び「非常災害時における学校、公共団体、一般企業等の告知放送取扱基準」に従い報道を実施する。

第 3 9 節 鉄道輸送事業災害応急対策計画

鉄道輸送確保のための応急対策の概要は、次のとおりである。

1 連絡体制

- (1) 鉄道車両の事故が発生した場合は、人命救助を第一として対処する。同時に状況把握に努め、速やかに無線等により事故の状況（場所、時間、死傷者数等）を会社に通報する。
- (2) 鉄道部長は、事故の状況を把握の上、速やかに国土交通省近畿運輸局鉄道部・県知事・加西市・警察署に報告・通報するとともに、必要に応じ消防署に通報する。

2 応急措置

(1) 初動措置

① 会社の措置

ア 鉄道部長は、異常気象のおそれがある場合は情報の入手に努め、レールへの影響等について検討する。なお、この際、市は最大限情報の提供に努める。

イ 会社は、少しでもレール等に影響の可能性がある場合は、速やかに全線のレールの点検を行うとともに、点検終了まで乗務員に運行を見合わせる。

ウ 地震等異常を感知したときは、必要に応じ無線により乗務員に停車を指示する。

② 乗務員の措置

ア 異常を感知したとき、又は鉄道部長から通報を受けたときで、運転手が列車の運転が危険と認めた場合、直ちに停車させる。

イ 停止位置が橋梁上等の場合は進路の安全を確認し、安全と認められる箇所に列車を移動させる。

ウ 車両・レール等の被害状況の把握を行い、会社と連絡を取り指示を受ける。

エ その他の措置

(ア) 乗客誘導のための案内放送

(イ) 救出、救護措置

(ウ) 出火防止

(エ) 防災機器の操作

(オ) 災害情報収集

(2) 乗客の避難誘導

① 駅における避難誘導

ア 駅長は、係員を指揮して、混乱の生じないように避難させる。

イ 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市（政策課）に通報する。

② 乗員における避難誘導

ア 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。

イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は、次による。

(ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、乗客を降車させる。

(イ) 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

(3) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が、救急救護活動に当たる。

なお、災害の状況により消防署、警察、市等に応援を要請する。

(4) 災害時の広報活動

① 駅では、災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況等について案内を行う。

② 乗務員は、相互連絡、情報を交換し、会社からの指示、伝達等について、乗客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について、放送案内し、乗客の動揺、混乱を防止するよう努める。

3 代替交通対策

早急に復旧が見込めない場合は、復旧対策と並行して自動車輸送について考慮するものとする。

第40節 農林産業施設応急対策計画

土地改良事務所、農協その他関係団体の協力により応急対策に関する技術指導に当たる。

1 基本的方針

(1) 農林業の災害対策指導は、気象予報に即応した指導を迅速かつ適切に行う。

(2) 気象情報の収集・伝達に配慮し、気象変化に即応した適切な対策指導がはかれるよう体制の整備を行う。

(3) 災害対策の基本は、予防にあることから、日常から必要な知識及び対応技術の普及に努めると同時に、防災組織の整備に努める。

2 災害対策

(1) 農林業技術応急指導

周年の災害（風水害・雪害・霜害・干害等）の対応策について、作物別（水稻・麦・大豆・野菜・果樹等）に平時から災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう技術指導を行う。また、災害時には、農業関係団体と協力して、被害農林産物に対する速やかな対策の実施や成熟期の作物の早期収穫の指導の徹底を図る。

(2) 家畜感染症対策

緊急事態発生のおそれがあるところには、予防液、治療薬、消毒液による感染症対策体制を図るよう指導する。

(3) ため池対策

① 監視人を配置する。

② 応急資材を準備する。

③ 大雨のときは取水施設等を利用し、水位の低下を図る。

④ 堤防が決壊した場合、監視人の指示により、土のうを積む等対策を立て、被害の防止を図る。

3 施設（農林土木）

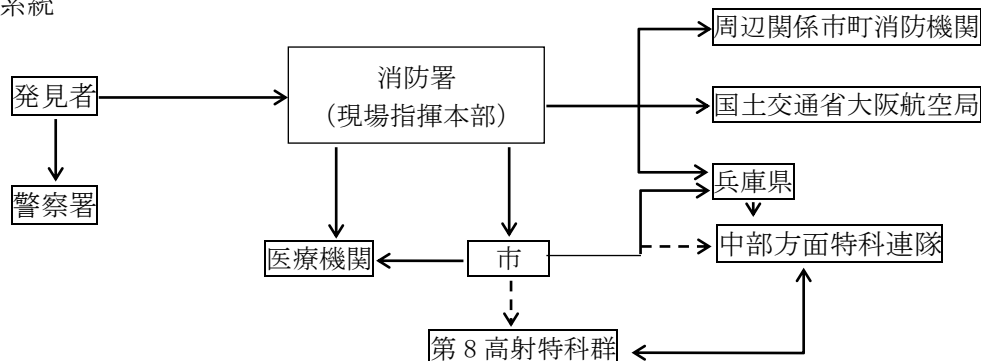
施工中の治山、林道、農地、農業用施設関係

- (1) 工事用諸機材の流出を防ぐ等施行管理に留意する。
- (2) 災害査定等の資料にするため被災原因、状況調査、写真等に記録すること。
- (3) 災害の拡大を防止するための応急工事を実施する。

第4 1 節 航空機事故による災害応急対策計画

この計画は、航空機の墜落炎上等の災害から地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の軽減を図るものである。

1 通信連絡系統



2 応急措置

救難活動においては、人命救助・地域住民の安全確保を最優先で実施し、被害の拡大防止、事故調査資料の確保に努める。

3 消防活動

- (1) 航空機等災害に係る火災が発生した場合、消防署等は化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。市及び消防署は、必要に応じ地区の住民の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。
- (2) 災害の規模が大きく、消防署等及び関係機関で対処ができない場合又はできないおそれのある場合は、近隣消防機関に応援を求める。

第4 2 節 突発重大事故災害対策計画

火災をはじめとする突発的な災害について、防災関係機関が緊密かつ有機的連携・協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。

1 認定基準

火災事故、爆発事故、列車事故、毒物劇物事故等により多数の死傷者が発生したときで、認定の基準は概ね次に掲げる程度とする。

区 分	基 準
死者（行方不明者を含む）	20 人以上
死傷者	50 人以上
重傷を含む負傷者	70 人以上
負傷者	100 人以上

2 認定

突発重大事故の認定は、市長が事故現場に出動した警察及び消防機関の意見を聞いて認定を行い、県に通報する。

3 現地災害対策本部

- (1) 突発重大事故と認定された場合、市長は原則として、現地又は適当な場所に災害対策本部を設置する。

(2) 設置場所

市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。

(3) 組織

構成は、概ね次のとおりとする。各防災関係機関の連絡責任者は、必要な連絡調整に当たる。兵庫県、加西市、消防署、警察署、必要に応じ事故原因者等

(4) 現地災害対策本部の機能

防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、災害状況等の情報の統一化を図るため、次の事項を処理するとともに、各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たる。

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 広報
- ③ 防災関係機関の情報交換
- ④ 防災関係機関相互間における応急対策調整
- ⑤ 関係機関に対する応援要請
- ⑥ その他必要な事項

4 現地災害対策本部の閉鎖

事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したとき、市長は、各防災機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を閉鎖する。

5 突発重大事故初動措置計画

突発重大事故が発生した場合の警察活動については、「加西警察署突発重大事故初動措置計画」に定めるところによるが、その初動措置は概ね次のとおりである。突発重大事故（事件）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとり関係機関と連携のもとに、概ね次の初動措置を行う。

- (1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雑踏整理、交通規則及び緊急車両通行路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

第43節 民間団体活用計画

1 概要

災害の規模が大きく、市の職員及び他の市町等から応援職員だけでは到底迅速な応急対策が実施できない場合においては、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織、自治会、婦人会、ボランティア団体、市民救命士、アマチュア無線家等、その他各種民間団体に対し、応援を求め円滑に応急対策を実施できるように努める。

2 動員

災害応急対策実施のため、動員の必要があると認められるときは、その奉仕作業の種別によりその作業に適応した団体へ応援を要請する。

3 応援要請の方法

災害時に民間団体、自主防災組織及びボランティアへの協力を要請する方法としては、主に次のとおりとする。

(1) 要請での明示事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。

- ① 活動の内容
- ② 協力を希望する人数
- ③ 調達を要する器機材等

- ④ 協力を希望する地域及び期間
- ⑤ その他参考となるべき事項
- (2) 民間団体への協力要請の方法
 - 各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときで、災害対策本部総務部が本部長の指示に基づき、その責任者に対して要請する。なお、この計画に定めない場合については、本部室・総務部が本部長と協議の上、必要と認めた場合は、総務部が要請する。
- (3) ボランティアへの協力要請
 - 人員不足等により迅速な対応が不可能と本部長が認めたとき、災害対策本部室は、「災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」に基づき、加西市社会福祉協議会にボランティアセンターの設置を要請する。
 - 加西市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の手段等によりボランティアへの協力要請を行う。この際、女性の被災者に対して適切な対応ができるよう、女性ボランティアの確保に留意する。また、平時から災害ボランティアの登録受付を行う。
 - ① 広報車
 - ② 口頭、ホームページ、チラシ配布・掲示等による呼びかけ
 - ③ 県、隣接市町への斡旋要請
 - ④ ラジオ、テレビ局等に対する放送要請
- (4) 市民救命士への協力要請
 - 救急車が到着するまでの間又は人員不足のため迅速な救命活動が不可能な場合、災害対策本部、消防部及び総務部が広報活動により、応急救命活動について協力要請を行う。
- 4 ボランティアの受入れ体制
 - ボランティアの受入れ等については、社会福祉協議会の設置した災害ボランティアセンターにおいて、社会福祉協議会の配置した災害ボランティアコーディネーターと市が派遣する職員が中心となって、本部室と連絡を取りながら、受入れやニーズ調査、派遣調整等を行うものとする。
 - また、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。
- 5 災害ボランティアセンターの業務
 - (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること
 - (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること
 - (3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること
 - (4) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること
 - (5) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動に関すること
 - (6) 簡易な応急及び復旧作業に関すること
 - (7) その他災害ボランティア活動に必要な業務に関すること
- 6 ボランティアの活動拠点
 - ボランティアの活動拠点は加西市健康福祉会館とする。ただし、災害の状況等により、設置が困難なときは、公共施設等で被害のない場所を活動拠点とする。
- 7 記録の保管
 - 応援を受けた場合、市及び関係機関は概ね次の事項について記録し、保管しておく。
 - (1) 応援民間団体の名称及び人員
 - (2) 応援した作業の内容及び期間
 - (3) その他必要な事項
- 8 ボランティアの登録
 - 日頃から各種民間団体の得意分野等の把握に努めるとともに、災害時の応援要請を円滑に実施できるよう登録・保存しておく。また、災害時の応援等について、平時から啓発を行っておく。

第4節 被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付

1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

被災者台帳に記載する事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を市外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合はその旨及び日時
- (13) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。

- (1) 担当部署 交付事務は、協力部が担当する。
- (2) 発行の手続き
- (3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明するものとする。

① 住家

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水

② 人

死者、行方不明者、重傷者、軽傷者

(4) その他

罹災証明書に必要な証明手数料について、市長が災害の規模・態様により特に必要と認めた場合は、徴収しない。

- (5) 様式 (資料編 表-40 P56)

第5節 激甚災害の指定

この計画は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合に、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するための計画である。

1 激甚災害指定の手続きは、概ね次のとおり行われることとなる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は、市長からの報告内容により、必要と認められたときは、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認められたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として

指定すべき災害かどうかを答申する。

- (4) 内閣総理大臣は、中央防災会議の答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として交付される。

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。被害状況の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つの指定基準がある。

- (1) 激甚災害指定基準（資料編 表－41 P57）
- (2) 局地激甚災害規定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため資料編（表－42 P59）のように基準を定めている。

4 特別財政援助

- (1) 交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に関わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他財政援助及び助成

- (2) 国の財政援助の概要

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため、特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は概ね資料編（表－43 P61）のとおりである。

第46節 二次災害防止計画

地震により二次災害発生のおそれのある場合については、本計画により防止対策を実施する。

第1 公共土木施設における二次災害防止対策

1 被害状況等の調査

二次災害による被害の拡大を防ぐため、県との連携を図りながら、地震（土砂）による被害箇所及び道路、河川の被害箇所について、重点的に緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

2 緊急対策の実施

二次災害が発生するおそれのある危険箇所については、災害の拡大を最小限に食い止めるために、応急復旧工事等緊急対策を実施するとともに、危険箇所を住民へ周知し、警戒避難体制の強化を行うものとする。

第2 農林産業施設における二次災害防止対策

1 被害状況等の調査

二次災害による被害の拡大を防ぐため、県との連携を図りながら、ため池危険箇所、農業土木施設、森林等の被害箇所について重点的に緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

2 緊急対策の実施

二次災害が発生するおそれのある危険箇所については、災害の拡大を最小限に食い止めるために、補強、補修等緊急対策を実施するとともに、危険箇所及び被害状況を住民へ周知し、警戒避難体制の強化を行うものとする。

第3 建築物の二次災害防止対策

1 応急危険度判定士派遣要請

地震発生後の被害状況に基づき、市内建築物の応急危険度判定実施の必要性があると認めた場合は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請するものとする。

2 応急危険度判定の実施

応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査票」を使用し、原則として外観目視で判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付するものとする。

第4 7 節 要配慮者支援対策

第1 高齢者、障がい者等の支援

1 要配慮者支援班の設置

市（救助部）は、要配慮者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、「要配慮者支援班」を救助部の中に設置する。

2 情報提供

市（救助部）は、県と協力し、高齢者・障がい者等要配慮者（避難行動要支援者）に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報伝達ルート

自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、福祉ボランティア等

(2) 伝達手段

かさいライフナビ、広報誌、広報車、かさい防災ネット、インターネット、FAX、口頭伝達等

3 避難対策

市（救助部、消防団）は、要配慮者支援班を中心に自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団の協力のもと、次の支援を行う。

(1) 名簿等の活用により、居宅に取り残された要配慮者（避難行動要支援者）の迅速な救助を行う。

(2) 地域住民と協力して、要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導に努める。

(3) 避難所等に避難した要配慮者（避難行動要支援者）を把握し、ニーズ調査を行う。

(4) 援護の必要性の高い者について、福祉避難所もしくは設備の整った社会福祉施設への一時入所を進める。入所先（受け入れ先）への搬送に当たって、市有車両で対応できない場合は県や福祉関係機関に要請する。

4 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織、民生児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者（避難行動要支援者）の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

市は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者（避難行動要支援者）の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家に よる支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適

切につないでいく仕組みを構築するよう努める。

(4) 避難場所の確保

市は、要配慮者（避難行動要支援者）に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

市は、避難所等において要配慮者（避難行動要支援者）用の窓口を設け、要配慮者（避難行動要支援者）の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、要配慮者（避難行動要支援者）のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

市は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

5 すまい支援

市（救助部、建設部、上下水道部、衛生部）は、次の措置を講じる。

- (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り高齢者、障がい者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。
- (2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（救助部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。
- (2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

第48節 被災者支援のための情報の収集・活用計画

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める

- 1 市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。
- 2 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- 3 被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生により被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後被害の程度を十分検討のうえ、次の事項について計画する。

- 1 公共土木施設復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設復旧事業計画
 - (2) 砂防設備復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設復旧事業計画
- 2 農林産業施設復旧事業計画
- 3 上下水道災害復旧事業計画
- 4 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 学校教育施設災害復旧計画
- 7 病院、診療所等災害復旧計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

第5章 災害復興計画

第1節 組織の設置

第1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 内容

1 復興本部の設置

市は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織をして復興本部を設置する。なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第2節 復興計画の策定

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と、被災地の速やかな復興を総合的に推進するために策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

- (1) 市は、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。
- (2) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本指針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (3) 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画—基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。また、それぞれの策定準備段階においては、意見募集、委員会の設置、シンポジウムの開催等を通じて、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を配慮する。

3 復興計画の策定

計画策定に当たっては、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

- (1) 生活復興
- (2) 住宅復興
- (3) 都市基盤復興
- (4) 産業復興

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

目 次

第1章 総則	1 8 9
第1節 趣旨	1 8 9
第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 8 9
第3節 南海トラフ地震の具体的な計画推進	1 8 9
第4節 被害の想定	1 9 1
第2章 災害応急対策計画	1 9 2
第1節 災害対策本部の設置	1 9 2
第2節 災害応急対策要員の参集	1 9 2
第3節 地震発生時の応急対策	1 9 2
第4節 資機材、人員等の配備手配	1 9 3
第5節 他機関に対する応援要請	1 9 3
第6節 避難住民の受け入れ	1 9 4
第3章 災害予防対策計画	1 9 5
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	1 9 5
第2節 建築物等の耐震化の推進	1 9 5
第4章 地震防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	1 9 6
第1節 地域防災力の向上	1 9 6
第2節 防災訓練計画	1 9 7
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	1 9 7
第5章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	1 9 9

第1章 総 則

第1節 趣 旨

1 計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海地震特措法」という。）が、平成25年11月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）に改正され、南海トラフ地震特措法第3条第1項の規定による推進地域に加西市が指定されたことから、南海トラフ地震特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格と役割

南海トラフ地震に関して加西市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにし、中央防災会議の報告を踏まえて、他自治体や民間企業等との連携の対策を推進していくため、防災関係機関の実施する業務等について基本的な事項を示す。

3 震災編との関係

南海トラフ地震の発生に係る予防対策及び応急対策は、「震災対策計画編」で対処する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

震災対策計画編 第1章「総則」第8節「防災関係機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第3節 南海トラフ地震の具体的な計画推進

1 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）

中央防災会議は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針や基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針などを定めた「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を策定している。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画（兵庫県防災会議）

兵庫県防災会議は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定している。同推進計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市町、その他の防災関連機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災・減災対策の推進により、人的被害、物的被害、県民生活の支障の軽減に関する減災目標を明示している。

3 その他留意事項

(1) 広域防災体制の確立

南海トラフ地震が発生すると、非常に広域で同時に甚大な災害が発生するおそれが高いため、国・地方公共団体等が連携して近隣府県だけでなく、推進地域以外の地域も含めたより広域的な防災体制を確立するとともに、地域においては災害発生直後に受援が困難で

あることを想定して、「自助」「共助」による地域防災力を向上させることが不可欠である。

(2) 計画的かつ早急な予防対策の推進

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した長期評価によると、今後 10 年以内の発生確率は 20%程度、今後 30 年以内の発生確率は 70%程度に達すると想定されている。

(3) 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

(4) 時間差発生等における円滑な避難の確保等

① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達については、「震災対策計画編」に準じて実施する。

② 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、必要に応じて災害警戒本部を設置することとする。

(6) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(7) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機

関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために必要な措置について、地域住民の避難誘導に係る体制を構築する。

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、「震災対策編」に定める必要な飲料水の供給を確保するものとする。その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても「震災対策編」に定めのある物資の確保に努める。

(9) 交通対策

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。その他交通対策については、「震災対策編」に定めのあるものの確保に努める。

(10) 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における避難に関わる対策として、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

第4節 被害の想定

南海トラフ地震(M9クラス)は、関東から九州にかけて広域的な被害の発生が予想され、特に太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定されている。

また、南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることから、後発の地震に対する対策を検討しておく必要がある。

1 想定される震度

中央防災会議では、南海トラフ地震が発生した場合、地震の規模はマグニチュード9.1としている。国の検討結果を踏まえた、県独自の被害想定では、兵庫県下でも、淡路地域で最大震度7、神戸市、阪神、播磨地域の広範囲にわたり最大震度6強の非常に強い揺れに襲われ、揺れは3分程度続くとされている。

2 加西市における被害想定

平成24年8月に国より公表された南海トラフ地震に関する加西市における被害想定は以下のとおりとなっている。(被害想定のうち、被害が最も多い冬の早朝5時で想定)

(1) 最大震度

震度6弱

(2) 建物・人的被害想定

① 建物被害想定

ア 全壊39棟(揺れ30棟、液状化8棟、土砂災害1棟)

イ 半壊1,148棟(揺れ868棟、液状化277棟、土砂災害3棟)

② 人的被害想定

ア 死者1名(建物倒壊1名)

イ 負傷者151名(建物倒壊151名)

ウ 重症者3名(建物倒壊3名)

エ 避難者数165名

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策（警戒）本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第3節「災害対策本部」を参照）

第2節 災害応急対策要員の参集

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第3節「災害対策本部」第1「動員計画」を参照）

第3節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地域における災害の状況及びこれに対する措置の情報を的確に収集する。その際、発生した災害が、自らの対応力のみでは対処できないような災害であると判断された場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報を収集するように留意する。

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第3節「災害対策本部」第2「情報計画」を参照）

2 避難のための指示等

（地震災害）

- (1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難指示をする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難指示を発令する。なお、避難指示を発令した場合は、県知事に報告する。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長が避難指示を発令することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難指示を発令する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示（緊急）を発令した旨を市長に通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせる。

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第10節「避難計画」第2「避難指示」を参照）

3 施設の緊急点検・巡視

通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる施設及び避難場所に指定されている施設について、必要に応じ緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第24節「公共施設応急対策計画」を参照）

4 救助・救急活動、医療活動、消火活動

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第8節「消防計画」、第9節「救急救助計画」、第16節「医療助産計画」、第17節「救急医療対策計画」を参照）

5 物資調達

地震が発生後、適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第12節「食料供給計画」、第14節「物資供給計画」を参照）

6 輸送活動

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第27節「交通輸送計画」を参照）

7 保健衛生・防疫活動

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第20節「感染症対策・保健衛生計画」を参照）

8 帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、帰宅経路情報の提供や公共施設での水、トイレ、休憩所等の提供等、徒歩帰宅者のための支援策等について検討する。

9 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について関係機関と協力し必要な措置を行う。

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第21節「障害物の除去計画」、第46節「二次災害防止計画」を参照）

第4節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震が発生した場合に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄及び調達に関する事項については、震災対策計画編第3章「災害応急対策計画」第12節「食料供給計画」、13節「給水計画」、第14節「物資供給計画」の定めるところによる。

2 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、加西市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第5節 他機関に対する応援要請

1 市は、必要があるときは、締結している応援協定に従い、応援を要請する。

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第7節「相互応援協力計画」を参照）

2 市長は自衛隊の派遣要請を行う必要があると認められるときは、県知事へ派遣を求めることができる。

（震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第29節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照）

第6節 避難住民の受入れ

兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定において、当市は、津波による浸水被害を受けないとされていることから、市民の安全を確認するとともに、受入施設の被害状況を把握し、近隣沿岸市町の避難者の受け入れ体制を整える。

第3章 災害予防対策計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業5箇年計画を基本にその必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
(震災対策計画編 第2章「災害予防計画」第28節「地震防災緊急事業5箇年計画」を参照)
 - (1) 情報伝達システムの普及
市で整備した情報伝達システムの普及を促進し、災害時の情報伝達手段の安定的確保を図る。
 - (2) 災害拠点施設の整備
災害時の拠点となる施設や多数の人の利用に供する学校、社会教育施設、社会福祉施設について、改修工事等を計画的かつ効果的に実施する。
 - (3) 防災資機材備蓄施設の整備
県の被害想定に基づく最大避難者数に対処するために、防災資機材や物資の備蓄を行うための施設の整備を進める。
 - (4) 河川・ため池整備の推進
河川・ため池の決壊による災害を防止するために、定期点検や耐震診断を実施し、緊急性の高いものについて、計画的に整備を進める。
 - (5) 緊急輸送道路等の整備
被災直後の救助・啓開活動、迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路の整備を進める。

第2節 建築物等の耐震化の推進

- 1 市施設の耐震化
市の有する施設についての耐震化を計画的かつ効果的に行う。
- 2 一般建築物耐震化の促進
減災の取り組みを一層進めるため、加西市耐震改修促進計画に基づき県と連携し、住宅・建築物の計画的な耐震改修を促進する。
(震災対策計画編 第2章「災害予防計画」第1節「都市防災構造化計画」第4「建築物等の耐震性の確保」を参照)

第4章 地震防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための次の手段を講じるよう努める。

(1) 事前の備え

① 住まいの安全のチェック

ア 専門家による住宅の耐震診断の受診、必要に応じた耐震補強

イ 家具の転倒防止対策

② 家庭での防災会議の開催

定期的に家族間で話し合い、非常持ち出し品の搬出や火の始末など家庭内での役割分担、避難所及び避難経路の確認、別々の場所で被災した場合の連絡方法や最終的な集合場所等を定める。

③ 防災に関する知識や技術の習得

救急救命訓練などの各種講座への参加により防災関連知識・技術を習得する。

④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水は、家族構成を考えて最低でも3日、可能な限り1週間分程度を備蓄する。

また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心構え

① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

② あわてて外に飛び出さない。

③ 揺れが収まった後、火元の始末を確認する。

④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

⑤ ブロック塀には近づかない。

⑥ 靴を履いて外に出る。

⑦ 自動車では原則として避難しない。

(震災対策計画編 第2章「災害予防計画」第2.3節「防災知識普及計画」を参照)

2 地域での防災活動

(1) 市は、地域防災力を向上させるため、自主防災組織を育成する。

(2) 市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

(震災対策計画編 第2章「災害予防計画」第2.4節「自主防災組織等整備計画」を参照)

3 事業所等の防災活動

(1) 市は地域防災力の向上のため、事業所等の地域防災活動への参画を促進する。

(2) 事業者は、地域防災活動へ積極的に参加し、次のことを行う。

① 従業員の防災意識の向上

② 危険物等の管理体制の強化

③ 事業所内における防災訓練の実施

④ 自主防災組織への参加促進

⑤ 防火管理講習会等への参加

第2節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 警報等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
 - (4) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

- 1 住民等に対する教育
 - (1) 市は、居住者等の南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
 - (2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。
 - (3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて組織単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含ませる。
 - ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 地震・津波に関する一般的な知識
 - ③ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ④ 正確な情報入手の方法
 - ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - ⑧ 情報収集に必要なラジオの携行等、非常持ち出し品の備えの徹底
 - ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - ⑪ 南海トラフ地震が連続して発生したときの対応
 - (4) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。
 - (5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

2 児童生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校等において、過去の地震及び津波災害等の実態、地震及び津波発生要因、地震、津波が発生した場合の対処の仕方など、訓練を含めた実践的な教育を行う。

また、防災ハザードマップの作成を保護者、地域住民とともに取り組むなど、自分の家や学校、地域の様子を知る機会を設ける。

3 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努める。

4 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含ませる。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震、津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

5 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その内容を広報するよう図る。

第5章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生するほか、数時間から数年の間差で発生している。よって、後発の地震に対する対策を次のとおり実施する。

1 対応方針

- (1) 市は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民に対する防災意識の啓発に努める。
- (2) 先行する地震が発生した場合、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等については、状況により数日間の避難の実施を検討する。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討する。

2 応急危険度判定の迅速化等

余震等による二次災害を防止するため、建築物及び宅地の応急危険度判定を早急に実施し、最初の地震で脆弱になっている建築物等については住民への周知を徹底する。また、応急危険度判定の結果、危険と判断された建築物やがけ地には立ち入らないよう呼びかける。

付 録

加 西 市 防 災 会 議 条 例

加 西 市 防 災 会 議 委 員 名 簿

加西市防災会議条例

加西市条例第33号

昭和42年7月1日

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき加西市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 加西市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員38名以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 加西市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊長が指名する者
- (3) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 北はりま消防組合の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 第5項第9号及び10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前任の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことが出来る。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊自衛官、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後に、加西市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により最初に任命する委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

加 西 市 防 災 会 議 委 員

(令和7年9月)

	役 職 名	氏 名
会 長	加西市長	高 橋 晴 彦
1 号委員	近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	富 本 和 也
2 号委員	陸上自衛隊第8高射特科群第343高射中隊中隊長	倉 田 伸 一
	陸上自衛隊第8高射特科群第343高射中隊	谷 口 萌
3 号委員	兵庫県北播磨県民局長	成 田 徹 一
4 号委員	兵庫県加西警察署長	井 上 一 馬
5 号委員	加西消防署長	小 林 克 樹
6 号委員	加西市副市長	井 上 利 八
	加西市病院事業管理者市立加西病院長	生 田 肇
7 号委員	加西市教育長	菅 野 恭 介
8 号委員	加西市消防団長	甘 中 直 樹
9 号委員	日本郵便(株)加西郵便局長	高 畑 和 弘
	西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所長	藤 井 浩 司
	加西市医師会会長	安 積 啓
	N T T 西日本(株)兵庫支店設備部災害対策室次長	東 充 男
	関西電力送配電(株)姫路本部社配電営業所長	増 井 稔
	神姫バス(株)北条営業所長	小 紫 智 彦
	加西市社会福祉協議会理事長	下 村 義 明
	兵庫県石油商業組合加西支部長	西 村 和 也
	兵庫県エルピーガス協会加西地区長	繁 山 雅 彦
10 号委員	加西市区長会会長	石 野 正 弘
	加西市連合婦人会会長	谷 勝 公 代
	(特非) 災害ボランティア加西らかん理事長	藤 井 智 子
	i bee 副代表	高 橋 由 枝

風水害対策計画編

目 次

第1章	総 則	1
第1節	目 的	1
第2節	加西市水防計画との関係	1
第3節	防災ビジョン	1
第1	基本理念	1
第2	基本目標	1
第4節	防災計画の種別と内容	2
第5節	防災に関する事務又は業務の大綱	2
第6節	防災計画の修正	2
第7節	兵庫県地域防災計画との関係	2
第8節	防災計画の周知徹底	3
第9節	防災関係機関の業務の大綱	3
第10節	風水害の危険性と被害の特徴	5
第2章	災害予防計画	6
第1節	治水対策推進計画	6
第1	河川水路等整備計画	6
第2	下水道防災整備計画	6
第3	雨水流出制御施策の推進	6
第4	災害対策拠点、防災拠点の指定・整備	6
第2節	重要施設被害軽減計画	8
第1	道路防災計画	8
第2	電力施設対策計画	8
第3	電気通信施設対策計画	9
第4	市施設対策計画	10
第5	立木・街路樹対策計画	10
第3節	防災営農計画	10
第4節	安全避難環境整備計画	11
第5節	水防資機材整備計画	11
第6節	防災行動力向上計画	11
第1	訓練計画	11
第2	調査・研究	13
第7節	地盤災害防止計画	14
第1	宅地災害予防計画	14
第2	災害危険区域防災計画	14
第3	急傾斜地崩壊対策事業計画	14
第4	地すべり防止計画	15
第5	砂防防災計画	15
第6	林地等荒廃防止計画	15
第7	土砂災害警戒区域の災害防止	15
第8節	ため池防災計画	16
第9節	防災用無線局整備計画	16
第10節	鉄道施設防災計画	17

第1 1 節	防災知識普及計画	1 8
第1	住民に対する防災思想の普及	1 8
第2	自主防災組織・自治会等	1 8
第3	園児・児童・生徒	1 9
第4	事業所等	1 9
第5	職員に対する防災教育	1 9
第1 2 節	自主防災組織等整備計画	1 9
第1 3 節	要配慮者予防計画	2 1
第1	基本的事項	2 1
第2	保健・医療・福祉対策	2 2
第3	市外からの来訪者及び外国人への対策	2 4
第3 章	災害応急対策計画	2 5
第1 節	防災組織計画	2 5
第1	組織計画	2 5
第2	動員計画	3 1
第2 節	相互応援協力計画	3 6
第1	自治体への応援要請	3 6
第2	自衛隊災害派遣要請計画	3 9
第3	県消防防災ヘリコプター支援要請計画	4 2
第4	民間団体への要請	4 3
第3 節	情報計画	4 5
第1	気象・水防情報収集伝達計画	4 5
第2	災害情報収集伝達計画	4 7
第3	災害通信計画	5 2
第4 節	水防計画	5 3
第5 節	土砂災害対策計画	5 6
第6 節	急傾斜地の崩壊による災害応急対策計画	5 6
第7 節	農林産業施設応急対策計画	5 6
第8 節	公共土木施設応急対策計画	5 7
第9 節	電気事業災害応急対策計画	5 8
第1 0 節	電気通信事業災害応急対策計画	5 9
第1 1 節	災害放送要請計画	6 1
第1 2 節	広報計画	6 2
第1 3 節	被災者の救助計画	6 4
第1	災害救助法	6 4
第2	避難計画	6 6
第3	医療助産計画	7 6
第4	食料供給計画	7 8
第5	給水計画	8 1
第6	物資供給計画	8 4
第7	住宅対策計画	8 6
第8	被災者救出・行方不明者捜索・収容・埋葬計画	8 8

第14節	警備計画	91
第15節	交通輸送計画	92
第1	交通応急対策計画	92
第2	緊急輸送計画	95
第3	輸送移送計画	95
第16節	感染症対策・保健衛生計画	97
第17節	障害物の除去計画	99
第18節	廃棄物処理計画	100
第19節	市民生活安定のための緊急措置計画	103
第1	災害弔慰金等の支給並びに災害援護資金 及び生業資金等貸付計画	103
第2	被災者生活再建支援制度	103
第3	農林漁業関係対策	103
第4	中小企業関係対策	104
第5	災害義援金品募集配布計画	104
第6	被災者の生活確保計画	105
第7	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）	107
第20節	被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付	107
第21節	激甚災害の指定	108
第22節	二次災害防止計画	109
第1	公共土木施設における二次災害防止対策	109
第2	農林産業施設における二次災害防止対策	109
第3	建築物の二次災害防止対策	109
第23節	要配慮者支援対策	109
第1	高齢者、障がい者等の支援	109
第2	外国人への情報伝達等	111
第24節	被災者支援のための情報の収集・活用計画	112
第4章	災害復旧計画	112
第5章	災害復興計画	113
第1節	組織の設置	113
第1	趣旨	113
第2	内容	113
第2節	復興計画の策定	113
第1	趣旨	113
第2	内容	113

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす大規模な風水害に対処するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、加西市防災会議が作成する「加西市地域防災計画」の「風水害対策計画編」として、総合的かつ計画的な防災行政の整備と推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

また、行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局と庁内調整を行うとともに、男女共同参画センター等と連携し、地域防災計画修正や避難所や避難場所の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。

あわせて、災害対策基本法第8条に規定する障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等の「要配慮者」の参画を促進することとする。また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

さらに新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

第2節 加西市水防計画との関係

「水防計画」に基づく水防組織では、対応できないような風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、本計画により総合的な災害対策を講ずる。

なお、水防計画に基づく水防本部は、災害対策本部に統合し、組織の一元化を図る。

第3節 防災ビジョン

第1 基本理念

市の地域特性や今後の都市として開発動向をふまえた地域防災計画策定及び運用の指針として、以下の3点を計画の理念とする。

- 1 「災害に強い加西市」となるようまちづくりを進める。
- 2 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛える。
- 3 「災害発生時への適切な対応をするためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

第2 基本目標

以上のような計画の理念により、この計画で達成すべき基本目標は、次の9項目とする。これらの基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まなければならない。

- 1 災害予防行政の推進
- 2 都市構造等の防災性の向上
- 3 要配慮者の安全確保のための環境整備
- 4 防災拠点施設の整備及び強化
- 5 市民・職員の災害時行動力の強化

- 6 地域・事業所における防災体制の強化
- 7 役割分担と連携方法の明確化
- 8 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- 9 実践的な防災訓練の実施

第4節 防災計画の種別と内容

本計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その内容は概ね次のとおりである。

- 1 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
- 2 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、それを防御し、又は応急救助を行う等災害の拡大を防止するための計画とする。
- 3 災害復旧計画は、災害により被害を受けた各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備えるための対策についての計画とする。

第5節 防災に関する事務又は業務の大綱

- 1 市長は、市の執行機関及び他の地方公共団体及びその他の関係機関の協力を得て、次に掲げる事務又は業務を処理する。
 - (1) 災害対策の組織の整備及び訓練に関すること。
 - (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
 - (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること。
 - (4) 避難指示等に関すること。
 - (5) 水防、消防その他の応急措置に関すること。
 - (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。
 - (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
 - (8) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策並びに社会秩序の維持に関すること。
 - (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
 - (10) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。
- 2 公共的団体（関西電力・N T T西日本等）及び消防法に基づく防災上重要な施設の管理者は、次の業務を処理する。
 - (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
 - (2) 防災業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めること。
 - (3) 防災訓練を実施すること。
 - (4) 防災応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材を備蓄又は整備し、その管理・保管に属する防災施設の整備、点検に関すること。
 - (5) 市長の所轄のもとに災害復旧対策を実施し、及び市長の実施する応急処置が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。

第6節 防災計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により、必要があると認めるときは速やかに修正する。

第7節 兵庫県地域防災計画との関係

本計画は、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画編）を基準とするとともに、加西市のみでは対応できないような大災害・広域災害が発生した場合は、加西市地域防災計画のみならず兵庫県地域防災計画・兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定・東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定・播磨広域防災連携協定に基づき、兵庫県及び播磨地域の市町等の防災関係機関との密接な連携のもと、災害応援要請又は支援を行う。

第8節 防災計画の周知徹底

関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究並びに教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災計画を円滑に推進するよう努める。

第9節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
近畿農政局	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの備蓄	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの供給(売却)	
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 小野出張所	公共土木施設(直轄)の整備と防災管理	1 水防警報の発表伝達(指定河川、湖沼、海岸について)水防応急対策の技術指導 2 公共土木施設(直轄)の応急対策	被災公共土木施設(直轄)の復旧
陸上自衛隊 第8高射特科群		1 人命救助及び避難 2 応急対策の支援	
北播磨県民局 加東土木事務所	1 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定 4 市街地再開発の推進(旧防災建築街区の造成を含む) 5 宅地造成等工事規制区域内における宅地と土石の堆積の保全	1 公共土木施設(所管)の応急対策 2 水防警報の発表、伝達並びに水防応急対策	1 被災公共土木施設(所管)の復旧 2 被災住宅に対する災害特別融資 3 災害公営住宅の建設等住宅災害の復旧
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所 加東農林振興事務所	1 農林水産関係施設(所管)の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害予防対策についての推進指導	1 農林水産関係施設の応急対策 2 応急救助用食糧の調達あっせん 3 災害対策用木材の調達あっせん 4 災害時における病虫害の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	1 被災農林水産関係施設(所管)の復旧 2 被災農林、漁業者に対する災害融資
北播磨県民局 加東健康福祉事務所		1 医療救護 2 感染症、給水等応急保健衛生対策 3 被災地の廃棄物処理対策 4 毒物劇物対策	1 保健衛生関係施設の復旧 2 廃棄物処理施設復旧
加西警察署		1 災害警備 2 人命救助及び避難 3 交通応急対策	
加西市消防団	消防力の整備強化	防災活動及び被災者の応急救助	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
N T T 西 日 本 株 式 会 社 (以下「N T T 西 日 本」 という。) 兵庫支店	電気通信設備の整備 と防災管理	1 電気通信の疎通確 保と設備の応急対 策の実施 2 災害時における非 常緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧
北条鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊 急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応 急対策	被災鉄道施設の復 旧
関西電力送配電株式会 社配電営業所	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急 対策	被災電力供給施設 の復旧
兵庫県エルピーガス協 会加西地区	ガス供給施設の点検と防災管理	ガス供給施設の応急 対策	被災ガス供給施設 の復旧
加西市医師会		災害時における医療 救護	外傷後ストレス障 害（PTSD）等の被 災者への精神的、 身体的支援
兵庫県トラック協会 北播支部		1 災害時における緊 急陸上運送 2 緊急時の無線通信 支援	
神姫バス株式会社 北条営業所 兵庫県タクシー協会 東播支部		1 災害時における緊 急陸上輸送 2 緊急時の無線通信 支援（兵庫県タク シー協会東播支部 のみ）	
西日本高速道路株式会 社関西支社福崎高速道路事 務所	有料道路（所管）の整備と防災管 理	有料道路（所管）の 応急対策	
加西市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の啓発 2 ボランティアの登録	1 ボランティアへの 応援要請 2 ボランティア活動 のコーディネート	
加西市教育委員会		1 教育施設（所管） の応急対策 2 被災児童生徒の応 急教育対策	被災教育施設（所 管）の災害復旧
市立加西病院	1 自衛消防組織の強化 2 入院・通院者の安全対策及び 入院者の緊急連絡体制の確立 3 医療機器・施設の防災管理		
加西市	1 市の地域に係る災害予防事業の 推進 2 備蓄資機材の整備等	1 災害応急対策の総 合連絡調整及び実 施 2 県に対する要望事 項のとりまとめ、 災害広報、被害者 の陳情に対する調 整 3 市の地域に係る応 急対策	市の所管に属する 施設等の復旧
北はりま消防組合 加西消防署	消防・予防活動	1 消防、水防活動等 2 被災者救出・救助 活動	

第 10 節 風水害の危険性と被害の特徴

過去の風水害等の状況を参考に、加西市における防災対策の参考とする。

1 風水害の危険性

(1) 梅雨前線による集中豪雨

梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに、熱帯低気圧が北上し、前線活動を活発化させ大雨を引き起こす。

(2) 台風による風水害

台風の進行方向に梅雨前線や秋雨前線があるときには、前線北側の寒気と接触し大雨をもたらすことが多い。

2 風水害の被害の特徴

(1) 水害

梅雨前線による豪雨、台風による大雨等があるが、気象状況により雨量が異なる。未改修河川や中小河川の氾濫等による床上、床下浸水、道路や耕地の冠水被害等が考えられる。

(2) 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、谷あいの宅地等は集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりについては、山崎断層周辺で起こりやすい地域がある。斜面崩壊（山崩れ、崖崩れ等）については、基岩の風化が進んだ急斜面の多い地域で発生しやすい。

(3) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的、物的被害が考えられる。平均風速 30 m を超える暴雨は台風によるものが多く、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

加西市における過去 20 年間の降雨量

(mm)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 17	46.0	80.5	28.5	220.0	51.5	38.5	56.0	75.0	16.0	49.0	90.5	122.0	873.5
平成 18	119.5	139.0	182.5	290.5	73.0	178.0	68.5	70.5	54.5	18.5	46.5	75.5	1,316.5
平成 19	28.5	150.5	129.0	317.0	92.0	53.0	53.5	17.0	45.0	48.0	37.5	69.0	1,040.0
平成 20	128.0	167.0	111.0	139.0	87.0	166.0	81.5	46.0	27.5	35.5	134.0	125.0	1,247.5
平成 21	75.5	70.0	87.0	33.5	205.0	57.5	82.0	133.5	58.5	20.5	100.5	135.5	1,059.0
平成 22	201.0	200.0	298.5	218.5	25.0	126.5	141.5	11.5	64.0	7.0	65.0	23.0	1,381.5
平成 23	89.0	287.0	83.0	107.5	51.5	474.0	157.0	85.5	14.0	26.5	71.5	134.5	1,581.0
平成 24	122.5	55.5	260.5	197.0	48.5	133.5	68.5	98.0	94.5	30.5	58.0	54.0	1,221.0
平成 25	101.5	71.5	189.0	157.0	195.0	414.5	163.5	87.0	80.5	29.0	30.5	130.0	1,649.0
平成 26	72.0	75.5	80.5	111.5	268.0	60.5	185.5	60.5	66.5	91.0	27.5	138.0	1,237.0
平成 27	144.0	96.0	211.0	372.0	220.0	169.0	48.0	132.0	106.0	60.0	81.0	75.0	1,714.0
平成 28	227.0	158.0	261.0	131.0	101.0	457.0	77.0	61.0	92.0	36.0	43.0	39.0	1,683.0
平成 29	161.0	60.0	164.0	123.0	129.0	189.0	356.0	39.0	28.0	43.0	45.0	178.0	1,515.0
平成 30	131.0	165.0	186.0	412.0	104.0	383.0	54.0	3.0	73.0	22.0	53.0	81.0	1,667.0
令和元	140.0	64.0	170.0	137.0	250.0	108.0	139.0	11.0	60.0	53.0	52.0	140.0	1,324.0
令和2	150.0	68.0	257.0	128.0	2.0	128.0	90.0	51.0	13.0	55.0	43.0	122.0	1,107.0
令和3	124.0	186.0	140.0	249.0	289.0	130.0	32.0	89.0	35.0	13.0	14.0	12.0	1,313.0
令和4	67.0	72.0	108.0	197.0	188.0	171.0	96.0	99.0	16.0	38.0	36.0	99.0	1,187.0
令和5	188.0	258.0	206.5	111.0	152.0	101.5	45.0	107.0	34.5	23.5	100.0	160.0	1,487.0
令和6	157.5	221.5	235.5	131.0	183.5	2.5	185.0	138.0	3.5	17.0	14.0	112.5	1,401.5

(～H26 消防署、H27～加西観測所)

第2章 災害予防計画

第1節 治水対策推進計画

第1 河川水路等整備計画

この計画は、水害による災害を予防するため必要な河川の改良整備に関する計画である。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市建設部土木課・建築課〕

- 1 一級河川改修事業（加東土木事務所）
河川流域を水害等から防御するため必要な築堤、護岸工事等を早急に完了するものとする。
- 2 河川改良事業（加西市）
本市の支弁河川の大半は、原始的蛇行河川であり、そのため緊急を要する河川より改良、維持及び改修を実施する。
- 3 水路整備事業（加西市）
排水路の整備については、下水道雨水排水計画等に基づき災害時の排水対策も十分配慮して順次実施する。
- 4 河川改良状況（資料編 表-1 P1）

第2 下水道防災整備計画

処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、しゅんせつ、補修及び改良に努め、風水害等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

- 1 処理場・ポンプ場施設等
電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。
- 2 管路施設
定期的にパトロールを実施する等、常時保守点検に努め、機能保全を図る。
- 3 雨水排除
雨水排除については、浸水発生のおそれのある地区を中心に雨水幹線の整備を推進する。
また、地域内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備を推進する。

第3 雨水流出制御施策の推進

集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調節地の整備に努める。

また、市道の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、可能な限り雨水対策に配慮する。

第4 災害対策拠点、防災拠点の指定・整備

1 災害対策拠点の設備整備の考え方

市は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食糧等の常備などの対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段や重要なデータの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。

また、能登半島地震において上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続したことに鑑み、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等を検討し、代替水源の確保に努める。

2 災害対策拠点の整備・運用

市は、災害対策本部機能や通信機能を維持するために、災害対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。

3 地域防災拠点の指定

鶉野防災倉庫、加西市防災センターを地域防災拠点に指定し、自主防災組織の普及・育成拠点、防災活動に関する訓練・教育拠点、広域避難場所、物資・復旧資機材の備蓄施設等として位置づける。

4 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

各地区の小・中学校等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定し、周辺住民の避難場所として位置づける。

5 広域避難場所の指定

加西市防災センター、丸山総合公園（市民グラウンド含む。）、アラジンスタジアム（加西球場）、いこいの村はりま、玉丘史跡公園、鶉野飛行場跡地、青野運動公苑及びイオン加西北条店駐車場を広域避難場所に指定し、物資備蓄基地、仮設住宅建設用地等として位置づける。

6 避難場所の整備、充実、PR

各避難場所においては、避難場所周囲の植樹、飲料水兼用貯水槽の設置、避難場所内建築物の不燃化・耐震化、ヘリポートの設置等、各避難場所の位置づけに応じた施設の整備、充実に努めるとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者にもやさしい工法の採用に努める。また、避難場所であることの看板の設置等PRに努める。市は、感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携を図るとともに、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用の検討に努めるものとする。

また、地域の実情を踏まえ、車中泊避難を受入れる地域にあつては、適切な受け入れ体制を整備するものとする。

【指定緊急避難場所】

名 称	所 在 地	T E L	名 称	所 在 地	T E L
北条小学校	北条町北条 1274	42-0062	泉小学校	殿原町 54	44-0029
北条東小学校	北条町西高室 595-2	42-5052	北条中学校	北条町北条 618	42-6300
富田小学校	窪田町 22	42-0262	善防中学校	両月町 484-2	48-2188
賀茂小学校	福住町 840	46-0010	加西中学校	上宮木町 524	49-0200
下里小学校	西笠原町 172-1	48-2009	泉中学校	満久町 685-11	45-0151
九会小学校	中野町 5	49-0009	北条高等学校	段下町 847-5	48-2311
富合小学校	別府町 2664-2	47-0006	播磨農業高等学校	北条町東高室 1236-1	42-1050
宇仁小学校	田谷町 784	45-0017	北部公民館	満久町 233-10	45-0103
日吉小学校	和泉町 56	45-0019	南部公民館	上宮木町 524-2	49-0041
西在田小学校	上道山町 47-1	44-0049	善防公民館	戸田井町 388-10	48-2643

整備内容

年次計画を策定し、計画的に整備を進めるとともに、県立高等学校については、防災拠点としての施設整備について要望する。

- 周囲の植樹 ○ 飲料水兼用貯水槽の設置 ○ 建築物の不燃化、耐震化
○ 案内看板の設置 ○ その他

【広域避難場所】

○ 加西市防災センター	○ 丸山総合公園（市民グラウンド含む）
○ アラジンスタジアム（加西球場）	○ いこいの村はりま ○ 玉丘史跡公園
○ 鶉野飛行場跡地	○ 青野運動公苑 ○ イオン加西北条店駐車場

整備内容

年次計画をたてながら、計画的に整備を進める。

- ヘリポートの設置 ○ 物資備蓄基地 ○ 仮設住宅建設用 ○ その他

第2節 重要施設被害軽減計画

第1 道路防災計画

1 県・市道の整備計画

(1) 道路の舗装等

降雨時の道路の排水に努めるとともに、河川沿いの道路については浸食を防止するため、舗装、擁壁工等を施工し交通の確保を図る。

(2) 崩土及び落石防止

降雨による崩壊を防止するため土留、擁壁、防止網、モルタル吹付等を行う。

(3) 橋梁の架替え

防災上、十分な安全性を確保するため、老朽化の著しい橋梁の架替え整備を推進する。

2 予防計画

(1) 平時から計画的、効率的に道路の点検を行い、異常の早期発見に努める。

(2) 長雨・豪雨・台風等の異常気象時には、地すべり・山地崩壊・落石危険箇所を重点的にパトロールし、異常の早期発見、早期復旧に努める。

3 中国自動車道

(1) 平時から計画的、効率的に道路の点検を行い、異常の早期発見、早期補修に努める。

(2) 長雨・豪雨・台風等の異常気象時には、危険箇所を、重点的にパトロールを行い、異常の早期発見、早期復旧に努める。

第2 電力施設対策計画

1 災害発生の予知について气象台等との連携を密にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努める。

(1) 気象用レーダーによる気象情報の把握

(2) ロボット雨量計による雨量情報の把握

2 災害発生の予防について恒久的設備計画及び応急対策計画に関し、次の対策を推進する。

(1) 台風、集中豪雨対策

① 送電設備

主要幹線に関する鉄塔等の基礎調査と補強の推進

② 配電設備

電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分配慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(2) 落雷対策

① 変電設備

ア 耐雷遮へい、避雷器の重点配置、定期更新実施

イ 重要系統保護継電装置の強化

② 送電設備

雷害対策工事による設備強化

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(3) 雪害対策

① 送電設備

小規模送電線の雪害対策の実施及び鉄道横断等重点箇所の対策強化

② 配電設備

難着雪電線の使用、保護網設備の取付け等により対処する。

(4) 通信設備の確保

① 重要回線の回線構成、切替えによる応急連絡の確保

② 予備電源の強化整備

③ 市との連絡回線の確保

3 漏電による出火の防止に関する事項

電気工作物の適正管理を推進して、漏電による出火事故を未然に防止するため、次の具体的事項について災害発生時における特別強化措置を含む積極的対策を実施する。

- (1) 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
 - (2) 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
 - (3) 家電機器の正しい使い方PR及び不良電気設備の改修促進
- ### 4 公衆災害、二次災害の予防に関する事項
- 公衆災害、二次災害を防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 各種PR・機関講習会を通じての予防啓発の実施
- (2) 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立

第3 電気通信施設対策計画

〔実施担当機関：NTT西日本兵庫支店〕

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

1 通信施設の強化

- (1) 建物設備
建物は、耐火構造とする他周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。
- (2) 電力設備
 - ① 停電対策用予備エンジンの設置、設備及び長時間容量蓄電池の設置。
 - ② 電力用各種装置の災害対策の整備充実。
- (3) 通信設備
 - ① とう道（共同溝を含む）網の拡充
 - ② 通信ケーブルの地中化を推進
 - ③ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
 - ④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の2ルート化を推進
 - ⑤ 主要な伝送路を多ルート構成又はループ化
 - ⑥ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

2 災害対策用機材

- (1) 通信途絶防止用無線網の整備
次のものを整備する。
 - ① 可搬型無線機（TZ-403D）
 - ② 可搬型デジタル無線方式（11P-150M）
- (2) 災害対策用機器の整備・充実
次のものを整備する。
 - ① 応急復旧ケーブル
 - ② 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム
 - ③ 移動電源車、可搬型発動発電機
 - ④ 排水ポンプ

3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

- (1) 演習の種類
 - ① 災害対策情報伝達演習
 - ② 災害復旧演習
 - ③ 大規模地震を想定した復旧対策演習

(2) 演習方法

- ① 広域規模における復旧シミュレーション
- ② 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
- ③ 防災機関における防災総合訓練への参加

第4 市施設対策計画

市の施設については、排水溝の定期清掃の実施、重要施設・設備の浸水対策の実施及び資機材の備蓄、点検等の耐災性能の維持、強化を図る。

第5 立木・街路樹対策計画

立木・街路樹が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切ったり、塀を壊す場合も多いことから、枝おろし等の手入れや措置を講ずるとともに防災関係機関に要請する。

第3節 防災営農計画

1 農業用施設整備

本市の農業用施設は全般的に老朽化したものが多く、また畦畔、護岸等が崩壊・陥没しやすい状態にあることから、町及び営農組合等との連絡を密にし、通水排水能力を確保できるように維持管理に努めるとともに、従来の用水・配水系等を整理統合し、水路・井堰・樋門等を恒久化するよう年次計画に基づき推進する。

2 農作物体型の改善

水稻栽培における早生、中生、晩生種の均等導入普及と栽培技術の指導徹底を図り、異常気象による被害を最小限に食い止める。野菜・果樹・園芸作物の防災処置として災害後の代作について栽培技術の普及指導を行う。

3 種苗の確保

各農家・営農組合ごとに災害に備えて「予備苗の準備、種子の一割備蓄」を徹底するよう啓発・普及に努める。

4 農業用資材の確保

農業用資材の農業協同組合・系統機関及び市内各販売店における在庫調査と搬送方法の計画を立て、災害に備えて確保を図る。

5 病虫害の防除

- (1) 病虫害異常発生蔓延を防止するため、農薬・土壌消毒剤の散布の徹底を図るよう普及指導を行う。
- (2) 管内農業協同組合並びに各農家・営農組合所有の防除器具の状況を把握し、その配備計画を立てる。

6 被害の軽減

平時から次の事項について、周知に努める。

(1) 水稻

- ① できる限り深水とし、倒伏防止を図る。
- ② 倒伏したものは、排水後速やかに刈り取り、乾燥処理を行う。
- ③ 穂発芽したものは、排水後速やかに脱穀し、十分に乾燥を行う。

(2) 畑作

- ① 播種直後のものは、豪雨により種子が流されないよう措置する。
- ② ビニールハウス・ガラス温室は、ハウス内に風が入り込まないよう防風措置する。
- ③ 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。
- ④ つる性のものは、つり下げを行い自這方式とする。
- ⑤ 事後処理として速やかに薬剤散布を行い、損傷の回復を図る。
- ⑥ 輪作体系を確立し、万一損傷が甚だしいときは、後作対策を確立する。
- ⑦ 市は、これらに必要な種苗、農薬、資材の確保に努める。

(3) 果樹類

- ① 柵付設園は、柵、枝等の補強措置をとる。
- ② 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。
- ③ 柵付設園以外の果樹等については、幹や枝の折れないように支柱の処理をする。
- ④ 事後処理として、病虫害発生予防等のため、薬剤散布を行う。

第4節 安全避難環境整備計画

1 避難誘導体制の整備

(1) 避難判断基準等の確立

台風、豪雨、長雨等により浸水の危険性が高い地域の把握に努め、地域住民・自主防災組織等との連携により適切な避難誘導を行うに当たり、避難指示等を適切に発令するため、判断基準等の確立を図る。

(2) 危険地域への重点計画

市域の中の河川沿いや急斜面沿いの地域等、あらかじめ予想できる危険地域を対象として「避難指示等」の伝達に関する体制等を重点とする計画を策定する。

また、市は、関係機関及び地域における市民・自主防災組織・事業所等のそれぞれの果たすべき役割分担を示し、緊急時の安全な避難活動を行えるように備える。

2 避難所の整備

被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に避難所が一時的な生活の本拠地となるものとして、市は必要な施設、設備の強化に努める。

避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。避難所の施設・設備の整備に当たっては、要配慮者にも十分配慮することとする。

3 マイ避難カードの普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ることとする。

第5節 水防資機材整備計画

1 水防倉庫の位置

水防地区	名 称	所 在 地	管理責任者名
加西消防署内	水防倉庫	加西市北条町東高室 993-1	加西消防署長
加西消防署 加西北出張所内	加西北出張所 水防倉庫	加西市満久町 220	加西北出張所長

2 災害救助物資備蓄等数量 （資料編 表－10 P24）

第6節 防災行動力向上計画

第1 訓練計画

この計画は、関係機関の協力を得て防災業務に従事する職員に必要な訓練を実施し、各種災害に対応した被災者の救援、救護等を中心に防災知識・技能の習得及び防災機関等の応援体制の確立並びに市民への防災に関する協力と理解を求め、もって防災思想の普及向上を図るためのものである。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

1 総合訓練

(1) 実施時期

台風、梅雨等による大雨（線状降水帯）に備えて、最も訓練効果のある時期を選び、防災関係機関と協議して決定する。

(2) 実施場所

市内で総合訓練に適した場所を、防災関係機関と協議して決定する。

(3) 実施要領

① 参加機関

兵庫県、加西市、防災関係機関、住民、自治会、自主防災組織、小・中学校、幼保施設、消防署・消防団、市医師会、民間協力団体・企業、アマチュア無線家（クラブ）、社会福祉協議会、運送・輸送会社等

② 訓練想定

参加機関相互の連携及び参加者の対応能力の向上が図れるよう、実践的な想定内容を防災関係機関と協議して決定する。

③ 訓練項目

- ア 非常召集訓練
- イ 災害対策本部設置訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 情報収集訓練
- オ 情報伝達・通信訓練
- カ 初期消火訓練
- キ 広報訓練
- ク 避難誘導訓練
- ケ 応急救護訓練
- コ 救出救護訓練
- サ 道路障害物除去訓練
- シ 救援物資輸送訓練
- ス 応急給水訓練
- セ 仮設住宅建設訓練
- ソ 各種復旧訓練
- タ 炊き出し訓練

2 水防訓練

(1) 実施時期

台風・梅雨等に備えて、最も訓練効果のある時期を選び、防災関係機関と協議して決定する。

(2) 実施場所

水防訓練に適した場所を、防災関係機関と協議して決定する。

(3) 実施要領

① 参加機関

消防署、消防団、自治会・自主防災組織、その他

② 訓練項目

- ア 水防訓練
- イ 非常召集及び部隊編成訓練
- ウ 情報収集訓練
- エ 情報伝達・通信訓練
- オ 広報訓練
- カ 避難誘導訓練
- キ 救出・救護訓練
- ク 道路障害物除去訓練
- ケ 各種復旧訓練

コ その他

3 職員の参集訓練

職員の本部、地区連絡所、避難場所の開設等の非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。訓練の実施に当たっては災害の想定を行い、道路網の寸断、勤務時間内外等の様々な条件を加味したものとするようにし、参集時間の短縮、ノウハウの蓄積に努める。

- (1) 実施時期
別途連絡
- (2) 訓練項目
 - ① 非常連絡訓練
 - ② 非常参集訓練
 - ③ 指令伝達訓練
 - ④ 本部・地区連絡所・避難所開設、運営訓練

4 通信連絡訓練

有線通信の不通・困難な場合において、関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため防災関係者、アマチュア無線家（クラブ）、運送・輸送業者（協会）の協力を得て実施する。

- (1) 訓練項目
 - ① 通信連絡訓練
 - ② 非常無線通信訓練
 - ③ 衛星通信、無線交信訓練
- (2) 実施事項
 - ① 災害に関する予・警報の通知伝達
 - ② 被害状況報告
 - ③ 災害応急措置についての報告

5 自衛隊応援要請訓練

災害時において、円滑に自衛隊への応援要請が円滑かつ迅速に行えるように、自衛隊の協力を得て実施する。

- (1) 訓練時期
自衛隊と協議して決定する。
- (2) 訓練項目
 - ① 応援要請訓練
 - ② ヘリポートの開設訓練
 - ③ 自衛隊受入訓練

第2 調査・研究

1 大雨・台風等の自然災害による被害に関する過去の災害記録を行い、被害の想定や降雨特性等に関する調査の実施をはじめとして、著しく変貌する地域の状況の進展に合わせて、随時総合的な防災特性の把握に努める。

2 調査研究事項

- (1) 災害想定
- (2) 災害特質と最近の傾向
- (3) サイズミックマイクロゾーニング
風水害が発生した場合には、浸水状況、浸水原因等を市民アンケートにより調査し、危険区域の把握に努める。
- (4) 洪水ハザードマップ
水防法に基づく洪水ハザードマップに加え、CGハザードマップを利用し、浸水被害を少しでも軽減できるよう市民に対して情報提供に努める。
- (5) 地域防災計画への反映
以上及び他の防災機関による研究成果等を十分活用し、今後の防災計画の中に組み入れ、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

3 雨量観測所の位置

観 測 所 名 称	所 在 地	管 理 者
北 条	加西市北条町黒駒	国土交通省 姫路河川国道事務所
加 西	加西市北条町横尾	兵庫県 加東土木事務所
中 野	加西市中野町	兵庫県 加東土木事務所
加西市役所	加西市北条町横尾	加西市 (H31～)
糺屋ダム畑分水工	加西市畑町	加西市 (R5～)
善防中学校	加西市両月町	加西市 (H29～)
加西中学校	加西市上宮木町	加西市 (H31～)
泉中学校	加西市満久町	加西市 (H29～)

第7節 地盤災害防止計画

第1 宅地災害予防計画

1 宅地造成等工事規制区域の指定

加西市における宅地造成等工事規制区域の指定状況は「加西市の宅地造成等工事規制区域の指定状況（資料編 表－7 P10）」のとおり。

2 宅地造成等工事規制区域に対する措置

宅地造成及び特定盛土規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域の指定を受け、許可により宅地造成等工事に対する指導を行うものとする。適宜、巡視点検を実施し、無許可宅地造成等工事が行われることのないようにするとともに、危険な宅地、土石の堆積の発見及びそれらに対する勧告、改善命令等の必要な措置を講ずる。また、許可を受け、造成中の宅地及び土石の堆積については、工事の進捗状況に応じた適切な防災措置が実施されるように指導する。

3 既成宅地に対する措置

既成宅地については、宅地の所有者、管理者又は占有者に安全義務が課せられている。もっとも危険な梅雨期及び台風期に対処するため、平時より防災パトロールを実施し、市内の危険宅地警戒箇所の状況を把握するとともに、必要な防災措置を指導する。

第2 災害危険区域防災計画

この計画は、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険が特に著しい区域を災害危険区域に指定し、住民に対して警戒を促し、建築の禁止・制限を行い、災害の未然防止に努めるためのものである。

加西市においては、災害危険区域の指定はされていないが、今後とも災害の危険の著しいと認められる地域については適宜指定を検討する。

第3 急傾斜地崩壊対策事業計画

この計画は、集中豪雨・台風等により崖崩れの危険性が高い、急峻な地形をなし不安定な地殻構造、地質条件の箇所付近の、人的・物的被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるためのものである。

1 防止計画

(1) 危険箇所のパトロール

平時から急傾斜地崩壊危険箇所を巡視し、地域住民に対する崖崩れの危険についての周知徹底と防災意識の普及を図る。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進

危険度の高い急傾斜地の指定の促進を図る。

(3) 危険箇所崩壊防止工事

特に危険度が高く、保全人家個数の多い箇所から計画的に急傾斜地崩壊防止工事を行い、災害未然防止に努める。

2 危険箇所及び危険区域指定状況 (資料編 表－3 P4)

第4 地すべり防止計画

この計画は、台風、大雨等による地すべりを未然に防止するためのものである。

1 防止計画

危険箇所を巡視するとともに、危険箇所の発見、不法作業等の取締りを行う。

2 防止事業計画

台風、大雨等により危険なときは、次の措置を講ずる。

- (1) 気象情報等に注意し、山崎断層周辺及び管内危険箇所のパトロールを行う。
- (2) 応急資材を準備する。
- (3) 地すべりの危険が予想されるときは、付近住民を事前に定められた場所に避難誘導する。

3 地すべり危険箇所 (資料編 表-4 P7)

第5 砂防防災計画

この計画は、豪雨時に山地の谷合いの集落を、土石流の人的、物的被害から守るため、改良整備を図るものである。

- 1 本市の降雨の傾向は、集中的、局地的な豪雨が多く、土石流による被害が予想される。このような状況に対処するため、土石流対策としてダム工、流路工を重点的に実施する。

2 土石流危険渓流箇所 (資料編 表-2 P1)

第6 林地等荒廃防止計画

この計画は、山腹崩壊、崩壊土砂流出及び山火事を未然に防止するためのものである。

1 予防計画

- (1) 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、管理者の指導を行う。
- (2) 森林の過伐、乱伐を防止し、肥料木を混植して林地の肥培管理を図り、林材の育成を助長し、地すべり、山地崩壊による災害の発生を防止する。
- (3) 消防署と連携のもと、山火事の防止に努めるとともに、山火事防止について広く市民に対し周知徹底を図る。
- (4) 台風、豪雨、及び長雨等による地盤のゆるみが予想されるときは、次の措置を講じる。
 - ① 気象情報等に注意し、管内危険箇所のパトロールを行う。
 - ② 応急資材を準備する。
 - ③ 山地崩壊等が予想されるときは、あらかじめ定められた場所に避難誘導する。

2 山地に関する防災事業は、年次計画を立て計画的に実施する。

- (1) 治山・治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図る。
- (2) 地表の安定を図るため、無立木地には肥料木を植栽する。
- (3) 崩壊防止のため、山脚の安定、溪流勾配の緩和を図り得るような工法に努める。

3 山地災害危険地区一覧表 (資料編 表-6 P8)

第7 土砂災害警戒区域の災害防止

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された土砂災害警戒区域ごとに次の項目について本計画に定める。

また、警戒避難体制の充実を図るため、市広報、ホームページ、防災ハザードマップ等を通じて住民への周知を図るとともに、区域内で新たな住宅建築が計画された場合、建築主にその危険性を十分に説明する。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに警報等の発令及び伝達に関する事項
- 2 避難、救助その他警戒区域内における土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 指定緊急避難場所等土砂災害に対する安全性が確保された避難場所等の指定に関する事項
- 4 防災ハザードマップを活用するとともに、土砂災害の危険区域等から避難するなどの実践的な訓練の実施に関する事項

- 5 社会福祉施設、学校など主に災害時に配慮を要する者が利用する施設のうち、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地とその利用者への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- 6 土砂災害特別警戒区域等 (資料編 表-8 P10)

第8節 ため池防災計画

この計画は、台風及び集中豪雨に起因する、ため池の決壊等による災害を予防するためのものである。

1 体制整備

農家、ため池管理者とともにため池管理上必要な知識及び応急措置方法等の習得に努め、防災体制の整備を図る。

2 ため池管理

台風・大雨・長雨等により、危険なときは次の措置を講ずる。

- (1) 気象情報に注意し、それぞれのため池に管理者を配置させる。
- (2) 日雨量 80 mm以上、時間雨量 20 mm以上の降雨がある場合、加西市担当職員等をもって防災重点農業用ため池を重点に巡視を行う。
- (3) 応急資材(土嚢、防水シート、杭、縄等)を準備する。
- (4) 洪水吐の小さな池で危険が予想されるときは、取水施設等を利用し水位の低下を図る。
- (5) 堤防が決壊した場合、土のう等を積み被害の拡大を防止する。
- (6) 市は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、防災ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。
- (7) ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第9節 防災用無線局整備計画

1 兵庫衛星通信ネットワーク

このネットワークは、衛星回線を通じて電話・FAX・映像伝達等が可能であり、兵庫県庁、県地方機関、市町、各消防等を接続し防災情報の迅速で確実な伝達を行うものである。

(1) 気象情報の受信

気象情報(注意報・警報等)は、神戸地方気象台から順次兵庫県危機管理部災害対策課を経由して発信されており、気象変化、災害危険予想に今後一層活用する。

(2) 操作技術の向上

災害時、特に電気通信が不通となった場合に即時に対応できるよう、定期的に研修を行うとともに、平素から県・他市町との連絡等において活用し、通話・通信技術の向上を図る。

(3) 点検・整備計画

災害時に即使用できるよう点検を行い、異常発見時には兵庫県危機管理部災害対策課に依頼し、整備を行い非常時に備える。

2 防災無線

(1) 防災無線整備状況 (資料編 表-11 P26)

(2) 防災無線整備計画

過去の災害の事例や経験等に基づき、陸上移動局等の増設を検討し、一層の防災・救助体制の強化に努める。

3 加西市情報伝達システム

防災アプリ(かさいライフナビ等)(以下、「かさいライフナビ等」という)を活用し、スマートフォンやタブレット端末を主体とした情報伝達システムの普及を促進し、市民への防災情報及び行政情報を迅速かつ効率的に伝達する。

4 災害時非常通信体制の充実強化

通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用した機器の整備、活用に努める。

5 市民・企業等の協力

アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送業者（協会）等との協定により無線通信の確保を進めているところであるが、今後一層の協定締結を推進し、無線通信の確保に努める。

また、協定を締結したアマチュア無線家（クラブ）等の協力のもと連絡協議会を開催し、非常通信の協力要請の方法、運用方法等について綿密な協議を行うとともに、無線訓練を行い、災害時に円滑かつ迅速に対応できるよう努める。

第 10 節 鉄道施設防災計画

1 災害を予防するため概ね次の各号の事項について計画実施する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面及び土留の維持補修並びに改良強化
- (4) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (5) その他防災上必要な設備改良

2 運転規制

北条鉄道株式会社は、異常気象時には、災害の発生を未然に防止することから、次により運転規制を行う。

(1) 強風

鉄道部長は風速が 15m/秒以上になったと認めるとき、又は危険と認める場合は、次の取扱いを行う。

- ① 突風等のため列車の運転が危険であると認めたときは、状況に応じて列車の出発を見合わせる。
- ② 留置してある車両に対しては厳重にその転動を防止する手配を行う。

(2) 暴風雨

列車が運転している最中に暴風雨に遭遇し、列車が危険であると認めたときは、なるべく安全な場所に停止する。

(3) 豪雨

鉄道部長は降雨が次の量になったときは、状況に応じ運転中止又は運転規制を行う。

- ① 雨量が 1 時間に 20 mm 以上となったとき。
- ② 連続雨量が 150 mm 以上となったとき。
- ③ 連続雨量が 100 mm 以上でしかも 1 時間の降雨量が 10 mm 以上となったとき。

（注）連続雨量とは、降り始めてから降りやむまでの降雨量をいうが、途中の中断が 1 2 時間以内の時は連続降雨量とみなす。

第 1 1 節 防災知識普及計画

この計画は、地域住民に対する防災知識の普及を図るとともに、災害対策関係職員の災害時における適正な判断力を養成し、防災体制の確立を図るためのものである。

第 1 住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、下記の方法等により防災広報に努める。

1 防災の心得

(1) 平時の心得

- ① 地域における災害危険性の把握
- ② 家屋等の点検、屋内の整理点検
- ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
- ④ 火災の予防方法
- ⑤ 避難方法の習得
- ⑥ 応急救護の方法
- ⑦ 備蓄品の把握及び非常持出品の準備
- ⑧ 地域ぐるみでの防災体制の確立

(2) 災害発生時の心得

- ① 防災関係機関及び地域住民への情報の伝達系統の明確化・周知
- ② 出火防止と初期消火
- ③ 周辺地域の被災状況の把握
- ④ 地域ぐるみでの救出・避難活動の実施
- ⑤ テレビ・ラジオ等による情報の収集

2 防災知識の普及

(1) 各種行事による防災知識の普及

防災の日、国民安全の日、ひょうご安全の日等に講演、映画、講習等の行事を通じて一般住民に広く普及する。

(2) 広報誌等による防災知識の普及

市発行誌、広報かさい等に防災関係事項を随時掲載して地域内の住民に防災意識の高揚を図るとともに、防災ハザードマップ、パンフレット等により知識の普及に努める。

(3) 広報車の巡回による防災知識の普及

台風・集中豪雨発生時期等において、広報設備を有する車両等によって地域内を巡回し、広く一般住民に災害予防についての啓発を行う。

(4) 標語、図画、作文等の募集による普及

児童、生徒及び一般住民から広く募集し、防災意識の高揚を図る。

第 2 自主防災組織・自治会等

市防災部局は、消防署及び防災関係機関と協力して、次のとおり自主防災組織・自治会に対する防災知識の普及に努める。

- 1 各町区長等に対して自主防災対策マニュアルを作成・配布し、防災知識の普及に努める。
- 2 災害危険箇所の把握、避難経路の選定等、自主防災組織・自治会等と共同で実施し、地域特性に応じた防災ハザードマップの作成及び要配慮者の把握に努めるとともに、作業を通じて防災意識の高揚、防災知識の普及を図る。
- 3 防災関係機関の協力を得て、研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織の交流強化を図る。
- 4 警察、関西電力、N T T 西日本等の防災関係機関が、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、防災知識の普及に努めるよう要請する。

第3 園児・児童・生徒

教育委員会及び各施設の管理者は、園児・児童・生徒に対して、次のとおり防災知識の普及に努める。

- 1 園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、理解容易で効果的な防災教育を段階的かつ計画的に進める。
- 2 幼保施設、小・中学校を単位とする実践的な訓練を定期的を実施する。

第4 事業所等

消防署は、防災対策上特に注意を要する施設や病院、福祉施設並びに大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する市内施設等市内事業者の防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊に対する講習を実施し、事業所内防災担当従業員の防災行動力の向上に努める。また、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及に努める。

第5 職員に対する防災教育

災害応急対策の成否は、職員の心構え及び防災知識が重要な要素となるため、研修・講演会・現地調査等の手段をもって職員の防災知識の周知徹底を図る。

- 1 新任研修
防災課は、新たに市職員として採用された者に対して、防災に関する新任研修を実施する。研修は通常の新規採用職員の研修の一項目として行う。
- 2 その他の研修、講習会
その他必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

第12節 自主防災組織等整備計画

住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図る上で重要であることから、自主的かつ組織的な防災活動の育成に努め、また、事業所等自らの防災組織を編成し、大規模な災害・事故等に備えるための計画である。

1 地区防災計画の策定等

自治会及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

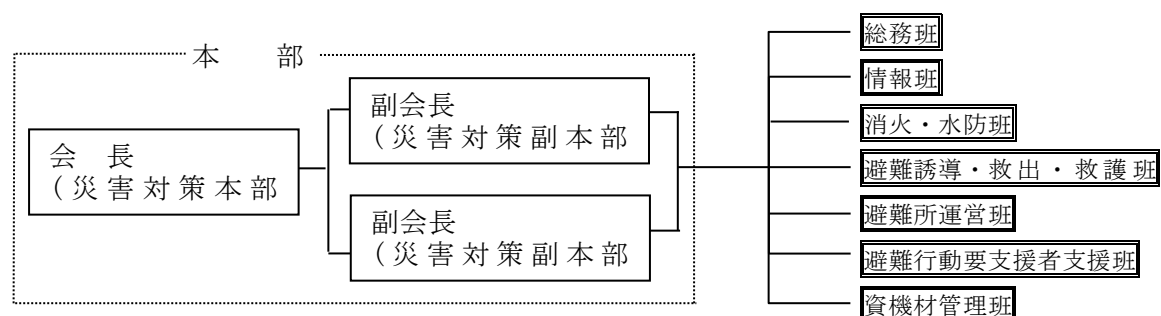
市は、加西市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、加西市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

2 住民による自主防災組織

(1) 組織

地域住民は、地域自治会の活動の一環として防災部等を設けるなど、日頃から防災知識の普及、防災訓練等を行い、自主防災組織の育成・強化に努める。なお、組織づくりは地域の特性に対応したものであることが原則であるが、概ね次を基本とする。

① 組織構成



② 本部・各班の任務

本 部	【平時】 ・全般統制 【災害発生時】 ・各班の指揮統制
総務班	【平時】 ・防災研修、訓練の計画立案（消防署・消防団等との調整） ・防災関係機関との事前調整 ・広報活動（住民へのチラシの発行、講演会等の開催） ・タイムラインの作成 【災害発生時】 ・全体調整 ・防災関係機関との調整及び情報提供 ・被害状況の迅速かつ的確な掌握及び対応
情報班	【平時】 ・被害状況の把握要領の確立 ・防災関係機関への情報伝達要領の確立 【災害発生時】 ・消火活動への協力の呼びかけ ・市、住民等からの被害状況の把握と集約 ・避難指示など防災関係機関からの重要な情報の住民への伝達
消火・水防班	【平時】 ・消火機材の操作方法の習熟 ・用具、資機材等の点検整備 ・消火訓練、土のうづくり訓練の計画立案（消防署・消防団との調整） 【災害発生時】 ・消火栓、消火器等による初期消火（消防署、消防団の指示に従った行動） ・浸水箇所の土のうによる応急処置 ・防犯見回りの実施
避難誘導・救助・救護班	【平時】 ・避難経路、地域内の危険箇所、集合場所の把握及び安全点検 ・地域の要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）の支援要領の確立 ・負傷者の救出や搬送要領の確立 ・要配慮者の避難誘導要領の確立 ・救出用具や救急用品の整備 【災害発生時】 ・避難開始決定のための情報収集と防災関係機関及び住民への提供 ・要配慮者の安全確認及び避難誘導 ・地域の負傷者の発生状況の把握 ・負傷者の救出、医療機関等への搬送等の救護活動
避難所運営班	【平時】 ・一時避難所の運営要領及び地域で行う給食給水、救援物資の配布要領の確立 ・炊き出し及び給水用資機材の点検・整備 【災害発生時】 ・一時避難所の運営 ・炊き出し、給水活動、救援物資の配布 ・災害ボランティアニーズの把握 ・高齢者、障がい者、外国人等へのケア ・状況により指定避難所の支援

避難行動要支援者班	【平時】 ・避難行動要支援者の把握 ・個別避難計画の作成 【災害発生時】 ・避難誘導・救出・救護班と連携し、避難行動要支援者の避難誘導
資機材管理班	【平時】 ・資機材の調達・点検・管理 ・資機材の使用方法の確認 【災害発生時】 ・資機材の配分及び不足分の調達

(2) 育成・強化の促進

① 組織の育成

地域住民に対し組織の必要性、防災知識・防災思想の普及について積極的かつ計画的に広報活動、映画・ビデオ等を活用し育成を図るとともに、女性や若者の地域防災活動への参画を促進し地域防災リーダーの育成を行う。また、防災関係機関の協力を得て、活動・訓練についての助言、あるいは援助を行うことにより、自主防災組織の持続的な運営、資機材の整備・強化を応援する。

② 自主防災組織への助成

自主防災組織の運営を円滑にするため、「加西市自主防災組織補助金等交付要綱」及び「加西市消防防災施設整備事業補助金交付要綱」に基づき、各種訓練及び資機材の整備に必要な費用を補助する。また、自主防災組織における土嚢の備蓄を図っていく。

③ 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動を実効あるものにするために、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。また、地域内に社会福祉施設等の要配慮者の通所・入所施設を有する自主防災組織については、災害時の介護・避難の援助、所有食料・備蓄物資の提供等を骨格とする相互応援協定を締結するよう推進する。

④ 市民救命士の育成

市民に対し、救命に対する知識習得の重要性の啓発に努めるとともに、講習により市民救命士の育成を図る。

第13節 要配慮者予防計画

この計画は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語に不慣れな外国人等で避難の際に何らかの介助支援を必要とする者は、災害発生時において被害を受ける可能性が高いため、「福祉のまちづくり」を基本的かつ恒久的な施策として位置づけ、可能な限り自力避難が可能な環境条件を整備するとともに、必要な措置、指導等を行い、地域ぐるみでの支援体制の確立を図るための計画である。

第1 基本的事項

「要配慮者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るため、安全な場所に避難するために支援を必要とする者をいう。このような観点から、高齢者、障がい者、乳幼児のほか、妊産婦や日本語に不慣れな外国人、加西市の地理に不案内な市外からの来訪者等が想定される。また、その中で自力避難が困難で、避難に当たって特に支援を要する人を「避難行動要支援者」として想定し、以下のような基本的な考え方に基づき、災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

- 1 地域住民は、避難行動要支援者の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- 2 地域住民は、避難行動要支援者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から配慮する。
- 3 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保に努める。
- 4 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な資機材の確保に留意する。
- 5 市は、「加西市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、障がい者や要介護高齢者等の避難行動要支援者の実態を把握するとともに、平時から地域住民との連携を図れるよう配慮する。

- 6 市は、介助を必要とする避難行動に対して、避難行動要支援者と健常者との共生に配慮しながら、総合的な立場からの指導を推進する。

第2 保健・医療・福祉対策

1 福祉のまちづくり

支援体制づくりを実現するため、市民相互の連携はもとより、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。

あわせて、高齢者、障がい者等が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう、施設の改善、整備に当たっては、関係方面の協力を求め、住みよく行動しやすいまちづくりを推進する。

2 災害時の保健医療福祉対策

(1) 策定の趣旨

災害発生時において、保健・医療・福祉の諸対策が関係機関・団体等の連携のもとで、迅速かつ効果的に展開できるよう、住民一人ひとりが自分の命・健康を守るセルフケアを基本に据えた地域保健のシステムを構築することを目標とする。

(2) 行政の取り組み

行政は、災害発生時において、要配慮者（避難行動要支援者）の避難が確実に達成されるとともに、適切な支援が図れるよう、関係機関・団体等の連携の構築を図る。

また、「加西市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平時から自力での避難が困難で、避難に当たって特に支援を要する避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておく。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を関係部局で共有するとともに、本人の同意を得て、自治会（自主防災組織）、民生委員、消防署、社会福祉協議会等に提供し、情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。また、自治会（自主防災組織）は地域における支援体制の整備に努め、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなど避難に係る個別避難計画の策定に取り組む。

さらに、避難行動要支援者の身体状況等によって通常の避難所では対応できない場合に備えて福祉避難所等の確保に努める。

(3) コミュニティを基盤とした住民主体の取り組みの推進

① 防災に関する学習等の充実

市民の防災意識の普及・高揚や指導者の育成を図るため、県や教育機関等とも連携を密にし、防災学習や各種啓発活動を推進する。

② 自主防災組織等の育成

自分の命・自分のまちは自分が守るということを基本に、平時から地域・家庭・職場等での防災への積極的な取り組みを促進するとともに、自主防災組織などの自主的・実践的な活動を支援し、ネットワークづくりや消防団との連携強化を図るなど、地域の防災コミュニティ意識を高める。また、あったか班長と自主防災組織・自治会等との連携を強化し、平素からの見守り活動と支援体制の整備に努める。

(4) 見守り活動と支援体制の整備

① 友愛訪問活動

ア あったか班長・隣保長

月一回、各隣保の見守り活動を行い、日頃から障がい者・虚弱者等を把握し、保健福祉サービスの提供や相談が必要な人を民生委員に連絡する。

イ 民生委員

あったか班長・隣保長の連絡により、個別訪問を実施する。必要な場合は地域包括支援センター又は一時相談窓口へ連絡する。

ウ 地域包括支援センター

情報提供及び必要に応じて要配慮者（避難行動要支援者）に対し市内訪問介護事業所に対し、訪問介護員の派遣を要請する。

② いきいき委員会

緊急時に備え、あったか班長が自分の受け持ちの隣保の状況を自主防災組織の役員への情報提供に努めるとともに、避難誘導・搬送の訓練を実施するなど、自主防災組織とともに防災意識の高揚に努める。

③ はつらつ委員会

保健師等の参加を得て、地域の保健福祉問題の検討を行うとともに、助け合いのまちづくり、かかりつけ医師の普及について啓発に努める。

3 防災知識の普及・啓発

災害関係機関は、要配慮者（避難行動要支援者）も参加した訓練の実施や、研修会を通じた防災知識の普及・啓発や支援に必要な人材の育成に努めるものとする。

4 緊急通報システムの活用

在宅の要配慮者（避難行動要支援者）のため、緊急通報システムの活用を図るとともに、正しい使い方について指導を行う。

5 市民へのPRの徹底

「広報かさい」、かさいライフナビ、市のホームページ等により、介助支援を必要とする者をはじめ、家族、地域住民に対する防災について指導・PRの徹底を図る。

6 障がい者への情報伝達体制の整備

通常の音声、言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

7 要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

市は、要配慮者が利用する施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合には、指導・助言を行うこととする。また、避難訓練についても、水害、土砂災害を含む避難訓練を定期的な実施できない場合には、指導助言を行う。

8 要配慮者利用施設の避難確保計画策定

土砂災害警戒区域内又は浸水区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害又は水害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を作成し、それに基づき、原則年1回以上の避難訓練を実施するものとし、計画策定および訓練実施について市へ報告を行う。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧

(令和3年12月)

	施設名	所在地	電話番号	想定水深	浸水想定対象河川	土砂災害警戒区域
1	善防公民館	戸田井町 388-10	48-2643	—	—	土石流
2	善防園	西笠原町 172-142	48-3999	—	—	土石流
3	下里小学校	西笠原町 172-1	48-2009	—	—	土石流
4	加西特別支援学校	西笠原町 172-50	48-2304	—	—	土石流
5	西在田小学校	上道山町 47-1	44-0049	0.5～3m	若井川	急傾斜地の崩壊
6	西在田学童保育園	上道山町 47-1	44-2310	—	—	土石流
7	小規模多機能型 居宅介護どっこいしょ	若井町 1001-1	44-8010	—	—	土石流

第3 市外からの来訪者及び外国人への対策

1 誘導標識、避難場所案内板等

地理不案内な市外からの来訪者及び外国人の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等については、地図及び英語等を併記するよう推進する。

2 広報活動・防災訓練等

広報活動、広報誌の発行、防災訓練等について、市内在住の外国人の国籍を常に把握し、需要に応じた英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語等での実施を推進する。

その際、市が保有する通訳機を活用し、円滑な意思の疎通に努める。

また、「やさしい日本語」の看板や案内の作成・活用や「子どもと親の防災ガイドブック」をはじめ、外国人向けの防災マニュアルの作成を検討する。

3 市内の観光・レクリエーション・宿泊施設・飲食店等への対策

市内の観光・レクリエーション・宿泊施設及び飲食店へ、市外からの来訪者が安全に避難できるように避難場所・避難経路を示した地図を配布するとともに、常備することを指導する。

また、非常時での自主防災組織、自治会等による当該施設への配慮、及び施設責任者・自衛消防隊等への避難誘導體制の整備について指導する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織計画

第1 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、加西市に災害対策本部を設置し、県災害対策本部及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置する以前又は設置するまでには至らない場合においては、災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部設置基準

災害対策本部が設置される以前、又は災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予警報の発生状況、地域の特殊事情等警戒体制を強化する必要がある場合に災害警戒本部を設置する。

(2) 組織構成

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、 教育長	政策部長、地域部長、総務部長、市民部長、福祉部長、 産業部長、建設部長、環境部長、教育部長、秘書課長、 防災課長、防災課員

(3) 事務分掌

組 織	事 務 分 掌
政 策 部	① 本部長等との連絡調整 ② 県及び関係機関との連絡調整
地 域 部	市民への広報
総 務 部	① 報道機関との連絡調整 ② 気象情報及び災害情報の収集 ③ 職員の動員
総務部(財務部局)	① 車両の調達・確保 ② 災害調査
市 民 部	被害家屋及び土地等の被害調査準備
福 祉 部	①所管施設の避難所開設準備 ②要配慮者支援調整 ③感染症対策
産 業 部 建 設 部	①警戒活動の実施 ②災害調査 ③応急対策の実施
環 境 部	①水道施設の被害調査 ②下水道施設の被害調査 ③応急対策の実施
教育委員会	①所管施設の被害状況調査 ②園児・児童・生徒・教職員の負傷者状況 調査 ③所管施設の避難所開設準備 ④教職員の応援体制確立

2 災害対策本部

(1) 本部の設置

市長は、次の場合に本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、教育長、総務部長の順で、その職務を代理することとする。

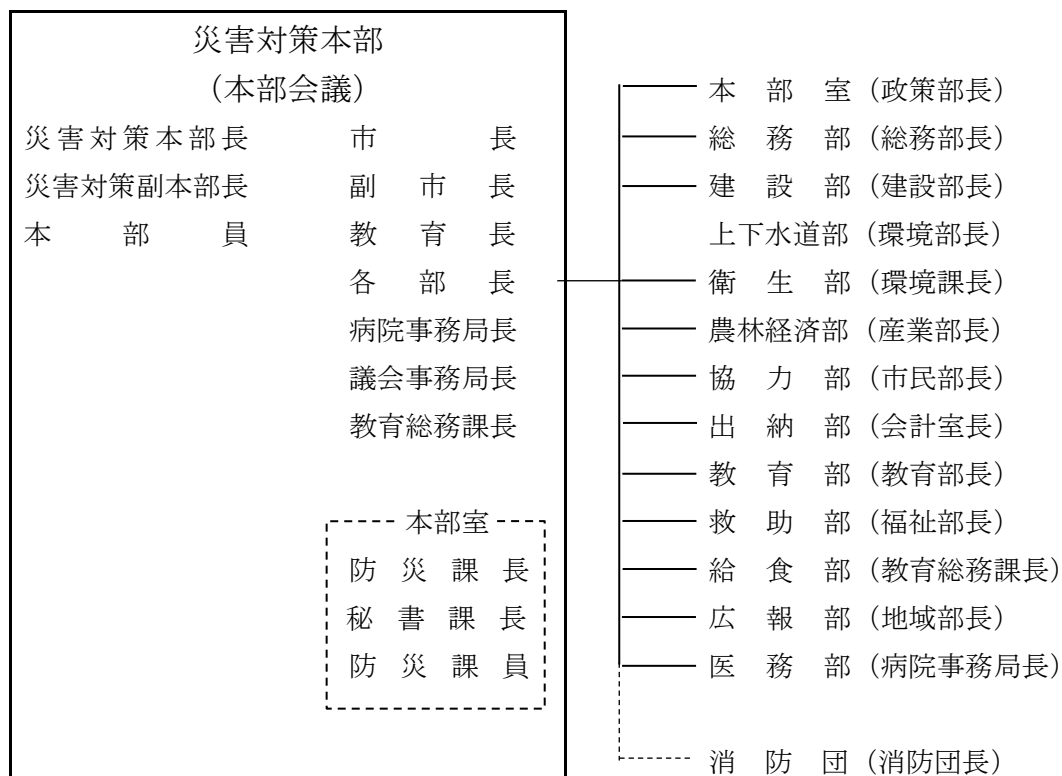
- ① 災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、災害の応急対策を実施するため、又は、応急対策に備える必要があると判断したとき。
- ② その他、不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあるため応急対策の必要があると判断したとき。

(2) 本部の設置場所

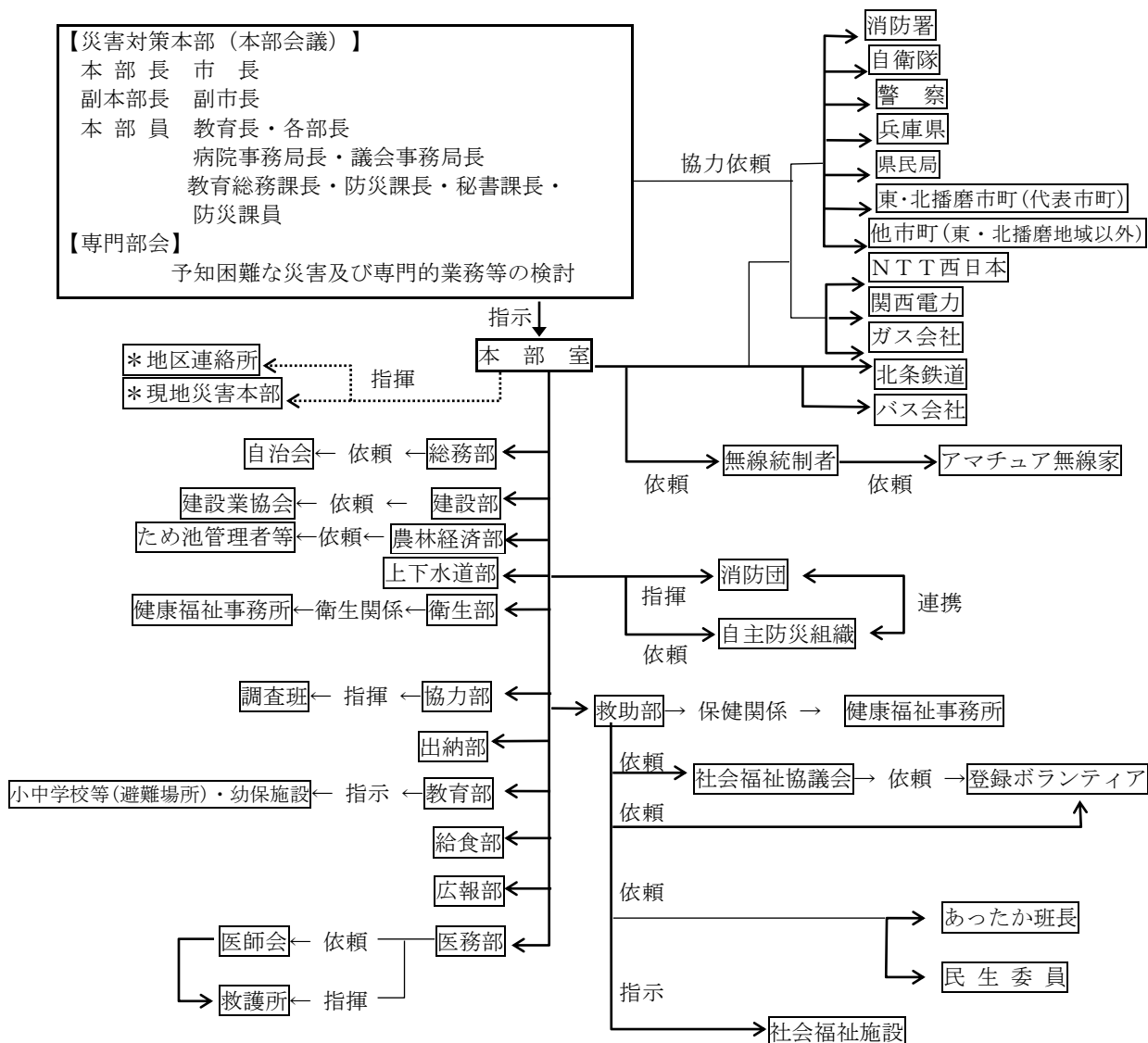
本部の設置場所は原則として、本庁3階庁議室とする。なお、本部の設置に当たっては、次の準備を行う。

主 体	内 容
本 部 室	・ 災害情報資料（フェニックス防災システム、川の防災情報、河川情報センター・衛星通信で得られた情報等） ・ 被害状況の記入用地図、ホワイトボード ・ 住宅地図、その他地図類 ・ 携帯ラジオ、テレビ ・ 各町区長名簿、自主防災組織代表者、消防団役員名簿 ・ 被害状況連絡票、その他書式類 ・ 情報記録表（ノート） ・ 「加西市災害対策本部」の標識板の作成・設置（市庁舎正面玄関） ・ 机・椅子の配置 ・ その他必要資機材
総 務 部	・ 通信手段の確保（電話の設置等） ・ 「地区連絡所」「災害相談所」等の看板の作成・設置 ・ 自家発電設備の再点検・燃料確保及び使用機器の制限（エレベーター・水道ポンプ類・非常照明・非常コンセント・庁内放送）

(3) 組織



(4) 指揮系統



* 現地災害対策本部 本部長が必要と認めたとき、現地に設置する。

* 地区連絡所 本部長が必要と認めたとき、避難場所に設置する。

(5) 本部の閉鎖

本部長は市の地域において災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、本部を閉鎖する。

3 本部の設置又は閉鎖の通知

本部を設置又は閉鎖した場合は、本部室長は、直ちに以下の防災関係機関等に衛星通信、電話、FAX等で通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	担当部局	方法・手段
市役所各部局	総務部	庁内放送・内線・電話・メール・FAX・口頭等
市民	広報部	広報計画による
県知事	本部室	フェニックス防災システム・衛星通信・電話・メール・FAX等
警察署		電話・メール・FAX・伝令等
その他防災会議委員		電話・メール・FAX・伝令等
近隣市町		衛星通信・電話メール・FAX等
報道機関		電話・メール・FAX・口頭又は文書等
小・中学校	教育部	電話・メール・FAX・伝令等
その他関係機関	各主管部局	電話・メール・FAX・伝令等

(2) その他

災害対策本部が設置されたときは、市庁舎正面玄関に標識板等を掲げる。

また、あわせて、災害対策本部室・地区連絡所・災害相談所・避難場所等を明示するなどして市民等の問合わせの便宜を図るよう努める。

4 本部会議

- (1) 災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長、本部員及び本部員が必要と認めた本部職員で構成する。なお、本部員に事故ある場合は、当該部の責任担当者が代理として出席する。

(2) 本部会議の開催

本部長は本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

① 報告事項

副本部長及び本部員は直ちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

② 協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害状況に応じて、本部長又は本部員の提案によるが、概ね次のとおりとする。

ア 本部の配備体制の切り替え及び閉鎖に関する事。

イ 自衛隊、県及び他の市町への応援派遣要請に関する事。

ウ 災害対策経費の処理に関する事。

エ 災害救助法の適用の意見に関する事。

オ その他災害対策の重要事項に関する事。

5 現地災害対策本部

本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を置く。なお、現地災害対策本部長は副本部長又は本部員の内から、本部長がその都度指名する。また、現地本部員は、本部員、本部職員をもって充てる。

6 専門部会の設置

市長は、加西市の自然的、物理的条件を調査研究し、予知困難な災害及び専門的業務等を検討するため、必要に応じ専門部会を設けることができる。

7 本部室・各部等の事務分掌

防 災 部 局	責任担当者	事 務 分 掌
本 部 室	政策部長 政策部 総務課 秘書課 議会事務局 議会事務局	・本部の設置及び閉鎖に関する事。 ・本部会議に関する事。 ・一般職員の安否確認及び参集に関する事。 ・配備体制その他本部命令伝達に関する事。 ・被害状況及び被害応急対策実施状況の全体把握に関する事。 ・報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関する事。 ・市所有の情報システムの機能確保に関する事。 ・災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助に関する事。 ・被害情報の収集及び応急対策の指示に関する事。 ・気象情報の収集及び伝達に関する事。 ・自衛隊その他機関への連絡並びに要請に関する事。 ・各部の動員状況及び職員の健康管理等後方支援業務に関する事 ・災害派遣職員、自衛隊等受入れに伴う後方支援業務に関する事 ・災害用電話の確保に関する事。 ・県及びその他機関への要望事項に関する事。 ・防災会議に関する事。 ・市議会への報告、連絡調整並びに提出資料のとりまとめに関する事。 ・災害に関する予算措置に関する事。 ・その他災害応急対策全般の物資調達に関する事。

防 災 部 局	責任担当者	事 務 分 掌
総 務 部	総務部長 財政課 管財課 選挙・監査・公平 委員会事務局	・災害時における資材の調達、公用車の配車に関する事。 ・市有財産の被害状況調査に関する事。 ・応急対策に要する資金の調達に関する事。 ・義援金品の受付及び配分計画の立案に関する事。 ・災害見舞金、死亡弔慰金に関する事。 ・庁舎の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・災害応急工事の契約等に関する事。 ・本部との連絡に関する事。 ・庁舎内外の警備に関する事。
建 設 部	建設部長 建設部	・道路、橋梁及び河川の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 ・災害区域内における仮設建物及び応急修理に関する事。 ・災害公営住宅の応急修理に関する事。 ・市有建物の応急対策に関する事。 ・仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等、応急交通、緊急輸送対策等に関する事。 ・建設業者等への協力要請に関する事。 ・被災建物の応急危険度判定に関する事。 ・被災住宅の支援に関する事。 ・応急仮設住宅の建設に関する事。 ・本部との連絡に関する事。
上下水道部	環境部長 上下水道管理課 上下水道課	・上下水道に関する被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・施設の安全確保に関する事。 ・給水に関する事。 ・水洗化家屋の汚水処理に関する事。 ・仮設トイレの設置に関する事。 ・上下水道事業者及び関係団体等との連絡に関する事。 ・資機材等の調達に関する事。 ・本部との連絡に関する事。
衛 生 部	環境課長 環境課 衛生センター	・衛生材料の調査及び斡旋に関する事 ・遺体の埋火葬に関する事 ・し尿処理に関する事 ・仮設トイレの管理に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・環境衛生施設等の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・本部及び北播磨県民局環境課との連絡に関する事
農林経済部	産業部長 産業部 農業委員会 事務局	・農林畜産物の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・農地及び農業施設の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 ・ため池の応急対策に関する事。 ・商工業の被害状況調査に関する事。 ・災害時における病虫害の防除、家畜の衛生管理及び飼料の確保等の応急対策に関する事。 ・山腹崩壊、崩壊土砂流出に関する被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・災害対策用木材等の応急資材の調達及び斡旋に関する事。 ・主食配給の特別措置に関する事。 ・主要食料の確保の調達及び斡旋に関する事。 ・被災農家等に関する共済金の支払い、資金融資に関する事。 ・中小企業等の災害復旧資金の融資に関する事。 ・被災者の雇用の促進要請に関する事。 ・本部及び関係団体との連絡に関する事。

防 災 部 局	責任担当者	事 務 分 掌
協 力 部	市民部長 市民部	・ 災害救助事務全般の協力に関すること。 ・ 被害家屋及び土地等の被害調査に関すること。 ・ 罹災証明書の発行に関すること。 ・ 市税に関する窓口設置及び減免等相談に関すること。 ・ 災害地調査の実施のための調査班の編成に関すること。 ・ 避難者名簿のデータ作成・管理に関すること。 ・ 本部との連絡に関すること。 ・ その他本部長の特命事項に関すること。
出 納 部	会計管理者 会計室	・ 災害関係費支出に関すること ・ 見舞金、義援金の収入に関すること ・ 本部との連絡に関すること
教 育 部	教育長 教育部長 教育委員会 (学校給食センターを除く)	・ 所管に係る幼保・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 被災の程度等を県教育委員会に報告すること。 ・ 児童生徒の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 被災教職員の応急対策に関すること。 ・ 社会教育施設の被害状況調査に関すること。 ・ 文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 応急教育に関すること。 ・ 園児の被災状況調査に関すること。 ・ 応急保育に関すること。 ・ 学校、PTAとの連絡調整及び協力要請に関すること。 ・ 避難場所（学校）の準備等に関すること。 ・ 避難所開設に係る地域への協力要請に関すること。 ・ 被災者に対する救援物資等の配布に関すること。 ・ 避難者の誘導、収容に関すること。 ・ 本部との連絡に関すること。
救 助 部	福祉部長 福祉部	・ 災害救助物資の調達及び配布に関すること。 ・ 被災者の心のケア、健康対策に関すること。 ・ 医療品、衛生材料等の調査及び斡旋に関すること。 ・ 災害救助全般の調達に関すること。 ・ 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 ・ 医療機関等の被害状況調査に関すること。 ・ 要配慮者等の救援に関すること。 ・ 行方不明者に関すること。 ・ 社会福祉協議会との連携及び協力要請に関すること。 ・ 社会福祉協議会との連携による災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関すること。 ・ 被災者の生活相談及び生活支援に関すること。 ・ 各種申請窓口の設置に関すること。 ・ 生活福祉資金等の融資に関すること。 ・ 感染症対策本部の設置に関すること。 ・ 感染症対策及び清掃に関すること。 ・ 応急救護所の設置支援に関すること。 ・ 広域的な救急搬送受入れ先として後方支援病院の確保に関すること。 ・ 遺体の収容及び処置に関すること。 ・ 本部及び健康福祉事務所との連絡に関すること。 ・ 保健医療福祉の支援体制に関すること ・ DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)及び応援保健師に関すること
給 食 部	教育総務課長 学校給食センター	・ 給食施設の災害応急対策に関すること ・ 炊き出し等に関すること ・ 本部との連絡に関すること

防災部局	責任担当者	事 務 分 掌
広 報 部	地域部長 地域部	・ 災害状況等の広報活動に関する事。 ・ 被害状況の写真記録及び災害応急対策状況の記録に関する事。 ・ 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・ 婦人会等公共団体との連絡に関する事。 ・ 外国人被災者の対応に関する事。 ・ 本部との連絡に関する事。
医 務 部	病院事業管理者 兼病院長 病院事務局長 市立加西病院	・ 災害による負傷者の応急手当、治療の対策に関する事。 ・ 応急救護所の設営等に関する事。 ・ その他災害医療全般の調達に関する事。 ・ 災害救助法が適用された場合に救護班が到着するまでの間の災害医療応急措置に関する事。到着後は救護班の指示に従う。 ・ 医療機械器具の被害状況調査に関する事。 ・ 遺体の検案に関する事。 ・ 医師会との連絡、調整に関する事。
消 防 署 消 防 団	消防署長 消防署 消防団長 消防団	・ 消防部隊の配備及び指揮統制に関する事。 ・ 通信運用及び通信統制に関する事。 ・ 火災防御活動に関する事。 ・ 水防活動に関する事。 ・ 救急、救助及び応急処置に関する事。 ・ 被害の初動調査に関する事。 ・ 警戒区域の設定と避難誘導に関する事。 ・ 災害状況報告に関する事。 ・ 行方不明者の捜索に関する事。 ・ 本部との連絡に関する事。

防 災 部 局	責任担当者	設 置 場 所	事 務 分 掌
地区連絡所	「災害時の職員の初動体制と行動マニュアル」に定める者	各小・中学校 各高等学校 北部・南部・善防公民館	・ 地域及び避難場所の情報収集、伝達 ・ 地域への広報活動 ・ 避難誘導、避難者保護 ・ 救護活動（救護所の補助） ・ 避難場所の開設、運営補助 ・ 住民対応、苦情処理(民心の安定措置) ・ 炊き出し、救援物資配給補助 ・ 本部室、教育部の指示事項
指定緊急避難場所	小・中学校校長 高等学校 北部・南部・善防公民館の場合 は地区連絡所員	各小・中学校 各高等学校 北部・南部・善防公民館	・ 避難場所の開設、開設、運営全般 ・ 地域への広報活動 ・ 避難誘導、避難者保護 ・ 救護活動（救護所の補助） ・ 住民対応、苦情処理、心のケア（民心の安定措置） ・ 物資等の配給、本部室、教育部の指示事項
救 護 所	救護所構成員に指名された医師	各中学校 加西市防災センター 健康福祉会館 その他災害現地	・ 応急医療、救護

第2 動員計画

職員の動員に関する計画は本計画の定めるところによる。

1 災害対策本部未設置における配備体制

- (1) 災害警戒本部設置に至らない小災害が発生し、又は発生することが予想される場合は平常勤務体制で対処する。
- (2) 各所属長は、常に気象状況その他災害現況を把握し、災害が発生し、又は発生することを察知した場合は、勤務時間外であっても、これに対処できる体制を整えておく。
- (3) 災害対策本部の配備体制の一般基準は、概ね次のとおりである。

- ① 総務部長及び防災関係部局の長が、災害の状況に応じて情報連絡及び応急対策活動を円滑に行いうる体制とする。

② 職員の配備時期は、次のとおりとする。

ア 大災害が発生又はそのおそれがある場合において、市長が必要と認めたとき、災害対策本部の配備をとる。

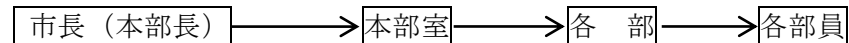
イ 兵庫県下等の他市町村に大災害が発生し、又は発生することが予想され、災害応援が必要になると見込まれる場合であって、市長が必要と認めたとき。

ウ その他防災関係部局の長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部を設置した場合の配備体制への動員方法

(1) 勤務時間内

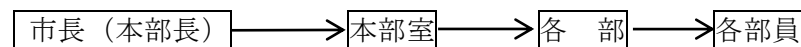
災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は庁内放送、電話をもってかえることがある。

(2) 勤務時間外

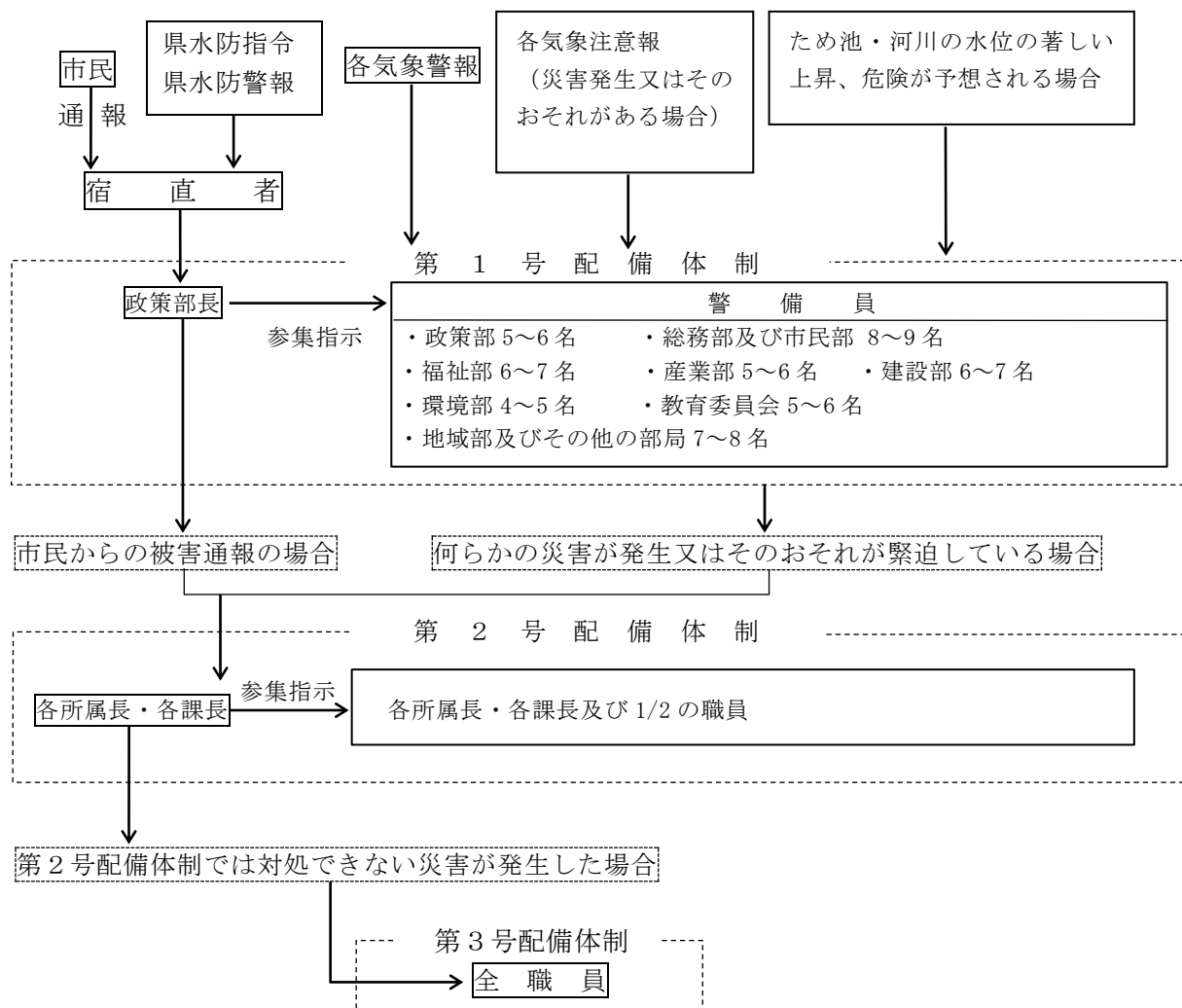
① 災害発生を予測し、又は災害が発生した場合において、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の連絡方法は、電話等最も速やかに行われる方法による。

② 突発的災害の動員計画

夜間、休日等の緊急事態発生時については、次のとおり行う。



- ア 市役所宿直者及び消防署職員は、災害情報を収受したときは、直ちに政策部長に連絡する。連絡を受けた政策部長は、連絡責任者に非常参集を指示する。
- また、消防署職員は、市長その他の職員が登庁するまでの間、情報の収集に当たる。
- イ 登庁した職員から順次、第2号配備が発令されたものとし、政策部長の指示に基づき「臨時非常配備体制」をとり、本部開設まで初期応急活動を行う。
- また、災害の規模、態様又は、その状況に応じ、必要により各部は適宜各班の配備職員数を増減する。
- ウ 「臨時非常配備体制」は、水防本部又は災害対策本部の設置により、必要な引継を行った後、それぞれの配備体制へ移行する。また、災害の規模によっては、本部長の命に基づき第3号配備体制をとるものとする。
- エ 臨時非常配備体制の任務
臨時非常配備体制の任務は、概ね次のとおり。

本 庁 舎

- ・ かさいライフナビ、かさい防災ネット、広報車等の拡声装置の利用、サイレン、電話で区長への連絡等により一般市民に広報を行う。
- ・ パトロール等による情報収集
- ・ 県及び防災関係機関との連絡
- ・ 災害対策本部設置の準備
- ・ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備
- ・ 住民対応
- ・ 参集した職員の指揮
- ・ その他総務部長の指示した事項

3 配備体制

(1) 第1号配備体制

① 参集職員（警備員（毎年度、指名済み））

ア 政策部	5～6 名
イ 総務部及び市民部	8～9 名
ウ 福祉部	6～7 名
エ 産業部	5～6 名
オ 建設部	6～7 名
カ 環境部	4～5 名
キ 教育委員会	5～6 名
ク 地域部及びその他の部局	7～8 名

② 参集条件

- ア 県水防指令・県水防警報の通報を受けた場合
- イ 気象警報が発令された場合
- ウ 注意報が発令され、状況により、災害発生又はそのおそれがある場合
- エ ため池・河川の水位の著しい上昇又は危険が予測されるとき。

注 意

何らかの災害が発生又はそのおそれが緊迫している場合は、速やかに第2号・第3号配備体制に移行する。（関係職員に通報）

③ その他の職員

上記の要件に該当すると予想される場合は自宅で待機し、所属長の指示を待つ。

(2) 第2号配備体制

① 参集職員（各所属長、各課長及び1/2の職員）

- ア 所属長からの通報により、速やかに参集する。
- イ 各所属長・各課長は、該当する1/2の職員に非常参集するよう指示する。

② その他の職員

上記の要件に該当すると予想される場合は自宅で待機し、所属長の指示を待つ。

(3) 第3号配備体制

① 全職員参集

② 所属長の指示により速やかに参集する。

(4) 災害時における職員の注意事項

① 各職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行う。

② 各職員は異常天候等の場合においては、配備命令のない場合であってもラジオ、テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属部課との連絡を取り、進んで所属長の指揮下に入るように努める。

③ 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につく。

④ 災害の状況により登庁が不可能な場合又は病気その他止むを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。

⑤ 交通機関が途絶した場合には、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し配備につく。

⑥ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(5) 加西市防災指令及び配備体制

防災指令		加西市第1号防災指令	加西市第2号防災指令	加西市第3号防災指令
配備体制		第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
配備内容		少数の人員を配備し主として情報連絡に当たる。	所属人員の概ね2～5割の人員を配備し防災活動に当たる。	所属人員全員を配備し防災活動の万全を期する。
発 令 基 準	災害の 状 況	1 災害発生のおそれがあるがその時間、規模等推測困難な段階 2 小規模の災害が発生した場合	1 中規模の災害の発生が予想される段階 2 中規模の災害が発生した場合	1 大規模の災害の発生が予想される段階 2 大規模の災害が発生した場合
	気象 状 況	次の各警報が発令されたとき。 1 大雨警報 2 暴風警報 3 洪水警報 4 土砂災害警戒情報		大規模の災害の発生が予想される気象情報が発令されたとき。 1 大雨特別警報 2 暴風特別警報
	水防指令発令 状 況	兵庫県水防指令第1号が発令されたとき。	兵庫県水防指令第2号が発令されたとき。	兵庫県水防指令第3号が発令されたとき。
	水防警報発令 状 況		水防警報の「準備」が発せられたとき。	水防警報の「出動」が発せられたとき。
	備 考	気象状況、水防指令発令状況、その他を総合検討のうえ災害の状況、規模を判断し、配備体制を決定する。		

4 各部局の配備・動員計画

(1) 計画の作成・職員への周知

各所属長は、非常配備体制動員計画を作成し、平時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員にその旨の周知を図る。

(2) 計画の内容

各部局の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により、総務部へ報告する。

① 勤務時間外動員職員名簿

② 非常配備体制別配備人員名簿

③ 職員参集予定（時間）表

④ 職員動員伝達系統表

- (3) 各所属長は、作成又は修正した計画を随時政策部長に報告する。なお、所属長は、配備・動員計画の写しをその都度動員連絡に当たる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期する。また、所属長は、休日や夜間等の勤務時間外に配備体制の指示を受けたときも、所属職員に直ちに必要な指示が行えるよう住所・連絡方法について、常に把握しておくこと。

5 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各所属長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策体制をとるとともに、次の措置を講ずる。

① 災害に対処できるよう職員を配置

② 職員の非常参集方法及び交替方法の措置

③ 次の非常配備体制に移行できる措置

(2) 職員動員の報告

① 各所属長は、職員の参集状況及びその累計を本部室長に報告する。

② 本部室長は、職員の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

6 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各部において防災活動を行うため、人員に不足の生じる場合は、本部を通じて余裕のある部から応援を求める。

- (2) 本部の職員全員をもってなお不足する場合は次のいずれかの方法による。

方 法	内 容	備 考
① 民間団体の協力を求める	民間団体協力計画による	区長、赤十字奉仕団
② 労務者の雇用を行う	労務供給計画による	
③ 自衛隊の派遣を要請する	自衛隊の派遣計画による	陸上自衛隊中部方面特科連隊 陸上自衛隊第8高射特科群
④ 他の市町等の応援を求める	相互応援計画による	北・東播磨地域市町
⑤ 民間業者に委託する	土木・建築・応急措置等	建設業協会等

第2節 相互応援協力計画

大災害が発生し、本市のみでは対応できない等の事態が発生した場合、他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員救援、物資の相互融通等の協力を依頼するとともに、他市町において災害が発生した場合、相互に協力して災害応援、支援対策を行うための計画である。

(資料編 表-44 P64)

第1 自治体への応援要請

1 応援協力を求める地方公共団体

(1) 兵庫県

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(平成18年11月1日締結、効力発行)

県民局・市町名等		電 話	衛 星 通 信		備 考
			電 話	F A X	
兵庫県 危機管理部災害対策課		昼 078-362-9988 夜 078-362-9898	7-151-3140	7-151-6380	
神戸県民センター管内	神 戸 市	078-322-6456	7-100-52	7-100-61	
阪神南 県民センター管内	尼 崎 市	06-6489-6165	7-202-52	7-202-61	
	西 宮 市	0798-35-3151	7-204-52	7-204-61	
	芦 屋 市	0797-31-2121	7-206-52	7-206-61	
阪神北県民局管内	伊 丹 市	072-783-1234	7-207-53	7-207-61	
	宝 塚 市	0797-71-1141	7-214-52	7-214-61	
	川 西 市	072-740-1111	7-217-52	7-217-61	
	三 田 市	079-563-1111	7-219-52	7-219-61	
	猪 名 川 町	072-766-0001	7-301-52	7-301-61	
東播磨県民局管内	明 石 市	078-912-1111	7-203-52	7-203-61	
	加 古 川 市	079-421-2000	7-210-52	7-210-61	
	高 砂 市	079-442-2101	7-216-52	7-216-61	
	稲 美 町	079-492-1212	7-381-52	7-381-61	
	播 磨 町	079-435-0355	7-382-52	7-382-61	
北播磨県民局管内	西 脇 市	0795-22-3111	7-213-52	7-213-61	
	三 木 市	0794-82-2000	7-215-52	7-215-61	
	小 野 市	0794-63-1000	7-218-52	7-218-61	
	加 東 市	0795-42-3301	7-341-52	7-341-61	
	多 可 町	0795-32-2380	7-361-52	7-361-61	
中播磨 県民センター管内	姫 路 市	079-221-2200	7-201-52	7-201-61	
	市 川 町	0790-26-1010	7-442-52	7-442-61	
	福 崎 町	0790-22-0560	7-443-52	7-443-61	
	神 河 町	0790-34-0001	7-445-52	7-445-61	

西播磨県民局管内	相生市	0791-23-7111	7-208-52	7-208-61	
	たつの市	0791-64-3131	7-221-52	7-221-61	
	赤穂市	0791-43-3201	7-212-52	7-212-61	
	宍粟市	0790-63-3000	7-521-52	7-521-61	
	太子町	079-277-1010	7-464-53	7-464-61	
	上郡町	0791-52-1111	7-481-53	7-481-61	
	佐用町	0790-82-2521	7-501-276	7-501-260	
但馬県民局管内	豊岡市	0796-23-1111	7-209-52	7-209-61	
	養父市	079-662-3161	7-601-52	7-601-61	
	朝来市	079-672-3301	7-622-52	7-622-61	
	香美町	0796-36-1111	7-543-52	7-543-61	
	新温泉町	0796-82-3111	7-582-52	7-582-61	
丹波県民局	丹波篠山市	079-552-1111	7-661-52	7-661-61	
	丹波市	0795-82-1001	7-642-52	7-642-61	
淡路県民局管内	洲本市	0799-22-3321	7-205-52	7-205-61	
	淡路市	0799-64-2152	7-681-52	7-681-65	
	南あわじ市	0799-43-5203	7-703-52	7-703-65	

(2) 全 国

義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定
(平成25年4月1日締結、効力発効)

	区市町名	電 話	衛 星 通 信		備 考
			電 話	F A X	
北海道	砂川市	0125-54-2121	7-001-467-99	7-001-467-10	
岩手県	一関市	0191-25-0119	7-003-531-1	7-003-531-9	
茨城県	笠間市	0296-78-0612	7-008-212-8400	7-008-212-8450	
	桜川市	0296-58-5111	7-008-226-8400	7-008-226-8450	
栃木県	大田原市	0287-23-1111	7-009-610-392	7-009-610-390	
群馬県	藤岡市	0274-22-1211	7-010-408-6300	7-010-408-6800	
東京都	千代田区	03-3264-2111	—	—	
	港区	03-3578-2111	—	—	
	新宿区	03-3209-1111	7-013-304	—	
	墨田区	03-5608-1111	—	—	
新潟県	新発田市	0254-22-3030	7-015-431-10	7-015-431-10	
長野県	諏訪市	0266-52-4141	7-020-391-8 -258	7-020-391-76	
愛知県	西尾市	0563-56-2111	7-023-713-2 -2502	7-023-713-1150	

滋賀県	大津市	077-523-1234	7-025-100-3 -201-0	7-025-100-3 -201-1	
	野洲市	077-587-1121	7-025-100-3 -210-0	7-025-100-3 -210-1	
兵庫県	相生市	0791-23-7111	7-208-52	7-208-61	
	豊岡市	0796-23-1111	7-209-52	7-209-61	
	赤穂市	0791-43-3201	7-212-52	7-212-61	
	加東市	0795-42-3301	7-341-52	7-341-61	
	丹波篠山市	079-552-1111	7-661-52	7-661-61	
広島県	三次市	0824-62-6111	7-034-209-596	7-034-209-597	
熊本県	山鹿市	0968-43-1113	—	—	

2 応援・職員派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請する。ただし、緊急を要するときは電話、FAXにて行い、後日速やかに文書を送付することとする。

要 請 の 内 容	事 項
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 7 その他必要な事項
市町への応援要請	1 災害の状況及び応援を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容 7 その他必要な事項

3 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、県及び他の市町からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法令、協定書及び覚書に基づき行う。なお、他の規定により定めのある場合はこの限りではない。

4 他市町からの応援要請

(1) 応援要請

他市町からの応援を求められた場合は、特別の理由のない限り所要の職員を派遣する。

(2) 応急応援

市の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無に関わらず水防救助等について応援する。

5 応援・受援体制の整備

市は、関西広域連合が作成する「関西広域応援・受援要綱」や県が作成する「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するよう努める。

また、市は県等が実施する受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。

なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。

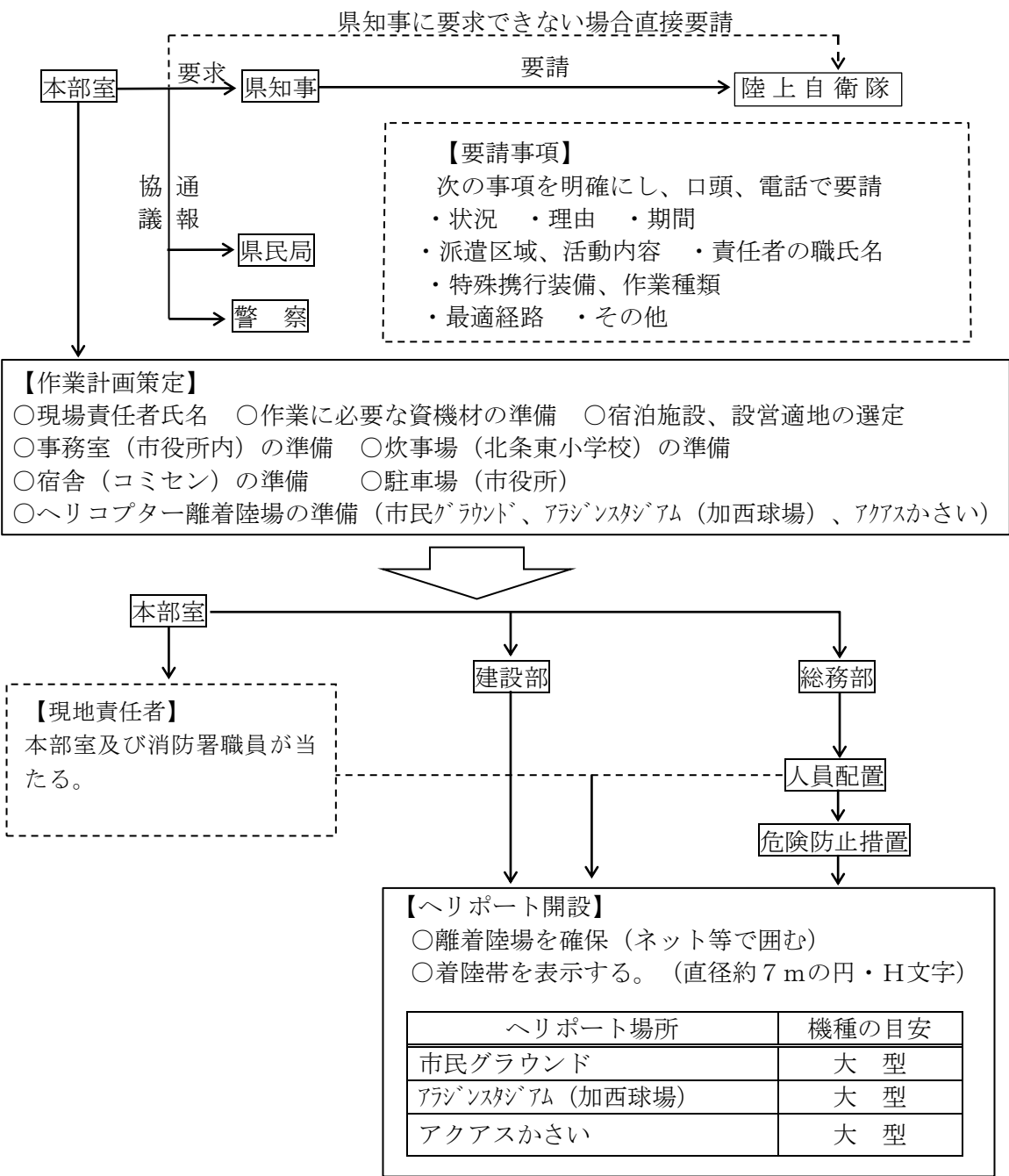
また、応援 職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援 職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空き スペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

＜受援業務の例＞

他府県等応援要員受入、広域避難
救命救助・消火部隊受入
重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入
救援物資受入、ボランティアの受入 等

第2 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際し、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が加西市災害対策本部の職員だけでは不可能又は困難で自衛隊の出動が必要であると認められる場合、自衛隊派遣の要請を行う。



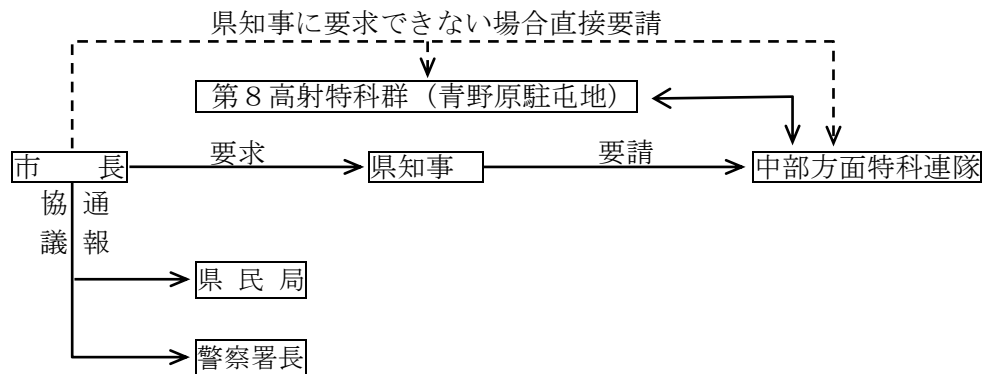
1 自衛隊災害派遣の活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等、状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常の他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
- (6) 道路又は水路の啓開
道路又は水路が破損し、又は障害物がある場合は、それらの啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、市が準備する。）
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その救援活動に必要な人員及び他救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (9) 給食、給水及び入浴支援
給食、給水及び入浴支援
※ 入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 災害派遣要請の方法

- (1) 自衛隊の応援を必要とするときは、県民局及び警察等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして県知事に要求する。ただし、通信の途絶等により県知事に対して要求できないときは、直接、口頭又は一般加入電話等により陸上自衛隊中部方面特科連隊又は第8高射特科群へ直接要請する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 希望する派遣区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

(2) 派遣要請系統図



3 県・市・警察の任務分担

(1) 県（県災害対策本部）

現場責任者を現場に派遣し、市（現場）と自衛隊間の折衝及び調整を行う。

(2) 市

- ① 作業計画の策定（応援を求める作業内容、所要人員その他について派遣部隊の到着と同時に作業できるよう策定する。）
- ② 作業実施期間中、現場責任者の設定
- ③ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- ④ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

(3) 警察

- ① 交通統制及び交通指導
警察署は、派遣部隊が管内を通過するときは、無線自動車、その他の車両で先導、通行が迅速、円滑に行われるよう便宜を図る。
- ② 道路標示
既設の標示のみでは判断を誤るおそれのある箇所又は災害による危険箇所には臨時に掲示板、標柱を設けて便宜を図る。

4 自衛隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに次の項目を基準として受入体制を整備するが、その時の状況に応じ、派遣部隊の長と協議の上決定する。

- (1) 本部事務室 市役所内に設置
- (2) 炊事場 北条東小学校
- (3) 宿舍 コミュニティセンター
- (4) 駐車場 市役所駐車場
- (5) ヘリコプター離着陸場

名 称	所 在 地
加西市民グラウンド	加西市北条町西高室 592
アラジンスタジアム（加西球場）	加西市玉野町 1126-1
アクアスカさい	加西市西上野町 17

5 県への報告

本部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて所定の事項について、県へ報告する。

6 撤収要請

派遣部隊の撤収要請は県知事が市長及び派遣部隊の長と協議を行い決定する。市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、県知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

7 経費の負担区分

自衛隊の活動に要した次の経費を、原則として市が負担する。

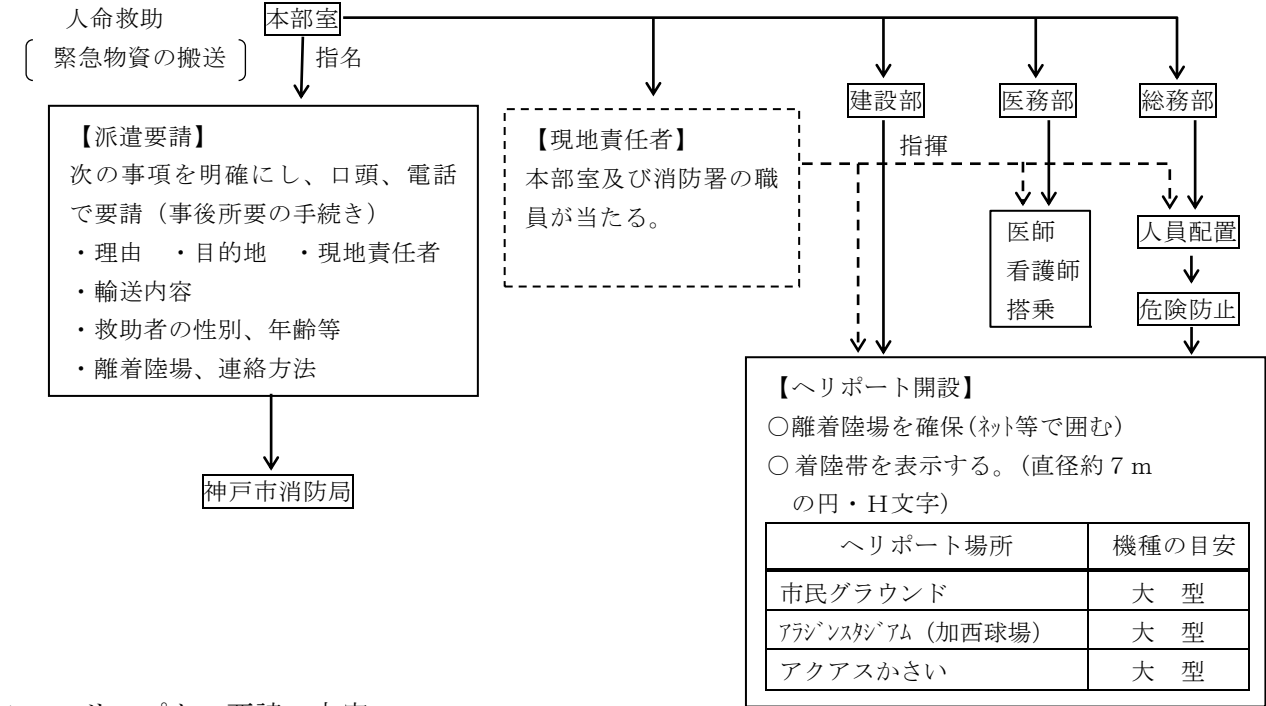
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く）

8 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長（中部方面特科連隊長又は第8高射特科群長）は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣し、事後、できる限り早急に県知事等に連絡し、所用の手続きを取る。

第3 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

大規模災害が発生し、陸上運送、輸送機能が麻痺した場合において、県消防防災ヘリコプターの要請を行い、迅速な救命救助、緊急物資輸送を行う。



1 ヘリコプター要請の内容

- (1) 緊急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請手続

(1) 要請方法

県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防署長が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書によりFAX等で防災監に要請するものとし、その手続きは、神戸市消防局に対して行うものとする。

(2) 緊急要請連絡先

〔昼間（8:45～17:30）〕 電話会議システムを使用

〔夜間（17:30～翌8:45）、休日〕

神戸市消防局警防部司令課 TEL 078-331-0986 FAX 078-325-8529

〔災害対策（警戒）本部設置時〕

災害対策本部事務局 TEL 078-362-9900 FAX 078-362-9911

3 要請での連絡事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現場の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他の必要事項

4 市の準備事項

- (1) 離着陸場の選定
- (2) 離着陸場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

第4 民間団体への要請

1 概要

災害の規模が大きく、市の職員及び他の市町等からの応援職員だけでは到底迅速な応急対策が実施できない場合においては、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織、自治体、地域婦人会、ボランティア団体、アマチュア無線家等その他各種民間団体に対し、応援を求め円滑に応急対策を実施できるように努める。

2 動員

「水防計画」第12章居住者等の出動に基づく従事者のほか、災害応急対策実施のため、動員の必要があると認められるときは、その奉仕作業の種別によりその作業に適応した団体へ応援を要請する。

3 応援要請の方法

災害時に民間団体、自主防災組織及びボランティアへの協力を要請する方法としては、主に次のとおりとする。

(1) 要請での明示事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。

- ① 活動の内容
- ② 協力を希望する人数
- ③ 調達を要する器機材等
- ④ 協力を希望する地域及び期間
- ⑤ その他参考となるべき事項

(2) 民間団体への協力要請の方法

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときで、災害対策本部総務部が本部長の指示に基づき、その責任者に対して要請する。なお、この計画に定めのない場合は、本部室、総務部が本部長と協議の上、必要と認めた場合は、総務部が要請する。

(3) ボランティアへの協力要請

人員不足等により迅速な対応が不可能と本部長が認めたとき、災害対策本部室は、「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、加西市社会福祉協議会にボランティアセンターの設置を要請する。

加西市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の手段等によりボランティアへの協力要請を行うとともに、平時から災害ボランティアの登録受付を行う。

その際、女性の被災者に対して適切な対応ができるよう、女性ボランティアの確保に留意する。

- ① 広報車
- ② 職員による口頭の呼びかけ、ホームページ、チラシ配布、掲示等による呼びかけ
- ③ 県、隣接市町への斡旋要請
- ④ ラジオ、テレビ局等に対する放送要請

4 ボランティアの受入れ体制

ボランティアの受入れ等については、社会福祉協議会の設置した災害ボランティアセンターにおいて、社会福祉協議会の配置した災害ボランティアコーディネーターと市が派遣する職員が中心となって、本部室と連絡を取りながら、受入れやニーズ調査、派遣調整等を行うものとする。

また、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図るものとする。

5 災害ボランティアセンターの業務

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること
- (3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること
- (4) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること
- (5) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動に関すること
- (6) 簡易な応急及び復旧作業に関すること
- (7) その他災害ボランティア活動に必要な業務に関すること

6 ボランティアの活動拠点

ボランティアの活動拠点は加西市健康福祉会館とする。ただし、災害の状況等により設置が困難なときは、公共施設等で被害のない場所を活動拠点とする。

7 記録の保管

応援を受けた場合、市及び関係機関は概ね次の事項について記録し、保管しておく。

- (1) 応援民間団体の名称及び人員
- (2) 応援した作業の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

8 ボランティアの登録

日頃から各種民間団体の得意分野等の把握に努めるとともに、災害時の応援要請を円滑に実施できるよう登録・保存しておく。

第3節 情報計画

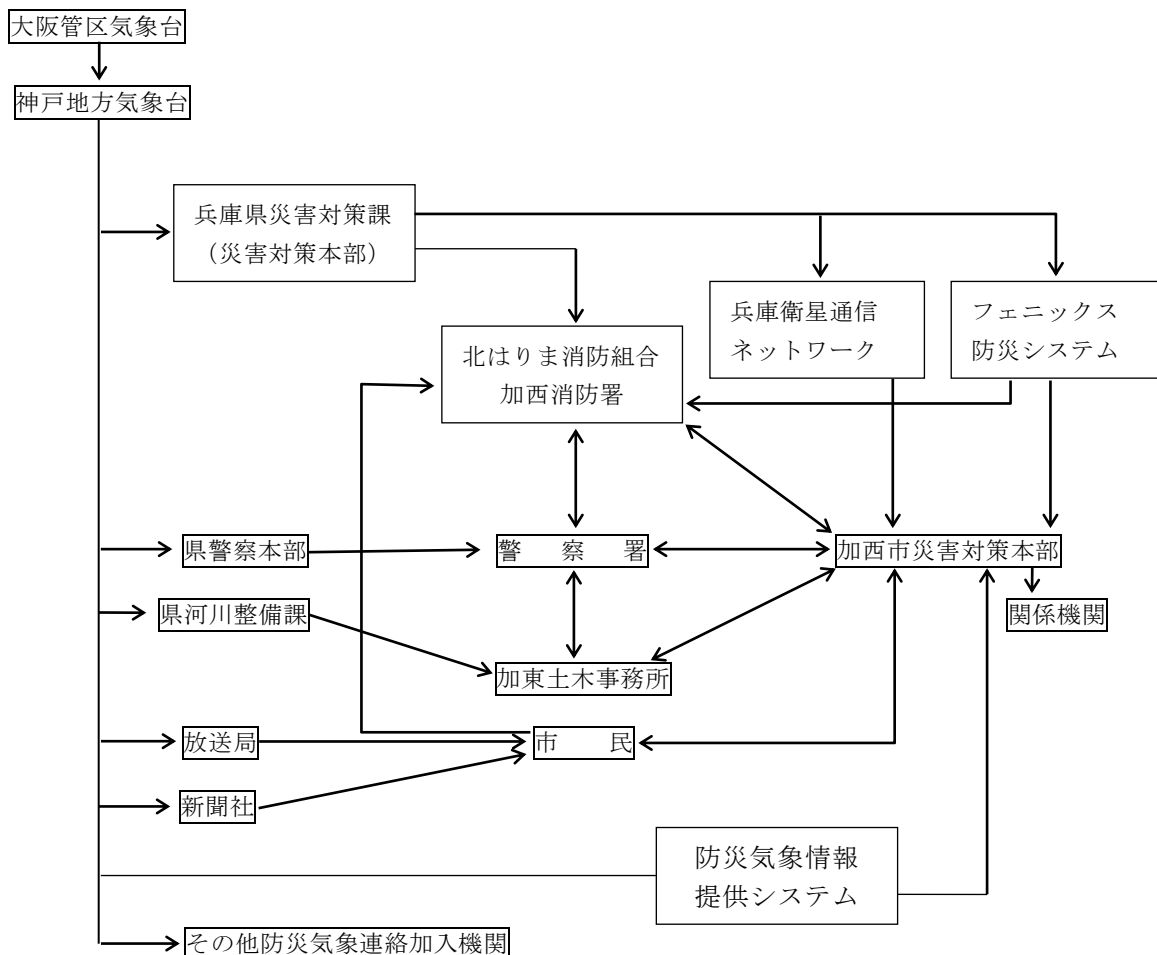
第1 気象・水防情報収集伝達計画

1 気象情報

(1) 気象情報伝達系統

気象予警報等の伝達及び周知徹底は、概ね次により行う。

なお、各関係部局・関係機関は、伝達された予警報をそれぞれ速やかに下部機関に通知するとともに、通信途絶時に備えラジオ等を配備し、気象予警報等の収集に努める。



(2) 気象予警報

① 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断の参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

② 気象注意報・警報の種類、内容

種 類	内 容	発表機関又は 連絡機関	例
早期注意情報 (※)	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中]の2段階で発表する	神戸地方気象台	
注 意 報	災害が起きるおそれがある場合にその旨を 注意して行う予報	同 上	大雨注意報 強風注意報 洪水注意報
警 報	重大な災害が起きるおそれのある場合、そ の旨を警戒して行う予報	同 上	大雨警報 暴風警報 洪水警報
特 別 警 報	数十年に1度の降水量となる大雨や台風等 が予想され、重大な災害が起きるおそれが 著しく高まっている場合、最大限の警戒を 呼び掛ける予報	同 上	大雨特別警報 暴風特別警報
気 象 情 報	気象等の予報に関係のある台風、その他の 異常気象についての情報を一般及び関係機 関に対して具体的かつ 速やかに発表する もの	神戸地方気象台	台風情報
	関係機関相互の間又は市民に対して行う異 常気象等の状況報告	関係機関	水防法に基づく水 位の状況通報等
	市民が発見した、災害が発生するおそれが ある異常な自然現象の通報	市 民	水位の急激な上昇 通報等

※ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部、県北部単位で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位（冬は県北部、県南部）で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) フェニックス防災システム

① 情報収集

県地方機関、市町・消防署等に防災末端を配置し、的確な災害情報を収集するとともに気象庁からの気象情報のオンライン化、ライフライン各社等からの情報入手ルートが整備される。

② 災害情報データベース

災害情報データベースによる総合的な防災情報を入手し、迅速・的確な災害対策の実施を図る。

③ 市災害対策への活用

県下各市町・消防署に防災端末が配置され、災害情報の入力、気象情報の配信が行われるとともに、県の災害情報データベースの各種情報を入手することにより災害対策活動の円滑化を図る。

④ 一般向け災害関連情報の提供

インターネット、Ｌアラート（災害情報共有システム）、かさいライフナビ、かさい防災ネット等によって、広報資料、生活情報や災害関連情報を広く提供する。

⑤ 既存システムとの融合

有線が被災した場合を想定し、兵庫県衛星通信ネットワークを利用したシステム化が推進される。

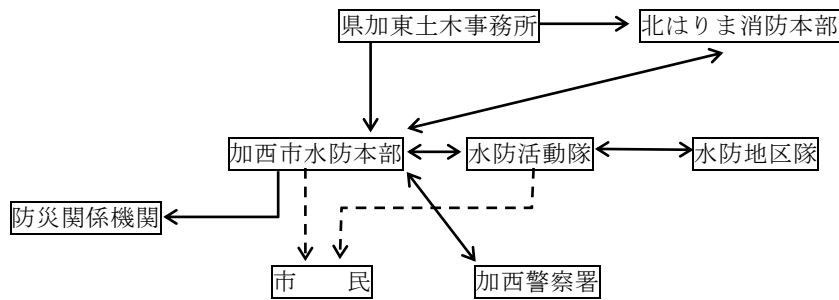
2 水防警報・指令の伝達系統

県知事により発令された水防警報・指令の受領及び伝達は、本部室が担当する。

本部室は、警報・指令を受領した場合、速やかに市長、副市長、消防署、警察署、関係部局及び防災関係機関に報告する。伝達を受けた関係部局等は、速やかにその内容に応じた体制及び適切な措置を講じる。

(1) 水防警報

① 水防警報連絡系統

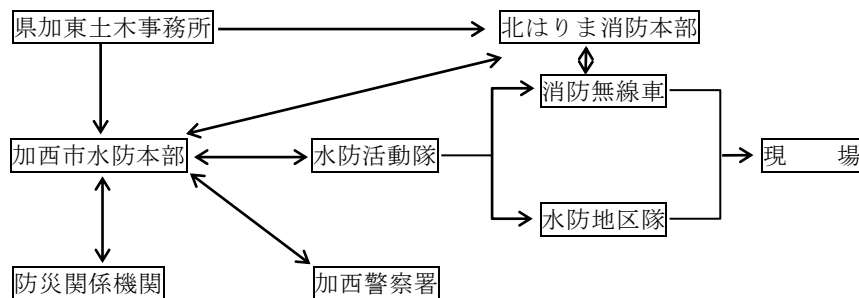


② 水防警報の種類

種 別	内 容
第 1 号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第 2 号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる体制を準備させるもの
第 3 号 出動	水防活動に出動させるもの
第 4 号 解除	水防活動を終了させるもの

(2) 水防指令

① 連絡系統図



② 水防指令の種類

種 別	内 容
県水防指令 第 1 号	- 今後の気象情報及び水位に注意及び警戒を必要とするとき。 - 震度 4 の地震が発生したとき。（自動発令）
県水防指令 第 2 号	- 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 - 震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき。（自動発令） - 水防警報の「準備」が発せられたとき。
県水防指令 第 3 号	- 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり第 2 非常配備体制では処理しかねると予想されるとき。 - 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。（自動発令） - 水防警報の「出動」が発せられたとき。

第 2 災害情報収集伝達計画

被害状況及び災害応急対策実施状況等災害情報の収集並びに応急対策の指示伝達するための計画である。

1 加西市災害対策本部が収集伝達を行う被害状況等の種類

(1) 災害発生直後の報告

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するため、被害状況を的確かつ迅速に把握する必要があることから、人的被害及び住家被害を最優先として次の項目を直ちに収集する。

【本部室】

- ☐ 気象・災害情報の収集・伝達(フェニックス防災システム、県衛星通信ネットワーク、テレビ、ラジオ等による。)
- ☐ ライフライン(電話・電力・ガス水道等)の被害状況入手
- ☐ 防災関係機関(警察・NTT 西日本・関電・消防署等)の被害状況
- ☐ 交通機関被害状況(北条鉄道・バス等)
- ☐ 被害状況、情報空白地、重点応急対策地域の把握・分析(人的・家屋被害を重点的に)
- ☐ 火災発生状況
- ☐ 救急救助発生状況
- ☐ 消防施設・機器の被害状況

【総務部】

- ☐ 人的被害・住家被害状況の情報収集(各町区長・自主防災組織への依頼による。)
- ☐ 市庁舎の被害状況
- ☐ 市民会館の被害状況
- ☐ 市職員の負傷者の有無

【衛生部】

- ☐ クリーンセンターの被害状況
- ☐ 衛生センターの被害状況
- ☐ 斎場の被害状況

【救助部】

- ☐ 来庁者の負傷者の有無
- ☐ 所管施設の被害状況

【農林経済部】

- ☐ 商工業の被害状況
- ☐ 林野の被害状況
- ☐ 農地、ため池、農業施設等の被害状況

【建設部】

- ☐ 道路、橋梁の被害状況
- ☐ 河川の被害状況
- ☐ 所管以外の施設は、所管機関へ連絡

【上下水道部】

- ☐ 下水施設の被害状況
- ☐ 水道施設の被害状況
- ☐ 配水池の被害状況

【医務部】

- ☐ 医療施設の被害状況
- ☐ 入院・通院者の負傷者の状況
- ☐ 病院職員の負傷者の状況

【教育部】

- ☐ 小・中学校・特別支援学校・幼保施設の被害状況
- ☐ 園児・児童・生徒及び教職員の負傷者の状況
- ☐ 北部・南部・善防公民館の被害状況
- ☐ その他所管施設の被害状況

留意事項

現況を把握次第直ちに報告することとし、部分情報、未確認情報も可とする。
また、確認され次第報告する。

(2) 経過報告

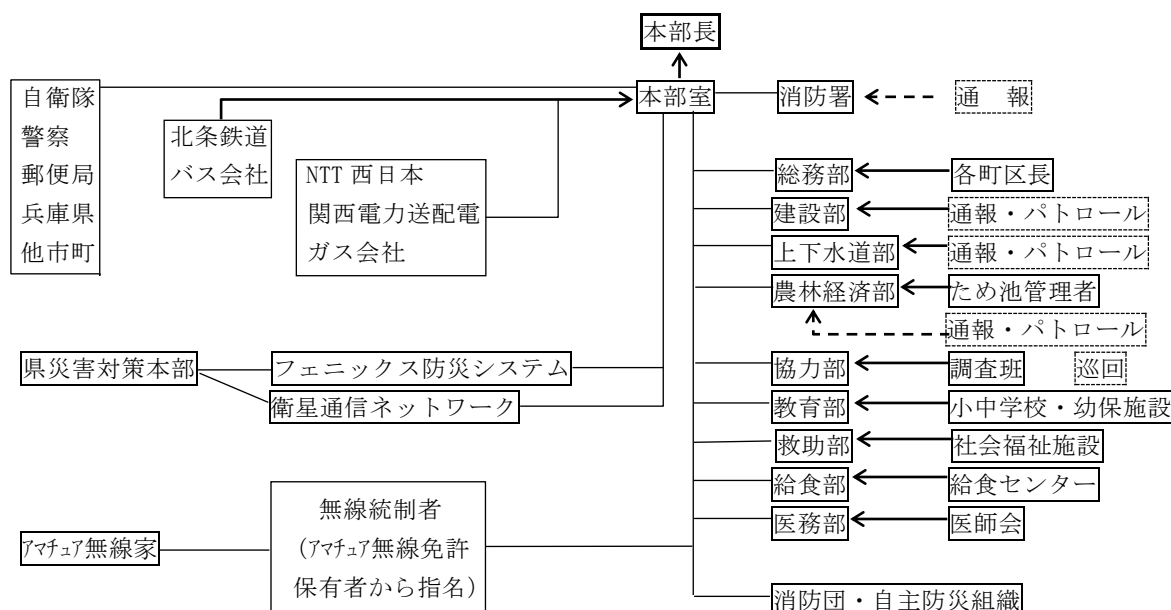
災害発生直後に報告した事項を含め、確認された事項を報告するとともに、施した応急対策の状況について報告する。その他災害に関する各種の情報資料等について報告する。

(3) 確定報告

被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、その状況について報告する。

2 被害状況の収集

被害状況の収集については、各部等においてそれぞれ収集したものを各部長を通じて本部室においてとりまとめる。なお、市が甚大な被害を受け、自ら行うことが困難なときにおいて、本部長は、県、その他の市町、関係機関及び自主防災組織等の地元団体並びに兵庫県防災エキスパートに応援を求めて行う。



3 被害状況のとりまとめ

本部室は、各部からの情報のとりまとめに当たっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- (2) 至急確認すべき未確認情報の把握
- (3) 情報空白地の把握
- (4) 被害軽微又は無被害である地区の把握

4 水防監視

本部長は、「水防計画」第9章水防監視に基づき、水防監視を行う。

5 調査班による災害地調査

(1) 災害地調査の実施

本部長は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ災害対策本部協力部に対して、災害地調査の実施を命ずる。

(2) 調査の実施要領

① 調査班の編成

災害対策本部協力部は、本部等の指示により災害地調査実施のため調査班を編成する。

② 調査事項

災害の原因（二次的原因）

- ア 被害状況
- イ 応急措置状況
- ウ 被災地市民の動向及び要望事項
- エ 現地活動実施上の支障要因等の状況
- オ その他災害対策上必要な事項

③ 調査要領

ア 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、自治会長、自主防災組織、その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。

イ 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに本部室に連絡する。

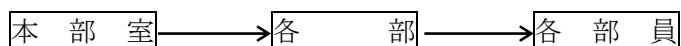
6 収集報告の方法及び注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は、迅速に行い災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 市民から災害に関する情報を受けた行政部局は、直ちに本部へ連絡しなければならない。

7 加西市災害対策本部の伝達方法

(1) 市における伝達計画

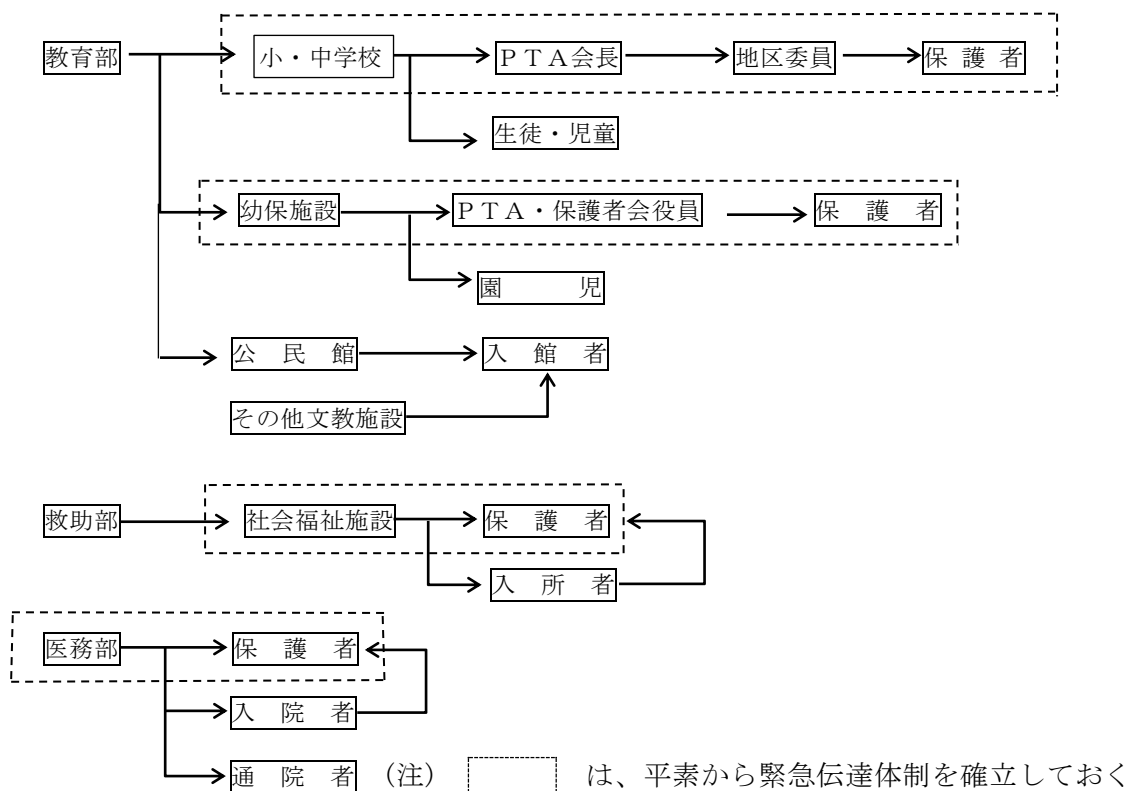
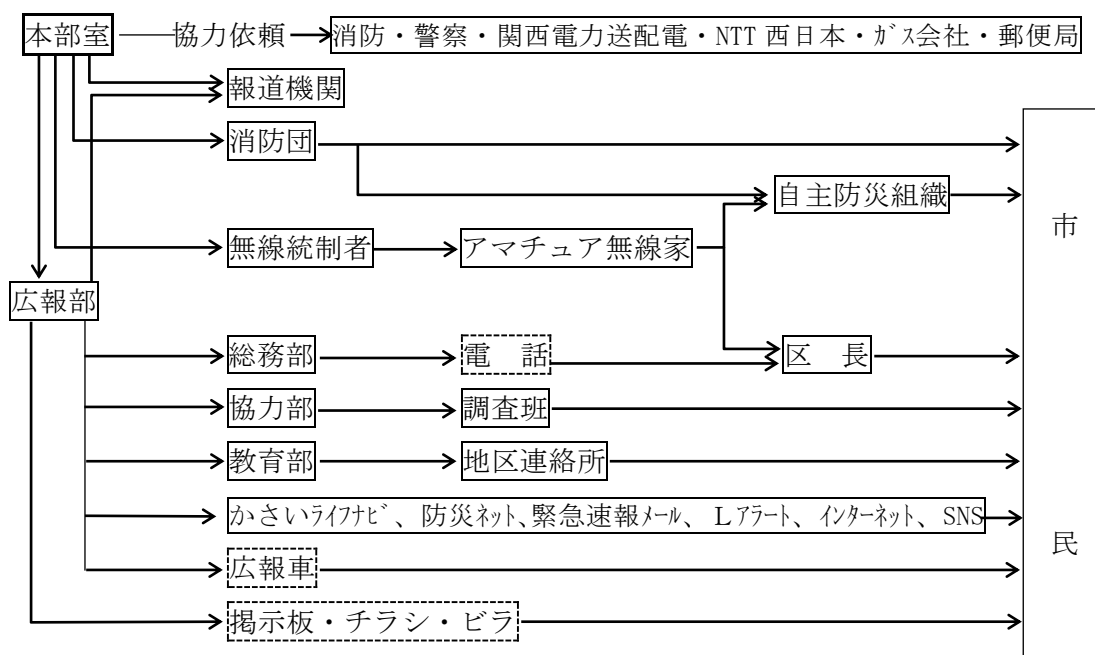
- ① 災害対策本部（庁内放送、電話により伝達を行う。）



- ② 気象予警報等の伝達は、注意報、警報及び重要なものについて行う。

(2) 市民への伝達方法

- ① 加西市災害対策本部は必要と認める気象予警報だけでなく予想される事態及びこれに対してとるべき措置を併せて周知する。
- ② 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等はかさいライフナビ等、広報車等の拡声装置の利用、サイレン（水防信号）、区長への電話連絡等のいずれかの方法により市民へ周知する。
- ③ 伝達系統図



(3) 関係機関への伝達方法

加西市災害対策本部の収集した被害状況等のうち必要なものは、それぞれ次の機関等へ連絡する。

- ① 県関係機関をはじめとする報告を必要とする災害関係機関
- ② 情報を必要とする市の各課
- ③ 報道機関
- ④ 市民

8 県知事への災害報告方法

県知事への災害報告は「水防計画」第17章報告によるほか、次により行う。

(1) 報告する災害情報

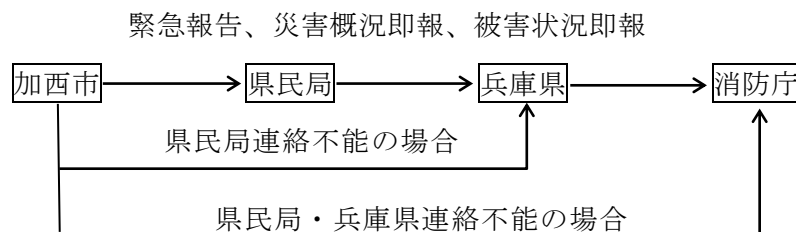
- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ⑤ 第1号又は第2号に定める災害になるおそれのある災害
- ⑥ 崖崩れ、地すべり、土石流等により人的被害を生じたもの
- ⑦ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(2) 報告系統

災害情報の報告は、県民局を通じて県に報告する。通信等の不通により県に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることが出来ない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防署への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。



(3) 伝達手段

災害情報の報告は、電話、FAX、衛星通信、フェニックス防災システム等を利用し、それらが使用不能となったときはN T T災害対策用無線、警察無線等の施設を利用する。

(4) 報告内容

① 災害概況即報

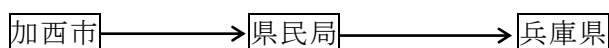
報告すべき災害を覚知したときに直ちに第一報を県（県民局経由）に報告する。（災害発生当初で被害状況が十分把握できない場合は、把握できた範囲から直ちに報告する。）

② 被害状況即報

市内の被害情報を収集し、県（県民局経由）に報告する。

③ 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（県民局経由）に文書で災害確定報告を行う。



※ 報告事項及び例示 （資料編 表-12 P26）

第3 災害通信計画

「水防計画」第8章情報連絡及び水防信号によるほか、災害に伴う気象予警報等の収集伝達及び水防指令等の応急対策に必要な指示命令等の伝達を迅速かつ確実に実施するため次により災害通信を行う。

1 水防信号

「水防計画」第8章3項により行う。

2 衛星通信の優先使用

災害時における災害通信連絡は、一般加入電話回線の確保のため県関係機関、兵庫県の市町等災害関係機関への通信は、可能な限り衛星通信を利用する。

3 優先通信網の利用方法

(1) F A X等の優先利用

災害対策本部・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

(2) 非常・緊急の利用

災害対策基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等、災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるとき又は一般加入電話が途絶した場合等においては、災害対策基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用又は使用し、通信連絡を確保する。

① 災害時優先電話の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめN T T西日本兵庫支店で承認した電話番号で、災害時に発信規制のかからない加入電話を利用できる。

② 災害時優先電話を利用できる機関

ア 気象、水防、消防、災害救援機関及びその他の国又は地方公共団体の機関

イ 秩序の維持、防衛、輸送の確保、電力の供給、水道の供給、ガスの供給に直接関係のある機関

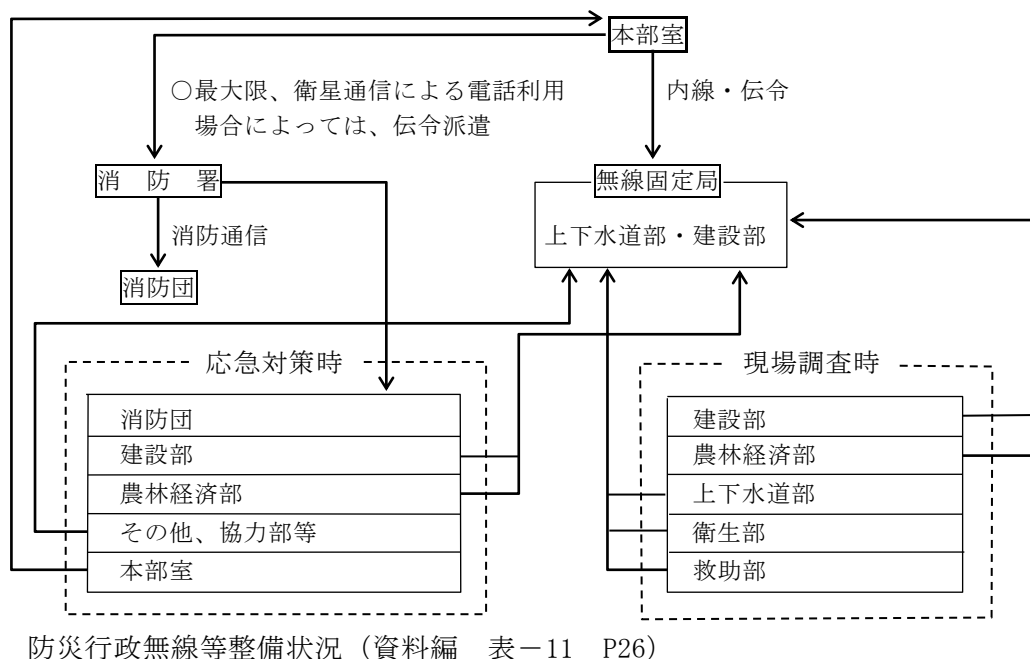
ウ 新聞社、通信社、放送事業者の機関

(3) 消防通信の利用

消防署、消防分署間に消防業務用として、消防専用回線を含む優先電話通信網が整備されている。

4 防災行政無線の運用

災害発生時での、防災行政無線の運用は、概ね次のとおりである。適切な無線の配分及び通信の統制を実施し、円滑な通信の確保に努める。



5 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 兵庫地区非常無線通信経路計画の活用

地震・台風・雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか又は著しく困難な場合には、兵庫県に依頼のもと、「兵庫県地区非常無線通信経路計画」を活用し、県庁までの通信経路を確保する。

(2) アマチュア無線の利用

① 協力要請

災害により有線通信が被害を受け使用不能となった場合、登録アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送会社（協会）（「非常時における無線通信の協力に関する協定」を締結済み）の協力を得て、「非常通信」を行う。なお、要請に当たっては、適宜の用紙を使用し、通信文の記載は、カタカナにより１通２００字以内に簡潔にまとめるものとする。

② 非常通信

台風、洪水、火災その他非常の事態が発生、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法第５２条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、「非常通信」を行うことができる。災害の状況により適宜協力を要請し、「非常通信」を行う。

③ 無線統制者の指名

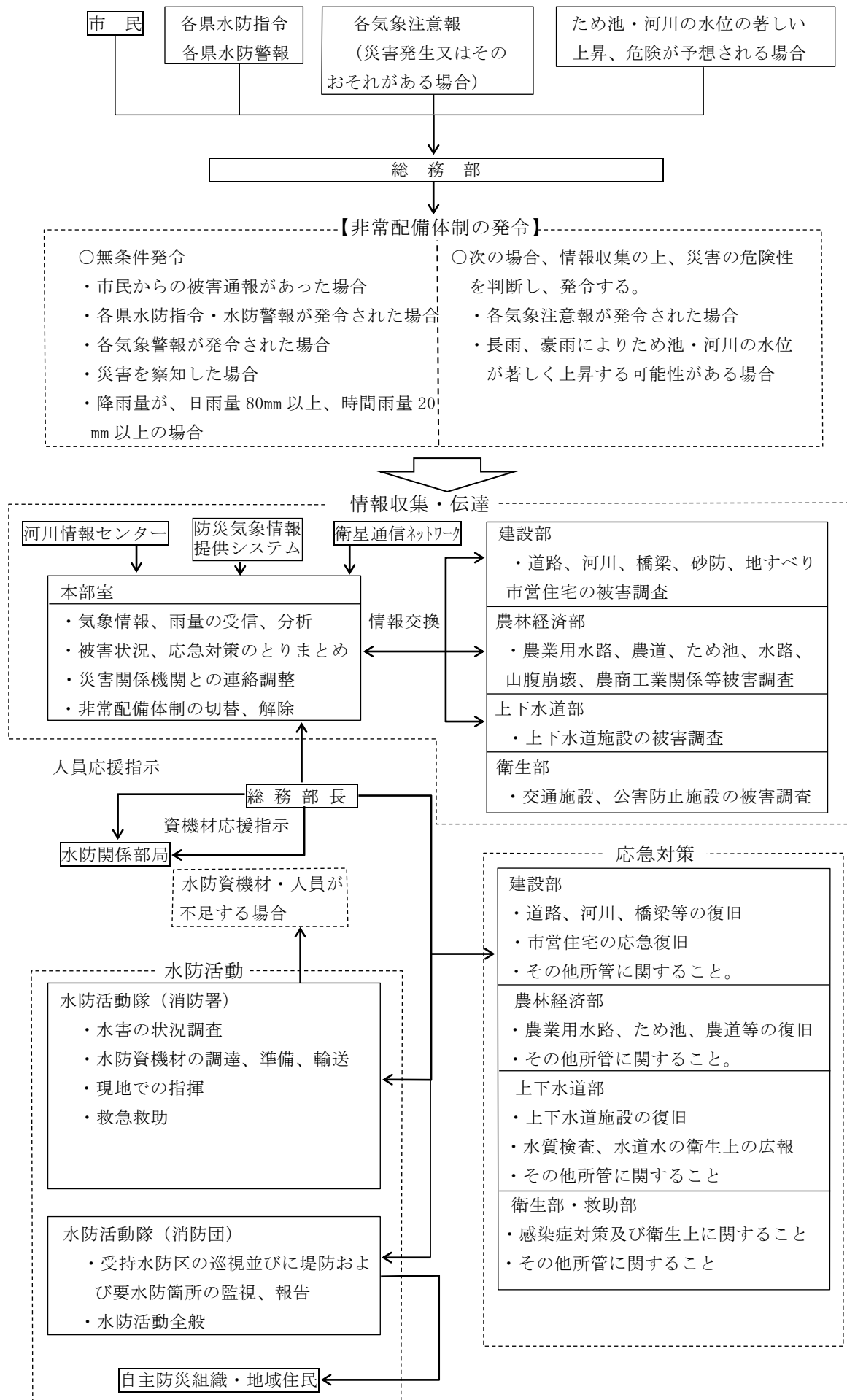
本部室長は、アマチュア無線家（クラブ）に協力を要請すると同時に、アマチュア無線免許保有職員の内から無線統制者を指名し、無線統制を行う。

6 非常通信の経路（資料編 表－13 P27）

第４節 水防計画

台風、洪水等による浸水害等の警戒・防御及びその被害の軽減等のため、水防活動の実施については、水防計画により行う。

なお、事態の推移によっては、本部長の決定に基づき災害対策本部へ切り替えて対応する。この計画については、水防活動の概要を示す。



1 水防組織

気象状況等により、災害の発生するおそれがある場合は水防本部を置く。
 なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部組織に統合する。

2 水防配備体制等

(1) 配備時期等

	配備発令時期	水防本部等の体制
第1号 非常配備体制	①小規模の災害が発生したとき。 ②県水防指令第1号が発令されたとき。 ③次の各警報が発令されたとき。 ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報 ④ため池等の水位が最高水位に達すると予測されるとき。 ⑤万願寺川及び下里川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達すると予測されるとき。 ⑥震度4の地震が発生したとき。（自動発令）	水防本部長は、次の場合気象情報及び水位に注意して、その連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに人員の召集その他の水防活動ができる体制をとる。
第2号 非常配備体制	①中規模の災害が発生した場合、又は水防事態発生が予測され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 ②県水防指令第2号が発令されたとき。 ③万願寺川又は下里川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。 ④ため池等の危険が予知されるとき。 ⑤水防警報の「準備」が発せられたとき。 ⑥震度5弱又は強の地震が発生したとき。（自動発令）	水防本部長は気象情報の連絡水位又は池の警戒を厳にし、所属人員の半数を召集して緊急事態に備えて警戒事態をとる。
第3号 非常配備体制	①大規模の災害が発生又は、事態が切迫し水防活動の必要が予想されるときあるいは事態の規模が大きくなって第2号非常配備体制で処理しかねると考えられるとき。 ②次の特別警報が発令されたとき。 ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ③県水防指令第3号が発令されたとき。 ④万願寺川又は下里川の水位が避難判断水位に達すると予測されるとき ⑤ため池等の危険が切迫したとき。 ⑥水防警報の「出動」が発せられたとき。 ⑦震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動発令）	水防本部長は、直ちに災害発生のおそれのある箇所にあらゆる資材と所属人員全員を配備し、危険の排除に努め、本部は常に水防活動状況を把握し、災害の発生を阻止する。

3 重要水防区域

- (1) 河 川
- (2) 防災重点農業用ため池
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所 (資料編 表-3 P4)

4 水防活動

(1) 巡視、警戒及び防御

各部は、配備体制が指令されたときは、河川、ため池及び低地等を必要に応じ、巡視、警戒又は防御するとともに、その状況を本部長へ報告する。また、水防本部に召集された関係職員は直ちに水防用資材・器具の点検及び整備を行う。

(2) 避難・救出活動

「避難計画」「被災者救出計画」により避難誘導及び救出活動を実施する。

(3) 協力応援

水害発生時又はそのおそれがあるときは、近隣水防管理者等と相互に応援し、又は水防資器材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努める。また、水防のため必要があると認めるときは、自衛隊の派遣等を要請する。

第5節 土砂災害対策計画

1 巡視

本部長は、消防部等からの通報又はその必要があると認めるときは、建設部及び農林経済部に対し、危険箇所を重点として巡視を命ずる。

- (1) 防災重点農業用ため池及び農地等の状況
- (2) 急傾斜地の地表及びわき水の状況
- (3) 急傾斜地の亀裂の有無
- (4) 危険区域内の住民の数等
- (5) その他災害に関する状況

2 警戒

危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めた場合、危険予想箇所に警戒員を配置し、警戒に当たる。

3 避難体制

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合において、本部室は本部長の指示に基づき、危険区域内の住民及び滞在者等に対し、次の発令基準により避難指示等を行う。

第6節 急傾斜地の崩壊による災害応急対策計画

急傾斜地の崩壊による被害の発生に対する応急対策は、本計画による。

1 事故発生情報等の伝達

- (1) 事故発見者から通報を受けた災害関係機関は、市に連絡する。
- (2) 市は、災害の発生を最小限に押さえるため適切な処置に努めるとともに、警察署・消防署に連絡し、市民の避難等適切な処置をする。
- (3) 市は、災害に関して、発生した日時・場所及び状況の写真等の情報を入手するとともに、加東土木事務所に連絡する。

2 復旧措置

本地域防災計画（復旧計画）により、再度災害が発生しないよう処置するとともに、早急な復旧に努める。

第7節 農林産業施設応急対策計画

土地改良事務所、農協その他関係団体の協力により応急対策に関する技術指導に当たる。

1 基本的方針

- (1) 農林業の災害対策指導は、気象予報に即応した指導を迅速かつ適切に行う。
- (2) 気象情報の収集・伝達に配慮し、気象変化に即応した適切な対策指導がはかれるよう体制の整備を行う。
- (3) 災害対策の基本は、予防にあることから、日常から必要な知識及び対応技術の普及に努めると同時に、防災組織の整備に努める。

2 災害対策

(1) 農林業技術応急指導

災害（風水害・雪害・霜害・干害等）の対応策について、作物別（水稻・麦・大豆・野菜・果樹等）に平時から災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう技術指導を行う。

また、災害時には、農業関係団体と協力して、被害農林産物に対する速やかな対策の実施や成熟期の作物の早期収穫の指導の徹底を図る。

(2) 家畜感染症対策

緊急事態発生のおそれがあるところには、予防液、治療薬、消毒液による感染症対策を図るよう指導する。

(3) ため池対策

- ① 監視人を配置する。
- ② 応急資材を準備する。
- ③ 大雨の時は取水施設等を利用し、水位の低下を図る。

- ④ 堤防が決壊した場合、監視人の指示により、土のうを積む等対策を立て、被害の防止を図る。

3 施設（農林土木）

(1) 施工中の治山、林道、農地、農業用施設関係

- ① 工事用諸機材の流出を防ぐ等施行管理に留意する。
- ② 災害査定等の資料にするため被災原因、状況調査、写真等に記録すること。
- ③ 災害の拡大を防止するための応急工事を実施する。

(2) 既設の治山、林道、農地、農業用施設関係

- ① パトロールを強化し危険箇所・施設の把握に努める。
- ② 危険施設の点検を行い必要なものについては補強補修等の措置を講ずる。
- ③ 被災箇所は、早急に復旧する等必要な措置を講ずる。

第8節 公共土木施設応急対策計画

災害時における各施設の防護と被災地におけるこれらの施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行うための計画である。

1 道路応急対策計画

(1) 応急措置

① 市

ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について調査し、本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

② 加東土木事務所所管の道路

ア 本部長は、必要に応じて県道及び所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を市道と合わせて調査するとともに、道路、橋梁の被害の報告を加東土木事務所に対して行い、また緊急度に応じて復旧、障害物の除去等の総合対策及び作業実施を要請する。

イ 本部長は、通行が危険な路線、区間については警察署に通報するとともに、状況によっては加東土木事務所に対し、職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の応急措置について要請する。

③ 西日本高速道路（株）関西支社

ア 大災害が発生若しくは発生するおそれのある場合は、速やかに防災業務要領の定めるところにより、防災体制を確立し、直ちに災害応急活動にはいる。

なお、災害発生後、速やかに警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公団のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

イ 防災体制の発令基準は、資料編（表－37 P54）のとおりである。

(2) 応急復旧対策

① 市

ア 被害を受けた道路は特に救助活動のため、物資輸送及び避難者のための通路等を重点的に応急復旧する。

イ 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。

ウ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。

エ 路面や法面の崩壊については、水防工法により行う。

オ 崖崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。

カ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積する。

キ 落下又はその危険があると認められた橋梁については、警察署等関係機関との連携の上、通行止め又は通行規制の表示等必要な措置を講じる。また、交通の要路にあたるものの損壊を重点的に補修し、木材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を行

う。少なくとも人道仮橋程度のものを早急に架橋し連結避難者の移動、物資の流通について最小限のものを確保する。

② 加東土木事務所所管の道路

加東土木事務所に対して、被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通を確保するよう要請する。特に、緊急輸送道路に被害が生じている場合は、最優先に復旧作業について要請する。

③ 西日本高速道路（株）関西支社

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

2 河川応急対策計画

洪水を防ぐため、堤防、護岸等の破壊、崩壊を防止するとともに水防備蓄資材等により損壊箇所への応急修理を行い洪水による災害の発生の場合は、まず水防計画に基づいて洪水阻止及び排水に全力をつくし、次いで被害箇所を応急に処理し被害拡大を防止する。

3 砂防施設災害

護岸及び流路工の決壊に係るもので、放置すれば下流へ影響するおそれ大きいものについて行う。その内容については、河川に準ずる。

第9節 電気事業災害応急対策計画

災害のため電力施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合においては、本計画により処置する。

1 対策の概要

非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。災害により電気の供給が停止し又は停止するおそれのあるときは、関西電力送配電(株)社配電営業所に非常災害対策本部が設置され、応急対策及び復旧措置を講ずる。なお、市及び消防署は、災害発生に際しては、関西電力送配電(株)社配電営業所と協力して市内にある電力施設の防御に当たり被災地の電力確保に努める。

2 通知

災害のため電力施設の被害が発生若しくは、発生するおそれのある場合は、市長は関西電力送配電(株)社配電営業所に通知する。また、その場合、関西電力送配電(株)社配電営業所は、市民に対し適切な手法により周知する。

3 災害時の応急措置

(1) 要員の確保

非常災害対策組織構成員は、非常災害が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかに関西電力送配電(株)社配電営業所に参集する。また、必要に応じて、復旧要員の動員、業務機関相互間の応援及び営業所外からの応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

非常災害が発生した場合は、営業所は工具、車両、電源車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 災害時の危険予防措置

災害時においても需要家サービス及び治安維持上、原則として送電を継続するが、浸水、建物倒壊等により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は送電不能が予測される場合若しくは水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(4) 市民、報道機関等社外に対する情報の提供及び注意事項・要望等に関し広報を行う。

4 応急復旧対策

(1) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、復旧活動の円滑化を図るため、復旧計画の策定を行う。

(2) 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

① 送電設備

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 全回線送電不能のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 一部回線送電不能のその他の線路

② 変電設備

- ア 市中心部に送配電する送電系統の配電用変電所
- イ 重要施設に送電する配電用変電所

③ 配電設備

- ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、具体的な復旧順位を定めておく。
- イ 長期浸水地区等における重要施設に対しては、負荷切替や仮送電用ケーブルの布設等により仮送電する。

④ 通信設備

- ア 給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

第10節 電気通信事業災害応急対策計画

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、NTT西日本㈱が次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

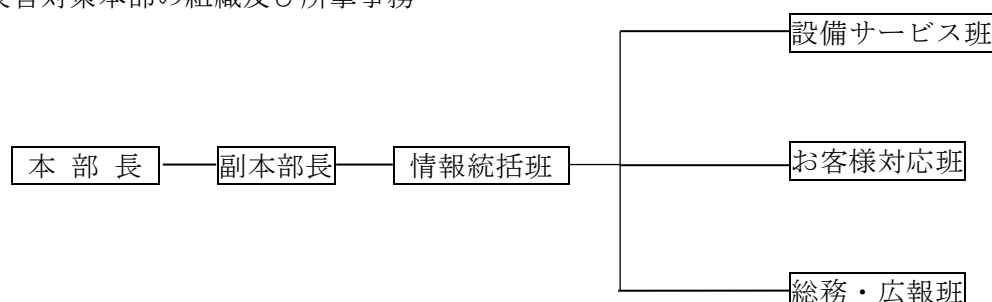
1 災害対策本部設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

(1) 名称及び所在地

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
N T T 西日本 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 N T T 神戸中央ビル 16 階	災害対策室 TEL:078-393-9440 FAX:078-362-7363

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務



- ① 情報統括班
災害対策本部の各班を掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
- ② 設備サービス班
被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
- ③ お客様対応班
ユーザへの対応
- ④ 総務・広報班
社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応
- 2 応急対策の実施
設備被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置をとる。
- 3 通信途絶の解消
地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。
 - (1) 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
 - (2) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
 - (3) 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
 - (4) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
 - (5) 非常用可搬形デジタル交換装置
 - (6) 臨時・特設公衆電話の設置
 - (7) 停電時における公衆電話の無料化
 - (8) 「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認
災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を確立する。
 - ① 提供の開始
ア 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合に開始する。
イ 被災者の方は「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」に登録し、被災者の家族、親せき、知人の方等はその内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。
 - ② 伝言の条件等
ア 「災害用伝言ダイヤル（171）」
 - (ア) 登録できる電話番号（被災地電話番号）：加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号
 - (イ) 伝言録音時間：1 伝言あたり 30 秒間
 - (ウ) 伝言保存期間：提供終了まで（最大 6 か月）
 - (エ) 伝言蓄積数：1 電話番号あたりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時知らせる。
 - イ 「災害用伝言板（web171）」
 - (ア) 接続条件：インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
 - (イ) アクセスURL：https://www.web171.jp
 - (ウ) 伝言登録数：伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで
（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存されます）
 - (エ) 伝言版（伝言メッセージボックス）数：
 - a 利用者情報なしの場合：1 件
 - b 利用者情報有の場合：最大 20 件 ※利用者情報は事前に登録が必要
 - (オ) 伝言保存期間：最大で 6 カ月
 - (カ) 登録可能な伝言：定型文及びテキスト情報（伝言 1 件あたり 100 文字）
 - (キ) 伝言のセキュリティ：伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能。

(ク) 伝言通知機能：利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

③ 伝言通知容量

約 800 万伝言

④ 提供時の通知方法

ア テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。

イ 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内を流す。

ウ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

エ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

4 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

5 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

(1) 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

(2) 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

(3) 被害状況に応じた案内トーキを挿入する。

(4) 一般利用者に対する広報活動を実施する。

(5) NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

第 1 1 節 災害放送要請計画

災害時における放送要請等は、本計画の定めにより行う。

1 災害時における放送要請

(1) 市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認められるときは、止むを得ない場合を除き、県を通じて行う。

(2) 災害対策基本法に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

① 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため避難指示等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。

② 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは次に掲げる事項とする。

ア 住民への警報、通知等

イ 災害時における混乱を防止するための指示等

ウ 前各号のほか、県知事が特に必要と認めたもの

(3) 兵庫県への放送要請の手続き（日本放送協会）

① 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次に掲げる事項を明らかにして、県知事に要請する。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 放送希望日時

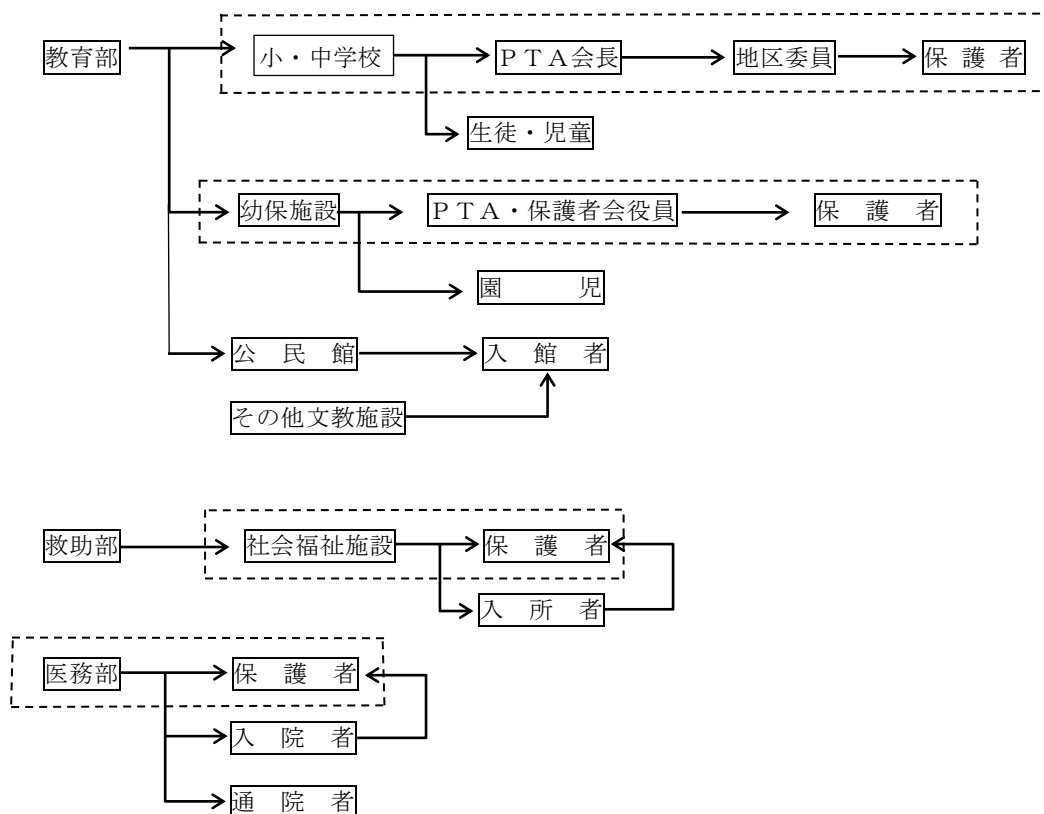
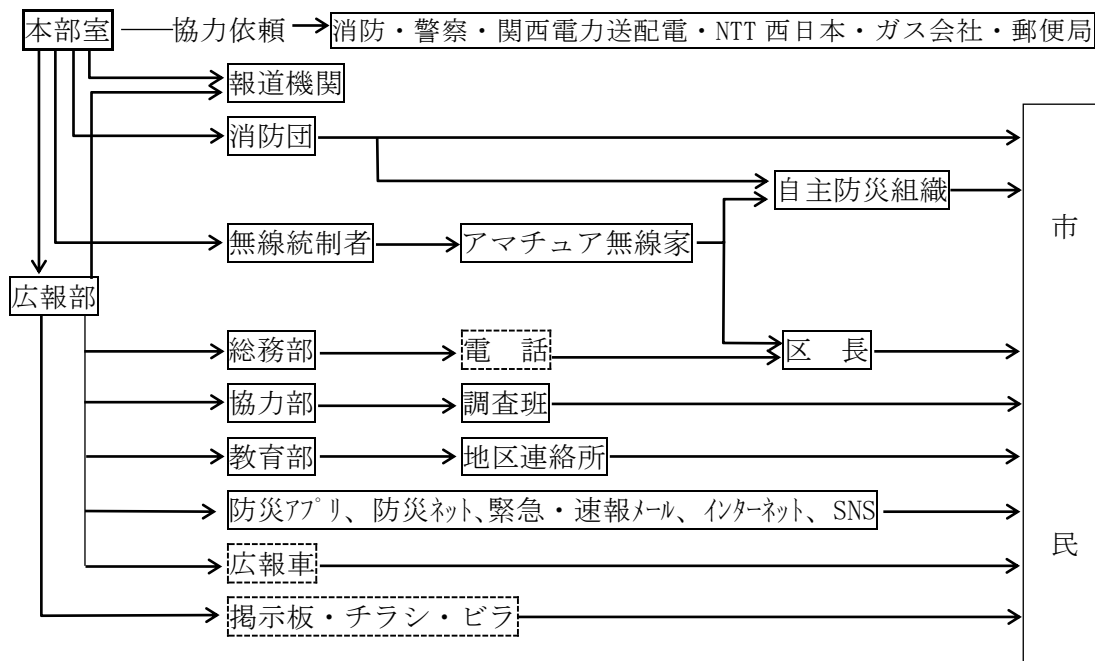
エ その他必要な事項

② 要請は原則として文書によるものとし、緊急止むを得ない場合は、電話又は口頭による。

③ 兵庫県は、サンテレビジョン、ラジオ関西及び兵庫エフエム放送等と協定を結んでおり、必要と認められるときは、上記に準じ県知事に放送要請を行う。

第 1 2 節 広報計画

加西市災害対策本部が災害時において、その災害に関する情報を市民及び関係機関に周知させるための計画及び市民の要望を速やかに実施し、災害時における市民生活の安定を図るための広報事務に関する計画である。また、憶測による人心不安や不正確な情報による二次災害の発生を予防し、市民の生活復旧活動への速やかな取り組みを促す。



(注) [] は、平素から緊急伝達体制を確立しておくこと。

1 広報重点地域

適切な広報活動の分担と正確な情報収集活動をもとに、特に危険が予想され、重要水防地区等の住民に対し、被害状況その他の災害情報に関する広報活動を実施する。

2 広報の内容

次に掲げる項目について周知させ、被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるとともに、人心の安定を図る。

(1) 市の広報内容

- ① 気象情報及び災害状況
 - ア 気象予警報等（特別の場合のみ）
 - イ 災害及び被害状況
- ② 水防活動、災害救助活動等の災害対策状況
 - ア 河川の水防活動状況
 - イ 住民に対する避難指示等及び避難活動に関すること。
 - ウ 災害救助活動状況
 - エ 交通機関の運行状況及び交通規制状況
 - オ 電気通信状況
 - カ 電力、ガス、水道等の状況及び対策状況
 - キ 県、自衛隊等の関係機関の状況
 - ク 災害に対してとるべき措置、罹災者の心得、その他周知事項
 - ケ 災害復旧の見通しに関すること。

(2) 環境部の広報内容

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の位置及び応急給水状況
- ③ 水質についての注意
- ④ その他災害発生時に必要な事項

(3) NTT西日本兵庫支店の広報内容

NTT西日本兵庫支店は、災害のため通信が途絶したとき又は利用の制限を行ったときは、自動音声装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- ① 通信途絶・利用制限の理由
- ② 通信途絶・利用制限の内容
- ③ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- ④ 通信利用者に協力を要請する事項 ⑤その他事項

(4) 関西電力送配電(株)社配電営業所の広報内容

- ① 第1段階（安全、危険防止）
 - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの営業所に通報すること。
 - ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- ② 第2段階（被害状況）
 - ア 停電区域
 - イ 停電事故復旧状況
 - ウ 停電事故復旧見込み

3 報道機関に対する発表等

(1) 災害対策本部で次の災害状況を取りまとめて、報道機関に発表する。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の場所及び発生日時
- ③ 被害状況
- ④ 応急対策の状況
- ⑤ 住民に対する避難指示等の状況
- ⑥ 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項

- (2) 報道機関が独自で取材する場合も、積極的に取材情報を提供する等できるだけ協力する。
 - (3) 一般市民や罹災者に対する報道のうち緊急なものは、「第11節 災害放送要請計画」により、県知事に申請のもと、日本放送協会、ラジオ関西等を通じて放送する。
- #### 4 市民に対する広報
- (1) 広報ルートの一歩化
市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一を避ける観点から、本部室を経由し本部長の決定に基づき行うよう広報ルートの一歩化を図る。
 - (2) 緊急なものや広範囲にわたるものは報道機関を通じて行う。
 - (3) 気象予警報等及び避難指示等の災害に対してとるべき措置の周知方法は第1の気象予警報等収集伝達計画の定めるところによる。
 - (4) 状況に応じて次の方法をもって広報活動を行う。
 - ① 報道機関の利用
報道機関を通じて、一般市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策等の周知徹底を行う。
 - ② 印刷物による広報
「チラシ」や「広報かさい臨時号」の発行
 - ③ 必要に応じ、ヘリコプター等による被災地へのマイク放送を県に要請し、人心の安定及び秩序の維持を図る。
 - ④ 比較的小範囲でかつ急を要するものについては、広報車等により速やかに行う。
なお、広報車による広報は、音声のみにならず、チラシ等の印刷物の配布に努める。
 - ⑤ 広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、災対策本部総務部職員及び他部からの応援職員を派遣し広報活動を実施する。また、必要な場合は、あわせて消防署、警察署その他の防災関係機関の協力を要する。
 - ⑥ 本庁舎、避難所において、災害対策本部総務部責任担当者は、情報途絶による無用混乱を防止するため、可能な限り印刷物の配布又は掲示に努める。
- #### 5 広報資料の収集
- (1) 本部でとりまとめた資料を最大限に利用し、調査班による災害現場での現地取材も行う。
 - (2) 災害写真の撮影
 - ① 現場に写真撮影班を派遣して被害写真を直ちに撮影する。
 - ② 他の機関の撮影した写真の収集に努める。
- #### 6 公聴活動
- 市民からの要望事項は、直ちに所管課又は関係機関に連絡をとり、必要なものについては速やかに実施されるよう努め、災害時における公聴活動の強化を図る。
- #### 7 電話対応
- (1) 一般対応
電話対応等については、本部室対応の一歩化を図るとともに、本部室職員への情報の統一化に留意する。
 - (2) 専門的対応
専門的な分野等については担当部課で対応する。

第13節 被災者の救助計画

第1 災害救助法

1 概要

- (1) 県知事からの委任を受け、又は補佐して行う救助
災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たるとされている。なお、県より県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知を受けたときは、その事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待つ暇がない場合には、県知事による救助の補助として、救助を実施することとする。

(2) 市長の行う救助

上記により県知事の事務の一部の委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については市（市長）の責任において実施されるものである。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市区町の人口に応じて被害世帯が一定の基準に達したとき等に適用される。本市における適用基準は次のとおりである。

- (1) 住家が滅失した世帯が 60 世帯以上
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、兵庫県の被害世帯数が 2,500 世帯以上に達し、本市の被害世帯が 30 世帯以上
- (3) 被害世帯が(1)(2)の基準に達しないが、兵庫県下で被害世帯が 12,000 世帯以上に達した場合又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊技術を要する場合
- (4) 被害世帯が(1)(2)(3)に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

【備考】

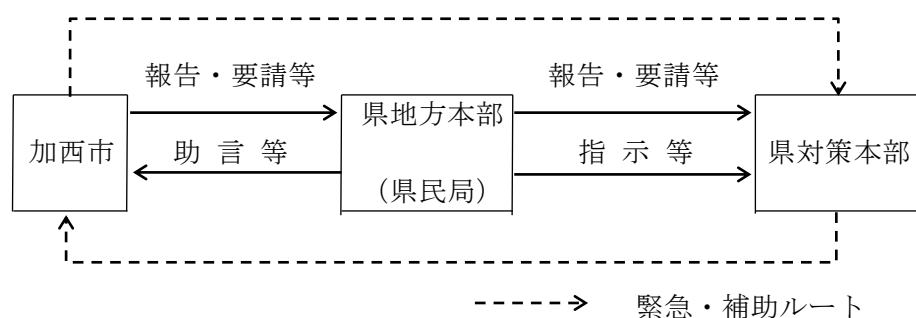
被害世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を 1 世帯とし、半壊（焼）のときは 2 世帯、床上浸水のときは 3 世帯をもって住家の滅失した 1 世帯とみなす。

なお、床下浸水・一部破損は換算しない。

3 被害認定基準（資料編 表－16 P34）

4 災害救助法の適用手続き

- (1) 市内の被害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により、直ちに被害状況調（資料編 表－17 P35）及び世帯構成員別被害状況調（資料編 表－18 P36）とともに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を県知事に報告する。



(2) 適用申請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。また、災害救助期間の延長等が必要と市長が認める場合においては、県知事に申請するものとする。

(3) 救助の内容（資料編 表－15 P28）

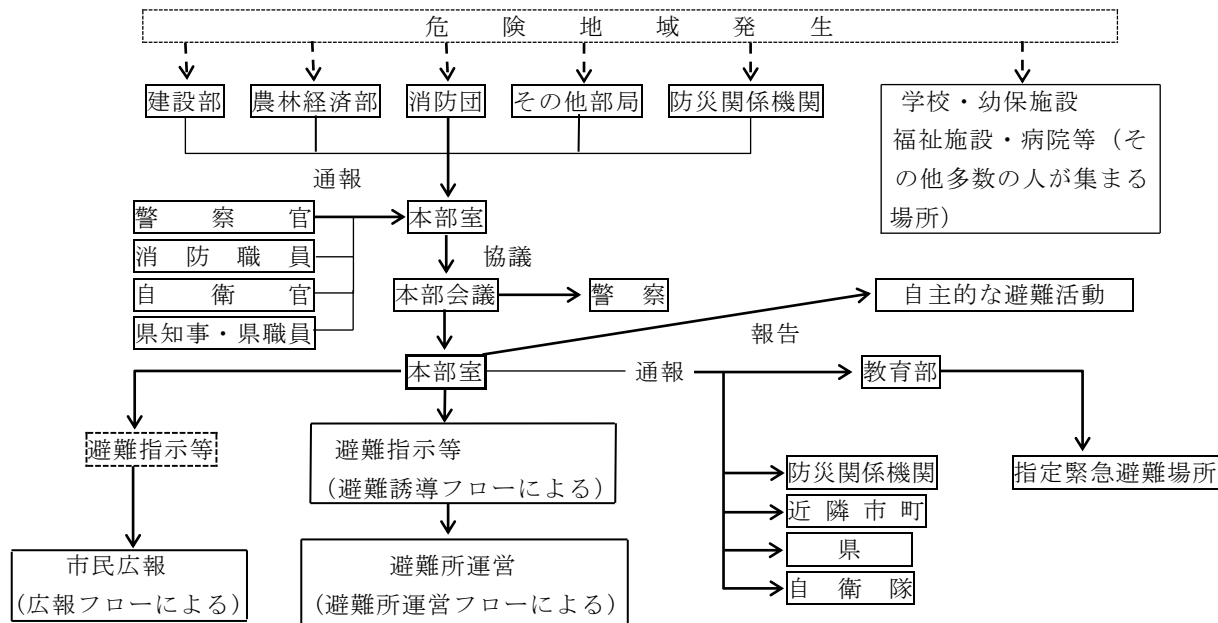
第2 避難計画

災害による避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、県、市、警察その他関係機関の協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。また、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、感染症に対応した適切な避難所運営円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材の確保、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、感染症への対応を適宜反映する。

1 避難指示等

(1) 実施責任機関

避難のための立退き指示、勧告及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、次により行う。



① 避難指示等の実施責任者

区分	災害の種類	実施責任者	要件	根拠法
指示等	災害全般	市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき	災害対策基本法第60条
		警察官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
		消防職員	・消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認めるとき。	消防法第23条の2
		自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条

② 市の避難指示等実施計画

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示等する者は、市長又は市長から委任を受けた消防吏員とする。

③ 避難所の開設・収容

避難の指示等から避難の誘導までは、それぞれの発令者が行い、避難所開設、収容保護は市長が行う。なお、市長は関係機関と緊密な連絡を保って実施する。

(2) 避難指示等の実施要領

指示等は、市長又はその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。

- ① 河川上流が被害を受け、下流地域に浸水の危険があるとき。
- ② 地滑り、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- ③ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ④ 万願寺川又は下里川において避難判断水位に達したとき。
- ⑤ 県本部長から避難についての勧告又は指示(緊急)の要請があったとき。
- ⑥ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(3) 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

(4) 避難指示等の内容

① 警戒レベル3[高齢者等避難]

【河川】 ア 河川水位が避難判断水位に達し、要配慮者の避難に必要な時間の経過後に、氾濫危険水位に到達すると予測される場合 イ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ウ 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては高齢者等避難の発令が予想される場合		
【ため池】 ア 水位の上昇が認められ、満水位に達すると予想される場合 イ ため池の洪水吐では吐けきらず、越水・越流のおそれがある場合又は堤体からの漏水が認められる場合		
【土砂災害】 ア 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)の実況又は予測が大雨警報の土壌雨量指数基準に到達した場合 イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ウ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合		
伝達内容 ア 避難情報等の種類(高齢者等避難) イ 発令時間 ウ 発令対象地区 エ 避難場所 オ 避難すべき理由 カ 注意事項		

② 警戒レベル4[避難指示]

【河川】 ア 堤防天端高に到達するおそれが高い場合 イ 決壊や越水・溢水が発生した場合 ウ 流木や土砂等により橋梁部閉鎖が生じた場合 エ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 オ 水門等の施設の機能が損なわれ、浸水被害の危険性が高い場合		
【ため池】 ア 満水位に達し、越水・越流している場合 イ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合 ウ 一部の地域で災害が発生し、現場に残存者がいる場合		
【土砂災害】 ア 「地域別土砂災害危険度」の実況が土砂災害警戒情報の基準に到達した場合 イ 近隣で土砂災害が発生した場合 ウ 近隣で土砂移転現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が確認された場合 エ 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合		
伝達内容 高齢者等避難と同じ		

③ 警戒レベル5 [緊急安全確保]

- ア 河川の決壊や越水・溢水が発生した場合。
 イ ため池が満水位に達し、越水・越流している場合。
 ウ 土砂災害が発生した場合。
 ※災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令

④ 解除

- ア 河川水位がピークを過ぎ、避難判断水位を下回り、水位の再上昇するおそれなくなった場合
 イ 雨のピークが過ぎ、今後降雨が縮小傾向にあると判断される場合。
 ウ 現地調査を行い、安全を確認した場合。

伝達内容

ア 発令時間 イ 発令対象地区 ウ 解除すべき理由 エ 注意事項

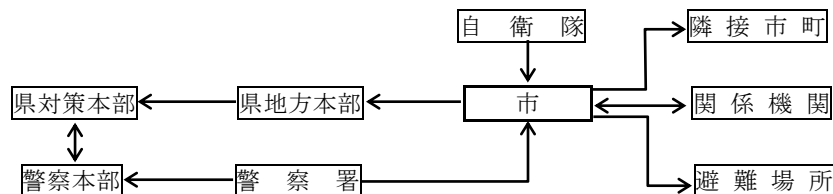
2 関係地域内住民等への伝達

避難指示等を発令した場合は、かさいライフナビ、防災ネット、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、広報車、サイレン等により伝達するとともに、報道機関の協力を得る等関係地域内の全ての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行う。

その他については、「災害情報収集伝達計画」による。避難措置解除の連絡は、報道機関への協力要請、職員による看板・ポスター等の掲示等により行う。

3 関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき又は警察官・自衛官等から指示等を行った旨の通報を受けたときは、次により必要に応じて関係機関等に連絡する。



(1) 県への報告

本部長は、避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

- ① 発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難の対象区域
- ④ 避難地
- ⑤ その他必要な事項

(2) 隣接市町等の関係機関への通報

市長が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたときは、本部長は、次の要領により、関係機関等へ連絡する。

- ① 隣接市町
 地域住民の避難のため隣接市町内の施設を利用する場合が想定される。また、避難の誘導上、経路により協力を求める場合もあるので、隣接市町に対して連絡しておく。
- ② 学校施設等の管理者
 避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。
- ③ 関係機関
 健康福祉事務所、県の出先機関等関係機関に連絡し、協力を要請する。
- ④ 警察署
 避難に際しての警備等について協力を要請する。
- ⑤ 自衛隊
 非常事態に備え連絡し、状況により連絡員の派遣を要請する。

4 避難誘導を行う者

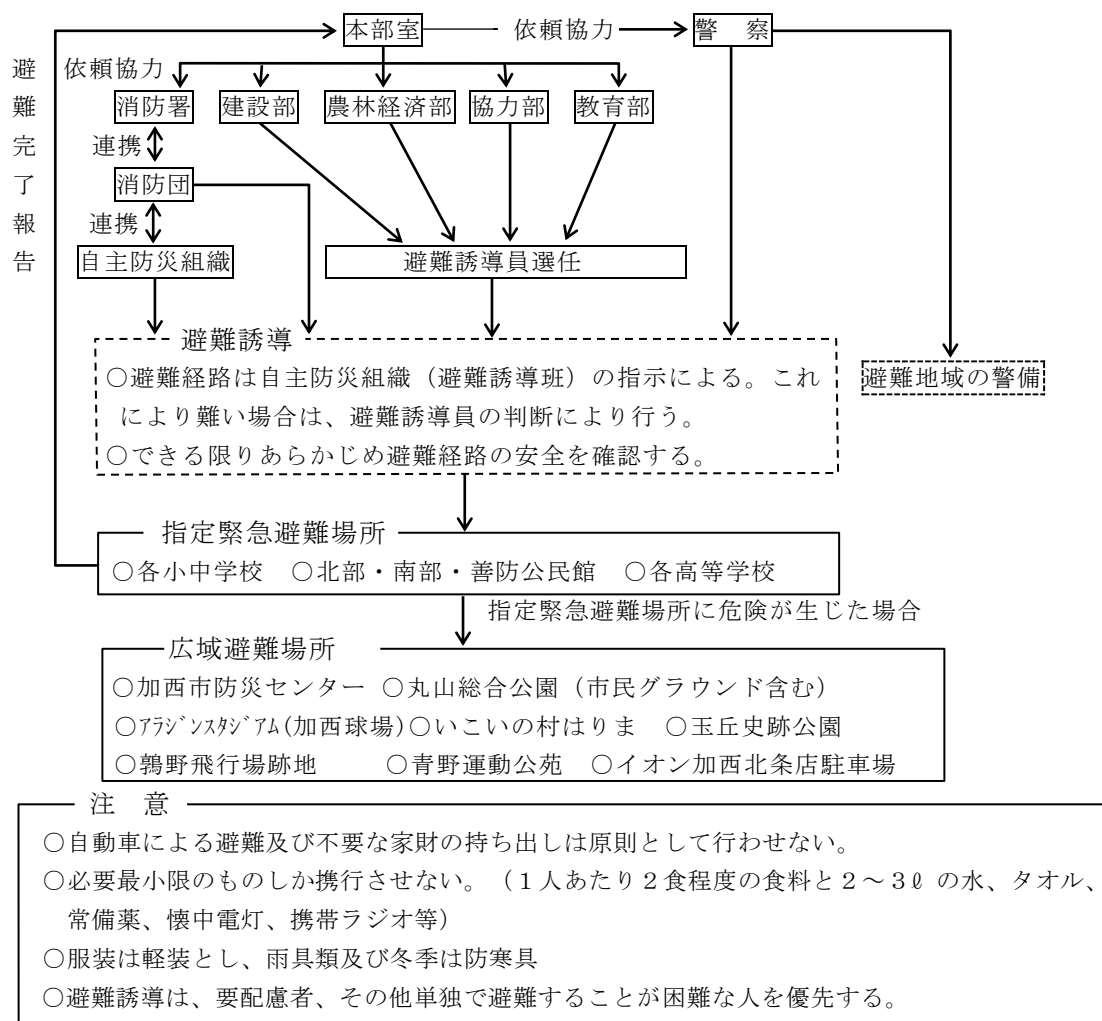
(1) 危険区域が発生した場合

本部長は、必要と認める避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収集にあたらせる。危険地域内から避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員及び自主防災組織等が行う。

(2) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

5 避難の誘導



(1) 避難に対する留意点

染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

避難するに当たり、避難者に対し次の点について周知を図る。

- ① 避難に際して必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- ② 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失を防止し発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- ③ 2食程度の食料、水、タオル、トイレットペーパー、常備薬、お薬手帳、最小限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等必要な物品を携行すること。
- ④ 必要に応じて防寒具・雨具を携行すること。

- ⑤ できれば氏名票を身につけること。（住所、氏名、年齢、血液型、アレルギーの有無を記入したもので水に濡れてもよいもの）
- ⑥ 病院、福祉施設等の収容施設にあっては、平時において避難計画をたて、消防等の連絡を密接に行うこと。
- ⑦ 安全に避難を行うことを第1の目的とし、過重な携行品及び避難後調達できるものは除外するよう、携行品の制限の指導を行う。

(2) 避難者の誘導方法

- ① 避難誘導は、緊急に避難の必要がある地域（施設等）から行うものとし、乳幼児、高齢者、病人、障がい者、妊産婦、その他単独で避難することが困難な人を優先する。また、できる限り早めに事前避難させるよう努める。
- ② 避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が指定するように努める。なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の状況を確認の上、最も安全な避難経路を指示する。
- ③ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での退避等の安全確保措置を指示することができることとする。

6 避難経路及び避難場所の安全確保

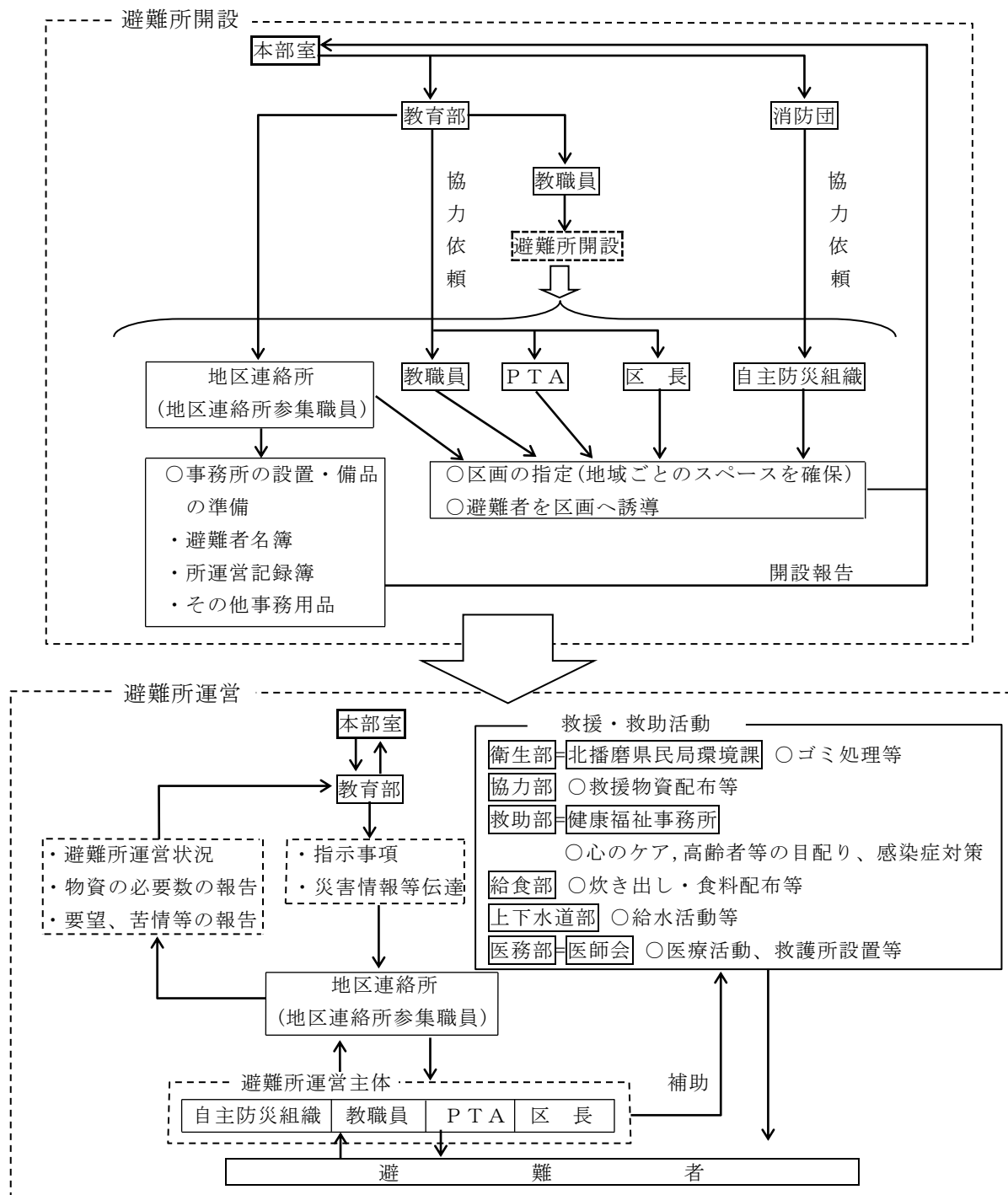
(1) 災害対策本部

- ① 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際しあらかじめ伝達する。
- ② 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ③ 夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用し避難方向を照射する。
- ④ 夜間においては、照明具携行の誘導を確保する。
- ⑤ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- ⑥ 誘導員は出発、到着の際の人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- ⑦ 避難開始とともに、消防団員等による現場警戒区域を設置し危害防止その他必要な警戒連絡を行う。
- ⑧ 避難所が遠い場合等には、適宜車両による輸送を行う。

(2) 消防署

- ① 消防署は、高齢者等避難又は避難指示が発令された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報する。
- ② 市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導、高齢者等避難又は避難指示の伝達の徹底に当たるよう要請する。
- ③ 高齢者等避難又は避難指示が発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの避難場所・避難経路の安全確保に努めるとともに、避難場所周辺からの延焼防止及び飛火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

7 避難所の開設等



(1) 避難対策の充実

市は、避難に関する体制整備に当たり、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等によるため池の堤防決壊と河川洪水との同時発生等、複合的な災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生することを考慮するよう努める。

その際、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮する。

(2) 避難所等の指定

市は、都市公園、都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災ハザードマップの作成・配布等により、住民に対して周知徹底を図るものとする。

① 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

ア 災害発生、発生のおそれがある場合に迅速に避難場所を開設できる管理体制を有すること。（管理条件）

イ 居住者等の受入れに供する部分について、物品の設置、又は地震による落下、転倒、移動等により避難上の支障を生じさせないこと。（管理条件）

ウ 異常な現象による災害発生において生命や身体に危険がおよぶおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの。（立地条件）

エ 安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあり、かつ避難上有効な経路があることもの。（構造条件）

② 指定避難所

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定最大の規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設当たり概ね数百名程度までとする。（規模条件）

イ 速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）

エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること（交通条件）

オ 要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等支援体制に十分配慮する。避難所指定の順位は原則として次のとおりとし、施設管理者の同意を得て指定する。

(ア) 公立小、中学校

(イ) その他の公立学校

(ウ) 公民館

(エ) その他の公共施設

(オ) その他の民間施設

(3) 開設

① 実施責任機関

ア 平常勤務時

避難所の設置は、災害救助法に基づく開設基準等により本部長が決定し、あらかじめ指定する避難所に設置するが、開設の実務は、施設管理者・勤務者、教職員、町区長、自主防災組織及びP T A等の協力を得て、教育部が施設に地区連絡所参集職員及び複数の職員を派遣し担当させる。

イ 夜間・休日

夜間・休日、又は災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、地区連絡所参集職員は本部長の指示により、避難所の開錠を行い、施設管理者・勤務者、教職員、町区長、自主防災組織及びP T A等の協力を要請し、開設を行う。

② 開設時の留意事項

ア 開設手順

原則として、避難所の開設のための施設、場所及び設備等の使用は、すべて関係者の承諾を得るものとし、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生する等突発的な

災害の場合には、本部長からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、非常参集職員等が避難所開設の準備を行う。特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館等の広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。

避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に行う健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症に留意した避難所運営を行う。

イ 区画の指定

避難した市民の受入スペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会長及び自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとのスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるように配慮する。

その際、ペットの同行者、アレルギー、要配慮者のスペース設定に留意するとともに、ペットのためのスペース及び資材の確保に努める。

ウ 報告

(ア) 避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに本部室に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）、電話（F A X又は口頭）又は無線によりその旨を報告する。本部室は、避難場所の開設を確認後、広報部に対して市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請するとともに、消防署・県知事・防災関係機関（関西電力送配電・N T T西日本等）に対して、開設の状況を連絡する。

(イ) 県知事・防災関係機関への連絡事項

- a 避難所の開設の日時、場所、施設名
- b 収容状況及び収容人員
- c 開設期間の見込み

エ 避難所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、避難所開設以降は事務所には要員を常時配置しておく。

また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）、避難者名簿、避難所運営記録簿、その他事務用品）を準備する。

③ 対象者

ア 避難指示等による避難

イ 住家が被害を受け居住の場所を失った者

④ 福祉避難所

身体等の状況が施設等に入所するに至らない程度の要配慮者で、避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者については、福祉避難所への入所について配慮する。

⑤ 避難所の名称、収容可能人員（資料編 表-19 P37）

(4) 避難所の運営

① 運営主体

避難所内のコミュニティの早期確立を図るため、派遣職員及び地区連絡所参集職員は、本部との連絡調整及び各部が行う救援・救助活動の窓口となるとともに、主体となり運営を行う。なお、自主防災組織・教職員・P T A・区長等は運営の補助を行う。

② 居住区域の割り振り

ア 居住区域の割り振りは、可能な限り、地域地区ごとにまとまりをもてるように行う。

また、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

イ 障がい者、乳幼児、高齢者等環境の変化に対して敏感な避難者については、その変化が最小となるよう配慮する。

③ 居住区域の代表者（班長）の役割

- ア 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- イ 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ウ 物資の配布活動等の補助
- エ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- オ 衛生班が行う消毒活動等への協力
- カ 施設の保全管理

④ 食料、生活必需品の請求、受取、配給

責任者である職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、本部室長を通じて農林経済部に調達を要請する。また、配給は居住区域の代表者（班長）を通じて居住区域ごとに行う。

⑤ 避難所の保健医療福祉対策

衛生部・救助部は、健康福祉事務所、医務部・医師会と連携のもと、次のとおり避難者の保健医療福祉対策を実施する。

ア 心身の健康管理指導

保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

- (ア) 感染症や食中毒を防止するため、保健衛生面の指導を行うとともに、チラシ・ポスター等による周知の徹底を図る。また、有症状者に対して、速やかに受診勧奨を行い、受診結果を把握する。

状況により、避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム（DICT）の県への派遣要請を検討する。

- (イ) ギ歯を紛失・破損した人、う歯や歯周疾患を有する等治療が必要な被災者に対して受診勧奨を行う。
- (ウ) 保健師はあらゆる機会を利用して、被災体験を語れる場づくりに努めるなど、被災者の精神安定に努めるとともに、被災者同士のコミュニケーションを図るため、健康体操やレクリエーションを取り入れた健康教育を行う。
- (エ) 保健師は、登録ヘルパー等と連携し、巡回相談を行うとともに、保健・医療・福祉ニーズの把握及びサービスの調整・提供を行う。
- (オ) 管理栄養士は、専門的な知識により食生活支援、栄養管理、要配慮者の栄養相談、衛生指導等を行う。
- (カ) 健康福祉事務所は、医療機関の被災や交通途絶により、通院や継続的服薬が困難な障がい者に対応するとともに、被災による精神的ショックや避難所生活によるストレス、今後の生活に対しての不安に対応するために相談及び診療を行う。

イ 情報提供

衛生部・救助部及び健康福祉事務所は、被災者・避難所運営者・救護班等に対して、保健・福祉・医療・生活等の情報提供を行う。

ウ 生活環境の整備

- (ア) 衛生部・救助部は、避難所ごとに、換気、清掃、保温、冷房、寝具類の日光消毒、ゴミ、トイレ、プライバシーの保護、風呂、洗濯機等の生活環境の状況を把握し、可能な限り環境改善を図る。また、共同生活で必要な人間関係づくりを推進する。
- (イ) 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

エ 支援者の健康管理

支援者の健康状態の把握、健康支援を行う。

⑥ 避難所の運営状況の報告

責任者である職員は、避難所の運営状況について、1日1回報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときはその都度必要に応じて報告する。

⑦ 被災者の移送

ア 被災者の他地区への移送

本部長は、被害が甚大なため市の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、県知事に対して、非災害地若しくは小被害地である他市町等への移送を要請する。

イ 他地区からの被災者の受入協力

本部長は、県知事から他市町からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

⑧ 要配慮者に対する避難所等における配慮

ア 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

イ 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、アレルギー対応食品、おむつやポータブルトイレ等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の提供に配慮する。

ウ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配慮や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣、点字ブロックの設置等、きめ細やかな対応に努める。

その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

エ 快適な空間の確保

高齢者や妊産婦、障がい者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

⑨ 避難所における動物の受け入れ体制の整備

動物の飼養者が動物と同行避難できるよう、避難所における受け入れ体制を整えるとともに、避難所等において、飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める。

⑩ 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。

(5) 大災害発生時の避難所開設の応援要請

大災害が発生し、予定していた避難所が使用できなくなり、市において避難所を開設することができず、又は適当でない場合において、市長は、隣接市町の施設の使用について、県知事に要請報告をする。なお、事態が急進し、県知事に要請報告をする時間のないときは、市長は、隣接市町長に対し直接要請し、その応援を得て避難所を開設する。

(6) 広域一時滞在

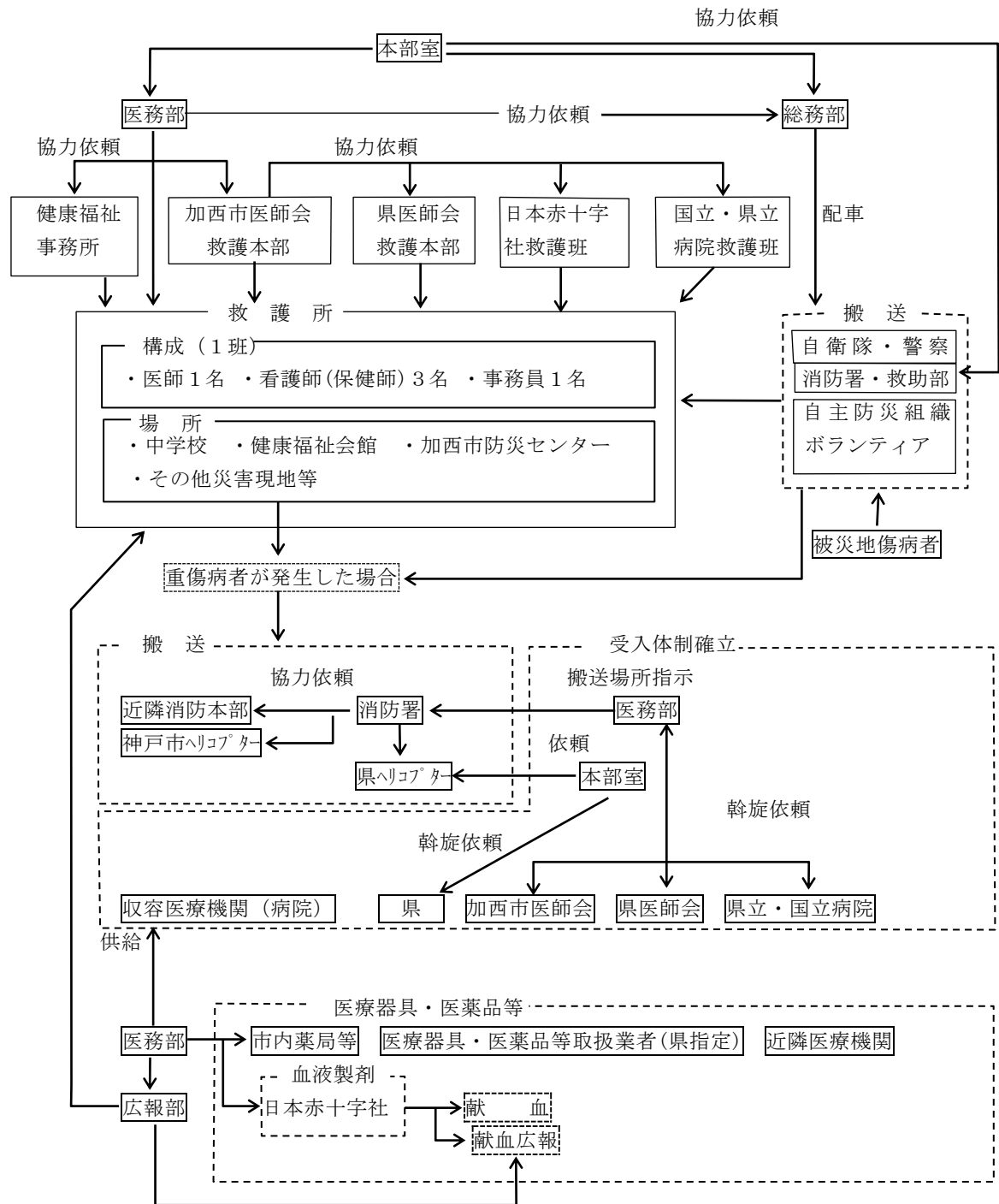
① 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

② 市は、指定避難所が広域一時避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

③ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、近隣市町に避難所を設ける。

第3 医療助産計画

災害のため罹災地の住民が医療の途を失った場合に応急的に医療又は助産を行う等罹災者を保護する計画である。



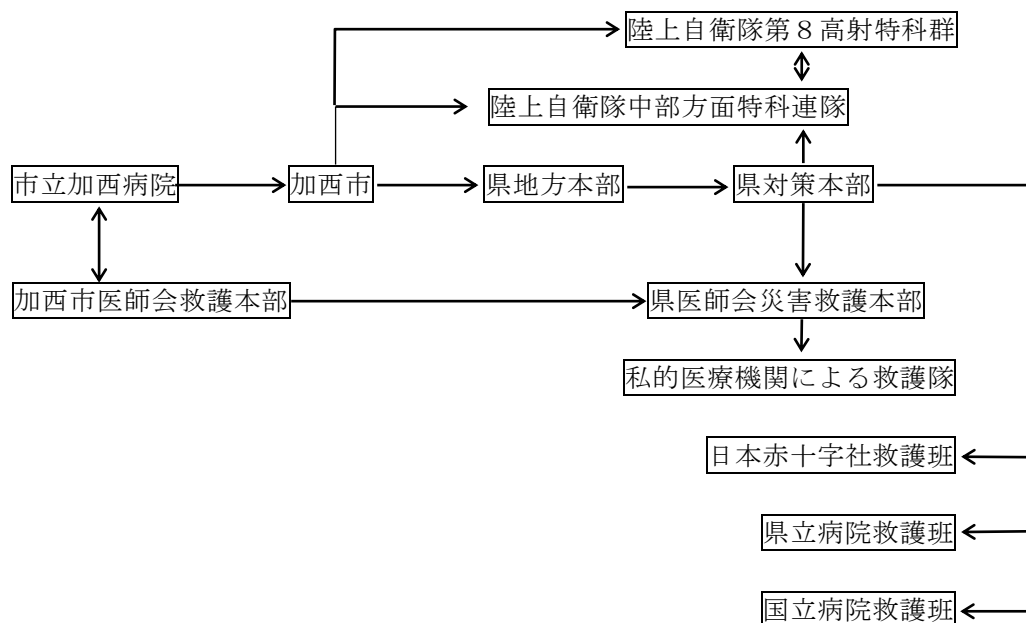
1 救護班の編成

市立加西病院、医師会等の協力を得て医師1、看護師又は保健師3、事務員1、計5名をもって1班とし数個班を編成する。ただし、災害の状況、現在員の都合により適宜増減することができる。

2 救護所の設置予定場所 (資料編 表-25 P43)

救護所は災害地の状況により本部長、市立加西病院長、医師会長、健康福祉事務所長協議のうえ次の場所に設ける。

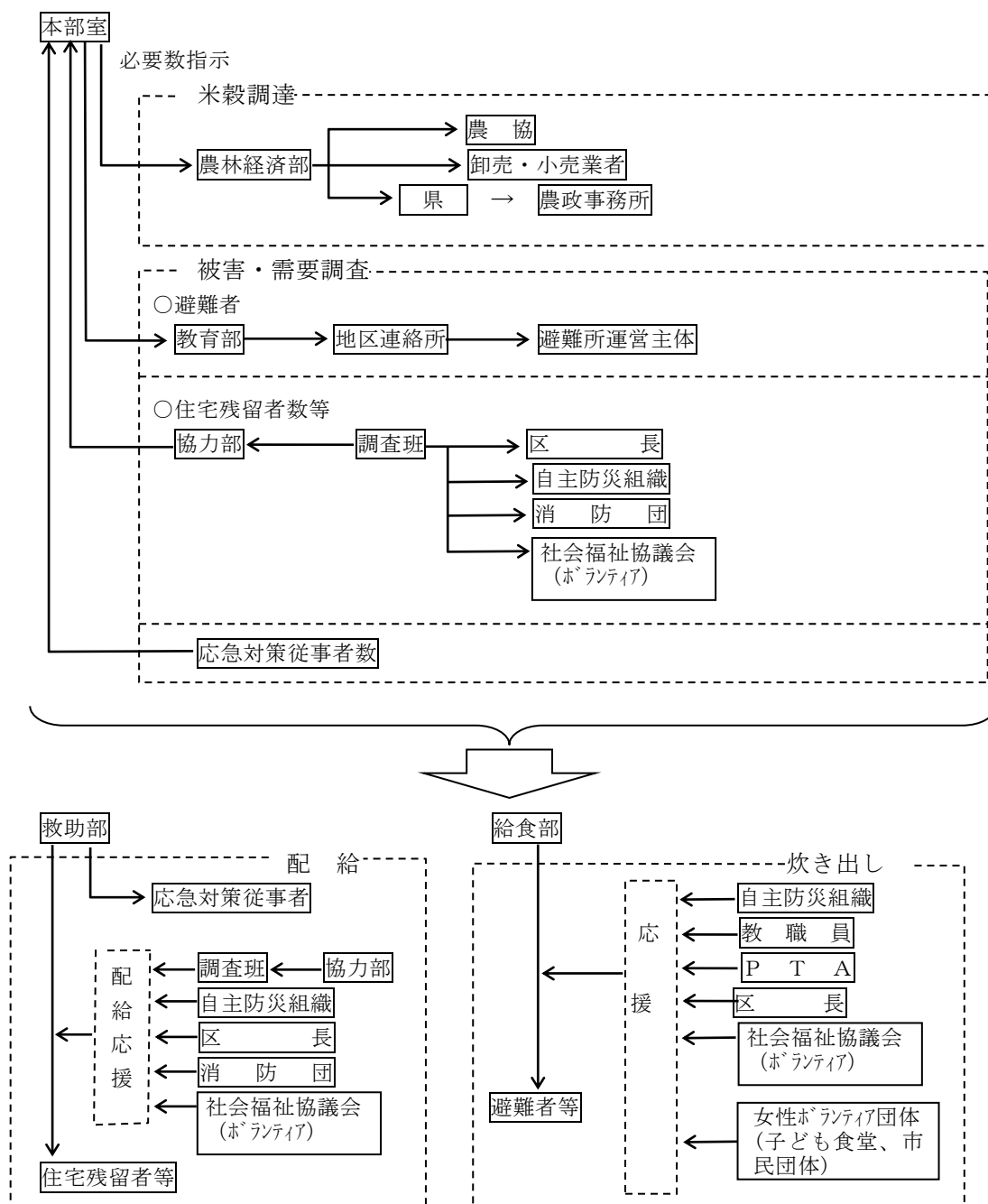
- (1) 被災者の避難場所等の一部（各中学校体育館、加西市防災センター、健康福祉会館）
- (2) 被害者の多いところ
- (3) その他
- 3 医療収容施設（資料編 表－26 P43）
- 4 医療及び助産に必要な携行資材の補給方法
救護班の携行資材は、市立加西病院長と協議のうえ市立加西病院在庫の資材を携行し、携行不能又は不足の場合のみ調達補給する。
- 5 医療の対象者
医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 6 医療の範囲
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤、その他衛生材料の支給
 - (3) 処置手術、その他の治療
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- 7 医師会の救護隊編成表は次のとおりである。
 - (1) 加西市医師会救護隊編成表（資料編 表－27 P44）
 - (2) 医療機関（資料編 表－28 P45）
- 8 大災害時において、前記救護によって医療救護の万全が期し得られないときは、「北播磨地域災害救急医療マニュアル（平成19年3月北播磨県民局策定）」を活用するとともに、県知事、及びその他関係機関に次の方法により応援要請を行う。



要 請 先	電 話 番 号
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 (災害対策本部事務局)	(078) 341-7711 (代表) (078) 362-9900 FAX (078) 362-9911
日本赤十字社兵庫県支部	(078) 241-9889
陸上自衛隊中部方面特科連隊	(079) 222-4001 内線 650、238 (勤務時間内) 内線 302 (勤務時間外)
陸上自衛隊第8高射特科群	(0794) 66-7301 内線 243 (第343高射中隊)
兵庫県医師会	(078) 231-4114
北播磨県民局総務企画室総務防災課	(0795) 42-9309 FAX (0795) 42-4704

第4 食料供給計画

災害時に避難者、罹災者及び応急対策要員等に対する応急的な炊出し、その他食料の供給について必要な食料の確保とその供給の確実を期するための計画である。



(参考)

「災害時における応急食料等の確保に関する協定」

- 兵庫みらい農業協同組合（協定日：H27.4.14 提供内容：食料、日用品、資機材など）
- 加西商工会議所（協定日：H7.12.27 提供内容：食料・物資など）
- イオンリテール株式会社 近畿カンパニー（協定日：H18.9.13 提供内容：生活物資）
- 株式会社フジ（協定日：H22.1.13 提供内容：生活物資）
- 株式会社ハローズ（協定日：R4.7.1 提供内容：生活物資）

1 実施責任機関

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他による食料の供与の実施責任機関は、原則として次のとおりとする。なお、大災害が発生し、市内のみでは対応が不可能と判断される場合、市長は、県知事に対し食糧の供給・斡旋の要請を行う。

実施責任機関	対 象 者	備 考
市 長	被災者（被災者になるおそれのある者を含む）	災害救助法が発動された場合は、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは市長が実施する。
作業実施機関 災害発生機関 市 長	災害救助従事者	

2 本部長の供給実施の決定

本部長は、災害により①避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、②ある程度の人数の規模で発生し、③相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合、食品の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の供与」の実施機関は、災害発生の日から7日以内となるが、厚生労働大臣の承認により期限を延長することができる。また、市のみでは対応不可能と判断される場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

3 調達方法（米穀の供給）

(1) 米穀の調達方法

① 原則として、市長は、農林水産大臣届出米穀販売事業者より所要量を購入する。

② 災害救助法が発動された場合

ア 前項による米穀供給が不可能・困難となった場合又はなるおそれがある場合は、市長は、米穀の割当指定数量の供給又は斡旋を県知事に要請する。

イ 県知事は農林水産省に政府備蓄米の引渡を要請する。（平成 22 年 10 月 1 日政府米販売等業務の包括的民間委託実施により、県知事と農政事務所長との協定が廃止された。）

③ 災害救助法が発動されていない場合

市長は、災害の状況により必要と認める場合には、米穀取扱事業者から直接購入が受けられるよう県知事に要請する。

(2) 乾パンの調達方法

① 原則として、市長は、米穀取扱事業者より所要量を購入する。

② 前項によりがたい場合又はそのおそれがある場合は、市長は、米穀の方法に準じ、県知事に対し食糧の供給・斡旋の要請を行う。

(3) 副食・調味料の調達方法

市長は、指定米穀取扱事業者より所要量を購入する。

(4) 備蓄食糧

市長は、被災者の2日分（うち1日は現物備蓄）の備蓄に努めるとともに、市内の米穀取扱事業者に協力の要請を行い、操作用米穀（手持ち在庫米穀）を災害に際して炊き出しに必要な米穀に充当できるよう体制を整えておくとともに、「災害時における応急食料等の確保に関する協定」に基づき、JA兵庫みらい等に対し、米穀の提供を求める。（目標保管確保数量は30,000 kg（精米キロ）以上）

4 各戸備蓄の奨励

災害時に備え、各家庭に3日分の食料を備蓄するよう奨励する。

5 市内米穀取扱事業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者（資料編 表-20 P39）

6 需要の把握（被害状況の把握）

応急食糧の必要数の把握は、関係各部がそれぞれ次により実施したものを農林経済部が総括して行う。なお、農林経済部は、把握した食品の必要数（食数）を、直ちに本部室を通じて、本部

長に報告し、本部長の供給数の決定を待って、必要数の調達・輸送を要請する。

- (1) 避難所については、担当職員が必要数について集計の上報告する。
- (2) 住宅残留者への必要数については、調査班が消防部その他の関係各部、関係機関、自治会長及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て実施する。
- (3) 災害応急対策活動従事者への必要数については、関係各部の協力を得て、本部が実施する。

7 供給方法

(1) 供給基準

1人当りの供給数量は次のとおりとする。（乾パン及び麦製品の精米換算率 100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

① 炊き出し用として給食する場合	1人当り 200 g
② 通常の供給機関を通じないで供給される場合	1人当り 400 g
③ 救助作業用として給食する場合	1人当り 300 g
④ 特定職場の復旧作業用として給食する場合	1人当り 300 g

(2) 供給対象者

応急食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給）
- ④ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者（災害救助法では、実費弁償の対象外）
- ⑥ 高齢者等、避難所への避難や外出が困難で、在宅において他に食品を得る手段のない者
- ⑦ 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合には、県知事の指定を受けて、被害を受けていない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。

(3) 供給要領

① 避難所に収容された者

本部長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された組又は班等の責任者を通じて供給する。

② 罹災者

本部長は、調達した食糧を直接に供給するか、あるいは米穀取扱事業者等を指定して行う。

③ その他災害対策要員等

①に準じて行う。

(4) 通常の供給機関を通じないで配給できる場合

本部長は、米穀を通常の供給機関を通じないで、応急供給する必要があるときは、県知事の指示に基づき本部長自らが、あるいは、米穀取扱事業者等を指定して供給する。

なお、通常の供給機関を通じないで配給できるのは、概ね次のとおりである。

- ① 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- ② 罹災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- ③ 災害地における救助作業、緊迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合
- ④ 特定職場に属する鉄道、通信機関の罹災施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む。）に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

8 炊き出し

(1) 実施方法

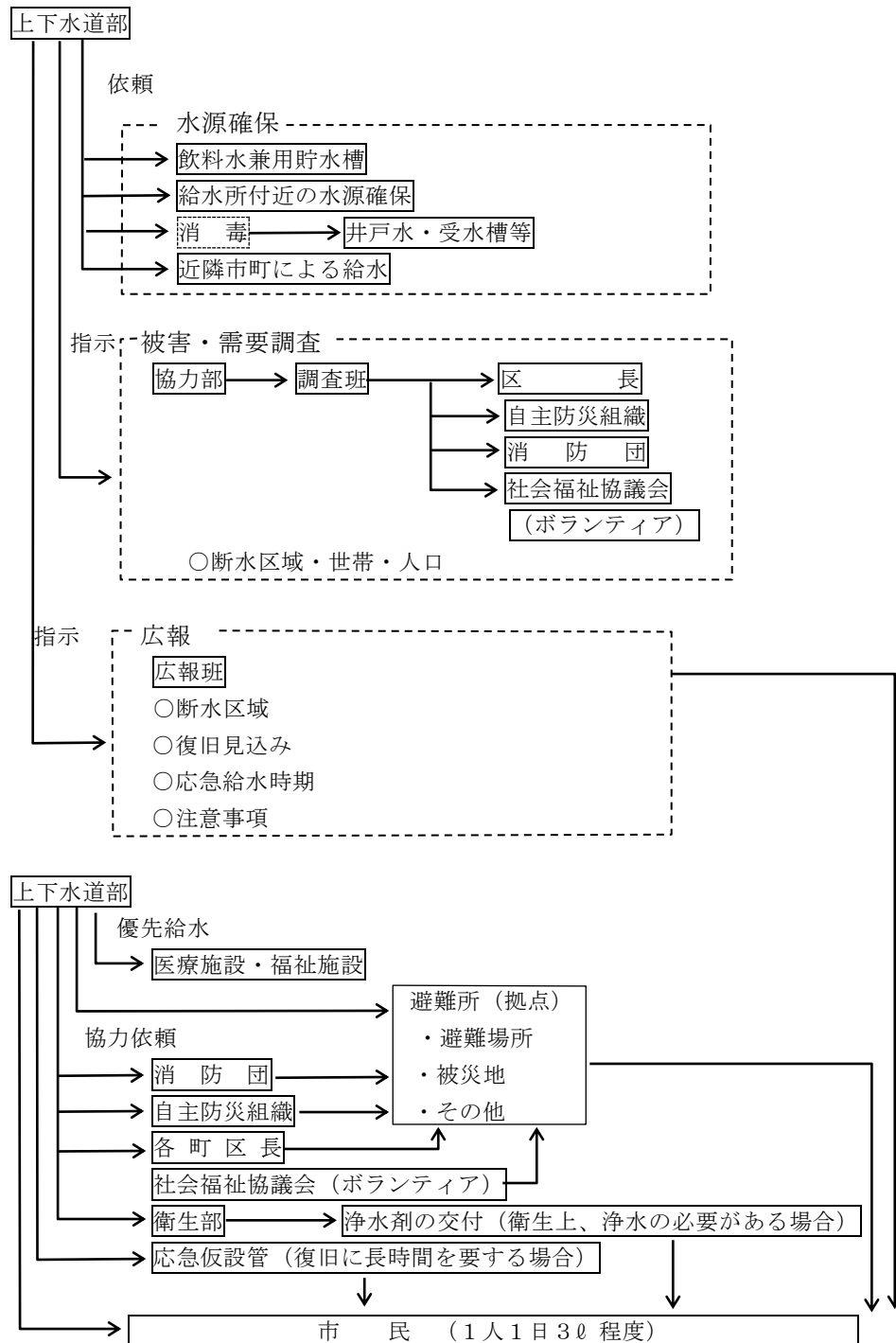
炊き出しによる給食を行う必要がある場合の米穀等の確保については、前述によるもののほか、地域住民及び地元団体等の協力のもと調達する。

本部長は、災害を受けない地域の婦人会、赤十字奉仕団、自治会、社会福祉協議会（ボラン

- ティア)等に対し、炊き出しについて協力を要請し、避難所内若しくは下表の場所において炊き出しを実施するほか、民間給食業者の協力を得る。
- (2) 炊き出し実施場所 (資料編 表-21 P40)

第5 給水計画

災害により飲料に適する水を得ることができない地域の市民に対し、被害の状況に応じ、最小限度必要な量の飲料水を供給するための計画である。



1 補給給水源の確保

(1) 市有飲料水兼用貯水槽

災害時には、市有飲料水兼用貯水槽を活用する。

① 場所

屋内ゲートボール場（すぱーく加西）駐車場（北条町北条）

② 容量

100 t

(2) 受水槽・井戸水等

その他の状況により、受水槽、井戸水等を補給給水源として使用する。この場合、薬剤入、煮沸消毒等を施す等の安全性に特に留意する。

(3) その他

災害時に備え、各家庭に 200 ～600 程度の水を常備するよう、奨励する。

2 需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、上下水道部は、消防署の協力を得て直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、市内の全域の状況を把握した際には、次の事項を本部長へ報告するものとする。

(1) 給水機能停止区域、世帯、人口

(2) 復旧見込み

(3) 給水班編成状況

(4) 応急給水開始時期

(5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所

3 給水所（拠点）の設定

(1) 設定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。給水所（拠点）の設定は、避難所及び指定給水場を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

(2) 周知・広報

給水所を設定したときは、広報班に対して、被災地市民に対する広報を要請するとともに、設定した場所及びその周辺に「給水所」と大書きした掲示物を表示するものとする。

4 応急給水の実施

(1) 対象者

災害による飲料水の枯渇、汚染、給水施設の被害等により現に飲料水に適する水を得ることができない者

(2) 給水基準

災害救助法適用、不適用にかかわらず、災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までは3～20ℓ、20日目までは20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復することとする。なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが最小基本水量の飲料水である旨を十分説明し、協力を求める。

(3) 給水方法

① 飲料水の確保

ア 飲料水が感染症対策その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

イ 市有飲料水兼用貯水槽及び被災地内の水源から給水する。

ウ 被災地内において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、市が所有する給水車で応急給水を行う。

② 車両輸送による給水

ア 給水所（拠点）への搬送

（ア） 給水所（拠点）への搬送は、上下水道部が行う。

（イ） 必要な車両・機材は、市が所有する給水車・ポリタンク等を使用して行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、上下水道部が、給水所となった施設の職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。また、給水に際して、被災者は各家庭において、自ら容器を持参するよう、あらかじめ広報活動により要請する。なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請する。極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク・給水袋等を貸与する。

ウ 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設及び入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児（者）施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

③ 応急仮配管による応急給水

復旧に長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、本部長と関係機関が協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

5 応急給水用機器 （資料編 表－22 P40）

6 配水場被災の場合

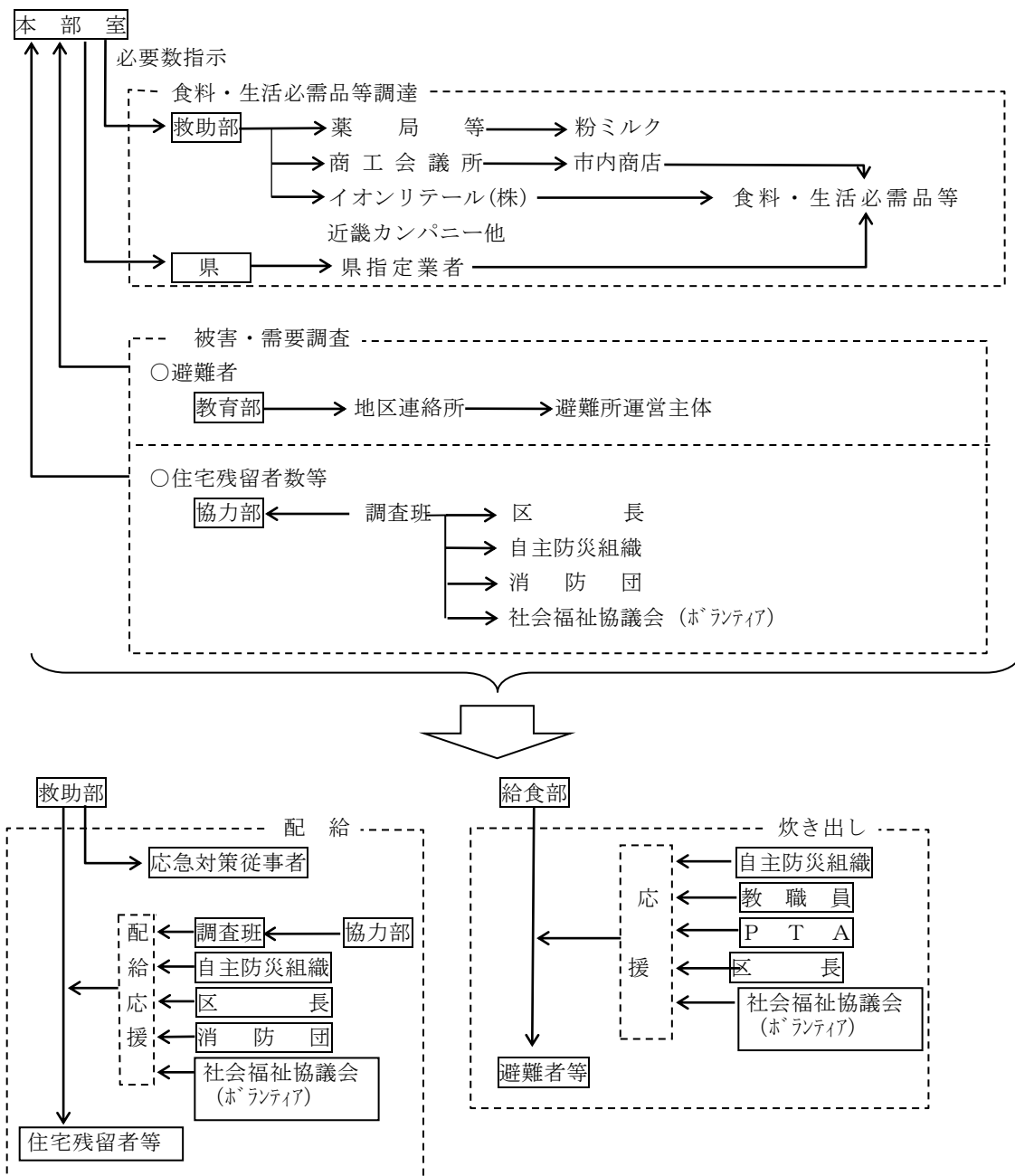
小野市、西脇市、姫路市等の隣接市町より給水を受ける。

7 県、他市町及び関係機関からの給水応援計画

大災害時において、市の能力をもって給水の万全を期し得ないときは県、自衛隊、他市町への応急要請を行う。

第6 物資供給計画

災害時に、罹災者に配給する衣料、生活必需品、その他物資についてこれらの確保と配給の確実を期するための計画である。



(参 考)

「災害時における応急食料等の確保に関する協定」

- 兵庫みらい農業協同組合（協定日：H27.4.14 提供内容：食料・日用品・資機材等）
- 加西商工会議所（協定日：H7.12.27 提供内容：食料・物資など）
- イオンリテール株式会社 近畿カンパニー（協定日：H18.9.13 協定内容：生活物資）
- 株式会社フジ（協定日：H22.1.13 協定内容：生活物資）
- 株式会社ハローズ（協定日：R4.7.1 提供内容：生活物資）

1 備蓄物資

毛布、ロウソク、タオル、食器、洗面器、なべ、バケツ、おむつなどの乳幼児用品等の応急救助備蓄物資を確保するとともに、食糧については被災者の2日分を備蓄するよう努める。

2 供給実施の決定者

災害救助法が適用された場合については、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは、市長が実施する。また、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

なお、市のみでは対応が不可能と本部長が認める場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 供給対象者

災害対策活動従事者を除き「食料供給計画」を準用する。

4 需要の把握

災害対策活動従事者を除き「食料供給計画」を準用する。

5 災害救助物資調達計画

(1) 市内の業者で、即時調達可能な物資は、できるだけ市内で調達し、不足の場合は県災害対策本部を通じ「兵庫県地域防災計画」の物資供給計画に記載の業者から調達する。

(2) 被災者等生活必要物資、応急復旧用物資 (資料編 表-23 P41)

6 物資の配給

(1) 配分計画等の策定

救助部は、救助物資の輸送及び配分計画を立て、これにより迅速な被災地等への輸送及び供給を行うが、高齢者、障がい者等の要配慮者については、自力での対応を要求することは非常に困難なことが予想されるため、社会的弱者への配布を優先的に行う。

(2) 生活必需品の供給

① 供給（貸与）基準

生活必需品の供給（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。

② 配給経路

本部長は、即時調達物資の所要数量を業者より購入し、関係区長を通じ罹災者へ配給する。

③ 物資及び救出品等の配給方法

災害状況等を考慮し、その都度決定する。

7 各戸備蓄の奨励

災害に備え、各家庭に最低3日分（推奨1週間）の生活必需品を備蓄するよう奨励する。

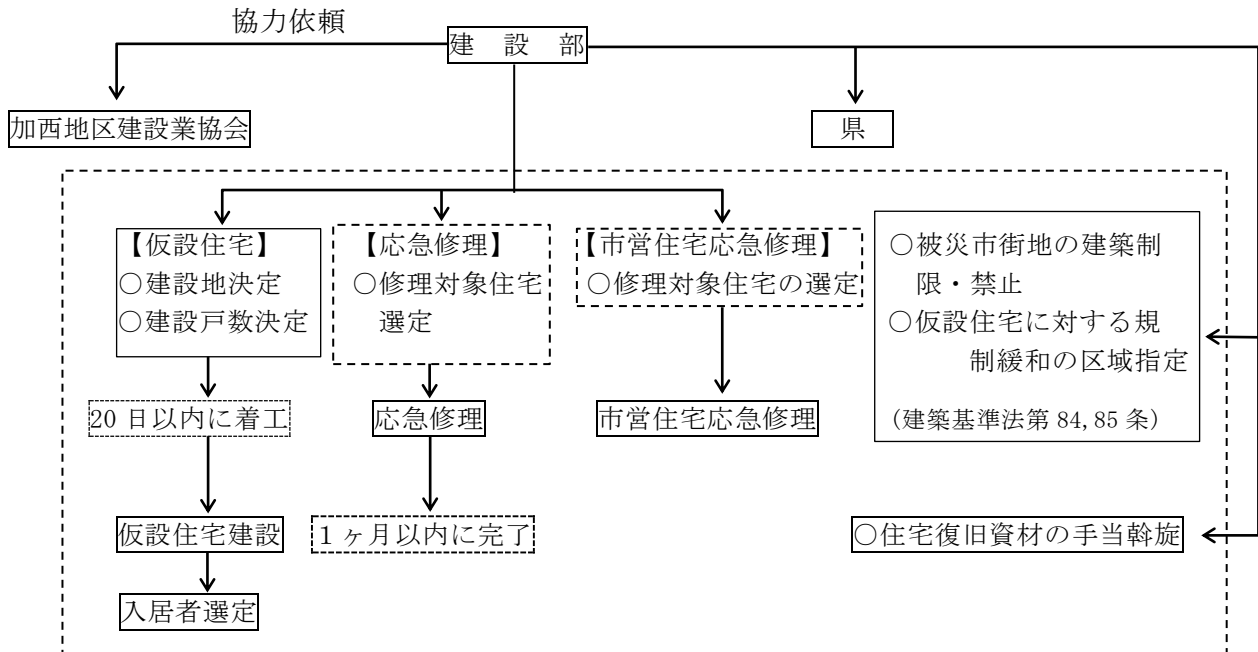
8 被災者への物資支援体制の強化

(1) 県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図るよう努めることとする。

(2) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第7 住宅対策計画

災害のため住宅が全壊又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び災害のため住宅が半壊又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画である。ただし、災害発生直後において避難所の設置による被災者の応急収容については、「避難計画」に定めるところによる。



1 住宅対策の順序

(1) 災害直後直ちに行う必要のあるもの

- ① 避難所の設置による被災者の応急収容
- ② 応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理、障害物の除去
- ③ 建築基準法第84条、85条による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定
- ④ 住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当、斡旋

(2) (1)の対策に引続き、できるだけ早く実施すべきもの

- ① 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
- ② 公営住宅法による災害公営住宅の建設
- ③ 公営住宅法による施設公営住宅の復旧（再建設、補修、宅地の復旧）
- ④ 罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
- ⑤ 土地地区画整理法による土地地区画整理の設計及び事業実施

2 応急仮設住宅

(1) 入居基準

被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力、その他を勘案の上本部会議において決定する。基準を例示すれば次のとおりである。

- ① 生活保護法による被保護者及び要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人、母子家庭
- ④ 特定の資産のない老人、病弱者・障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 設置場所

下表の場所に設置する。なお、被災により設置が不可能と判断される場合においては、その他の代替地を選定する。その際、罹災者が相当間居住することを考慮し、下記の事項に留意する。

- ① 浸水、崖崩れ等の危険がないこと。
- ② 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
- ③ 児童、生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し可能な限り、罹災者の生活圏内にあること。
- ④ 交通の便がよいこと。
- ⑤ 敷地が広大であること。

場 所	面 積	仮設住宅戸数
市民グラウンド	8,410 m ²	140 戸
アゼンスタジアム（加西球場）	12,670 m ²	210 戸
鵜野飛行場跡地	別途関係機関と協議の上、住宅戸数、期間等を定める。	

(3) 供与期間

応急仮設住宅として供与する期間は、工事が完了した日から2か年以内とする。

(4) 建設規模及び費用

① 建築戸数

全焼、全壊、流失戸数の3割の範囲内とする。ただし、止むを得ない事情がある場合は、市町相互間で融通されることがある。

② 規模及び費用は兵庫県の定める基準による。

(5) 応急仮設住宅の着工期間

特段の理由がない限り、建設関係業者等に協力を求め、速やかに着工し20日以内の完成に努め、罹災者に応急仮設住宅を与える。

3 災害公営住宅

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に低所得被災者世帯等のため、災害公営住宅を建設し、入居させる。

(1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の消失戸数が、500 戸以上のとき。
- ② 市の区域内の消失戸数が200 戸以上のとき。
- ③ 消失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

(2) 火災による場合

- ① 被災地域の消失戸数が、200 戸以上のとき。
- ② 消失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

4 既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、速やかに復旧又は移転し、早急な措置を講ずる。

5 住宅応急修理

- (1) 実施者 被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めたとき行う。なお、市のみでは対応できないと判断される場合は、近接市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (2) 対象者 災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者（例示については応急仮設住宅の場合と同じ。）
- (3) 応急修理の戸数 半壊戸数の3割以内とする。ただし、対象戸数の引上げを要するときは県知事に対してその申請を行う。
- (4) 修理の内容 居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限度の部分について、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。

(5) 修理の期間 応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

(6) 費用 兵庫県が定める基準による。

6 災害住宅に対する融資

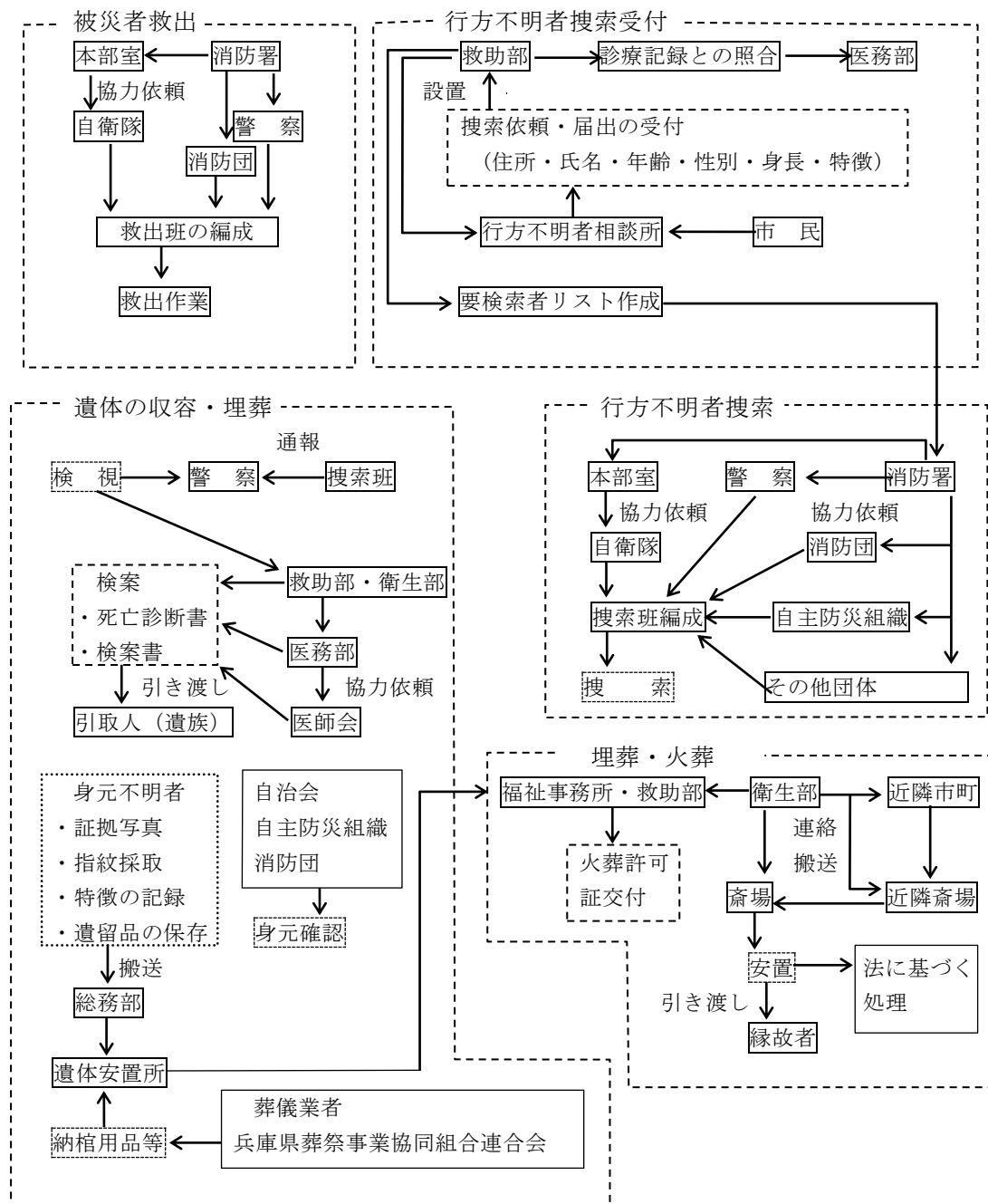
災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融公庫の行う融資制度を積極的に活用して、早急に罹災地の民生を図る。

7 主な建設業者の名簿 (資料編 表-24 P43)

第8 被災者救出・行方不明者捜索・収容・埋葬計画

1 被災者救出計画

災害による被災者（災害にかかった者、死者及び行方不明者）等の救出（捜索）は、本計画の定めるところによる。



(1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における被災者等の救出（捜索）は、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出（捜索）は、市長が行う。

(2) 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法を適用する分については同法により、同法によらない分については、同法に準じて行う。

(3) 救出班の編成及び組織

救出班の編成は、警察の連携のもと、消防署及び消防団の機構をもって当て、市長の指令を受けた消防署長の指示で活動する。

(4) 所要人員

被災者の数及び被災の軽重によって必要人員の判断を行い、消防署長の指示により出動する。

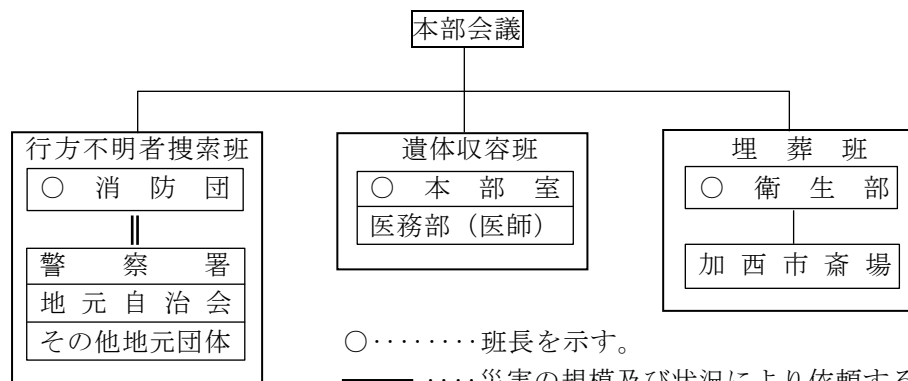
(5) 必要資器材

被災者の数及び被災の種別並びに被災の軽重に応じて資材若しくは器材の購入、徴発、調度又は借上げを行う。

2 行方不明者捜索・収容・埋葬計画

この計画は、災害により現に行方不明状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、収容及び埋葬するものである。

(1) 組 織



(2) 事務分担

① 行方不明者捜索班

行方不明者の捜索に関すること。原則として消防団において捜索するが、災害の規模・状況及び捜索人数を勘案の上、警察署及び地元関係団体に依頼する。

② 遺体収容班

ア 遺体収容所の開設に関すること。

イ 遺体収容安置に関すること。（洗浄・縫合・消毒等を含む。）

ウ 遺体の検案に関すること。

③ 埋葬班

遺体の埋火葬に関すること。

3 捜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、総務部が以下により行う。

(1) 市役所に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。

(2) 届出を受けたときは行方不明者の「住所」、「氏名」、「年齢」、「性別」、「身長」、「着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聞き取り、記録する。

(3) 「届出」については、医務部の診療記録で確認する。

(4) 避難所収容記録簿その他本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要捜索者リスト）を作成する。

4 搜索の実施

(1) 搜索

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防部が、警察署、自衛隊その他の関係機関の協力を得て実施する。

- ① 行方不明者の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- ② 支出できる費用は、搜索のための機械、器具等の借上料、修繕費、燃料費、輸送費及び人夫賃とする。
- ③ 期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、止むを得ない事情により期間によりがたい場合は必要な期間を延長する。

(2) 遺体を発見した場合の措置

- ① 消防職員、消防団、町内会等災害業務関係者が救出作業又は遺体搜索中において遺体を発見したときは、速やかに警察官に連絡するとともに検視を受けるものとする。
- ② 医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成する。

5 遺体の検案

原則として、現地において警察署が検視（見分）した後の遺体は、遺体収容班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり遺体の検案を実施する。

- (1) 遺体の検案は、救助部・衛生部が医務部、医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、身元が判明し引取人があるときは、遺族等引取人に引き渡す。

身元が判明しない遺体については、救助部が、遺体収容所に連絡して総務部、各関係機関の協力を得て、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ輸送する。

6 遺体の収容

総務部は、検案を終えた遺体について、地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

(1) 遺体収容方法

- ① 遺体収容班は、遺体を到着順に収容すること。
- ② 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品等必要な機材を確保する。
- ③ 遺体収容班は、遺体の洗浄、消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に提出する。
- ④ 身元が判明しないので、一定期間経過後引取人のいないときは行旅人として取扱うこととし、福祉事務所に連絡するとともに、火葬許可書の交付をうけ、埋葬班に引き継ぐ。

(2) 収容期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

7 遺体収容所の所在、名称、収容能力（資料編 表-30 P47）

8 遺体の埋葬・火葬

(1) 埋葬実施基準

- ① 市長は災害時における死亡者の火葬について必要がある場合は、近隣市町の応援を求める。
- ② 遺体埋葬は、遺体収容班から引継いだ遺体及び火葬許可証を火葬場に移送し、火葬台帳に記入のうえ火葬に付する。

(2) 火葬場の所在、名称、処理能力

名 称	所 在 地	処 理 能 力	備 考
加西市斎場	加西市鴨谷町 307 番地の 6	1 日 9 体	火葬所要時間 3 時間 / 1 体 1 日 3 炉 9 体火葬可能

(3) 遺骨の安置場所

火葬に付した遺骨は、当面加西市斎場に安置し、縁故者が判明次第引き渡すものとする。縁故者の判明しない遺骨は、法に基づいて処理する。

(4) 埋葬場

埋葬は、市の指定する寺院（墓地）とする。

9 必要資材・車両の調達

(1) 必要資材・車両の調達は、概ね次のとおりである。

資 材 等 名	調 達 方 法
遺体運搬用担架	業者より購入等適宜の方法により調達する。
遺体安置用毛布	
遺体消毒用品	
骨箱	
棺	
遺体搜索収容車両	臨時配車等適宜の措置による。

(2) 大規模災害において、市内での必要資機材の調達が困難な場合は、下記に斡旋依頼する。

兵庫県葬祭事業協同組合連合会

〒661-0026 尼崎市水堂町 3-1-23 TEL (06)6434-3327 FAX (06)6434-3350

第 1 4 節 警備計画

加西市域における災害警備については、「加西警察署災害警備計画」に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 警察の任務と活動

警察は、警察法及び災害対策基本法に基づき市民の生命、身体及び財産を保護し、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防に任じ、関係機関と緊密な協力、連絡のもとに、概ね次の活動を行う。

- (1) 被害状況、気象状況、危険箇所等についての情報収集活動
- (2) 危険防止及び人心安定のための広報活動
- (3) 各種予報、警報等の伝達
- (4) 危険区域居住者に対する避難の指示、警告、誘導
- (5) 被災者の救出、救護、行方不明者の搜索、遺体の検視
- (6) 交通の安全と円滑確保
- (7) 災害地における犯罪の予防検挙
- (8) 他機関の行う活動に対する協力、援助

2 警備の体制の種類と発令の基準等

(1) 警備体制の種類と発令の基準等

① 丙災害警備体制（準備体制）

大雨、大雪、風雪、洪水等の注意報が発令された場合で今後の気象情報、降雨、降雪、水位の状況等に注意と警戒を要するが、危険事態の発生までには、相当の時間的余裕があると認められる場合に発令する。

② 乙災害警備体制（警戒体制）

大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水等のいずれかの警報が発令された場合及び警報の発令はないが、相当な被害が発生し、又は発生することが予想されたとき並びに台風が 10 時間前後に本県又は近府県に上陸若しくは接近することがほぼ確定したときに発令する。

③ 甲災害警備体制（非常体制）

大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水等のいずれかの警報が発令され、又は大地震等により大被害が発生した場合及び大被害の発生が明らかに予想されるとき、並びに台風が本県又は近府県に確実に上陸若しくは接近すると認められるに至ったときに発令する。

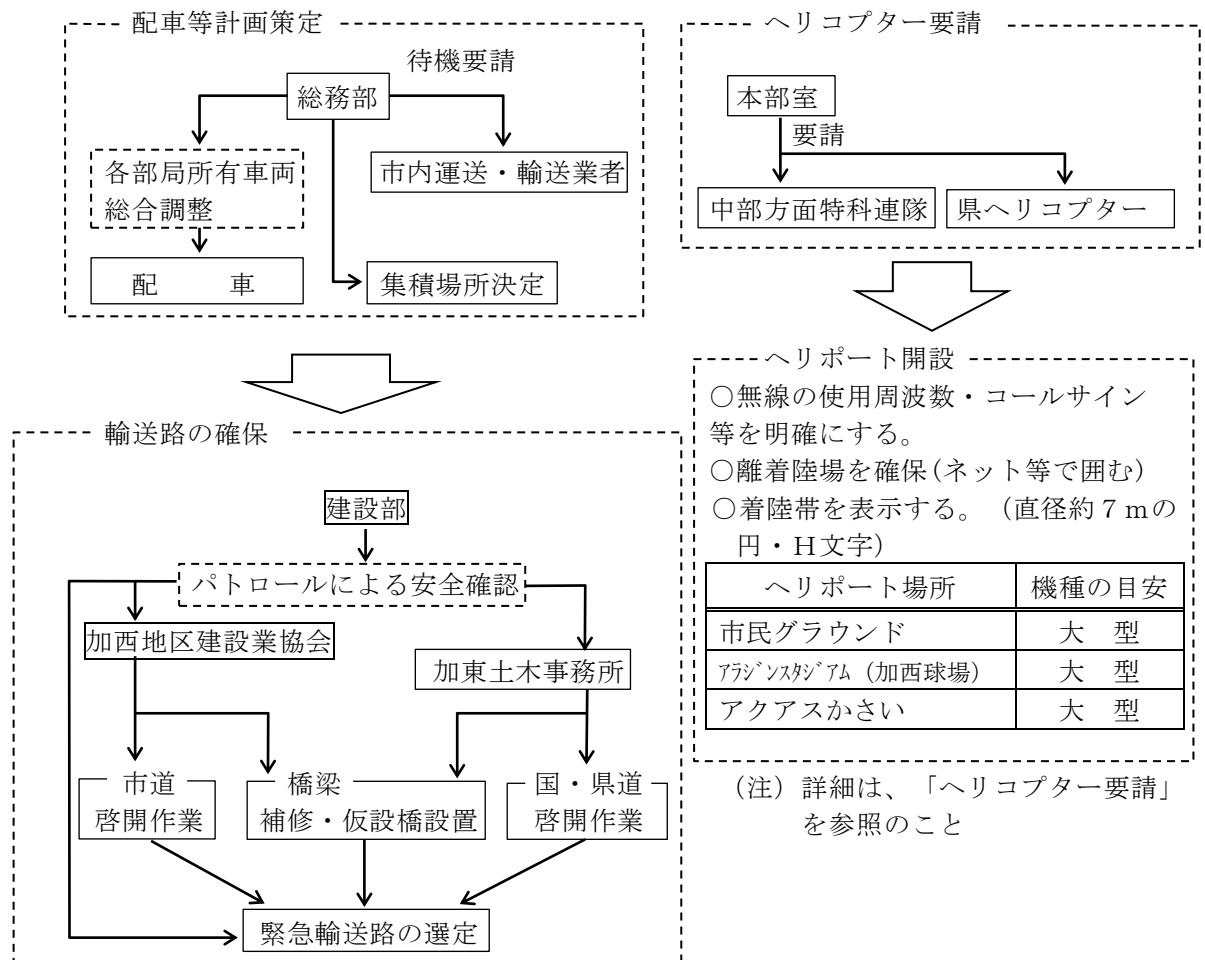
(2) 体制の切り替え及び解除

発令者は、気象状況の好転、危険状態の解消、被害地における応急措置の完了などに応じて体制の緩和又は解除を発令する。

3 部隊編成の基準

丙災害警備体制	乙災害警備体制	甲災害警備体制
1 署連絡本部開設	1 署警備本部開設	1 署警備本部開設
2 実員の概ね 1/5	2 実員の概ね 1/2	2 実員の全員

第 15 節 交通輸送計画



第 1 交通応急対策計画

1 被災により交通施設、道路等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。ただし、市及び道路管理者は、道路施設の保全について適切な処置をとる。

2 交通規制

(1) 災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路施設巡回調査に努め、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により判明したときは、交通の安全と円滑を図るため関係機関に通知し、交通規制の実施に協力する。

- (2) 本部長は、必要があると認める場合は、警察署長等に協力を依頼し、次の措置をとるものとする。

① 第1次交通規制

- ア 交通規制が必要と認められる道路において、一般車両の通行禁止、制限を行う。
 イ 交通規制対象道路について広報を行うとともに、走行中の車両に対しては、道路左側又は適当な空き地に停車するようパトロールカー等で広報し、緊急車両の通路を確保する。
 ウ 管内の交通混乱を防止するため、交通規制対象道路以外の道路に対し、必要に応じて一般車両の通行禁止、制限等の交通規制を行う。

② 第2次交通規制

第1次交通規制終了後、本部長は被害状況に応じ、次の規制措置をとる。

- ア 被害状況に応じ、被災地域に通ずる交通規制対象道路に対し、一般車両の通行を禁止、制限し、緊急輸送等に使用しない交通規制対象道路については一般車両の通行禁止、制限を解除する。
 イ 交通規制対象道路以外の道路で、避難誘導、災害応急対策等に必要と認められる道路では、一般車両の通行を禁止、制限する。

3 交通情報の収集

- (1) 市災害対策本部建設部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣するなどして、次の事項について交通情報の収集を行う。

- ① 鉄道、バス等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
 ② 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
 ③ 交通規制の実施状況
 ④ 特に危険と認められる道路及び橋梁
 ⑤ その他必要な事項

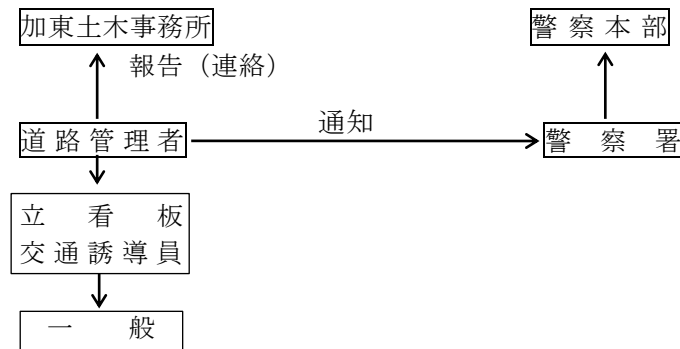
- (2) 交通規制の標識等

市道について道路法による交通規制を行った場合は、警察署長に連絡の上規定の規制標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず交通を禁止又は制限したことを明示し、職員及び消防団員等をもって現場において指導する。その際、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等、一般の交通に出来る限り支障のないよう努める。

- (3) 実施責任者

区 分	実施責任者	状 態	備 考
道 路 管 理 者	国土交通大臣 兵庫県知事 加西市長	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道 路 法
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	① 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するために必要があると認められるとき。 ② 道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 ③ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	災害対策基本法 道路交通法

- (4) 道路管理者は、交通規制で実施した内容を次により通知するとともに、一般に周知する。



- (5) 他の機関の交通規制市道管理者は、公安委員会、警察署長、警察官等が交通規制を行う旨の通知を受けたときは、一般への周知等最大限協力する。

4 道路交通の確保対策

- (1) 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察に連絡のうえ交通の規制を行うと同時にこれにかわる迂回路の指定等の措置を取り、道路交通の確保に努める。
- (3) 災害箇所については、早期に仮復旧等の応急措置を行う。
- (4) 道路上に障害物等があって通行に支障を来すときは、市有及び市内業者のブルドーザー及び牽引車を調達し、速やかに障害物を排除し通行確保に努める。

5 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等がある場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行確保に緊急の必要がある場合は、管理する道路について、区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することができる。

(1) 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて、一定の区域内を包括的に指定する。

(2) 県公安委員会との連携

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所管警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは事後に通知する。

県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

(3) 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

(4) 国土交通大臣及び県知事の指示

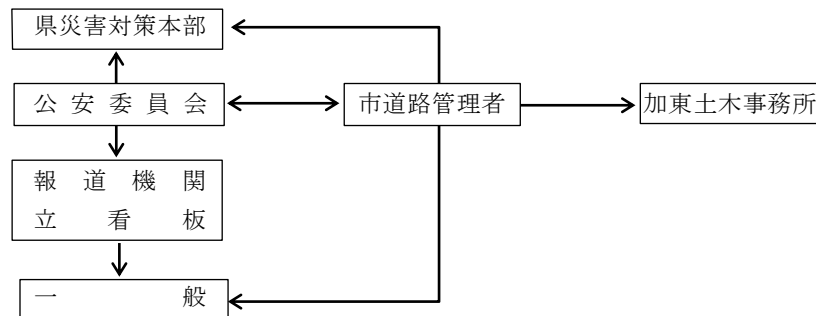
国土交通大臣及び県知事は、緊急車両の通行を確保し、災害応急対策を行うため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、道路管理者に対し災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

第2 緊急輸送計画

1 公安委員会への情報提供

災害が発生した場合の緊急車両以外の通行禁止・制限は、公安委員会が行うが、市災害対策本部及び道路管理者は、最大限、災害の実態、道路及び交通の状況を把握し、公安委員会に情報提供するとともに、公安委員会と情報交換を通し正確な情報を一般への周知に努める。

2 規制の通知



3 緊急輸送車両の事前届出、確認等

(1) 緊急輸送車両の事前届出

市が保有する車両で緊急輸送を行うため使用する必要がある車両については、事前に公安委員会に対し、緊急輸送車両であることの確認申請を行う必要がある。

(2) 緊急輸送車両の確認

- ① 緊急輸送車両であることが確認された場合は、災害発生前においても、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができる。
- ② 通行が禁止又は制限されている道路を通行するときは、この標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。

4 兵庫県指定緊急輸送路

- (1) 中国自動車道、一般国道372号
- (2) 県道【三木宍粟線、多可北条線、高砂北条線、高岡北条線、玉野倉谷線】
- (3) 市道【古坂高室線、中野家塚線、上宮木鷄野線】

第3 輸送移送計画

この計画は、車両を確保して被災者、災害応急対策及び救助活動に従事する移送あるいは、災害対策物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）を行う計画である。

1 輸送手段の確保

(1) 災害輸送の種別

- ① 貨物自動車、乗合自動車等の車両によるもの
- ② 航空機によるもの
- ③ 労務者によるもの

(2) 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は概ね次の方法による。

① 確保の順位

自動車等の確保借上げは概ね次の順序による。

- ア 市所有車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 民間所有の車両等
- エ その他自家用車両等

② 自動車の調達方法

原則として市所有車両による。不足するときは外部より調達する。

- (3) 市所有車両一覧表 (資料編 表-38 P54)
- (4) 調達燃料（市内給油所） (資料編 表-39 P55)

(5) 空中輸送

一般交通の途絶に伴って地域が孤立した際、被災者の移送や食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送のために空中輸送が必要なときは、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるとともに、離発着が可能であれば自衛隊派遣要請計画に基づき要請を行う。

(6) 労務者等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等により輸送する。輸送のための労力の確保は、労務供給計画の定めるところによる。

2 配車計画

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、概ね以下の順とする。

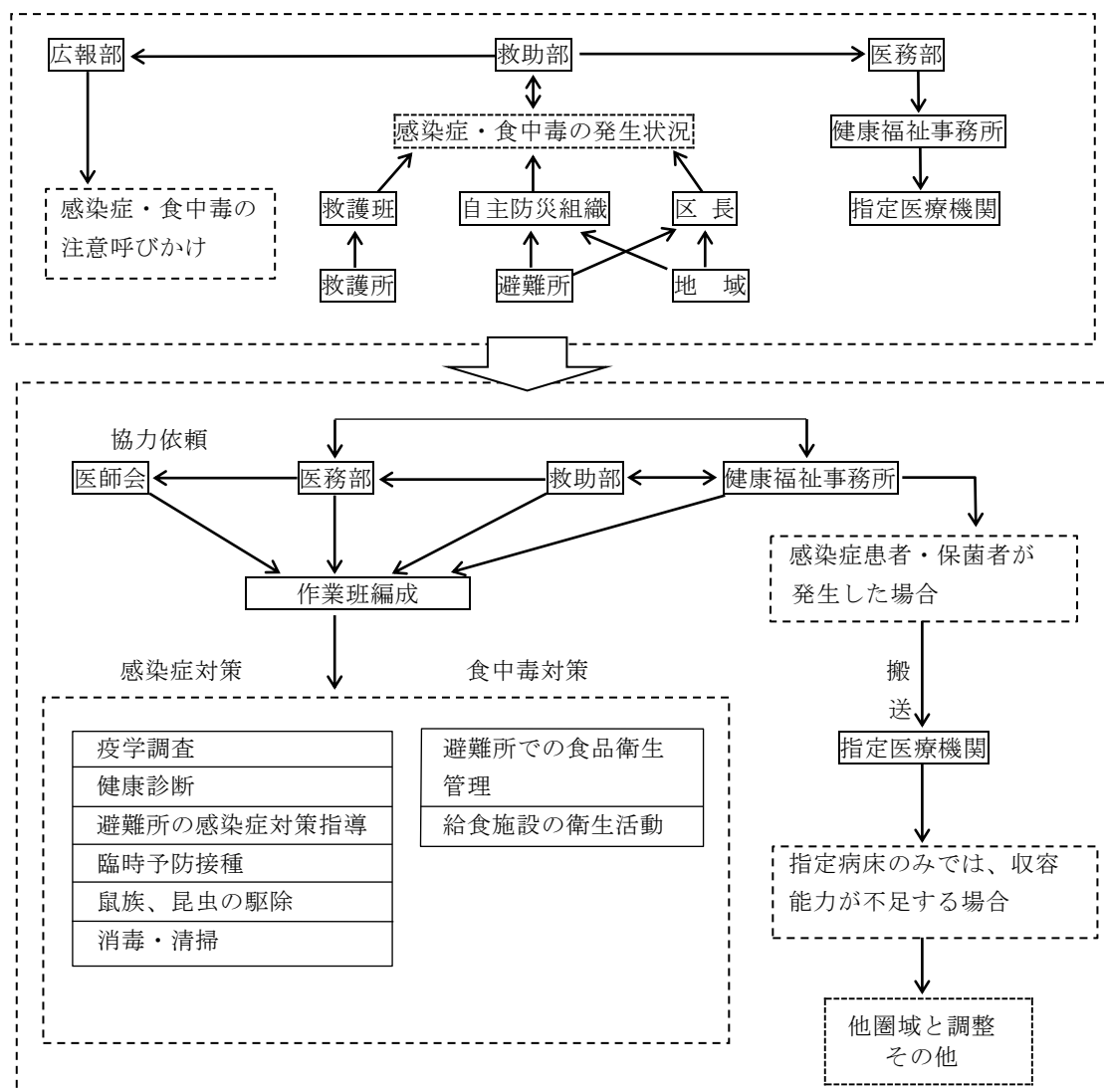
- ① 罹災者の避難のための対策要員及び罹災者の輸送
- ② 医療・助産における対策要員、資機材及び罹災者の輸送
- ③ 罹災者の救出のための対策要員、資機材及び罹災者の輸送
- ④ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- ⑤ 飲料水の供給のための輸送
- ⑥ 救助物資の輸送
- ⑦ 遺体の捜索及び処理のための輸送
- ⑧ 埋葬のための輸送
- ⑨ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

(2) 配車手続き等

- ① 災害対策本部総務部が、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- ② 災害対策本部総務部は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ③ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもって充てる。
- ④ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

第16節 感染症対策・保健衛生計画

感染症対策計画は、被災地に発生する感染症・食中毒等の予防を図るため作成する計画とし、概ね次の事項について定める。



1 実施担当機関

加東健康福祉事務所及び災害対策本部救助部が担当する。

2 感染症対策・保健衛生活動の実施

(1) 全体統轄

- ① 救助部長は、医務部からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。
- ② 災害発生時は、速やかに被害状況報告書により加東健康福祉事務所長に報告する。ただし、事前にその概要については電話をもって報告する。
- ③ 感染症が発生したときは、医務部より加東健康福祉事務所長へ報告するとともに、速やかに本部長へ報告する。
- ④ 救助部は作業班を編成して、感染症対策・保健衛生活動を実施するとともに、避難者等に自主衛生組織の結成を指導し、協力を要請する。なお、自主衛生班の活動は食品・飲料水の衛生管理及びトイレの消毒・清掃、避難所の清掃等とする。
- ⑤ 各作業班の要請により広報班に市民への広報を依頼する。

(2) 感染症対策・保健衛生業務の実施方法

① 感染症対策

ア 感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ疫学調査を行い、必要に応じ健康診断を実施する。

イ 避難所の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生観念の普及を図る。

ウ 臨時予防接種の実施

災害状況被災地の感染症発生状況により予防接種を実施する。

エ 消毒方法及び清潔方法

以下の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施する。

(ア) 感染症が発生したとき。

(イ) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。

(ウ) 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸があるとき。

(エ) 家屋の倒壊等により消毒を必要とするとき。

(オ) 鼠族、昆虫が大量に発生したとき。

(カ) 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

オ 鼠族及び昆虫等の駆除（エの消毒及び清潔実施の際、併せて行う。）

カ 患者に対する措置

被災地において感染症患者又は保菌者が発生したときは、直ちに加東健康福祉事務所長に通報する。

② 食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは実施する。

③ 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させるとともに、あらゆる機会をとらえて罹災者に対し衛生指導を行う。

④ 消毒用の薬剤・器具の配布

ア 避難所収容被災者及び被災地域住民に対して、消毒用の薬剤・器具を配布し、定期的に点検補充をするとともに、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗い励行等を指導する。

また、消毒薬を使用する手洗い方法等を例示したポスター等をトイレ付近に掲示するとともに、適宜指導する。

イ 冬季は、風邪等の呼吸器系疾患の防止のため、うがい薬、マスク、保温用具等を配布し、感染予防を指導する。

3 災害感染症対策完了後の措置

(1) 災害感染症対策完了報告

市長は、消防等の諸機関並びに各町区長、その他関係団体との緊密な協力のもとに被災状況を把握し、速やかに次に掲げる書類及び状況の報告を加東健康福祉事務所長に提出する。

① 被災状況

② 感染症対策活動状況

③ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

④ 鼠族昆虫等の駆除に関する書類

⑤ 家庭用水の供給に関する書類

⑥ 感染症対策作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載すること。）

⑦ 感染症対策経費所要額及び関係書類

(2) 災害感染症対策経費の精算

災害感染症対策に要した経費は、その他の感染症対策活動に要した経費と明確に区分し、感染症対策活動終了後直ちに精算しなければならない。

4 感染症対策・保健衛生業務に必要な資器材

災害対策本部衛生部において対応する。

- (1) 備蓄資材 (資料編 表-34 P52)
- (2) 調達資材 (資料編 表-35 P52)

第 17 節 障害物の除去計画

生活上・救出・運送輸送を円滑にするため、被災地の建物等の倒壊・破損・消失等に加え、窓ガラス・屋根瓦等の落下物や倒木・自動販売機等の倒壊物等の除去に関する計画である。

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施者

災害救助法の適用された場合については、県知事が実施することになるが、県知事から委任を受けたときは、市長が実施する。また、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

(2) 除去すべき対象

除去すべき障害物とは、住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当するものとする。

- ① 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ② 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- ③ 半壊又は床上浸水した住家
- ④ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 除去の実施

① 災害救助法適用前

本部長（市長）が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設部に命じて、関係部局、建設業協会の協力を得て作業班を編成して実施する。

② 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

ア 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の 15%以内とする。

イ 除去作業は市が保有する器具・機械を使用して市が行う。

ウ 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し、近接市長からの派遣を求め、さらに不足する場合は、市内の土木業者等から資機材・労力等の提供を求める。

エ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、1世帯当たりには要する限度額は災害救助法の定めるところによる。

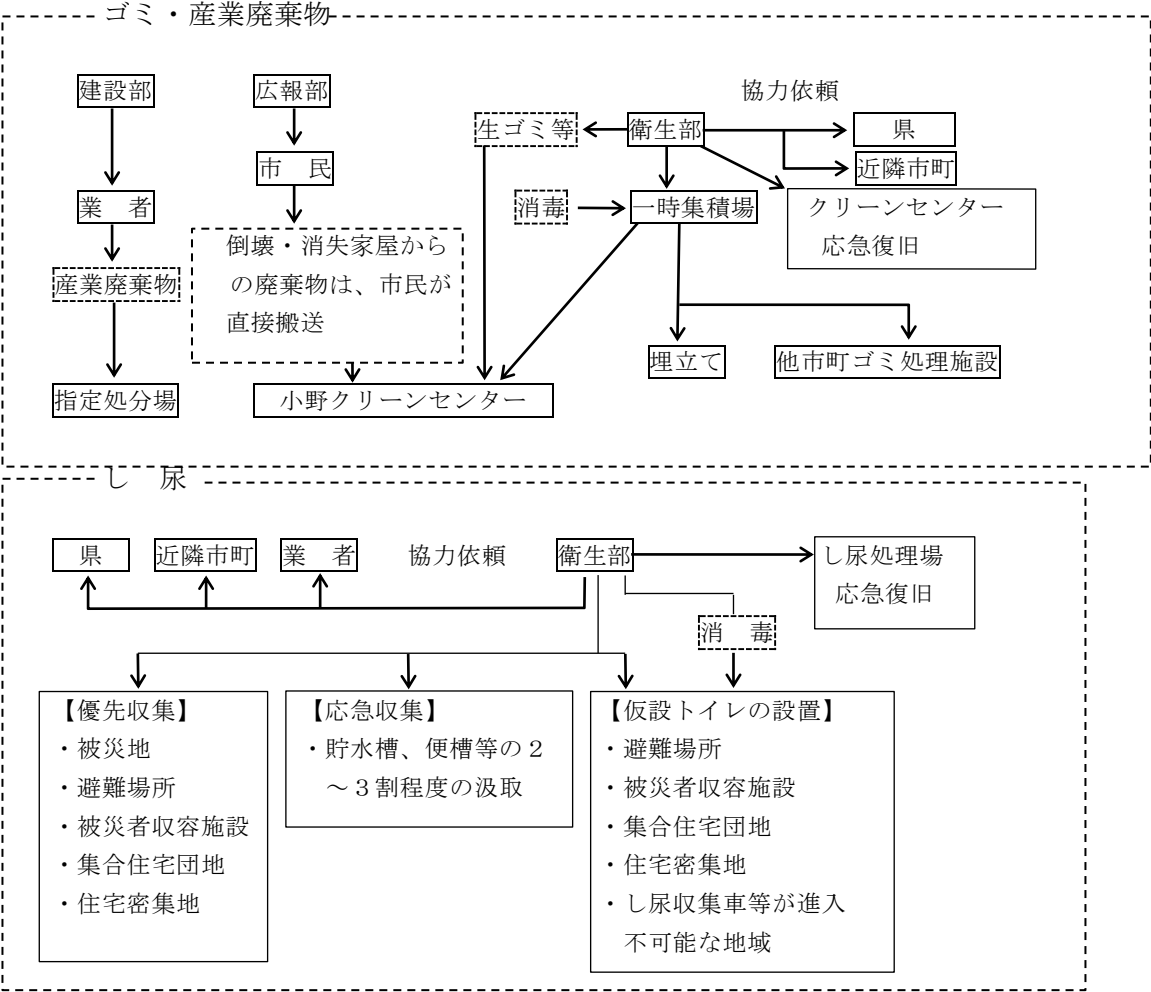
オ 実施期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了する。

2 河川関係障害物の除去

建設部は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係部局、関係機関及び建設業協会と協力して実施する。

第 1 8 節 廃棄物処理計画

この計画は、災害により発生したゴミ及び浸水等により処理量の増加したし尿を迅速確実に収集処理し、もって環境衛生の万全を期するための計画である。



1 実施責任者

被災地域の廃棄物処理計画及びその実施は、市長が行う。

2 処理能力

種 類	1 日最大処理能力
塵芥（燃えるゴミ）	1 6 5 t
し尿（生し尿）	1 2 kℓ （受入 39kℓ ）

3 ガレキの処理

(1) ガレキ処理体制の確立

- ① 損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性について把握するとともに、ガレキ処理に長時間を要すると思われる場合は、十分な仮置場を確保することとする。
- ② 加西市において特に甚大な被害を受け、収集運搬に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町及び業者の応援を求め、緊急の事態の収集処理にあたる。
- ③ 市は、近隣市町等の応援のみでは最終処分場までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）

ひょうご環境創造協会の活用及び、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

(2) 処理体制の確立

① ガレキの仮置場

災害の発生により短期間でのガレキ処理が困難な場合は、ガレキの仮置場を指定し被災地域からの搬出を行う。

② 全体処理量の把握

市は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体量を把握することとする。

③ 撤去作業

市は、地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

4 ゴミの処理

(1) ゴミ処理体制の確立

① ゴミ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

② 作業が効果的に行われるよう現有人員器材を投入し、なお不足の場合は、人員器材等の借り上げにより迅速に収集させる。

③ 市において特に甚大な被害を受け、収集運搬に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町及び業者の応援を求め、緊急の事態の収集処理にあたる。

④ 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用及び、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

(2) 第一次処理体制の確立

① ゴミの一時集積

災害の発生により短期間でのゴミの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ゴミの一時集積場を指定し被災地域からの搬出を行う。

② 一時集積場の選定

一時集積場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意し、各所管と協議した上で定める。なお、一時集積場については定期的な消毒を行う。

ア 他の応急対策に支障にならない場所

イ 環境衛生に支障がない場所

ウ 搬入に便利な場所

エ 後に行う焼却、埋立て等の処理に便利な場所

(3) ゴミの搬送方法

ゴミの搬送方法は、衛生部が作業計画を策定し決定するが、原則として以下のとおり行う。

① 生ゴミ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における感染症対策上、特に早急に収集されることが望ましいことから、衛生部は業者・近接市町等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、ゴミ焼却場へ搬送し焼却処理する。

② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、衛生部が直営及び業者・近隣市町の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。

③ 倒壊家屋からの廃物、消失家屋の焼け残り等については、市民に対し直接搬送の協力を要請する。市民への依頼は、広報班に要請し市の広報により行う。

④ 収集できずに道路、空き地に置かれたゴミについては、定期的に消毒する。

(4) 第二次処理対策の実施

ゴミの処分は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境衛生上支障のない方法で行う。建築物等解体廃棄物については、資源の再利用を積極的に図る。

- (5) 災害時における石綿飛散防止
撤去・解体に伴い有害物質である石綿が空気中に飛散する可能性が大きいと予測される場合、その取扱いについては、環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル (<http://www.env.go.jp/press/files/JP/107156.pdf>)」に準ずるものとする。
- (6) 文化財の取り扱いについて
近隣に被災した文化財等がある場合、ゴミの一時集積場等に文化財等の集積場を設ける。

5 し尿の処理

- (1) し尿処理体制の確立
「ゴミ処理体制の確立」に準じて実施する。
- (2) 収集方法
 - ① し尿収集については、被災地域、避難場所・被災者収容施設、集合住宅団地、住宅密集地を優先して行う。
 - ② 被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便槽等の内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能とする方法をとる。
- (3) 処理方法
 - ① し尿処理は、能力以内でし尿処理施設により処理する。特に、甚大な被害を受け、処分に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町からの応援を求め、緊急事態の処分にあたる。
 - ② 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。
- (4) 仮設トイレ等の設置
 - ① 公衆トイレの補修・復旧はもとより、大規模な災害が発生し速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長の指示に基づき、調達により貯留式仮設トイレを設置し対応する。
 - ② 設置の箇所は、汲取処理地域及び浄化槽と下水道の使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。
 - ア 避難場所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
 - イ その他被災者を収容する施設
 - ウ 集合住宅団地
 - エ 住宅密集地
 - ③ 期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。
 - ④ し尿運搬車等の進入不可能な地域については、仮設トイレを設置するとともに、十分な消毒を実施する。

6 応急清掃の実施

災害の実情に応じ、必要と認められる場合においては、廃棄物処理業者に依頼する。

7 運搬車両台数（市保有車両）

- (1) ダンプカー 7 台
- (2) ゴミ収集車 3 台
- (3) し尿収集車 1 台
- (4) 油圧ショベル 1 台
- (5) フォークリフト 1 台
- (6) ホイルローダー 1 台

8 し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者（資料編 表－36 P53）

第 19 節 市民生活安定のための緊急措置計画

第 1 災害弔慰金等の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進するための計画である。

市長は、「災害弔慰金等の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」及び「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年加西市条例第 8 号）」に基づき災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

- 1 対象災害
暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象
- 2 対象者
災害により被害を受けた当時、加西市の区域内に住所を有した者
- 3 概要（資料編 表－31 P47）

第 2 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

- 1 対象世帯
自然災害によりその居住する住家が全壊した世帯（その他これと同等の被害を受けたと認められるもの）又は大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯）
- 2 適用災害
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。
 - (1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
 - (2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
 - (3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
 - (4) (1) 又は (2) の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害
 - (5) (1)～(3) の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害
- 3 概要（資料編 表－32 P51）

第 3 農林漁業関係対策

1 融資の種類

県・市は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。なお、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、日本政策金融公庫資金については日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ申し込むこととなっている。

- (1) 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林業者に必要な資金融資
 - (2) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設・共同利用施設）復旧資金融資（日本政策金融公庫）
 - (3) 県単独資金による資金融資（豊かな村づくり資金）
- #### 2 農業災害補償共済金の支払いの促進
- 農業保険法に基づく農業共済について、災害時に市及び農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができるよう措置する。

第4 中小企業関係対策

県・市は、災害により被害を受けた中小企業に対し、復旧を促進し、経営力の早期回復・安定を図るため、政府系金融機関等に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- 1 日本政策金融公庫による資金融資（一般貸付）
- 2 商工組合中央金庫による資金融資

第5 災害義援金品募集配布計画

被災者、被災施設その他に対する義援金品の募集、配分は関係機関と協力のもとに行う。

1 加西市の募集について

(1) 募集

災害発生に際し、被災者等に対する義援金品の募集を必要とするときは、次の関係機関が共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

- ① 加西市
- ② 加西商工会議所
- ③ 加西市区長会
- ④ 加西市シニアクラブ連合会
- ⑤ 加西市連合婦人会
- ⑥ 加西市記者クラブ（日刊・地方紙）
- ⑦ 日本赤十字社兵庫県支部加西市地区
- ⑧ その他

(2) 義援金品の保管

- ① 義援金については、被災者に配分するまでの間、総務部が市指定金融機関への一時預託により、保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成しなければならない。
- ② 義援品については、総務部が市役所内を一時保管場所として保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成しなければならない。

(3) 配分について

義援金品の配分については、次により実施する。

① 配分方法

- ア 義援金品の配分計画は、被害状況の確定後、上記関係機関と協議の上、本部長が決定する。
- イ 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、世帯及び人員を単位として、総務部が立案する。
- ウ 応急対策上現に不足している物資で、義援品の内、直ちに利用できる物資は、本部長の指示により有効に活用する。
- エ 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ、自治会若しくは自主防災組織、赤十字奉仕団、婦人会等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

② 被災者に対する伝達方法

上記関係機関に協力を要請し、災害広報計画に準じて実施する。

(4) 自主的に送付された義援金品について

- ① 自主的に送付された義援金品の配分についても前項に準じて処理する。
 - ② 寄託者が配分先を指定した義援金品については、取り扱ったそれぞれの機関で処理する。
- (5) 災害義援金品の募集、配分に関する庶務事務は、市において行う。
- (6) 義援金品の募集、配分に要する事務費負担については、その都度関係機関で協議する。

2 県域の募集について

災害発生に際し、被災者等に対する義援金品の募集を必要とするときは、兵庫県に依頼のもと、下記機関に協力し募集を行う。

- (1) 日本赤十字社兵庫県支部
- (2) 兵庫県
- (3) 神戸市
- (4) 兵庫県市長会
- (5) 兵庫県町村会
- (6) 兵庫県商工会議所連合会
- (7) 兵庫県商工会連合会
- (8) 神戸新聞厚生事業団
- (9) NHK神戸放送局
- (10) 株式会社ラジオ関西
- (11) 株式会社サンテレビジョン
- (12) 兵庫エフエム放送株式会社

第6 被災者の生活確保計画

1 職業の斡旋

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、市は離職者の把握に努め、被災状況を勘案の上、被災地域を所管する公共職業安定所を通じ、次の措置を講ずる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施

市は、臨時市民相談所等において、離職者の状況を把握し迅速に県に報告する。また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

2 税等の徴収猶予及び減免

(1) 市税等

① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出または市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により納税期限を延長する。

ア 災害が広範囲に発生し、市長が特に必要と認める場合においては、適用地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合は、災害が収まった後、被災納税義務者等の申請があったときは、市長が納税期限を延長する。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

③ 減免

市長が特に必要と認める場合、被災した納税（納付）義務者に対して、次の各税目等の減免を行う。

ア 個人及び法人の市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

イ 固定資産税・都市計画税

災害により著しく価値が減じた固定資産について減免を行う。

ウ 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

エ 国民健康保険税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

オ 保育料等

被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 介護保険

被災した納付義務者の状況に応じて特例措置を講じる。

- ① 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1か月）の周知（介護保険法第28条）
- ② 給付割合の増額給付差し止めに関する措置（介護保険法第50条、60条）
- ③ 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第12条、13条）

(3) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いとなっている。

(4) 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、「広報計画」により行う。また、本部廃止後においては、「広報かさい」若しくはチラシの配布等により行う。

3 郵便物の特別取扱い等

天災その他非常の災害があった場合において、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、災害の態様、公衆の被災の実情に応じて、次の(1)に掲げるほか、「災害時における加西市と加西市内郵便局との相互協力に関する覚書」に基づき、加西市内郵便局と次の(2)～(5)に掲げることについて、必要が生じた場合には相互に協力を要請し、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

① 救助用の郵便物等の料金の免除

会社は、天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認められるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。（郵便法第19条）

② 郵便葉書等の無償交付

会社は、天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認められるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者（法人を除く。）に対し料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。（郵便法第19条の2）

③ 利用の制限又は業務の停止

会社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。（郵便法第6条）

(2) 被災市民の情報等についての相互提供等

被災市民の避難先及び被災状況の情報について相互提供するとともに、高齢者及び障がい者など要配慮者についての情報及び対応に関する相互協力を行う。

(3) 所管施設及び用地の相互提供

(4) 災害情報に係る広報等の提出

(5) その他(1)～(4)に掲げるもののほか必要な事項（資料編 表-44 P64）

4 NHK

(1) 災害救助法に基づき被災者の受信料免除

(2) 状況により避難所へ受信機を貸与

第7 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）

被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅共済制度の趣旨をふまえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動と併せて、共済への加入広報活動に努める。

概要 （資料編 表－33 P52）

第20節 被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付

1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

（被災者台帳に記載する事項）

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を市外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合はその旨及び日時
- (13) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。

- (1) 担当部署 交付事務は、協力部が担当する。
- (2) 発行の手続き
- (3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

① 住家

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水

② 人

死者、行方不明者、重傷者、軽傷者

(4) その他

罹災証明書に必要な証明手数料について、市長が災害の規模・態様により特に必要と認めた場合は徴収しない。

- (5) 様式 （資料編 表－40 P56）

第 2 1 節 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するための計画である。

1 激甚災害指定の手続きは、概ね次のとおり行われることとなる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は市長からの報告内容により、必要と認められたときは、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として交付される。

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。被害状況の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第 1 に定める事項）
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の 2 つの指定基準がある。

- (1) 激甚災害指定基準（資料編 表－41 P57）
- (2) 局地激甚災害規定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため基準を定めている。（資料編 表－42 P59）

4 特別財政援助

(1) 交付手続き

市長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に関わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他財政援助及び助成

(2) 国の財政援助の概要

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため、特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は概ね資料編（表－43 P61）のとおりである。

第 2 2 節 二次災害防止計画

風水害により二次災害の発生のおそれのある場合については、本計画により防止対策を実施する。

第 1 公共土木施設における二次災害防止対策

1 被害状況等の調査

二次災害による被害の拡大を防ぐため、県との連携を図りながら、地震（土砂）による被害箇所及び道路、河川の被害箇所について、重点的に緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

2 緊急対策の実施

二次災害が発生するおそれのある危険箇所については、災害の拡大を最小限に食い止めるために、応急復旧工事等緊急対策を実施するとともに、危険箇所を住民へ周知し、警戒避難体制の強化を行うものとする。

第 2 農林産業施設における二次災害防止対策

1 被害状況等の調査

二次災害による被害の拡大を防ぐため、県との連携を図りながら、ため池危険箇所、農業土木施設、森林等の被害箇所について重点的に緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

2 緊急対策の実施

二次災害が発生するおそれのある危険箇所については、災害の拡大を最小限に食い止めるために、補強、補修等応急対策を実施するとともに、危険箇所及び被害状況を住民へ周知し、警戒避難体制の強化を行うものとする。

第 3 建築物の二次災害防止対策

1 応急危険度判定士派遣要請

風水害発生後の被害状況に基づき、市内建築物の応急危険度判定実施の必要性があると認めた場合は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請するものとする。

2 応急危険度判定の実施

応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査票」を使用し、原則として外観目視で判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付するものとする。

第 2 3 節 要配慮者支援対策

第 1 高齢者、障がい者等の支援

1 要配慮者支援班の設置

市（救助部）は、要配慮者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、「要配慮者支援班」を救助部の中に設置する。

2 情報提供

市（救助部）は、県と協力し、高齢者・障がい者等要配慮者（避難行動要支援者）に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報伝達ルート

自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、福祉ボランティア等

(2) 伝達手段

かさいライフナビ、広報誌、広報車、かさい防災ネット、インターネット、FAX、口頭伝達等

3 避難対策

市（救助部、消防団）は、要配慮者支援班を中心に自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団の協力のもと、次の支援を行う。

- (1) 名簿等の活用により、居宅に取り残された要配慮者（避難行動要支援者）の迅速な救助を行う。
- (2) 地域住民と協力して、要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導に努める。
- (3) 避難所等に避難した要配慮者（避難行動要支援者）を把握し、ニーズ調査を行う。
- (4) 援護の必要性の高い者について、福祉避難所もしくは設備の整った社会福祉施設への一時入所を進める。入所先（受け入れ先）への搬送に当たって、市有車両で対応できない場合は県や福祉関係機関に要請する。

4 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織、民生児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者（避難行動要支援者）の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

市は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者（避難行動要支援者）の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築するよう努める。

(4) 避難所の確保

市は、要配慮者（避難行動要支援者）に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

市は、避難所等において要配慮者（避難行動要支援者）用の窓口を設け、要配慮者（避難行動要支援者）の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、要配慮者（避難行動要支援者）のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

市は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

5 すまい支援

市（救助部、建設部、上下水道部、衛生部）は、次の措置を講じる。

- (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り高齢者、障がい者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。

- (2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。
- 6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置
市（救助部）は、次の措置を講じる。
- (1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。
- (2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

第2 外国人への情報伝達等

市（広報部）は、県、関係団体等と協力して、市内の外国人の被災情報の把握に努めるとともに、かさいライフナビ、かさい防災ネット等を活用し外国語による緊急情報の提供に努める。

【資料】要配慮者施設一覧

1 老人福祉施設等

区 分	施設名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	加西の里	段下町 848-14	48-2552
	春夏秋冬	坂本町 1027-5	48-8888
	第二サルビア荘	国正町 1931-2	45-1801
地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	なごやか	下宮木町 512	49-0081
介護老人保健施設	加西白寿苑	北条町東高室 1231-1	43-9800
	加西シニアコミュニティ	中西町 616-1	48-8190
介護医療院	米田病院介護医療院	尾崎町 10-1	48-3591
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	銀の鈴	畑町 2289-59	43-7001
	第二銀の鈴	畑町 46-1	43-0821
	しらゆりの家	北条町東高室 1231-1	43-9804
	なごやか	下宮木町 576	49-0080
	加西の里認知症老人介護事業所	段下町 848-14	48-2552
特定施設・軽費老人ホーム	香楽園	鶉野町 1750	49-2900
小規模多機能型居宅介護	第二銀の鈴	畑町 46-1	43-0721
	なの花かさい	鎮岩町 482-1	46-1787
	なの花たかむろ	北条町東高室 933-1	35-8088
	どっこいしょ	若井町 1001-1	44-8010
	ひとやすみ	別府町甲 2353-1	47-2228
看護小規模多機能型居宅介護	えんじゅ	三口町 1257-3	48-8885

2 障がい者関連施設

区 分	施設名	所在地	電話番号
障がい者支援施設	ナーシングピア加西	国正町 1402-1	45-0688
	希望の郷	野条町 86-93	48-2521
重症心身障害児(者)施設	医療福祉センターきずな	若井町 83-31	44-2881
共同生活援助施設 (グループホーム)	大空	鶉野町 1132-18	21-9028
	なごみ	北条町西高室 592-47	48-2521
多機能型障がい福祉サ- ビス事業所	市立善防園	西笠原町 172-142	48-3999
	ワークらんど加西	北条町横尾 1237	43-1600
生活介護事業所	クランベリー	殿原町 71-11	44-2524

第 2 4 節 被災者支援のための情報の収集・活用計画

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める

- 1 市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。
- 2 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- 3 被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第 4 章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害の発生により被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後被害の程度を十分検討のうえ、次の事項について計画する。

- 1 公共土木施設復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設復旧事業計画
 - (2) 砂防設備復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設復旧事業計画
- 2 農林産業施設復旧事業計画
- 3 上下水道災害復旧事業計画
- 4 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 学校教育施設災害復旧計画
- 7 病院、診療所等災害復旧計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

第5章 災害復興計画

第1節 組織の設置

第1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 内容

1 復興本部の設置

市は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織をして復興本部を設置する。なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第2節 復興計画の策定

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の、一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するために策定する復興計画の、基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

- (1) 市は、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。
- (2) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本指針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模市街により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (3) 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画—基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進する。

3 復興計画の策定

計画策定に当たっては、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

- (1) 生活復興
- (2) 住宅復興
- (3) 都市基盤復興
- (4) 産業復興

資 料 編

目 次

表－1（河川改良状況）	1
表－2（土石流危険渓流箇所）	1
表－3（危険箇所及び危険区域指定状況）	4
表－4（地すべり危険箇所）	7
表－5（落石等危険箇所）	7
表－6（山地災害危険地一覧表）	8
表－7（加西市の宅地造成工事規制区域の指定状況）	10
表－8（土砂災害特別警戒区域等）	10
表－9（加西市の文化財一覧表）	21
表－10（災害救助物資備蓄等状況）	24
表－11（防災行政無線整備状況）	26
表－12（報告事項及び例示）	26
表－13（非常通信の経路）	27
表－14（特殊建築物の状況）	27
表－15（災害救助法に規定されている救助の内容）	28
表－16（被害認定基準）	34
表－17（被害状況調）	35
表－18（世帯構成別被害状況）	36
表－19（避難所の名称、収容可能人員）	37
表－20（市内米穀小売販売業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者）	39
表－21（炊き出し実施場所）	40
表－22（応急給水用機器）	40
表－23（即時調達物資）	41
表－24（主な建設業者の名簿）	43
表－25（救護所設置予定場所）	43
表－26（医療収容施設）	43

表－27（加西市医師会救護隊編成表）	4 4
表－28（医療機関）	4 5
表－29（医薬品販売業者名簿）	4 6
表－30（遺体収容所の場所、名称、収容能力）	4 7
表－31（災害弔慰金の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付等の概要）	4 7
表－32（被災者生活再建支援制度の概要）	5 1
表－33（兵庫県住宅再建共済制度の概要）	5 2
表－34（感染症対策・保健衛生備蓄資材）	5 2
表－35（感染症対策・保健衛生調達資材）	5 2
表－36（し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者）	5 3
表－37（西日本高速道路株の防災体制発令基準）	5 4
表－38（市所有車両一覧表）	5 4
表－39（調達燃料（市内給油所））	5 5
表－40（罹災証明書様式）	5 6
表－41（激甚災害指定基準）	5 7
表－42（局地激甚災害規定基準）	5 9
表－43（国の財政援助の概要）	6 1
表－44（相互応援協定・応援協定一覧）	6 4

表一 1 (河川改良状況) 震災編P18 風水編P6

(令和3年3月)

区 分	項 目	河 川 数	総 延 長 (m)	改良済延長 (m)	未改良延長 (m)	改 修 率 (%)
総	数	37	87,522	74,462	13,060	85.1
一 級	河 川	13	61,942	58,780	3,162	94.9
準 用	河 川	4	5,340	5,340	—	100.0
普 通	河 川	20	20,240	10,342	9,898	51.1

表一 2 (土石流危険渓流箇所) 震災編P17 風水編P15

1 土石流危険渓流Ⅰ (人家5戸以上等の渓流)

(平成15年国交省調査)

渓流番号	水 系 名	河 川 名	渓 流 名	渓流所在地 (字 名)	渓 流 概 況		
					渓 流 長 (km)	流 域 面 積 (k m ²)	流下部平均 勾配 (度)
1	加 古 川	法華山谷川	左支溪第2	坂本町	0.40	0.08	10
2	〃	〃	〃 1	〃	0.72	0.12	7
3	〃	善防川	〃 1	口猫尾	0.27	0.12	10
4	〃	下里川	大池川	西笠原町	0.49	0.25	8
5	〃	賀茂川	右支溪第1	西剣坂町	0.20	0.11	4
6	〃	南村川	西別名川1	福居町	0.20	0.04	7
7	〃	〃	〃 2	〃	0.21	0.03	8
8	〃	〃	おくの谷	〃	0.21	0.06	11
9	〃	〃	ふと谷	〃	0.16	0.03	9
10	〃	下里川	吸谷川2	吸谷町	0.53	0.11	10
11	〃	〃	〃 1	〃	0.22	0.07	5
12	〃	〃	〃 3	〃	0.17	0.05	17
13	〃	千歳川	畑谷2	畑 町	0.17	0.01	10
14	〃	下里川	右支溪第3	〃	0.27	0.06	9
15	〃	千歳川	ほけ谷	〃	0.65	0.20	11
16	〃	〃	著 谷	〃	0.64	0.22	9
17	〃	〃	左支溪第1	〃	0.10	0.01	17
18	〃	〃	西谷2	西谷町	0.28	0.05	13
19	〃	手前川	小谷川	北条町	0.17	0.04	13
20	〃	牧谷川	右支溪第1	鴨谷町	0.25	0.06	18

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字 名)	溪流概況		
					溪流長 (km)	流域面積 (k m ²)	流下部平均 勾配 (度)
21	加古川	若井川	清水谷	若井町	0.55	0.11	13
22	〃	〃	奥がいち	〃	0.39	0.12	11
23	〃	〃	奥所川2	〃	0.09	0.02	19
24	〃	〃	深山川3	〃	0.31	0.08	11
25	〃	〃	和田川	〃	0.26	0.10	14
26	〃	〃	久山谷	〃	0.27	0.07	17
27	〃	万願寺川	通山川	上道山町	0.24	0.04	17
28	〃	〃	上通川2	〃	0.49	0.17	17
29	〃	〃	大門川	下万願寺町	0.15	0.03	15
30	〃	〃	上万願寺2	〃	0.37	0.05	11
31	〃	〃	遠坂川	上万願寺町	0.46	0.15	11
32	〃	〃	赤松川2	下万願寺町	0.25	0.10	18
33	〃	〃	本村川1	下道山町	0.18	0.07	8
34	〃	〃	〃 3	〃	0.35	0.06	13
35	〃	芥田川	右支溪第2	上芥田町	0.18	0.06	15
36	〃	〃	原田谷	〃	0.15	0.09	15
37	〃	〃	東 谷	〃	0.18	0.03	20
38	〃	〃	上芥田谷川	〃	0.43	0.13	12
39	〃	〃	左支溪第1	〃	0.48	0.27	12
40	〃	〃	下芥田谷	〃	0.16	0.05	14
41	〃	〃	芥田川	〃	0.29	0.14	9
42	〃	普光寺川	右支溪第1	河内町	0.16	0.03	11
43	〃	油谷川	〃 2	国正町	0.34	0.08	11
44	〃	天 川	〃 2	大柳町	0.85	0.14	5

2 土石流危険渓流Ⅱ（人家5戸未満の渓流）

（平成15年国交省調査）

渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (km)	流域面積 (k㎡)	流下部平均 勾配(度)
1	加古川	新村川	左支溪第1	網引町	0.34	0.07	8
2	〃	法華山谷川	〃 3	坂本町	0.34	0.08	13
3	〃	善防川	右支溪第1	〃	0.54	0.16	11
4	〃	〃	左支溪第4	奥猫尾	0.13	0.02	13
5	〃	〃	〃 3	三口町	0.25	0.08	18
6	〃	〃	〃 2	〃	0.19	0.05	9
7	〃	下里川	右支溪第1	王子町	0.62	0.18	7
8	〃	〃	〃 2	〃	0.42	0.07	9
9	〃	〃	左支溪第1	北条町横尾	0.17	0.02	5
10	〃	南村川	〃	福居町	0.12	0.02	12
11	〃	下里川	左支溪第2	畑町	0.17	0.03	13
12	〃	牧谷川	右支溪第2	鴨谷町	0.11	0.03	15
13	〃	〃	中俊谷	〃	0.31	0.07	10
14	〃	若井川	右支溪第1	若井町	0.22	0.02	13
15	〃	〃	北谷	〃	0.47	0.15	12
16	〃	〃	左支溪第1	〃	0.19	0.10	6
17	〃	万願寺川	右支溪第1	下万願寺町	0.33	0.11	12
18	〃	〃	〃 2	〃	0.14	0.03	20
19	〃	〃	たこ谷川	〃	0.32	0.10	16
20	〃	〃	右支溪第3	〃	0.19	0.04	12
21	〃	〃	〃 4	〃	0.14	0.02	10
22	〃	森川	準谷川	上万願寺町	0.37	0.08	14
23	〃	〃	〃	〃	0.24	0.07	17
24	〃	万願寺川	左支溪第1	〃	0.34	0.08	16
25	〃	〃	本谷川	〃	0.67	0.34	13
26	〃	〃	ウツダコ1	〃	0.31	0.08	18
27	〃	〃	〃 2	〃	0.22	0.06	20
28	〃	〃	草箱谷	〃	0.24	0.08	16
29	〃	〃	上万願寺川3	〃	0.59	0.15	10
30	〃	〃	赤松川1	下万願寺町	0.37	0.07	14
31	〃	芥田川	右支溪第1	上芥田町	0.15	0.03	11
32	〃	〃	下芥田川20	下芥田町	0.24	0.05	15
33	〃	佐谷川	下芥田川4	佐谷町	0.27	0.04	15
34	〃	油谷川	右支溪第3	大工町	0.47	0.22	13
35	〃	〃	〃 1	国正町	0.31	0.04	4
36	〃	天川	〃 1	中山町	0.33	0.05	15

表一 3 (危険箇所及び危険区域指定状況)

震災編 P16

風水編 P15・P55

1 急傾斜地崩壊危険箇所 I (人家 5 戸以上の箇所)

(平成 15 年国交省調査)

箇所 番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延 長 (m)	斜面高さ (m)	備 考
1	下万願寺	下万願寺町	33	250	40	
2	上道山	上道山町	60	230	37	
3	下若井	若井町下若井	45	350	60	
4	下道山(1)	下道山町	45	170	36	
5	〃 (2)	〃	38	85	73	
6	満久	満久町	30	60	7	
7	殿原(1)	殿原町	40	300	48	
8	〃 (2)	〃	35	180	48	
9	古坂	北条町古坂	40	130	17	
10	東南	北条町東南	45	80	20	
11	福住	福住	45	230	23	
12	上万願寺(1)	上万願寺町	30	130	56	
13	下万願寺(2)	下万願寺町	60	75	32	
14	〃 (3)	〃	30	65	78	
15	上道山(2)	上道山町	35	110	38	
16	〃 (3)	〃	35	100	56	
17	上若井(1)	若井町	35	110	28	
18	〃 (2)	〃	30	115	53	
19	下道山(3)	下道山町	30	70	37	
20	笹倉(1)	笹倉町	40	240	20	
21	佐谷	佐谷町	30	105	22	
22	河内	河内町	40	90	35	
23	殿原(3)	殿原町	36	140	27	
24	笹倉(2)	笹倉町	40	100	20	
25	古坂(2)	北条町古坂	30	150	58	
26	大柳	大柳町	60	240	32	
27	玉丘	玉丘町	32	160	36	
28	山下	山下町	30	240	28	
29	中山	中山町	30	120	30	
30	古坂	北条町古坂	40	650	40	

2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1～4戸の箇所）

（平成15年国交省調査）

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延 長 (m)	斜面高さ (m)	備 考
1	上万願寺A	上万願寺町	36	80	48	
2	〃 B	〃	30	90	98	
3	〃 H	〃	35	165	45	
4	〃 C	〃	35	100	33	
5	〃 I	〃	40	90	39	
6	〃 D	〃	35	120	44	
7	〃 E	〃	40	160	12	
8	〃 F	〃	35	80	20	
9	〃 G	〃	35	50	12	
10	下万願寺A	下万願寺町	35	85	24	
11	〃 B	〃	30	50	25	
12	〃 C	〃	30	80	26	
13	〃 D	〃	40	80	30	
14	〃 E	〃	33	50	34	
15	上道山A	上道山町	30	50	29	
16	〃 B	〃	70	110	60	
17	〃 C	〃	70	120	75	
18	下若井	若井町下若井	60	120	56	
19	上若井A	若井町上若井	55	70	20	
20	〃 B	〃	30	40	12	
21	〃 C	〃	50	80	35	
22	〃 G	〃	50	230	100	
23	〃 H	〃	50	320	70	
24	〃 E	〃	30	60	114	
25	〃 F	〃	45	130	50	
26	〃 D	〃	30	90	18	
27	〃 I	〃	35	40	42	
28	〃 J	〃	30	60	35	
29	下道山	下道山町	45	70	26	
30	大内A	大内町	40	80	14	
31	〃 B	〃	40	105	12	
32	上芥田C	上芥田町	40	100	143	
33	〃 D	〃	40	95	64	
34	〃 E	〃	60	320	25	
35	〃 A	〃	70	50	22	
36	〃 B	〃	30	170	22	
37	〃 F	〃	40	85	44	
38	〃 G	〃	60	200	20	
39	〃 H	〃	35	65	55	
40	〃 I	〃	44	50	26	
41	下芥田A	下芥田町	35	75	28	
42	〃 B	〃	35	165	37	
43	佐谷C	佐谷町	40	125	75	
44	〃 A	〃	50	120	22	
45	〃 B	〃	30	95	24	

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延 長 (m)	斜面高さ (m)	備 考
46	河内A	河内町	31	60	40	
47	〃 B	〃	32	75	80	
48	〃 C	〃	40	110	84	
49	〃 D	〃	40	75	50	
50	〃 E	〃	60	320	22	
51	別所	別所町	35	35	14	
52	河内F	河内町	30	30	20	
53	和泉	和泉町	50	50	18	
54	山田A	山田町	30	60	28	
55	〃 B	〃	35	70	24	
56	馬渡谷	馬渡谷町	32	140	31	
57	鍛冶屋	鍛冶屋町	60	80	6	
58	国正C	国正町	37	160	38	
59	〃 A	〃	30	120	44	
60	〃 B	〃	40	110	10	
61	小印南	小印南町	35	90	16	
62	田谷	田谷町	50	30	6	
63	鴨谷	鴨谷町	55	30	24	
64	古坂	北条町古坂	50	240	40	
65	畑	畑町箱木	35	90	20	
66	西谷	西谷町	40	125	12	
67	窪田	窪田町	45	65	8	
68	吸谷A	吸谷町	35	50	46	
69	〃 B	〃	30	95	32	
70	黒駒	北条町黒駒	30	130	12	
71	福居A	福居町	65	60	26	
72	〃 B	〃	30	170	40	
73	小谷	北条町小谷	33	125	33	
74	栗田	北条町栗田	60	50	6	
75	笹倉	笹倉町	32	100	36	
76	玉丘	玉丘町	65	80	26	
77	朝妻	朝妻町	45	50	14	
78	繁昌	繁昌町	45	50	5	
79	豊倉	豊倉町	50	370	34	
80	山下A	山下町	55	65	12	
81	〃 B	〃	40	70	22	
82	〃 C	〃	50	80	14	
83	西剣坂	西剣坂町	50	55	12	
84	中山A	中山町	40	90	50	
85	〃 B	〃	60	60	60	
86	〃 C	中山町奈良井	65	90	33	
87	下芥田C	下芥田町	60	360	50	
88	笹倉	笹倉町	30	100	33	

3 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

(平成 15 年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延 長 (m)	斜面高さ (m)	備 考
1	河内(1)	河内町	60	290	64	
2	〃 (2)	〃	30	320	68	
3	〃 (3)	〃	70	160	70	
4	〃 (4)	〃	34	145	76	
5	〃 (5)	〃	30	275	50	
6	国正(1)	国正町	30	120	40	
7	〃 (2)	〃	60	370	45	
8	笹倉	笹倉町	30	296	30	
9	奥猫尾	三口町奥猫尾	30	200	48	
10	河内(6)	河内町	31	288	76	
11	〃 (7)	〃	34	360	40	
12	倉谷	倉谷町	30	290	86	
13	国正(3)	国正町	33	213	60	

表一 4 (地すべり危険箇所)

震災編 P17

風水編 P15

(平成 15 年度調査)

箇所名	河 川 名			位 置			面 積 (ha)	地 す べ り 指 定 地
	水 系 名	幹 川 名	溪 流 名	郡 市	町	大 字		
丸 山	加古川	万願寺川	若井川	加西市	下若井町	丸 山	22.6	

表一 5 (落石等危険箇所)

震災編 P19

区 分	路 線 名	危 険 箇 所	区 分	路 線 名	危 険 箇 所
市 道	芥田万願寺線	上万願寺町、上芥田町	県 道	下滝野市川線	上若井町
	長 1 2 号線	西長町、両月町		大和北条停車場線	上芥田町、古坂
	河内国正線	大工町、油谷町、国正町		多可北条線	河内町、玉丘町
	北条若井線	小谷、鴨谷町、下若井町		高砂加古川加西線	網引町
	山枝殿原線	中富町		高砂北条線	三口町
	山下福住線	山下西町		一乗寺法華口線	坂本町
	加西南産薬団地線	田原町		山下飾東線	中山町

表一 6 (山地災害危険地区一覧表)

震災編P19

風水編P15

種 類	番 号	地 区 名	位 置			地 形	
			市	町	字	面 積(ha)	溪流延長(m)
山腹崩壊 危険地区	1	坂 本	加西市	坂本町	上ノカチ	3.0	
	2	三 口	〃	三口町	三 口	8.0	
〃	3	大 柳	〃	大柳町	赤 坂	1.0	
〃	4	中 山(1)	〃	中山町	溝田の上	1.0	
〃	5	〃 (2)	〃	〃	池ノ谷	2.0	
〃	6	東剣坂	〃	東剣坂町	下ヶ谷	6.0	
〃	7	岸 呂	〃	岸呂町	寺垣内	1.0	
〃	8	山下西	〃	山下町	惣代山	2.0	
〃	9	福 居(1)	〃	福居町	小西谷	5.0	
〃	10	〃 (2)	〃	〃	西ノ谷	7.0	
〃	11	吸 谷	〃	吸谷町	向 山	1.0	
〃	12	窪 田	〃	窪田町	金木山	1.0	
〃	13	古 坂(1)	〃	北条町古坂	間 谷	5.0	
〃	14	〃 (2)	〃	北条町	古 坂	2.0	
〃	15	鴨 谷	〃	鴨谷町	宮ノ谷	2.0	
〃	16	殿 原	〃	殿原町	中富谷	3.0	
〃	17	西 谷	〃	西谷町	天寺谷	2.0	
〃	18	大 内	〃	大内町	五 社	2.0	
〃	19	若 井	〃	若井町	下若井	2.0	
〃	20	下若井	〃	下若井町	丸 山	11.0	
〃	21	上若井(1)	〃	上若井町	若井口	6.0	
〃	22	〃 (2)	〃	〃	釜 坂	9.0	
〃	23	〃 (3)	〃	〃	未 道	3.0	
〃	24	下万願寺(1)	〃	下万願寺町	ウス谷	2.0	
〃	25	上万願寺	〃	上万願寺町	上万願寺	1.0	
〃	26	下万願寺(2)	〃	下万願寺町	下万願寺	2.0	
〃	27	上芥田	〃	上芥田町	柿木谷	14.0	
〃	28	河 内(1)	〃	河内町		2.0	
〃	29	〃 (2)	〃	〃	明神前	5.0	
〃	30	下芥田	〃	下芥田町	永 尾	5.0	
〃	31	河 内(3)	〃	河内町	普光寺山	4.0	
〃	32	山 田	〃	山田町	釜ノ口	1.0	
〃	33	大 工	〃	大工町	チュヅロ	1.0	
〃	34	鍛冶屋	〃	鍛冶屋町	地崎谷	7.0	
〃	35	国 正(1)	〃	国正町	西 山	2.0	
〃	36	国 正(2)	加西市	国正町	上 所	1.0	

種 類	番号	地 区 名	位 置			地 形	
			市	町	字	面 積(ha)	溪流延長 (m)
山腹崩壊	37	朝 妻	〃	朝妻町		1.0	
危険地区	38	上芥田(2)	〃	上芥田町	山 居	5.0	
〃	39	若井町猪野	〃	若井町	猪 野	1.0	
小 計		39箇所				139.0	
崩壊土砂 流出危険 地区	1	東剣坂	加西市	東剣坂町	雄 岩	1.6	1070
	2	若井(Ⅰ)	〃	若井町	猪 野	0.9	520
	3	畑(Ⅰ)	〃	畑 町	法ヶ谷池	0.7	180
〃	4	〃(Ⅱ)	〃	〃	高峯神社	0.7	350
〃	5	〃(Ⅲ)	〃	〃	深 山	0.4	180
〃	6	若井(Ⅱ)	〃	若井町	キトラ川	0.5	440
〃	7	〃(Ⅲ)	〃	〃	岩ノ熊	0.3	450
〃	8	下道山	〃	下道山町	道 山	1.2	340
〃	9	若井(Ⅳ)	〃	若 井 町	上若井	0.5	520
〃	10	上若井(Ⅰ)	〃	上若井町	湯屋谷	0.4	490
〃	11	下万願寺(Ⅰ)	〃	下万願寺町	保 谷	1.8	600
〃	12	上若井(Ⅱ)	〃	上若井町	山 田	0.3	460
〃	13	〃(Ⅲ)	〃	〃	三 谷	0.5	540
〃	14	下万願寺(Ⅱ)	〃	下万願寺町		0.7	150
〃	15	〃(Ⅲ)	〃	〃	熊 谷	0.5	250
〃	16	上万願寺(Ⅰ)	〃	上万願寺町	津 谷	1.5	610
〃	17	〃(Ⅱ)	〃	〃	大 谷	3.9	1300
〃	18	〃(Ⅲ)	〃	〃	〃	2.0	650
〃	19	上芥田(Ⅰ)	〃	上芥田町	山 居	0.5	310
〃	20	〃(Ⅱ)	〃	〃		1.0	430
〃	21	河内(Ⅰ)	〃	河内町		0.7	580
〃	22	〃(Ⅱ)	〃	〃	普光寺山	1.4	800
〃	23	〃(Ⅲ)	〃	〃	宇津木谷	0.1	30
〃	24	〃(Ⅳ)	〃	〃	二ヶ坂上	0.5	540
〃	25	国正	〃	国正町		0.6	260
〃	26	下万願寺	〃	下万願寺町	熊 谷	0.1	250
〃	27	上芥田(Ⅲ)	〃	上芥田町	山 居	0.4	260
〃	28	河内(Ⅴ)	〃	河内町	割木谷	0.5	290
〃	29	〃(Ⅵ)	〃	〃	明神前	0.4	220
〃	30	猫尾	〃	坂本町	猫尾	2.3	510
〃	31	上ノカチ	〃	〃	上ノカチ	0.1	100
〃	32	佐谷	〃	佐谷町	奥山東山	0.8	
小 計		32箇所				27.8	
合 計		71箇所					

表一 7 (加西市の宅地造成工事規制区域の指定状況)

震災編 P16

風水編 P14

指定年月日	指定区域
令和7年4月1日 兵庫県告示第1140号	市全域

表一 8 (土砂災害特別警戒区域等)

震災編 P17

風水編 P16

1 土砂災害特別警戒区域 (140 箇所)

(平成28年3月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
1	上万願寺(1)Ⅰ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
2	上万願寺AⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
3	上万願寺BⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
4	上万願寺HⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
5	上万願寺CⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
6	上万願寺ⅠⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
7	上万願寺DⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
8	上万願寺EⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
9	上万願寺FⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
10	上万願寺GⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
11	上万願寺JⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
12	上万願寺KⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
13	遠坂川Ⅰ	上万願寺町	土石流	0	
14	準谷川1Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
15	準谷川2Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
16	万願寺側左一Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
17	ウラメンダコ1Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
18	ウラメンダコ2Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
19	草箱谷Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
20	上万願寺側3Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
21	上万願寺1Ⅰ	上万願寺町	土石流	0	
22	準谷川1Ⅰ	上万願寺町	土石流	0	

(平成29年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の 種 類	区域内 戸 数	備 考
23	下万願寺(1) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
24	上道山(1) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	3	
25	下若井(1) I	若井町	急傾斜地の崩壊	12	
26	下道山(1) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
27	下道山(2) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	1	集会施設 1
28	下万願寺(2) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
29	下万願寺(3) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
30	上道山(2) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
31	上道山(3) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	5	
32	下若井(2) I	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
33	下若井(3) I	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
34	下道山(3) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
35	下万願寺A II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
36	下万願寺B II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
37	下万願寺C II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
38	下万願寺D II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
39	下万願寺E II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
40	上道山B II	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
41	上道山C II	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
42	下若井A II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
43	上若井A II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
44	上若井B II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
45	上若井C II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
46	上若井G II	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
47	上若井H II	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
48	上若井E II	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
49	上若井F II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
50	上若井D II	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
51	下若井B II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
52	下若井C II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
53	下道山 II	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
54	大内A II	大内町	急傾斜地の崩壊	1	
55	大内B II	大内町	急傾斜地の崩壊	0	
56	下万願寺F II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	4	
57	下万願寺G II	下万願寺用	急傾斜地の崩壊	1	集会施設 1
58	上若井D II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
59	深山川3Ⅰ	若井町	土石流	0	
60	上通川2Ⅰ	上道山町	土石流	0	
61	本村川1Ⅰ	下道山町	土石流	0	
62	北谷Ⅱ	若井町	土石流	0	
63	若井川左一Ⅱ	若井町	土石流	0	
64	万願寺川右三Ⅱ	下万願寺町	土石流	0	

(平成30年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
65	河内Ⅰ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
66	河内BⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
67	河内CⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
68	河内DⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
69	河内EⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
70	河内FⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
71	和泉Ⅱ	和泉町	急傾斜地の崩壊	0	
72	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	2	
73	馬渡谷Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	1	
74	国正CⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
75	国正AⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
76	小印南Ⅱ	小印南町	急傾斜地の崩壊	3	
77	河内(1)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
78	河内(2)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
79	河内(3)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
80	河内(4)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
81	河内(5)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
82	国正(1)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	1	
83	国正(2)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
84	国正(3)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
85	河内(6)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
86	河内(7)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
87	殿原(1)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	8	
88	殿原(2)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	3	
89	笹倉(1)Ⅰ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
90	殿原(3)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	0	
91	上芥田DⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
92	上芥田EⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	0	
93	上芥田AⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
94	上芥田ＢⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
95	上芥田ＦⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
96	上芥田ＧⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
97	上芥田ⅠⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
98	下芥田ＡⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
99	下芥田ＢⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
100	佐谷ＣⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	2	
101	佐谷ＡⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	1	
102	佐谷ＢⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	0	
103	別所Ⅱ	別所町	急傾斜地の崩壊	2	
104	鴨谷Ⅱ	鴨谷町	急傾斜地の崩壊	1	
105	下芥田ＣⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	0	
106	笹倉(1)(2)Ⅱ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
107	普光寺川右一Ⅰ	河内町	土石流	0	
108	芥田川右二Ⅰ	上芥田町	土石流	0	
109	芥田川左一Ⅰ	上芥田町	土石流	0	

(平成30年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
110	古坂Ⅱ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	0	
111	黒駒Ⅱ	北条町黒駒	急傾斜地の崩壊	0	
112	小谷Ⅱ	北条町小谷	急傾斜地の崩壊	1	
113	畑Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	1	
114	西谷Ⅱ	西谷町	急傾斜地の崩壊	1	
115	吸谷ＡⅡ	吸谷町	急傾斜地の崩壊	1	
116	吸谷ＢⅡ	吸谷町	急傾斜地の崩壊	1	
117	福居ＡⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
118	福居ＢⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	0	
119	畑(2)Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	0	
120	吸谷川2Ⅰ	吸谷町	土石流	0	
121	西谷2Ⅰ	西谷町	土石流	1	

(令和元年 11 月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の 種 類	区域内 戸 数	備 考
122	大柳Ⅰ	大柳町	急傾斜地の崩壊	0	
123	山下Ⅰ	山下町	急傾斜地の崩壊	0	
124	中山Ⅰ	中山町	急傾斜地の崩壊	1	
125	山下ＡⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
126	山下ＢⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	1	
127	山下ＣⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	0	
128	西剣坂Ⅱ	西剣坂町	急傾斜地の崩壊	0	
129	中山ＡⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
130	中山ＢⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	0	
131	玉丘Ⅰ	玉丘町	急傾斜地の崩壊	0	
132	朝妻Ⅱ	朝妻町	急傾斜地の崩壊	2	
133	中山ＢⅠ	中山町	急傾斜地の崩壊	5	
134	坂本Ⅱ	坂本町	急傾斜地の崩壊	1	
135	大柳ＡⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
136	大柳ＢⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	
137	大柳ＣⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
138	大柳ＤⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
139	法華山谷川左-Ⅰ	坂本町	土石流	0	
140	新村川左-Ⅱ	網引町	土石流	0	

2 土砂災害警戒区域 (219 箇所)

(平成 21 年 4 月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の 種 類	区域内 戸 数	備 考
1	古坂(1)(1)Ⅰ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	6	
2	東南Ⅰ	北条町東南	急傾斜地の崩壊	9	
3	古坂(2)Ⅰ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	2	
4	古坂(1)(2)Ⅰ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	22	
5	古坂Ⅱ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	2	
6	黒駒Ⅱ	西上野町	急傾斜地の崩壊	2	
7	小谷Ⅱ	北条町小谷	急傾斜地の崩壊	1	
8	小谷川Ⅰ	北条町小谷	土石流	26	集会施設 1
9	下里川左一Ⅱ	北条町横尾	土石流	6	
10	畑Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	4	
11	西谷Ⅱ	西谷町	急傾斜地の崩壊	2	
12	窪田Ⅱ	窪田町	急傾斜地の崩壊	2	
13	吸谷ＡⅡ	吸谷町	急傾斜地の崩壊	3	
14	吸谷ＢⅡ	吸谷町	急傾斜地の崩壊	2	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
15	福居AⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
16	福居BⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
17	西別名川1Ⅰ	福居町	土石流	16	
18	西別名川2Ⅰ	福居町	土石流	17	
19	おくの谷Ⅰ	福居町	土石流	14	
20	ふと谷Ⅰ	福居町	土石流	24	集会施設 1
21	吸谷川2Ⅰ	吸谷町	土石流	10	
22	吸谷川1Ⅰ	吸谷町	土石流	8	
23	吸谷川3Ⅰ	吸谷町	土石流	16	
24	畑谷2Ⅰ	畑町	土石流	85	集会施設 1
25	下里川右三Ⅰ	畑町	土石流	1	
26	ほけ谷Ⅰ	畑町	土石流	35	
27	著谷Ⅰ	畑町	土石流	42	
28	千歳川左一Ⅰ	西谷町	土石流	30	集会施設 1
29	西谷2Ⅰ	西谷町	土石流	12	
30	南村川左一Ⅱ	福居町	土石流	1	
31	下里川左二Ⅱ	畑町	土石流	8	
32	福住Ⅰ	福住町	急傾斜地の崩壊	9	
33	大柳Ⅰ	大柳町	急傾斜地の崩壊	8	
34	山下Ⅰ	山下町	急傾斜地の崩壊	1	
35	中山Ⅰ	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
36	山下AⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
37	山下BⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
38	山下CⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
39	西剣坂Ⅱ	西剣坂町	急傾斜地の崩壊	1	
40	中山AⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	3	
41	中山BⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
42	中山CⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	1	
43	賀茂川右一Ⅰ	西剣坂町	土石流	32	病院・診療所 1
44	天川右一Ⅱ	中山町	土石流	8	
45	天川右二Ⅰ	大柳町	土石流	9	
46	奥猫尾Ⅲ	三口町	急傾斜地の崩壊	—	
47	法華山谷川左二Ⅰ	坂本町	土石流	1	
48	法華山谷川左一Ⅰ	坂本町	土石流	4	
49	大池川Ⅰ	西笠原町	土石流	2	小学校 1 特別支援学校 1 障害福祉サービス事業所 1
50	法華山谷川左三Ⅱ	坂本町	土石流	—	
51	善防川右一Ⅱ	坂本町	土石流	1	
52	善防川左四Ⅱ	三口町	土石流	9	
53	善防川左二Ⅱ	三口町	土石流	9	

番号	箇所名	字	自然現象 の 種 類	区域内 戸 数	備 考
54	下里川右一Ⅱ	王子町	土石流	3	
55	下里川右二Ⅱ	王子町	土石流	5	その他の公共施設 1
56	倉谷Ⅲ	倉谷町	急傾斜地の崩壊	—	
57	繁昌Ⅱ	繁昌町	急傾斜地の崩壊	1	
58	新村川左一Ⅱ	網引町	土石流	4	
59	玉丘Ⅰ	玉丘町	急傾斜地の崩壊	1	
60	玉丘Ⅱ	玉丘町	急傾斜地の崩壊	1	
61	朝妻Ⅱ	朝妻町	急傾斜地の崩壊	2	
62	豊倉Ⅱ	豊倉町	急傾斜地の崩壊	1	
63	満久Ⅰ	満久町	急傾斜地の崩壊	—	その他の公共施設 1
64	河内Ⅰ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
65	河内AⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
66	河内BⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	2	
67	河内CⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	8	
68	河内DⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
69	河内EⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
70	河内FⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
71	和泉Ⅱ	和泉町	急傾斜地の崩壊	3	
72	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	8	
73	馬渡谷Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	6	
74	鍛冶屋Ⅱ	鍛冶屋町	急傾斜地の崩壊	2	
75	国正CⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	—	
76	国正AⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	3	
77	国正BⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
78	小印南町Ⅱ	小印南町	急傾斜地の崩壊	3	
79	田谷Ⅱ	田谷町	急傾斜地の崩壊	3	
80	河内(1)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
81	河内(2)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	2	
82	河内(3)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
83	河内(4)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
84	河内(5)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
85	国正(1)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
86	国正(2)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	—	
87	国正(3)Ⅲ	油谷町	急傾斜地の崩壊	—	
88	河内(6)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
89	河内(7)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
90	普光寺川右一Ⅰ	河内町	土石流	1	
91	油谷川右二Ⅰ	国正町	土石流	4	
92	油谷川右三Ⅱ	大工町	土石流	12	
93	油谷川右一Ⅱ	国正町	土石流	7	集会施設 1

番号	箇所名	字	自然現象 の 種 類	区域内 戸 数	備 考
94	下万願寺(1) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	11	
95	上道山(1) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	10	
96	下若井(1) I	若井町	急傾斜地の崩壊	22	病院・診療所 1
97	下道山(1) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
98	下道山(2) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	4	集会施設 1
99	上万願寺(1) I	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	—	
100	下万願寺(2) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
101	下万願寺(3) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	4	
102	上道山(2) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	3	
103	上道山(3) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	7	
104	下若井(2) I	若井町	急傾斜地の崩壊	9	
105	下若井(3) I	若井町	急傾斜地の崩壊	7	
106	下道山町(3) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	4	
107	上万願寺A II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
108	上万願寺B II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
109	上万願寺H II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
110	上万願寺C II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
111	上万願寺 I II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
112	上万願寺D II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
113	上万願寺E II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
114	上万願寺F II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
115	上万願寺G II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
116	下万願寺A II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
117	下万願寺B II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
118	下万願寺C II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
119	下万願寺D II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
120	下万願寺E II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
121	上道山B II	上道山町	急傾斜地の崩壊	2	
122	上道山C II	上道山町	急傾斜地の崩壊	4	
123	下若井 II	若井町	急傾斜地の崩壊	4	
124	上若井A II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
125	上若井B II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
126	上若井C II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
127	上若井G II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
128	上若井H II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
129	上若井E II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
130	上若井F II	若井町	急傾斜地の崩壊	5	
131	上若井D II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
132	上若井 I II	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
133	上若井 J II	若井町	急傾斜地の崩壊	3	

番号	箇所名	字	自然現象 の 種 類	区域内 戸 数	備 考
134	下道山Ⅱ	下道山町	急傾斜地の崩壊	6	
135	大内ＡⅡ	大内町	急傾斜地の崩壊	2	
136	大内ＢⅡ	大内町	急傾斜地の崩壊	4	
137	清水谷Ⅰ	若井町	土石流	54	
138	奥がいち池Ⅰ	若井町	土石流	21	
139	奥所川２Ⅰ	若井町	土石流	12	
140	奥山川３Ⅰ	若井町	土石流	12	
141	和田川Ⅰ	若井町	土石流	9	
142	久山谷Ⅰ	若井町	土石流	13	集会施設 1
143	通山川Ⅰ	上道山町	土石流	15	小学校 1、学童施設 1
144	上通山２Ⅰ	上道山町	土石流	27	
145	大門川Ⅰ	下万願寺町	土石流	15	
146	上万願寺２Ⅰ	下万願寺町	土石流	12	
147	遠坂川Ⅰ	上万願寺町	土石流	11	集会施設 1
148	赤松川２Ⅰ	下万願寺町	土石流	9	
149	本村川１Ⅰ	下道山町	土石流	9	
150	本村川３Ⅰ	下道山町	土石流	15	
151	若井川右一Ⅱ	若井町	土石流	5	
152	北谷Ⅱ	若井町	土石流	24	
153	若井川左一Ⅱ	若井町	土石流	4	
154	下万願寺川右一Ⅱ	下万願寺町	土石流	1	
155	下万願寺川右二Ⅱ	下万願寺町	土石流	5	
156	たこ谷川Ⅱ	下万願寺町	土石流	2	
157	万願寺川右三Ⅱ	下万願寺町	土石流	3	
158	万願寺川右四Ⅱ	下万願寺町	土石流	1	
159	準谷川１Ⅱ	上万願寺町	土石流	4	
160	準谷川２Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
161	万願寺川左一Ⅱ	上万願寺町	土石流	1	
162	本谷川Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
163	ウラメンダコ１Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
164	ウラメンダコ２Ⅱ	上万願寺町	土石流	1	
165	草箱谷Ⅱ	上万願寺町	土石流	9	
166	上万願寺川３Ⅱ	上万願寺町	土石流	5	
167	赤松川１Ⅱ	下万願寺町	土石流	4	
168	殿原(1)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	13	
169	殿原(2)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	10	
170	笹倉(1)Ⅰ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	—	
171	佐谷Ⅰ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	3	
172	殿原(3)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	2	
173	上芥田ＣⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
174	上芥田DⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
175	上芥田EⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
176	上芥田AⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
177	上芥田BⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	5	
178	上芥田FⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	3	
179	上芥田GⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	5	
180	上芥田HⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
181	上芥田IⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	3	
182	下芥田AⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
183	下芥田BⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	4	
184	佐谷CⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	2	
185	佐谷AⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	3	
186	佐谷BⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	—	
187	別所Ⅱ	別所町	急傾斜地の崩壊	5	
188	鴨谷Ⅱ	鴨谷町	急傾斜地の崩壊	5	
189	笹倉(1)(1)Ⅱ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	4	
190	下芥田CⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
191	笹倉(1)(2)Ⅱ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
192	牧谷川右一Ⅰ	鴨谷町	土石流	—	
193	芥田川右二Ⅰ	上芥田町	土石流	6	
194	原田谷Ⅰ	上芥田町	土石流	1	
195	東谷Ⅰ	上芥田町	土石流	1	
196	上芥田谷川Ⅰ	上芥田町	土石流	8	
197	芥田川左一Ⅰ	上芥田町	土石流	7	
198	下芥田谷Ⅰ	上芥田町	土石流	5	
199	芥田川Ⅰ	上芥田町	土石流	6	
200	牧谷川右二Ⅱ	鴨谷町	土石流	3	
201	中俊谷Ⅱ	鴨谷町	土石流	2	
202	芥田川右一Ⅱ	下芥田町	土石流	2	
203	下芥田川20Ⅱ	下芥田町	土石流	5	
204	下芥田川4Ⅱ	佐谷町	土石流	4	

(平成25年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
205	丸山	若井町	地滑り	20	

(平成28年3月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
206	上万願寺JⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
207	上万願寺KⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
208	上万願寺1Ⅰ	上万願寺町	土石流	8	
209	準谷川1Ⅰ	上万願寺町	土石流	5	

(平成29年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
210	下万願寺FⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
211	下万願寺GⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	7	集会施設1
212	上若井DⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	7	

(平成30年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
213	畑(2)Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	1	

(令和元年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
214	中山BⅠ	中山町	急傾斜地の崩壊	10	
215	坂本Ⅱ	坂本町	急傾斜地の崩壊	4	
216	大柳AⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
217	大柳BⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	
218	大柳CⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
219	大柳DⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	

表－9（加西市の文化財一覧表）

震災編 P26

1 国指定文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	一乗寺三重塔（国宝）	坂本町 821－17
2	〃	一乗寺妙見堂	〃
3	〃	一乗寺弁天堂	〃
4	〃	一乗寺護法堂	〃
5	〃	一乗寺五輪塔	〃
6	〃	一乗寺本堂	〃
7	〃	酒見寺多宝塔	北条町北条 1319
8	〃	住吉神社 四棟 （東本殿、中本殿、西本殿）	北条町北条 1318
9	絵	絹本著色聖徳太子及天台高僧像（国宝）	坂本町 821－17
10	〃	絹本著色阿弥陀如来像	〃
11	〃	絹本著色五明王像	〃
12	彫	銅造聖観音立像	〃
13	〃	木造法道仙人立像（開山堂安置）	〃
14	〃	木造僧形坐像	〃
15	〃	銅造観音菩薩立像	〃
16	〃	石造浮彫如来及両脇待像	西長町字古法花
17	史	玉丘古墳群	玉丘町
18	無民	東光寺の田遊び（鬼会）	上万願寺町 392
19	工	太刀 銘国安	別所町
小 計		19 件	

2 県指定文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	一乗寺鐘楼	坂本町 821－17
2	〃	一乗寺石造宝塔	〃
3	〃	一乗寺石造笠塔婆	〃
4	建	石造層塔	吸谷町 150
5	〃	石造五重塔	坂元町 531
6	〃	石造宝篋印塔	中野町 863
7	〃	日吉神社明神鳥居	和泉町 779－2
8	〃	酒見寺鐘楼	北条町北条 1319
9	〃	奥山寺	国正町 15
10	工	酒見寺梵鐘	北条町北条 1319
11	〃	東光寺梵鐘	上万願寺町 392
12	考	一乗寺三重塔古瓦	坂本町 821－17
13	〃	石棺蓋石	玉野町字西谷 1127－3
14	〃	日吉神社境内出土御正躰群	池上町 71－2
15	〃	天神山瓦窯跡出土古瓦（Ⅰ）	繁昌町 638
16	〃	天神山瓦窯跡出土古瓦（Ⅱ）	繁昌町 529

17	〃	播磨法華山坂本磚仏	坂本町 826
18	〃	清慶寺板碑	中野町 863
19	〃	鎮岩板碑	北条町古坂 1-23
20	〃	江ノ上経塚出土遺物	北条町横尾 1000
21	史	後藤山古墳	倉谷町芋畔 122
22	〃	山の脇瓦窯跡	繁昌町大字川西字山の脇・山の辻
23	天	殿原のイチョウ（御葉付イチョウ）	殿原町 1033
24	無民	住吉神社龍王舞	北条町北条 1318
25	建	住吉神社 二棟（手水舎、白鬚神社）	北条町北条 1318
26	史	北条の五百羅漢	北条町北条 1293
27	天	あびき湿原	網引町
28	彫	阿弥陀如来立像	北条町小谷
小 計		28 件	

3 市指定文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	小谷石造五輪塔	北条町小谷字殿垣内
2	〃	薬師堂石造五輪塔	玉野町 1091
3	〃	坂本石造五輪塔	坂本町 727
4	〃	一乗寺石造九重塔	坂本町 821-17
5	〃	普光寺石造宝篋印塔	河内町 1449
6	〃	常行院石造七重塔	山下西町 1394
7	〃	奥山寺鎮守社	国正町 15
8	〃	酒見寺楼門	北条町北条 1319
9	〃	乎疑原神社石造鳥居	繁昌町 529
10	彫	乎疑原神社石造五尊像	繁昌町 529
11	〃	阿弥陀如来坐像（周遍寺）	網引町 831-42
12	〃	阿弥陀如来坐像（金剛院）	上万願寺町 411
13	〃	不動明王立像	西長町
14	〃	大日如来坐像	鎮岩町 520
15	〃	二天立像	〃
16	工	乎疑原神社梵鐘	繁昌町 529
17	書	吉野村歳之当条目	吉野町
18	考	大村石仏	大村町字堂山
19	〃	倉谷石仏	倉谷町 185
20	〃	吸谷廃寺礎石並びに出土古瓦	吸谷町 150
21	〃	小谷石仏	北条町小谷 285
22	〃	薬師堂板碑	玉野町 1091
23	〃	長圓寺板碑	福居町 328
24	〃	腰折地藏	市村町 149
25	〃	上宮木石仏	上宮木町 433-1

26	〃	玉野石仏	玉野町 1136
27	〃	春岡寺石仏	池上町 245
28	〃	大日寺石仏群	野上町 8
29	〃	亀山古墳副葬品埋納施設出土遺物	北条町古坂 1-23
30	〃	普光寺瓦質燈籠	河内町 1499
31	民	住吉神社鶏合せ	北条町北条 1318
32	〃	八幡神社綱引獅子舞	綱引町
33	〃	綱引能舞台	綱引町 842
34	〃	王子獅子舞	王子町
35	史	亀山古墳	笹倉町 822
36	〃	経塚古墳	中富町 1668-9
37	〃	野条廃寺跡	野条町 86-4
38	〃	吸谷瓦窯跡群	吸谷町 522 ・ 523
39	〃	皇塚古墳	上野町 70
40	天	モリアオガエル生息地	河内町普光寺周辺
41	〃	石部神社門杉	上野町 70
42	〃	ゆるぎ石	畑町字イザナギ山
43	〃	ヒメハルゼミ発生地	河内町普光寺周辺
44	名	長浜家古庭園	笹倉町 178
45	〃	三宅家古庭園	中野町 917
46	建	住吉神社 幣殿、栗島神社	北条町北条 1315
47	〃	酒見寺建造物群	北条町北条 1319
48	建	日吉神社建造物群	池上町
49	彫	浮彫阿弥陀如来坐像	常吉町 625
50	建	八王子神社本殿	田谷町 460
51	歴	青野原俘虜収容所棟札	北条町古坂 1-23
52	〃	楠公訣子図絵馬	北条町北条 1318
53	工	太刀一口	市内
小 計		53 件	

4 国登録文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	稲岡家住宅主屋、離れ	三口町 813-2
2	〃	高井家住宅主屋、土蔵一、土蔵二	北条町横尾 127
3	〃	大信寺本堂	北条町北条 1256
4	〃	水田家住宅主屋、住宅書院、住宅内蔵、住宅北蔵	北条町北条 121 他
5	〃	北条鉄道 本屋及びプラットホーム (法華口駅、播磨下里駅、長駅) 便所 (法華口駅)	東笠原町 245-2
小 計		5 件	

5 県登録文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	一乗寺開山堂	坂本町 821-17
2	〃	青野原俘虜収容所将校用風呂棟	青野原町 192-2
3	〃	大年神社本殿、幣殿、拝殿	北条町北条 970 他 3 筆
小 計		3 件	
合 計		108 件	

表一10 (災害救助物資備蓄等数量)

震災編 P27

風水編 P11

1 市保管分 (主要備蓄品)

(令和8年1月)

品 名	備蓄場所	市役所	鶴野防 災倉庫	市役所 議会棟 倉庫	善 防 公民館	南 部 公民館	北 部 公民館	小学校 (11 校)	健康福 祉会館	合 計
アルファ化米等(アレルギー対応)	個	2,600	7,140						100	9,840
備蓄用パン (2 個入/缶)	缶		2,040							2,040
カロリーメイト	個		3,780					5,400		13,140
ビスコ	個		2,500							2,460
粉ミルク	本		1,000							1,000
保存用飲料水 (500ml)	本	480	7,752						192	8,424
毛布	枚		1,830	140	160	130	110	440	40	2,850
段ボールベッド	セット		8	4	6	6	6	44		74
折りたたみベッド	個		20						5	25
段ボール間仕切り	セット		43							43
間仕切りテント	張		25	2	2	2	2	22		55
マンホールトイレ	セット		5					22		27
災害時簡易トイレ(便袋)	枚			1,200						1,200
災害用緊急トイレセット(便袋) ※240 枚入	セット		20	4	2	2	2		2	32
トイレトペーパー	ロール							330		330
子供用おむつ (S)	枚		1,564							1,564
子供用おむつ (M)	枚		1,248							1,248
子供用おむつ (L) 以上	枚		1,068							1,068
大人用おむつ (M)	枚		1,828							1,828
大人用おむつ (L) 以上	枚		1,044							1,044
非常用生理用品	枚		3,300							3,300
マスク	枚		122,000							122,000
消毒用アルコールジェル	本	23	1,353					11		1,387
ブルーシート	枚		210					110	10	330
ポータブル発電機	台		11							11
ポータブルバッテリー	台	7	2							9
工場扇	台		16							16
大型赤外線オイルヒーター	台		3							3
石油ストーブ	台		16							16
緊急用飲料水ろ過装置	基		3							3
救出・救助資機材	セット		1					11		12
炊き出し器(まかないくん)	セット		2							2
カセットコンロ	台			1				11		12
両手鍋 (8.7ℓ)	個							11		11
大型やかん (8ℓ)	個							11		11

2 消防署保管分

(令和7年7月)

品 名		備蓄場所	加西署	加西南出張所	加西北出張所	合 計
災害救助道具セット		基	3	2	2	7
発電器 5 KW		台	1		1	2
可搬動力ポンプ (D-1 級)		台		1 (要整備)	1	2
ウォーターコンテナ		個	300		90	390
投光機 300W		基	10	9	9	28
ハンドマイク		基	5			5
災害用簡易トイレ		基	2	1	1	4
ビッグテント		基	2			2
ベッド		台	5		7	12
コードリール	50m	3	2	3	8	8
	30m	3	6	7	16	16
三脚		基	4	3	3	10
ヘルメット		個	30			30
懐中電灯		個	16			16
フロアヒーティング		本	1		12	13
毛 布		枚	270	20	20	290
杭	鉄	370	215	370	955	955
	木		7	346	353	353
土のう袋		枚	4,000	3,500	1,500	9,000
ビニールシート		枚	160	6	190	350
トラロープ (100m)		束	20	2	2	24
PPロープ (100m)		束	4		1	5
縄		束	5	1		6
スコップ	角	7	2		9	9
	剣 先	84	21	17	122	122
じょれん		本	21	16	14	51
カケヤ		本	20	8	6	34
ツルハシ		本	15	7	5	27
ハンマー		本	8	1	1	10
一輪車		台	9	3	6	18
チェーンソー		台			1	1
備中鍬		本	9		1	10
手箕 (てみ)		本	5	5	3	13
防災シート		巻	3	8	3	14
ウォーターゲル		個	240		200	440
ひしゃく		本	4			4
寝袋		個	4			4
簡易テント		張	1			2
リヤカー		台	1			1
非常用飲料水用袋		枚	1,000			1,000
鎌		本	4			4
ナタ		本	10			10
非常用持出袋		枚	400			400
カセットコンロ		台	20			20

※多量に使用する資材は、あらかじめ収集方法を講じる。

表－11（防災無線整備状況）

震災編 P29・P82

風水編 P16・P53

局 種	固定基地局設置場所	陸 上 移 動 局 数		備 考
		車 載 型	携 帯 型	
IP 無線機	—	0	6	令和3年4月設置
計		0	6	

表－12（報告事項及び例示）

震災編 P81

風水編 P51

事 項	例 示
市町村災害対策本部の設置状況 （設置日時・配備体制等）	台風〇号の接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第2号配備体制（職員約〇〇名配置）
気象関係情報	梅雨前線豪雨により〇月〇日〇時から〇日〇時までの間に総雨量100ミリに達した。〇日〇時から〇時まで時間雨量20ミリに達し、なお現在豪雨が続いている。（なお、今後降り続く見込みである。）
主要河川、ため池の情報 （水位、溢水箇所、決壊箇所、所等）	〇〇川は〇〇地点において、〇〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。〇〇川は、〇〇地点において、〇時頃〇mにわたり、決壊し浸水家屋多数発生、現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
主要道路、橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は、〇時頃崖崩れのため、〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、〇時以降管内のバス交通はすべて中止。
電力通信関係情報 （停電途絶状況等）	〇時以降管内〇〇地区約300戸が停電中。 〇時以降市役所と〇〇地区間電話不通。
水道施設関係の情報 （断水状況等）	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中。給水車〇台を派遣し緊急給水中。
ガス施設関係の情報 （供給停止状況等）	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止
避難関係情報 （避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難先）	〇〇川が〇〇地区で決壊する恐れがあるので、〇時〇〇地区約100世帯に対し避難命令を発令した。現在約100世帯が〇〇小学校に避難中。
死傷者の発生状況 （人数、原因等、死傷者の氏名、性別年齢）	〇時頃〇〇において、崖崩れのため、男〇名が生き埋めになった。現在地元消防団員約100名が出動し救出に当たっている。
住家の被害の概要 （全壊・半壊・流失・半壊・床上浸水・床下浸水等の概況原因等）	〇〇川が〇〇地区において溢水し付近の住宅約100戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約200戸の浸水家屋が発生している模様。なお今後も増加する見込みである。（災害救助法適用基準に達するかもしれない）
非住家の被害状況 （学校・公民館等公共施設 その他主要な建物の被害状況）	〇時頃〇〇小学校の講堂が瞬間最大風速60mの強風により倒壊した。
市災害対策本部のとった主な 応急対策実施状況	〇〇地区に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の300名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川の決壊箇所に消防団員約300名を出動させ、応急復旧作業中。
県への要請事項 （市災害対策本部が応急対策 を実施するための必要資材の調 達斡旋に関する要請等）	〇〇川が決壊したので、水防用カマス300袋至急調達して送付してほしい。 〇〇部落が孤立しているので、乾パン〇〇個を空輸してほしい。感染症対策用薬剤〇〇kg至急調達してほしい。
災害写真 （フィルム及び説明書添付したもの）	住家の浸水、田畑の冠水、道路堤防の決壊、橋梁の流出、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。

表-13 (非常通信の経路)

震災編 P82

風水編 P53

区 間	総 合 信頼度	市町役 場から の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県 庁 までの 距 離
加西市 ～ 神戸市	A	—	加西市役所 ～ 県 庁	—
	A	11.0	県加東土木事務所 ～ 県 庁	—
	A	1.5	北はりま消防組合加西消防署 ～ 県 庁	—
	A	1.5	加西警察署 ～ 警 察 本 部	0.1

表-14 (特殊建築物の状況)

震災編 P97

区 分	建 物 名 称
大 型 店 舗	アスティアかさい イオンモール加西北条 ヤマダ電機テックランド加西店 コーナン
宿 泊 施 設	いこいの村はりま ホテルルートイン加西 北条の宿 HOTEL R9 The Yard 加西
病 院	市立加西病院 米田病院介護医療院 北条田仲病院
福 祉 施 設	特別養護老人ホーム加西の里 特別養護老人ホーム第二サルビア荘 特別養護老人ホーム春夏秋冬 特別養護老人ホームなごやか ケアハウス香楽園 加西白寿園 ナーシングピア加西 加西シニアコミュニティ グループホームなごやか グループホーム銀の鈴 グループホーム第2 銀の鈴 医療福祉センターきずな
そ の 他	市民会館 善防公民館 北部公民館 南部公民館 健康福祉会館 Sora かさい

表一15 (災害救助法に規定されている救助の内容)

震災編P117

風水編P65

救 助	救助の程度・方法及び期間
避難所の設置	1 避難所は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するものとする。 2 原則として、学校・公民館等既存の建物を利用すること。困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 3 避難所の設置のために支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費とし、その額は1人1日当たり330円以内とする。 4 福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、3の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に遭遇している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。 6 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
応急住宅の供与	応急住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者に対して建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものである。 1 建設型応急住宅 (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、困難な場合は民有地を利用することが可能である。 (2) 一戸当たりの規模は応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。 (3) 建設型応急住宅を同一敷地内または隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (4) 福祉応急住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 (6) 建設型応急住宅を共用できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限（2年以内）までとする。 (7) 建設型応急住宅の供与修了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 借上型応急住宅 (1) 借上型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（1）②に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額とする。 (2) 借上型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 (3) 借上型応急住宅を提供できる期間は（1）⑥と同様の機関とする。

救 助	救助の程度・方法及び期間						
炊出しその他による食品の給与	1 炊出しその他による食品の給与は避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。 2 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料の経費として1人1日当たり1,160円以内とする。 3 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害の発生の日から7日以内とする。						
飲料水の供給	1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。（飲料水及び炊事のための水であること） 2 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。 3 飲料水の供給を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等であって一時的に居住することができない程度のものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。 (1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯						
	世帯 区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上
	夏 季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	54,200 円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに 7,900 円を加算した額
	冬 季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	82,700 円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに 11,400 円を加算した額

救 助	救助の程度・方法及び期間						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯						
	世帯 区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上
	夏 季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	19,000 円に世帯人数が5人をこえて1人を増すごとに2,600円を加算した額
	冬 季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	27,600 円に世帯人数が5人をこえて1人を増すごとに3,600円を加算した額
4 前項各号の表において、「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までをいい、季別の決定は、災害の発生の日をもって行うものとする。							
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。							
医 療	1 医療は、災害で医療の途を失った者に対して応急的な処置として行うものとする。 2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむをえない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行うものとする。 3 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。 (1) 診療 (2) 薬剤、治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療、施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護 4 医療を実施するために支出する費用の額は、救護班による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所において行う場合にあっては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。 5 医療を実施する期間は、災害の発生の日から14日以内とする。						
助 産	1 助産は、災害の発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 3 助産のために支出する費用の額は、救護班等による場合にあっては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金8割に相当する額の範囲内とする。 4 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。						

救 助	救助の程度・方法及び期間
被災者の救出	1 被災者の救出は、災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。 2 災害にかかった者の救出のために支出する費用の範囲は、舟艇その他救出のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。 3 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害の発生の日から3日以内とする。
被災者の救出 被災住宅の応急修理	1 被災住宅の応急修理は、災害のために、住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は住家が半壊して大規模な補修を行わなければならない当該住家に居住することが困難であると認められる者に対して行うものとする。 2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額の範囲内とする。 (1) 住家が半焼または半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯 1世帯当たり 300,000 円 (2) (1)に掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり 595,000 円 3 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。 4 災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から1か月以内に完成するものとする。
生業に必要な 資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 3 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。 (1) 生業費 30,000 円/件 (2) 就職支度費 15,000 円/件 4 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。 (1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないものとする
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、又は損傷して就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒及び学生をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 3 学用品の給与のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内とする。 (1) 教科書費 ① 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 ② 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (2) 文房具費及び通学用品費 ① 小学校児童 4,500 円以内/人 ② 中学校生徒 4,800 円以内/人 ③ 高等学校等生徒 5,200 円以内/人 4 学用品の給与は、災害の発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

救 助	救助の程度・方法及び期間
埋 葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理の程度において実施するものとする。（災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる） 2 埋葬は、次に掲げる範囲内において行うものとする。 (1) 棺（付属品を含む。）棺材等の支給 (2) 埋葬または火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）の支給 (3) 骨つば及び骨箱の支給 3 埋葬のために支出する費用の額は、1 体当たり大人にあつては 215,000 円以内、小人（12 歳未満の者をいう。）にあつては 172,000 円以内とする。 4 埋葬は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
遺体の搜索	1 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 2 遺体の搜索のために支出する費用の範囲は、舟艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。 3 遺体の搜索を行う期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。 4 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者として推定している。
遺体の処理	1 遺体の処理は、災害の際死亡した者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。 (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 遺体の一時保存 (3) 検案 2 検案は、原則として救護班によって行うものとする。 3 遺体の処理のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内とする。 (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり 3,500 円以内 (2) 遺体の一時保存 既存建物を利用するときは、当該施設の借上費の通常の実費額、既存建物を利用できないときは、1 体当たり 5,400 円以内。ただし、遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費を必要とするときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 (3) 救護班によらない検案 当該地域の慣行料金額 4 遺体の処理は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
障害物の除去	1 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行うものとする。 (1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することができないこと。 (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に住居できない状態にあること。 2 障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、その額は、1 世帯当たり 137,900 円以内とする。 3 障害物の除去は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

救 助	救助の程度・方法及び期間														
輸送費及び 賃金職員等 雇 上 費	1 救助のため、次に掲げる事項について輸送及び賃金職員等の雇用を行ったときは、その費用を支出するものとする。 (1) 被災者の避難 (2) 飲料水の供給 (3) 救済用物資の整理配分 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 遺体の搜索及び処理 2 救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費の額は、当該地域における通常の実費とする。 3 救助のための輸送費及び賃金職員雇上費を支出する期間は、第1項各号の救助を実施する期間とする。														
救助事務	1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の生産の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。 (1) 時間外勤務手当 (2) 賃金職員等雇上費 (3) 旅費 (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料） (5) 使用料及び賃借料 (6) 通信運搬費 (7) 委託費 2 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号(1)～(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により、額を合算し、各災害の額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の(1)～(7)の区分に定めた割合を乗じた額の合計額以内とする。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 3千万円以下の部分の金額</td><td>10/100</td></tr> <tr> <td>(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額</td><td>9/100</td></tr> <tr> <td>(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額</td><td>8/100</td></tr> <tr> <td>(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額</td><td>7/100</td></tr> <tr> <td>(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額</td><td>6/100</td></tr> <tr> <td>(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額</td><td>5/100</td></tr> <tr> <td>(7) 5億円を超える部分の金額</td><td>4/100</td></tr> </table> 3 救助事務費以外の費用の額とは、災害救助法施行細則第2条から13条に規定する救助の実施のために支出した費用及び、第14条に規定する実費弁償のために支出した費用、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用(救助事務費除く)の合計額をいう。	(1) 3千万円以下の部分の金額	10/100	(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額	9/100	(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額	8/100	(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額	7/100	(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額	6/100	(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額	5/100	(7) 5億円を超える部分の金額	4/100
(1) 3千万円以下の部分の金額	10/100														
(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額	9/100														
(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額	8/100														
(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額	7/100														
(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額	6/100														
(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額	5/100														
(7) 5億円を超える部分の金額	4/100														

救助業務従事者の区分	実費弁償の程度
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた知事の統括する常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めるものとする。
災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定するもの	その地域における通常の料金実績×1.03（手数料加算）以内とする。
期 間：救助の実施が認められている期間 時間外勤務手当及び旅費：県条例及び規定に基づく額	

備 考 県知事は、上記により難い特別の事情があるもの、または上記に記載がないものは、その都度内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

表一16 (被害認定基準)

震災編 P116

風水編 P65

人的被害・住家被害（滅失、半壊等）の認定は、下表のとおりである。

被害区分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのある者とする。

被害区分		認 定 基 準
住家被害		住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全焼・流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住宅の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	住家が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(注)

- 1 住宅被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 構造耐力上主要な部分とは、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい）、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

表一17 (被害状況調)

震災編P117

風水編P65

被害状況調

加西市

令和 年 月 日 時 分現在

中間 (決定) 報告

	死 者			
人的被害	行 方 不 明			
	負傷	重 傷		
		軽 傷		
		小 計		
	計			
住宅の被害	棟数	全壊・全焼・流失		
		大規模半壊		
		中規模半壊		
		半壊・半焼		
		準 半 壊		
		準半壊に至らない (一部損壊)		
		床 上 浸 水		
		床 下 浸 水		
	世帯数及び人員	全壊・全焼・流失	世 帯	
			人 員	
		大規模半壊	世 帯	
			人 員	
		中規模半壊	世 帯	
			人 員	
		半壊・半焼	世 帯	
			人 員	
		準 半 壊	世 帯	
			人 員	
		準半壊に至らない (一部損壊)	世 帯	
			人 員	
		床 上 浸 水	世 帯	
			人 員	
		床 下 浸 水	世 帯	
			人 員	
		災害発生年月日		

表一18（世帯構成別被害状況）

震災編 P117

風水編 P65

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況 調

加 西 市

令和 年 月 日 時 分現在

中間（決定）報告

世帯構成員別 被害区分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 以 上 世 帯	計	小 学 生	中 学 生
全 壊（焼）													
流 失													
大規模半壊（焼）													
中規模半壊（焼）													
半 壊（焼）													
床 上 浸 水													

表一19 (避難所の名称、収容可能人員)

震災編 P113

風水編 P73

名 称	所 在 地	収容人員① (名) 2 m ² /1 名	収容人員② (名) 3.5 m ² /1 名	指定緊急避難場所				指定 避難所	電 話
				洪水	土砂 災害	地震	内水 氾濫		
北条小学校	北条町北条 1274	1, 050 (320)	600 (182)	○	○	○	○	○	42-0062
北条東小学校	北条町西高室 595-2	750 (280)	428 (160)	○	○	○	○	○	42-5052
富田小学校	窪田町 22	600 (240)	342 (137)	○	△	○	○	○	42-0262
賀茂小学校	福住町 840	700 (290)	400 (165)	○	○	○	○	○	46-0010
下里小学校	西笠原町 172-1	360	205	○	△	○	○	○	48-2009
九会小学校	中野町 5	700 (290)	400 (165)	○	○	○	○	○	49-0009
富合小学校	別府町甲 2664-2	650 (250)	371 (142)	○	○	○	○	○	47-0006
宇仁小学校	田谷町 784	500 (220)	285 (125)	○	○	○	○	○	45-0017
日吉小学校	和泉町 56	550 (230)	314 (131)	○	○	○	○	○	45-0019
西在田小学校	上道山町 47-1	600 (230)	342 (131)	○	△	○	○	○	44-0049
泉小学校	殿原町 54	650 (260)	371 (148)	○	○	○	○	○	44-0029
北条中学校	北条町北条 618	1, 050 (460)	600 (262)	○	○	○	○	○	42-6300
善防中学校	両月町 484-2	1, 050 (470)	600 (268)	○	○	○	○	○	48-2188
加西中学校	上宮木町 524	900 (550)	514 (314)	○	○	○	○	○	49-0200
泉中学校	満久町 685-11	1, 100 (420)	628 (240)	○	○	○	○	○	45-0151
加西特別支援学校	西笠原町 172-50	300 (260)	171 (148)	—	—	—	—	△	48-2304
いこいの村はりま	笹倉町 823-1	130	130	—	—	—	—	○	44-1750
アオノスポーツホテル	油谷町 639-3	100	100	—	—	—	—	○	45-1845
ホテルイン加西北条の宿	北条町栗田 7-7	221	221	—	—	—	—	○	050-5576-8100
オークタウン加西	鴨谷町 159-40	180	102	—	—	—	—	○	44-2595
すぱーく加西	北条町北条 1320-1	270	154	—	—	—	—	○	42-6302
勤労者体育センター	玉野町 1124	300	171	—	—	—	—	○	47-1420
健康福祉会館	北条町古坂 1072-14	740	422	—	—	—	—	○	42-6700
防災センター	北条町東高室 993-1	150	85	—	—	—	—	○	42-0119
市民会館	北条町古坂 1-1	500	500	—	—	—	—	○	43-0160
北部公民館	満久町 233-10	200	114	○	×	○	○	△	45-0103
南部公民館	上宮木町 524-2	200	114	○	○	○	○	○	49-0041
善防公民館	戸田井町 388-10	200	114	○	×	○	○	△	48-2643
北条高等学校	段下町 847-5	480	274	○	○	○	○	○	48-2311
播磨農業高等学校	北条町東高室 1236-1	460	262	○	○	○	○	○	42-1050
農業大学校	常吉町 1256-4	230	131	—	—	—	—	○	47-1551
アスティアかさい	北条町北条 28-1	412	235	—	—	—	—	○	42-6900

- 【備考】 1 本表のほか、各町公会堂等の協力を得ることとする。
- 2 区長は、公会堂等を避難所として開設した場合は、速やかに報告するものとする。
- 3 収容人員（ ）内の数値は体育館のみを開放した場合の収容数である。
- 4 「△」は土砂災害警戒区域内であるが、非木造2階建て以上のため注意が必要な施設とする。
- 5 収容人員②の居住スペースは、人道憲章と人道対応に関する最低基準人道憲章と人道対応に関する最低基準〔スフィア基準〕による。

福祉避難所

名 称	所 在 地	収容人員 (名)	電 話
加西市健康福祉会館	北条町古坂 1072-14	10	42-6700
介護老人保健施設加西白寿苑	北条町東高室 1231-1	10	43-9800
米田病院介護医療院	尾崎町 10-1	10	48-3591
特別養護老人ホーム加西の里	段下町 848-14	10	48-2552
加西の里デイサービスセンター		10	
加西の里高齢者支援ハウスひだまりの家		10	
加西の里グループホームたんぼぼの家		10	
介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	中西町 616-1	10	48-8190
障がい者支援施設希望の郷	野条町 86-93	10	48-2521
特別養護老人ホーム春夏秋冬	坂本町 1027-5	10	48-8888
ケアハウス香楽園	鶉野町 1750	10	49-2900
特別養護老人ホーム第二サルビア荘	国正町 1931-2	10	45-1801
第二サルビア荘デイサービスセンター		10	
障がい者支援施設ナーシングピア加西	国正町 1402-1	10	45-0688
小規模多機能型居宅介護事業所どっこいしょ	若井町 1001-1	10	44-8010
医療福祉センターきずな	若井町 83-31	10	44-2881

表一20 (市内米穀小売販売業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者)

震災編P119

風水編P79

1 米穀販売業者

名 称	所 在 地	電 話
JA 全農兵庫加西連合農業倉庫	琵琶甲町 250-8	48-3862
グリーンかさい	玉野町 1156-1	47-1286
かさい愛菜館	豊倉町 1261-81	47-8700
JA 兵庫みらい北条富田支店	北条町栗田 12-2	42-2733
JA 兵庫みらい善防支店	西笠原町 178-40	48-2211
JA 兵庫みらい加西支店	中野町 938-2	49-1011
JA 兵庫みらい多加野支店	和泉町 1142-5	45-0018
JA 兵庫みらい在田支店	殿原町 123-4	44-0301
イオンモール加西北条	北条町北条 308-1	45-3700
(有)山本米店	北条町北条 882	42-0346
マックスバリュ古坂店	北条町古坂 6 丁目 123	42-4970
さとうフレッシュバザール加西店	北条町古坂 6 丁目 61	42-0310
業務スーパー加西北条店	北条町東南 139-1	43-8818
菅原米穀有限会社	北条町黒駒 17	42-2099
岩本農機 (株)	尾崎町 434-1	48-2326
マックスバリュ加西中野店	中野町 1491-1	49-8977
プチマルシェ加西店	殿原町 242-3	44-0950
ハローズ加西店	北条町東高室 944-1	43-8610

2 乳児用ミルク小売業者

名 称	所 在 地	電 話
アルカドラッグ加西店	北条町北条 77-1	43-7077
イオンモール加西北条	北条町北条 308-1	45-3700
キリン堂加西横尾店	北条町横尾 825	43-7071
ファミリードラッグとまと	北条町横尾 870-1	42-0515
ドラッグストアコスモス古坂店	北条町古坂 7-33	43-7631
ウエルシア薬局加西北条店	北条町古坂 7-168	43-7227
ドラッグストアコスモス加西北条店	北条町東南 186 - 1	42-5838
キリン堂加西中野店	中野町 1-2	49-8010
スギドラッグ加西店	北条町東高室 948	33-9016

表一21 (炊き出し実施場所) 震災編P120 風水編P81

場 所	炊出し出役人員	能 力
北部給食センター	40	9,000 食分
南部給食センター	30	6,000 食分

※その他各町公会堂に協力を求める。

表一22 (応急給水用機器) 震災編P123 風水編P83

種 別	形 状	数 量	保 管 場 所
貨物自動車	—	2 台	環境部
給水タンク	1.0 t	1 台	山下町倉庫
	2.0 t	1 台	〃
ポリタンク	20 $\frac{\text{リ}}{\text{トル}}$	150	寺山配水池
〃	5 $\frac{\text{リ}}{\text{トル}}$	398	消防署
ウォーターバッグ	6 $\frac{\text{リ}}{\text{トル}}$	1500	明神山配水池

表一23 (被災者等生活必需物資・応急復旧用物資)

震災編P125

風水編P85

物 資 名	調達・斡旋依頼先	所 在 地	電話番号
発電機	三菱電機 (株) ・三菱電機 (株) 神戸製作所	東京都千代田区丸の内2-7-3 神戸市兵庫区和田崎町1-1-2	03-3218-2111 078-682-6003
投光器	パナソニック (株)	大阪府門真市大字門真1006	06-6908-1121
救助用毛布	日本毛布工業組合連合会	大阪府泉大津市旭町22-65	0725-33-4185
軍 手	加西商工会議所 日本作業手袋工業組合連合会	加西市北条町北条28-1 愛知県岡崎市美合町五本松68-1	0790-42-0416 0564-54-5532
ゴム長靴	兵庫県ゴム工業協同組合 日本ゴム工業会	神戸市中央区栄町通4-1-10 東京都港区元赤坂1-5-26	078-321-6391 03-3408-7101
ガソリン、灯油	兵庫県石油協同組合 全国石油業協同組合連合会	神戸市中央区海岸通2-2-3-501 東京都千代田区永田町2-17-14	078-321-5611 03-3593-5811
レンタカー	(一社)兵庫県レンタカー協会 (一社)全国レンタカー協会	神戸市東灘区魚崎浜町33 東京都港区芝大門1-1-30	078-453-6656 03-5472-7328
作業服、雨具等	日本織物中央卸商業組合連合会	東京都中央区日本橋堀留町1-9-6	03-3663-2101
防水、防災シート	日本フラットヤーン工業組合 日本ポリエチレン製品工業連合会	東京都中央区日本橋小舟町15-17	03-3661-3834
テント	T S P太陽 (株)	大阪市淀川区木川東4-8-33	06-6306-3150
白 菊	兵庫県生花商業協同組合 (一社)日本生花商協会	神戸市東灘区深江浜町1-1 横浜市金沢区鳥浜町1番地1	078-452-6266 045-779-2081
線 香	兵庫県線香協同組合	淡路市群家621	0799-85-1212
釘、針金類	兵庫県鉄工建設業協同組合 全国建設業協同組合連合会	神戸市中央区磯上通8-1-30 東京都中央区八丁堀2-5-1	078-232-1370 03-3553-0984
鋼 材	(一社)鉄鋼連盟	東京都中央区日本橋茅場町3-2-10	03-3669-4811
セメント	(一社)セメント協会	東京都中央区日本橋本町1-9-4	03-5200-5051
ガラス	兵庫県板硝子商工業協同組合 全国板硝子卸商業組合連合会	神戸市兵庫区切戸町2-8 東京都港区芝浦3-6-7	078-681-2166 03-3451-2140
畳	兵庫県畳商工業組合連合会 全日本畳事業協同組合	神戸市中央区相生町1-1-17 東京都台東区上野3-4-6	078-361-2356 03-3836-3989
石油ストーブ	兵庫県電機商業組合 (一社)日本ガス石油機器工業会	神戸市灘区徳井町1-2-34 東京都千代田区内神田1-5-12	078-821-4951 03-6811-7370
マット	全日本ベッド工業会	東京都台東区上野3-20-8	03-3832-7833
床敷きシート (断熱用)	日本フラットヤーン工業組合	東京都中央区日本橋小舟町15-17	03-3661-3834
土嚢用麻袋	小泉製麻 (株)	神戸市灘区新在家南町1-2-1	078-841-4141
のこぎり、金槌 ペンチ、スコップ	三木商工会議所 全国作業工具工業組合	三木市本町2-1-18 大阪市中央区南船場1-17-13	0794-82-3190 06-6268-5110
生コンクリート	大阪兵庫生コンクリート工業組合 全国生コンクリート工業組合連合会	大阪市北区梅田1-1-3 東京都中央区八丁堀2-26-9	06-6344-5231 03-3553-7231
コンクリートブロック	(公社)全国土木コンクリート ブロック協会	東京都文京区本郷3-17-13	03-5689-0491
アスファルト合材	兵庫県アスファルト合材協会 (一社)日本アスファルト合材協会	神戸市中央区多聞通4-4-13 東京都中央区八丁堀2-5-1	078-351-0146 03-3553-3746
骨材 (碎石)	兵庫県碎石事業協同組合 (一社)日本碎石協会	神戸市中央区北長狭通4-9-26 東京都品川区五反田2-12-19	078-334-0280 03-5435-8830

物 資 名	調達・斡旋依頼先	所 在 地	電話番号
骨材 (砂利)	兵庫県砕石事業協同組合 (一社) 日本砂利協会	神戸市中央区北長狭通 4-9-26 東京都千代田区神田駿河台 3-1	078-334-0280 03-5283-3451
木 材	兵庫県木材業協同組合連合会 (一社) 全国木材組合連合会	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 東京都千代田区永田町 2-4-3	078-371-0607 03-3580-3215
乾電池	(一社) 電池工業会	東京都港区芝公園 3-5-8	03-3434-0261
マッチ、ライター	(一社) 日本燐寸工業会	神戸市中央区北長狭通 5-5-12	078-341-4841
卓上コンロ	兵庫県 LP ガス協会	神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 5 階	078-361-8064
カセットボンベ	(一社) 日本ガス石油機器工業会	東京都千代田区内神田 1-5-12 北大手町スクエア 3 階	03-3252-6101
鍋、包丁、缶切り、やかん、しゃもじ	三木商工会議所	三木市本町 2-1-18	0794-82-3190
ポリタック、バケツ、洗面器	(一社) 西日本プラスチック製品工業協会	大阪市西区新町 1-3-12 四ツ橋セントラルビル	06-6538-6100
石鹼、洗剤	日本石鹼洗剤工業会	東京都中央区日本橋 3-13-11	03-3271-4301
歯磨粉、歯ブラシ	兵庫県医薬品卸業協会 日本歯磨工業会	神戸市中央区山本通 2-14-1 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-4	078-230-5302 03-3249-2511
ウェットティッシュ トイレットペーパー	全国家庭用薄葉紙工業組合連合会 (一社) 静岡県紙業協会	東京都中央区銀座 3-9-11 静岡県富士市大淵 2590-1	03-3249-4861 0545-35-5061
生理用品、大人用おむつ 紙おむつ、哺乳瓶等	兵庫県医薬品卸業協会	神戸市中央区山本通 2-14-1	078-230-5302
ポリ袋	日本ポリフィルム製品工業連合会	東京都中央区日本橋小舟町 15-17	03-3661-3834
懐中電灯	兵庫県電機商業組合 (一社) 電池工業会	神戸市灘区徳井町 1-2-34 東京都港区芝公園 3-5-8	078-821-4951 03-3434-0261
携帯ラジオ、扇風機 洗濯機、延長コード	兵庫県電機商業組合 (一財) 家電製品協会	神戸市灘区徳井町 1-2-34 東京都千代田区霞が関 3-7-1	078-821-4951 03-6741-5600
携帯カイロ	兵庫県医薬品卸業協会 (一社) 日本医薬品卸業連合会	神戸市中央区山本通 2-14-1 東京都中央区八重洲 1-7-20	078-230-5302 03-3275-1573
ガムテープ	積水化学工業株式会社 (一社) 全日本文具協会	大阪市北区西天満 2-4-4 東京都台東区浅草橋 1-3-14	06-6365-4122 03-5687-0961
洗濯用ロープ、洗濯バサミ	兵庫県医薬品卸業協会	神戸市中央区山本通 2-14-1	078-230-5302
紙皿、紙コップ	兵庫県紙器段ボール箱工業組合	神戸市兵庫区 新開地 5-1-7-701	078-341-2995
割 箸	有限会社箸市商店	東京都台東区清川 1-33-2	03-3876-1291
毛 布	日本毛布工業組合	大阪府泉大津市旭町 22-65	0725-33-4185
敷き・掛け布団	全国綿寝具工業組合連合会	愛知県名古屋市中区正木 1-13-14 愛知県製綿センタービル内	052-322-1785
シャツ、上衣、防寒具等	兵庫県縫製品工業組合 日本輸出縫製品工業組合 日本織物中央卸商業組合連合会	神戸市中央区元町通 5-8-21 大阪市福島区福島 1-3-9 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6	078-341-6284 06-6453-9221 03-3663-2101
乳児服	日本織物中央卸商業組合連合会	東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6	03-3663-2101
下 着	(一社) 日本ボディファッション協会	東京都中央区日本橋富沢町 7-13 エゾ 日本橋富沢町洋和ビル 7 階	03-5623-5983
タ オ ル バスタオル	日本タオル工業組合連合会	東京都中央区日本橋人形町 3-4-5	03-3663-1087
靴 下	兵庫県靴下工業組合 日本靴下工業組合連合会	高砂市神爪 1-13-20 東京都中央区東日本橋 2-27-4	079-432-3665 03-3851-4848

表一24 (主な建設業者の名簿) 震災編 P128 風水編 P88

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
加西地区建設業協会	加西市中西町 616	48-3823	

表一25 (救護所の設置予定場所) 震災編 P129 風水編 P76

名 称	所 在	収容可能 人 員	電気	水道	ガス
北条中学校体育館	加西市北条町北条 618	460	○	○	
善防中学校体育館	加西市両月町 484-2	470	○	○	
加西中学校体育館	加西市上宮木町 524	550	○	○	
泉中学校体育館	加西市満久町 685-11	420	○	○	
加西市防災センター	加西市北条町東高室 993-1	150	○	○	○
健康福祉会館	加西市北条町古坂 1072-14	740	○	○	○

表一26 (医療収容施設) 震災編 P130 風水編 P77

病 院 名	住 所	病 床 数						電 話 (FAX)
		精神	結核	一般	感染	透析	計	
市立加西病院	加西市北条町横尾 1 丁目 13			199	6		205	42-2200 (42-3460)
米田病院介護医療院	〃 尾崎町 10-1			120			120	48-3591 (48-3965)
北条田仲病院	〃 北条町北条 391-3			48		65	113	42-4950 (42-4587)

表一27 (加西市医師会救護隊編成表)

震災編 P130 風水編 P77

(令和7年6月)



表一28 (医療機関)

震災編P130

風水編P77

(令和7年6月)

医 療 機 関 名	所 在 地	診 療 科 名	電 話
あさじ医院	加西市若井町 2841-4	内	44-0225
あだち眼科	加西市北条町古坂 7 丁目 23	眼	43-7007
安積医院	加西市西剣坂町 9-1	内・循	46-0361
たまだ泌尿器科 クリニック	加西市北条町古坂 7 丁目 117	泌尿器・腎内	42-5900
いまだ眼科	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい2階	眼	43-3933
大杉内科医院	加西市別府町乙 11-2	内	47-0023
小野寺医院	加西市王子町 77-3	循・内・消内	48-3737
おりた外科胃腸科	加西市北条町古坂 6 丁目 17	外・胃・内・肛・ 整形・リハビリ	42-6000
みのりクリニック	加西市下宮木町 547-1	内・外・リハビリ 放射線	49-8470
きし医院	加西市北条町横尾 1091	精神・心療内科	43-8811
佐竹医院	加西市北条町北条 16	内・消内	42-4057
さたけ小児科	加西市北条町横尾 857	小児	43-1717
坂部整形外科	加西市北条町西高室 533-1	整形・リウマチ・リハビリ	43-1444
さかいこどもクリニック	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい2階	小児・アレルギー	43-0415
北条田仲病院	加西市北条町北条 391-3	内（人工透析） 整形・泌尿器	42-4950
安田内科・循環器内科 クリニック	加西市北条町古坂 671	内・循	43-7931
まえだ内科神経内科 クリニック	加西市野上町 274	神内・内・消内	45-2050
医療福祉センターきずな	加西市若井町 83-31	内・神内・小児・リハビリ	44-2881
なるせ皮膚科	加西市北条町古坂 7 丁目 12	皮	42-6767
西村耳鼻咽喉科	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい2階	耳	42-6020
堀井内科医院	加西市綱引町 518	内	49-0150
横田内科医院	加西市北条町東南 116-1	内	42-5715
米田病院介護医療院	加西市尾崎町 10-1	内	48-3591
かがわクリニック	加西市北条町西高室 595-11	脳神経外・内	43-8887
なかじま整形外科	加西市段下町 847-30	整形・リハビリ・リウマチ	48-2800
やまもと内科クリニック	加西市北条町横尾 1240	内	43-7775
市立加西病院	加西市北条町横尾 1 丁目 13	総合	42-2200

表ー29 (医薬品販売業者名簿)

震災編P131

(令和7年3月)

名 称	住 所	電 話	備 考
かもめ薬局北条店	加西市北条町北条 11-5	43-3210	
ティエス調剤薬局加西店	加西市北条町北条 28-1	42-3344	アステシアかさい2階
アルカドラッグ加西店	加西市北条町北条 77-1	43-7077	
イオン薬局加西北条店	加西市北条町北条 308-1	42-1530	
北条薬局	加西市北条町北条 390-1	43-0605	
キリン堂加西横尾店	加西市北条町横尾 825	43-7071	
ミクチ調剤薬局北条店	加西市北条町横尾 861	42-9300	
ファミリードラッグとまと薬局	加西市北条町横尾 870-1	42-0515	
ミクチ調剤薬局横尾店	加西市北条町横尾 1101	43-3001	
あさひ調剤薬局古坂店	加西市北条町古坂 888-1	43-2700	
ミクチ調剤薬局古坂店	加西市北条町町古坂 1253-1	42-5622	
かもめ薬局加西病院店	加西市北条町横尾 1 丁目 11	43-8880	
クオール薬局加西店	加西市北条町横尾 1 丁目 13-5	43-7389	
(有) トップ調剤薬局	加西市北条町古坂 6 丁目 14	42-5935	
キリン堂加西中野店	加西市中野町 1-2	49-8010	
セブン薬局	加西市北条町古坂 7 丁目 22	42-7770	
ドラッグストアコスモス古坂店	加西市北条町古坂 7 丁目 33	43-7631	
あすなろ薬局	加西市北条町古坂 7 丁目 118	43-3876	
ウエルシア加西北条店	加西市北条町古坂 7 丁目 168	43-7227	
さんさん薬局	加西市北条町東南 101-20	20-7505	
あさひ薬局剣坂店	加西市西剣坂町 9-3	46-1855	
ミクチ薬局王子店	加西市王子町 79-1	48-4511	
あさひ薬局段下店	加西市段下町 847-68	48-4688	
繁田薬局中野店	加西市中野町 53-2	49-2280	
ヒロタ薬局加西店	加西市下宮木町 550-1	49-3304	
加西・神野調剤薬局	加西市別府町丙 2-1	47-0741	
ミクチ薬局野上店	加西市野上町 272-7	45-1699	
在田薬局	加西市殿原町 664-5	44-0041	
ドラッグストアコスモス加西北条店	加西市北条町東南 186-1	42-5838	
わかば薬局北条店	加西市北条町横尾 1240	42-8088	
スギドラッグ加西店	加西市北条町東高室 948	33-9016	

表一30 (遺体収容所の場所、名称、収容能力)

震災編P138

風水編P90

所 在 地	名 称	収容能力	電 話
上宮木町 524-2	農村環境改善センター	160	49-1214
鴨谷町 159-40	オークタウン加西	160	44-2595

表一31 (災害弔慰金の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付等の概要)

震災編P139

風水編P103

1 市が行うもの

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額	
災害弔慰金	1 死亡者が発生した市町（兵庫県の区域外の市町村を含む）で住家の滅失数が5世帯以上発生した災害 2 死亡した場所の市町を含む兵庫県の区域内で災害救助法により救助が行われた市町がある災害 3 前項2と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で内閣総理大臣が別に定める災害	市の住民の内当該災害により死亡（災害後3ヶ月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族	
		区 分	死亡者1人当たりの支給限度額
		死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることが出来ることとなる者の生計を主として維持していた場合	500 万円
		その他の場合	250 万円
災害障害見舞金	同 上	負傷し、または疾病にかかり治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に精神または身体に障害がある住民	
		区 分	死亡者1人当たりの支給限度額
		被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることが出来ることとなったときに生計を主として維持していた場合	250 万円
		その他の場合	125 万円

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額
災害見舞金	市内において発生した暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災	1 住宅の全壊・全焼・流出 50,000 円/ 世帯 2 住宅の半壊・半焼 30,000 円/ 世帯 3 床上浸水・土砂等の堆積 20,000 円/ 世帯 ※ 被害者の責めに帰すべき理由により被害を受けた場合は支給しない。
災害支援金	同 上	1 住宅が全壊した場合 500,000 円/ 世帯 2 住宅が大規模半壊、半壊した場合 250,000 円/ 世帯 3 住宅が準半壊した場合 150,000 円/ 世帯 4 住宅が床上浸水した場合 50,000 円/ 世帯 ※ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している場合に限り、同制度の共済給付金に加えて支給する。
死亡弔慰金	同 上	死亡 30,000 円 1 死者が市内に住所を有する場合のみ遺族に支給する。 2 被害者の責めに帰すべき理由により被害を受けた場合は支給しない。 3 災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により災害弔慰金を支給する場合は支給しない。

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額		
災害 援 護 資 金	県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある 自然災害	市の住民の内県内で次の被害を受けた世帯の世帯主		
		被害の種類 及び程度	1世帯当たりの貸付限度額	
			世帯主の負傷 がある場合	世帯主の負 傷がない場 合
		家財の1/3以上の損 害及び住居の損害 がない場合	150万円	
		家財の1/3以上の損 害があり、かつ住 居の損害がない場 合	250万円	150万円
		住居が半壊した 場合	270万円	170万円
		上記の場合で住 居の残存部分を 取り壊さざるを 得ない場合等特 別の事情がある 場合	350万円	250万円
		住居が全壊した 場合	350万円	250万円
		上記の場合で住 居の残存部分を 取り壊さざるを 得ない場合等特 別の事情がある 場合	350万円	350万円
		住居の全体が滅 失した場合	350万円	350万円
○ 償還期間 10年（据置期間 3年又は5年）				
○ 利 子 年3%（据置期間は無利子）				
○ 方 式 元利均等方式 年賦償還又は半年賦				

2 県が行うもの

種類	災害発生 の場 所	災 害 の 規 模		支 給 額
災害 援 護 金	県 の 区 域 内	自然 災害	1 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき。 (被害数は、住家の全壊・全焼を1、半壊半焼を1/2、床上浸水は1/3で計算する。) 2 県知事が特に必要があると認めたとき。	1 住宅の全壊・全焼・流出 200,000 円/ 世帯 2 住宅の半壊・半焼 100,000 円/ 世帯 3 老人世帯等に係る 住宅の床上浸水、一部損壊 (10%以上) 50,000 円/ 世帯 4 重症の被災者 30,000 円/ 世帯
		そ の 他	1 災害救助法による救助が実施されたとき。 2 知事が特に必要があると認めたとき。	1 住家の全壊・全焼 50,000 円/ 世帯 2 住家の半壊・半焼 30,000 円/ 世帯
死 亡 見 舞 金	県 の 区 域 内	自然 災害	1 自然災害により死者が生じたとき。 2 県知事が特に必要があると認めたとき。	1 死亡した県民等 1 人につき 200,000 円 2 死亡した県民等以外 1 人につき 60,000 円
		そ の 他	1 災害救助法による救助が実施されたとき。 2 知事が特に必要があると認めたとき。	1 死亡した県民等 1 人につき 100,000 円 2 死亡した県民等以外 1 人につき 60,000 円
	県 の 区 域 外	国内に 限る	1 自然災害並びに災害救助法による救助が実施された。 その他の災害により死者 (県民に限る。)が生じたとき。 2 県知事が特に必要があると認めたとき	1 自然災害 県民である死者 1 人につき 200,000 円 2 その他災害 県民である死者 1 人につき 100,000 円

(注) 「県民等」とは次の者をいう。

- 1 県の区域内に住所を有する者
- 2 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- 3 県の区域内の学校に在学する者
- 4 その他これらに類する者

3 県社会福祉協議会が行うもの

災害により被害を受け生活困窮等になり、自立更正のために資金を必要とする低所得世帯を対象とする。

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 280 万円以内	6 カ月以内	7 年以内
	障がい者世帯 460 万円以内		9 年以内
住宅の増改築、補修など	250 万円以内	6 カ月以内	7 年以内
負傷又は疾病の療養	(1 年以内) 170 万円以内	6 カ月以上	5 年以内
	(1 年から 1 年半) 230 万円以内		
災害で臨時に必要となる経費	150 万円以内	1 年以内	7 年以内
住居の移転など	50 万円以内	6 カ月以内	3 年以内
緊急小口資金	10 万円以内	2 カ月以内	1 年以内

表一32 (被災者生活再建支援制度の概要) 震災編P140 風水編P103

1 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給限度額（複数世帯の場合）

住宅の再建の態様に応じて定額渡し切り方式で支給（使途制限なし）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	計
全壊（又は全部解体）、長期避難世帯	建設・購入	100 万円	200 万円	300 万円
	補 修		100 万円	200 万円
	賃 借		50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50 万円	200 万円	250 万円
	補 修		100 万円	150 万円
	賃 借		50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100 万円	100 万円
	補 修		50 万円	50 万円
	賃 借		25 万円	25 万円

(注) 1 単身世帯は上記限度額の 3/4

2 年齢、年収制限はなし

3 申請期間 自然災害発生から基礎支援金は 1 3 月間、加算支援金は 3 7 月間

表一33 (兵庫県住宅再建共済制度の概要)

震災編P142

風水編P107

区分	住宅再建共済	準半壊特約 (注)	家財再建共済
運用開始	平成 17 年 9 月	平成 26 年 8 月	平成 22 年 8 月
加入対象者	県内に存する住宅の所有者	住宅再建共済加入者	県内に存する住宅所有者
対象災害	台風、地震、落雷等のすべての自然災害		
共済負担金	年額 5,000 円/戸	年額 500 円/戸	年額 1,500 円
共済給付金	半壊以上の被害を受けた住宅 1 戸当たり定額給付	準半壊の被害を受けた住宅 1 戸当たり定額給付	被災住宅家財の補修・購入に給付
再建等給付金	全壊・大規模半壊・中規模半壊又は半壊で建替・再建	準半壊で建替・再建	全壊 50 万円 大規模半壊 35 万円 中規模半壊又は半壊 25 万円 床上浸水 15 万円
	600 万円 (注)	25 万円 (注)	
補修給付金	全壊 200 万円 大規模半壊 100 万円 中規模半壊又は半壊 50 万円	25 万円	
居住確保給付金	半壊以上で補修をせず賃貸住宅に入居等		
	10 万円	10 万円	

(注) 1 県外で再建・購入の場合は、1/2 の給付

2 賃貸住宅等は、県内での再建等のみに給付し、居住確保給付金の対象外

3 令和 2 年 10 月、県条例の一部改正に伴い、一部損壊特約を準半壊特約に名称変更

表一34 (感染症対策・保健衛生備蓄資材)

震災編P145

風水編P99

資 材 名	容 量	数 量	備 考
消 毒 剤 (塩化ベンザルコニウム)	200 ml	5	10ml を 1L にする (100 倍に薄める)
消 石 灰	20 kg	11	

表一35 (感染症対策・保健衛生調達資材)

震災編P145

風水編P99

資 材 名	調 達 先
消 石 灰	J A 兵庫みらい
消 毒 剤	薬 剤 師 会
殺虫剤 (DDVP)	〃

表一36 (し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者)

震災編 P148

風水編 P102

1 し尿収集・浄化槽清掃許可業者

(令和7年3月)

名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒6-3	42-4131 (42-4420)
小野衛生(有)	加西市北町269-5	44-2731 (44-2732)
(株)S I C	加古川市加古川町備後296	079-423-0358 (422-0771)
新北播企業(株)	西脇市郷瀬町398-1	0795-22-5731 (22-0402)
西播環境整備(株)	姫路市広畑区蒲田1-1516-7	079-237-0331 (237-3899)
(株)アクア・トゥエンティワン	姫路市刀出809	079-267-5521 (267-5530)
(株)大洋	姫路市山吹2-11-12	079-297-5411 (293-1182)
(株)文化設備	姫路市城東町104-3	079-284-4592 (284-4593)
はりま興業(株)	姫路市別所町佐土2-60-3	079-253-0133 (253-0135)
(株)アキタ	加西市下宮木町578-1	49-0399 (49-1465)
(株)クリエイト	加西市下宮木町577	49-0908 (49-1974)
(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	0795-23-3599 (22-0504)

2 一般廃棄物収集運搬許可業者

名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒6-3	42-4131 (42-4420)
小野衛生(有)	加西市北町269-5	44-2731 (44-2732)
(株)アキタ	加西市下宮木町578-1	49-0399 (49-1465)
(株)黒田建設	加西市鷺野町2195	49-1778 (49-1836)
(株)タイヨー環境サービス	姫路市豊富町豊富3171	079-265-3200 (265-3211)
北山産業(株)	神崎郡福崎町南田原3206-1	23-1310 (23-1311)
(有)ダイヨン環境管理	加古川市志方町横大路18-1	079-452-0413 (490-2332)
岩崎商店	加西市野田町142-3	20-0179 (20-0179)
谷田商店	加西市西谷町260	42-3966 (42-3966)
(株)巴山環境	小野市日吉町570-65	0794-63-2910 (63-2830)
小野労政	加西市北町167-1	44-2703 (44-1942)
朝田工業	加西市西笠原町292-1	48-2025 (48-3935)
(株)クリエイト	加西市下宮木町577	49-0908 (49-1974)
(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	0795-23-3599 (22-0504)

表一37 (西日本高速道路(株)の防災体制発令基準)

震災編 P150

風水編 P57

体制区分	発 令 基 準					
	地 震	異 常 降 雨				そ の 他
		連続雨量	組合せ雨量		その他	
			連続雨量	時間雨量		
特別巡回 及び点検	計測震度 3.5 以上					
警戒体制	計測震度 4.0 以上 4.5 未満	90 mm			大雨警報 が発令さ れた場合	1 各種警報（暴風警報、洪水 警報、山崩れ・地滑り等の警 報）が発令された場合 2 災害発生の恐れがある場合
緊急体制	計測震度 4.5 以上	180 mm	130 mm	35 mm		点検の結果通行止め（霧通 行止めは除く）
非常体制	1 広範囲長時間にわたり通行止めを必要とする場合 2 死傷者が多数で、その他社会的影響が甚大である場合 3 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県において、震度6弱以上の地震が 発生した場合					

(注) 降雨が、途中時間降雨量2mm以下の状態で6時間以上中断した場合は連続雨量としない。

表一38 (市所有車両一覧表)

震災編 P161

風水編 P95

(令和7年8月)

品 名	数 量	品 名	数 量
乗 用 車	33	し 尿 収 集 車	1
ワ ゴ ン 車	4	ゴ ミ 収 集 車	3
マイ ク ロ バ ス	3	油 圧 シ ョ ベ ル	1
貨 物	70	身 障 者 輸 送 車	4
ダ ンプ カ ー	7	そ の 他	4
—	—	計	112

※ その他は、ホイールローダー、フォークリフト、道路パトロールカー。

表一39 (調達燃料 (市内給油所))

震災編P161

風水編P95

(令和7年7月)

事業所名	所在地	電話
出光リテール販売(株)兵庫四国カンパニーセルフ加西SS	加西市北条町東南87-5	42-5049
北条SS 植田石油(株)	加西市北条町北条61-1	42-2222
EneJet 加西 植田石油(株)	加西市北条町西高室545-1	42-2920
高部石油(株)セルフ加西ハイツSS	加西市北条町横尾1丁目2	0120-569-810
藤原石油店 北条SS	加西市北条町西高室278-1	42-0696
(有)岩崎石油店加西南SS	加西市西笠原町510-1	48-2792
西村石油(株)加西SS	加西市下宮木町456-1	49-1114
吉田石油加西SS	加西市山枝町375-5	47-0218
J A全農兵庫ジョイナス九会SS	加西市下宮木町545	49-0339
西村石油(株)泉SS	加西市鴨谷町655-2	44-0920
植田石油(株)殿原SS	加西市殿原町408-1	44-1020
内藤石油店西野々SS	加西市西野々町91-4	45-0163
コスモ石油販売(株)京阪神カンパニーセルフステーションかさい	加西市北条町古坂5丁目2	0120-776-241
(株)吉田石油店 加西インターSS	加西市中富町513-5	44-2252

表一40 (罹災証明書様式)

震災編P181

風水編P107

第 号				
罹 災 証 明 書				
世 帯 主 住 所		加西市 町		
氏 名		世帯員 名		
罹 災 状 況	罹災の原因	害		
	罹災年月日 時 刻	令和 年 月 日 時頃		
	罹 災 場 所	加西市 町		
	罹災の程度		被害の程度	被害状況
		家 屋		
		人 員		
		住家等 以外の 物 件		
世 帯 員	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
上記のとおり、罹災したことを証明する。 令和 年 月 日 加西市長				

表一41 (激甚災害指定基準)

震災編 P182

風水編 P108

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
公共施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 (第3条、4条)	(A基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞当該年度の全国標準税込額×0.5% (B基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞当該年度の全国標準税込額×0.2% かつ 1 一の都道府県の査定見込額＞当該年度の当該都道府県の標準税込額×25% の都道府県が1以上 又は 2 都道府県内市町村の査定見込額＞都道府県内市町村の標準税込額×5% の都道府県が1以上
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (第5条)	(A基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% の都道府県が1以上 又は 2 一の都道府県の査定見込額＞10億円の都道府県が1以上
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (第6条)	1 第5条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しなくても、 漁業被害見込額＞農業被害見込額 かつ、以下のいずれかに該当する場合 1 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5%を超える場合 2 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%を超え、第8条の措置が適用される場合 ※ いずれも、当該被害見込額が5千万円以下の場合は除く。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (第8条)	(A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県の農業者数×3%

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)	(A基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×5% (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×1.5% かつ 1 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得推定額×60%の都道府県が1以上 又は 2 一の都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×1%の都道府県が1以上 ただし、A、Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等 (第12条)	(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2% (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ 1 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の当該年度の中小企業所得推定額×2%の都道府県が1以上 2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (第16条) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (第17条) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (19条)	激甚法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
罹災者公営住宅建設事業 に対する補助の特例 (第22条)	(A基準) 被災地全域滅失戸数$\geq 4,000$戸 (B基準) 1 被災地全域滅失戸数$\geq 2,000$戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は 2 被災地全域滅失戸数$\geq 1,200$戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上
小災害債に係る元利償還 金の基準財政需要額への 参入等 (第24条)	激甚法第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される 場合
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

表一42 (局地激甚災害指定基準)

震災編P182

風水編P108

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
公共施設災害復旧事業等に 関する特別財政援助 (第3条、4条)	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額$>$ 当該市町村の当該年度の標準税収入$\times 50\%$(査定事業費が1千万円 未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した 額が概ね1億円未満である場合を除く。 2 1の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に 掲げる災害に該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係 る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
農地等の災害復旧事業費等に係る補助の特別措置 (第5条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (第6条)	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が概ね1千万円未満のものを除く。） ただし、上記に該当しなくても、 漁業被害額＞農業被害額 かつ、 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額＞漁業所得推定額×10%（被害額が1千万円未満の場合は除く）を超える市町が1以上ある場合 ※ 市町ごとの被害額が5千万円未満の場合は除く。 2 1の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。）
森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満のものを除く。） かつ、 1 大火災による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha 2 その他の災害にあつては、要復旧見込面積＞当該市町村の私有林面積（人工林に係るもの）×25% の市町が1以上ある場合
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等 (第12条)	中小企業関係被害額＞当該年度の中小企業所得推定額×10%（ただし、被害額が1千万円未満を除く） ただし、当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合は除く。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 (第24条)	激甚法第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

表一43 (国の財政援助の概要)

震災編P182

風水編P108

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処するための特 別財政援助等に関する法律 (以下「激甚法」という。) 第3条1項
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法	同 上
都市災害復旧事業 (街路、公園等)	予算補助	—
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	激甚法第3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条1項
社会福祉施設災害復旧事業 生活保護施設 児童福祉施設 養護老人ホーム 身体障害者社会参加支援施設 障害者支援施設 女性自立支援施設	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 障害者総合支援法 売春防止法	同 上
感染症予防施設災害復旧事業 及び感染症予防事業	感染症法	同 上
堆積土砂排除事業 〔 公共的施設区域内 〕 〔 公共的施設区域外 〕	予算補助	同 上
湛水排除事業	—	激甚法第3条1項及び第10条

事 業	国 の 財 政 援 助 等	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
農地等災害復旧事業 〔 農地、農業用施設、林道の 災害復旧事業及び農業用施 設、林道の災害関連事業 〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫 補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同 上	激甚法第6条
天災による被害農林漁業者等に対する 資金融通	天災による被害農林漁業者等 に対する資金の融通に関する 暫定措置法	激甚法第8条
中小企業信用保険法による災害関係保 証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	激甚法第16条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の 特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助	—	激甚法第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第22条
公共土木施設、公立学校施設、農地及 び農業用施設等小災害復旧事業	—	激甚法第24条

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
雇用保険法による休職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 〔し尿処理施設、ゴミ処理施設等〕	同上	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上

表一44 (相互応援協定・応援協定一覧)

震災編P90・P142

風水編P36・P106

1 相互応援協定

相互応援協定一覧

	協 定 名 称	締 結 日	協 定 締 結 先
1	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	平成 8 年 1 月 16 日	兵庫県、神戸市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、宍粟郡病院事務組合管理者、公立豊岡病院組合管理者、公立八鹿病院組合管理者
2	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成 10 年 3 月 16 日	県下各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会、兵庫県
3	災害時相互応援協定	平成 10 年 1 月 17 日	姫路市
4	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成 17 年 9 月 1 日	県下各市町、県下各事務組合、兵庫県
5	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成 18 年 11 月 1 日	兵庫県及び県下各市町
6	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成 18 年 11 月 1 日	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、多可町、稲美町、播磨町
7	災害時等の応援に関する申し合わせ	平成 24 年 11 月 28 日	国土交通省近畿地方整備局
8	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	平成 25 年 4 月 1 日	砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、赤穂市、篠山市、加東市、三次市、山鹿市
9	播磨広域防災連携協定	平成 26 年 4 月 22 日	姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、明石市
10	兵庫県広域消防相互応援協定	平成 25 年 10 月 23 日	県下各市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合消防本部合併
11	中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	平成 23 年 2 月 23 日	中国自動車道沿線市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合

2 応援協定

応援協定一覧

	協定名称	締結日	協定締結先
1	災害時における応急食糧等の確保に関する協定	平成7年12月27日	加西商工会議所
2	防災エキスパートの活用に関する協定	平成10年6月15日	財団法人 兵庫県建設技術センター
3	災害時における加西市と加西市内郵便局との相互協力に関する覚書	平成13年1月17日	加西市内郵便局
4	災害時における市内新聞販売店との支援協力に関する協定	平成14年1月17日	市内各新聞販売店
5	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成15年4月14日	生活協同組合コープこうべ
6	緊急時における生活物資確保に関する覚書	平成15年4月14日	生活協同組合コープこうべ
7	緊急時における生活物資の供給協力に関する協定	平成18年9月13日	イオン株式会社 西日本カンパニー
8	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成22年1月13日	株式会社フジ（旧 マックス バリュ西日本株式会社）
9	災害時における物資の供給に関する協定	平成23年9月13日	セッツカートン株式会社
10	災害時における応急対策業務に関する協定	平成24年5月1日	加西市建設協会
11	災害時における相互協力に関する協定	平成24年5月8日	西日本高速道路株式会社 関西支社
12	災害時における応急対策業務に関する協定	平成24年6月5日	加西地区建設業協会
13	災害時における緊急測量業務に関する協定	平成24年8月10日 【改正】 令和5年10月23日	加西測量設計業協会
14	災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定	平成24年12月25日	兵庫県電気工事工業組合支部
15	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	平成25年5月31日	日本郵便株式会社 （播磨広域連携協議会として締結播磨地域12市9町）
16	災害時における応急対策業務応援に関する協定	平成25年7月12日	加西ダンプカー協会
17	災害時における支援協力に関する協定	平成27年4月14日	兵庫みらい農業協同組合
18	災害時における応援協力に関する協定	平成27年6月1日	フジ地中情報株式会社 所管：上下水道管理課
19	加西市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	平成28年5月23日	社会福祉法人加西市社会福祉協議会
20	災害時における物資提供等の協力に関する協定	平成28年7月25日	王子コンテナ株式会社 兵庫工場
21	災害時における量の提供等に関する協定	平成28年9月8日	5日で5000枚の約束。プロジェクト 実行委員会
22	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	平成28年10月1日	兵庫県行政書士会 （播磨広域連携協議会（明石市除く）として締結）
23	災害時における支援協力に関する協定	平成29年4月28日	一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部

24	加西市と兵庫県信用組合との包括連携協定	平成 30 年 9 月 20 日	兵庫県信用組合 所管:政策課
25	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	令和元年 7 月 24 日	一般社団法人兵庫県トラック協会
26	災害時における物資提供等の協力に関する協定	令和元年 8 月 1 日	株式会社ジュンテンドー
27	災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年 12 月 3 日	ヤフー株式会社
28	災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定	令和 2 年 2 月 21 日	大阪広域生コンクリート 協同組合
29	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	令和 2 年 3 月 26 日	加西造園緑化組合
30	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	令和 2 年 8 月 21 日	ルートインジャパン株式会社
31	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	令和 2 年 9 月 28 日	イオンリテール株式会社 近畿カンパニー
32	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	令和 3 年 2 月 1 日	株式会社 加西北条都市開発
33	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	令和 4 年 3 月 16 日	関西電力送配電株式会社 兵庫支社姫路電力本部
34	災害時における施設利用の協力に関する協定	令和 4 年 4 月 8 日	株式会社ケイミックスパブリックビジネス
35	災害時における施設利用の協力に関する協定	令和 4 年 4 月 8 日	特定非営利活動法人加西市スポーツ協会
36	災害時の物資提供、応急対策活動等に関する協定	令和 4 年 7 月 1 日	株式会社ハローズ
37	災害時における物資輸送等に関する協定	令和 5 年 2 月 21 日	福山通運株式会社加西支店
38	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	令和 5 年 7 月 20 日	株式会社デベロッパ
39	災害時における物資等の供給協力に関する協定	令和 5 年 7 月 27 日	株式会社スギ薬局
40	災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定	令和 5 年 8 月 10 日	社会福祉法人円融会(3 施設)、 社会福祉法人敬愛互助会(1 施設)、 社会福祉法人しあわせ福祉会 (4 施設)、特定医療法人社団順 心会(1 施設)、社会福祉法人宝 成会(1 施設)、医療法人社団弘 秀会(1 施設)、社会福祉法人ゆ たか会(2 施設)、社会福祉法人 養徳会(1 施設)
41	大規模災害発生時における指定福祉避難所の加西市健康福祉会館への応援協力に関する協定	令和 5 年 8 月 10 日	社会福祉法人加西市社会福祉協議会
42	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	令和 6 年 3 月 28 日	兵庫県司法書士会
43	災害時における連携協力に関する協定	令和 6 年 8 月 26 日	兵庫県弁護士会
44	災害時における物資等の供給に関する協定	令和 7 年 3 月 27 日	兵庫ヤクルト販売株式会社
45	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	令和 7 年 7 月 15 日	一般社団法人日本ムービング ハウス協会・株式会社 SIC

加西市水防計画

目 次

第1章	総 則	1
第2章	水防組織と機構	1
1	組織	1
2	加西市水防機構	2
第3章	水防体制及び活動	4
1	水防配備体制	4
2	非常配備体制における配置人員表	5
第4章	事務及び任務分担	6
第5章	水防要員の配置	9
1	水防本部	9
2	各水防部	9
3	水防活動隊	9
第6章	重要水防地区及び地区水防区	10
1	河川	10
2	要監視ため池	10
3	急傾斜地崩壊危険箇所	11
第7章	水位の通報	14
第8章	情報連絡及び水防信号	15
1	情報連絡系統図	15
2	緊急通信施設	15
3	水防信号	15
第9章	水防監視	16
1	量水標の監視	16
2	堤防の監視	16
3	水門及びため池の監視	16
4	危険区域の巡視	16
5	情報連絡	16
6	水防定員	16

7 重要水防箇所	1 6
8 重点監視区間	1 6
第10章 輸送の確保	1 7
第11章 関係団体との相互の協力応援及び連絡	1 8
1 県水防機関との連絡	1 8
2 隣接水防管理団体の協力応援	1 8
3 警察署との協定	1 8
4 自衛隊との協力	1 9
第12章 居住者等の出動	1 9
第13章 市内一般に対する周知	2 0
1 周知事項	2 0
2 周知の方法	2 0
第14章 費用負担と公用負担	2 0
1 費用負担	2 0
2 公用負担権限証明書	2 0
3 公用負担命令書	2 1
第15章 水防倉庫の位置	2 2
1 水防倉庫の位置	2 2
2 水防資機材の備蓄数量	2 2
3 雨量計の位置	2 2
第16章 水防記録	2 3
第17章 報告	2 4
1 県知事への報告	2 4
2 所轄土木事務所長への報告	2 4
3 水防管理者への報告	2 4
第18章 水防計画及び水防訓練	2 9
第19章 水防地区避難所	2 9

付 録

水防関係機関電話番号簿	3 1
加西市水防協議会条例	3 3
加西市水防協議会委員名簿	3 5

第 1 章 総 則

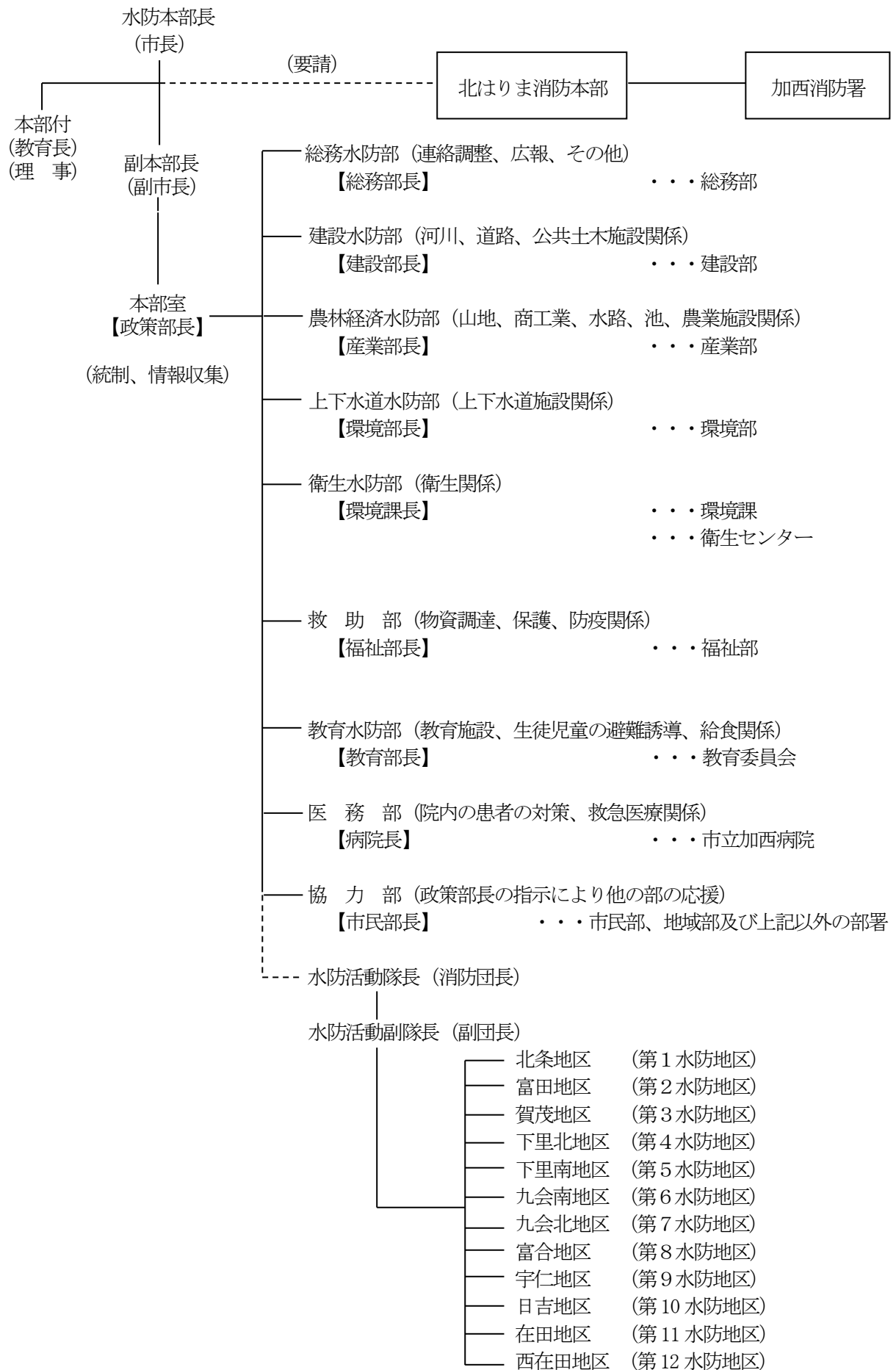
この計画は、水防法第 33 条第 1 項に基づき、同法第 1 条の目的を達成するため、管内の各河川、ため池及び内水（同法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ）等に対する、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための活動、関係団体との協力、応援並びに水防施設の整備及び運用について大綱を示したものである。

第 2 章 水防組織と機構

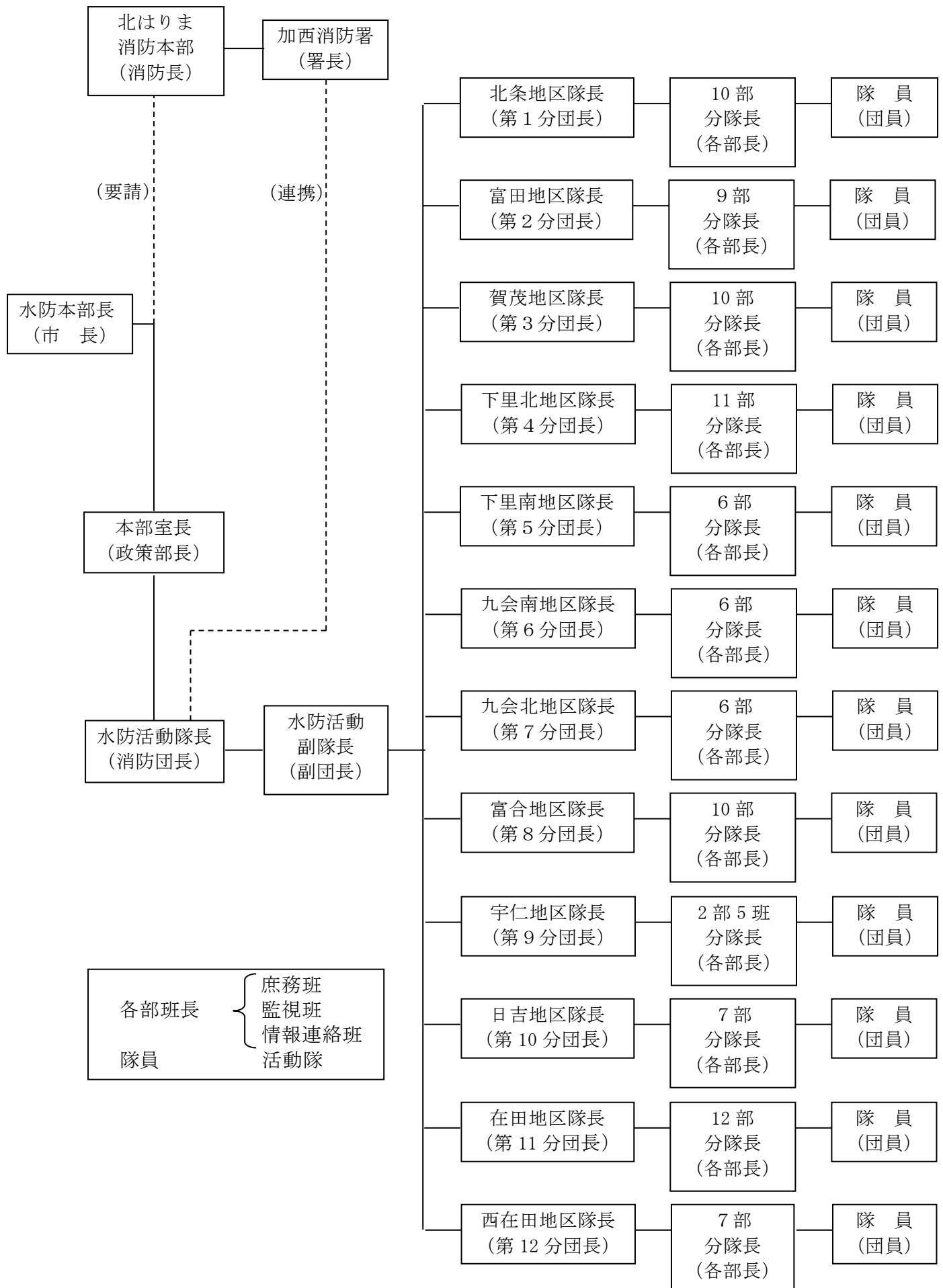
1 組 織

- (1) 水防管理者は、市内において水防を要する事態が予測される場合は、市域内における水防業務を統括するため、水防本部を設置し、本部室を市役所政策部内に置く。
- (2) 水防本部設置と同時に水防活動隊を編成し、消防団を水防活動隊とし、事務所を政策部防災課（消防署内）に置く。
- (3) 全市域を 12 水防地区に分け水防活動隊長統括のもとに、それぞれ水防地区隊を置く。

2 加西市水防機構



(加西市水防隊警備指令伝達系統)



第3章 水防体制及び活動

1 水防配備体制

非常配備につく時期及び解除は、水防本部長より指令するが、その基準は次のとおりとする。

(1) 第1号非常配備体制の時期と活動

水防本部長は、次の場合少数の人員を配備して気象情報及び水位に注意して、その連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに人員の招集その他の水防活動ができる体制をとるものとする。

- ① 小規模の災害が発生した場合
- ② 県水防指令第1号が発令されたとき。
- ③ 次の各警報が発令されたとき。
大雨警報、暴風警報、洪水警報
- ④ ため池等の水位が最高水位に達すると予測されるとき。
- ⑤ 万願寺川及び下里川の水位が水防団待機水位に達すると予測されるとき。
- ⑥ 震度4の地震が発生したとき。（自動発令）

(2) 第2号非常配備体制の時期と活動

水防本部長は、次の場合気象情報の連絡水位又は池の警戒を厳にし、所属人員の半数を招集して緊急事態に備えて警戒体制をとるものとする。

- ① 中規模の災害が発生した場合又は水防事態発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
- ② 県水防指令第2号が発令されたとき。
- ③ 万願寺川及び下里川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ④ ため池等の危険が予知されるとき。
- ⑤ 水防警報の「準備」が発せられたとき。
- ⑥ 震度5弱又は強の地震が発生したとき。（自動発令）

(3) 第3号非常配備体制の時期と活動

水防本部長は、次の場合直ちに災害発生のおそれのある所にあらゆる資材と所属人員全員を配備し、危険の排除につとめ、本部は常に水防活動状況を把握し、災害の発生を阻止するものとする。

- ① 大規模の災害が発生又は事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって第2号非常配備体制で処理しかねると考えられるとき。

② 次の各特別警報が発令されたとき。

大雨特別警報、暴風特別警報

③ 県水防指令第3号が発令されたとき。

④ 万願寺川及び下里川の水位が避難判断水位に達すると予測されるとき。

⑤ ため池等の危険が切迫したとき。

⑥ 水防警報の「出動」が発せられたとき。

⑦ 震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動発令）

(4) 解 除

水位が水防団待機水位以下に低下し、災害発生のおそれなくなったときに、上部機関と連絡を取り解除する。

(5) 安全配慮

水防活動を実施する場合はライフジャケットを着用し、安否確認のために災害時でも利用可能な通信機器を携行する。また、ラジオなど最新の気象情報を入手できる状態にするなど、自分自身で安全の確保に努め、二次災害の防止に努める。

水防活動は原則として複数人で行い、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

指揮者は水防団員の安全確保のため活動可能時間等を水防団員等へ周知し、共有するほか活動中の不測の事態に備え、退避場所、退避を指示する場合の合図等を事前に徹底する。

水防活動の指揮者又は、監視員は現場状況の把握に努め、必要に応じた退避を含む指示や疲労した水防団員の交代など、安全の確保に努める。

2 非常配備体制における配置人員表

各非常配備体制における人員の配置は次の表により本部長が命ずる。

各非常配備体制における配置人員数

	第1号非常配備体制	第2号非常配備体制	第3号非常配備体制
各 水 防 部	総 務 水 防 部 5 名 建 設 水 防 部 6～7 名 農林経済水防部 5～6 名 上下水道水防部 4～5 名 衛 生 水 防 部 2 名 救 助 部 6～7 名 教 育 水 防 部 5～6 名 協 力 部 15～17 名	職員の 1/2	所属人員全員
水 防 活 動 隊 (消防団)	状況により団員の全部若しくは一部又は地区別に分けて招集できる。		

第4章 事務及び任務分担

水 防 部 名	事 務 分 掌
水防本部長 (市 長)	管内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を統括する。
水防副本部長 (副市長)	本部長を補佐し、本部長不在の場合はこれを代行する。
水防本部付 (教育長)	本部長・副本部長を補佐し、本部長・副本部長不在の場合はこれを代行する。
本 部 室	1 本部長の命を受け管内の情報の収集、水防命令の伝達水防活動全般を各水防部に指示する。 2 各水防部が収集した情報、水防活動の結果等を本部長に報告する。 3 各水防部間の相互応援、情報交換活動調整を行う。 4 水防本部の開設及び閉鎖に関すること。 5 水防指令の発令及び解除に関すること。 6 配備体制その他本部命令の下达に関すること。

水 防 部 名	事 務 分 掌
総務水防部	1 気象情報の受信及び伝達に関すること。 2 自衛隊及び関係機関への連絡及び要請に関すること。 3 被害状況及び応急対策のとりまとめに関すること。 4 災害状況写真の撮影及び収集に関すること。 5 報道機関との連絡広報に関すること。 6 災害対策物資の調達・公用車の配車に関すること。 7 従事命令、避難命令伝達に関すること。 8 災害関係費支出に関すること。 9 その他、水防事務全般及び食料の調達調整に関すること。
建設水防部	1 道路、河川、水路、橋梁に関する被害状況調査及び災害応急対策の実施に関すること。 2 道路等の安全確保に関すること。 3 市営営住宅の被害状況調査及び災害応急対策の実施に関すること。 4 急傾斜地、砂防、地すべりの被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 5 水防資材の搬送に関すること。 6 その他、建設部所管に関すること。
農林経済水防部	1 山腹崩壊、崩壊土砂流出の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 2 農林水産業の被害状況調査及び応急対策の指導に関すること。 3 ため池、農業用水路、井せき、農道の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 4 商工業関係の被害状況調査に関すること。 5 その他、産業部の所管に関すること。
上下水道水防部	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 2 上下水道施設の安全確保に関すること。 3 簡易水道施設の被害状況調査及び応急対策の指導に関すること。 4 非常用給水に関すること。 5 水質検査に関すること。 6 仮設トイレの設置に関すること。 7 水洗化家屋の汚水処理に関すること。 8 その他、環境部の所管に関すること。
衛生水防部	1 遺体の埋火葬に関すること。 2 災害時における清掃に関すること。 3 し尿処理に関すること。 4 仮設トイレの管理に関すること。 5 環境衛生施設等の被害状況調査及び応急対応に関すること。 6 廃棄物処理に関すること。 7 その他、環境部の所管に関すること。
救 助 部	1 人、住家の被害状況調査に関すること。 2 救助物資の調達配布に関すること。 3 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 4 医薬品、衛生材料の調達配布に関すること。 5 感染症対策に関すること。 6 遺体の収容及び処置並びに行旅病人の保護に関すること 7 その他、福祉部の所管に関すること。

水 防 部 名	事 務 分 掌
教育水防部	1 教育班 (1) 教育施設の被害状況調査及び応急対策実施に関すること。 (2) 児童生徒の安全確保に関すること。 (3) その他、教育委員会の所管に関すること。 2 給食班 (1) 炊出しに関すること及び炊出し食の配布に関すること。 (2) 応急用食料の調達に関すること。 3 避難所の開設及び撤収に関すること。
医 務 部	1 病院施設の被害状況調査及び応急対策実施に関すること。 2 院内患者の安全確保に関すること。 3 救急患者の治療、処置に関すること。 4 その他、病院所管に関すること。
協 力 部	1 本部室の指示により他の水防部の応援をする。 2 各部等の所管に関すること。
水防活動隊 (消防団)	1 庶務班 隊員の招集及び他の班に属さないこと。 2 監視班 受持水防区を巡視し堤防及び要水防箇所の監視及び報告 3 情報連絡班 水防地区隊長、水防活動隊及び消防署へ状況連絡、報告 4 活動隊 水防作業に関すること。

第5章 水防要員の配置

1 水防本部

	長	要 員	備 考
水防本部長	1		
副本部長	1		
本部付	1		
本部室長	1		
計	4		

2 各水防部

	長	要 員	備 考
各 水 防 部	9	650	市職員すべてを含む

3 水防活動隊

	長	要 員	備 考
水防活動隊長	1		
水防活動副隊長	3		
水防地区隊長	12		
庶務班	98		各部班長1名
監視班	98		〃
情報連絡班	98		〃
活動隊		860	
計	310	860	

第6章 重要水防地区及び地区水防区

1 河 川

(令和元年度 加東土木事務所)

番号	河川名	水防地区	重 要 水 防 区 域				
			左右岸別	延長(m)	地 点 名	予想される危険	対策水防工法
1	千歳川	第2水防地区	左右	500	(主) 三木穴栗線 ～市道奥所橋	堤防高	積土俵
2	普光寺川	第10水防地区	左右	500	市道竹正橋 ～才ノ木橋	洗掘	木流し

2 要監視ため池

(令和7年度 農林整備課)

水防地区名	ため池名	管理者名	危険な場所及び状況	堤高(m)	被害予想(戸、ha)
第1水防地区	西四ツ池	北条町東高室	堤体老朽漏水有	4.6	家屋 53 耕地 7.0
〃	中四ツ池 (中ノ池)	北条町東高室	堤体老朽漏水有	4.7	
〃	東四ツ池 (下ノ池)	北条町東高室	堤体老朽漏水有	5.3	
第5水防地区	笠原大池	西笠原町	堤体老朽漏水有	5.1	家屋 33 耕地 2.0
〃	皿池	西笠原町	堤体老朽漏水有	3.4	家屋 33 耕地 2.0
〃	成池	倉谷町	堤体老朽漏水有	6.5	家屋 13 耕地 11.0
第9水防地区	新池	国正町	堤体老朽漏水有	8.4	家屋 4 耕地 2.0
〃	五領ヶ谷池	国正町	堤体老朽漏水有	7.4	家屋 14 耕地 4.8
第11水防地区	宮ヶ谷池	佐谷町	堤体老朽漏水有	6.0	家屋 3 耕地 2.0
計 9箇所 (備考) ため池の管理者は町区長					

3 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地の崩壊防止のための規制は、建築基準法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県条例により災害区域の指定、禁止、制限等の規制を行う。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家５戸以上の箇所）

（平成 15 年国交省調査）

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延 長 (m)	斜面高さ (m)	備 考
1	下万願寺	下万願寺町	33	250	40	
2	上道山	上道山町	60	230	37	
3	下若井	若井町下若井	45	350	60	
4	下道山(1)	下道山町	45	170	36	
5	〃 (2)	〃	38	85	73	
6	満久	満久町	30	60	7	
7	殿原(1)	殿原町	40	300	48	
8	〃 (2)	〃	35	180	48	
9	古坂	北条町古坂	40	130	17	
10	東南	北条町東南	45	80	20	
11	福住	福住町	45	230	23	
12	上万願寺(1)	上万願寺町	30	130	56	
13	下万願寺(2)	下万願寺町	60	75	32	
14	〃 (3)	〃	30	65	78	
15	上道山(2)	上道山町	35	110	38	
16	〃 (3)	〃	35	100	56	
17	上若井(1)	若井町	35	110	28	
18	〃 (2)	〃	30	115	53	
19	下道山(3)	下道山町	30	70	37	
20	笹倉(1)	笹倉町	40	240	20	
21	佐谷	佐谷町	30	105	22	
22	河内	河内町	40	90	35	
23	殿原(3)	殿原町	36	140	27	
24	笹倉(2)	笹倉町	40	100	20	
25	古坂(2)	北条町古坂	30	150	58	
26	大柳	大柳町	60	240	32	
27	玉丘	玉丘町	32	160	36	
28	山下	山下町	30	240	28	
29	中山	中山町	30	120	30	
30	古坂	北条町古坂	40	650	40	

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家１～４戸の箇所）

（平成 15 年国交省調査）

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延 長 (m)	斜面高さ (m)	備 考
1	上万願寺A	上万願寺町	36	80	48	
2	〃 B	〃	30	90	98	
3	〃 H	〃	35	165	45	
4	〃 C	〃	35	100	33	
5	〃 I	〃	40	90	39	
6	〃 D	〃	35	120	44	
7	〃 E	〃	40	160	12	
8	〃 F	〃	35	80	20	
9	〃 G	〃	35	50	12	
10	下万願寺A	下万願寺町	35	85	24	
11	〃 B	〃	30	50	25	
12	〃 C	〃	30	80	26	
13	〃 D	〃	40	80	30	
14	〃 E	〃	33	50	34	
15	上道山A	上道山町	30	50	29	
16	〃 B	〃	70	110	60	
17	〃 C	〃	70	120	75	
18	下若井	若井町下若井	60	120	56	
19	上若井A	若井町上若井	55	70	20	
20	〃 B	〃	30	40	12	
21	〃 C	〃	50	80	35	
22	〃 G	〃	50	230	100	
23	〃 H	〃	50	320	70	
24	〃 E	〃	30	60	114	
25	〃 F	〃	45	130	50	
26	〃 D	〃	30	90	18	
27	〃 I	〃	35	40	42	
28	〃 J	〃	30	60	35	
29	下道山	下道山町	45	70	26	
30	大内A	大内町	40	80	14	
31	〃 B	〃	40	105	12	
32	上芥田C	上芥田町	40	100	143	
33	〃 D	〃	40	95	64	
34	〃 E	〃	60	320	25	
35	〃 A	〃	70	50	22	
36	〃 B	〃	30	170	22	
37	〃 F	〃	40	85	44	
38	〃 G	〃	60	200	20	
39	〃 H	〃	35	65	55	
40	〃 I	〃	44	50	26	
41	下芥田A	下芥田町	35	75	28	
42	〃 B	〃	35	165	37	
43	佐谷C	佐谷町	40	125	75	
44	〃 A	〃	50	120	22	
45	〃 B	〃	30	95	24	
46	河内A	河内町	31	60	40	

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延 長 (m)	斜面高さ (m)	備 考
47	河内B	河内町	32	75	80	
48	〃 C	〃	40	110	84	
49	〃 D	〃	40	75	50	
50	〃 E	〃	60	320	22	
51	別所	別所町	35	35	14	
52	河内F	河内町	30	30	20	
53	和泉	和泉町	50	50	18	
54	山田A	山田町	30	60	28	
55	〃 B	〃	35	70	24	
56	馬渡谷	馬渡谷町	32	140	31	
57	鍛冶屋	鍛冶屋町	60	80	6	
58	国正C	国正町	37	160	38	
59	〃 A	〃	30	120	44	
60	〃 B	〃	40	110	10	
61	小印南	小印南町箱木	35	90	16	
62	田谷	田谷町	50	30	6	
63	鴨谷	鴨谷町	55	30	24	
64	古坂	北条町古坂	50	240	40	
65	畑	畑町箱木	35	90	20	
66	西谷	西谷町	40	125	12	
67	窪田	窪田町	45	65	8	
68	吸谷A	吸谷町	35	50	46	
69	〃 B	〃	30	95	32	
70	黒駒	北条町黒駒	30	130	12	
71	福居A	福居町	65	60	26	
72	〃 B	〃	30	170	40	
73	小谷	北条町小谷	33	125	33	
74	栗田	北条町栗田	60	50	6	
75	笹倉	笹倉町	32	100	36	
76	玉丘	玉丘町	65	80	26	
77	朝妻	朝妻町	45	50	14	
78	繁晶	繁晶町	45	50	5	
79	豊倉	豊倉町	50	370	34	
80	山下A	山下町	55	65	12	
81	〃 B	〃	40	70	22	
82	〃 C	〃	50	80	14	
83	西剣坂	西剣坂町	50	55	12	
84	中山A	中山町	40	90	50	
85	〃 B	〃	60	60	60	
86	〃 C	中山町奈良井	65	90	33	
87	下芥田C	下芥田町	60	360	50	
88	笹倉	笹倉町	30	100	33	

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

(平成 15 年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延 長 (m)	斜面高さ (m)	備 考
1	河内(1)	河内町	60	290	64	
2	〃 (2)	〃	30	320	68	
3	〃 (3)	〃	70	160	70	
4	〃 (4)	〃	34	145	76	
5	〃 (5)	〃	30	275	50	
6	国正(1)	国正町	30	120	40	
7	〃 (2)	〃	60	370	45	
8	笹倉	笹倉町	30	296	30	
9	奥猫尾	三口町奥猫尾	30	200	48	
10	河内(6)	河内町	31	288	76	
11	〃 (7)	〃	34	360	40	
12	倉谷	倉谷町	30	290	86	
13	国正(3)	国正町	33	213	60	

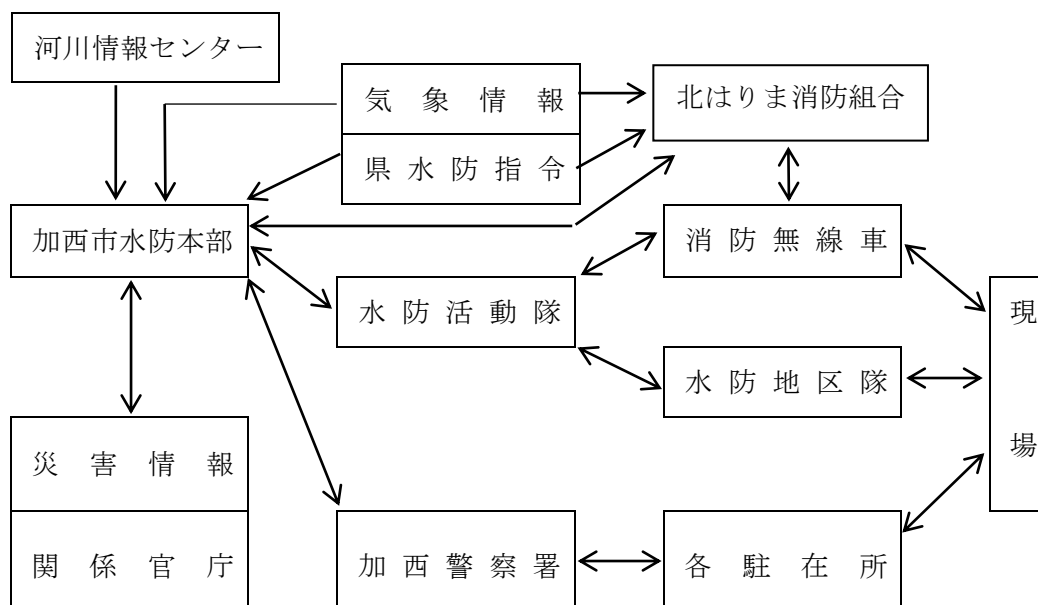
第 7 章 水位の通報

量水標の設置箇所の各水位は次のとおりである。

河 川 名 (水位観測所)	種 別	水 位					所 在 地
		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	氾濫開始 相当	
加古川上流 (板波)	自 記	2. 0 0	3. 5 0	4. 2 0	5. 0 0	—	西 脇 市
万 願 寺 川 (山枝)	自 記	1. 4 0	2. 0 0	2. 1 0	2. 9 0	3. 8 0	山 枝 町
万 願 寺 川 (中野)	自 記	1. 8 0	2. 6 0	2. 7 0	3. 3 0	4. 3 2	中 野 町
下 里 川 (下里)	自 記	1. 7 0	2. 5 0	2. 9 0	3. 8 0	6. 4 6	両 月 町
手前川調節池 分土工水位 (アクアスカさい)	自 記	1. 2 0	1. 6 0	—	—	—	西上野町

第8章 情報連絡及び水防信号

1 情報連絡系統図



2 緊急通信施設

水防法第 27 条第 2 項の規定により水防のため緊急を要するときは、次の通信施設を利用する。

- (1) 消防署通信施設
- (2) 市役所行政通信施設
- (3) 北条鉄道通信施設
- (4) 県加東土木通信施設
- (5) K D D I 通信施設
- (6) 警察通信施設
- (7) 国土交通省通信施設
- (8) N T T 通信施設
- (9) 防衛省通信施設
- (10) 上記通信施設が使用不能の場合は次の通信施設
 - ① アマチュア無線施設
 - ② その他業務用通信施設

3 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

(1)	第1信号	河川又はため池では量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速20m程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの
(2)	第2信号	水防団員及び消防機関に属する者が直ちに出動すべきことを知らせるもの
(3)	第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
(4)	第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

第9章 水 防 監 視

1 量水標の監視

監視員及び連絡員を定め、監視員は降雨及び暴風のときは常に量水標の監視に当たり、連絡員は、水防団待機水位(通報水位)に達したとき直ちに水防本部に急報するものとする。減水したときも同様とする。また、河川水位が避難判断水位及び氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき、河川管理者は水防管理団体及び関係機関に通知する。

2 堤防の監視

- (1) 水防団待機水位(通報水位)に達したとき、監視員、連絡員の設置を消防団長に依頼する。
- (2) 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、監視員等を重点監視区間の監視に当たらせる。
- (3) 監視員等は浸透、浸食等、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を水防本部に報告し、水防本部は水防管理者および関係機関へ通知する。

3 水門及びため池の監視

- (1) 水門及びため池の管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員等は、平時から工作物の点検を行い出水時の操作に支障のないようにする。
- (3) 監視員等は、水防団待機水位(通報水位)により出動し、水門及びため池の警戒、操作にあたるとともに、その状況を水門管理者及び水防本部に報告する。
- (4) 水門及びため池の管理者は、前号の報告の状況によって必要な処置をとるとともに、水防本部長と協議し、その状況を土木事務所、農林振興事務所、土地改良事務所等に報告する。

4 危険区域の巡視

水防本部は、水防状況を把握するため必要あるときは巡視班を編成して区域内の河川堤防等を巡回し、その結果を水防本部長に報告する。

5 情報連絡

土木事務所、農林振興事務所、土地改良事務所、水防管理者、水門・ため池管理者は、情報を伝達する箇所及び使用する通信施設等をあらかじめ定めて情報を交換する。

6 水防定員

指定水防管理団体の水防団員の定員基準は、概ね次を標準とする。

- (1) 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20mにつき 1 人
- (2) その他の箇所は延長 50m につき 1 人。ただし、水防管理者が支障がないと認める場合は、その標準以下に減することができる。

7 重要水防箇所

市内の水防区域のうち、現状及び洪水の場合において、公共に影響を及ぼす影響の大きい河川を重要水防箇所とする。

8 重点監視区間

県管理の洪水予報河川及び水位周知河川の堤防で、出水時に堤防機能に支障を及ぼす変状(浸透・浸食等)の生ずる可能性が相対的に高い区間を重点監視区間とする。

第 10 章 輸送の確保

- 1 気象その他の状況により災害の発生が予測されるとき又は災害が現に発生したときは、必要物資の輸送車を確保するものとする。

2 市保有車両一覧表

(令和 7 年 8 月)

車 種 区 分	乗用車	ワゴン車	マイクロバス	貨物	ダンプカー	し尿収集車	ゴミ収集車	油圧ショベル	身障者輸送車	その他	計
政 策 部	4		1	1							6
地 域 部				3							3
総 務 部	12	1		18	2						33
市 民 部				3							3
福 祉 部	2	2		9					4		17
産 業 部				4							4
建 設 部				8	1					1	10
環 境 部	5			3							8
クリーンセンター				2	4		3	1		2	12
衛生センター				1		1					
病 院	7			2							9
議 会 事 務 局	1										1
教 育 委 員 会	2		1	16							19
計	33	3	2	70	7	1	3	1	4	3	127

※ その他は、ホイロローダー、道路パトカー、フォークリフト

第 1 1 章 関係団体との相互の協力応援及び連絡

1 県水防機関との連絡

- (1) 県において開催する水防連絡会において水防体制の強化充実を図り、水防実施が円滑に行われるようにする。
- (2) 県水防組織としての現地指導（加東土木事務所）と緊密な情報連絡をとるとともに技術指導を受ける。
- (3) ため池については、加古川流域土地改良事務所の指導を受ける。

2 隣接水防管理団体の協力応援

- (1) 同一河川沿岸の水防管理団体は、出水時において自己の管轄内の量水標水位が水防団待機水位に達したとき、直ちに直下流の水防管理団体にその水位を急報する。
- (2) 氾濫注意水位に達したとき、避難判断水位に達したとき、及び氾濫注意水位から減水したときも同様とする。
- (3) 他の水防管理団体から応援を求められてきたときは、水防法第 2 3 条に基づき行動するものとする。

3 警察署との協定

水防業務が円滑に推移されるため次の点につき合意協定する。

(1) 警察通信施設の使用（水防法第 2 7 条）

水防上緊急の必要のある場合には、水防管理者、水防活動隊長又は水防地区隊長その他水防関係者（以下「水防関係者」という。）は、警察通信施設を使用することができる。警察は、その使用につき便宜供与するが、警察の緊急業務には優先しない。

(2) 警戒区域設定（法第 2 1 条）

水防関係者が警戒区域を設定（可能な限り事前協議する。）した場合、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、また退去を命ずる業務は、消防が担当する。ただし、その業務を円滑に遂行するため警察官はこれを援助する。

(3) 警察官の援助要求（法第 2 2 条）

水防管理者は、水防上必要があるときには警察署長に対し警察官の派遣を要求することができる。

警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

(4) 立退指示（法第 2 9 条）

水防管理者は、水防上著しく危険が切迫し必要と認める区域の居住者に対し避難のために立退きを指示した場合（可能な限り事前協議する。）は、警察署長にこの旨通知するものとする。

警察署長は、水防上著しく危険が切迫している区域で水防関係者が現場にいない場合で事前協議のできない場合は、警職法第4条の規定により警察独自の判断によって立退き避難をさせることができる。この場合、事後に水防関係者に通知し協議するものとする。

4 自衛隊との協力

水防管理者所有の水防機関の全能力以上を必要とする非常事態の発生が予想されるときは、陸上自衛隊中部方面特科連隊又は陸上自衛隊第8高射特科群に協力を求めるものとする。

自衛隊の協力を求めるときは、水防管理者は、県民局長、自衛隊地方協力本部（含む各分駐所）及び警察署長等と、十分連絡をとり、県知事に上申するとともに、陸上自衛隊に通報する。

第12章 居住者等の出動

水防のため止むを得ない必要があるときは、水防本部長の命により、その区域内に居住する者を次による水防に従事させることができる。（水防法第24条）

1 年齢18才以上45才未満の身体強健な男子とする。

2 各戸1人出動

市内水防区の町戸主会又は自治会において要員を編成の上器具類を携行し応援出動するものとする。

出動人員の編成は班ごとに30～50名とする。

3 総出動

状況により満18才より50才までの男子総員出動を命ずることがある。

第 1 3 章 市内一般に対する周知

1 周知事項

次の各号にて必要と認められるもの。

- (1) 気象予報
- (2) 災害予報
- (3) 災害情報と水防情報
- (4) 避難の警告と立退先の指示
- (5) 居住者の水防出動
- (6) 水防解除
- (7) その他の必要な事項

2 周知の方法

(1) 発 表

発表は、水防本部長が行い、その他の者がみだりに独自の判断をもって行ってはならない。

(2) 周知の手段

- ① デジタルサイネージ、文書掲示、市公告掲示板、広告板
- ② かさいライフナビ、防災ネット、広報車、サイレン、伝令

第 1 4 章 費用負担と公用負担

1 費用負担

加西市水防本部の水防に要する費用は、水防法第 4 1 条により市が負担するものと他の水防管理団体に対する応援のために要する費用は、管理団体の協議によって決める。

また、本市水防用の水防活動によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、水防法第 4 2 条によって当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

2 公用負担権限証明書

水防法第 2 8 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、市長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これ等の者の委任を受けた者は付図に示す証明書を携行し、必要ある場合はこれを掲示すべきものとする。

3 公用負担命令書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、原則として付図に示す証票2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡さなければならぬ。

令和 年 月 日		加西市水防管理者	加西市市長
右の者は、〇〇区域における水防法第二十八条第一項の権限行使を委任したことを証明します。		氏職 名名	公用負担命令権限証

令和 年 月 日		加西市水防管理者	加西市市長
水防法第二十八条第一項により、使用（収用処分）する。		第 号 目的物	公用負担命令書

第 1 5 章 水防倉庫の位置

1 水防倉庫の位置

水 防 地 区	名 称	所 在 地	管理責任者名
加西消防署内	水防倉庫	加西市北条町東高室 993-1	消防署長
加西消防署北分署	北分署水防倉庫	加西市満久町 220	北分署長

2 水防資機材の備蓄数量 (令和 7 年 7 月現在)

資材器具名		備蓄場所・数量	加西消防署 数 量
水 防 資 材	杭（鉄・木）		1,308 本
	土のう袋		9,000 袋
	ビニールシート		350 枚
	トラロープ		24 束
	P P ロープ		5 束
	縄		6 束
水 防 器 具	スコップ 角		9 本
	スコップ 剣先		122 本
	じょれん		51 本
	カケヤ		34 本
	ツルハシ		27 本
	ハンマー		10 本
	一輪車		18 台

3 雨量観測所の位置

観測所名称	所 在 地	管 理 者
北 条	加西市北条町黒駒	国土交通省 姫路河川国道事務所
加 西	加西市北条町横尾	兵庫県 加東土木事務所
中 野	加西市中野町	兵庫県 加東土木事務所
加西市役所	加西市北条町横尾	加西市（POTEKA）H31～
善防中学校	加西市両月町	加西市（POTEKA）H29～
加西中学校	加西市上宮木町	加西市（POTEKA）H31～
泉中学校	加西市満久町	加西市（POTEKA）H29～
糺屋ダム畑分水工	加西市畑町	加西市（POTEKA）R5～

第 16 章 水 防 記 録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

水防本部長は、次の水防記録を作成し報告準備をする。

- 1 水防実施状況報告書
- 2 水防法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- 3 水防法第 24 条の水防従事者又は雇い入れられた者の住所、氏名及び出勤時間並びにその理由
- 4 水防法第 25 条の堤防その他施設の決壊状況
- 5 水防法第 28 条第 1 項により収用又は購入の器具、資材所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 水防法第 28 条第 1 項により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- 7 水防法第 28 条第 1 項により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 水防法第 29 条の立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況
- 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- 11 現場指導の公務員の職、氏名
- 12 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職名及び手当
- 13 水防作業に使用した材料及びその数量及び水防工法
- 14 警戒中の水位観測表
- 15 水防法第 34 条の水防協議会の設置
- 16 水防法第 32 条第 1 項の 2 の水防訓練の概要

第 1 7 章 報 告

1 県知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川に関しては土木事務所を、ため池に関しては土地改良事務所を経由して 10 日以内に報告するものとする。

- (1) 水防記録中の 1、第 4 号、第 5 号、第 8 号、第 11 号、第 12 号及び第 15 号の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 所轄土木事務所長への報告

水防管理者は、次の事項についてはその都度加東土木事務所長へ報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫開始相当水位に達したとき及び氾濫注意水位から減水したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 水防警戒を解除したとき。
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 水防法第 23 条第 1 項による他の消防機関又は水防団の応援を求めたとき。
- (6) 水防法第 25 条による堤防その他施設の決壊の状況
- (7) 水防法第 29 条による立退き指示の事項
- (8) その他緊急報告を必要と認める事項

上記の事項の内、第 1 号については別に直下流水防管理者、ダム、水門、こう門、ため池の管理者へ、第 2 号、第 6 号及び第 7 号については警察署長、近隣水防管理者、市福祉事務所長へ通報する。

3 水防管理者への報告

- (1) 水防活動隊長は、次の事項を本部室長へ報告又は伺うものとする。
 - ① 水防のため出動待機及び解除命令の時刻（伺）
 - ② 水防隊の出動人員職氏名及び出動中の時間（記録し報告）
 - ③ 堤防その他の施設等の損傷箇所、種類、延長及びこれに対する処置工法並びにその効果（速報）
 - ④ 資材、器具等の使用量（速報又は記録）
 - ⑤ 資材、器具の破損数量（速報又は記録）
 - ⑥ 水防記録中第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 9 号、第 11 号及び第 12 号の事項（速報）

(2) 水防地区隊長は、次の事項を本部室長へ報告するものとする。

- ① 警戒中の水位観測。
- ② その他警戒中の水位並びに災害危険の状況。

(3) 本部室長は、次の事項を水防管理者へ報告するものとする。

- ① 神戸地方気象台長の発表する気象情報（速報）
- ② 万願寺川及び下里川の水位が氾濫注意水位に達したとき、及びため池の危険が予知せられたとき。（速報）
- ③ 万願寺川及び下里川の水位が避難判断水位に達したとき、及びため池の危険が予知せられたとき。（速報）
- ④ 万願寺川及び下里川の水位が氾濫危険水位に達したとき、及びため池の危険が切迫したとき。（速報）
- ⑤ 万願寺川及び下里川の水位が氾濫開始相当水位に達したとき、及びため池の危険が切迫したとき。（速報）
- ⑥ 上記第1号及び第2号の事項

災害被害状況報告
(時 分現在) 部

受付日時	受 付 者	連 絡 者	被 害 場 所	被 害 状 況	処 置 経 過	被害金額

【被害状況等報告】

災害対策本部の設置状況（ 月 日 午前・午後 時現在）

報告年月日		市町名	
報告者名		設置日時	午前 午後 時 月 日 月 日
災对本部の名称		廃止日時	午前 午後 時 月 日 月 日
水防本部の名称		設置日時	午前 午後 時 月 日 月 日
		廃止日時	午前 午後 時 月 日 月 日
災害対策基本法に基づき対策本部の有無	有・無	消防団員の出動状況	消防団員の出動状況
災害救助法の適用状況	適用市町名	消防団員の出動状況	消防団員の出動状況
	適用年月日	消防団員の出動状況	消防団員の出動状況
	平成 年 月 日	消防団員の出動状況	消防団員の出動状況
	午前 午後 時 分	消防団員の出動状況	消防団員の出動状況
避難の勧告・指示のあった市町名（地区名）		勧告・自主避難の別	勧告・自主 午前 午後 時 月 日 月 日
災害の原因		避難の勧告・指示等の状況	避難の勧告・指示等の状況
災害が発生した日時		避難の勧告・指示等の状況	避難の勧告・指示等の状況
災害が発生した場所又は想定される被災場所		避難の勧告・指示等の状況	避難の勧告・指示等の状況

被害区分		市町名		被害		被害区分		市町名		被害	
人的被害	死者	死者	人								
	行方不明	行方不明	人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊（全焼）	全壊（全焼）	棟								
	半壊（半焼）	半壊（半焼）	棟								
	一部破損	一部破損	棟								
被害	床上浸水	床上浸水	棟								
	床下浸水	床下浸水	棟								
非住家	公共建物	公共建物	棟								
	その他	その他	棟								
	田	流出・埋没	ha								
	畑	冠水	ha								
	文教施設	流出・埋没	ha								
	病院	冠水	ha								
	決壊	冠水	世帯								
	道路	冠水	世帯								
	橋梁	流出	世帯								
		破損	世帯								

「火災発生」の欄には、災害に起因して発生した火災のみを記入すること。

被害状況報告・補助資料

		(市 町)			日	月	現在
被害の種類		地区名 (河川・路線名)	被害の規模・概要	備考			
人的被害							
住家被害							
〔主なもの〕 その他の被害							

第 18 章 水防計画及び水防訓練

- 1 市は、県の水防計画に応じた水防計画を毎年策定し、加東土木事務所を経由して県知事に協議しなければならない。
- 2 水防計画を変更したときは、その都度協議するものとする。
- 3 協議を終了した水防計画は関係警察署に通知しておくものとする。
- 4 指定水防管理団体（本市）は、水防訓練を行うものとする。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて、避難所における避難者の過密抑制、避難所開設・運営訓練実施時における感染症対策についてこれまで以上に留意した水防計画及び水防訓練の推進に努めることとする。

第 19 章 水防地区避難所

水防地区名	名 称	所 在 地	収容人員(名)	電 話
第 1 水防区	北条小学校	北条町北条 1274	1,050 (320)	42-0062
〃	北条東小学校	北条町西高室 595-2	750 (280)	42-5052
第 2 水防区	富田小学校	窪田町 22	600 (240)	42-0262
第 3 水防区	賀茂小学校	福住町 840	700 (290)	46-0010
第 4.5 水防区	下里小学校	西笠原町 172-1	650	48-2009
第 6 水防区	九会小学校	中野町 5	700 (290)	49-0009
第 8 水防区	富合小学校	別府町 2664-2	650 (250)	47-0006
第 9 水防区	宇仁小学校	田谷町 784	500 (220)	45-0017
第 10 水防区	日吉小学校	和泉町 56	550 (230)	45-0019
第 12 水防区	西在田小学校	上道山町 47-1	600 (230)	44-0049
第 11 水防区	泉小学校	殿原町 54	650 (260)	44-0029
第 1 水防区	北条中学校	北条町北条 618	1,050 (460)	42-6300
第 3.4.5 水防区	善防中学校	両月町 484-2	1,050 (470)	48-2188
第 7 水防区	加西中学校	上宮木町 524	900 (550)	49-0200
第 10.11 水防区	泉中学校	満久町 685-11	1,100 (420)	45-0151

（備考） 本表のほか、水防地区ごとに公民館（集会所）等を避難所として開設することができる。この場合すみやかに本部に報告をするものとする。

※ 収容人員（ ）内の数値は体育館のみを開放した場合の収容数である。

付 録

水防関係機関電話番号簿

加西市水防協議会条例

加西市水防協議会委員名簿

水防関係機関電話番号簿

名 称	所 在 地	市外局番	電話番号
加西市水防本部（加西市役所）	加西市北条町横尾 1000	0790	42-1110
小野市役所	小野市中島町 531	0794	63-1000
加古川市役所	加古川市北在家 2000	079	421-2000
姫路市役所（危機管理室）	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地	079	221-2090
西脇市役所	西脇市下戸田 128-1	0795	22-3111
加東市役所	加東市社 50 番地	0795	42-3301
福崎町役場	福崎町南田原 3116-1	0790	22-0560
市川町役場	市川町西川辺 165-3	0790	26-1010
多可町役場	多可町中区中村町 123	0795	32-2380
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078	341-7711
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	〃	078	362-9988
兵庫県広域防災センター	三木市志染町御坂 1-19	0794	87-2920
兵庫県人と防災未来センター	神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2	078	262-5050
兵庫県加東土木事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795	42-9387
〃 加古川流域土地改良事務所	三木市宿原字寺ノ前 70	0794	82-0520
〃 加東農林振興事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795	42-9429
〃 北播磨県民局	加東市社字西柿 1075-2	0795	42-9308
〃 東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079	421-9016
〃 警察本部	神戸市中央区下山手通 5-4-1	078	341-7441
〃 加西警察署	加西市北条町東高室 873-7	0790	42-0110
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4-5	078	241-9889
陸上自衛隊伊丹駐屯地	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	072	782-0001
〃 姫路駐屯地	姫路市峰南町 1-70	079	222-4001
〃 青野原駐屯地	小野市桜台 1	0794	66-7301
北はりま消防本部（警防課）	西脇市野村町 1796-502	0795	27-8123
〃 （西脇消防署）	西脇市野村町 1796-502	0795	22-0119
〃 （加西消防署）	加西市北条町東高室 993-1	0790	42-0119
〃 （加東消防署）	加東市上中 778-52	0795	42-0119
小野市消防本部	小野市王子町 809	0794	63-0119
加古川市消防本部	加古川市加古川町北在家 2000	079	424-0119
姫路市消防局	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地	079	223-0003
兵庫県加東健康福祉事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795	42-9355
関西電力発送電(株)兵庫支社 姫路電力本部社配電営業所	姫路市十二所前町 117 加東市社 1446-1	079	229-9145
		0800	777-8085
N T T 西日本兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078	393-9440
兵庫県 L P ガス協会	神戸市中央区下山手通 6-3-28	078	361-8064

名 称	所 在 地	市外局番	電話番号
市立加西病院	加西市北条町横尾 1-13	0790	42-2200
加西地区建設業協会	加西市中西町 616	0790	48-3823
兵庫県加西警察署 北条交番	加西市北条町北条 11-6	0790	42-0110
〃 網引駐在所	加西市網引町 842-4	0790	49-1496
〃 宇仁 〃	加西市油谷町 462-5	0790	45-1484
〃 上野 〃	加西市上野町 286-1	0790	44-0212
〃 大村 〃	加西市尾崎町 411-1-1	0790	48-2010
〃 賀茂 〃	加西市福住町 1173-2	0790	46-0804
〃 鴨谷 〃	加西市鴨谷町 1262-1	0790	44-1841
〃 富合 〃	加西市山枝町 480-24	0790	47-1140
〃 富田 〃	加西市西上野町 474-6	0790	42-4977
〃 中野 〃	加西市中野町 37-3	0790	49-0257
〃 西在田 〃	加西市下道山町 418-2	0790	44-1933
〃 日吉 〃	加西市和泉町 689-6	0790	45-0170
〃 三口 〃	加西市三口町 1108	0790	48-2611
水防活動隊長 (消防団長)	加西市笹倉町 162	0790	44-0256
副隊長 (副団長)	加西市北条町北条 344-10	0790	42-8990
副隊長 (副団長)	加西市中野町 1494-139	0790	49-1243
副隊長 (副団長)	加西市若井町 2554	0790	44-0523
北条地区隊長 (1 分団長)	加西市北条町古坂 408	0790	42-2336
富田地区隊長 (2 分団長)	加西市西谷町 40	0790	42-3054
賀茂地区隊長 (3 分団長)	加西市西横田町 731-2	0790	20-7614
下里北地区隊長 (4 分団長)	加西市尾崎町 411-2	0790	48-2177
下里南地区隊長 (5 分団長)	加西市戸三口町 744	080-3030-0397	
九会南地区隊長 (6 分団長)	加西市中野町 856-2	0790	20-5240
九会北地区隊長 (7 分団長)	加西市下宮木町 235	0790	49-1500
富合地区隊長 (8 分団長)	加西市別府町甲 1505-4	0790	47-0373
宇仁地区隊長 (9 分団長)	加西市小印南町 992-1	0790	45-0828
日吉地区隊長 (10 分団長)	加西市大工町 4-1	0790	45-9490
在田地区隊長 (11 分団長)	加西市北町 274-1	090-1029-0965	
西在田地区隊長 (12 分団長)	加西市北条町横尾 1269 - 2	090-7117-7188	

加西市水防協議会条例

加西市条例第15号

昭和55年12月20日

(目 的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定に基づき、
加西市水防協議会（以下「協議会」という。）その他必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 加西市地域の水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (2) 市域水防計画の作成とその実施を推進すること。
- (3) 市域に係る水害が発生した場合において、当該水防に関する情報の収集と応急措置に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する義務

(組 織)

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員 16人以内
- (2) 水防関係団体の代表者 6人以内
- (3) 学識経験のある者 3人以内

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は再任されることができる。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のあるもののうちから会長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補 則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加西市水防協議会委員名簿

(令和7年9月)

区 分	役 職 名	氏 名
会 長	加西市長	高 橋 晴 彦
1 号 委 員	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長	金 川 正 敏
	兵庫県北播磨県民局加東健康福祉事務所長	圓 尾 文 子
	兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所長	佐 藤 彰 浩
	兵庫県加西警察署長	井 上 一 馬
	加西市副市長	井 上 利 八
	加西市教育長	菅 野 恭 介
	加西消防署長	小 林 克 樹
	市立加西病院事業管理者兼病院長	生 田 肇
2 号 委 員	加西市消防団長	甘 中 直 樹
	加西市消防団副団長	小 西 俊 光
	加西市消防団副団長	三 宅 雅 也
	加西市消防団副団長	篠 倉 幹 雄
3 号 委 員	河川を守る会会長	石 野 正 弘